

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和２年２月28日

【発行者名】 バークレイズ・ポートフォリオ
(Barclays Portfolios SICAV)【代表者の役職氏名】 取締役 ニコラス・オドノーグ
(Nicholas O'Donoghue)【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、セニンガーバーグ L - 1748、
ルー・エメー通り 6 番地
(6, rue Lou Hemmer, L - 1748 Senningerberg,
Grand Duchy of Luxembourg)【代理人の氏名
又は名称】 弁護士 三 浦 健【代理人の住所
又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る外国投資法人の名称】

バークレイズ・ポートフォリオ -

バークレイズ・グローバルベータ

- 1 . バークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 1
(Barclays GlobalBeta Portfolio 1)
- 2 . バークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 2
(Barclays GlobalBeta Portfolio 2)
- 3 . バークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 3
(Barclays GlobalBeta Portfolio 3)
- 4 . バークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 4
(Barclays GlobalBeta Portfolio 4)
- 5 . バークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 5
(Barclays GlobalBeta Portfolio 5)

バークレイズ・マルチマネジャー

- 1 . バークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 1
(Barclays MultiManager Portfolio 1)
- 2 . バークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 2
(Barclays MultiManager Portfolio 2)
- 3 . バークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 3
(Barclays MultiManager Portfolio 3)
- 4 . バークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 4
(Barclays MultiManager Portfolio 4)
- 5 . バークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 5
(Barclays MultiManager Portfolio 5)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態及び金額】

記名式無額面株式・追加型

以下の各サブ・ファンドのクラスA（分配型・円建）株式、クラスA（累積型・円建）株式、クラスA（分配型・米ドル建）株式、クラスA（累積型・米ドル建）株式を募集します。

各クラス株式についての上限見込額は、以下のとおりです。

パークレイズ・グローバルベータ

	サブ・ファンド	募集クラス株式	上限見込額 (注1)	2019年11月末現在 1株当たり純資産価格
1 .	パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 1	クラスA（円建）株式 （分配型／累積型）	約1,045億円	1,045.155円
		クラスA（米ドル建）株式 （分配型／累積型）	約15億米ドル （約1,643億円）	14.546米ドル（注2）
2 .	パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 2	クラスA（円建）株式 （分配型／累積型）	約1,080億円	1,080.301円
		クラスA（米ドル建）株式 （分配型／累積型）	約14億米ドル （約1,534億円）	14.414米ドル
3 .	パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 3	クラスA（円建）株式 （分配型／累積型）	約1,170億円	1,169.958円
		クラスA（米ドル建）株式 （分配型／累積型）	約13億米ドル （約1,424億円）	13.263米ドル
4 .	パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 4	クラスA（円建）株式 （分配型／累積型）	約1,426億円	1,425.500円
		クラスA（米ドル建）株式 （分配型／累積型）	約17億米ドル （約1,863億円）	16.941米ドル
5 .	パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 5	クラスA（円建）株式 （分配型／累積型）	約1,000億円	1,000円（注3）
		クラスA（米ドル建）株式 （分配型／累積型）	約18億米ドル （約1,972億円）	17.955米ドル

パークレイズ・マルチマネジャー

	サブ・ファンド	募集クラス株式	上限見込額 (注1)	2019年11月末現在 1株当たり純資産価格
1 .	パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ 1	クラスA（円建）株式 （分配型／累積型）	約1,039億円	1,039.222円
		クラスA（米ドル建）株式 （分配型／累積型）	約10億米ドル （約1,096億円）	10.210米ドル
2 .	パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ 2	クラスA（円建）株式 （分配型／累積型）	約1,125億円	1,125.297円
		クラスA（米ドル建）株式 （分配型／累積型）	約10億米ドル （約1,096億円）	10.118米ドル
3 .	パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ 3	クラスA（円建）株式 （分配型／累積型）	約1,160億円	1,160.394円
		クラスA（米ドル建）株式 （分配型／累積型）	約11億米ドル （約1,205億円）	11.244米ドル
4 .	パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ 4	クラスA（円建）株式 （分配型／累積型）	約1,271億円	1,271.154円
		クラスA（米ドル建）株式 （分配型／累積型）	約14億米ドル （約1,534億円）	14.236米ドル

5 .	パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ 5	クラス A (円建) 株式 (分配型 / 累積型)	約1,000億円	1,000円 (注3)
		クラス A (米ドル建) 株式 (分配型 / 累積型)	約14億米ドル (約1,534億円)	14.194米ドル

(注1) 上限見込額は、便宜上、2019年11月末日現在における各クラス A 株式 (分配型) の 1 株当たり純資産価格にそれぞれ 1 億株を乗じた金額を記載しています。

(注2) パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 1、クラス A (米ドル建) 株式については、2019年11月末日現在、分配型が運用されていないため、累積型の 1 株当たり純資産価格を記載しています。

(注3) パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 5 およびパークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 5 の各クラス A (円建) 株式については、2019年11月末日現在、分配型、累積型いずれも運用されていないため、当初発行価格を記載しています。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

(注1) 本書中、ポンド、米ドルおよびユーロの円貨換算は、2019年11月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値 (1 ポンド = 141.45円、1 米ドル = 109.56円、1 ユーロ = 120.59円) によります。

(注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(注3) 本書中、「ファンド株式」または「株式」とは、投資信託及び投資法人に関する法律 (昭和26年法律第198号 (改正済)) に定義される「外国投資証券」を意味し、「株主」とは、同法に定義される「投資主」を意味します。

(注4) 各サブ・ファンドの正式名称は「パークレイズ・ポートフォリオ」と各サブ・ファンドの短縮名で構成されています。本書中では、冒頭に付すべき「パークレイズ・ポートフォリオ」が省略されている場合があります。

第一部【証券情報】

第1【外国投資証券（外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。）】

（1）【外国投資法人の名称】

パークレイズ・ポートフォリオ

（Barclays Portfolios SICAV）

（注1）パークレイズ・ポートフォリオ（以下「ファンド」といいます。）は、ルクセンブルグ大公国（以下「ルクセンブルグ」といいます。）の法律、特に、投資信託／投資法人に関する2010年12月17日法（以下「2010年法」といいます。）のパートの規定に準拠するアンブレラ型およびオープン・エンド型の変動資本を有する会社型投資信託（société d'investissement à capital variable（SICAV））です。ファンドは、ファンドロック・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「管理会社」といいます。）を管理会社に任命しています。

ファンドは、2006年10月13日に存続期間を無期限として設立されました。ファンドは、ルクセンブルグの金融監督委員会（以下「CSSF」といいます。）により、「譲渡可能有価証券を投資対象とする投資信託／投資法人」（Undertaking for Collective Investment in Transferable Securities、以下「UCITS」といいます。）として承認されています。ファンドは、複数の独立の資産プール（以下「サブ・ファンド」といいます。）から構成されるアンブレラ型ファンドとして組織されています。現在、ファンドは、合計11本のサブ・ファンドから構成されています。日本においては、下記の10本のサブ・ファンドの株式が募集されます。

各サブ・ファンドの株主は、定款の定めに従い、サブ・ファンド間の乗換えをすることができますが、日本の株主には、当該乗換えの権利はありません。

パークレイズ・グローバルベータ

- 1 . パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 1
（Barclays GlobalBeta Portfolio 1）
- 2 . パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 2
（Barclays GlobalBeta Portfolio 2）
- 3 . パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 3
（Barclays GlobalBeta Portfolio 3）
- 4 . パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 4
（Barclays GlobalBeta Portfolio 4）
- 5 . パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 5
（Barclays GlobalBeta Portfolio 5）

パークレイズ・マルチマネジャー

- 1 . パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 1
（Barclays MultiManager Portfolio 1）
- 2 . パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 2
（Barclays MultiManager Portfolio 2）
- 3 . パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 3
（Barclays MultiManager Portfolio 3）
- 4 . パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 4
（Barclays MultiManager Portfolio 4）
- 5 . パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 5
（Barclays MultiManager Portfolio 5）

（注2）各サブ・ファンドの名称をいう場合、冒頭に付すべき「パークレイズ・ポートフォリオ」を省略する場合があります。

（２）【外国投資証券の形態等】

各サブ・ファンドの株式（以下、「ファンド株式」といいます。）は、すべて記名式無額面株式です。

日本においては、各サブ・ファンドの、クラスA（分配型・円建）株式、クラスA（累積型・円建）株式、クラスA（分配型・米ドル建）株式、クラスA（累積型・米ドル建）株式を募集します。

ファンド株式は追加型です。各クラスA株式について、ファンドの依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）数】

各サブ・ファンドのクラスA（円建）株式およびクラスA（米ドル建）株式について、それぞれ１億株を限度とします。

（４）【発行（売出）価額の総額】

各クラス株式についての上限見込額は、以下のとおりです。

パークレイズ・グローバルベータ

	サブ・ファンド	募集クラス株式	上限見込額 （注１）	2019年11月末現在 １株当たり純資産価格
１．	パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ １	クラスA（円建）株式 （分配型／累積型）	約1,045億円	1,045.155円
		クラスA（米ドル建）株式 （分配型／累積型）	約15億米ドル （約1,643億円）	14.546米ドル（注２）
２．	パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ ２	クラスA（円建）株式 （分配型／累積型）	約1,080億円	1,080.301円
		クラスA（米ドル建）株式 （分配型／累積型）	約14億米ドル （約1,534億円）	14.414米ドル
３．	パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ ３	クラスA（円建）株式 （分配型／累積型）	約1,170億円	1,169.958円
		クラスA（米ドル建）株式 （分配型／累積型）	約13億米ドル （約1,424億円）	13.263米ドル
４．	パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ ４	クラスA（円建）株式 （分配型／累積型）	約1,426億円	1,425.500円
		クラスA（米ドル建）株式 （分配型／累積型）	約17億米ドル （約1,863億円）	16.941米ドル
５．	パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ ５	クラスA（円建）株式 （分配型／累積型）	約1,000億円	1,000円（注３）
		クラスA（米ドル建）株式 （分配型／累積型）	約18億米ドル （約1,972億円）	17.955米ドル

パークレイズ・マルチマネジャー

	サブ・ファンド	募集クラス株式	上限見込額 （注１）	2019年11月末現在 １株当たり純資産価格
--	---------	---------	---------------	---------------------------

1 .	パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ 1	クラス A (円建) 株式 (分配型 / 累積型)	約1,039億円	1,039.222円
		クラス A (米ドル建) 株式 (分配型 / 累積型)	約10億米ドル (約1,096億円)	10.210米ドル
2 .	パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ 2	クラス A (円建) 株式 (分配型 / 累積型)	約1,125億円	1,125.297円
		クラス A (米ドル建) 株式 (分配型 / 累積型)	約10億米ドル (約1,096億円)	10.118米ドル
3 .	パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ 3	クラス A (円建) 株式 (分配型 / 累積型)	約1,160億円	1,160.394円
		クラス A (米ドル建) 株式 (分配型 / 累積型)	約11億米ドル (約1,205億円)	11.244米ドル
4 .	パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ 4	クラス A (円建) 株式 (分配型 / 累積型)	約1,271億円	1,271.154円
		クラス A (米ドル建) 株式 (分配型 / 累積型)	約14億米ドル (約1,534億円)	14.236米ドル
5 .	パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ 5	クラス A (円建) 株式 (分配型 / 累積型)	約1,000億円	1,000円 (注3)
		クラス A (米ドル建) 株式 (分配型 / 累積型)	約14億米ドル (約1,534億円)	14.194米ドル

(注1) 上限見込額は、便宜上、2019年11月末日現在における各クラス A 株式 (分配型) の 1 株当たり純資産価格にそれぞれ 1 億株を乗じた金額を記載しています。

(注2) パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 1、クラス A (米ドル建) 株式については、2019年11月末日現在、分配型が運用されていないため、累積型の 1 株当たり純資産価格を記載しています。

(注3) パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 5 およびパークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 5 の各クラス A (円建) 株式については、2019年11月末日現在、分配型、累積型いずれも運用されていないため、当初発行価格を記載しています。

(5) 【発行 (売) 価格】

関連する取引日付で計算される各サブ・ファンドの各クラス A 株式の 1 株当たり純資産価格とします。

(ただし、「第二部 ファンド情報、第 1 ファンドの状況、7 管理及び運営の概要、(1) 資産の評価、純資産価格の計算 - SSP (Single Swinging Pricing) メソッドによる純資産価格の調整」に記載される価格調整が行われる場合があります。)

(注) ただし、申込時に運用が開始されていないクラスの株式に対する最初の申込みについては、1,000円または10米ドルとします。

発行価格は、後記 (10) 記載の申込取扱場所に照会することができます。

発行価格は、以下「申込価格」ということがあります。

「取引日」とは、各ファンド営業日をいい、「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグと英国の通常の完全な銀行営業日 (土日および法定休日を除きます。) および取締役が随時決定するその他の日をいいます。

(6) 【申込手数料】

申込価格には、販売取扱会社 (後記「(10) 申込取扱場所」に定義されます。) が定める申込手数料が課せられます。申込手数料は、販売取扱会社が受取ります。消費税等相当額を含めた申込手数料の料率の上限は2.75% (税抜2.5%) です。申込価格および申込手数料は、後記「(10) 申込取扱場所」に記載される申込取扱場所に問い合わせることができます。

(7) 【申込単位】

各サブ・ファンドの各クラスA株式について、各申込金額は、米ドルもしくは日本円での1,000ポンド相当額を最低金額とします。ただし、株数単位での申込とし、米ドルもしくは日本円での1,000ポンド相当額を超える申込金額相当額の株数の申込とします。1株に満たない端株の取扱いが行われません。

詳しくは、後記「(10) 申込取扱場所」に記載される申込取扱場所にお問い合わせください。

(8) 【申込期間】

2020年2月29日(土曜日)から

2021年2月26日(金曜日)まで

ただし、取引日でかつ日本における販売会社の営業日に限り、申込みの取扱いが行われますが、代行協会員が必要と認める場合、日本において申込みを受付けないことがあります。

日本における申込受付時間は、原則として午後3時(日本時間)までとします。

(9) 【申込証拠金】

なし

(10) 【申込取扱場所】

S M B C 日興証券株式会社

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

電話番号：03-5644-3111(受付時間：日本における営業日の8:40~17:10)

(以下、「日本における販売会社」といいます。)

(注1) 上記会社の日本における本支店において申込みの取扱いを行います。

(注2) 日本における販売会社は、他の金融商品取引業者または登録金融機関とファンド株式の取次業務に係る契約を締結し、当該金融商品取引業者または登録金融機関を販売・買戻取扱会社として随時指名する場合があります。販売・買戻取扱会社は、投資者からのファンド株式の申込みまたは買戻しを日本における販売会社に取次ぎ、投資者からの申込金額の受入または投資者に対する買戻代金の支払等に係る事務等を取扱います。以下、日本における販売会社と販売・買戻取扱会社を併せて、「販売取扱会社」といいます。

(11) 【払込期日】

日本の投資者によるファンド株式の購入に関する約定日(以下「国内買付約定日」といいます。)は、ルクセンブルグにおける申込注文の成立を販売取扱会社が確認した日をいい、通常、日本の投資者の申込日の日本における翌々営業日となります。日本の投資者と販売取扱会社との間の受渡日(以下「国内買付受渡日」といいます。)は、国内買付約定日から起算して日本における4営業日目の日とし、国内買付受渡日において、投資者は申込金額および申込手数料の支払いを行うものとします。

当該申込金額は、原則として、パークレイズ・マルチマネジャーの各サブ・ファンドについては関連する取引日後5ファンド営業日目の日に、パークレイズ・グローバルベータの各サブ・ファンドについては関連する取引日後4ファンド営業日目の日に、日本における販売会社によって、管理事務代行会社が指定する口座に払込まれます。

(12) 【払込取扱場所】

上記「(10) 申込取扱場所」に同じ。

(13) 【引受等の概要】

日本における販売会社は、ファンドおよび管理会社との間で、日本におけるファンド株式の販売および買戻しに関する販売契約を締結しており、当該契約に基づきファンド株式の募集を行います。

日本における販売会社は、直接または他の販売取扱会社を通じて間接に受領したファンド株式の買付注文および買戻請求をファンドへ取次ぎます。

ファンドは、S M B C日興証券株式会社との間で、代行協会員契約を締結しており、ファンドは、当該契約に基づき同社を日本におけるファンドの代行協会員に指定しています。

（注）代行協会員とは、外国投資証券の発行者と契約を締結し、1株当たり純資産価格の公表を行い、また目論見書、決算報告書その他の書類を販売取扱会社へ送付する等の業務を行う日本証券業協会員をいいます。

（14）【手取金の使途】

後記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針」に記載する各サブ・ファンドの投資目的および投資方針に従って、各投資対象に投資されます。

（15）【その他】

（イ）申込みの方法

ファンド株式の取得申込みを行う投資者は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」といいます。）を投資者に交付し、投資者は口座約款に基づく外国証券取引口座の設定を申込み旨を記載した申込書を提出します。

日本における申込受付時間は、原則として午後3時（日本時間）までとします。

申込金額は原則として円または米ドルで支払うものとし、円との換算はすべて各申込みについての国内買付約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとします。

各国内買付約定日についての申込金額の合計額は、原則として、パークレイズ・マルチマネジャーの各サブ・ファンドについては関連する取引日後5ファンド営業日目の日に、パークレイズ・グローバルベータの各サブ・ファンドについては関連する取引日後4ファンド営業日目の日に、日本における販売会社によって、管理事務代行会社が指定する口座に払込まれます。

ファンドはアメリカ人等に該当しない方に限り、買付ができます。詳しくは後記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 6 手続等の概要（5）買戻しの制限」の「強制的買戻し」および「定義」の「アメリカ人」「米国人」および「適格保有者」をご参照ください。

（ロ）日本以外の地域における発行

本募集に並行して、海外において、各サブ・ファンドの全クラスの株式の販売が行われます。

第2【外国新投資口予約権証券】

該当なし

第3【外国投資法人債券（短期外債を除く。）】

該当なし

第4【短期外債】

該当なし

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【外国投資法人の概況】

（１）【主要な経営指標等の推移】

ファンドは、2006年10月13日に設立されました。

各サブ・ファンドの各クラスＡ株式の運用開始日は以下のとおりです。

サブ・ファンド		運用開始日（クラスＡ株式）	
		円建	米ドル建
パークレイズ・グローバルベータ			
パークレイズ・グローバルベータ・ ポートフォリオ １	分配型	2011年５月11日	*†
	累積型	*	2010年12月10日
パークレイズ・グローバルベータ・ ポートフォリオ ２	分配型	2011年４月６日	2011年１月６日
	累積型	*	2010年12月10日
パークレイズ・グローバルベータ・ ポートフォリオ ３	分配型	2011年２月８日	2010年12月10日
	累積型	*	2010年12月10日
パークレイズ・グローバルベータ・ ポートフォリオ ４	分配型	2011年３月29日	2010年12月10日
	累積型	*	2010年12月10日
パークレイズ・グローバルベータ・ ポートフォリオ ５	分配型	*††	2010年12月10日
	累積型	*	2010年12月10日
パークレイズ・マルチマネジャー		円建	米ドル建
パークレイズ・マルチマネジャー・ ポートフォリオ １	分配型	2011年11月３日	2010年12月10日
	累積型	*	2011年１月10日
パークレイズ・マルチマネジャー・ ポートフォリオ ２	分配型	2013年８月21日†††	2010年12月10日
	累積型	*	2011年５月11日††††
パークレイズ・マルチマネジャー・ ポートフォリオ ３	分配型	2013年８月22日	2010年12月10日
	累積型	*	2010年12月10日
パークレイズ・マルチマネジャー・ ポートフォリオ ４	分配型	2013年12月２日	2010年12月10日
	累積型	*	2010年12月10日
パークレイズ・マルチマネジャー・ ポートフォリオ ５	分配型	*	2010年12月10日
	累積型	*	2011年７月29日

（注１）2019年11月末現在、*のクラスの株式の運用は開始されておりません。

（注２）†のクラスの株式は、当初、2010年12月10日に運用が開始されましたが、その後全株式が買戻された結果、2019年11月末現在、運用は行われておりません。

（注３）††のクラスの株式は、当初、2011年５月12日に運用が開始されましたが、その後全株式が買戻された結果、2019年11月末現在、運用は行われておりません。

（注４）†††のクラスの株式は、当初、2011年11月２日に運用が開始され、その後全株式が買戻されましたが、2013年８月21日に再び運用が開始されました。

（注５）††††のクラスの株式は、当初、2010年12月10日に運用が開始され、その後全株式が買戻されましたが、2011年５月11日に再び運用が開始されました。

各サブ・ファンドの各計算期間に係る主要な経営指標等の推移は以下のとおりです。下表の情報は、各期間に関するファンドの監査済財務書類に基づくものです。

下記の注記は下表に対するものです。

（注１）営業収益には投資収益ならびに実現および未実現投資利益（損失）を含めています。

（注２）経常利益（損失）は営業収益から費用を控除したものです。

（注３）ファンドは、変動資本を有する会社型投資信託であり、純資産総額を記載しています。

（注４）１株当たり当期純利益／損失金額は、ファンドの性格上、算定していません。

n/a：該当なし

パークレイズ・グローバルベータ

１．パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 1

（単位：千ポンド（百万円）、ただし、１株当たりの情報については各該当取引通貨（円））

	2015年 8月31日 に終了した 年度 (第9期)	2016年 8月31日 に終了した 年度 (第10期)	2017年 8月31日 に終了した 年度 (第11期)	2018年 8月31日 に終了した 年度 (第12期)	2019年 8月31日 に終了した 年度 (第13期)
営業収益（注１）	149 (21)	1,623 (230)	1,171 (166)	329 (47)	1,084 (153)
経常利益／損失金額（注２）	16 (2)	1,516 (214)	985 (139)	165 (23)	922 (130)
当期純利益／損失金額	16 (2)	1,516 (214)	985 (139)	165 (23)	922 (130)
出資総額（注３）	19,618 (2,775)	13,841 (1,958)	15,806 (2,236)	16,502 (2,334)	14,233 (2,013)
発行済株式総数（株）					
クラスA（円建・分配型）	34,500	24,500	10,500	24,000	18,000
クラスA（円建・累積型）	-	-	-	-	-
クラスA（米ドル建・分配型）	-	-	-	-	-
クラスA（米ドル建・累積型）	28,058	19,776	19,776	70,170	62,045
純資産額	19,618 (2,775)	13,841 (1,958)	15,806 (2,236)	16,502 (2,334)	14,233 (2,013)
総資産額	20,100 (2,843)	14,145 (2,001)	16,172 (2,288)	16,783 (2,374)	14,454 (2,045)
1株当たり純資産額					
クラスA（円建・分配型）	1,004.483	1,034.169	1,064.343	1,050.315	1,055.362
クラスA（円建・累積型）	-	-	-	-	-
クラスA（米ドル建・分配型）	-	-	-	-	-
クラスA（米ドル建・累積型）	12.240 (1,341)	12.815 (1,404)	13.559 (1,486)	13.869 (1,519)	14.513 (1,590)
1株当たり当期純利益／損失金額（注４）	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
1株当たり分配金額					
クラスA（円建・分配型）	9.872714	8.815387	11.435462	13.734637	12.932731
クラスA（米ドル建・分配型）	-	-	-	-	-
分配総額	52 (7)	38 (5)	37 (5)	40 (6)	44 (6)
自己資本比率	97.60%	97.85%	97.74%	98.33%	98.47%
自己資本利益率	0.08%	10.95%	6.23%	1.00%	6.48%

２．パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ２

（単位：千ポンド（百万円）、ただし、１株当たりの情報については各該当取引通貨（円））

	2015年 8月31日 に終了した 年度 (第9期)	2016年 8月31日 に終了した 年度 (第10期)	2017年 8月31日 に終了した 年度 (第11期)	2018年 8月31日 に終了した 年度 (第12期)	2019年 8月31日 に終了した 年度 (第13期)
営業収益（注１）	1,222 (173)	9,021 (1,276)	7,229 (1,023)	1,597 (226)	5,604 (793)
経常利益／損失金額（注２）	1,903 (269)	8,471 (1,198)	6,691 (946)	1,033 (146)	5,032 (712)
当期純利益／損失金額	1,903 (269)	8,471 (1,198)	6,691 (946)	1,033 (146)	5,032 (712)
出資総額（注３）	73,344 (10,375)	67,550 (9,555)	70,618 (9,989)	78,879 (11,157)	81,215 (11,488)
発行済株式総数（株）					
クラスＡ（円建・分配型）	171,000	190,500	75,500	117,500	153,500
クラスＡ（円建・累積型）	-	-	-	-	-
クラスＡ（米ドル建・分配型）	229,453	229,497	162,552	207,621	114,696
クラスＡ（米ドル建・累積型）	80,598	75,998	67,767	60,390	60,390
純資産額	73,344 (10,375)	67,550 (9,555)	70,618 (9,989)	78,879 (11,157)	81,215 (11,488)
総資産額	75,054 (10,616)	68,880 (9,743)	71,887 (10,168)	79,700 (11,274)	82,198 (11,627)
１株当たり純資産額					
クラスＡ（円建・分配型）	998.930	1,040.807	1,093.132	1,083.234	1,092.137
クラスＡ（円建・累積型）	-	-	-	-	-
クラスＡ（米ドル建・分配型）	12.315 (1,349)	12.924 (1,416)	13.800 (1,512)	13.972 (1,531)	14.488 (1,587)
クラスＡ（米ドル建・累積型）	13.196 (1,446)	14.022 (1,536)	15.213 (1,667)	15.706 (1,721)	16.626 (1,822)
１株当たり当期純利益／損失金額（注４）	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
１株当たり分配金額					
クラスＡ（円建・分配型）	15.537845	12.788918	17.273497	21.196520	22.022830
クラスＡ（米ドル建・分配型）	0.182231 (20)	0.157532 (17)	0.210646 (23)	0.267591 (29)	0.283909 (31)
分配総額	631 (89)	458 (65)	457 (65)	511 (72)	530 (75)
自己資本比率	97.72%	98.07%	98.23%	98.97%	98.80%
自己資本利益率	2.59%	12.54%	9.47%	1.31%	6.20%

３．パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ３

（単位：千ポンド（百万円）、ただし、１株当たりの情報については各該当取引通貨（円））

	2015年 8月31日 に終了した 年度 (第9期)	2016年 8月31日 に終了した 年度 (第10期)	2017年 8月31日 に終了した 年度 (第11期)	2018年 8月31日 に終了した 年度 (第12期)	2019年 8月31日 に終了した 年度 (第13期)
営業収益（注１）	3,779 (535)	14,404 (2,037)	14,227 (2,012)	5,877 (831)	11,684 (1,653)
経常利益／損失金額（注２）	5,054 (715)	13,512 (1,911)	13,404 (1,896)	4,964 (702)	10,724 (1,517)
当期純利益／損失金額	5,054 (715)	13,512 (1,911)	13,404 (1,896)	4,964 (702)	10,724 (1,517)
出資総額（注３）	123,332 (17,445)	106,169 (15,018)	117,552 (16,628)	137,616 (19,466)	162,042 (22,921)
発行済株式総数（株）					
クラスＡ（円建・分配型）	674,000	586,000	282,000	225,500	185,500
クラスＡ（円建・累積型）	-	-	-	-	-
クラスＡ（米ドル建・分配型）	371,336	342,336	153,336	166,836	152,336
クラスＡ（米ドル建・累積型）	162,703	134,953	89,719	89,719	47,613
純資産額	123,332 (17,445)	106,169 (15,018)	117,552 (16,628)	137,616 (19,466)	162,042 (22,921)
総資産額	125,911 (17,810)	107,805 (15,249)	119,535 (16,908)	138,809 (19,635)	164,240 (23,232)
１株当たり純資産額					
クラスＡ（円建・分配型）	1,006.909	1,069.447	1,160.495	1,165.017	1,181.708
クラスＡ（円建・累積型）	-	-	-	-	-
クラスＡ（米ドル建・分配型）	10.565 (1,158)	11.281 (1,236)	12.447 (1,364)	12.777 (1,400)	13.319 (1,459)
クラスＡ（米ドル建・累積型）	11.728 (1,285)	12.720 (1,394)	14.295 (1,566)	14.984 (1,642)	15.985 (1,751)
１株当たり当期純利益／損失金額（注４）	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
１株当たり分配金額					
クラスＡ（円建・分配型）	18.899523	16.066263	21.261421	23.977184	26.330073
クラスＡ（米ドル建・分配型）	0.189182 (21)	0.168951 (19)	0.219828 (24)	0.257130 (28)	0.288293 (32)
分配総額	1,574 (223)	1,019 (144)	1,103 (156)	1,255 (178)	1,396 (197)
自己資本比率	97.95%	98.48%	98.34%	99.14%	98.66%
自己資本利益率	4.10%	12.73%	11.40%	3.61%	6.62%

４．パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ４

（単位：千ポンド（百万円）、ただし、１株当たりの情報については各該当取引通貨（円））

	2015年 8月31日 に終了した 年度 (第9期)	2016年 8月31日 に終了した 年度 (第10期)	2017年 8月31日 に終了した 年度 (第11期)	2018年 8月31日 に終了した 年度 (第12期)	2019年 8月31日 に終了した 年度 (第13期)
営業収益（注１）	2,254 (319)	7,950 (1,125)	9,581 (1,355)	4,616 (653)	6,094 (862)
経常利益／損失金額（注２）	2,891 (409)	7,495 (1,060)	9,123 (1,290)	4,124 (583)	5,590 (791)
当期純利益／損失金額	2,891 (409)	7,495 (1,060)	9,123 (1,290)	4,124 (583)	5,590 (791)
出資総額（注３）	60,059 (8,495)	57,380 (8,116)	66,603 (9,421)	77,768 (11,000)	86,348 (12,214)
発行済株式総数（株）					
クラスＡ（円建・分配型）	199,000	142,500	42,500	142,500	29,000
クラスＡ（円建・累積型）	-	-	-	-	-
クラスＡ（米ドル建・分配型）	37,500	68,000	34,000	34,000	18,000
クラスＡ（米ドル建・累積型）	36,270	17,061	17,061	15,845	12,039
純資産額	60,059 (8,495)	57,380 (8,116)	66,603 (9,421)	77,768 (11,000)	86,348 (12,214)
総資産額	61,067 (8,638)	58,111 (8,220)	67,718 (9,579)	79,296 (11,216)	87,643 (12,397)
１株当たり純資産額					
クラスＡ（円建・分配型）	1,091.784	1,195.648	1,350.106	1,395.775	1,432.812
クラスＡ（円建・累積型）	-	-	-	-	-
クラスＡ（米ドル建・分配型）	12.065 (1,322)	13.271 (1,454)	15.223 (1,668)	16.076 (1,761)	16.957 (1,858)
クラスＡ（米ドル建・累積型）	16.054 (1,759)	17.689 (1,938)	20.390 (2,234)	21.687 (2,376)	23.071 (2,528)
１株当たり当期純利益／損失金額（注４）	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
１株当たり分配金額					
クラスＡ（円建・分配型）	4.297612	1.902339	7.076422	9.920218	12.278747
クラスＡ（米ドル建・分配型）	0.050958 (6)	0.021860 (2)	0.071746 (8)	0.106903 (12)	0.137658 (15)
分配総額	447 (63)	280 (40)	390 (55)	458 (65)	567 (80)
自己資本比率	98.35%	98.74%	98.35%	98.07%	98.52%
自己資本利益率	4.81%	13.06%	13.70%	5.30%	6.47%

５．パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ５

（単位：千ポンド（百万円）、ただし、１株当たりの情報については各該当取引通貨（円））

	2015年 8月31日 に終了した 年度 (第9期)	2016年 8月31日 に終了した 年度 (第10期)	2017年 8月31日 に終了した 年度 (第11期)	2018年 8月31日 に終了した 年度 (第12期)	2019年 8月31日 に終了した 年度 (第13期)
営業収益（注１）	3,886 (550)	14,546 (2,058)	11,478 (1,624)	3,176 (449)	3,148 (445)
経常利益／損失金額（注２）	4,442 (628)	13,982 (1,978)	11,031 (1,560)	2,787 (394)	2,777 (393)
当期純利益／損失金額	4,442 (628)	13,982 (1,978)	11,031 (1,560)	2,787 (394)	2,777 (393)
出資総額（注３）	74,500 (10,538)	80,835 (11,434)	63,633 (9,001)	51,446 (7,277)	53,997 (7,638)
発行済株式総数（株）					
クラスＡ（円建・分配型）	-	-	-	-	-
クラスＡ（円建・累積型）	-	-	-	-	-
クラスＡ（米ドル建・分配型）	54,500	4,500	4,500	26,500	22,000
クラスＡ（米ドル建・累積型）	14,284	14,284	9,317	9,317	9,317
純資産額	74,500 (10,538)	80,835 (11,434)	63,633 (9,001)	51,446 (7,277)	53,997 (7,638)
総資産額	75,636 (10,699)	81,846 (11,577)	64,281 (9,093)	52,135 (7,374)	54,438 (7,700)
１株当たり純資産額					
クラスＡ（円建・分配型）	-	-	-	-	-
クラスＡ（円建・累積型）	-	-	-	-	-
クラスＡ（米ドル建・分配型）	12.220 (1,339)	13.667 (1,497)	15.975 (1,750)	16.966 (1,859)	17.911 (1,962)
クラスＡ（米ドル建・累積型）	15.436 (1,691)	17.258 (1,891)	20.250 (2,219)	21.655 (2,373)	23.014 (2,521)
１株当たり当期純利益／損失金額（注４）	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
１株当たり分配金額					
クラスＡ（円建・分配型）	-	-	-	-	-
クラスＡ（米ドル建・分配型）	0.029909 (3)	0.001444 (0)	0.053351 (6)	0.106323 (12)	0.111629 (12)
分配総額	239 (34)	150 (21)	276 (39)	321 (45)	291 (41)
自己資本比率	98.50%	98.76%	98.99%	98.68%	99.19%
自己資本利益率	5.96%	17.30%	17.34%	5.42%	5.14%

パークレイズ・マルチマネジャー

１．パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 1

(単位：千ポンド(百万円)、ただし、1株当たりの情報については各該当取引通貨(円))

	2015年 8月31日 に終了した 年度 (第9期)	2016年 8月31日 に終了した 年度 (第10期)	2017年 8月31日 に終了した 年度 (第11期)	2018年 8月31日 に終了した 年度 (第12期)	2019年 8月31日 に終了した 年度 (第13期)
営業収益(注1)	4,314 (610)	15,310 (2,166)	8,352 (1,181)	936 (132)	2,876 (407)
経常利益 / 損失金額(注2)	5,717 (809)	14,392 (2,036)	7,591 (1,074)	1,618 (229)	2,279 (322)
当期純利益 / 損失金額	5,717 (809)	14,392 (2,036)	7,591 (1,074)	1,618 (229)	2,279 (322)
出資総額(注3)	106,151 (15,015)	105,584 (14,935)	92,945 (13,147)	77,512 (10,964)	69,956 (9,895)
発行済株式総数(株)					
クラスA(円建・分配型)	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000
クラスA(円建・累積型)	-	-	-	-	-
クラスA(米ドル建・分配型)	963,215	944,488	946,751	951,670	943,606
クラスA(米ドル建・累積型)	72,857	469,945	359,361	326,110	260,609
純資産額	106,151 (15,015)	105,584 (14,935)	92,945 (13,147)	77,512 (10,964)	69,956 (9,895)
総資産額	107,106 (15,150)	107,092 (15,148)	93,523 (13,229)	78,640 (11,124)	71,149 (10,064)
1株当たり純資産額					
クラスA(円建・分配型)	1,049.566	1,054.218	1,071.717	1,055.637	1,047.010
クラスA(円建・累積型)	-	-	-	-	-
クラスA(米ドル建・分配型)	9.538 (1,045)	9.643 (1,056)	9.975 (1,093)	10.025 (1,098)	10.221 (1,120)
クラスA(米ドル建・累積型)	11.111 (1,217)	11.389 (1,248)	11.955 (1,310)	12.177 (1,334)	12.617 (1,382)
1株当たり当期純利益 / 損失金額(注4)	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
1株当たり分配金額					
クラスA(円建・分配型)	11.257382	14.704982	15.938457	14.377354	16.777421
クラスA(米ドル建・分配型)	0.099661 (11)	0.137984 (15)	0.146605 (16)	0.134005 (15)	0.161326 (18)
分配総額	271 (38)	340 (48)	353 (50)	299 (42)	345 (49)
自己資本比率	99.11%	98.59%	99.38%	98.57%	98.32%
自己資本利益率	5.39%	13.63%	8.17%	2.09%	3.26%

２．パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 2

（単位：千ポンド（百万円）、ただし、1株当たりの情報については各該当取引通貨（円））

	2015年 8月31日 に終了した 年度 (第9期)	2016年 8月31日 に終了した 年度 (第10期)	2017年 8月31日 に終了した 年度 (第11期)	2018年 8月31日 に終了した 年度 (第12期)	2019年 8月31日 に終了した 年度 (第13期)
営業収益（注1）	11,654 (1,648)	35,178 (4,976)	20,596 (2,913)	413 (58)	7,077 (1,001)
経常利益 / 損失金額（注2）	15,730 (2,225)	31,967 (4,522)	17,971 (2,542)	1,909 (270)	5,167 (731)
当期純利益 / 損失金額	15,730 (2,225)	31,967 (4,522)	17,971 (2,542)	1,909 (270)	5,167 (731)
出資総額（注3）	262,409 (37,118)	241,372 (34,142)	188,050 (26,600)	163,595 (23,141)	134,944 (19,088)
発行済株式総数（株）					
クラスA（円建・分配型）	422,000	228,000	54,500	75,000	75,000
クラスA（円建・累積型）	-	-	-	-	-
クラスA（米ドル建・分配型）	449,824	474,144	349,921	364,804	208,263
クラスA（米ドル建・累積型）	861,229	1,845,121	1,664,492	1,425,065	1,318,293
純資産額	262,409 (37,118)	241,372 (34,142)	188,050 (26,600)	163,595 (23,141)	134,944 (19,088)
総資産額	264,925 (37,474)	244,954 (34,649)	189,887 (26,860)	165,442 (23,402)	137,274 (19,417)
1株当たり純資産額					
クラスA（円建・分配型）	1,109.135	1,122.766	1,156.382	1,137,866	1,136.433
クラスA（円建・累積型）	-	-	-	-	-
クラスA（米ドル建・分配型）	9.250 (1,013)	9.418 (1,032)	9.854 (1,080)	9.897 (1,084)	10.158 (1,113)
クラスA（米ドル建・累積型）	10.738 (1,176)	11.138 (1,220)	11.880 (1,302)	12.138 (1,330)	12.705 (1,392)
1株当たり当期純利益 / 損失金額（注4）	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
1株当たり分配金額					
クラスA（円建・分配型）	17.760790	20.553852	21.912911	19.745640	21.940960
クラスA（米ドル建・分配型）	0.140766 (15)	0.175658 (19)	0.183788 (20)	0.169078 (19)	0.191215 (21)
分配総額	910 (129)	1,092 (154)	971 (137)	730 (103)	676 (96)
自己資本比率	99.05%	98.54%	99.03%	98.88%	98.30%
自己資本利益率	5.99%	13.24%	9.56%	1.17%	3.83%

3. パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ3

（単位：千ポンド（百万円）、ただし、1株当たりの情報については各該当取引通貨（円））

	2015年 8月31日 に終了した 年度 (第9期)	2016年 8月31日 に終了した 年度 (第10期)	2017年 8月31日 に終了した 年度 (第11期)	2018年 8月31日 に終了した 年度 (第12期)	2019年 8月31日 に終了した 年度 (第13期)
営業収益（注1）	16,849 (2,383)	73,554 (10,404)	64,249 (9,088)	11,696 (1,654)	23,337 (3,301)
経常利益 / 損失金額（注2）	26,636 (3,768)	65,502 (9,265)	57,611 (8,149)	5,478 (775)	18,361 (2,597)
当期純利益 / 損失金額	26,636 (3,768)	65,502 (9,265)	57,611 (8,149)	5,478 (775)	18,361 (2,597)
出資総額（注3）	601,997 (85,152)	542,450 (76,730)	461,374 (65,261)	405,444 (57,350)	339,190 (47,978)
発行済株式総数（株）					
クラスA（円建・分配型）	196,000	193,000	162,500	335,000	232,000
クラスA（円建・累積型）	-	-	-	-	-
クラスA（米ドル建・分配型）	1,706,488	1,683,072	1,512,269	1,359,349	1,240,611
クラスA（米ドル建・累積型）	917,745	2,533,793	2,000,376	1,866,437	1,733,127
純資産額	601,997 (85,152)	542,450 (76,730)	461,374 (65,261)	405,444 (57,350)	339,190 (47,978)
総資産額	608,407 (86,059)	551,402 (77,996)	465,595 (65,858)	411,312 (58,180)	344,955 (48,794)
1株当たり純資産額					
クラスA（円建・分配型）	1,054.245	1,074.810	1,148.299	1,154.530	1,169.479
クラスA（円建・累積型）	-	-	-	-	-
クラスA（米ドル建・分配型）	9.504 (1,041)	9.730 (1,066)	10.547 (1,156)	10.831 (1,187)	11.272 (1,235)
クラスA（米ドル建・累積型）	10.890 (1,193)	11.351 (1,244)	12.518 (1,371)	13.055 (1,430)	13.849 (1,517)
1株当たり当期純利益 / 損失金額（注4）	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
1株当たり分配金額					
クラスA（円建・分配型）	15.548462	17.874169	18.806791	17.736693	21.950604
クラスA（米ドル建・分配型）	0.133902 (15)	0.165370 (18)	0.170294 (19)	0.163574 (18)	0.206061 (23)
分配総額	3,168 (448)	3,389 (479)	3,092 (437)	2,337 (331)	2,646 (374)
自己資本比率	98.95%	98.38%	99.09%	98.57%	98.33%
自己資本利益率	4.42%	12.08%	12.49%	1.35%	5.41%

４．パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ４

（単位：千ポンド（百万円）、ただし、１株当たりの情報については各該当取引通貨（円））

	2015年 8月31日 に終了した 年度 (第9期)	2016年 8月31日 に終了した 年度 (第10期)	2017年 8月31日 に終了した 年度 (第11期)	2018年 8月31日 に終了した 年度 (第12期)	2019年 8月31日 に終了した 年度 (第13期)
営業収益（注１）	3,096 (438)	18,475 (2,613)	18,373 (2,599)	4,712 (667)	5,530 (782)
経常利益／損失金額（注２）	5,548 (785)	16,318 (2,308)	16,625 (2,352)	3,113 (440)	4,309 (610)
当期純利益／損失金額	5,548 (785)	16,318 (2,308)	16,625 (2,352)	3,113 (440)	4,309 (610)
出資総額（注３）	159,794 (22,603)	142,123 (20,103)	117,548 (16,627)	95,628 (13,527)	82,023 (11,602)
発行済株式総数（株）					
クラスＡ（円建・分配型）	456,500	456,500	322,000	113,000	113,000
クラスＡ（円建・累積型）	-	-	-	-	-
クラスＡ（米ドル建・分配型）	1,049,261	1,027,165	1,015,735	454,967	401,770
クラスＡ（米ドル建・累積型）	232,919	629,480	450,335	406,743	276,957
純資産額	159,794 (22,603)	142,123 (20,103)	117,548 (16,627)	95,628 (13,527)	82,023 (11,602)
総資産額	160,772 (22,741)	144,398 (20,425)	118,756 (16,798)	97,140 (13,740)	83,037 (11,746)
１株当たり純資産額					
クラスＡ（円建・分配型）	1,028.088	1,071.016	1,189.284	1,229.941	1,270.835
クラスＡ（円建・累積型）	-	-	-	-	-
クラスＡ（米ドル建・分配型）	10.735 (1,176)	11.233 (1,231)	12.642 (1,385)	13.347 (1,462)	14.163 (1,552)
クラスＡ（米ドル建・累積型）	10.863 (1,190)	11.364 (1,245)	12.789 (1,401)	13.504 (1,479)	14.334 (1,570)
１株当たり当期純利益／損失金額（注４）	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
１株当たり分配金額					
クラスＡ（円建・分配型）	0	0	0	0	0.417690
クラスＡ（米ドル建・分配型）	0	0	0	0	0.004697 (1)
分配総額	113 (16)	146 (21)	259 (37)	110 (16)	205 (29)
自己資本比率	99.39%	98.42%	98.98%	98.44%	98.78%
自己資本利益率	3.47%	11.48%	14.14%	3.26%	5.25%

５．パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ５

（単位：千ポンド（百万円）、ただし、１株当たりの情報については各該当取引通貨（円））

	2015年 8月31日 に終了した 年度 (第9期)	2016年 8月31日 に終了した 年度 (第10期)	2017年 8月31日 に終了した 年度 (第11期)	2018年 8月31日 に終了した 年度 (第12期)	2019年 8月31日 に終了した 年度 (第13期)
営業収益（注１）	5,129 (725)	8,978 (1,270)	8,442 (1,194)	1,675 (237)	1,601 (226)
経常利益／損失金額（注２）	6,628 (938)	7,920 (1,120)	7,597 (1,075)	895 (127)	1,020 (144)
当期純利益／損失金額	6,628 (938)	7,920 (1,120)	7,597 (1,075)	895 (127)	1,020 (144)
出資総額（注３）	66,755 (9,442)	53,027 (7,501)	45,716 (6,467)	38,083 (5,387)	29,642 (4,193)
発行済株式総数（株）					
クラスＡ（円建・分配型）	-	-	-	-	-
クラスＡ（円建・累積型）	-	-	-	-	-
クラスＡ（米ドル建・分配型）	126,728	111,472	111,472	146,794	128,789
クラスＡ（米ドル建・累積型）	39,713	71,266	62,661	66,578	41,926
純資産額	66,755 (9,442)	53,027 (7,501)	45,716 (6,467)	38,083 (5,387)	29,642 (4,193)
総資産額	67,392 (9,533)	54,518 (7,712)	46,231 (6,539)	38,817 (5,491)	30,169 (4,267)
１株当たり純資産額					
クラスＡ（円建・分配型）	-	-	-	-	-
クラスＡ（円建・累積型）	-	-	-	-	-
クラスＡ（米ドル建・分配型）	10.503 (1,151)	10.996 (1,205)	12.530 (1,373)	13.298 (1,457)	14.049 (1,539)
クラスＡ（米ドル建・累積型）	10.517 (1,152)	11.004 (1,206)	12.539 (1,374)	13.307 (1,458)	14.060 (1,540)
１株当たり当期純利益／損失金額（注４）	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
１株当たり分配金額					
クラスＡ（円建・分配型）	-	-	-	-	-
クラスＡ（米ドル建・分配型）	0	0	0	0	0
分配総額	12 (2)	12 (2)	29 (4)	2 (0)	16 (2)
自己資本比率	99.05%	97.27%	98.89%	98.11%	98.25%
自己資本利益率	9.93%	14.94%	16.62%	2.35%	3.44%

（２）【外国投資法人の目的及び基本的性格】

外国投資法人の目的

ファンドの唯一の目的は、投資リスクの分散およびファンドの株主にファンドの資産運用の成果を享受させることを意図して、種々の譲渡可能有価証券、短期金融市場商品および2010年法のパートの下で登録された投資信託／投資法人に対して認められるその他の資産に、ファンドが運用可能な資金を投資することです。

ファンドは、2010年法により認められる最大の範囲内で、ファンドの目的を達成しかつ発展させるために有益とみなすあらゆる措置を講じ、あらゆる取引を行うことができます。

外国投資法人の基本的性格

ファンドは、ルクセンブルグの法律、特に、2010年法のパート の規定に準拠するアンブレラ型およびオープン・エンド型の変動資本を有する会社型投資信託（société d'investissement à capital variable（SICAV））です。ファンドは、ファンドロック・マネジメント・カンパニー・エス・エイを管理会社に任命しています。

ファンドは、存続期間を無期限として2006年10月13日に設立されました。定款は、2006年10月25日に、ルクセンブルグの官報であるMémorial C, Recueil des Société et Associations（以下「メモリアル」といいます。）に公告されました。定款は2015年2月12日の臨時株主総会において変更され、当該変更は、2015年2月28日から効力が生じました。また、当該変更は、2015年2月18日にメモリアルに公告されました。ファンドは、ルクセンブルグの商業・法人登記所（Registre de Commerce et des Société）に登録されています（登録番号 B120390）。

ファンドの資本金は、常に、その純資産総額に等しいものとします。法定最低資本金は、1,250,000ユーロまたは他の通貨のその相当額です。ファンドは、ルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier、以下「CSSF」といいます。）によって、譲渡可能有価証券を投資対象とする投資信託／投資法人（Undertaking for Collective Investment in Transferable Securities（UCITS））として承認されています。

ファンドは、アンブレラ型ファンドの仕組みをとっており、CSSFの事前承認を条件として、異なる複数のサブ・ファンドを設定することができます。加えて、各サブ・ファンドは、それぞれに割当てられる複数のクラスの株式を発行することができます。当該サブ・ファンドに割当てられる各クラスの株式は、以下の全部または一部を除き、すべての点において同順位とします。

- クラスの表示通貨（および当該通貨に適用されるヘッジ方針）
- 分配方針
- 負担する報酬および費用の水準
- 最低申込金額、最低保有金額および最低買戻金額
- 取締役が法令規則に従って随時決定するその他の要素および／または特徴

各サブ・ファンドの資産はそれぞれ分離され、各サブ・ファンドにそれぞれ適用される投資目的および投資方針に従って投資されます。

各サブ・ファンドについて募集されているすべてのクラスの一覧は、英文目論見書の別紙2に記載されています。

ファンドまたはその運営の何らかの点に関して苦情を申し立てることを希望する投資家は、英語にて無料で管理会社に苦情を提出することができます。

投資家は、管理会社のウェブサイト<https://www.fundrock.com/complaints-policy/>において苦情処理手続にアクセスすることができます。

現在、ファンドには、合計で11本のサブ・ファンドがあります。日本においては、下記の10本のサブ・ファンドの株式が募集されます。各サブ・ファンドの正式名称は、以下の各サブ・ファンドの名

称の冒頭にファンドの名称である「パークレイズ・ポートフォリオ」を付したのですが、本書中では省略するものとします。

パークレイズ・グローバルベータ

パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 1

パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 2

パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 3

パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 4

パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 5

パークレイズ・マルチマネジャー

パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 1

パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 2

パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 3

パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 4

パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 5

各サブ・ファンドは、その資産の大部分を投資信託／投資法人の受益証券／株式に投資します（ただし、投資信託／投資法人に排他的に投資するものではありません。）。従って、各サブ・ファンドは、「ファンド・オブ・ファンズ」に該当します。ただし、各サブ・ファンドは、直接投資を行うこともできます。各サブ・ファンドの投資目的および投資方針は、後記「2．投資方針」をご参照ください。

「ファンド・オブ・ファンズ」の仕組みをとることには、伝統的なファンドと比べて、主に、以下のような利点があります。

- 多様な投資戦略および投資目的を追求する投資信託／投資法人への分散投資により、単一の投資目的または投資方針を持つ投資信託／投資法人への投資に比べてリスクの分散が可能となります。
- 複数の投資運用会社によって運用される投資信託／投資法人への分散投資により、全資産の運用が同一の投資運用会社によって行われる場合に比べてリスクの分散が可能となります。
- ファンドのような投資信託／投資法人に投資することにより、通常、高額の申込金額でしか申込みできない他の投資信託／投資法人への間接的な投資が可能となります。

伝統的なファンドと比べて「ファンド・オブ・ファンズ」の主な短所は、ファンドによって課される各報酬に加えて、投資対象である投資信託／投資法人によっても報酬や費用等が課されることです。

サブ・ファンドは、投資信託／投資法人に投資しない場合、その他のいかなる適格投資対象にも投資することができます。

疑義の回避ために付記すると、サブ・ファンドが投資する各投資信託／投資法人は、別段の定めがある場合を除き、後記「2．投資方針、（4）投資制限」の1（A）（ ）項を遵守するものとします。

各サブ・ファンドの基準通貨はポンドであり、評価はポンドで行われます。ただし、各サブ・ファンドは、基準通貨以外の他の通貨建資産にも投資することができます。投資運用会社は、その場合の当サブ・ファンドの原資産の為替リスクについては、為替変動要因による損失を回避するため、基準通貨にヘッジすることができますが、その義務を負うものではありません。

株式のクラスに関する情報

ファンドは、各サブ・ファンドの中に、同じ特徴を持つが基準通貨とは異なる通貨で表示される複数のクラスを販売する場合があります。ファンド株式の取引通貨は、ポンド、ユーロ、米ドル、円のいずれかとすることができます。ユーロ建、米ドル建および円建の株式は、基準通貨にヘッジされま

す。ユーロ建、米ドル建および円建の株式に関連するリスク要因については、後記「３．投資リスク」をご参照ください。

取締役は、ファンド株式を分類し、当該クラスの間に取り締役が適切と認める差異を付ける権限を有します。現在、下記のとおり、６つの主要なクラスが販売されています。加えて、ファンド株式は、累積型および／または分配型の両方で発行されることができます。ただし、日本で販売されるのはクラスＡ（分配型）株式およびクラスＡ（累積型）株式のみです。取締役は、いずれのサブ・ファンドについても、異なるクラスの株式を発行することができます。

各クラスの株式は自由に譲渡することができ、当該クラスの資産および収益に関して同一の権利を有します。ファンド株式は優先権または引受権を有さず、各ファンド株式は、すべての株主総会において１議決権を有します。記名式株式は、券面なしで発行されます。

クラスＡ株式は、初回申込最低金額を１,０００ポンド（または該当クラスの取引通貨建相当額）として、主に個人、法人および機関を対象として販売されます。初回申込最低金額は、管理会社、投資運用会社（主販売会社）または取締役の事前の合意を条件として、減額または放棄されることがあります。

クラスＣ株式は、初回申込最低金額を２５０,０００ポンド（または該当クラスの取引通貨建相当額）として、主に個人、法人および機関を対象として販売されます。初回申込最低金額は、管理会社、投資運用会社（主販売会社）または取締役の事前の合意を条件として、減額または放棄されることがあります。

クラスＩ株式は、初回申込最低金額を１０,０００,０００ポンド（または該当クラスの取引通貨建相当額）として、主に、生命保険基金、退職基金または資産運用関連事業に従事する機関投資家を対象として販売されます。初回申込最低金額は、管理会社、投資運用会社（主販売会社）または取締役の事前の合意を条件として、減額または放棄されることができます。いかなる場合においても、クラスＩ株式は機関投資家に限定されます。

クラスＲ株式は、初回申込最低金額を１,０００ポンド（または該当クラスの取引通貨建て相当額）として、主にこれに投資できる個人を対象として販売されます。初回申込最低金額は、管理会社または取締役の事前の合意を条件として、減額または放棄されることがあります。クラスＲ株式は、英国の個人向け金融商品販売制度改革（以下「RDR」といいます。）の要件を満たすことができる株式で、管理会社、投資運用会社（主販売会社）または取締役の裁量で決定される場合にのみ購入されます。

クラスＹ株式は、初回申込最低金額を１,０００ポンド（または該当クラスの取引通貨建て相当額）として、主に個人を対象として販売されます。初回申込最低金額は、管理会社、投資運用会社（主販売会社）または取締役の事前の合意を条件として、減額または放棄されることがあります。

各クラスが負担する継続的な費用はそれぞれ異なります。クラスＡ株式に適用される報酬および費用については、後記「４．手数料等及び税金」をご参照ください。すべてのクラスがすべての国で販売されるとは限りません。また、サブ・ファンドについて選択できるクラスは限定的となる可能性があります。

サブ・ファンドのクラス間で報酬および費用が異なる結果、各クラスの１株当たり純資産価格は異なることとなります。また分配方針が累積型か分配型のいずれかによって、１株当たり純資産価格は異なります。長期的には、これらの差異によって、同時期に購入した同じサブ・ファンドの株式であっても、クラスの違いによって、異なる投資リターンを生む結果となる可能性があります。

資産および負債の配賦

各サブ・ファンドの記録および会計書類は、各サブ・ファンドの基準通貨建てで、別々に保管されるものとします。

各サブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドに排他的に帰属するものとし、保管銀行の記録ではその他のファンドの資産とは分別され、その他のサブ・ファンドの負債またはその他のサブ・ファ

ンドに対する請求を直接または間接に履行するために使用されることはできず、また、かかる目的のために提供されることはありません。

各クラスの株式の発行手取金は、当該クラスのために設定されたサブ・ファンドに充当され、当該クラスに帰属する資産および負債ならびに収益および費用は、定款の規定に従い当該サブ・ファンドに充当されます。

資産が別の資産から発生する場合には、発生した資産は、発生源である資産が帰属するサブ・ファンドと同じサブ・ファンドに充当され、資産の再評価毎に、その増加額または減少額が当該サブ・ファンドに充当されます。

ファンドの資産または負債が特定のサブ・ファンドに帰属するものとみなされない場合には、取締役は、監査人の承認を得ることを条件として、その裁量で、当該資産または負債を全サブ・ファンドに割当てするための基準を決定でき、また取締役は、常に、監査人の承認を得ることを条件として、当該基準を随時変更する権限を留保しています。ただし、当該資産または負債が各サブ・ファンドの純資産総額に比例する割合に基づきすべてのサブ・ファンドに配賦される場合には監査人の承認は要求されません。

各サブ・ファンドへの投資に適する投資家およびリスク

パークレイズ・グローバルベータ

1. パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 1

定期的な収益および安定的な元本の成長を追求している投資家に適しています。当サブ・ファンドは、安定的なリターンの獲得のために、低リスクの運用アプローチを行います。

当サブ・ファンドは、株式市場での金融商品に投資するため一定程度のリスクがありますが、高い水準での固定利付商品への投資により、リスクは他のサブ・ファンドに比べ低くなることが予想されます。

当サブ・ファンドへの推奨投資期間は5年以上です。

2. パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 2

元本の成長と収益の組合せを望んでいる投資家に適しています。当サブ・ファンドは、安定的なリターンの獲得のために、慎重な運用アプローチを行います。当サブ・ファンドは、株式市場での金融商品に投資するため一定程度のリスクがありますが、固定利付商品への相対的に高い水準での投資により、リスクはバランス型の投資商品より低くなることが予想されます。

当サブ・ファンドへの推奨投資期間は5年以上です。

3. パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 3

中程度の水準の収益と共に元本の成長を望んでいる投資家に適しています。当サブ・ファンドは、広範囲の投資対象を保有することによって安定的なリターンを獲得するバランス型の運用アプローチを行います。このバランス型の運用アプローチにより、当サブ・ファンドのリスクは、一般的な株式投資よりも低くなることが予想されます。

当サブ・ファンドへの推奨投資期間は5年以上です。

4. パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 4

高水準の元本の成長を望んでいる投資家に適しています。当サブ・ファンドは、株式などの成長指向型資産に重点を置きます。一般的な株式投資よりリスクが低いものの、当サブ・ファンドには合理的な程度のリスクがあることが予想されます。

当サブ・ファンドへの推奨投資期間は7年以上です。

5. パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 5

高水準の元本の成長を望んでいる投資家に適しています。当サブ・ファンドは、他のサブ・ファンドより積極的な投資戦略を用います。当サブ・ファンドには、一般的な株式投資と概ね同程度のリスクがあることが予想されます。

当サブ・ファンドへの推奨投資期間は7年以上です。

パークレイズ・マルチマネジャー

1. パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 1

定期的な収益および安定的な元本の成長を追求している投資家に適しています。当サブ・ファンドは、安定的なリターンの獲得のために、低リスクの運用アプローチを行います。当サブ・ファンドは、株式市場での金融商品に投資するため一定程度のリスクがありますが、高い水準での固定利付商品への投資により、リスクは他のサブ・ファンドに比べ低くなることが予想されます。

当サブ・ファンドへの推奨投資期間は5年以上です。

2. パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 2

元本の成長と収益の組合せを望んでいる投資家に適しています。当サブ・ファンドは、安定的なリターンの獲得のために、慎重な運用アプローチを行います。当サブ・ファンドは、株式市場での金融商品に投資するため一定程度のリスクがありますが、固定利付商品への相対的に高い水準での投資により、リスクはバランス型の投資商品より低くなることが予想されます。

当サブ・ファンドへの推奨投資期間は5年以上です。

3. パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 3

中程度の水準の収益と共に元本の成長を望んでいる投資家に適しています。当サブ・ファンドは、広範囲の投資対象を保有することによって安定的なリターンを獲得するバランス型の運用アプローチを行います。このバランス型の運用アプローチにより、投資リスクは、一般的な株式投資よりも低くなることが予想されます。

当サブ・ファンドへの推奨投資期間は5年以上です。

4. パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 4

高水準の元本の成長を望んでいる投資家に適しています。当サブ・ファンドは、株式などの成長指向型資産に重点を置きます。一般的な株式投資よりリスクが低いものの、当サブ・ファンドには合理的な程度のリスクがあることが予想されます。

当サブ・ファンドへの推奨投資期間は7年以上です。

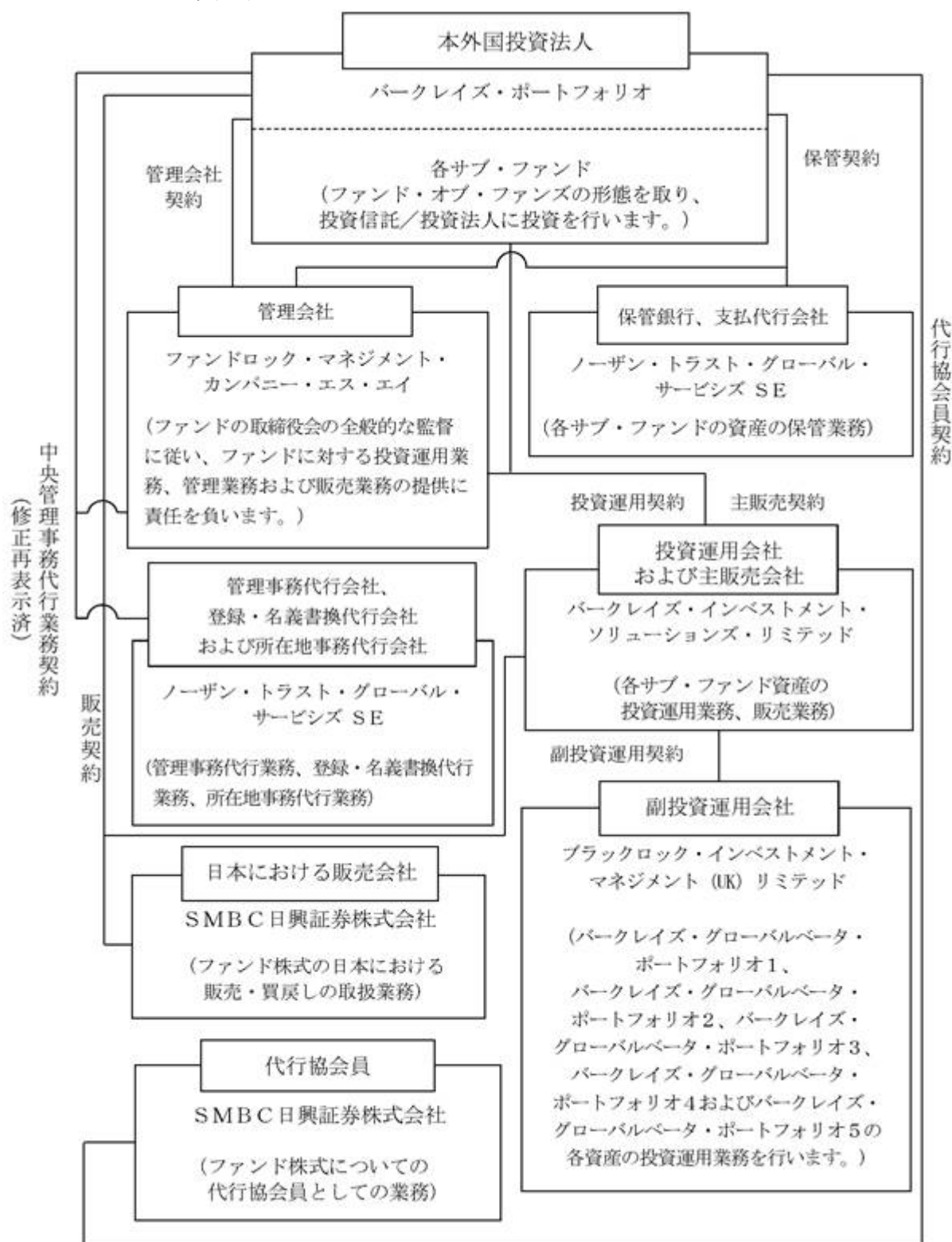
5. パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 5

高水準の元本の成長を望んでいる投資家に適しています。当サブ・ファンドは、他のサブ・ファンドより積極的な投資戦略を用います。当サブ・ファンドには、一般的な株式投資と概ね同程度のリスクがあることが予想されます。

当サブ・ファンドへの推奨投資期間は7年以上です。

(3) 【外国投資法人の仕組み】

ファンドの仕組み



ファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

会 社 名	ファンド運営上の役割	契約及び委託内容
パークレイズ・ポートフォリオ (Barclays Portfolios SICAV)	本外国投資法人	定款および英文目論見書は、ルクセンブルグ法に従って、ファンドの資産の運用管理、ファンド株式の発行および買戻し等について規定しています。
ファンドロック・マネジメント・カンパニー・エス・エイ (FundRock Management Company S.A.)	管理会社	2019年3月28日付でファンドとの間で管理会社契約（注1）を締結。
パークレイズ・インベストメント・ソリューションズ・リミテッド (Barclays Investment Solutions Limited)	投資運用会社および主販売会社	2019年3月28日付でファンド、管理会社との間で投資運用契約（注2）を締結。 2019年3月28日付でファンド、管理会社との間で主販売契約（注7）を締結。
ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド (BlackRock Investment Management (UK) Limited)	副投資運用会社	2016年7月27日付で投資運用会社との間で副投資運用契約（注3）（随時改訂されます。）を締結。

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ S E (Northern Trust Global Services SE)	保管銀行、支払代行会社、管理事務代行会社、登録・名義書換代行会社および所在地事務代行会社	2016年3月18日付でファンド、パークレイズ・アセット・マネジメント・リミテッド（以下「旧管理会社」といいます。）との間で保管契約（注4）を締結。 2019年3月28日付のファンド、管理会社、旧管理会社との間の更改契約により更改。 2016年3月18日付でファンド、旧管理会社およびノーザン・トラスト・ルクセンブルグ・マネジメント・カンパニー・エス・エイの間に締結された、中央管理事務代行業務契約（修正再表示済）（注5）について、2019年3月28日付のファンド、管理会社、旧管理会社およびノーザン・トラスト・ルクセンブルグ・マネジメント・カンパニー・エス・エイとの間の更改および修正契約により更改。 上記の両更改契約により、管理会社が旧管理会社の義務を承継し、ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ S E がノーザン・トラスト・ルクセンブルグ・マネジメント・カンパニー・エス・エイの義務を承継しています。
S M B C 日興証券株式会社	代行協会員	2010年12月15日付でファンドとの間で代行協会員契約（注6）を締結。

- （注1）管理会社契約とは、ファンドによって任命された管理会社が、取締役会の全般的な監督に従って、各サブ・ファンドに対する投資運用業務、管理業務および販売業務の提供に責任を負うことを約する契約をいいます。
- （注2）投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、管理会社および取締役会の監督および指示に常に従って、各サブ・ファンドの資産の投資運用業務を行うことを約する契約をいいます。
- （注3）副投資運用契約とは、投資運用会社によって任命された副投資運用会社が、投資運用会社から一部のサブ・ファンドの投資運用を再委託されることを約する契約をいいます。
- （注4）保管契約とは、定款の規定に基づき、ファンドによって任命された保管銀行が、各サブ・ファンドの資産の保管業務を行うことを約する契約をいいます。
- （注5）中央管理事務代行業務契約（修正再表示済）とは、管理会社によって任命された管理事務代行会社、登録・名義書換代行会社、および所在地事務代行会社が、各サブ・ファンドについて、管理会社の全般的監督の下で、純資産価格の計算およびファンドの財務書類の作成を含むファンドの管理事務代行業務、登録・名義書換代行業務および所在地事務代行業務を行うことを約する契約をいいます。

- （注６）代行協会契約とは、ファンドによって任命された代行協会が、各サブ・ファンドについて、目論見書の配布、１株当たり純資産価格の公表ならびに運用報告書等の配布等、日本証券業協会規則により要求される代行協会としての業務を行うことを約する契約をいいます。
- （注７）主販売契約とは、管理会社によって任命された主販売会社をファンドの株式の世界全体の主たる販売会社として任命することを約する契約をいいます。

（４）【外国投資法人の機構】

外国投資法人の統治に関する事項

（イ）外国投資法人の機関の内容

ファンドの機関は、株主により構成される株主総会と３名以上の取締役により構成される取締役会により構成されます。

（ａ）株主総会

規定に従って構成されたファンドの株主総会は、ファンドの株主全員を代表します。株主総会の決議は、株主が保有するサブ・ファンドまたはクラスの別にかかわらず、ファンドの株主全員を拘束するものとします。株主総会は、ファンドの経営に関する行為を命令し、実行または正式に承認する広範な権限を有するものとします。

いずれの株式も、サブ・ファンドまたはクラスの別、および各サブ・ファンドまたは各クラスの１株当たり純資産価格にかかわらず、１株式につき１議決権を有しています。株主は、他の者を代理人に任命することによっていずれの株主総会でも議決権を行使することができます。委任状は、書面または電報、テレックス、ファックスもしくは委任の証拠を構成できるその他の電子的手段によることができます。委任状は、特別に取消されない限り、すべての延会について有効とします。さらに、取締役会の裁量により、株主は、株主としての本人確認ができるビデオ会議またはその他の通信手段によって、いずれの株主総会にも参加することができます。ただし、かかる手段は、株主総会における審議が中断なくオンライン上で行われ、当該総会への有効な参加が確保されるような技術的条件を満たすものに限るものとします。ルクセンブルグ法または定款に別段の定めがある場合を除き、適法に招集された株主総会の決議は、投票された議決権数の単純多数決をもって採択されます。投票された議決権には、投票に不参加の株主、投票を棄権した株主または白票または無効票を投じた株主に附随する議決権は含まれません。ルクセンブルグの法令規則に定める条件に基づき、いずれの株主総会の通知においても、当該総会における定足数および過半数が当該総会に先立つ特定の日時（以下「基準日」といいます。）における発行済株式を規準として決定される旨を定めることができ、株主総会へ出席し、その所有株式に附随する議決権を行使できる株主の権利は、基準日現在に当該株主が保有する株式に基づき決定されるものとします。取締役会は、株主総会に参加し、また委任状が有効となるために株主が満たすべきその他すべての条件を決定することができます。株主総会は、ルクセンブルグ法の規定に従い、取締役会の招集により開催されます。

年次株主総会は、ルクセンブルグにおけるファンドの登記上の事務所またはその総会招集通知に指定されるルクセンブルグ内の場所において毎年開催されます。年次株主総会は、毎年12月の第３木曜日の午前11時（ルクセンブルグ時間）に開催されます。当該日がルクセンブルグの営業日ではない場合には、ルクセンブルグの前営業日に開催するものとします。年次株主総会は、ルクセンブルグの法令で認められる場合にはその定められる条件に従い、上記に記載される日時または場所以外の実務取締役会が決定する日時または場所（ただし、英国は除きます。）で開催することができます。

すべての株主総会の招集通知は、各総会の８日前までにすべての登録株主宛に郵送され、かつ RESA（ルクセンブルグにおける公告掲載のための電磁的中央プラットフォーム）および当該総会の前に決定されるその他のルクセンブルグの新聞紙上に、当該総会開催日の15日前に掲載されます。あるいは、招集通知は、当該総会の８日前までにすべての登録株主に書留郵便にて送付され

ることができます。招集通知には、総会の開催日時および場所、議題、参加条件ならびにルクセンブルグ法に定められる定足数要件および多数決規則などの詳細が記載されます。

株主は、請求により、年次株主総会の前に、ファンドの年次財務書類、監査報告書および取締役の年次報告書を入手できます。

定款およびルクセンブルグ法に従って、ファンドに関する株主の決定はすべて、全株主の総会の決議によるものとします。一もしくは複数のサブ・ファンドの株主に影響を及ぼす決定は、ルクセンブルグ法で許容される範囲において、該当するサブ・ファンドの株主のみの決議によることができます。この場合、定款に定められる定足数要件および多数決規則が適用されます。

各株式は、すべての総会または該当サブ・ファンドもしくは該当クラスの集会において1議決権を有します。クラスの権利の変更に伴うすべての定款の変更は、ファンドの株主総会の決議と当該クラスの株主の決議による承認が必要となります。

(b) 取締役会

ファンドは、3名以上の取締役で構成する取締役会によって運営されます。取締役は、ファンドの株主であることを要しません。取締役会の過半数は、常に、英国の税法上の居住者でない者によって構成されるものとします。取締役会は、リスク分散の原則に基づき、運用管理および投資方針の全般的な方向付け、ならびにファンドの運用において従うべきガイドラインを決定します。また取締役会は、2010年法のパートIに従って、ファンドの投資に随時適用される制限を決定できます。

取締役は、年次株主総会において選任され、その任期は次の年次株主総会までとし、かつ後任者が選任され適格となるまでとしますが、取締役は、株主総会の決議により、いつでも、理由の有無を問わず、解任または交替されます。

取締役会は、互選により、会長1名および副会長1名ないし数名を選任することができます。取締役会は、さらに秘書役（取締役であることを要しません。）を選任し、取締役会および株主総会の議事録の保管の責に任ずることができます。取締役会は、ジェネラル・マネジャー、秘書役、ジェネラル・マネジャー補佐、秘書役補佐またはファンドの運営および管理に必要と考えられるその他の役員を随時選任することができます。取締役会は、かかる任命をいつでも取消すことができます。役員はファンドの取締役または株主であることを要しません。選任された役員は、定款に別段の規定がある場合を除き、取締役会により付与された権限を有し、義務を負うものとします。

取締役は、適法に招集された取締役会の会議においてのみ行為することができます。取締役会は、ルクセンブルグまたは海外で開催されるものとしますが、英国では開催されません。取締役は、取締役会の決議で特別に認められた場合を除き、単独の行為のみによってファンドを拘束することはできません。取締役は、取締役会の少なくとも半数が出席または代理出席しており、かつそのように出席または代理出席した取締役会の過半数が英国の税法上の居住者でない場合のみ、有効に審議し議決権を行使することができます。決議は、会議に出席または代理出席した取締役の過半数の賛成票によって採決されます。各会議において、議案に対する賛成票と反対票が同数である場合には、当該会議の議長が決定権を有するものとします。取締役会の決議は、全取締役が署名した一通または複通の宣言書の形式により採決することもできます。

各取締役は、別の取締役を代理人に指名することにより、すべての取締役会で行為することができます。委任状は、書面または電報、テレックスもしくはファックスまたは当該投票の証拠を構成できるその他の電子的手段によるものとします。各取締役は、書面または電報、テレックスもしくはファックスまたは当該投票の証拠を構成できるその他の電子的手段により投票することができます。各取締役は、電話会議またはビデオ会議の手段を用いて、取締役会の会議に出席することができます。かかる手段を利用した会議への参加は、当該会議に直接参加したものととして取扱われます。

取締役会は、ファンドの日常の運営および業務を遂行する権限ならびに会社の方針および目的を推進するための行為を実行する権限を個人または法人に委任することができますが、それらの者は取締役会のメンバーである必要はありません。また取締役会は、特定の業務を取締役会が適任と判断する者（取締役会のメンバーであるか否かを問いません。）で構成される委員会に委任することができます。ただし、かかる委員会のメンバーの過半数はファンドの取締役で構成されるものとし、かつ、委員会のいかなる会議も、出席または代理出席した者の過半数がファンドの取締役で構成されない限り、そのいかなる権限、職権または裁量権を行使するための定足数も満たさないものとします。さらに、委員会の過半数が英国の居住者である取締役で構成される場合には、かかる委員会にいかなる委任も行うことはできません。委員会のいかなる会議も英国で行うことはできず、出席または代理出席した取締役の過半数が英国の居住者である場合には、かかる会議を有効に行うことはできません。

（ロ）外国投資法人の内部管理の組織、人員および手続き

ファンド

取締役会

ファンドの取締役会の人員は現在3名で構成されています。取締役の詳細については、後記「第三部 外国投資法人の詳細情報、第1 外国投資法人の追加情報、2 役員の状況」をご参照ください。

取締役は、定款に従い、ファンドの全般的な運営および管理に責任を負います。さらに、取締役は、各サブ・ファンドの投資目的および投資方針の実施ならびに各サブ・ファンドの管理および運用の監督に責任を負います。

取締役は、法律により株主に留保されている権限を除き、いかなる状況においてもファンドに代って行為する最大の権限を有するものとします。

管理会社

ファンドは、ファンドおよび管理会社間の管理会社契約（その時々改正を含みます。）（以下「管理会社契約」といいます。）に従い、2010年法の意味する範囲内におけるファンドの管理会社としての業務を提供するためにファンドロック・マネジメント・カンパニー・エス・エイを任命しました。ファンドロック・マネジメント・カンパニー・エス・エイは、取締役会の全般的な監督に従い、ファンドに対する投資運用業務、管理業務および販売業務の提供に責任を負います。

管理会社は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき、公開有限責任会社として設立されました。管理会社は、2010年法に基づき、同法第15章に定められた管理会社として行為することをCSSFにより認可されています。

2010年法およびファンドの事前の承認に基づき、管理会社はその権限および義務の全部または一部をいずれかの者または事業体に委託することがあります。その機能の履行のため、ファンドに対する管理会社の責任は、委託による影響を受けません。

（ハ）公認法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）

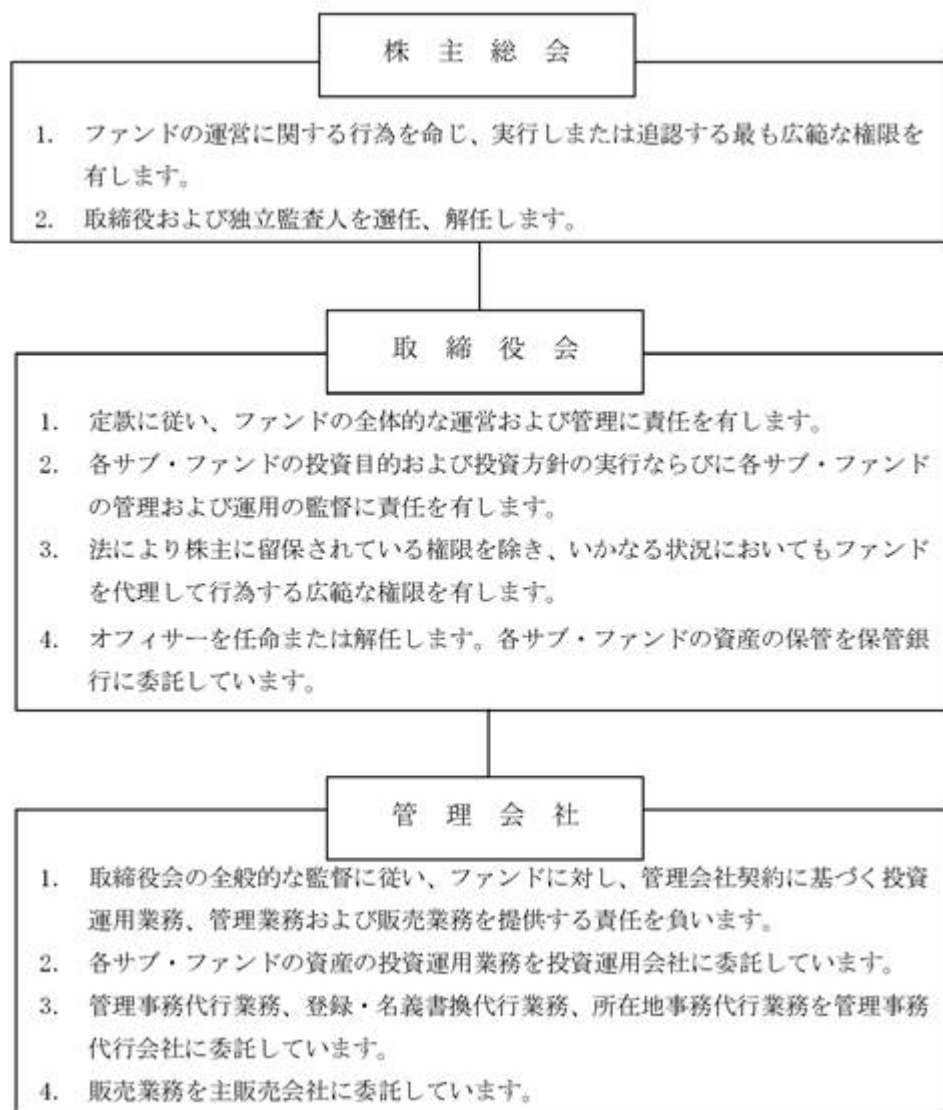
ファンドは、プライスウォーターハウスクーパース、ソシエテ・コオペラティブ、ルクセンブルグを公認法定監査人に選任しています。公認法定監査人は、年次報告書に含まれるファンドの財務書類の監査を行うとともに、ファンドの財務情報が財務状況を適正に表示していないと判断した場合には、CSSFにその旨を直ちに報告する義務を負います。さらに、CSSFが要求するすべての情報（ファンドの帳簿その他の記録を含みます。）をCSSFに提出しなければなりません。

（ニ）外国投資法人による関係法人に対する管理体制

管理会社は、投資運用会社、管理事務代行会社に業務を委託しています。外部委託されたサービス提供会社は、リスク・ベースのデュー・ディリジェンス後に任命され、パークレイズのアウトソーシング方針に従い、監視されます。外部委託されたサービス提供者は、規定のサービス水準の取決めにに基づき、業務を行います。主要なパフォーマンスおよびリスク指標が監視されます。四

半期毎に、パークレイズの供給業者は、業務リスク、法律上および規制上の変更ならびに委託された主要なコントロール機能を管理するためのオペレーティング・フォーラムに出席します。

ファンドの運用および管理の機構は、次の図の通りです。



外国投資法人の運用体制

前述のとおり、管理会社は、各サブ・ファンドの資産の投資運用業務を投資運用会社に委託しています。投資運用会社の運用体制については、後記「第三部 外国投資法人の詳細情報、第4 関係法人の状況、1 資産運用会社の概況、（2）運用体制」をご参照ください。投資運用会社の運用に関するリスク管理体制については、後記「3 投資リスク、（2）リスクに対する管理体制」をご参照ください。

（5）【外国投資法人の出資総額】

パークレイズ・グローバルベータ

1 パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 1

発行済ファンド株式総数		2019年11月末日
クラスA（円建）株式	分配型	18,000.00株
	累積型	0株
クラスA（米ドル建）株式	分配型	0株
	累積型	54,044.27株

	純資産総額（サブ・ファンド）	
	ボンド	千円
2019年11月末日	13,242,093.90	1,873,094

2 パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 2

発行済ファンド株式総数		2019年11月末日
クラスA（円建）株式	分配型	171,000.00株
	累積型	0株
クラスA（米ドル建）株式	分配型	114,713.56株
	累積型	56,806.50株

	純資産総額（サブ・ファンド）	
	ボンド	千円
2019年11月末日	76,154,903.41	10,772,111

3 パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 3

発行済ファンド株式総数		2019年11月末日
クラスA（円建）株式	分配型	168,500.00株
	累積型	0株
クラスA（米ドル建）株式	分配型	152,335.74株
	累積型	47,612.54株

	純資産総額（サブ・ファンド）	
	ボンド	千円
2019年11月末日	158,777,760.81	22,459,114

4 パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 4

発行済ファンド株式総数		2019年11月末日
クラスA（円建）株式	分配型	29,000.00株
	累積型	0株
クラスA（米ドル建）株式	分配型	18,000.00株
	累積型	12,039.31株

	純資産総額（サブ・ファンド）	
	ポンド	千円
2019年11月末日	85,554,293.84	12,101,655

5 パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 5

発行済ファンド株式総数		2019年11月末日
クラスA（円建）株式	分配型	0株
	累積型	0株
クラスA（米ドル建）株式	分配型	22,000.00株
	累積型	9,317.14株

	純資産総額（サブ・ファンド）	
	ポンド	千円
2019年11月末日	54,862,412.01	7,760,288

パークレイズ・マルチマネジャー

1 パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 1

発行済ファンド株式総数		2019年11月末日
クラスA（円建）株式	分配型	14,000.00株
	累積型	0株
クラスA（米ドル建）株式	分配型	851,993.81株
	累積型	251,478.25株

	純資産総額（サブ・ファンド）	
	ポンド	千円
2019年11月末日	63,800,780.26	9,024,620

2 パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 2

発行済ファンド株式総数		2019年11月末日
クラスA（円建）株式	分配型	67,000.00株
	累積型	0
クラスA（米ドル建）株式	分配型	181,570.98株
	累積型	1,278,046.19株

	純資産総額（サブ・ファンド）	
	ポンド	千円
2019年11月末日	119,915,359.19	16,962,028

3 パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 3

発行済ファンド株式総数		2019年11月末日
クラスA（円建）株式	分配型	222,000.00株
	累積型	0株
クラスA（米ドル建）株式	分配型	1,243,320.51株
	累積型	1,576,576.61株

	純資産総額（サブ・ファンド）	
	ポンド	千円
2019年11月末日	309,596,497.53	43,792,425

4 パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 4

発行済ファンド株式総数		2019年11月末日
クラスA（円建）株式	分配型	113,000.00株
	累積型	0株
クラスA（米ドル建）株式	分配型	401,974.04株
	累積型	264,044.16株

	純資産総額（サブ・ファンド）	
	ポンド	千円
2019年11月末日	76,037,042.19	10,755,440

5 パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ5

発行済ファンド株式総数		2019年11月末日
クラスA（円建）株式	分配型	0株
	累積型	0株
クラスA（米ドル建）株式	分配型	91,289.14株
	累積型	41,856.43株

	純資産総額（サブ・ファンド）	
	ポンド	千円
2019年11月末日	27,159,308.61	3,841,684

各計算期間の各サブ・ファンドの純資産総額および各クラスA株式の発行済株式数の増減については、前記「（１）主要な経営指標等の推移」を参照してください。

取締役会は、現金、または法令上の要件に従い、有価証券およびその他の資産による現物出資に対して、既存の株主に対し新株の優先的引受権を付与することなく、ファンドの全額払込済株式を定款第25条に従い算定される純資産額または定款第23条に従い算定される１口当たり純資産価額に基づき、随時発行する無制限の権限を有します。

ファンドの資本金は、常に、その純資産総額と同額です。

(6) 【主要な投資主の状況】

2019年11月末現在、各サブ・ファンドの主要株主（所有株数上位5位）は以下のとおりです。株主の氏名／名称および住所／所在地は、ルクセンブルグの機密保持規則により開示できません。

パークレイズ・グローバルベータ

1．パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 1

	株主 (株主名簿上の 登録形態)	所在国	所有株数 (株)	発行済株式総数	発行済株式総数に 対する 所有比率 (%)
全円建クラス					
	法人	日本	18,000.000	18,000.000	100.00
全米ドル建クラス					
1	法人	英国	260,968.444	545,132.709	47.87
2	法人	ルクセンブルグ	230,120.000		42.21
3	個人	英国	50,393.511		9.24
4	個人	スペイン	3,620.754		0.66
5	法人	英国	30.000		0.01

2．パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 2

	株主 (株主名簿上の 登録形態)	所在国	所有株数 (株)	発行済株式総数	発行済株式総数に 対する 所有比率 (%)
全円建クラス					
	法人	日本	171,000.000	171,000.000	100.00
全米ドル建クラス					
1	法人	英国	525,988.104	998,533.889	52.68
2	法人	ルクセンブルグ	125,336.029		12.55
3	法人	日本	111,000.000		11.12
4	法人	ルクセンブルグ	107,851.205		10.80
5	法人	英国	52,865.768		5.29

３．パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ３

	株主 (株主名簿上の 登録形態)	所在国	所有株数 (株)	発行済株式総数	発行済株式総数に 対する 所有比率 (%)
全円建クラス					
	法人	日本	168,500.000	168,500.000	100.00
全米ドル建クラス					
1	法人	ルクセンブルグ	340,204.330	1,109,740.445	30.66
2	法人	英国	185,696.135		16.73
3	法人	ルクセンブルグ	184,525.887		16.63
4	法人	日本	142,500.000		12.84
5	法人	英国	134,111.500		12.08

４．パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ４

	株主 (株主名簿上の 登録形態)	所在国	所有株数 (株)	発行済株式総数	発行済株式総数に 対する 所有比率 (%)
全円建クラス					
	法人	日本	29,000.000	29,000.000	100.00
全米ドル建クラス					
1	法人	英国	139,673.606	590,186.740	23.67
2	法人	英国	114,359.652		19.38
3	法人	ルクセンブルグ	90,740.932		15.37
4	法人	英国	88,729.475		15.03
5	法人	ルクセンブルグ	83,641.468		14.17

５．パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ５

	株主 (株主名簿上の 登録形態)	所在国	所有株数 (株)	発行済株式総数	発行済株式総数に 対する 所有比率 (%)
全米ドル建クラス					
1	法人	ルクセンブルグ	208,656.412	301,613.561	69.18
2	法人	英国	38,913.021		12.90
3	法人	日本	22,000.000		7.29
4	法人	英国	9,317.142		3.09
5	法人	ルクセンブルグ	7,602.539		2.52

パークレイズ・マルチマネジャー

１．パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ１

	株主 (株主名簿上の 登録形態)	所在国	所有株数 (株)	発行済株式総数	発行済株式総数に 対する 所有比率 (%)
全円建クラス					
	法人	日本	14,000.000	14,000.000	100.00
全米ドル建クラス					
1	法人	日本	600,000.000	1,608,369.253	37.30
2	法人	英国	285,194.196		17.73
3	法人	スイス	174,204.733		10.83
4	法人	ルクセンブルグ	162,594.681		10.11
5	法人	スペイン	116,037.058		7.21

２．パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ２

	株主 (株主名簿上の 登録形態)	所在国	所有株数 (株)	発行済株式総数	発行済株式総数に 対する 所有比率 (%)
全円建クラス					
	法人	日本	67,000.000	67,000.000	100.00
全米ドル建クラス					
1	法人	ルクセンブルグ	927,110.473	1,940,906.442	47.77
2	法人	英国	265,830.949		13.70
3	法人	ルクセンブルグ	190,454.047		9.81
4	法人	英国	134,665.759		6.94
5	法人	ルクセンブルグ	110,052.182		5.67

３．パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ３

	株主 (株主名簿上の 登録形態)	所在国	所有株数 (株)	発行済株式総数	発行済株式総数に 対する 所有比率 (%)
全円建クラス					
	法人	日本	222,000.000	222,000.000	100.00
全米ドル建クラス					
1	法人	ルクセンブルグ	1,038,759.881	4,987,421.086	20.83
2	法人	ルクセンブルグ	913,544.695		18.32
3	法人	ルクセンブルグ	519,224.876		10.41
4	法人	英国	397,328.328		7.97
5	法人	ルクセンブルグ	304,834.379		6.11

４．パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ４

	株主 (株主名簿上の 登録形態)	所在国	所有株数 (株)	発行済株式総数	発行済株式総数に 対する 所有比率 (%)
全円建クラス					
	法人	日本	113,000.000	113,000.000	100.00
全米ドル建クラス					
1	法人	日本	152,000.000	791,660.739	19.20
2	法人	ルクセンブルグ	126,694.305		16.00
3	法人	ルクセンブルグ	116,003.805		14.65
4	法人	ルクセンブルグ	115,587.842		14.60
5	法人	英国	87,419.724		11.04

５．パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ５

	株主 (株主名簿上の 登録形態)	所在国	所有株数 (株)	発行済株式総数	発行済株式総数に 対する 所有比率 (%)
全米ドル建クラス					
1	法人	ルクセンブルグ	78,667.126	224,331.926	35.07
2	法人	日本	37,000.000		16.49
3	法人	ルクセンブルグ	30,198.807		13.46
4	個人	エジプト	23,612.134		10.53
5	法人	ルクセンブルグ	22,349.430		9.96

2【投資方針】

（１）【投資方針】

各サブ・ファンドの投資方針および投資対象は以下のとおりです。

パークレイズ・グローバルベータ

1. パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 1

投資目的

当サブ・ファンドの投資目的は、安定的な元本の成長と共に継続的な収益源の確立を目指すことです。

投資方針

当サブ・ファンドは、この投資目的を達成するために、主としてETF（上場投資信託）を含む投資信託／投資法人（ただし、ETFに限定されません。）に投資します。対象とする投資信託／投資法人は、ヨーロッパ連合の規制に従っている譲渡可能有価証券に投資する投資信託／投資法人（UCITS）および／または投資が認められている非UCITSです。

ファンド・オブ・ファンズである当サブ・ファンドは、国債、社債、ならびに譲渡性預金証書、変動利付債、コマーシャルペーパーおよび株式を含むその他の譲渡可能有価証券へ直接投資し、かかる有価証券への投資運用を行うこともできます。当サブ・ファンドの直接的な投資対象は、通常、ヨーロッパ、アメリカ合衆国および日本の規制された市場で上場または取引されているものですが、代替的にその他の規制された市場で上場または取引されているものにも投資することがあります。

当サブ・ファンドは、その投資目的を達成するために金融派生商品を含むその他の金融商品に投資することもできます。

当サブ・ファンドの基準通貨はポンドであり、評価についてはポンドで行われます。ただし、当サブ・ファンドは、基準通貨以外の他の通貨建て資産にも投資することができます。その場合の当サブ・ファンドの原資産の為替リスクについては、為替変動要因による損失を回避するため、基準通貨にヘッジすることができます。

2. パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 2

投資目的

当サブ・ファンドの投資目的は、継続的な収益源と共に中・長期的な元本の成長の達成を目指すことです。

投資方針

当サブ・ファンドは、この投資目的を達成するために、主としてETF（上場投資信託）を含む投資信託／投資法人（ただし、ETFに限定されません。）に投資します。対象とする投資信託／投資法人は、ヨーロッパ連合の規制に従っている譲渡可能有価証券に投資する投資信託／投資法人（UCITS）および／または投資が認められている非UCITSです。

ファンド・オブ・ファンズである当サブ・ファンドは、企業の株式、公社債、ならびに譲渡性預金証書、変動利付債およびコマーシャルペーパーを含むその他の譲渡可能有価証券へ直接投資し、かかる有価証券への投資運用を行うこともできます。当サブ・ファンドの直接的な投資対象は、通常、ヨーロッパ、アメリカ合衆国および日本の規制された市場で上場または取引されているものですが、代替的にその他の規制された市場で上場または取引されているものにも投資することがあります。当サブ・ファンドは、その投資目的を達成するために金融派生商品を含むその他の金融商品に投資することもできます。

当サブ・ファンドの基準通貨はポンドであり、評価についてはポンドで行われます。ただし、当サブ・ファンドは、基準通貨以外の他の通貨建て資産にも投資することができます。その場合の当

サブ・ファンドの原資産の為替リスクについては、為替変動要因による損失を回避するため、基準通貨にヘッジすることができます。

3. パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 3

投資目的

当サブ・ファンドの投資目的は、中・長期的な元本の成長および二次的に収益の達成を目指すことです。

投資方針

当サブ・ファンドは、この投資目的を達成するために、主としてETF（上場投資信託）を含む投資信託／投資法人（ただし、ETFに限定されません。）に投資します。対象とする投資信託／投資法人は、ヨーロッパ連合の規制に従っている譲渡可能有価証券に投資する投資信託／投資法人（UCITS）および／または投資が認められている非UCITSです。

ファンド・オブ・ファンズである当サブ・ファンドは、企業の株式、公社債、ならびに譲渡性預金証書、変動利付債およびコマーシャルペーパーを含むその他の譲渡可能有価証券へ直接投資し、かかる有価証券への投資運用を行うこともできます。当サブ・ファンドの直接的な投資対象は、通常、ヨーロッパ、アメリカ合衆国および日本の規制された市場で上場または取引されているものですが、代替的にその他の規制された市場で上場または取引されているものにも投資することがあります。当サブ・ファンドは、その投資目的を達成するために金融派生商品を含むその他の金融商品に投資することもできます。

当サブ・ファンドの基準通貨はポンドであり、評価についてはポンドで行われます。ただし、当サブ・ファンドは、基準通貨以外の他の通貨建て資産にも投資することができます。その場合の当サブ・ファンドの原資産の為替リスクについては、為替変動要因による損失を回避するため、基準通貨にヘッジすることができます。

4. パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 4

投資目的

当サブ・ファンドの投資目的は、長期的な元本の成長の達成を目指すことです。

投資方針

当サブ・ファンドは、この投資目的を達成するために、主としてETF（上場投資信託）を含む投資信託／投資法人（ただし、ETFに限定されません。）に投資します。対象とする投資信託／投資法人は、ヨーロッパ連合の規制に従っている譲渡可能有価証券に投資する投資信託／投資法人（UCITS）および／または投資が認められている非UCITSです。

ファンド・オブ・ファンズである当サブ・ファンドは、企業の株式、公社債、ならびに譲渡性預金証書、変動利付債およびコマーシャルペーパーを含むその他の譲渡可能有価証券へ直接投資し、かかる有価証券への投資運用を行うこともできます。当サブ・ファンドの直接的な投資対象は、通常、ヨーロッパ、アメリカ合衆国および日本の規制された市場で上場または取引されているものですが、代替的にその他の規制された市場で上場または取引されているものにも投資することがあります。当サブ・ファンドは、その投資目的を達成するために金融派生商品を含むその他の金融商品に投資することもできます。

当サブ・ファンドの基準通貨はポンドであり、評価についてはポンドで行われます。ただし、当サブ・ファンドは、基準通貨以外の他の通貨建て資産にも投資することができます。その場合の当サブ・ファンドの原資産の為替リスクについては、為替変動要因による損失を回避するため、基準通貨にヘッジすることができます。

5. パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 5

投資目的

当サブ・ファンドの投資目的は、高い水準で長期的な元本の成長の達成を目指すことです。

投資方針

当サブ・ファンドは、この投資目的を達成するために、主としてETF（上場投資信託）を含む投資信託／投資法人（ただし、ETFに限定されません。）に投資します。対象とする投資信託／投資法人は、ヨーロッパ連合の規制に従っている譲渡可能有価証券に投資する投資信託／投資法人（UCITS）および／または投資が認められている非UCITSです。

ファンド・オブ・ファンズである当サブ・ファンドは、企業の株式、公社債、ならびに譲渡性預金証書、変動利付債およびコマーシャルペーパーを含むその他の譲渡可能有価証券へ直接投資し、かかる有価証券への投資運用を行うこともできます。当サブ・ファンドの直接的な投資対象は、通常、ヨーロッパ、アメリカ合衆国および日本の規制された市場で上場または取引されているものですが、代替的にその他の規制された市場で上場または取引されているものにも投資することがあります。当サブ・ファンドは、その投資目的を達成するために金融派生商品を含むその他の金融商品に投資することもできます。

当サブ・ファンドの基準通貨はポンドであり、評価についてはポンドで行われます。ただし、当サブ・ファンドは、基準通貨以外の他の通貨建て資産にも投資することができます。その場合の当サブ・ファンドの原資産の為替リスクについては、為替変動要因による損失を回避するため、基準通貨にヘッジすることができます。

パークレイズ・マルチマネジャー

1. パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 1

投資目的

当サブ・ファンドの投資目的は、主に規制された投資信託／投資法人に投資することであり、投資制限に従って、主として債券に、二次的に他の投資対象に投資するポートフォリオから、安定的な元本の成長と共に継続的な収益源の確立を目指します。

投資方針

当サブ・ファンドは、この投資目的を達成するために、主としてパークレイズ・グループのメンバー会社により運用される投資信託／投資法人に投資し、二次的に非関係会社により運用される投資信託／投資法人に投資します。対象とする投資信託／投資法人は、ヨーロッパ連合の規制に従っている譲渡可能有価証券に投資する投資信託／投資法人（UCITS）および／または投資が認められている非UCITSです。

ファンド・オブ・ファンズである当サブ・ファンドは、世界の国債、社債、ならびに譲渡性預金証書、変動利付債、コマーシャルペーパーおよび株式を含むその他の譲渡可能有価証券へ直接投資し、かかる有価証券への積極的な投資運用を行うこともできます。当サブ・ファンドの直接的な投資対象は、通常、ヨーロッパ、アメリカ合衆国および日本の規制された市場で上場または取引されているものですが、代替的にその他の規制された市場で上場または取引されているものにも投資することがあります。当サブ・ファンドは、その投資目的を達成するために金融派生商品を含むその他の金融商品に投資することもできます。

当サブ・ファンドの基準通貨はポンドであり、評価についてはポンドで行われます。ただし、当サブ・ファンドは、基準通貨以外の他の通貨建て資産にも投資することができます。その場合の当サブ・ファンドの原資産の為替リスクについては、為替変動要因による損失を回避するため、基準通貨にヘッジすることができます。

2. パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 2

投資目的

当サブ・ファンドの投資目的は、主に規制された投資信託／投資法人に投資することであり、投資制限に従って、主として債券および株式に、二次的にそれ以外の投資対象に投資するポートフォリオから、継続的な収益源と共に中・長期的な元本の成長の達成を目指します。

投資方針

当サブ・ファンドは、この投資目的を達成するために、主としてパークレイズ・グループのメンバー会社により運用される投資信託／投資法人に投資し、二次的に非関係会社により運用される投資信託／投資法人に投資します。対象とする投資信託／投資法人は、ヨーロッパ連合の規制に従っている譲渡可能有価証券に投資する投資信託／投資法人（UCITS）および／または投資が認められている非UCITSです。

ファンド・オブ・ファンズである当サブ・ファンドは、国際的な企業の株式、公社債、ならびに譲渡性預金証書、変動利付債およびコマーシャルペーパーを含むその他の譲渡可能有価証券へ直接投資し、かかる有価証券への積極的な投資運用を行うこともできます。当サブ・ファンドの直接的な投資対象は、通常、ヨーロッパ、アメリカ合衆国および日本の規制された市場で上場または取引されているものですが、代替的にその他の規制された市場で上場または取引されているものにも投資することがあります。当サブ・ファンドは、その投資目的を達成するために金融派生商品を含むその他の金融商品に投資することもできます。

当サブ・ファンドの基準通貨はポンドであり、評価についてはポンドで行われます。ただし、当サブ・ファンドは、基準通貨以外の他の通貨建て資産にも投資することができます。その場合の当サブ・ファンドの原資産の為替リスクについては、為替変動要因による損失を回避するため、基準通貨にヘッジすることができます。

3. パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 3

投資目的

当サブ・ファンドの投資目的は、主に規制された投資信託／投資法人に投資することであり、投資制限に従って、主として株式および債券に、二次的にそれ以外の投資対象に投資するポートフォリオから、中・長期的な元本の成長および二次的に収益の達成を目指します。

投資方針

当サブ・ファンドは、この投資目的を達成するために、主としてパークレイズ・グループのメンバー会社により運用される投資信託／投資法人に投資し、二次的に非関係会社により運用される投資信託／投資法人に投資します。対象とする投資信託／投資法人は、ヨーロッパ連合の規制に従っている譲渡可能有価証券に投資する投資信託／投資法人（UCITS）および／または投資が認められている非UCITSです。

ファンド・オブ・ファンズである当サブ・ファンドは、国際的な企業の株式、公社債、ならびに譲渡性預金証書、変動利付債およびコマーシャルペーパーを含むその他の譲渡可能有価証券へ直接投資し、かかる有価証券への積極的な投資運用を行うこともできます。当サブ・ファンドの直接的な投資対象は、通常、ヨーロッパ、アメリカ合衆国および日本の規制された市場で上場または取引されているものですが、代替的にその他の規制された市場で上場または取引されているものにも投資することがあります。当サブ・ファンドは、その投資目的を達成するために金融派生商品を含むその他の金融商品に投資することもできます。

当サブ・ファンドの基準通貨はポンドであり、評価についてはポンドで行われます。ただし、当サブ・ファンドは、基準通貨以外の他の通貨建て資産にも投資することができます。その場合の当サブ・ファンドの原資産の為替リスクについては、為替変動要因による損失を回避するため、基準通貨にヘッジすることができます。

4. パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 4

投資目的

当サブ・ファンドの投資目的は、主に規制された投資信託／投資法人に投資することであり、投資制限に従って、主として株式に、二次的にそれ以外の投資対象に投資するポートフォリオからの長期的な元本の成長の達成を目指します。

投資方針

当サブ・ファンドは、この投資目的を達成するために、主としてパークレイズ・グループのメンバー会社により運用される投資信託／投資法人に投資し、二次的に非関係会社により運用される投資信託／投資法人に投資します。対象とする投資信託／投資法人は、ヨーロッパ連合の規制に従っている譲渡可能有価証券に投資する投資信託／投資法人（UCITS）および／または投資が認められている非UCITSです。

ファンド・オブ・ファンズである当サブ・ファンドは、国際的な企業の株式、公社債、ならびに譲渡性預金証書、変動利付債およびコマーシャルペーパーを含むその他の譲渡可能有価証券へ直接投資し、かかる有価証券への積極的な投資運用を行うこともできます。当サブ・ファンドの直接的な投資対象は、通常、ヨーロッパ、アメリカ合衆国および日本の規制された市場で上場または取引されているものですが、代替的にその他の規制された市場で上場または取引されているものにも投資することがあります。当サブ・ファンドは、その投資目的を達成するために金融派生商品を含むその他の金融商品に投資することもできます。

当サブ・ファンドの基準通貨はポンドであり、評価についてはポンドで行われます。ただし、当サブ・ファンドは、基準通貨以外の他の通貨建て資産にも投資することができます。その場合の当サブ・ファンドの原資産の為替リスクについては、為替変動要因による損失を回避するため、基準通貨にヘッジすることができます。

5. パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 5

投資目的

当サブ・ファンドの投資目的は、主に規制された投資信託／投資法人に投資することであり、投資制限に従って、主として株式に、二次的にそれ以外の投資対象に投資するポートフォリオからの高い水準の元本の成長を長期的に達成することを目指します。

投資方針

当サブ・ファンドは、この投資目的を達成するために、主としてパークレイズ・グループのメンバー会社により運用される投資信託／投資法人に投資し、二次的に非関係会社により運用される投資信託／投資法人に投資します。対象とする投資信託／投資法人は、ヨーロッパ連合の規制に従っている譲渡可能有価証券に投資する投資信託／投資法人（UCITS）および／または投資が認められている非UCITSです。

ファンド・オブ・ファンズである当サブ・ファンドは、国際的な企業の株式、公社債、ならびに譲渡性預金証書、変動利付債およびコマーシャルペーパーを含むその他の譲渡可能有価証券へ直接投資し、かかる有価証券への積極的な投資運用を行うこともできます。当サブ・ファンドの直接的な投資対象は、通常、ヨーロッパ、アメリカ合衆国および日本の規制された市場で上場または取引されているものですが、代替的にその他の規制された市場で上場または取引されているものにも投資することがあります。当サブ・ファンドは、その投資目的を達成するために金融派生商品を含むその他の金融商品に投資することもできます。

当サブ・ファンドの基準通貨はポンドであり、評価についてはポンドで行われます。ただし、当サブ・ファンドは、基準通貨以外の他の通貨建て資産にも投資することができます。その場合の当サブ・ファンドの原資産の為替リスクについては、為替変動要因による損失を回避するため基準通貨にヘッジすることができます。

（２）【投資対象】

前記「（１）投資方針」を参照のこと。

投資目的のための金融派生商品の利用

各サブ・ファンドの上記の投資目的を達成するために、ファンドは、投資目的のために以下を含む（ただし、下記に限定されません。）広範な金融派生商品を利用することが認められています。

- 先物
- 為替先渡契約
- オプション
- スワップ
- クレジット・デフォルト・スワップ
- 差金決済取引契約（CFD）
- スワップション

またファンドは、金融派生商品が組み込まれた仕組債に投資することができますが、その場合、慎重なアプローチがとられ、仕組債に対するエクスポージャーの総額が金融派生商品に対する投資総額とみなされます。

ファンドが利用する金融派生商品は、法令規則の条件に従い、かつ法令規則に定められた制限の範囲内とし、CSSFに通知されているリスク管理プロセスとともに実施される場合にのみ利用することができます。かかるリスク管理プロセスの適用がある金融派生商品のみが利用されます。ファンドは、複雑ではない戦略に関連して金融派生商品を利用する方針です。

効率的なポートフォリオ運用

ファンドは、各サブ・ファンドのために、法令規則の条件に従い、かつ法令規則に定められた制限の範囲内で、譲渡可能有価証券および短期金融市場商品に関連する技法および商品を利用することができますが、かかる技法および商品の利用は、効率的なポートフォリオ運用と為替変動要因による損失回避のための目的に限られます。かかる技法および商品については、後記「（４）投資制限」をご参照ください。かかる技法および商品には、先物、先渡、オプション、スワップ、スワップションなどの金融派生商品取引ならびに有価証券貸付取引および買戻条件付取引が含まれます（ただし、これらに限定されるものではありません。）。新しい技法および商品が開発される場合があり、ファンドが適切と判断する場合には利用する場合がありますが、ファンドは、法令規則に従って、かかる技法および商品を利用することができます（ただし、上記を条件とします。）。

為替ヘッジ

各サブ・ファンドは、複数の通貨で表示される株式のクラスを発行することができます。為替ヘッジ付クラスに関し、為替ヘッジ運用会社は、為替変動リスク、特に、各サブ・ファンドの基準通貨の変動に対する当該ヘッジ付クラスの表示通貨の価値の変動の影響を回避する目的で金融派生商品を含む技法および商品を利用します。為替ヘッジ運用会社がこのような為替レートの変動リスクからの保護を意図したとしても、各サブ・ファンドの為替ヘッジ付クラスの価額が、各サブ・ファンドの基準通貨に対する各取引通貨の価値によって影響を受けないという保証はありません。ヘッジ戦略は、かかる取引通貨の価値が当該サブ・ファンドの基準通貨に対して値上がりした場合に、当該取引通貨建クラスの保有者を保護することを目的としていますので、当該取引通貨の価値が当該サブ・ファンドの基準通貨に対して値下がりした場合には、当該取引通貨建クラスの保有者はその値下がりの程度に応じた差益を得ることが制限されることになります。

為替ヘッジ取引の結果、当該為替ヘッジ付クラスによって実現されたすべての利益／損失ならびに当該取引のコストはすべて当該クラスに計上されます。各為替ヘッジ付クラスの取引通貨は、各為替ヘッジ付クラスにおけるヘッジの名目金額の合計額が当該為替ヘッジ付クラスの純資産総額の105%を超えない場合に限り、当該サブ・ファンドの基準通貨にヘッジされるものとします。当該取引はすべて該当する為替ヘッジ付クラスに明示的に帰属し、その他の為替ヘッジ付クラスの為替エクスポージャー金額を合算または相殺することはできません。為替ヘッジ運用会社は、アンダーヘッジまたはオーバーヘッジのポジションはとらない方針ですが、為替ヘッジ運用会社の管理を超える市場の変動や要因により、時にアンダーヘッジおよびオーバーヘッジのポジションが発生する可能性があります。為替ヘッジ運用会社は、ヘッジの上限を該当する為替ヘッジ付クラスの取引通貨エクスポージャー相当額とし、ヘッジが当該為替ヘッジ付クラスの純資産総額の95%を下回らないこと、または105%を超えないことを確保す

るために、かつこれらの限度額に近付いている場合にヘッジを適切に増減するために継続的なモニタリングを行います。

（３）【分配方針】

ファンド株式には、分配型株式または累積型株式があります。ただし、国によっては一方の種類しか販売されない場合があります。投資をお考えの方または株主の皆様は、この点についてご自身の国の販売会社にご確認ください。投資者は、分配型株式、累積型株式のいずれが適切であるかについて自身の課税上の地位をご検討の上ご判断ください。

分配型株式

取締役は、2010年法が定める制限の範囲内で、ファンドの分配型株式について分配を宣言し、支払うことを授權されています。

各サブ・ファンドは、分配型株式を保有する株主に対して、下表に基づき、通常、各該当期間末から２ヶ月以内に分配を宣言し、支払う予定です。

	分配金 支払頻度	該当期間末
パークレイズ・グローバルベータ		
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 1	毎月	各月末
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 2	各四半期	2 月末、5 月末、 8 月末、11 月末
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 3	各四半期	2 月末、5 月末、 8 月末、11 月末
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 4	年 2 回	2 月末、8 月末
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 5	年 2 回	2 月末、8 月末
パークレイズ・マルチマネジャー		
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 1	毎月	各月末
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 2	各四半期	2 月末、5 月末、 8 月末、11 月末
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 3	各四半期	2 月末、5 月末、 8 月末、11 月末
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 4	年 2 回	2 月末、8 月末
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 5	年 2 回	2 月末、8 月末

取締役は、各サブ・ファンドの分配の宣言または支払いの頻度を変更することができます。

取締役は、状況により正当化される場合には、純収益および純実現キャピタル・ゲインから分配を行うことを選択できます。株主に支払われる分配金は、電信送金または取締役が決定するその他の方法により各株主の指定銀行口座に支払われます。

ファンド株式に支払われた分配金のうち未請求額には利息は発生しません。支払日から５年以内に請求されなかった場合には、その権利は喪失され、該当するサブ・ファンドに帰属します。

平衡化

ファンド株式の買付価格は２つの要素から成ります。一つは「資本」で、ファンドの投資対象の価額を表します。もう一つは「収益」で、当該投資対象からファンドが獲得した収益を表します。すなわち、ファンド株式を購入する投資者は、収益のあるパーセンテージを購入し、買付価格のうちこれに該当する部分（平衡調整支払額）は名目勘定としての平衡勘定に貸記されます。

買付時に平衡調整支払額が貸記されたファンド株式の保有者に最初の分配金が支払われる場合には、当該分配金には平衡調整要素が含まれ、それは該当期間について平均化され、下記の「分配金計算書」に記載されます。

各株主の課税上の地位によっては、分配のうち平衡勘定からなされた部分は、課税目的上、資本の返済として取扱われるため、所得税の課税対象とはなりません。ただし、該当株主の居住国および状況によっては、キャピタルゲイン税の目的上、当該株主の保有コストから控除される場合があります。

該当する平衡勘定の中から各株主に支払われる金額は、当該平衡勘定に貸記されている平衡調整支払額の合計額を最初の分配金が支払われている該当サブ・ファンドの発行済株式総数（以下「グループ2株式」といいます。）で割って算出します。

最初の分配金が支払われている期間の終了後直ちに、グループ2株式はグループ1株式（グループ2株式を除く当該クラスの全株式）となり、当該グループ1株式に関する将来の分配金の支払いは、平衡化を行わず収益の形態で行われます。当該期間の終了後に買付けられたファンド株式は、上記のとおりグループ2株式に分類されます。グループ1株式とグループ2株式は、異なるクラスの株式を構成するものではなく、平衡化の目的で便宜的に用いられる名称にすぎません。

株主がその課税上の地位を最適化できるように、登録株主には、分配金のうち平衡勘定から受領した部分を記載した「分配金計算書」が送付されます。

累積型株式

累積型株式に関して獲得された投資収益および投資利益（もし、あれば）は留保され、株主のために再投資され、各累積型株式に反映されます。

前記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

追加的記載事項

分配金に関する留意事項

以下の追加的記載事項は、毎月収益の分配を行う「パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ1」および「パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ1」(以下「サブ・ファンド」といいます。)に関するものです。サブ・ファンドは、その報酬および費用の全部を当該サブ・ファンドの資本から支払います。従って、サブ・ファンドが支払う分配金(報酬および費用を含みます。以下同じ。)については、以下の点にご留意ください。

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、サブ・ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、1株当たり純資産価格は下がります。

サブ・ファンドで分配金が支払われるイメージ

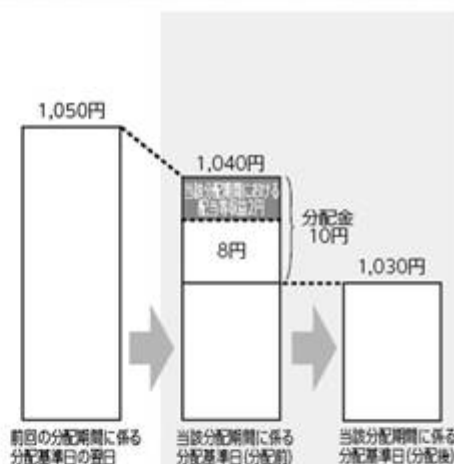
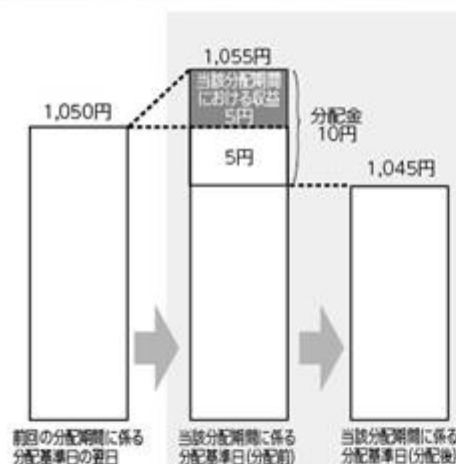


- 分配金は、分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、当該分配期間に係る分配基準日(分配後)における1株当たり純資産価格は、前回の分配期間に係る分配基準日の翌日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配期間におけるサブ・ファンドの収益率を示すものではありません。分配期間は、分配基準日の翌日から次の分配基準日までの期間をいいます。

分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合(円建クラスの場合)

前回の分配期間に係る分配基準日の翌日から1株当たり純資産価格が上昇した場合

前回の分配期間に係る分配基準日の翌日から1株当たり純資産価格が下落した場合



(注) 当該分配期間に生じた収益以外から5円を取り崩す

(注) 当該分配期間に生じた収益以外から8円を取り崩す

※分配金は、各サブ・ファンドの分配方針に基づき支払われます。分配方針については、前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(3) 分配方針」をご参照下さい。

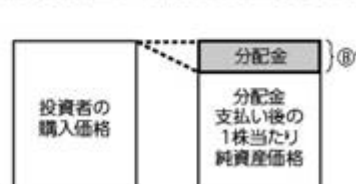
※上記はイメージであり、実際の分配金額や1株当たり純資産価格を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

- 投資者のサブ・ファンド株式の購入価格によっては、以下のとおり、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。サブ・ファンド購入後の運用状況により、分配金額より1株当たり純資産価格の値上がり小さかった場合も同様です。この場合、当該元本の一部払戻しに相当する部分も分配金として分配課税の対象となります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



(注) 分配金に対する課税については、後記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、4 手数料等及び税金、(5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

（４）【投資制限】

取締役は、ファンドの資産の投資およびその運用活動に関連して以下の制限を採択しました。以下の制限および方針は、ファンドの最善の利益に合致すると取締役が判断する場合には随時変更することができます。投資制限を変更する場合には、英文目論見書が変更されます。

ルクセンブルグ法によって課される投資制限は、各サブ・ファンドがそれぞれ遵守しなければなりません。下記１（Ｄ）に記載する制限は、ファンド全体に適用されます。

取締役は、ファンドの株主が所在する国またはファンド株式が販売されている国の法令規則を遵守するために、株主の利益に合致する追加の投資制限を随時設定することができます。

ファンドは、投資対象である事業体のいずれに対しても、法的または経営上の支配権を取得しないものとします。

１．譲渡可能有価証券および流動資産への投資

（Ａ）ファンドは、以下にのみ投資するものとします。

- （ ）適格国の証券取引所への上場が正式に認められている譲渡可能有価証券および短期金融市場商品
- （ ）その他の規制市場において取引されている譲渡可能有価証券および短期金融市場商品
- （ ）発行後間もない譲渡可能有価証券および短期金融市場商品については、その発行要項に、規制市場への正式な上場申請がなされ、かつ、かかる上場申請の承認が発行後一年以内に確保されるという約束が含まれているもの。
- （ ）EU加盟国内外のUCITSの株式／受益証券ならびにその他のUCIの株式／受益証券、ただし、
 - その他のUCIは以下の法律に基づき承認されていることを条件とします。（a）ヨーロッパ連合の加盟国の法律、（b）カナダ、香港、日本、ノルウェー、スイス、英国またはアメリカ合衆国の法律、（c）その他の国の法律の場合には、CSSFがEU法に定めるものと同等であると判断する監督に服しており、かつ監督当局間の協力が十分に確保される旨を規定していることを条件とします。
 - その他のUCIの株主／受益者保護の水準は、UCITSの受益者について規定されているものと同等であるものとし、特に資産分離、借入、貸付ならびに譲渡可能有価証券および短期金融市場商品の空売りに関する規制が、指令の要件と同等であるものとします。
 - その他のUCIの事業は、半期および年次の期間についてその資産および負債、損益および運用の評価が可能となるような半期報告書および年次報告書に報告されるものとします。
 - 買収が計画されているUCITSまたはその他のUCIについては、その設立文書に従って、その資産の10%超が他のUCITSまたはUCIの株式／受益証券に投資されることはできないものとします。
- （ ）満期12か月未満の金融機関への要求払預金または引出権付預金、ただし、当該金融機関は、EU加盟国に登記上の事務所を有しているか、または第三国に登記上の事務所を有する場合には、CSSFによってEU法が規定する基準と少なくとも同等とみなされる慎重な規則に服している場合に限るものとします。
- （ ）上記（ ）および（ ）に記載する規制された市場で取引されている金融派生商品（同様の現金決済商品を含みます。）、および／または店頭市場で取引される金融派生商品（以下「OTCデリバティブ」といいます。）、ただし、以下を条件とします。
 - 原資産は、ファンドがその投資目的に従い投資することができる、本１（Ａ）に記載する有価証券、金融指数、金利、外国為替レートまたは通貨により構成されるものとします。
 - OTCデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、かつCSSFが承認する分類に属する金融機関とします。

- OTCデリバティブは、信頼でき、かつ実証可能な評価が毎日行われ、ファンドのイニシアチブによりいつでも、相殺取引によりその公正価額で売却、清算または終了することが可能なものとします。

特定のサブ・ファンドについて別段の定めがある場合を除き、ファンドは、効率的なポートフォリオの運用目的で金融派生商品に投資するものとします。本項の「５．金融派生商品、技法および商品」をご参照ください。

- () 規制された市場で取引されるものを除く短期金融市場商品で、当該商品の発行または発行体自体が投資者および貯蓄の保護を目的に規制されているもの、ただし、当該商品は以下のいずれかに該当する場合に限ります。

- EU加盟国の中央政府、地方政府もしくは地方公共団体または中央銀行、欧州中央銀行、ヨーロッパ連合または欧州投資銀行、EU非加盟国、連邦国家の場合は連邦を構成するメンバー、または少なくとも一カ国のEU加盟国が属する国際機関により発行または保証されているもの。
- 規制された市場で取引されている有価証券の発行体である事業体によって発行されているもの。
- EU法に定義される基準に従った慎重な監督に服している事業体、あるいはCSSFによってEU法が規定する基準と少なくとも同等以上に厳格であるとみなされる慎重な規則に服し、かつ当該規則を遵守している事業体によって発行または保証されているもの。
- CSSFによって承認されている分類に属するその他の機関によって発行されているもの。ただし、当該金融商品への投資は、上記第一、第二および第三段落に規定するものと同様な投資者保護の対象となっており、かつ当該発行体が、10百万ユーロ以上の資本金および準備金を有し、第4指令78/660/EECに従って年次財務書類を作成し公表している企業である場合に限ります。また、当該発行体は、一以上の上場企業を含む企業グループ内で、当該グループの資金調達を専業としている会社であるか、銀行の貸出枠の利益を得ている証券化ビークルへの資金調達を専業としている会社に限ります。

加えて、ファンドは、各サブ・ファンドの純資産総額の10%を上限として、上記()ないし()に記載するもの以外の譲渡可能有価証券および短期金融市場商品に投資することができます。

- (B) ファンドは附随的に流動資産を保有することができます。

- (C) () 各サブ・ファンドは、その純資産総額の10%を超えて同一機関（クレジットリンク証券の場合には、当該クレジットリンク証券の発行体と原証券の発行体の両方）の発行した譲渡可能有価証券または短期金融市場商品には投資できません。各サブ・ファンドは、その純資産の20%を超えて同一機関への預金には投資できません。OTCデリバティブ取引の一相手方に対し各サブ・ファンドが負担するリスクは、当該相手方が上記1(A)()に記載された金融機関の場合には純資産総額の10%、その他の場合には純資産総額の5%を超えないものとします。

- () さらに、各サブ・ファンドが、同一発行体の複数の銘柄の譲渡可能有価証券または短期金融市場商品を各銘柄につき当該サブ・ファンドの純資産総額の5%を超えて所有している場合、当該投資の総額は、当該サブ・ファンドの純資産総額の40%を超過しないものとします。

本制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該金融機関を相手方とするOTCデリバティブ取引には適用されません。

(C)(i)に規定される個々の制限に関わらず、各サブ・ファンドは、以下を合算することはできません。

各サブ・ファンドの純資産の20%を超える、

- 単一の機関により発行される譲渡可能有価証券または短期金融市場商品への投資
- 単一の機関への預金、および／または
- 単一の機関を相手方とするOTCデリバティブ取引から発生するエクスポージャー

() 上記(C)(i)に規定された10%の制限は、EU加盟国、その地方公共団体、またはその他の適格国または少なくとも一カ国のEU加盟国が属する国際機関により発行または保証されている譲渡可能有価証券または短期金融市場商品については、35%とすることができます。

() 上記(C)(i)に規定された10%の制限は、登記上の事務所をEU加盟国内に有し、法により社債権者の保護を目的とする特定の公的監督に服する金融機関の債券については25%とすることができます。ただし、当該債券の発行により得られる総額は、当該法の適用規定に従い当該債券の存続期間中、当該債券に附随する請求を担保し、当該発行体の不履行の場合には、元金の払戻しおよび経過利息の支払に優先的に充当される資産に投資されるものとします。

各サブ・ファンドがその資産の5%を超えて一発行体の上記債券に投資する場合、かかる投資の総額は、当該サブ・ファンドの資産価額の80%を超えないものとします。

() (C)() および(C)() に記載される譲渡可能有価証券および短期金融市場商品は、(C)() に記載される40%の制限の計算には含めないものとします。上記(C)()、(C)()、(C)() および(C)() の制限を合算することはできません。従って、(C)()、(C)()、(C)() および(C)() に基づき実行された、同一機関により発行された譲渡可能有価証券もしくは短期金融市場商品への投資または同一機関における預金もしくは同一機関との間で実行されるOTCデリバティブ取引への投資金額は、いかなる場合にも、合計で各サブ・ファンドの純資産総額の35%を超えないものとします。特定種の事業の年次財務諸表、年次連結財務諸表および関連報告書に関する2013年6月26日指令2013/34/EU(改正済)または公認の国際会計規則に従って定義されるとおり、連結決算のため同一グループに含まれる企業は、本(C)項に規定される制限の計算の目的上、同一機関とみなされます。

各サブ・ファンドは、その純資産の20%を上限として、同一グループ内の譲渡可能有価証券および短期金融市場商品に累積的に投資できます。

() サブ・ファンドの投資方針が、CSSFによって承認された株価指数または債券指数の構成に連動させることを目指す場合、本(C)項の制限は、(D)項に規定される制限を損なうことなく、同一発行体の株式および／または債券への投資については20%とします。ただし、以下を条件とします。

- 当該指数の構成が十分に分散化されていること。
- 当該指数が、その参照する市場の適切なベンチマークとなっていること。
- 当該指数が適切な方法により公表されていること。

上記に規定する制限は、異常な市場の状況(特に、一定の譲渡可能有価証券または短期金融市場商品の市場占有率が高い規制された市場における場合)によって正当化される場合には、最高35%まで引上げることができます。ただし、最高35%の投資は、一発行体に限って認められます。

() 各サブ・ファンドは、リスク分散の原則に従い、各サブ・ファンドの純資産総額の100%を、EU加盟国、その地方公共団体、CSSFが認める非EU加盟国(2018年5月現在、OECD加盟国、シンガポール、ブラジル、ロシア、インドネシアおよび南アフリカ)または少なくとも一カ国のEU加盟国が加入する国際機関により発行または保証されている譲渡可能有価証券および短期金融市場商品に投資することができます。ただし、各サブ・ファン

ドは、少なくとも6銘柄の証券を保有しなければならず、かつ一銘柄の証券が当該サブ・ファンドの純資産総額の30%を超えてはならないものとします。

リスク分散の原則に十分に配慮することを条件として、各サブ・ファンドは、その承認日およびローンチ日から6ヵ月間は、本（C）項に規定する制限を遵守することを要しません。

（D）（ ）ファンドは、通常、発行体の経営に重大な影響を及ぼし得る議決権付株式を取得することはできません。

（ ）サブ・ファンドは、以下を取得することはできません。

- （a）一発行体の無議決権株式の10%超
- （b）一発行体の債務証券の価額の10%超
- （c）一発行体の短期金融市場商品の10%超
- （d）一投資信託／投資法人の受益証券／株式の25%超

ただし、上記（b）、（c）および（d）の制限は、取得時点における当該債務証券もしくは当該短期金融市場商品の総額または当該証券の発行済純額が計算できない場合は、取得時点においてこれを無視することができます。

（D）（ ）および（ ）の制限は、以下には適用されないものとします。

- （ ）EU加盟国もしくはその地方公共団体により発行された譲渡可能有価証券および短期金融市場商品
- （ ）非EU加盟国により発行または保証された譲渡可能有価証券および短期金融市場商品
- （ ）少なくとも一カ国のEU加盟国が属する国際機関によって発行された譲渡可能有価証券および短期金融市場商品
- （ ）EU非加盟国で設立された会社で、その資産を主にEU非加盟国に登記上の事務所を置く発行体の証券に投資している会社の資本について保有する株式。ただし、当該国の法律に基づきかかる保有が当該国の発行体の証券にサブ・ファンドが投資することができる唯一の方法である場合で、かつ、当該会社の投資方針が上記1（C）、1（D）（ ）および（ ）ならびに下記1（E）に規定される制限を遵守している場合に限りです。

（E）（i）各サブ・ファンドは、その純資産の20%を超えて、上記1（A）（ ）に規定される同一のUCITSまたはその他のUCIの株式または受益証券に投資することはできません。

（ ）さらに、UCITS以外のUCIへの投資は、合計で、各サブ・ファンドの純資産の30%を超えないものとします。

（ ）UCITSまたはUCIが複数のサブ・ファンドから構成されており、異なるサブ・ファンド間で第三者に対する契約債務の分離の原則が確保されている場合には、各々のサブ・ファンドは、上記の1（E）（ ）に規定される制限の適用に当たって別個の事業体とみなすものとします。

（ ）同一の管理会社によって直接または委託により管理されているか、同一の管理会社と共通の管理もしくは支配により結ばれているかまたは実質的な直接または間接的所有によって結ばれているその他の会社によって管理されているUCITSおよび／またはその他のUCIの株式または受益証券にサブ・ファンドが投資する場合、かかる同一の管理会社またはその他の会社は、かかるその他のUCITSおよび／またはUCIの株式または受益証券に対する当該サブ・ファンドの投資勘定において、申込手数料または買戻手数料を請求することはできません。

（ ）同一の管理会社によって直接または委託により管理されているか、同一の管理会社と共通の管理もしくは支配により結ばれているかまたは実質的な直接または間接的所有によって結ばれているその他の会社によって管理されているUCITSおよび／またはその他の

UCIに対するサブ・ファンドの投資が当該サブ・ファンドの資産の重要部分を構成する場合、当該サブ・ファンドとその他の各UCITSもしくはその他のUCIに対し請求される管理報酬の合計額(成功報酬(もし、あれば))を除きます。)は、運用される純資産の4%を超えないものとします。ファンドは、年次報告書において、当該サブ・ファンドと、該当期間中に当該サブ・ファンドが投資したUCITSおよびその他のUCIの両方に対し請求された管理報酬の合計額を記載します。

- () ファンドは、同一のUCITSまたはその他のUCIの株式または受益証券の25%を超えて取得することはできません。本制限は、取得時点において当該株式または受益証券の発行済総額が計算できない場合は、取得時点においてはこれを無視することができます。複数のサブ・ファンドを有するUCITSまたはその他のUCIの場合には、本制限は、すべてのサブ・ファンドを合算して、当該UCITS/その他のUCIのすべての発行済株式/受益証券に基づき適用されます。
- () サブ・ファンドが投資するUCITSまたはその他のUCIが保有する投資対象は、上記1(C)に記載する投資制限の目的においては考慮する必要はありません。

2. その他の資産への投資

- (A) ファンドは、貴金属または貴金属を表示する証書は取得しません。
- (B) ファンドは、商品または商品契約に関する取引を行うことはできません。ただし、下記3項に規定する制限の範囲内で譲渡可能有価証券に関する技法および商品を利用することができます。
- (C) ファンドは、不動産または不動産に関するオプション、権利もしくは持分の売買は行いません。ただし、ファンドは、不動産もしくは不動産に対する持分により担保されている証券、または不動産もしくは不動産に対する持分に投資する会社によって発行された証券に投資することができます。
- (D) ファンドは、譲渡可能有価証券、短期金融市場商品または1(A)()、()および()に記載するその他の金融商品の空売りを行うことはできません。
- (E) ファンドは、いずれのサブ・ファンドの勘定においても、合計で当該サブ・ファンドの純資産総額の10%を超える額の借入れを行うことはできません。また、借入れは、暫定的なものとしてのみ実行することができます。ただし、この制限の目的上、「バック・ツー・バック」ローンは借入れとはみなされません。
- (F) ファンドは、いずれのサブ・ファンドの勘定で保有されている有価証券についても、債務の保証としての抵当権設定、質権設定もしくは担保権設定、またはいかなる方法による譲渡も行うことはできません。ただし、上記(E)に記載される借入れに関連して要求される場合で、かつ各サブ・ファンドの純資産総額の10%を超えない場合はこの限りではありません。スワップ取引、オプション取引および為替先渡取引または先物取引に関連して要求される証拠金として有価証券またはその他の資産を分離勘定へ預託することは、本目的上、抵当権、担保権もしくは質権の設定にはあたりません。
- (G) ファンドは、他の発行体の証券の引受人または副引受人となることはありません。

3. サブ・ファンド間の投資

各サブ・ファンド（本項において「投資側サブ・ファンド」といいます。）は、一もしくは複数のサブ・ファンド（本項において、各々を「投資対象サブ・ファンド」といいます。）により発行される予定の、または発行された有価証券の申込みを行い、それを取得し、および/または保有することができます。この場合、投資側サブ・ファンドは、ルクセンブルグの商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）（以下「1915年法」といいます。）に定める自社株の申込み、取得および/または所有に関する要件を遵守することを要しません。ただし、以下を条件とします。

- () 投資側サブ・ファンドは、その純資産総額の20%を超えて、単一の投資対象サブ・ファンドに投資することはできません。
- () 投資対象サブ・ファンドが、逆に、当該投資対象サブ・ファンドに投資する投資側サブ・ファンドに投資することはできません。
- () 取得する予定の投資対象サブ・ファンドがその投資方針により投資することのある他のUCITSまたは他のUCIの資産の10%を超えて投資することはできません。
- () 投資対象サブ・ファンドの株式に附随する議決権（もしあれば）は、当該株式が当該投資側サブ・ファンドによって保有される間は、財務書類および定期的報告書における適切な処理に影響を与えることなく、停止されるものとします。
- (v) 当該サブ・ファンドの株式が投資側サブ・ファンドによって保有される間は、当該サブ・ファンドの株式の価額は、2010年法によって課される最低純資産額を確認する目的においては、ファンドの純資産の計算には含めないものとします。

4. マスター・フィーダー構造

- (A) 2010年法に定める条件および制限に従って、ファンドは、関係法令により認められる最大限度まで、() フィーダーUCITS (以下「フィーダーUCITS」といいます。) またはマスターUCITS (以下「マスターUCITS」といいます。) のいずれかとして適格であるサブ・ファンドを設定し、() いずれかの既存のサブ・ファンドをフィーダーUCITSまたはマスターUCITSに転換するか、または() そのフィーダーUCITSのサブ・ファンドのいずれかのマスターUCITSを変更することができます。
- (B) フィーダーUCITSは、その資産の少なくとも85%を別のマスターUCITSの受益証券に投資するものとします。フィーダーUCITSは、その資産の15%までを、以下のいずれか、または両方の形態により保有することができます。
- () 上記1 (B) に規定する附随的な流動資産
- () ヘッジの目的でのみ利用される金融派生商品
- (C) 下記「5. 金融派生商品、技法および商品」の第4段落を遵守する目的上、金融派生商品に関連するフィーダーUCITSの世界全体のエクスポージャーは、(b) 項の第二段落に基づく自身の直接的エクスポージャーと以下のいずれかを合算することにより計算するものとします。
- () マスターUCITSに対するフィーダーUCITSの投資割合に基づく、マスターUCITSの金融派生商品に対する実際のエクスポージャー
- () マスターUCITSに対するフィーダーUCITSの投資割合に基づく、マスターUCITSの約款または設立証書に定められるマスターUCITSの金融派生商品に対する世界全体のエクスポージャーの最大見込額

5. 金融派生商品、技法および商品

ファンドは、適格資産に関して金融派生商品に投資すること、法令規則に定められる条件および制限に従って、譲渡可能有価証券および短期金融市場商品に関する技法および商品を利用することが認められています。いかなる場合においても、かかる運用によってファンドおよび各サブ・ファンドがその投資方針および投資制限から逸脱することはありません。

ファンドは、下記に詳述するとおり、為替リスクおよび市場リスクの回避目的で金融派生商品に投資することができ、効率的なポートフォリオ運用の目的で譲渡可能有価証券および短期金融市場商品に関連する技法および商品を利用することができます。

またファンドは、各サブ・ファンドに関して、その投資目的を達成するために金融派生商品に投資することができます。

サブ・ファンドがトータル・リターン・スワップまたは類似の特徴を持つその他金融デリバティブ商品に投資する場合、裏付けとなる資産および戦略ならびに関係する取引相手方に関する情報が英文目論見書に開示されます。

ファンドは、金融派生商品に関する各サブ・ファンドのエクスポージャーの総額が当該サブ・ファンドの純資産総額を超えないことを確保します。当該エクスポージャーは、原資産の時価、取引相手方リスク、予測可能な市場変動およびポジションの清算に使える時間を考慮して計算されます。これはまた、以下の段落にも適用されます。ファンドが投資方針の一環として、かつ1 (C) () に規定される制限の範囲内で金融派生商品に投資する場合、原資産に対するエクスポージャー総額は、1 (C) () ないし() に規定された投資制限を超えないものとします。ファンドが指数に基づく金融派生商品に投資する場合、かかる投資は1 (C) に規定される制限と合算する必要はありません。加えて、当該金融派生商品の裏付けとなる指数の銘柄構成の見直しおよびリバランスの頻度は指数により異なり、毎日、毎週、毎月行われる場合もあれば、四半期毎または年毎に行われる場合もあります。指数自体がリバランスする場合は、ファンドに費用はかかりません。

譲渡可能有価証券または短期金融市場商品にデリバティブが組み込まれる場合には、かかるデリバティブは、上記の要件を遵守している場合に考慮されるものとします。

当該取引の取引相手方は、1（Ａ）（ ）に記載されるとおり、CSSFが認める慎重な監督規則に服していなければなりません。

5.1 為替リスクのヘッジを目的とした取引

投資ポートフォリオの運用に関連して、各サブ・ファンドは、為替変動要因による損失回避の目的で金融商品を利用することができます。これらの商品には、為替先渡契約、通貨先物の売却、通貨プット・オプションの購入ならびに通貨コール・オプションの売却が含まれますが、これらに限定されません。

5.2 スワップ

ファンドは、取引相手方との間で、変動または固定のいずれかによる金利の支払いを対価として、以下の支払い（または受領）を約束するスワップ契約を締結することができます。

- （ ）一銘柄の有価証券、有価証券バスケット、証券取引所指数またはベンチマークのプラスまたはマイナスのパフォーマンス
- （ ）変動または固定のいずれかの金利
- （ ）為替レート
- （ ）上記のいずれかの組合せ

スワップには元本の物理的な交換は伴わず、ファンドは有価証券を保有しませんが、ファンドは、分配収益などの有価証券の所有に係る経済的利益を受領します。

スワップ取引を行う際に、ファンドは以下を確保しなければなりません。

- （ ）取引相手方は、特にこの種類の取引に精通している定評ある金融機関であること。
- （ ）スワップに対するエクスポージャー総額は、買戻請求およびスワップ取引に関連する契約債務を満足させるために十分な流動資産を常に保有できるような水準に維持すること。
- （ ）スワップ契約に規定される原資産のパフォーマンスは、スワップ取引を行うサブ・ファンドの投資方針を遵守するものであること。

約定されたスワップ取引は、スワップ契約の条件に従って、当該取引に利用される原資産の市場価額を用いて日々値洗いされるものとします。

5.3 クレジット・デフォルト・スワップ

ファンドは、クレジット・デフォルト・スワップを利用することができます。クレジット・デフォルト・スワップは、一方の契約当事者（プロテクションの買い手）が定期的にフィーを支払う代わりに、参照発行体にクレジット・イベント（信用問題）が発生した場合には、プロテクションの売り手が当該債務の支払いを行う二者間の契約です。プロテクションの買い手は、クレジット・イベントが発生した場合に、参照発行体が発行した特定債務を額面価額（もしくはその他の指定参照価格または行使価格）で売却するか、市場価格と当該参照・行使価格との間の差額に相当する現金決済額を受領しなければなりません。約定されたクレジット・デフォルト・スワップは、このベースで日々値洗いされます。クレジット・イベントとは、一般に、破産、倒産、倒産財産管理手続、重大な悪影響を与える債務再編、債務不履行と定義されます。国際スワップ・デリバティブ協会（ISDA）は、一連のISDAマスター契約の下で、かかる契約の標準的な書類を作成しています。

ファンドは、そのポートフォリオの中のいくつかの発行体の特定信用リスクをヘッジするために、プロテクションの買い手としてクレジット・デフォルト・スワップを利用することができます。

またファンドは、株主の排他的利益に合致することを条件として、特定の信用エクスポージャーを取得するために、クレジット・デフォルト・スワップに基づくプロテクションの売り手となることができます。

クレジット・デフォルト・スワップは、参照企業の長期債券とは別個に取引することができます。不利な市況の場合には、基準（債券のスプレッドとクレジット・デフォルト・スワップのスプレッドとの差額）が著しく拡大する可能性があります。

ファンドは、この種類の取引に精通している高格付の金融機関との間でのみ、かつISDAが定める標準的条項に従う場合にのみ、クレジット・デフォルト・スワップ契約を締結するものとします。加えて、クレジット・デフォルト・スワップの利用は、該当するサブ・ファンドの投資目的および投資方針ならびにリスク特性を遵守して行われます。

ファンドは、常に、買戻請求による買戻代金の支払いならびにクレジット・デフォルト・スワップおよびその他の技法および商品に関連するその他の債務を満足させるために必要な資産を保有することを確保します。

5.4 有価証券の貸付取引および買戻条件付取引

法令規則、特に（ ）投資信託 / 投資法人に関する2002年12月20日法（2010年法に置き換えられた）の一定の定義に関する2008年2月8日付大公勅令第11条および（ ）投資信託 / 投資法人が譲渡可能有価証券および短期金融市場商品に関する一定の技法および商品を利用する際に適用される規則に関するCSSF通達08 / 356、CSSF通達11/512ならびにETFおよびその他UCITS関連問題に関するESMAのガイドラインについてのCSSF通達14/592（これらの法令規則は随時変更されるか、または新たな法律と取替わる場合があります。）の規定によって認められる最大限度または当該規定による制限の範囲内で、各サブ・ファンドは、追加的な資産または収益を得る目的で、または費用もしくはリスクを減らすために、（A）買主または売主として、オプション付またはオプションなしの買戻条件付取引契約を締結すること、および（B）証券貸付取引を行うことができます。

サブ・ファンドが有価証券貸付取引および / または逆買戻条件付取引を締結する場合、必要に応じて報酬の配分およびかかる報酬を受領する取引相手方に関する情報を目論見書またはファンドの年次報告書に記載しなければなりません。

担保物についての方針

- （a）買戻条件付取引 / 逆買戻条件付取引契約（以下「レポ取引契約」といいます。）および株式貸付取引契約は、通常の市場慣行に従う場合にのみ有効とすることができます。
- （b）効率的なポートフォリオ運用技法および / またはOTCデリバティブ取引に関連してサブ・ファンドのためにファンドが受領するすべての資産は、以下に定める基準を遵守しなければなりません：
 - （i）流動性：現金以外で受領する担保物は、高い流動性を有しているべきであり、規制された市場または売却前の評価額に近い価格で速やかに売却できるよう透明性のある価格決定が行われる多国間取引施設で取引されるべきです。受領担保物はまた、指令の第56条の規定を遵守すべきです。
 - （ ）評価：受領担保物は、少なくとも毎日評価されるべきであり、価格変動幅の大きい資産は適度に保守的なヘアカットが設定されている場合を除き担保物として受諾されるべきではありません。
 - （ ）発行体の信用度：受領担保物は高品質であるべきです。
 - （ ）相関性：受領担保物は、取引相手方から独立している企業によって発行されるべきであり、また当該取引相手方の業績との間に高い相関性を示すことが見込まれていないものとします。
 - （v）分散化（資産の集中）：受領担保物は、一発行体に対する最大のエクスポージャーをファンドの純資産価額の20%として、国、市場および発行体に関して十分に分散化されるべきです。サブ・ファンドが異なる取引相手方と取引している場合は、異なる担保物のバスケットは、単一の発行体に対する20%のエクスポージャー制限を計算するために合算されるべきです。関係法令規則で認められる限度で、また上記の例外として、サブ・ファンドは、EU加盟国、その地方当局、OECD加盟国、シンガポール、20ヵ国財務大臣・中央銀行総裁会議（G20）参加国、一もしくは複数のEU加盟国が属している国際的公共機関によって発行または保証された複数の譲渡可能有価証券および短期金融商品をもって担保物の100%を構成することができます。その場合、当該サブ・ファンドは少なくとも6銘柄の証券を受

領しなければならず、また各銘柄の証券は、当該サブ・ファンドの純資産総額の30%を超えてはなりません。

- () 直ちに利用可能であること：受領担保物は、取引相手方への問合せまたは取引相手方からの承認なしに、該当するサブ・ファンドのために投資顧問会社によりいつでも全額執行可能であるべきです。

権原の移転がある場合、受領担保物は、保管銀行によって保有されるべきです。他の種類の担保契約の場合、担保物は、慎重な監督に服し、かつ当該担保物の提供者とは関連性のない第三者の受託人によって保管されることができます。

- (c) 非現金担保物は、売却、質権設定または再投資されることができません。
- (d) これらの取引のいずれかと関連してサブ・ファンドが受領する現金担保物は、以下のファンドの投資目的と一致する方法で、以下のものに再投資することができます：
- (i) 登記上の事務所をEU加盟国に有している信用機関への預金、または当該信用機関が第三国に登記上の事務所を有している場合は、CSSFにEU法と同等であるとみなされる慎重な監督規則に服さなければなりません。
- () 高品質な国債。
- () 取引が慎重な監督に服している信用機関との間で行われ、かつ、ファンドが発生ベースで現金全額をいつでも取り戻せることを規定した、逆買戻条件付取引契約。
- () 欧州マネー・マーケット・ファンドの共通定義に関するESMAガイドライン（参考：CESR / 10 - 049）に定義される短期マネー・マーケット・ファンドにより発行される株式または受益証券。

再投資される現金担保物は、非現金担保物に適用される分散化要件に従って分散化されるべきです。

投資される現金担保物は取引相手方または関連する企業に預金されてはならず、または取引相手方もしくは関連する企業により発行される有価証券に投資することもできません。

サブ・ファンドは、発行、受渡の遅延および貸付予約の時期を基準として現金担保物を有価証券に再投資でき、かかる有価証券はファンドの投資制限の計算に際し考慮されます。

- (e) 認められている種類の担保物

ファンドがサブ・ファンドのために、OTCデリバティブの取引の結果として、または効率的なポートフォリオ運用技法に従事した結果として担保を受領する場合、ファンドは前述(b)の(i)から()に定められた基準に服し、CSSF通達08 / 356（随時修正または置換えがある場合がある）の要件を遵守した形式で担保を受け入れる意図があります。

- (f) 求められる担保物の水準

ファンドが受領する担保物の価額は、いかなる通貨建てであっても、ヘアカット方針を踏まえて調整され、毎日値洗いされ、かつ投資された金額または借受けた有価証券の価額と常と同額以上であるものとします。貸付デリバティブまたは貸付証券の担保として受領した現金は、当該貸付デリバティブまたは貸付証券の通貨と同じ通貨建てとします。

- (g) ヘアカット方針

ファンドがサブ・ファンドのために受領する担保物は、以下のヘアカット方針に従うものとします。

適格担保	適用されるヘアカット率
現 金	なし
国債および米国財務省短期証券	最低 2 %
国際機関債および地方政府債	最低 3 %
社 債	最低 5 %
株 式	最低 5 %

ファンドは、上記の方針を随時変更する権利を留保するものであり、変更する場合には英文目論見書が更新されます。

(h) 効率的なポートフォリオ運用技法から生じる収入および費用

ファンドがサブ・ファンドのために効率的なポートフォリオ運用技法に従事している範囲において、および効率的なポートフォリオ運用技法から生じる直接的および間接的な運用費用／報酬（かかる費用および報酬は、隠し収入を含むべきではありません。）が、サブ・ファンドに支払われる収入から控除される範囲において、ファンドは、当該費用および報酬に関する情報と同様に、かかる費用や報酬が支払われた企業を特定する情報を、これらの企業が保管銀行に関連する団体か否かを含めて、ファンドの年次報告書に当該規制が必要としている範囲で開示します。

効率的なポートフォリオ運用技法により生じる収入はすべて、直接的または間接的なオペレーショナル費用と相殺し、該当するサブ・ファンドに戻されるべきです。

いずれのサブ・ファンドも、有価証券金融取引、トータル・リターン・スワップ、買戻条件付契約および逆買戻条件付契約ならびに有価証券貸付取引を現在利用していません。かかる取引を締結する場合はその前に、証券金融取引および再利用の透明性ならびに規制（EU）No.648 / 2012の修正に関する欧州議会および理事会の2015年11月25日付規制（EU）No.2015 / 2365の要件を遵守するのに必要な開示を含むよう英文目論見書は修正されます。

6. その他

A. ファンドは、他の者に貸付を行うかまたは第三者のために保証人となることはできません。ただし、本制限の目的上、銀行預金を行うこと、ならびに1（A）（ ）、（ ）および（ ）に記載する有価証券もしくは附随的な流動資産の取得は貸付とはみなされません。また、ファンドは、全額払込済ではない上記有価証券を取得することを妨げられません。

B. ファンドは、その資産を構成する有価証券に附随する引受権を行使する際には、上記の投資制限を遵守する必要はありません。

C. 管理会社、投資運用会社、販売会社、保管銀行、管理事務代行会社およびそれらの授権された代理人もしくはそれらの関係会社は、ファンドの資産を対象とした取引を行うことができます。ただし、かかる取引は、アームズレングスルールに従った通常の商業条件で実行され、かつ各取引は、以下の条件のいずれかが遵守されていなければなりません。

）当該取引に関して、取締役が独立かつ適格であると認めた者により証明付の評価が提供されていること。

）当該取引が、組織化された投資取引所において、当該取引所の規則に従って、最善の条件で執行されていること。

上記 ）または ）のいずれも実行不可能な場合、

）当該取引がアームズレングスルールに基づき通常の商業的条件で執行されたと取締役が認めていること。

日本証券業協会の規則に基づく投資制限

取締役会は、日本証券業協会の規則の遵守を確保するため、以下の投資制限を承認または確認しています。

（1）ファンドは、1 発行会社（主に譲渡可能な有価証券および短期金融商品にその資産を投資する会社を除きます。）の発行済議決権株式の総数の50%を超えて当該発行会社の株式を取得することはできません。

（2）ファンドは、自らが発行した株式を取得できません。ただし、ファンドのサブ・ファンドは、ルクセンブルグ法に従い、ファンドの他のサブ・ファンドが発行する株式に投資することができます。

- (3) 投資運用会社は、投資運用会社または株主以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、株主の保護に欠け、もしくはファンドの資産の適正な運用を害するあらゆる取引は禁止されるものとします。
- (4) ファンドは、世界全体のエクスポージャーの監視および測定のため、各サブ・ファンドに関し、コミットメント法を用います。コミットメント法では、相殺またはヘッジを考慮した上で、金融デリバティブ商品のポジションにのみ関連する世界全体のエクスポージャーを測定します。金融デリバティブ商品に対する各サブ・ファンドの契約総額（当該ポートフォリオの合計純資産価額の100%を限度とします。）は、予想される相殺および担保の潜在的効果を考慮した後の個々の契約金額の合計額（絶対価額）として性格づけされます。

3【投資リスク】

（１）リスク要因

（イ）一般的なリスク要因

ファンドへの投資に当っては、事前に以下のリスク要因を必ずご検討ください。下記のリスク要因は、ファンドへの投資に附随するリスクを網羅するものではありません。本書の全体を必ずお読みいただき、本書の内容を完全に理解した上でご投資いただくことが必要です。

投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、１株当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様はに帰属します。ファンドは、預貯金とは異なります。

- 各サブ・ファンドの投資対象は、通常の市場の変動および有価証券への投資に附随するその他のリスクにさらされることにご留意ください。投資対象の価値が値上がりするという保証はありませんし、各サブ・ファンドの投資目的が実際に達成される保証もありません。投資対象の価値、投資対象から得られた収益およびファンド株式の価格は下落する場合もあれば、上昇する場合もあるので、投資者は、各サブ・ファンドへの当初の投資金額を回収できない場合があります。各サブ・ファンドへの投資は、中・長期的な期間でご検討ください。各サブ・ファンドへの投資は、投資金額の損失を引受けることができる場合にのみご検討ください。
- 投資者の取引通貨によっては、投資者の取引通貨と当該サブ・ファンドの基準通貨との間の為替レートの変動が当該サブ・ファンドへの投資価額に悪影響を及ぼす可能性があります。
- 一定の状況においては、ファンド株式の買戻請求権が停止される場合があることにご留意ください（後記「第三部 外国投資法人の詳細情報、第３ 管理及び運営、１ 資産管理等の概要、（１）資産の評価、純資産価格の計算の一時的停止」をご参照ください。）。
- 各サブ・ファンドは、取引相手方に係る信用リスクにさらされており、また決済の不履行リスクを負っています。破産またはその他の不履行が発生した場合には、該当サブ・ファンドには、原有価証券の現金化の遅れと損失（当該サブ・ファンドがその権利を主張する期間中に当該有価証券の価値が下落する可能性を含みます。）の両方が発生する可能性があります。この結果、当該サブ・ファンドの資本および収益の水準が減少することにつながり、この期間中、収益が利用できなくなる状況が発生し、また当該サブ・ファンドの権利を主張するための費用が発生する可能性があります。
- ルクセンブルグ証券取引所または随時変更されることのあるその他の証券取引所への上場は、投資者にとっての流動性を必ずしも高めるものではありません。
- 各サブ・ファンドの資産は排他的です。ルクセンブルグ法上、一つのサブ・ファンドの資産は、他のサブ・ファンドの負債を満足させるために使用されることはできません。ただし、ファンドは、代理で資産を運用または保有する法的に単一の事業体であり、かかる排他性が必ずしも認識されない他の国（例えば英国など）においては、請求の対象となる可能性があります。その場合には、あるサブ・ファンドの資産が他のサブ・ファンドの負債にさらされる可能性があります。
- ファンドへの投資に附随する課税リスクにご留意ください。（後記「４．手数料等及び税金、（５）課税上の取扱い」をご参照ください。）
- ファンドおよびファンドが投資する投資信託／投資法人（本項において、各々を「関連投資信託」といいます。）は、その組入有価証券から発生する収益および／または利益に関して源泉税、キャピタル・ゲイン税等（関連投資信託が保有する有価証券の発行体が設立された法域または納税している法域によって課される税金を含みますが、これに限定されません。）が課税される場合があります。また関連投資信託には、その組入有価証券に係る取得、処分もしくは取引の実際の額もしくは名目上の額に関連して取引税または類似の税金が発生する可能性があり、またはかかる税金を負担する可能性があります。当該税金には、関連投資信託によって保有される有

価証券の発行体または関連投資信託に係る取引の取引相手方の税法上の設立国または居住国である法域によって課される税金が含まれますが、これに限定されません。関連投資信託が投資した有価証券または行った取引についてその取得時に源泉税、キャピタル・ゲイン税、取引税等が課されない場合でも、適用される法律、条約、規則、規制またはそれらの解釈の変更の結果、将来において税金が源泉徴収または課税されないという保証はありません。関連投資信託は、当該税金を回収できないので、かかる変更はファンド株式の純資産総額に悪影響を与える可能性があります。

関連投資信託が税金債務の支払いを選択するかまたはその支払義務がある場合、および／または当年度または過年度に関して支払義務があるまたは支払義務が発生する可能性のある税金に関する引当金を設定することを選択するかまたはその設定義務がある場合（その準拠する会計基準は現在および将来のいずれかを問いません。）、ファンド株式の純資産総額に悪影響を与える可能性があります。これは、一定の株主に対しては、サブ・ファンドの受益証券の購入時期および買戻時期に応じて、利益となる場合もあれば、損失となる場合もあります。

9. 現在適用されている課税水準、課税ベースおよび税控除は、将来において変更される可能性があります。現行の税控除の価額は、個人の状況に依拠します。投資者または投資を予定している方は、税理士等にご相談ください。ファンドへの投資に附随する租税リスクについては、後記「4. 手数料等及び税金、（5）課税上の取扱い」をご参照ください。
10. 各サブ・ファンドに関して、当該サブ・ファンドの報酬および費用の全部または一部が当該サブ・ファンドの資本から支払われる場合があることにご留意ください。かかる方針が適用される場合には、株主の投資元本価額を減少させることになります。
11. ファンド株式は、いかなる時も、アメリカ合衆国において、またはアメリカ人の勘定でまたはアメリカ人を実質的受益者として発行、売却、譲渡または交付されることはできません。本制限の違反となる発行、売却または譲渡はファンドを拘束するものではなく、米国法の違反となる可能性があります。

ファンド株式は、ファンドに対し以下の内容を書面で表明および合意した者以外の者に発行または譲渡することはできません。すなわち、（A）かかる者がアメリカ人ではないこと、またアメリカ人の勘定でまたはアメリカ人を実質的受益者として当該ファンド株式を購入するものではないこと。（B）ファンド株式の保有期間中にかかる者がアメリカ人となった場合、またアメリカ人の勘定でまたはアメリカ人を実質的受益者として当該ファンド株式を保有する状況が生じた場合にはいつでもファンドに速やかに通知することに合意すること。（C）上記の表明および合意の違反があった場合には、当該違反に起因する損失、損害、費用についてファンドに補償することに合意すること。

株主がアメリカ人となった場合、またはアメリカ人を実質的受益者としてファンド株式を保有する場合にはいつでも、当該株主はその旨を直ちにファンドに通知するものとし、ファンドは、当該株主に対し、（ ）所定の手続きに従って、アメリカ人ではない者に対する当該ファンド株式の譲渡を申請すること、または（ ）当該ファンド株式の買戻請求を行うことを指示することができます。上記が履行されない場合には、上記の通知に特定される日付で当該ファンド株式は強制的に買戻されます。

12. ファンドは、様々な法域においてファンドが源泉税または為替規制の対象となるような投資対象を随時購入する場合があります。ファンドの投資対象のいずれかについて、源泉税または為替規制が課される場合には、一般的に、ファンドがその投資対象について受領する収益は減少することになります。
13. 各サブ・ファンドは、投資制限に記載される制限および条件ならびに投資目的および投資方針に従って、金融派生商品を利用することができます。先渡取引および先物取引は、関連する有価証

券より変動幅が拡大する傾向があり、それに応じてリスクも拡大します。投資者は、後記「金融派生商品の利用に附随する特定リスク」にご留意ください。

14. 各サブ・ファンドは、投資制限に定める制限および条件ならびに投資目的および投資方針に従って、有価証券の貸付取引および買戻条件付取引を行うことができます。投資者は、後記「有価証券の貸付取引および買戻条件付取引に附随する特定リスク」にご留意ください。
15. ワラントに投資するサブ・ファンドには、原有有価証券の価格の変動が比較的小幅であったとしても、それに比例せず、ワラントの価格の変動幅がより大きくなるという高いリスクが附随します。サブ・ファンドのワラントへのエクスポージャーは厳格に管理されますが、ワラントに投資する各サブ・ファンドの株式の価値は、大幅に変動する可能性があります。

為替ヘッジ

16. 為替ヘッジ運用会社は、該当するサブ・ファンドの基準通貨の変動に対する為替ヘッジ付クラスの表示通貨の変動の影響を可能な限り回避することを目的として、金融派生商品を含む技法および商品を利用します。ヘッジ取引の費用および利益／損失はすべて当該クラスが個別に負担します。各サブ・ファンドによって採用されるヘッジ戦略が、為替ヘッジ付クラスの為替エクスポージャーを完全に解消するものではないことにご留意ください。これには、多くの理由がありますが、例えば、（ ）申込金額が当該サブ・ファンドに対し貸記されてから時間を経てヘッジ取引が実行される可能性があること、（ ）ヘッジ取引は、当該サブ・ファンドの実際の通貨構成ではなく、当該サブ・ファンドが選定したベンチマークを基準として実行される場合があること、（ ）ヘッジ商品の利用に関する英文目論見書および適用法令に定める制限の継続的な遵守が確保できるようなヘッジ取引を構成しなければならないため、常に、為替エクスポージャーの完全なヘッジをもたらす戦略に帰結する可能性は低くなること、などが挙げられます。為替ヘッジ運用会社が為替ヘッジ付クラスに関連する当該リスクをヘッジすることを意図したとしても、各サブ・ファンドの意図が実現する保証はありません。ヘッジ戦略を利用している場合、為替ヘッジ付クラスの表示通貨が当該サブ・ファンドの基準通貨および／または当該サブ・ファンドの資産の一部または全部の表示通貨に対して値下がりした場合には、当該為替ヘッジ付クラスの保有者が差益を得ることは実質的に制限される可能性があります。クラス間においてそれぞれの負債が分別管理されないことから、一定の状況下において、あるクラスに関する為替ヘッジ取引の結果が同サブ・ファンドの他のクラスの純資産価格に影響を及ぼすような負債を発生させるリスクがわずかながら存在します。為替ヘッジを採用するクラスの最新の一覧は、請求により管理会社の登記上の事務所で入手することができます。

ファンド・オブ・ファンズ

17. 投資運用会社は、各サブ・ファンドが投資する投資信託／投資法人の投資対象および取引状況のモニタリングを追求します。ただし、通常、投資決定は、投資対象である投資信託／投資法人の側の独立の判断で行われ、それには、当該投資信託／投資法人に適用される投資制限のみが課されます。ファンド、投資運用会社または保管銀行のいずれも当該制限の遵守に責任を負うものではありません。

投資対象である投資信託／投資法人の一部の投資運用会社は、同時に、同一銘柄、同一産業および同一国の銘柄ならびに同一通貨または同一商品に対するポジションをとる可能性があります。その結果、ある投資信託／投資法人がある商品を売却したと同時に、他の投資信託／投資法人が当該商品を購入する可能性があります。投資対象である投資信託／投資法人の選択が実際の投資スタイルの分散化につながる保証はありませんし、投資対象である投資信託／投資法人の投資ポジションが常に一貫しているという保証もありません。

18. その他のUCITSおよびその他の投資信託／投資法人への投資によって、通常、参入、運用、管理、保管に係る費用および税金の二重負担が発生します。ただし、投資対象である当該UCITSおよびその他の投資信託／投資法人から販売手数料の権利放棄または割引を得ることにより、または販売

手数料を免除するUCITSおよびその他の投資信託／投資法人またはUCITSもしくははその他投資信託／投資信託の受益証券／株式のクラスに投資することにより、かかる二重負担の一部軽減が可能となる見込みです。

投資運用会社またはその子会社によって運用されるUCITSおよびその他の投資信託／投資法人に投資する場合には、申込手数料および買戻手数料の二重負担がファンドに発生することはありません。前記「2 投資方針、（4）投資制限」もご参照ください。

19. サブ・ファンドがその資産の全部または一部を、サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建てのUCITSまたはその他の投資信託／投資法人に投資する場合、当該サブ・ファンドは、当該商品の保有に起因する為替リスクを管理し、また短期市場変動リスクからその投資対象の価値を保護するために為替先渡取引を行う場合があります。かかる技法によって、常に、損失の制限が可能となる、または損失を制限するために有効であるわけではありません。

エマージング市場

20. エマージング市場に附随するリスクおよび変動幅は拡大する傾向があり、流動性もより確立された市場より低くなる傾向があります。投資者は、エマージング市場へ投資するサブ・ファンドまたはエマージング市場にエクスポージャーを有するサブ・ファンドへ投資することの適切性、またはかかる投資が自身の投資ポートフォリオの重要な部分を構成することの是非について検討する必要があります。
21. 各サブ・ファンドの純資産総額、その投資対象の流通性および投資対象から得られたリターンは、エマージング市場諸国における政治・外交情勢の変化、社会・宗教不安、政策、税金、金利、為替および送金に係る変更、法令に係るその他政治・経済情勢の変化、ならびに、とりわけ、資産の没収、国有化および収用のリスク、外資の参入規制に関する法令の変更などの不確定要因の影響を受ける可能性があります。これらの要因のすべてが、全般的な投資環境、特に、サブ・ファンドの投資機会に悪影響を及ぼす可能性があります。
22. エマージング市場の企業には、以下が義務付けられていない可能性があります。
- （a）主要市場の企業に適用されるものと同等の会計・監査・財務報告基準および慣行ならびに開示要件、
 - （b）より発展した証券市場を擁する国と同水準の政府の監督および証券取引所の規制。
- 従って、一定のエマージング市場は、先進国と同水準の投資者保護の体制が整備されていない可能性があります。
23. 一部のエマージング市場における取引・決済システムには、先進市場で運営されているシステムと同水準の信頼性が保証されていない可能性があり、その結果投資対象の現金化が遅れる可能性があります。
24. 一定のエマージング市場における一部の株式市場または為替市場では、流動性および効率性の欠如により、先進市場と比較して、投資運用会社による有価証券の購入または売却が困難となる場合があります。
25. 登記および税務の管轄当局の側が、第三者によるアクセスが可能な公的記録の写しを常備する義務を負っていない場合があります。加えて、現段階での包括的な信用分析を行うことができる、または企業の資産に担保権もしくは質権もしくは担保のその他持分権が設定されていないか確認するために公証人の記録を調査できる信用に足る商業会社が存在しない可能性があります。従って、サブ・ファンドの投資候補企業のデュー・ディリジェンス（審査）の程度は、場合によっては、先進市場におけるデュー・ディリジェンスの基準と比べて大幅に制限されざるを得ない可能性があります。
26. サブ・ファンドが投資するエマージング市場における規制水準は、世界の主要な株式市場の多くと比べて極めて低い水準にある可能性があります。加えて、当該市場における有価証券取引の決済および資産の保管に関する市場慣行によって、サブ・ファンドが重要なリスクにさらされる可

能性があります。さらに、現地の郵便制度および銀行制度によっては、サブ・ファンドが取得した有価証券に附随するすべての権利（分配金に関する権利を含みます。）が実現される保証はありません。ファンド、保管銀行、投資運用会社、管理事務代行会社またはそれらの代理人のいずれも、エマージング市場での取引の運営、履行または決済、清算および登録についての表明または誓約または保証を行うことはありません。

エマージング市場における有価証券の保管には、先進国での取引決済および保管サービスには通常伴わないリスク要因があることにご留意ください。副保管銀行または登録機関の破綻または法令の遡及適用などの場合には、ファンドは投資対象に対する権原を確立することができない可能性があり、その結果として損失が発生する可能性があります。また、第三者に対してファンドの権利を主張することが不可能となる可能性があります。

27. 保管サービスは未発達である場合が多く、ファンドが、サブ・ファンドのために、エマージング市場の有価証券の登録代理人の選任を含む管理体制を構築することに務めたとしても、エマージング市場の有価証券の取引には取引手続および保管に関連する重大なリスクが存在します。
28. ファンドの資産価額は、当該サブ・ファンドの基準通貨に対するファンドの投資対象の建値通貨または表示通貨の価値の変動によって影響を受けます。エマージング市場における為替レートは、短期間に大幅に変動する可能性があり、さらに、その他の要因と相俟って、純資産総額の変動を引き起こす可能性があります。エマージング市場への投資の相対的なメリットに対する市場の認識、金利の実際の変動および変動予想、政府または一定の銀行による介入ならびに政治情勢の変化が為替レートの変動に影響を及ぼす可能性があります。ファンドには、様々な通貨間の交換に伴い費用が発生する可能性があります。
29. MiFID 2により、投資運用会社に新たな法令上の義務が生じます。これらの法令上の義務は、投資運用会社、本投資法人ならびに／またはいずれかのファンドの法令遵守義務および負担費用の増加につながる可能性があります。MiFID 2は特に、一定のOTCデリバティブが規制された取引所で実行されることを要求し、コモディティ・ポジションの上限および該当ある場合はコモディティ・ポジションの報告要件を導入し、ダイレクト・マーケット・アクセス（以下「DMA」といいます。）サービスに関する一定の要件を課し、かつ新規株式公開の割当ておよびその他の割当てに関連する制限を課して、市場全体における価格の透明性を向上させるものです。

有価証券の貸付取引および買戻条件付取引に附随する特定リスク

前記「2. 投資方針、（4）投資制限、5 金融派生商品、技法および商品」に記載される運用技法および金融商品は以下を含む一定のリスクが伴います。かかる利用によって追求する目的を達成できる保証はありません。

法令規則に基づき、各サブ・ファンドは、かかる取引のいずれかを行うに当たって、その取引相手方リスクを減じるために十分な担保物を受領することが要求されていますが、法令規則は、かかる取引相手方リスクの全額が担保物によって補填されることは要求していません。従って、各サブ・ファンドには正味の取引相手方リスクにさらされる余地があるため、該当する取引相手方の不履行の場合には損失が発生する可能性があることにご留意ください。

サブ・ファンドが買主としての立場で行為する場合の逆買戻条件付取引および買戻条件付取引の権利付での売却に関連して、投資者は、特に、以下に留意する必要があります。（A）有価証券の購入先である取引相手方の不履行の場合には、特に、当該有価証券の不正確な価格評価、不利な市場価格の変動、当該有価証券の発行体の信用格付の悪化、または当該有価証券が取引される市場の非流動性が理由となって、購入した有価証券の価値が当初支払われた現金を下回るリスクがあること、（B）過度な金額または期間の取引への現金の封鎖および／または満期時における現金の回収の遅れによって、当該サブ・ファンドによる買戻請求への対応、有価証券の購入、より一般的には再投資が制限される可能性があること。サブ・ファンドは売手から受領した現金担保を再投資することができるた

め、再投資された現金担保のリターンにかかる価額が、それらの売手に対し負う金額を下回るリスクがあります。

サブ・ファンドが売主としての立場で行為する場合の買戻条件付取引および買戻条件付取引の権利付での売却に関連して、投資者は、特に、以下に留意する必要があります。（Ａ）有価証券の売却先である取引相手方の不履行の場合には、特に、当該有価証券の時価の上昇または当該有価証券の発行体の信用格付の改善が理由となって、取引相手方に売却した有価証券の価値が当初受領した現金を上回るリスクがあること、（Ｂ）過度な金額または期間の取引への投資ポジションの封鎖および／または満期時における売却有価証券の回収の遅れによって、有価証券の売却に係る引渡義務または買戻請求に対応する支払義務を満足させる当該サブ・ファンドの能力が制限される可能性があること。サブ・ファンドは買手から受領した現金を再投資することができるため、再投資された現金のリターンにかかる価額が、それらの買手に対し負う金額を下回るリスクがあります。

買戻条件付取引および（場合により）逆買戻条件付取引により、サブ・ファンドには、オプションまたは先渡取引に係る金融派生商品に附随するリスクと同様のリスクにもさらされる可能性があります。

証券貸付取引に関して、特に、以下に留意する必要があります。（Ａ）当該サブ・ファンドの貸付証券の借主が当該証券の返還を履行しなかった場合には、特に、不正確な価格評価、市場の不利な変動、当該担保の発行体の信用格付の悪化、または当該担保が取引される市場の非流動性が理由となって、受領した担保の実現額が貸付証券の価額を下回るリスクがあること、（Ｂ）現金担保の再投資の場合、現金担保が再投資される資産が当該サブ・ファンドの直接的投資に附随するリスクと同じリスクにさらされるため、再投資による利回りが回収されるべき担保金額を下回る可能性があり、その結果として、附随するリスクならびに損失リスクおよびボラティリティ・リスクを伴うレバレッジが発生すること。（Ｃ）貸付証券の返還の遅れによって、有価証券の売却に係る引渡義務を満足させる当該サブ・ファンドの能力が制限される可能性があること。

サブ・ファンドは貸主から受領した現金担保を再投資することができるため、再投資された現金担保のリターンにかかる価額が、それらの貸主に対し負う金額を下回るリスクがあります。

金融派生商品の利用に附随する特定リスク

市場リスク

金融派生商品は、市場リスクを生み出すことになるリスク要因へのエクスポージャーを効率的にとる（または減じる）ために利用されます。この点においては、他の金融商品への投資と異なることはありません。異なる点は、より複雑な金融派生商品によって発生する市場リスクの包含性です。金融派生商品への投資は、多くの市場変数に対する（非線形の）リスクを生み出す可能性があります。

信用リスク

OTCデリバティブ商品への投資は、取引相手方の信用リスクを伴います。広義での信用リスクは、取引相手方による契約不履行の場合に当該契約について発生する損失として定義されます。

低額の証拠金で行える金融派生商品の取引には、通常、高いレバレッジが伴います。その結果、デリバティブ契約の価格の相対的に小幅の値動きが投資者には重大な損失となる可能性があります。デリバティブ取引への投資は、投資金額を上回る損失につながる可能性があります。

OTC取引における規制の欠如および取引相手方の不履行リスク

一般的に、OTC市場（一般的に、通貨・先渡・直物・オプション契約、クレジット・デフォルト・スワップ、トータル・リターン・スワップおよび通貨に係る一定のオプションが取引されます。）での取引は、組織化された取引所での取引に比べて政府の規制および監督が緩やかです。加えて、いくつかの組織化された取引所において参加者に与えられる保護（取引所決済機関の履行保証など）の多くがOTC取引に関しては適用されません。従って、OTC取引を行うサブ・ファンドは、直接の取引相手方が当該取引に基づく義務を履行しないというリスクおよび当該サブ・ファンドが損失を被るというリスクにさらされます。ファンドは、信用力が高いと判断する取引相手方とのみ取引を行うものとし、

一定の取引相手方から信用状または担保を受領することによって、当該取引に関して発生するエクスポージャーを軽減することができます。ただし、ファンドが取引相手方の信用リスクの軽減を図るために如何なる措置をとろうとも、取引相手方が債務不履行に陥らず、結果的にサブ・ファンドに損失が発生しないという保証はありません。

流動性：履行の義務

ファンドが取引を実行する取引相手方は、時に、一定の金融商品のマーケット・メークまたは気配値を停止する場合があります。かかる場合、ファンドは、通貨、クレジット・デフォルト・スワップもしくはトータル・リターン・スワップに関して希望する取引を行えないかまたは未決済ポジションに関して相殺取引を行えない可能性があり、その場合、運用成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

（２）リスクに対する管理体制

管理会社

管理会社は、各サブ・ファンドのポジションのリスクおよびそれらが当該サブ・ファンド全体のリスク面に寄与する割合を常に監視し測定することを可能にするようなリスク管理プロセスを採用するものとします。管理会社は、適用ある場合、OTCデリバティブ商品の正確かつ独立した価格評価のための手続きを採用するものとします。

特定のサブ・ファンドについて別段の規定がある場合を除き、サブ・ファンドの世界全体のエクスポージャーの監視および測定にはコミットメント法が用いられます。

コミットメント法では、相殺またはヘッジを考慮した上で、金融デリバティブ商品のポジションにのみ関連する世界全体のエクスポージャーを測定します。金融デリバティブ商品に対する各サブ・ファンドの契約総額（当該ポートフォリオの合計純資産価額の100%を限度とします。）は、予想される相殺および担保の潜在的効果を考慮した後の個々の契約金額の合計額（絶対価額）として性格づけされます。

投資運用会社

投資運用会社のリスク管理機能

リスク管理機能の構成、範囲及び活動

リスク管理機能は、チーフ・リスク・オフィサー（CRO）、BISL 投資リスクチーム、BISL Business Operational コントロール（BOC）チームで構成されます。

リスク管理機能は、日常的にリスクを監視し、ファンドリスクフォーラムに提出されるリスクデータおよび報告を定期的に照合します。

リスク管理機能は、投資機能への独立した報告ラインを有し、管理事務代行会社および他のサービスプロバイダーとは分離されています。リスク管理機能の独立性は、認識される利益相反に対する適切な防御を確保します。

副投資運用会社

副投資運用会社のリスク管理体制

リスク管理は、真にブラックロックの文化に根付いています。それは大変重要であるため、世界で最も尊敬されるリスク管理会社および投資運用会社となるための副投資運用会社の使命と一体となった部分です。副投資運用会社のリスク管理への深いコミットメントは、副投資運用会社の人員およびプロセスならびに多くの他の金融機関が副投資運用会社より購入する副投資運用会社の独自のシステムおよび技術により説明されます。

副投資運用会社は、そのポートフォリオ内の全体的なリスクが副投資運用会社のポートフォリオ・マネジャーの現在の見解と釣り合ったものにするため、すべてのブラックロックのリスク・ポジションが熟慮され、かつ分散化された、適切に評価されたものにするを目的としています。副投資運

用会社は、すべての副投資運用会社の顧客がその慎重に測定されたリスクで適切に利益が受けられるようなポジションとなることを確保することを目指しています。

ブラックロックは、リスクを、大きく分けて「企業」および「受託者」の二つの領域に分類します。「企業」リスクは、企業に直接影響を及ぼす可能性のある問題から生じるものです。

企業リスク	受託者リスク
非金融リスク	投資リスク
モデル 第三者 変更管理 商品	取引相手方リスク
オペレーション コンプライアンス 金融犯罪 技術	評価リスク
情報セキュリティ コーポレート・レジリエンス 人 財務報告	ファンドの流動性リスク
金融リスク	
ブラックロック信用リスク ブラックロック市場リスク	
ブラックロック流動性リスク 法人税	
その他リスク	
ブラックロック・レピュテーション・リスク ブラックロック戦略リスク	
行為	

企業リスクは、法人に直接影響を及ぼす可能性のある問題に起因します。企業リスクには、以下に詳述するオペレーショナル・リスク、市場リスクおよび信用リスクが含まれます。

- ・ オペレーショナル・リスク：内部プロセス、システム、人員もしくは事業戦略の不備もしくは機能不全、または外部事象（システム障害もしくはセキュリティ違反、規制上の制裁、訴訟、詐欺または主要ベンダーの不履行もしくは事務所の利用不能など）により生じるリスクを含みます。
- ・ 市場リスク：資産価格および／または為替レートなどの市場変数に起因する企業リスクであって、ブラックロックに財務上の悪影響を及ぼす可能性があるものを含みます。
- ・ 信用リスク：ブラックロックの債務の支払期限が到来した時点でブラックロックがそれを履行できないことに起因する流動性リスク、および税金リスクを含みます。

受託者リスク

受託者リスクは、ブラックロックの顧客に対する受託者責任、および顧客の投資ポートフォリオ内のリスクを不用意に引き受ける可能性に起因します。受託者リスクには、以下に詳述する投資リスク、取引相手方リスクおよび評価リスクが含まれます。

- ・ 投資リスク管理：リスク測定ツールの利用可能性および妥当性、ポートフォリオ・リスクおよびパフォーマンス目標の制御ならびにパフォーマンス属性および分析のレビューに関係するリスクを含みます。
- ・ 取引相手方リスク管理：取引相手方信用リスクの評価、測定および管理ならびに全社的な取引相手方信用リスク方針の実施および施行を含みます。
- ・ 評価／価格設定：価格設定および評価リスクは、顧客のポートフォリオまたは口座における資産の価格設定の重大な誤りに代表されるリスクで、従業員が顧客のポートフォリオの資産および負債を評価する際の指針として機能するブラックロックのグローバル評価方針が適用されます。

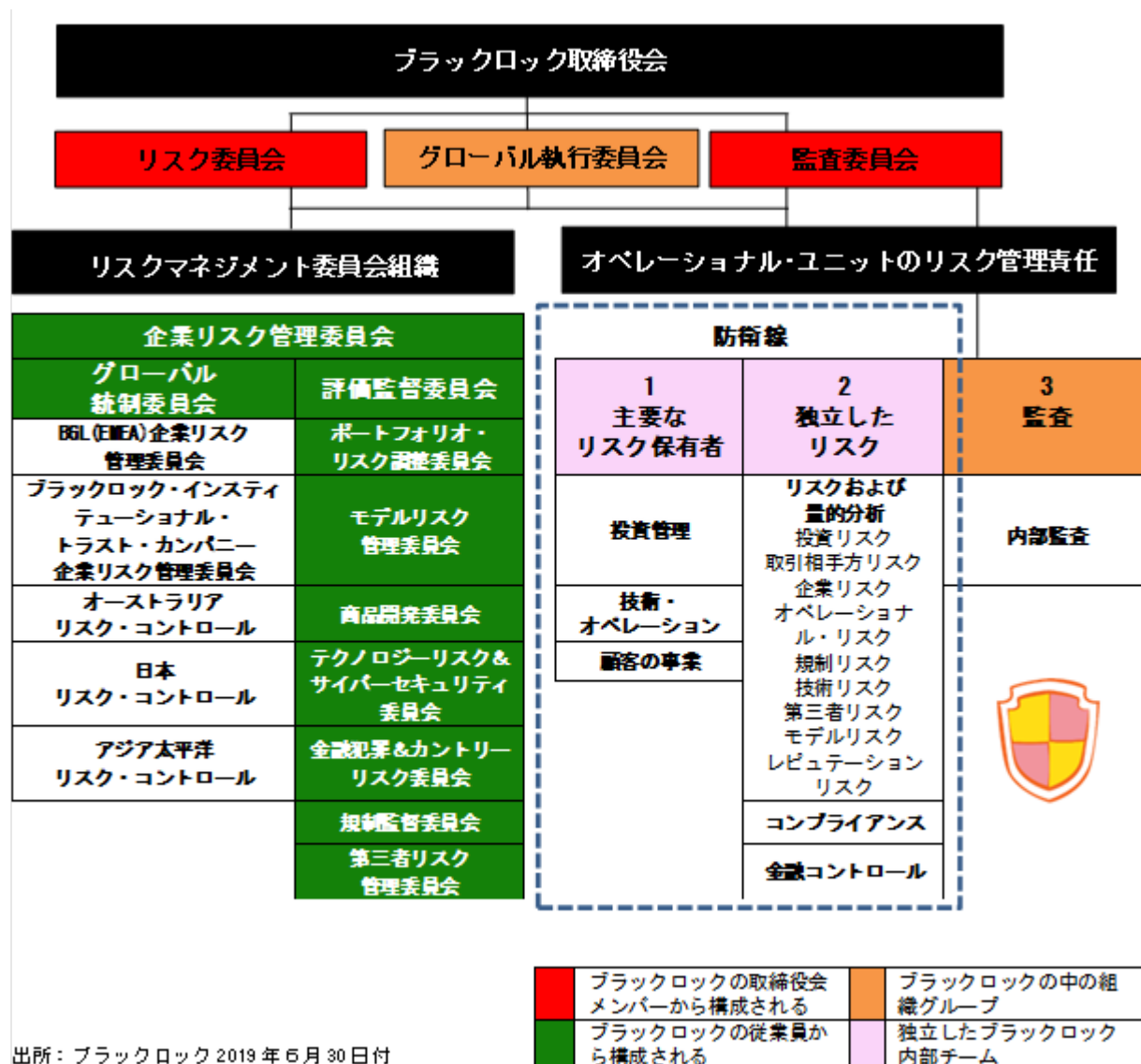
企業リスク管理の枠組み／アプローチ

副投資運用会社の企業リスクの枠組みは、戦略決定、商品およびサービス、オペレーショナル・プロセス、責任およびコミュニケーションを含むコーポレート・ガバナンス、顧客その他の社外関係ならびにブラックロックのリスク管理、コンプライアンスおよび監査プログラムのあらゆる要素の監視を含みます。

ブラックロックの企業リスク管理の枠組みは、その哲学、ガバナンス体制および組織設計を通じて促進され、同社の強固な内部統制構造（主に単一の技術プラットフォーム、直線的な処理を行うオペレーション、強固なコンプライアンス環境ならびに文書化されかつ試験済みの方針および手続を含む。）の遵守を通じて実施されます。

ブラックロックの企業リスク管理の枠組みは、その文化の醸成から始まるものであり、それは経営トップの姿勢（Tone at the top）によって定められるものです。ブラックロックの企業リスク管理委員会（以下「ERMC」といいます。）は、会社全体にわたって企業リスクを監視するための管理アンブレラとしての役割を果たし、グローバル執行委員会（以下「GEC」といいます。）およびブラックロック取締役会にリスク問題を付託します。ERMCは、既存のおよび発生する受託者リスクおよびコーポレート・リスク（オペレーショナル・リスクを含みます。）の中から企業リスクを察知するために主要なリスク保有者と協働し、適切なリスク保有およびガバナンスがあることを確保します。ブラックロックの戦略、管理およびオペレーションは、ブラックロックの取締役会（以下「取締役会」といいます。）およびその取締役会下の委員会により監督されます。

ブラックロックリスク管理ガバナンス



ブラックロックは、すべての機能にわたるパートナーシップ、コミュニケーション、透明性、一貫した基準およびチームワークに重きを置く強固な「ワン・ブラックロック」の文化を有する水平的構造で組織されています。ブラックロックの構造には、顧客のグローバルな要望および地域固有の要望ならびに現地の規制上のニーズの重要性を認識したうえで、地域的な重なりがあります。

パークレイズ・ポートフォリオの制約。リスクおよび量的分析グループ（以下「RQA」といいます。）はまた、取引相手方リスクおよびオペレーショナル・リスクの管理に責任を有します。

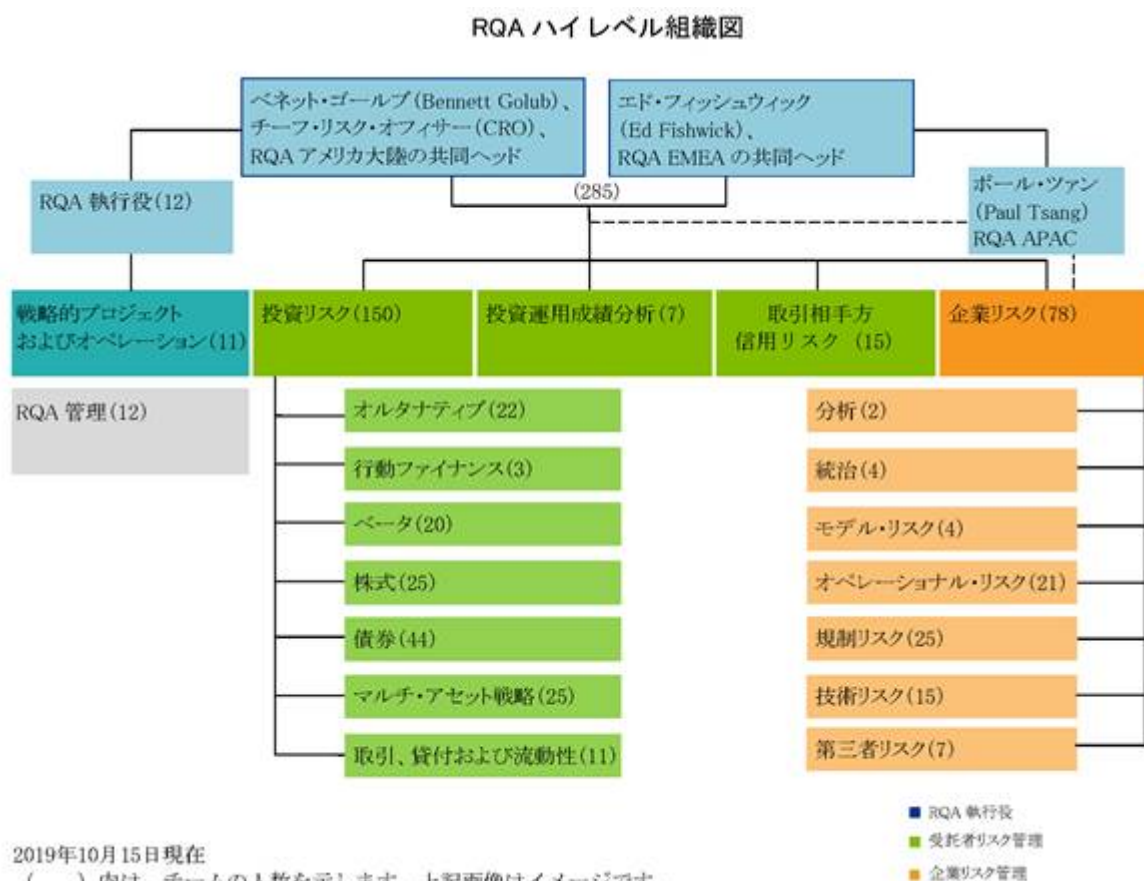
RQAは、独立したトップ・ダウンおよびボトムアップの監督を提供することによってブラックロックのリスク管理への取組みを指導し、投資リスク、取引相手方リスク、オペレーショナル・リスク、規制リスクおよび技術リスクの特定を支援します。ブラックロックの受託者リスクおよび企業リスクの管理を支援するために量的分析を提示するのに加えて、RQAは、ポートフォリオ・リスクが、マンドート間で一貫しており、特定の戦略内における現在の投資テーマを反映しており、顧客別のリスク指針を遵守していることを確保します。

2019年9月30日時点で、RQAは約270のリスクの専門家から成ります。RQAは、マトリックス構造で構成されています。各商品／機能分野のグローバルのヘッドおよび主要な機能分野で地域におけるヘッドがいます。副投資運用会社の組織構造の地域的および機能的な広がり、人とあらゆるブラックロックのポートフォリオ管理センターの専門知識とをつなぎます。日々のポートフォリオの情報が入

手可能なことが、ポートフォリオの監視責任を世界的に共有することを可能にしています。機能的オリエンテーションにより、チームワークおよび専門知識の交換が促されます。

RQAのメンバーは、ブラックロックが運用する各種のポートフォリオに専門知識を有します。RQAは、各ポートフォリオタイプの鍵となるリスクを特定し、適切に測定するために努めます。実際の投資運用成績は、異なる種類のリスクについてのリターンに帰することになります。RQAは、ポートフォリオ・マネジャーがポートフォリオのポジションを取り、アラジン・システムによるブラックロック・ソリューションの分析能力を完全に利用することを支援するため、積極的にポートフォリオ・マネジャーと連絡を取ります。

以下に高レベルな経営陣レベルの組織図を示します。



2019年10月15日現在

() 内は、チームの人数を示します。上記画像はイメージです。

リスクツールおよびシステム

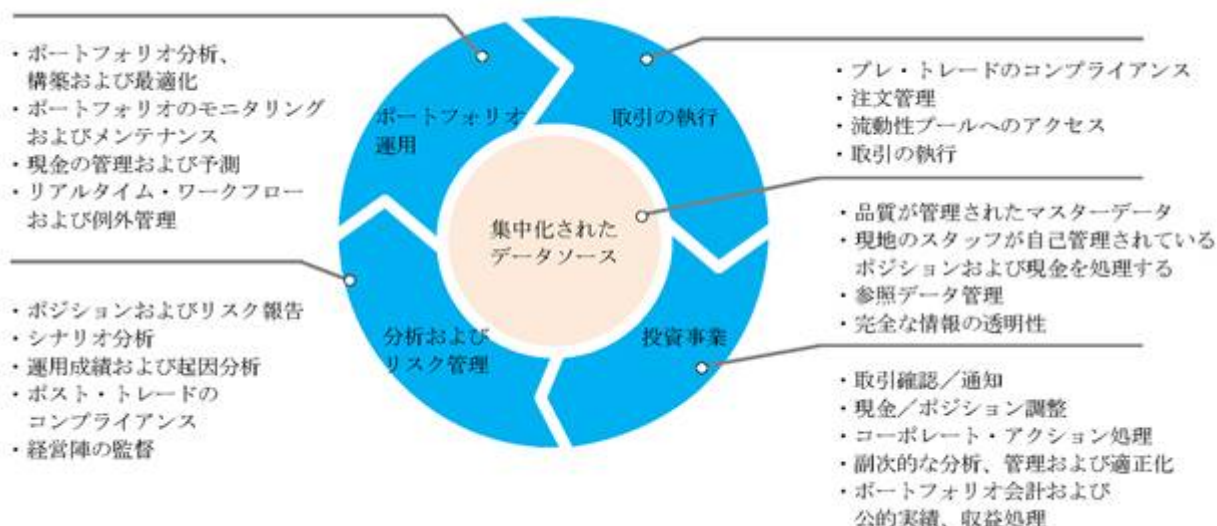
ブラックロックのリスク管理への重視は、リスクのコントロールされた投資枠組み内で超過リターンを生じさせる副投資運用会社の目的を満たす働きをします。副投資運用会社のリスク測定の広範囲のリアルタイム分析は、副投資運用会社がトータル・リターンに関する、各種セクターおよび安全戦略への潜在的な影響を評価することを可能とします。結果として、着実な価値が加えられ、パフォーマンスの変動が制御されます。副投資運用会社が独自に開発した分析システムおよび人員へ行った価値のある投資が、副投資運用会社の企業を力強く差別化しています。

RQAは、追加の監視レベルとして、リスクおよびパフォーマンス目標（以下「RPT」といいます。）の枠組みを採用しています。ブラックロックが運用する各ポートフォリオについて、毎日、事前に指定されたリスクバンドとの間でリスクレベルがレビューされ、これらのリスクバンドの範囲の外に出たポートフォリオは、定められた解決、上位レベルでの処理およびドキュメンテーションの手順に従わなければなりません。

技術 / システム / 会計 - アラジン・システム

ブラックロックは、アラジンと呼ばれる専有の投資プラットフォームを使用します。アラジンは、金銭の管理に必要なすべての機能を統合し、即座に繋ぎます。ポートフォリオ運用および取引からコンプライアンス、オペレーションおよびリスクの監視にいたるまで、アラジンは、シームレスな投資プロセスを支援するために人、プロセスおよびシステムを集結させます。2019年6月30日時点で、ブラックロック・ソリューションの事業を通じて、ブラックロックは、アラジンおよびそのリスク分析要素に対して、280を超える社外顧客の課題を提供します。

アラジンは、以下の投資プロセス機能を支援します。



ポートフォリオ・マネジャーが投資戦略を決定および実行する際、取引は電子的に記録され、コンプライアンスは自動的に点検され、取引は確認され、かつ、取引情報はSWIFT等の業界のメカニズムを利用しやすい形で保管銀行および会計事務代行会社に自動的に発信されます。その結果、頑健な情報処理能力を提供するために最新の技術および業界基準を強化したペーパーレスかつ例外に特化した投資管理プロセスが可能となります。

アラジンの土台は、組織全体で使用される1つの共通したデータベースです。取引、ポジション、リスク測定、価格、担保マスターデータおよび顧客投資指針を含むすべての情報は、この中央データ

ベース内に保管されています。各取引にかかる情報は、個々の口座の管理またはサービスに携わるあらゆる専門家の間で電子的に渡されます。アラジンの単一のデータベースの使用により、重複するデータ入力を除却し、データの完全性を高め、オペレーショナル・リスクおよびコンプライアンス・リスクを大幅に減少させ、企業規模の営業レバレッジを増加させ、異なる活動にわたって一貫性を与えます。

アラジンは、包括的なリスク、エクスポージャーおよび起因の報告を行う能力を有します。ポートフォリオ・マネジャーおよび顧客がポートフォリオのリスクおよび運用成績を理解したうえでより洗練された情報に基づく投資決定を行うことができるよう、ポートフォリオおよびベンチマークはボトムアップで設計され、品質が管理された分析一式が生成されます。リスク報告は毎日作成され、必要な場合および必要な時に、カスタマイズされた分析が生成されます。これによって、ブラックロックの各専門家は、その職務を効率的かつ効果的に完了することに最も関連する情報に集中することができます。

(3) その他

2020年2月7日現在、ファンドが将来にわたって営業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他ファンドの経営に重要な影響を及ぼす事象は存在しません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

取締役は、いずれのクラスについても、その株式の発行の際には、申込金額の6%を上限とする申込手数料を請求することを授權されています。ただし、現在、取締役は、5.25%を越える申込手数料を請求しない方針です。申込手数料は仲介機関に支払われます。

日本国内における申込手数料

日本における販売会社が独自に定めるものとします。なお、各サブ・ファンドについて、消費税等相当額を含めた申込手数料の料率の上限は2.75%（税抜2.5%）とします。申込手数料については、日本における販売会社にお問い合わせください。

(2)【買戻し手数料】

該当なし

(3)【管理報酬等】

管理報酬

管理会社の義務および責任を遂行するための対価として、管理会社は、各サブ・ファンドの各クラスの純資産総額について、各サブ・ファンドの各クラスの純資産総額の年率2%を上限とする管理報酬を、適切な領収書で裏付けられる費用と共に受領する権利を有します。各サブ・ファンドの各クラスの年間管理報酬は下表をご参照ください。

管理報酬は、各クラスの日々の純資産総額に基づき毎日発生し、四半期（またはファンドとの間で合意されるそれより長い期間）毎に後払いされます。

さらに、管理会社は、自らが提供する業務に関して、ファンドの資産からクーリエ手数料および通信費および経費（通常の商業レートによるものとし、付加価値税（もしあれば）が含まれます。）を含むすべての合理的な支出額の払戻しを受ける権利を有するものとします。

その職務および責任の遂行に対する支払として、投資運用会社および主販売会社は、管理報酬から支払われる報酬を受領する権利を有します。投資運用会社および主販売会社はそれぞれ、自己の報酬の一部を副投資運用会社および販売会社に対して支払うことができます。

サブ・ファンドまたは株式のクラスに関し、管理会社は、いかなる時も、その絶対的裁量において、その報酬の全部または一部を放棄し、または割戻しを受けること、および／またはその他の費用の一部または全部を吸収することを選択することができます。

現在の管理報酬（年率）は下表のとおりです。なお、同報酬（年率）は今後変更されることがあります。

	管理報酬 (クラスA株式)
<u>パークレイズ・グローバルベータ</u>	
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 1	0.55%
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 2	1.10%
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 3	1.25%
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 4	1.25%
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 5	1.25%
<u>パークレイズ・マルチマネジャー</u>	
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 1	0.60%
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 2	1.35%
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 3	1.50%
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 4	1.50%
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 5	1.50%

為替ヘッジ運用会社報酬

為替ヘッジ運用会社（投資運用会社）は、各暦四半期中に為替ヘッジ付クラスに関して締結したすべての為替先渡契約の毎月の純通貨価額の0.1%を上限とするファンドの資産から直接支払われる報酬を受領する権利を有します。為替ヘッジ付クラスによって負担される、為替ヘッジ運用会社の報酬を含むすべての費用ならびに為替ヘッジ取引の結果為替ヘッジ付クラスに発生した利益／損失は、該当するクラスに発生し、当該クラスに帰属／請求されます。

管理事務代行会社、保管銀行および支払代行会社の報酬

管理事務代行会社、保管銀行および支払代行会社は、ファンドの資産から直接支払われる、各サブ・ファンドの純資産総額の0.25%を上限とする総額の年次報酬を受領する権利を有します。本報酬は、毎月請求され、毎月後払いされます。管理事務代行会社は、通常の商業的レートにより、ファンドの資産から直接支払われる、一定の立替払費用、名義書換代行報酬、財務書類の作成費用および登録報酬を受領する権利を有します。保管銀行は、通常の商業的レートにより、ファンドの資産から直接、副保管報酬、取引手数料および立替払費用の弁済をファンドから受ける権利を有します。管理事務代行会社および保管銀行の報酬は、各サブ・ファンドの日々の純資産総額に基づき毎日発生し、各サブ・ファンドの資産の中から毎月後払いされます。

上場代理人の報酬

上場代理人は、通常の市場慣行に従い、ファンドの資産より報酬を受領する権利を有します。

サービス提供会社の報酬

管理会社は、ファンドまたはファンドの承認に従い、サブ・ファンドに関し、代替的および／または追加のサービス提供会社を任命することができます。当該サービス提供会社を支払われる報酬は、ファンドが負担するものとします。

取締役の報酬および費用

取締役は、その業務の対価として、株主総会で随時決定される料率による報酬を受領する権利を有します。取締役は、取締役会の会議への出席またはファンドの業務に関連して負担した出張費、宿泊費等の費用の払戻しを受けることができます。

（４）【その他の手数料等】

投資先ファンドの報酬および費用

各サブ・ファンドは投資先ファンドの資産から支払われることがあるすべての報酬および費用（投資先ファンドの受託会社、管理会社、投資顧問会社その他の関係会社に支払うべき報酬および費用を含みます。）を間接的に負担します。ただし、これらの投資先ファンドは、各サブ・ファンドの投資方針に従い随時変動し、その管理報酬等を事前に計算することができないため、その種類ごとの金額や計算方法は表示できません。また、投資先ファンドの中には、実績報酬が課される場合もあります。

前記「３．投資リスク、（１）リスク要因、ファンド・オブ・ファンズ」もご参照ください。

直近２会計年度について、サブ・ファンドの投資先ファンドに課される管理報酬については、後記「第三部 外国投資法人の詳細情報、第５ 外国投資法人の経理状況、１ 財務諸表」に記載する各年度の「財務書類の注記３」をご参照ください。

設立費

ファンドの顧問の報酬を含むファンドの設立に関連するすべての報酬および費用（上場費用を含みます。）ならびにファンドの顧問人の報酬は、ファンドによって負担され、ファンドの最初の５会計年度または取締役が決定したその他の期間に亘り償却されました。新規のサブ・ファンドは、自身の直接的な設定費用およびその株式のルクセンブルグ証券取引所または随時変更されることのあるその他の証券取引所への上場費用を負担し、かかる費用は取締役が決定する期間に亘り償却されるものとします。

設定費用の全額が償却されていないサブ・ファンドの清算またはクラス株式の買戻しの場合には、未償却の設定費用は、当該サブ・ファンドまたはクラスによって負担されます。当該サブ・ファンドまたはクラスの合併の場合には、未償却の設定費用は、合併までに当該サブ・ファンドまたはクラスによって負担されるか、あるいは当該サブ・ファンドまたはクラスの合併先であるサブ・ファンドもしくはクラスまたはその他事業体によって承継されます。

ファンドが支払う報酬に課せられる付加価値税（もし、あれば）は、当該報酬への加算額としてファンドにより負担されます。

運営費用

ファンドは、各サブ・ファンドの資産の中から以下を支払うものとします。

- （a）純資産総額（公表価格を含みます。）および１株当たり純資産価格の詳細の公表に係る手数料
- （b）印紙税
- （c）ファンドに要求されている議事録およびその他の書類の維持費用を含む、会社秘書役義務に関連して発生した費用
- （d）会社秘書役報酬
- （e）格付取得手数料（もし、あれば）
- （f）投資対象の取得および処分の手数料およびその他費用
- （g）ファンドの税理士、弁護士およびその他専門家の報酬および費用
- （h）証券取引所へのファンド株式の上場に関連する報酬
- （ ）ルクセンブルグ以外の法域におけるファンド株式の販売ならびにファンドの登録および登録維持に関連する報酬および費用
- （j）英文目論見書、Key Investor Information Documents（重要投資者情報文書）、報告書、財務書類およびその他説明書の作成、印刷および配布費用
- （k）要求される翻訳に係る費用

- (l) 英文目論見書およびKey Investor Information Documents (重要投資者情報文書) の定期的な更新や、法律の変更による更新もしくは新法の導入の結果発生した費用 (法的拘束力の有無に係らず、適用法の遵守の結果発生した費用を含みます。)
- (m) 費用が償却されるファンドの各会計年度に関して、各年度の設立費用および再編費用の償却割当額 (もし、あれば)
- (n) ファンドの年次株主総会の開催費用
- (o) 目的の如何に関わらず、その他の株主総会に関して発生した費用
- (p) 定款の作成および改訂費用
- (q) 併合または再編に係る負債 (ファンド株式の発行を対価とするサブ・ファンドへの資産の移転後に発生する一定の負債を含みます。)
- (r) 借入利息、ならびに借入れの実行もしくは終了または借入条件の交渉もしくは変更に伴い発生する費用
- (s) ファンドの監査人の監査報酬および監査人の費用
- (t) 取締役の補償のための保険料
- (u) 合併および再編費用
- (v) ファンドの運用および管理に関する、またはファンドの投資対象に帰属するその他の報酬および費用
- (w) 上記の費用に関連して適宜支払うべき付加価値税および同等の税金

上記の費用は、保管銀行の承認を得た上で、取締役が公正かつ平等であると判断する条件および方法に基づき、各サブ・ファンドおよびその各クラスに配賦されます。

すべての報酬および費用ならびに「税金および費用」は、それらが発生したサブ・ファンド (または場合によりそのクラス) に請求されるものとし、取締役によって一つのサブ・ファンド (またはそのクラス) に帰属するとはみなされない費用は、通常、すべてのサブ・ファンドのクラスに対しその純資産総額に比例する割合に基づき配賦されます。ファンドの費用が特定のクラスに直接的に帰属する場合には、当該株式の所有者に対する分配可能収益または (場合により) 当該サブ・ファンドの元本から支払われます。監査報酬などの経常的に発生する報酬または費用については、取締役は、1年またはその他の期間について当該報酬および費用を見積計算して、同期間にわたり均等に配賦することができます。

リサーチ

投資運用会社は、本投資法人へのサービス提供に関連して第三者から受領したすべてのリサーチ (FCA 規則に定義される) について、自身の資金から直接支払いを行います。

元本または収益からの報酬および費用の支払い

以下のサブ・ファンドの株主は、当該サブ・ファンドへの投資から持続可能な水準による一貫した収益を受取ることを望んでおり、元本の成長については合理的な水準で長期的に達成されることが期待されていることを考慮して、これらのサブ・ファンドは、その報酬および費用の全部をサブ・ファンドの元本から支払います。

パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 1

パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 2

パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 3

パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 1

パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 2

パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 3

以下のサブ・ファンドの株主は、元本の成長に重点を置いて当該サブ・ファンドへ投資しており、収益については合理的な水準で長期的に達成されることが期待されていることを考慮して、これらのサブ・ファンドは、その報酬および費用の全部を第一にサブ・ファンドの収益から支払い、収益が不十分な場合には次にサブ・ファンドの元本から支払います。

本書に記載されている情報はすべてを網羅したものではなく、法務上または税務上のアドバイスを構成するものではありません。投資を予定している者は、課税上の取扱いについて税務専門家に相談すべきです。

ルクセンブルグにおける課税

（イ）ファンド

ファンドは、その収益、利益または利得について、ルクセンブルグの課税対象とはなりません。

ファンドは、ルクセンブルグの富裕税の課税対象とはなりません。

ルクセンブルグでは、ファンドの株式発行によって印紙税、資本税またはその他の税金を支払うことはありません。

しかし、ファンドには原則として、該当する四半期末に、年率で純資産総額の0.05%の割合の年次税（taxe d'abonnement）が課せられ、四半期ごとに計算され支払われます。ただし、以下に対しては、年率0.01%の減額された年次税が適用されます。

- その排他的な目的が、短期金融商品での合同運用もしくは信用機関への預金またはその両方であるサブ・ファンド
 - その株式が1社以上の機関投資家によってのみ保有されることを条件とする、サブ・ファンドまたはクラス株式
- 以下に対しては、年次税の免除が適用されます。
- ルクセンブルグの投資ファンドまたはそのいずれかのポートフォリオが年次税の対象である限りにおいて、これらへ（比例按分で）投資されるサブ・ファンドの資産の一部
 - （ ）その証券が機関投資家によってのみ保有され、（ ）その唯一の目的が短期金融商品での合同運用および信用機関への預金であり、（ ）そのポートフォリオ満期までの加重残余期間が90日を超えず、かつ、（ ）公認の格付機関から最高の格付を取得しているサブ・ファンド。上記（ ）ないし（ ）を充足する関連サブ・ファンドにおいて複数のクラス株式が発行された場合、上記（ ）を充足するクラス株式のみがかかる免除による利益を受けます。
 - その主な目的がマイクロファイナンス機関への投資であるサブ・ファンド
 - （ ）その証券が証券取引所において上場または取引され、（ ）その排他的な目的が一または複数の指数の運用実績を複製することであるサブ・ファンド。上記（ ）を充足する関連サブ・ファンドにおいて複数のクラス株式が発行された場合、上記（ ）を充足するクラス株式のみがかかる免除による利益を受けます。
 - サブ・ファンドが年金基金および類似のピークルによってのみ保有される限りにおいて、サブ・ファンド全体が年次税の免除による利益を受けられます。

（ロ）源泉徴収税

ファンドが受領する利子および受取配当金には、源泉国における回収不能の源泉徴収税が課される場合があります。ファンドはまた、発生国にあるその資産の実現または未実現値上り益に対してさらに税金を課される場合があります。ファンドはルクセンブルグが締結している二重課税条約の恩恵を受けることがあり、それは源泉徴収税の免除または源泉税率の削減を適用する場合があります。

ルクセンブルグでは、ファンドによる分配金ならびに清算時の受取金およびかかる分配から生じるキャピタル・ゲインには源泉徴収税は課されません。

（ハ）株主

ルクセンブルグの個人居住者

個人のポートフォリオにファンド株式を（事業資産としてではなく）保有している、ルクセンブルグに居住している個人の投資家がファンド株式を売却したことにより実現したキャピタル・ゲインには、以下の場合を除き、一般的にはルクセンブルグの所得税が課せられません。

（ ）ファンド株式が申込または購入から6か月以内に売却される場合。または、

()個人のポートフォリオに保有されているファンド株式が、株式保有の重要な部分を構成する場合。処分を行う日に先立つ5年間のいずれかの時点で、売主が単独またはその配偶者および未成年の子供とともに、直接または間接にファンドの株式資本の10%超を保有するかまたは保有していた時に、株式保有が重要な部分を占めているとみなされます。

ファンドから受領する分配金には、ルクセンブルグの個人所得税が課されます。ルクセンブルグの個人所得税は、累進所得税率に従って課税され、統一割増税(contribution au fonds pour l'emploi)によって増額されます。

ルクセンブルグの居住者としての企業

ルクセンブルグの居住者としての法人投資家(2017年現在、ルクセンブルグ市内に登録上の事務所を有しているもの)については、ファンドから受領する分配金およびファンド株式の処分による実現キャピタル・ゲインに対して、27.08%となる法人税が課せられます。例えば()2010年法に従ったUCI、()ルクセンブルグの専門投資信託に関する2007年2月13日法(改正済)(以下「2007年法」といいます。)に従う専門投資信託、()特定オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法に基づく特定オルタナティブ投資ファンド(一般法人税の対象となることを選択しなかった場合に限る)、または()ルクセンブルグのファミリー・ウェルス・マネジメント会社に関する2007年5月11日法(改正済)に服するファミリー・ウェルス・マネジメント会社のような特別税制によって恩恵を受けるルクセンブルグの居住者としての法人投資家は、ルクセンブルグの所得税を免除されます。しかしその代りに年間の年次税(taxe d'abonnement)が課せられ、これによりファンド株式から得られる収益、ファンド株式の実現利益にはルクセンブルグの所得税は課せられません。

ファンド株式は、ルクセンブルグの居住者としての法人投資家の課税対象である純資産の一部となりますが、ファンド株式の保有者が以下の場合を除きます。()2010年法に従ったUCIである場合、()証券化に関する2004年3月22日法(改正済)に準拠するピークルである場合、()ルクセンブルグのリスク・キャピタルに投資する投資会社に関する2004年6月15日法(改正済)に従うリスク・キャピタルに投資する投資会社である場合、()2007年法に従う専門投資信託である場合、()特定オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法に基づく特定オルタナティブ投資ファンド、または()ルクセンブルグのファミリー・ウェルス・マネジメント会社に関する2007年5月11日法(改正済)に服するファミリー・ウェルス・マネジメント会社である場合。課税対象となる純資産には、毎年0.5%の割合で税金が課されます。減税された0.05%の税率は総資産で5億ユーロを超過した部分について支払われます。

非ルクセンブルグ居住者

ルクセンブルグに居住していないファンド株式が帰属する個人、またはルクセンブルグに恒久的な施設を保有していないファンド株式が帰属する集団投資スキームは、ファンド株式の処分により実現したキャピタル・ゲイン、またはファンドから受領した分配金についてルクセンブルグの税金が課されないものとし、ファンド株式には富裕税が課されません。

国際課税協定

株主が他の国または法的管轄の課税または報告の対象となった場合(またはファンドがこの事例に当てはまると考える理由がある、または想定する必要がある場合)、ファンドは、法律、規則、命令またはかかる国または法的管轄の税務当局との取決めにより、以下に対し、株主または株主のファンドの持分について一定の情報を継続的に報告することが求められる場合があります。

(a) 株主が課税の対象となる税務当局にかかる情報を渡すことができる該当税務当局へ

(b) かかる国の税務当局へ直接

株主が個人でない場合、ファンドはまた、その直接的および間接的な株主またはその他の所有者もしくは持分保有者および、トラストの場合には、その実質的受益者、委託者または受託者について情報を報告しなければならない場合があります。

ファンドが株主について情報を報告する必要がある場合、これには、株主のファンドへの持分についての情報、例えば、配当金、株主への支払利息または株主への未払利息、および／または株主の氏名、住所、居住国およびソーシャル・セキュリティ・ナンバー／納税者特定番号または同様の事項（該当する場合）を含むファンドから株主への支払金額が含まれます（が、これらに限定されません。）。株主は、もし請求があった場合には、その身元および地位について、ファンドにさらに情報を提供しなければならない場合があります。

株主の収益の一部のみが報告可能な場合、ファンドは、報告可能な金額を合理的に決定することができない限り、すべての収益を報告します。

規制上または法律上の要件に従い、源泉税がファンドへの、またはファンドからの、株主に帰する収益または資産（以下「源泉徴収可能収益」といいます。）に適用される場合、株主が代わりにファンドに情報を報告することを選択しない限り、または株主が特定の法律または該当する規則からの免除を受ける資格を有する旨の証拠をファンドに提供できない限り、関連する法令または規則により特定される割合で、かかる源泉徴収可能収益を源泉徴収します。

株主がファンドに対し、該当する税法、規則、命令または税務当局との取決めに参加しない、またはこれらを遵守しない金融機関に存在する口座への支払いを請求した場合、ファンドは、支払いから一定金額を控除することが必要となる場合があります、株主はファンドに、支払いからの一定金額の控除を承認します。

外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）

2010年に、米国の2010年雇用促進対策法の一部である外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）が制定されました。同法は、米国域外の金融機関（以下「外国金融機関」または「FFI」といいます。）に対し、「特定米国人」が直接的または間接的に保有している「金融口座」に関する情報を年次ベースで米国税務当局である内国歳入庁（以下「IRS」といいます。）に提供することを要求するものです。これを遵守しないFFIに対しては、当該FFIの一定の米国源泉の収益に対して30%の源泉税が課税されます。2014年3月28日、ルクセンブルグ大公国は、アメリカ合衆国との間で、モデル1政府間協定（以下「IGA」といいます。）および同協定に関する了解覚書を締結しました。ファンドは、今後、FATCAの条項を遵守するため、FATCAを施行する米国財務省規則を直接に遵守するよりもむしろFATCAに関する2015年7月24日法（以下「FATCA法」といいます。）によってルクセンブルグ法に組み入れられたものとしてのルクセンブルグIGAを遵守しなければなりません。FATCA法およびルクセンブルグIGAに基づいて、FATCAの目的上特定米国人であるその直接的および間接的な株主（以下「報告対象口座」といいます。）を特定する目的で情報を収集することが要求される場合があります。ファンドに提供された報告対象口座に関する情報は、ルクセンブルグ税務当局と共有されます。ルクセンブルグ税務当局は、1996年4月3日にルクセンブルグで調印されたアメリカ合衆国とルクセンブルグ大公国との間の二重課税防止条約の第28条に基づき、自動的に当該情報をアメリカ合衆国政府に提供します。ファンドは、FATCAを遵守しているとみなされるために、FATCA法およびルクセンブルグIGAの規定を遵守する意向であるので、ファンドによる米国への実際の投資およびみなし投資に起因する当該支払に対するその持分について30%の源泉税が課税されることはありません。ファンドは、FATCAおよび特にFATCA法によってファンドに課される要件の範囲を継続的に評価します。上記に従ってファンドがFATCA、FATCA法およびルクセンブルグIGAを遵守することを確実にするために、ファンドは以下を行うことができます。

- a. 株主のFATCAに関する地位を確認するために、様式W-8、グローバル仲介人識別番号（GIIN）（該当する場合）、または株主のIRSへのFATCA登録もしくは適用除外に相当するその他有効な証拠を含む情報または書類を請求すること。
- b. ファンドに保有している株主の口座がFATCA法およびルクセンブルグIGAの下で米国報告対象口座とみなされる場合には、ルクセンブルグ税務当局に対し、当該株主および当該株主がファンドに保有する口座に関する情報を報告すること。
- c. FATCAに関する地位が不参加外国金融機関における株主に対する支払についての情報をルクセンブルグの税務当局（Administration des Contributions Directes）に報告すること。

- d . FATCA、FATCA法およびルクセンブルグIGAに従って、ファンドによってまたはファンドに代って行われた株主に対する一定の支払から適用ある米国の源泉税を控除すること。
- e . 一定の米国源泉の収益の支払に関し発生した源泉徴収および報告のために要求されることがある、当該収益の直接の支払者に対して当該個人情報を開示すること。

ファンドへの投資との関連で取得された個人情報は、FATCA法の目的および適用あるデータ保護に係る法律に従ってファンドが示すその他の目的のために使用され、ルクセンブルグの税務当局（Administration des Contributions Directes）に連絡される場合があります。FATCAに関連する問い合わせへの対応は強制的なものです。投資者は、ルクセンブルグの税務当局（Administration des Contributions Directes）に連絡されたデータについて閲覧および訂正の権利を有し、この権利を行使するためにファンドの登記上の事務所に連絡することができます。

ファンドは潜在的な投資者が提供する情報がFATCA、FATCA法およびIGAに基づく要件を満たしていない場合、株式の申込を拒絶する権利を有しています。

その他一般的事項

税制に係る情報は、現在ルクセンブルグで施行されている法律、規則、慣行に基づいており、それらが変更された場合にはその変更に従うものとし、遡求的効力を持つ場合もあります。この情報は要約されたものであり、ルクセンブルグの税法、および株式の投資、所有、保有または処分の決定に関連するルクセンブルグの税制に関する考察のすべてを完全に記載したものではありません。また、特定の投資家または潜在的な投資家に対する税務的な助言として意図したものでもありません。投資を検討している投資家は、ファンド株式の購入、保有または処分に関して予測される事項、および課税されている管轄区域の法律の条項について、自ら依頼する専門家に助言を求めるものとします。この要約された情報は、ルクセンブルグ以外の国、地域または課税管轄地域の法律に基づいて生じた税効果を記しているものではありません。

5【運用状況】

(1) 【投資状況】

パークレイズ・グローバルベータ1 . パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 1

(2019年11月末現在)

投資資産の種類	国 / 地域	時 価 (ポンド)	投資比率 (%)
			対資産総額
投資信託 / 投資法人	アイルランド	13,108,690.78	98.52
	ルクセンブルグ	165,129.68	1.24
	小 計	13,273,820.46	99.76
その他資産 (現金およびデリバティブポジション)		32,447.10	0.24
資 産 総 額		13,306,267.56	100.00
負 債 総 額		64,173.66	0.48
純 資 産 総 額		13,242,093.90 (約1,873百万円)	99.52

2 . パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 2

(2019年11月末現在)

投資資産の種類	国 / 地域	時 価 (ポンド)	投資比率 (%)
			対資産総額
投資信託 / 投資法人	アイルランド	74,191,871.05	97.06
	ルクセンブルグ	1,889,397.03	2.47
	小 計	76,081,268.08	99.53
その他資産 (現金およびデリバティブポジション)		360,873.63	0.47
資 産 総 額		76,442,141.71	100.00
負 債 総 額		287,238.30	0.38
純 資 産 総 額		76,154,903.41 (約10,772百万円)	99.62

３．パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ３

（2019年11月末現在）

投資資産の種類	国／地域	時 価 (ポンド)	投資比率(%)
			対資産総額
投資信託／投資法人	アイルランド	152,802,669.00	96.03
	ルクセンブルグ	5,533,711.51	3.48
	小 計	158,336,380.51	99.51
その他資産 (現金およびデリバティブポジション)		781,837.36	0.49
資 産 総 額		159,118,217.87	100.00
負 債 総 額		340,457.06	0.21
純 資 産 総 額		158,777,760.81 (約22,459百万円)	99.79

４．パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ４

（2019年11月末現在）

投資資産の種類	国／地域	時 価 (ポンド)	投資比率(%)
			対資産総額
投資信託／投資法人	アイルランド	82,520,921.03	96.23
	ルクセンブルグ	2,962,089.50	3.45
	小 計	85,483,010.53	99.68
その他資産 (現金およびデリバティブポジション)		270,128.47	0.32
資 産 総 額		85,753,139.00	100.00
負 債 総 額		198,845.16	0.23
純 資 産 総 額		85,554,293.84 (約12,102百万円)	99.77

5. パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ5

（2019年11月末現在）

投資資産の種類	国 / 地域	時 価 (ポンド)	投資比率(%)
			対資産総額
投資信託 / 投資法人	アイルランド	53,778,385.93	97.11
	ルクセンブルグ	1,094,923.44	1.98
	小 計	54,873,309.37	99.09
その他資産 (現金およびデリバティブポジション)		503,847.85	0.91
資 産 総 額		55,377,157.22	100.00
負 債 総 額		514,745.21	0.93
純 資 産 総 額		54,862,412.01 (約7,760百万円)	99.07

パークレイズ・マルチマネジャー

1. パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ1

（2019年11月末現在）

投資資産の種類	国 / 地域	時 価 (ポンド)	投資比率(%)
			対資産総額
投資信託 / 投資法人	アイルランド	51,031,501.29	78.55
	英国	12,906,443.76	19.87
	小 計	63,937,945.05	98.42
その他資産 (現金およびデリバティブポジション)		1,028,782.33	1.58
資 産 総 額		64,966,727.38	100.00
負 債 総 額		1,165,947.12	1.79
純 資 産 総 額		63,800,780.26 (約9,025百万円)	98.21

2. パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 2

(2019年11月末現在)

投資資産の種類	国 / 地域	時 価 (ポンド)	投資比率(%)
			対資産総額
投資信託 / 投資法人	アイルランド	104,856,204.48	86.38
	英国	15,326,157.75	12.63
	小 計	120,182,362.23	99.00
その他資産 (現金およびデリバティブポジション)		1,212,047.98	1.00
資 産 総 額		121,394,410.21	100.00
負 債 総 額		1,479,051.02	1.22
純 資 産 総 額		119,915,359.19 (約16,962百万円)	98.78

3. パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 3

(2019年11月末現在)

投資資産の種類	国 / 地域	時 価 (ポンド)	投資比率(%)
			対資産総額
投資信託 / 投資法人	アイルランド	308,538,084.69	98.40
	英国	2,912,650.13	0.93
	小 計	311,450,734.82	99.32
その他資産 (現金およびデリバティブポジション)		2,118,549.36	0.68
資 産 総 額		313,569,284.18	100.00
負 債 総 額		3,972,786.65	1.27
純 資 産 総 額		309,596,497.53 (約43,792百万円)	98.73

4. パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 4

(2019年11月末現在)

投資資産の種類	国 / 地域	時 価 (ポンド)	投資比率(%)
			対資産総額
投資信託 / 投資法人	アイルランド	71,047,914.05	92.45
	英国	465,900.74	0.61
	小 計	71,513,814.79	93.05
その他資産 (現金およびデリバティブポジション)		5,338,291.18	6.95
資 産 総 額		76,852,105.97	100.00
負 債 総 額		815,063.78	1.06
純 資 産 総 額		76,037,042.19 (約10,755百万円)	98.94

5. パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 5

(2019年11月末現在)

投資資産の種類	国 / 地域	時 価 (ポンド)	投資比率(%)
			対資産総額
投資信託 / 投資法人	アイルランド	25,742,949.00	92.78
	英国	254,451.06	0.92
	小 計	25,997,400.06	93.69
その他資産 (現金およびデリバティブポジション)		1,749,843.93	6.31
資 産 総 額		27,747,243.99	100.00
負 債 総 額		587,935.38	2.12
純 資 産 総 額		27,159,308.61 (約3,842百万円)	97.88

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

パークレイズ・グローバルベータ１．パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ １

投資有価証券全銘柄（2019年11月末現在）

	銘 柄 名	国 / 地域	資産の種類	数量	簿 価		時 価		投資比率 (%)
					金額 (ボンド)	単価 (ボンド)	金額 (ボンド)	単価 (ボンド)	対資産 総額
1	BlackRock ICS US Treasury Agency Inc	アイルランド	投資信託 / 投資法人	3,093,054.28	2,423,653.18	0.78	2,391,228.51	0.77	17.97
2	iShares \$ Treasury Bond 1-3yr UCITS ETF USD(Dist)	アイルランド	投資信託 / 投資法人	20,604.00	1,958,111.52	95.04	2,110,824.17	102.45	15.86
3	iShares \$ Treasury Bond 1-3yr UCITS ETF USD(Acc)	アイルランド	投資信託 / 投資法人	24,628.00	1,985,939.66	80.64	2,110,695.95	85.70	15.86
4	iShares € Govt Bond 1-3yr UCITS ETF	アイルランド	投資信託 / 投資法人	15,540.00	1,944,234.86	125.11	1,910,989.54	122.97	14.36
5	iShares North America Index Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	66,379.92	1,045,135.22	15.74	1,349,686.27	20.33	10.14
6	iShares Emerging Markets Local Government Bond UCITS ETF	アイルランド	投資信託 / 投資法人	13,546.00	662,374.50	48.90	626,144.89	46.22	4.71
7	iShares Emerging Markets Index Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	39,077.50	428,962.38	10.98	490,034.39	12.54	3.68
8	iShares UK Gilts 0-5yr UCITS ETF	アイルランド	投資信託 / 投資法人	2,623.00	350,861.13	133.76	350,214.57	133.52	2.63
9	iShares World Ex-Euro Government Bond Index Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	31,926.60	237,081.29	7.43	240,279.28	7.53	1.81
10	iShares Europe ex-UK Index Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	13,292.63	170,045.85	12.79	201,497.08	15.16	1.51
11	iShares US Corporate Bond Index Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	24,361.45	186,268.37	7.65	194,343.33	7.98	1.46
12	iShares Emerging Markets Government Bond Index Fund	ルクセンブルグ	投資信託 / 投資法人	1,976.27	161,588.81	81.76	165,129.68	83.56	1.24
13	iShares Global High Yield Corporate Bond UCITS ETF	アイルランド	投資信託 / 投資法人	1,817.00	133,046.73	73.22	133,516.79	73.48	1.00
14	iShares \$ Corporate Bond UCITS ETF	アイルランド	投資信託 / 投資法人	1,348.00	118,839.41	88.16	128,083.54	95.02	0.96
15	iShares Core € Corporate Bond UCITS ETF	アイルランド	投資信託 / 投資法人	984.00	112,169.95	113.99	112,407.34	114.24	0.84
16	iShares Euro Government Bond Index Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	12,754.69	109,159.02	8.56	109,905.57	8.62	0.83

17	iShares Core EURO STOXX 50 UCITS ETF	アイルランド	投資信託 / 投資法人	1,078.00	99,803.97	92.58	109,736.73	101.80	0.82
18	iShares Japan Index Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	9,534.84	108,086.50	11.34	108,763.21	11.41	0.82
19	iShares UK Index Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	8,943.42	97,322.39	10.88	103,495.08	11.57	0.78
20	iShares Euro Investment Grade Corporate Bond Index Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	8,351.06	76,683.04	9.18	77,047.53	9.23	0.58
21	iShares Core MSCI Japan IMI UCITS ETF	アイルランド	投資信託 / 投資法人	1,680.00	54,591.91	32.50	57,072.46	33.97	0.43
22	iShares Core MSCI Pacific ex-Japan UCITS ETF	アイルランド	投資信託 / 投資法人	436.00	47,124.62	108.08	51,550.20	118.23	0.39
23	iShares Global Government Bond UCITS ETF	アイルランド	投資信託 / 投資法人	558.00	46,714.89	83.72	48,137.99	86.27	0.36
24	iShares Core MSCI EM IMI UCITS ETF	アイルランド	投資信託 / 投資法人	1,795.00	38,471.60	21.43	39,016.12	21.74	0.29
25	iShares Pacific Index Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	2,116.68	25,930.47	12.25	28,062.29	13.26	0.21
26	iShares Core £ Corporate Bond UCITS ETF	アイルランド	投資信託 / 投資法人	71.00	10,371.73	146.08	10,770.20	151.69	0.08
27	iShares UK Credit Bond Index Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	795.46	10,278.36	12.92	10,102.46	12.70	0.08
28	iShares Core FTSE 100 UCITS ETF	アイルランド	投資信託 / 投資法人	700.00	5,030.26	7.19	5,085.29	7.26	0.04

2. パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 2

投資有価証券全銘柄（2019年11月末現在）

	銘 柄 名	国 / 地域	資産の種類	数量	簿 価		時 価		投資比率 (%)
					金額 (ポンド)	単価 (ポンド)	金額 (ポンド)	単価 (ポンド)	対資産 総額
1	iShares North America Index Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	700,468.21	10,487,969.79	14.97	14,242,444.54	20.33	18.63
2	iShares \$ Treasury Bond 1-3yr UCITS ETF USD(Dist)	アイルランド	投資信託 / 投資法人	117,924.00	11,312,695.88	95.93	12,080,995.41	102.45	15.80
3	iShares Euro Government Bond 1-3yr UCITS ETF	アイルランド	投資信託 / 投資法人	97,533.00	12,294,721.19	126.06	11,993,857.34	122.97	15.69
4	iShares Emerging Markets Local Government Bond UCITS ETF	アイルランド	投資信託 / 投資法人	105,917.00	5,237,014.68	49.44	4,895,865.04	46.22	6.40
5	iShares Emerging Markets Index Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	336,959.24	3,757,321.46	11.15	4,225,490.77	12.54	5.53
6	iShares Global High Yield Corporate Bond UCITS ETF	アイルランド	投資信託 / 投資法人	41,517.00	3,042,314.22	73.28	3,050,752.19	73.48	3.99
7	iShares World ex-Euro Government Bond Index Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	367,483.08	2,704,752.51	7.36	2,765,674.07	7.53	3.62
8	iShares Europe ex-UK Index Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	171,255.62	2,144,279.57	12.52	2,595,988.06	15.16	3.40
9	iShares US Corporate Bond Index Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	313,761.51	2,401,382.63	7.65	2,503,030.77	7.98	3.27
10	iShares Emerging Markets Government Bond Index Fund	ルクセンブルグ	投資信託 / 投資法人	22,612.28	1,872,686.30	82.82	1,889,397.03	83.56	2.47
11	iShares \$ Corporate Bond UCITS ETF	アイルランド	投資信託 / 投資法人	18,193.00	1,595,007.85	87.67	1,728,652.75	95.02	2.26
12	iShares UK Gilts 0-5yr UCITS ETF	アイルランド	投資信託 / 投資法人	12,820.00	1,705,316.28	133.02	1,711,685.38	133.52	2.24
13	iShares Core € Corporate Bond UCITS ETF	アイルランド	投資信託 / 投資法人	13,306.00	1,528,240.52	114.85	1,520,012.24	114.24	1.99
14	iShares Global Government Bond UCITS ETF	アイルランド	投資信託 / 投資法人	15,388.00	1,265,234.50	82.22	1,327,504.29	86.27	1.74
15	iShares Euro Government Bond Index Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	140,797.95	1,209,120.09	8.59	1,213,238.37	8.62	1.59
16	iShares UK Index Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	100,453.66	1,087,240.00	10.82	1,162,470.25	11.57	1.52
17	iShares Core MSCI Japan IMI UCITS ETF	アイルランド	投資信託 / 投資法人	32,476.00	1,052,930.85	32.42	1,103,264.93	33.97	1.44
18	iShares Core MSCI EM IMI UCITS ETF	アイルランド	投資信託 / 投資法人	49,288.00	1,048,908.40	21.28	1,071,323.97	21.74	1.40
19	iShares Core EURO STOXX 50 UCITS ETF	アイルランド	投資信託 / 投資法人	9,512.00	891,592.89	93.73	968,289.26	101.80	1.27
20	iShares Core S&P 500 UCITS ETF	アイルランド	投資信託 / 投資法人	3,729.00	889,104.00	238.43	898,981.73	241.08	1.18
21	iShares Japan Index Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	69,692.94	726,105.17	10.42	794,982.17	11.41	1.04

22	iShares Core MSCI Pacific ex-Japan UCITS ETF	アイルランド	投資信託 / 投資法人	6,693.00	722,329.86	107.92	791,342.84	118.23	1.04
23	iShares Euro Investment Grade Corporate Bond Index Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	81,265.76	745,848.07	9.18	749,764.19	9.23	0.98
24	iShares US Index Fund(IE)Flexible USD (Dist)	アイルランド	投資信託 / 投資法人	21,771.47	254,399.79	11.69	256,612.01	11.79	0.34
25	iShares UK Credit Bond Index Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	16,313.21	211,195.85	12.95	207,180.18	12.70	0.27
26	iShares Core £ Corporate Bond UCITS ETF	アイルランド	投資信託 / 投資法人	875.00	126,980.08	145.12	132,731.29	151.69	0.17
27	iShares Pacific Index Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	8,969.13	113,738.84	12.68	118,909.96	13.26	0.16
28	iShares Core FTSE 100 UCITS ETF	アイルランド	投資信託 / 投資法人	11,126.00	80,148.40	7.20	80,827.05	7.26	0.11

３．パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ ３

投資有価証券全銘柄（2019年11月末現在）

	銘 柄 名	国 / 地域	資産の種類	数量	簿 価		時 価		投資比率 (%)
					金額 (ポンド)	単価 (ポンド)	金額 (ポンド)	単価 (ポンド)	対資産 総額
1	iShares North America Index Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	1,375,384.88	20,838,086.25	15.15	27,965,356.02	20.33	17.58
2	iShares US Index Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	1,165,114.66	8,965,641.94	7.70	13,732,761.99	11.79	8.63
3	iShares Emerging Markets Local Government Bond UCITS ETF	アイルランド	投資信託 / 投資法人	287,008.00	14,039,095.25	48.92	13,266,542.99	46.22	8.34
4	iShares € Govt Bond 1-3yr UCITS ETF	アイルランド	投資信託 / 投資法人	106,520.00	13,494,400.17	126.68	13,099,009.40	122.97	8.23
5	iShares Emerging Markets Index Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	1,016,392.81	11,085,942.16	10.91	12,745,631.90	12.54	8.01
6	iShares \$ Treasury Bond 1-3yr UCITS ETF USD(Dist)	アイルランド	投資信託 / 投資法人	111,483.00	11,179,733.95	100.28	11,421,132.35	102.45	7.18
7	iShares Global High Yield Corporate Bond UCITS ETF	アイルランド	投資信託 / 投資法人	150,832.00	11,070,198.76	73.39	11,083,437.02	73.48	6.97
8	iShares Europe ex-UK Index Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	470,744.49	5,884,071.83	12.50	7,135,807.12	15.16	4.48
9	iShares Emerging Markets Government Bond Index Fund	ルクセンブルグ	投資信託 / 投資法人	66,227.39	5,557,893.26	83.92	5,533,711.51	83.56	3.48
10	iShares US Corporate Bond Index Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	622,118.76	4,761,779.40	7.65	4,962,949.08	7.98	3.12
11	iShares Japan Index Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	391,951.95	3,923,371.13	10.01	4,470,966.67	11.41	2.81
12	iShares \$ Corporate Bond UCITS ETF	アイルランド	投資信託 / 投資法人	40,542.00	3,602,944.04	88.87	3,852,198.09	95.02	2.42
13	iShares Core € Corporate Bond UCITS ETF	アイルランド	投資信託 / 投資法人	29,354.00	3,377,697.78	115.07	3,353,257.13	114.24	2.11
14	iShares Core EURO STOXX 50 UCITS ETF	アイルランド	投資信託 / 投資法人	31,470.00	2,944,998.52	93.58	3,203,539.00	101.80	2.01
15	iShares World Ex-Euro Government Bond Index Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	422,365.59	3,019,470.08	7.15	3,178,719.31	7.53	2.00
16	iShares Core S&P 500 UCITS ETF	アイルランド	投資信託 / 投資法人	12,210.00	2,745,116.28	224.83	2,943,568.49	241.08	1.85
17	iShares Core MSCI EM IMI UCITS ETF	アイルランド	投資信託 / 投資法人	134,089.00	2,871,845.72	21.42	2,914,558.50	21.74	1.83
18	iShares UK Index Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	233,286.76	2,523,627.61	10.82	2,699,641.98	11.57	1.70
19	iShares Global Government Bond UCITS ETF	アイルランド	投資信託 / 投資法人	20,707.00	1,744,834.22	84.26	1,786,368.04	86.27	1.12
20	iShares Euro Investment Grade Corporate Bond Index Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	162,071.56	1,487,743.69	9.18	1,495,284.74	9.23	0.94
21	iShares Euro Government Bond Index Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	163,042.26	1,390,603.81	8.53	1,404,914.82	8.62	0.88

22	iShares Core MSCI Pacific ex-Japan UCITS ETF	アイルランド	投資信託 / 投資法人	11,612.00	1,249,537.05	107.61	1,372,937.85	118.23	0.86
23	iShares Pacific Index Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	96,904.25	1,143,103.32	11.80	1,284,726.65	13.26	0.81
24	iShares Core MSCI Japan IMI UCITS ETF	アイルランド	投資信託 / 投資法人	31,378.00	979,006.90	31.20	1,065,964.00	33.97	0.67
25	iShares Core FTSE 100 UCITS ETF	アイルランド	投資信託 / 投資法人	126,979.00	919,708.88	7.24	922,464.34	7.26	0.58
26	iShares UK Gilts 0-5yr UCITS ETF	アイルランド	投資信託 / 投資法人	5,582.00	742,497.60	133.02	745,290.78	133.52	0.47
27	iShares UK Credit Bond Index Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	31,411.40	407,655.67	12.98	398,929.43	12.70	0.25
28	iShares Core £ Corporate Bond UCITS ETF	アイルランド	投資信託 / 投資法人	1,956.00	285,960.75	146.20	296,711.31	151.69	0.19

４．パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ ４

投資有価証券全銘柄（2019年11月末現在）

	銘柄名	国／地域	資産の種類	数量	簿 価		時 価		投資比率 (%)
					金額 (ポンド)	単価 (ポンド)	金額 (ポンド)	単価 (ポンド)	対資産 総額
1	iShares North America Index Fund	アイルランド	投資信託／投資法人	787,537.98	11,786,378.04	14.97	16,012,812.35	20.33	18.67
2	iShares Emerging Markets Index Fund	アイルランド	投資信託／投資法人	790,931.61	8,613,701.25	10.89	9,918,333.80	12.54	11.57
3	iShares US Index Fund	アイルランド	投資信託／投資法人	720,866.80	5,536,735.87	7.68	8,496,581.95	11.79	9.91
4	iShares Emerging Markets Local Government Bond UCITS ETF	アイルランド	投資信託／投資法人	146,267.00	7,114,745.23	48.64	6,760,987.30	46.22	7.88
5	iShares Core S&P 500 UCITS ETF	アイルランド	投資信託／投資法人	27,300.00	5,806,370.04	212.69	6,581,443.05	241.08	7.67
6	iShares Global High Yield Corporate Bond UCITS ETF	アイルランド	投資信託／投資法人	75,308.00	5,509,402.43	73.16	5,533,782.46	73.48	6.45
7	iShares Europe ex-UK Index Fund	アイルランド	投資信託／投資法人	348,527.34	4,317,157.21	12.39	5,283,171.50	15.16	6.16
8	iShares Euro Government Bond 1-3yr UCITS ETF	アイルランド	投資信託／投資法人	25,062.00	3,184,601.52	127.07	3,081,931.78	122.97	3.59
9	iShares Emerging Markets Government Bond Index Fund	ルクセンブルグ	投資信託／投資法人	35,450.25	2,937,717.39	82.87	2,962,089.50	83.56	3.45
10	iShares Japan Index Fund	アイルランド	投資信託／投資法人	257,735.46	2,579,712.75	10.01	2,939,969.17	11.41	3.43
11	iShares Core MSCI EM IMI UCITS ETF	アイルランド	投資信託／投資法人	129,017.00	2,786,578.95	21.60	2,804,313.51	21.74	3.27
12	iShares \$ Treasury Bond 1-3yr UCITS ETF USD(Dist)	アイルランド	投資信託／投資法人	26,230.00	2,672,173.18	101.87	2,687,192.68	102.45	3.13
13	iShares Core EURO STOXX 50 UCITS ETF	アイルランド	投資信託／投資法人	18,748.00	1,780,095.30	94.95	1,908,482.66	101.80	2.23
14	iShares UK Index Fund	アイルランド	投資信託／投資法人	158,784.55	1,716,061.11	10.81	1,837,487.20	11.57	2.14
15	iShares \$ Corporate Bond UCITS ETF	アイルランド	投資信託／投資法人	11,918.00	1,053,937.62	88.43	1,132,418.16	95.02	1.32
16	iShares Core MSCI Pacific ex-Japan UCITS ETF	アイルランド	投資信託／投資法人	9,174.00	998,069.49	108.79	1,084,682.39	118.23	1.26
17	iShares Core € Corporate Bond UCITS ETF	アイルランド	投資信託／投資法人	8,700.00	995,625.32	114.44	993,845.37	114.24	1.16
18	iShares Core MSCI Japan IMI UCITS ETF	アイルランド	投資信託／投資法人	26,212.00	837,283.56	31.94	890,466.20	33.97	1.04
19	iShares US Corporate Bond Index Fund	アイルランド	投資信託／投資法人	107,756.14	825,011.13	7.66	859,624.03	7.98	1.00
20	iShares World Ex-Euro Government Bond Index Fund	アイルランド	投資信託／投資法人	105,874.92	757,582.62	7.16	796,813.62	7.53	0.93
21	iShares Pacific Index Fund	アイルランド	投資信託／投資法人	56,793.12	665,587.68	11.72	752,945.66	13.26	0.88
22	iShares Core FTSE 100 UCITS ETF	アイルランド	投資信託／投資法人	91,979.00	671,223.75	7.30	668,199.84	7.26	0.78

23	iShares Global Government Bond UCITS ETF	アイルランド	投資信託 / 投資法人	6,402.00	535,857.75	83.70	552,292.86	86.27	0.64
24	iShares Euro Government Bond Index Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	40,480.03	345,061.38	8.52	348,811.37	8.62	0.41
25	iShares Euro Investment Grade Corporate Bond Index Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	27,915.14	256,391.73	9.18	257,547.24	9.23	0.30
26	iShares UK Gilts 0-5yr UCITS ETF	アイルランド	投資信託 / 投資法人	1,313.00	174,695.55	133.05	175,307.56	133.52	0.20
27	iShares Core £ Corporate Bond UCITS ETF	アイルランド	投資信託 / 投資法人	586.00	85,285.26	145.54	88,892.04	151.69	0.10
28	iShares UK Credit Bond Index Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	5,715.31	74,463.99	13.03	72,585.28	12.70	0.08

5 . パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 5

投資有価証券全銘柄（2019年11月末現在）

	銘 柄 名	国 / 地域	資産の種類	数量	簿 価		時 価		投資比率 (%)
					金額 (ポンド)	単価 (ポンド)	金額 (ポンド)	単価 (ポンド)	対資産 総額
1	iShares North America Index Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	513,737.38	7,502,702.91	14.60	10,445,693.38	20.33	18.86
2	iShares US Index Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	738,167.04	5,773,048.84	7.82	8,700,493.28	11.79	15.71
3	iShares Emerging Markets Index Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	649,027.21	7,077,746.26	10.91	8,138,843.40	12.54	14.70
4	iShares Europe ex-UK Index Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	304,502.26	3,798,205.12	12.47	4,615,814.82	15.16	8.34
5	iShares Core USD MSCI EM IMI UCITS ETF - GBP	アイルランド	投資信託 / 投資法人	178,077.00	3,858,712.51	21.67	3,870,681.67	21.74	6.99
6	iShares Emerging Markets Local Government Bond UCITS ETF	アイルランド	投資信託 / 投資法人	71,266.00	3,491,674.88	48.99	3,294,171.08	46.22	5.95
7	iShares Core S&P 500 UCITS ETF	アイルランド	投資信託 / 投資法人	12,184.00	2,749,523.58	225.67	2,937,300.44	241.08	5.30
8	iShares Japan Index Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	202,569.57	2,017,713.36	9.96	2,310,695.98	11.41	4.17
9	iShares Global High Yield Corporate Bond UCITS ETF	アイルランド	投資信託 / 投資法人	22,333.00	1,640,116.56	73.44	1,641,073.51	73.48	2.96
10	iShares UK Index Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	140,639.89	1,517,515.95	10.79	1,627,513.50	11.57	2.94
11	iShares Emerging Markets Government Bond Index Fund	ルクセンブルグ	投資信託 / 投資法人	13,104.03	1,092,189.18	83.35	1,094,923.44	83.56	1.98
12	iShares Euro Government Bond 1-3yr UCITS ETF	アイルランド	投資信託 / 投資法人	8,666.00	1,100,989.19	127.05	1,065,677.95	122.97	1.92
13	iShares \$ Treasury Bond 1-3yr UCITS ETF USD(Dist)	アイルランド	投資信託 / 投資法人	9,068.00	923,347.39	101.82	928,992.12	102.45	1.68
14	iShares Pacific Index Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	62,393.30	726,337.34	11.64	827,191.12	13.26	1.49
15	iShares US Corporate Bond Index Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	73,544.25	563,936.89	7.67	586,698.86	7.98	1.06
16	iShares Core EURO STOXX 50 UCITS ETF	アイルランド	投資信託 / 投資法人	4,800.00	473,944.11	98.74	488,623.68	101.80	0.88
17	iShares Core MSCI Pacific ex-Japan UCITS ETF	アイルランド	投資信託 / 投資法人	4,061.00	445,372.47	109.67	480,149.90	118.23	0.87
18	iShares Core MSCI Japan IMI UCITS ETF	アイルランド	投資信託 / 投資法人	12,166.00	392,790.34	32.29	413,299.70	33.97	0.75
19	iShares World ex-Euro Government Bond Index Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	53,731.94	381,928.49	7.11	404,386.06	7.53	0.73
20	iShares Euro Investment Grade Corporate Bond Index Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	19,619.70	180,620.03	9.21	181,012.87	9.23	0.33
21	iShares Core FTSE 100 UCITS ETF	アイルランド	投資信託 / 投資法人	21,167.00	153,465.69	7.25	153,771.90	7.26	0.28

22	iShares \$ Corporate Bond UCITS ETF	アイルランド	投資信託 / 投資法人	1,558.00	141,437.77	90.78	148,037.21	95.02	0.27
23	iShares Global Government Bond UCITS ETF	アイルランド	投資信託 / 投資法人	1,636.00	140,820.88	86.08	141,135.76	86.27	0.25
24	iShares Euro Government Bond Index Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	15,998.95	133,869.34	8.37	137,860.96	8.62	0.25
25	iShares Core € Corporate Bond UCITS ETF	アイルランド	投資信託 / 投資法人	1,152.00	133,602.21	115.97	131,598.84	114.24	0.24
26	iShares UK Gilts 0-5yr UCITS ETF	アイルランド	投資信託 / 投資法人	452.00	60,106.67	132.98	60,349.59	133.52	0.11
27	iShares UK Credit Bond Index Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	2,782.22	36,372.73	13.07	35,334.61	12.70	0.06
28	iShares Core £ Corporate Bond UCITS ETF	アイルランド	投資信託 / 投資法人	79.00	11,723.87	148.40	11,983.74	151.69	0.02

パークレイズ・マルチマネジャー１．パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ１

投資有価証券全銘柄（2019年11月末現在）

	銘柄名	国／地域	資産の種類	数量	簿 価		時 価		投資比率 (%)
					金額 (ポンド)	単価 (ポンド)	金額 (ポンド)	単価 (ポンド)	対資産 総額
1	GlobalAccess Global Short Duration Income Bond Fund	アイルランド	投資信託／投資法人	9,403,500.00	12,075,768.72	1.28	12,451,011.05	1.32	19.17
2	Royal London Cash Plus Fund	英国	投資信託／投資法人	12,172,664.01	12,181,644.47	1.00	12,192,140.27	1.00	18.77
3	Institutional Cash Series Plc - Institutional Sterling Liquidity Fund	アイルランド	投資信託／投資法人	11,641,705.26	11,641,315.86	1.00	11,641,705.26	1.00	17.92
4	GlobalAccess Global Government Bond Fund	アイルランド	投資信託／投資法人	6,088,900.00	5,570,990.19	0.91	6,047,061.07	0.99	9.31
5	GlobalAccess US Equity Fund	アイルランド	投資信託／投資法人	183,800.00	4,503,000.97	24.50	5,198,180.82	28.28	8.00
6	GlobalAccess Global Corporate Bond Fund	アイルランド	投資信託／投資法人	3,064,200.00	2,625,943.23	0.86	2,852,079.47	0.93	4.39
7	GlobalAccess Global Equity Income Fund	アイルランド	投資信託／投資法人	1,646,800.00	2,632,237.37	1.60	2,743,656.47	1.67	4.22
8	GlobalAccess Emerging Market Equity Fund	アイルランド	投資信託／投資法人	3,229,189.30	2,469,343.33	0.76	2,733,921.10	0.85	4.21
9	GlobalAccess Global Short Duration Income Bond Fund Distributing	アイルランド	投資信託／投資法人	5,030,000.00	2,072,360.00	0.41	2,057,270.00	0.41	3.17
10	GlobalAccess Europe(ex-UK)Alpha Fund	アイルランド	投資信託／投資法人	770,522.80	1,308,717.20	1.70	1,460,036.11	1.89	2.25
11	GlobalAccess Japan Fund	アイルランド	投資信託／投資法人	980,200.00	1,143,371.54	1.17	1,212,599.71	1.24	1.87
12	GlobalAccess Emerging Market Local Currency Debt Fund	アイルランド	投資信託／投資法人	2,324,528.10	1,342,234.76	0.58	1,144,742.41	0.49	1.76
13	GlobalAccess Emerging Market Debt Fund	アイルランド	投資信託／投資法人	833,463.06	751,384.76	0.90	824,119.97	0.99	1.27
14	Barclays UK Equity Income Fund	英国	投資信託／投資法人	146,981.59	606,778.12	4.13	714,303.49	4.86	1.10
15	GlobalAccess Global High Yield Bond Fund	アイルランド	投資信託／投資法人	758,000.00	659,638.48	0.87	665,117.85	0.88	1.02

2. バークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 2

投資有価証券全銘柄（2019年11月末現在）

	銘 柄 名	国 / 地域	資産の種類	数量	簿 価		時 価		投資比率 (%)
					金額 (ポンド)	単価 (ポンド)	金額 (ポンド)	単価 (ポンド)	対資産 総額
1	GlobalAccess US Equity Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	650,100.00	16,081,420.62	24.74	18,385,948.58	28.28	15.15
2	GlobalAccess Global Government Bond Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	15,793,700.00	14,450,319.06	0.91	15,685,176.05	0.99	12.92
3	GlobalAccess Global Short Duration Income Bond Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	10,571,437.57	13,666,745.16	1.29	13,997,456.91	1.32	11.53
4	Royal London Cash Plus Fund	英国	投資信託 / 投資法人	13,556,047.21	13,566,137.58	1.00	13,577,736.89	1.00	11.18
5	GlobalAccess Global Corporate Bond Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	12,333,221.79	10,569,264.49	0.86	11,479,449.35	0.93	9.46
6	GlobalAccess Global Equity Income Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	5,971,200.00	9,544,337.97	1.60	9,948,337.08	1.67	8.20
7	GlobalAccess Emerging Market Equity Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	9,283,070.13	7,098,712.75	0.76	7,859,304.30	0.85	6.47
8	GlobalAccess Europe(ex-UK)Alpha Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	2,800,491.08	4,756,576.76	1.70	5,306,550.44	1.89	4.37
9	GlobalAccess Global High Yield Bond Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	5,812,900.00	5,058,591.69	0.87	5,100,611.57	0.88	4.20
10	GlobalAccess Emerging Market Local Currency Debt Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	8,777,388.55	5,027,850.00	0.57	4,322,532.78	0.49	3.56
11	GlobalAccess Japan Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	3,142,400.00	3,665,507.80	1.17	3,887,444.73	1.24	3.20
12	GlobalAccess Global Short Duration Income Bond Fund Distributing	アイルランド	投資信託 / 投資法人	9,480,000.00	3,905,760.00	0.41	3,877,320.00	0.41	3.19
13	GlobalAccess Emerging Market Debt Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	3,216,311.83	2,912,360.21	0.91	3,180,257.10	0.99	2.62
14	GlobalAccess Asia Pacific(ex-Japan) Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	679,500.00	1,660,842.83	2.44	1,825,815.59	2.69	1.50
15	Barclays UK Equity Income Fund	英国	投資信託 / 投資法人	359,771.00	1,621,233.56	4.51	1,748,420.86	4.86	1.44

3. バークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 3

投資有価証券全銘柄（2019年11月末現在）

	銘 柄 名	国 / 地域	資産の種類	数量	簿 価		時 価		投資比率 (%)
					金額 (ポンド)	単価 (ポンド)	金額 (ポンド)	単価 (ポンド)	対資産 総額
1	GlobalAccess US Equity Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	2,157,100.00	53,167,678.99	28.28	61,006,506.21	28.28	19.46
2	GlobalAccess Global Government Bond Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	32,336,400.00	29,585,929.65	0.99	32,114,205.46	0.99	10.24
3	GlobalAccess Global Corporate Bond Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	31,427,688.52	26,932,747.82	0.93	29,252,093.64	0.93	9.33
4	GlobalAccess Europe(ex-UK)Alpha Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	13,538,773.56	22,995,329.67	1.89	25,654,138.03	1.89	8.18
5	GlobalAccess US Small & Mid Cap Equity Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	13,143,700.00	19,719,407.24	1.75	22,968,916.55	1.75	7.32
6	GlobalAccess Global High Yield Bond Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	25,522,034.47	22,210,179.36	0.88	22,394,671.22	0.88	7.14
7	GlobalAccess Emerging Market Equity Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	25,368,108.38	19,398,853.17	0.85	21,477,343.22	0.85	6.85
8	GlobalAccess Emerging Market Local Currency Debt Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	34,942,337.83	19,820,792.12	0.49	17,207,783.34	0.49	5.49
9	GlobalAccess Japan Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	13,485,800.00	15,730,748.81	1.24	16,683,204.60	1.24	5.32
10	GlobalAccess Asia Pacific(ex-Japan) Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	5,815,500.00	14,214,321.52	2.69	15,626,240.73	2.69	4.98
11	GlobalAccess Global Short Duration Income Bond Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	10,986,700.00	14,108,879.47	1.32	14,547,298.69	1.32	4.64
12	GlobalAccess Emerging Market Debt Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	11,357,465.64	10,284,149.31	0.99	11,230,148.90	0.99	3.58
13	GlobalAccess Global Short Duration Income Bond Fund Distributing	アイルランド	投資信託 / 投資法人	24,050,000.00	9,908,600.00	0.41	9,836,450.00	0.41	3.14
14	Barclays GlobalAccess UK Opportunities Distributing	アイルランド	投資信託 / 投資法人	1,466,497.41	2,532,319.49	3.03	4,447,597.74	3.03	1.42
15	Barclays GlobalAccess UK Alpha Fund Distributing	アイルランド	投資信託 / 投資法人	1,896,017.52	2,771,537.98	2.16	4,091,486.36	2.16	1.30
16	Barclays UK Lower Cap Series 2 Fund	英国	投資信託 / 投資法人	704,974.00	2,188,239.30	4.13	2,912,650.13	4.13	0.93

4. パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 4

投資有価証券全銘柄（2019年11月末現在）

	銘 柄 名	国 / 地域	資産の種類	数量	簿 価		時 価		投資比率 (%)
					金額 (ポンド)	単価 (ポンド)	金額 (ポンド)	単価 (ポンド)	対資産 総額
1	GlobalAccess US Equity Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	528,143.17	12,855,815.05	24.34	14,936,799.21	28.28	19.44
2	GlobalAccess Europe(ex-UK)Alpha Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	4,008,360.47	6,808,118.18	1.70	7,595,298.96	1.89	9.88
3	GlobalAccess US Small & Mid Cap Equity Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	3,658,200.00	5,488,373.56	1.50	6,392,788.22	1.75	8.32
4	GlobalAccess Emerging Market Equity Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	7,288,792.33	5,573,699.47	0.76	6,170,893.47	0.85	8.03
5	GlobalAccess Asia Pacific(ex-Japan) Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	2,190,000.00	5,352,826.77	2.44	5,884,527.08	2.69	7.66
6	GlobalAccess Global High Yield Bond Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	5,784,100.00	5,033,528.91	0.87	5,075,340.60	0.88	6.60
7	GlobalAccess Japan Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	3,798,100.00	4,430,360.60	1.17	4,698,607.38	1.24	6.11
8	GlobalAccess Global Government Bond Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	4,547,100.00	4,160,332.65	0.91	4,515,855.31	0.99	5.88
9	GlobalAccess Emerging Market Local Currency Debt Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	7,661,238.26	4,323,855.87	0.56	3,772,870.86	0.49	4.91
10	GlobalAccess Global Corporate Bond Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	3,519,500.00	3,016,124.01	0.86	3,275,861.14	0.93	4.26
11	GlobalAccess Emerging Market Debt Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	2,764,088.35	2,502,873.28	0.91	2,733,103.03	0.99	3.56
12	GlobalAccess Global Short Duration Income Bond Fund Distributing	アイルランド	投資信託 / 投資法人	5,860,000.00	2,414,320.00	0.41	2,396,740.00	0.41	3.12
13	Barclays GlobalAccess UK Opportunities Distributing	アイルランド	投資信託 / 投資法人	470,027.03	839,823.73	1.79	1,425,499.39	3.03	1.85
14	Barclays GlobalAccess UK Alpha Fund Distributing	アイルランド	投資信託 / 投資法人	489,515.79	742,699.56	1.52	1,056,344.24	2.16	1.37
15	iShares MSCI EM Latin America UCITS ETF	アイルランド	投資信託 / 投資法人	55,119.00	891,171.88	16.17	736,753.70	13.37	0.96
16	Barclays UK Lower Cap Series 2 Fund	英国	投資信託 / 投資法人	112,766.00	350,025.66	3.10	465,900.74	4.13	0.61
17	iShares MSCI Eastern Europe Capped UCITS ETF	アイルランド	投資信託 / 投資法人	19,024.00	388,990.59	20.45	380,631.46	20.01	0.50

5 . パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 5

投資有価証券全銘柄（2019年11月末現在）

	銘 柄 名	国 / 地域	資産の種類	数量	簿 価		時 価		投資比率 (%)
					金額 (ポンド)	単価 (ポンド)	金額 (ポンド)	単価 (ポンド)	対資産 総額
1	GlobalAccess US Equity Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	187,000.00	4,532,912.98	24.24	5,288,682.33	28.28	19.06
2	GlobalAccess Emerging Market Equity Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	4,826,133.13	3,690,517.50	0.76	4,085,937.99	0.85	14.73
3	GlobalAccess Europe(ex-UK)Alpha Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	1,600,905.60	2,719,105.38	1.70	3,033,498.79	1.89	10.93
4	GlobalAccess US Small & Mid Cap Equity Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	1,534,000.00	2,301,450.19	1.50	2,680,700.10	1.75	9.66
5	GlobalAccess Japan Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	1,893,900.00	2,209,172.99	1.17	2,342,932.66	1.24	8.44
6	GlobalAccess Asia Pacific(ex-Japan) Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	824,000.00	2,014,031.62	2.44	2,214,086.90	2.69	7.98
7	GlobalAccess Global Government Bond Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	1,053,100.00	963,525.40	0.91	1,045,863.79	0.99	3.77
8	GlobalAccess Global Short Duration Income Bond Fund Distributing	アイルランド	投資信託 / 投資法人	2,130,000.00	877,560.00	0.41	871,170.00	0.41	3.14
9	GlobalAccess Global High Yield Bond Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	968,300.00	842,648.99	0.87	849,648.57	0.88	3.06
10	GlobalAccess Emerging Market Local Currency Debt Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	1,662,195.06	927,852.21	0.56	818,568.37	0.49	2.95
11	GlobalAccess Global Corporate Bond Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	692,500.00	593,455.29	0.86	644,561.40	0.93	2.32
12	GlobalAccess Emerging Market Debt Fund	アイルランド	投資信託 / 投資法人	571,916.21	515,594.69	0.90	565,505.05	0.99	2.04
13	Barclays GlobalAccess UK Opportunities Distributing	アイルランド	投資信託 / 投資法人	177,053.23	351,412.54	1.98	536,967.57	3.03	1.94
14	Barclays GlobalAccess UK Alpha Fund Distributing	アイルランド	投資信託 / 投資法人	163,288.38	251,755.49	1.54	352,366.04	2.16	1.27
15	iShares MSCI EM Latin America UCITS ETF	アイルランド	投資信託 / 投資法人	19,869.00	304,454.72	15.32	265,581.00	13.37	0.96
16	Barclays UK Lower Cap Series 2 Fund	英国	投資信託 / 投資法人	61,587.00	191,166.04	3.10	254,451.06	4.13	0.92
17	iShares MSCI Eastern Europe Capped UCITS ETF	アイルランド	投資信託 / 投資法人	7,341.00	137,982.01	18.80	146,878.44	20.01	0.53

【投資不動産物件】

該当なし

【その他投資資産の主要なもの】

該当なし

(3) 【運用実績】

ファンドは、2006年10月13日に設立されました。

各サブ・ファンドの各クラスA株式の運用開始日は以下のとおりです。

サブ・ファンド	運用開始日（クラスA株式）		
		円建	米ドル建
パークレイズ・グローバルベータ			
パークレイズ・グローバルベータ・ ポートフォリオ 1	分配型 累積型	2011年 5 月11日 *	*† 2010年12月10日
パークレイズ・グローバルベータ・ ポートフォリオ 2	分配型 累積型	2011年 4 月 6 日 *	2011年 1 月 6 日 2010年12月10日
パークレイズ・グローバルベータ・ ポートフォリオ 3	分配型 累積型	2011年 2 月 8 日 *	2010年12月10日 2010年12月10日
パークレイズ・グローバルベータ・ ポートフォリオ 4	分配型 累積型	2011年 3 月29日 *	2010年12月10日 2010年12月10日
パークレイズ・グローバルベータ・ ポートフォリオ 5	分配型 累積型	*†† *	2010年12月10日 2010年12月10日
パークレイズ・マルチマネジャー		円建	米ドル建
パークレイズ・マルチマネジャー・ ポートフォリオ 1	分配型 累積型	2011年11月 3 日 *	2010年12月10日 2011年 1 月10日
パークレイズ・マルチマネジャー・ ポートフォリオ 2	分配型 累積型	2013年 8 月21日††† *	2010年12月10日 2011年 5 月11日††††
パークレイズ・マルチマネジャー・ ポートフォリオ 3	分配型 累積型	2013年 8 月22日 *	2010年12月10日 2010年12月10日
パークレイズ・マルチマネジャー・ ポートフォリオ 4	分配型 累積型	2013年12月 2 日 *	2010年12月10日 2010年12月10日
パークレイズ・マルチマネジャー・ ポートフォリオ 5	分配型 累積型	* *	2010年12月10日 2011年 7 月29日

（注1）2019年11月末現在、*のクラスの株式の運用は開始されておりません。

（注2）†のクラスの株式は、当初、2010年12月10日に運用が開始されましたが、その後全株式が買戻された結果、2019年11月末現在、運用は行われておりません。

（注3）††のクラスの株式は、当初、2011年 5 月12日に運用が開始されましたが、その後全株式が買戻された結果、2019年11月末現在、運用は行われておりません。

（注4）†††のクラスの株式は、当初、2011年11月 2 日に運用が開始され、その後全株式が買戻されましたが、2013年 8 月21日に再び運用が開始されました。

（注5）††††のクラスの株式は、当初、2010年12月10日に運用が開始され、その後全株式が買戻されましたが、2011年 5 月11日に再び運用が開始されました。

【純資産等の推移】

各計算期間末および2019年11月末日までの1年間における各月末の純資産等の推移は以下のとおりです。

（注1）各計算期間末の資産総額および純資産総額は、当該計算期間の監査済財務書類に基づくものです。

（注2）中間計算期間末（2月末）の資産総額および純資産総額は、中間財務書類に基づくものです。

（注3）端数処理の違いにより、監査済財務書類に記載の1株当たり純資産価格と下表に記載の公表されている1株当たり純資産価格とでは異なる場合があります。

パークレイズ・グローバルベータ

1. パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 1

	資産総額		純資産総額		1株当たり純資産価格（クラスA株式）					
					円建		米ドル建			
					分配型	累積型	分配型		累積型	
	千ボンド	百万円	千ボンド	百万円	円	円	米ドル	円	米ドル	円
第4期末 （2010年8月31日）	37,904	5,362	37,241	5,268	-	-	-	-	-	-
第5期末 （2011年8月31日）	41,525	5,874	37,731	5,337	976.409	-	-	-	11.288	1,237
第6期末 （2012年8月31日）	34,920	4,939	33,051	4,675	980.531	-	-	-	11.530	1,263
第7期末 （2013年8月31日）	29,443	4,165	29,240	4,136	983.547	-	-	-	11.732	1,285
第8期末 （2014年8月31日）	19,173	2,712	19,024	2,691	1,025.733	-	-	-	12.365	1,355
第9期末 （2015年8月31日）	20,100	2,843	19,618	2,775	1,004.483	-	-	-	12.239	1,341
第10期末 （2016年8月31日）	14,145	2,001	13,841	1,958	1,034.126	-	-	-	12.816	1,404
第11期末 （2017年8月31日）	16,172	2,288	15,806	2,236	1,064.291	-	-	-	13.560	1,486
第12期末 （2018年8月31日）	16,783	2,374	16,502	2,334	1,050.315	-	-	-	13.869	1,519
第13期末 （2019年8月31日）	14,454	2,045	14,233	2,013	1,055.362	-	-	-	14.513	1,590
2018年12月末	15,772	2,231	15,535	2,197	1,016.606	-	-	-	13.627	1,493
2019年1月末	15,391	2,177	15,034	2,127	1,031.906	-	-	-	13.880	1,521

2019年 2 月末	15,251	2,157	14,720	2,082	1,033.015	-	-	-	13.935	1,527
2019年 3 月末	14,926	2,111	14,687	2,077	1,040.538	-	-	-	14.071	1,542
2019年 4 月末	14,776	2,090	14,745	2,086	1,043.991	-	-	-	14.169	1,552
2019年 5 月末	15,264	2,159	14,266	2,018	1,038.265	-	-	-	14.143	1,550
2019年 6 月末	13,974	1,977	13,871	1,962	1,051.996	-	-	-	14.377	1,575
2019年 7 月末	14,771	2,089	14,242	2,015	1,057.313	-	-	-	14.488	1,587
2019年 8 月末	14,454	2,045	14,233	2,013	1,055.362	-	-	-	14.513	1,590
2019年 9 月末	14,249	2,016	14,068	1,990	1,053.992	-	-	-	14.529	1,592
2019年10月末	14,217	2,011	13,547	1,916	1,045.705	-	-	-	14.512	1,590
2019年11月末	13,306	1,882	13,242	1,873	1,045.155	-	-	-	14.546	1,594

２．パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ２

	資産総額		純資産総額		１株当たり純資産価格（クラスＡ株式）					
					円建		米ドル建			
					分配型	累積型	分配型		累積型	
	千ポンド	百万円	千ポンド	百万円	円	円	米ドル	円	米ドル	円
第４期末 （２０１０年８月３１日）	101,951	14,421	99,113	14,020	-	-	-	-	-	-
第５期末 （２０１１年８月３１日）	155,962	22,061	153,918	21,772	962.047	-	11.751	1,287	11.857	1,299
第６期末 （２０１２年８月３１日）	142,754	20,193	141,858	20,066	970.248	-	11.896	1,303	12.219	1,339
第７期末 （２０１３年８月３１日）	117,478	16,617	116,880	16,533	977.620	-	12.003	1,315	12.505	1,370
第８期末 （２０１４年８月３１日）	86,483	12,233	85,618	12,111	1,047.730	-	12.901	1,413	13.637	1,494
第９期末 （２０１５年８月３１日）	75,054	10,616	73,344	10,375	998.931	-	12.315	1,349	13.197	1,446
第１０期末 （２０１６年８月３１日）	68,880	9,743	67,550	9,555	1,040.746	-	12.924	1,416	14.022	1,536
第１１期末 （２０１７年８月３１日）	71,887	10,168	70,618	9,989	1,093.102	-	13.801	1,512	15.212	1,667
第１２期末 （２０１８年８月３１日）	79,700	11,274	78,879	11,157	1,083.234	-	13.972	1,531	15.706	1,721
第１３期末 （２０１９年８月３１日）	82,198	11,627	81,215	11,488	1,092.137	-	14.488	1,587	16.626	1,822
２０１８年１２月末	79,573	11,256	78,677	11,129	1,016.780	-	13.239	1,450	15.053	1,649
２０１９年１月末	80,949	11,450	79,949	11,309	1,043.552	-	13.621	1,492	15.490	1,697
２０１９年２月末	79,941	11,308	77,856	11,013	1,046.919	-	13.693	1,500	15.570	1,706
２０１９年３月末	80,568	11,396	79,706	11,274	1,058.652	-	13.878	1,520	15.840	1,735
２０１９年４月末	80,687	11,413	80,424	11,376	1,068.857	-	14.045	1,539	16.029	1,756
２０１９年５月末	82,114	11,615	80,503	11,387	1,058.732	-	13.947	1,528	15.918	1,744
２０１９年６月末	81,509	11,529	81,174	11,482	1,080.422	-	14.267	1,563	16.373	1,794

2019年 7 月末	84,534	11,957	82,542	11,676	1,096.624	-	14.511	1,590	16.651	1,824
2019年 8 月末	82,198	11,627	81,215	11,488	1,092.137	-	14.488	1,587	16.626	1,822
2019年 9 月末	82,041	11,605	80,679	11,412	1,086.377	-	14.440	1,582	16.649	1,824
2019年10月末	79,371	11,227	76,435	10,812	1,075.231	-	14.331	1,570	16.527	1,811
2019年11月末	76,442	10,813	76,155	10,772	1,080.301	-	14.414	1,579	16.622	1,821

３．バークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ３

	資産総額		純資産総額		１株当たり純資産価格（クラスＡ株式）					
					円建		米ドル建			
					分配型	累積型	分配型		累積型	
	千ポンド	百万円	千ポンド	百万円	円	円	米ドル	円	米ドル	円
第４期末 （２０１０年８月３１日）	220,658	31,212	214,068	30,280	-	-	-	-	-	-
第５期末 （２０１１年８月３１日）	436,595	61,756	429,455	60,746	938.823	-	9.807	1,074	10.173	1,115
第６期末 （２０１２年８月３１日）	325,605	46,057	323,891	45,814	947.984	-	9.930	1,088	10.493	1,150
第７期末 （２０１３年８月３１日）	237,610	33,610	235,735	33,345	984.158	-	10.321	1,131	11.078	1,214
第８期末 （２０１４年８月３１日）	169,492	23,975	164,324	23,244	1,069.776	-	11.238	1,231	12.269	1,344
第９期末 （２０１５年８月３１日）	125,911	17,810	123,332	17,445	1,006.909	-	10.565	1,158	11.729	1,285
第10期末 （２０１６年８月３１日）	107,805	15,249	106,169	15,018	1,069.447	-	11.281	1,236	11.351	1,244
第11期末 （２０１７年８月３１日）	119,535	16,908	117,552	16,628	1,160.447	-	12.448	1,364	14.295	1,566
第12期末 （２０１８年８月３１日）	138,809	19,635	137,616	19,466	1,165.017	-	12.777	1,400	14.984	1,642
第13期末 （２０１９年８月３１日）	164,240	23,232	162,042	22,921	1,181.708	-	13.319	1,459	15.985	1,751
2018年12月末	134,384	19,009	133,322	18,858	1,071.808	-	11.866	1,300	14.095	1,544
2019年１月末	139,207	19,691	137,615	19,466	1,109.369	-	12.311	1,349	14.624	1,602
2019年２月末	142,878	20,210	140,388	19,858	1,116.380	-	12.412	1,360	14.744	1,615
2019年３月末	147,810	20,908	146,541	20,728	1,132.307	-	12.618	1,382	15.059	1,650
2019年４月末	148,374	20,987	147,975	20,931	1,149.280	-	12.834	1,406	15.317	1,678
2019年５月末	149,614	21,163	147,345	20,842	1,133.055	-	12.682	1,389	15.136	1,658
2019年６月末	161,340	22,822	160,721	22,734	1,166.966	-	13.094	1,435	15.713	1,722

2019年7月末	168,553	23,842	164,619	23,285	1,192.375	-	13.406	1,469	16.090	1,763
2019年8月末	164,240	23,232	162,042	22,921	1,181.708	-	13.319	1,459	15.985	1,751
2019年9月末	166,304	23,524	164,108	23,213	1,176.562	-	13.288	1,456	16.036	1,757
2019年10月末	164,792	23,310	160,997	22,773	1,160.554	-	13.143	1,440	15.868	1,738
2019年11月末	159,118	22,507	158,778	22,459	1,169.958	-	13.263	1,453	16.013	1,754

４．パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ４

	資産総額		純資産総額		１株当たり純資産価格（クラスＡ株式）					
					円建		米ドル建			
					分配型	累積型	分配型		累積型	
	千ポンド	百万円	千ポンド	百万円	円	円	米ドル	円	米ドル	円
第４期末 （２０１０年８月３１日）	133,544	18,890	128,884	18,231	-	-	-	-	-	-
第５期末 （２０１１年８月３１日）	173,844	24,590	171,459	24,253	932.462	-	10.313	1,130	13.606	1,491
第６期末 （２０１２年８月３１日）	121,812	17,230	121,015	17,118	968.082	-	10.749	1,178	14.237	1,560
第７期末 （２０１３年８月３１日）	97,893	13,847	97,507	13,792	1,032.254	-	11.443	1,254	15.152	1,660
第８期末 （２０１４年８月３１日）	85,703	12,123	84,821	11,998	1,160.448	-	12.859	1,409	17.047	1,868
第９期末 （２０１５年８月３１日）	61,067	8,638	60,059	8,495	1,091.784	-	12.065	1,322	16.054	1,759
第10期末 （２０１６年８月３１日）	58,111	8,220	57,380	8,116	1,195.692	-	13.271	1,454	17.690	1,938
第11期末 （２０１７年８月３１日）	67,718	9,579	66,603	9,421	1,350.147	-	15.223	1,668	20.390	2,234
第12期末 （２０１８年８月３１日）	79,296	11,216	77,768	11,000	1,395.775	-	16.076	1,761	21.687	2,376
第13期末 （２０１９年８月３１日）	87,643	12,397	86,348	12,214	1,432.812	-	16.957	1,858	23.071	2,528
2018年12月末	70,170	9,926	69,440	9,822	1,271.248	-	14.773	1,619	20.024	2,194
2019年１月末	72,574	10,266	71,869	10,166	1,324.088	-	15.426	1,690	20.909	2,291
2019年２月末	72,889	10,310	72,096	10,198	1,333.276	-	15.562	1,705	21.092	2,311
2019年３月末	74,562	10,547	73,913	10,455	1,358.491	-	15.893	1,741	21.627	2,369
2019年４月末	80,298	11,358	78,512	11,106	1,386.981	-	16.262	1,782	22.128	2,424
2019年５月末	83,966	11,877	82,094	11,612	1,357.293	-	15.952	1,748	21.704	2,378
2019年６月末	84,913	12,011	84,584	11,964	1,414.832	-	16.669	1,826	22.680	2,485

2019年 7 月末	89,197	12,617	88,336	12,495	1,453.758	-	17.163	1,880	23.353	2,559
2019年 8 月末	87,643	12,397	86,348	12,214	1,432.812	-	16.957	1,858	23.071	2,528
2019年 9 月末	87,420	12,366	86,655	12,257	1,432.461	-	16.969	1,859	23.190	2,541
2019年10月末	88,234	12,481	86,874	12,288	1,408.758	-	16.730	1,833	22.863	2,505
2019年11月末	85,753	12,130	85,554	12,102	1,425.500	-	16.941	1,856	23.151	2,536

5 . パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 5

	資産総額		純資産総額		1株当たり純資産価格（クラスA株式）					
					円建		米ドル建			
					分配型	累積型	分配型		累積型	
	千ポンド	百万円	千ポンド	百万円	円	円	米ドル	円	米ドル	円
第4期末 (2010年8月31日)	70,240	9,935	68,101	9,633	-	-	-	-	-	-
第5期末 (2011年8月31日)	88,622	12,536	87,268	12,344	898.123	-	10.201	1,118	12.800	1,402
第6期末 (2012年8月31日)	70,799	10,015	70,086	9,914	934.289	-	10.672	1,169	13.436	1,472
第7期末 (2013年8月31日)	64,807	9,167	64,476	9,120	-	-	11.485	1,258	14.476	1,586
第8期末 (2014年8月31日)	62,697	8,868	62,058	8,778	-	-	13.028	1,427	16.424	1,799
第9期末 (2015年8月31日)	75,636	10,699	74,500	10,538	-	-	12.221	1,339	15.437	1,691
第10期末 (2016年8月31日)	81,846	11,577	80,835	11,434	-	-	13.666	1,497	17.258	1,891
第11期末 (2017年8月31日)	64,281	9,093	63,633	9,001	-	-	15.975	1,750	20.250	2,219
第12期末 (2018年8月31日)	52,135	7,374	51,446	7,277	-	-	16.966	1,859	21.655	2,373
第13期末 (2019年8月31日)	54,438	7,700	53,997	7,638	-	-	17.911	1,962	23.014	2,521
2018年12月末	47,382	6,702	47,154	6,670	-	-	15.494	1,698	19.847	2,174
2019年1月末	45,730	6,469	45,205	6,394	-	-	16.208	1,776	20.762	2,275
2019年2月末	48,428	6,850	46,387	6,561	-	-	16.363	1,793	20.961	2,296
2019年3月末	47,379	6,702	46,868	6,629	-	-	16.777	1,838	21.557	2,362
2019年4月末	48,279	6,829	48,181	6,815	-	-	17.197	1,884	22.096	2,421
2019年5月末	48,183	6,815	47,849	6,768	-	-	16.827	1,844	21.621	2,369
2019年6月末	50,669	7,167	50,557	7,151	-	-	17.636	1,932	22.661	2,483

2019年 7 月末	53,120	7,514	52,774	7,465	-	-	18.204	1,994	23.390	2,563
2019年 8 月末	54,438	7,700	53,997	7,638	-	-	17.911	1,962	23.014	2,521
2019年 9 月末	54,527	7,713	53,614	7,584	-	-	17.989	1,971	23.202	2,542
2019年10月末	54,095	7,652	53,418	7,556	-	-	17.701	1,939	22.830	2,501
2019年11月末	55,377	7,833	54,862	7,760	-	-	17.955	1,967	23.158	2,537

パークレイズ・マルチマネジャー

１．パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 1

	資産総額		純資産総額		1株当たり純資産価格（クラスA株式）					
					円建		米ドル建			
					分配型	累積型	分配型		累積型	
	千ポンド	百万円	千ポンド	百万円	円	円	米ドル	円	米ドル	円
第4期末 （2010年8月31日）	75,123	10,626	72,688	10,282	-	-	-	-	-	-
第5期末 （2011年8月31日）	167,690	23,720	165,109	23,355	-	-	9.137	1,001	10.071	1,103
第6期末 （2012年8月31日）	110,374	15,612	106,001	14,994	1,016.347	-	9.200	1,008	10.284	1,127
第7期末 （2013年8月31日）	161,432	22,835	159,267	22,528	1,030.728	-	9.337	1,023	10.623	1,164
第8期末 （2014年8月31日）	119,531	16,908	117,853	16,670	1,069.791	-	9.713	1,064	11.200	1,227
第9期末 （2015年8月31日）	107,106	15,150	106,151	15,015	1,049.559	-	9.537	1,045	11.111	1,217
第10期末 （2016年8月31日）	107,092	15,148	105,584	14,935	1,054.160	-	9.643	1,056	11.389	1,248
第11期末 （2017年8月31日）	93,523	13,229	92,945	13,147	1,071.779	-	9.974	1,093	11.956	1,310
第12期末 （2018年8月31日）	78,640	11,124	77,512	10,964	1,055.637	-	10.025	1,098	12.177	1,334
第13期末 （2019年8月31日）	71,149	10,064	69,956	9,895	1,047.010	-	10.221	1,120	12.617	1,382
2018年12月末	72,325	10,230	71,805	10,157	1,013.384	-	9.717	1,065	11.868	1,300
2019年1月末	71,797	10,156	70,387	9,956	1,030.183	-	9.904	1,085	12.111	1,327
2019年2月末	71,059	10,051	69,343	9,809	1,033.054	-	9.952	1,090	12.184	1,335
2019年3月末	69,591	9,844	68,993	9,759	1,037.076	-	10.012	1,097	12.279	1,345
2019年4月末	69,195	9,788	68,813	9,734	1,042.155	-	10.083	1,105	12.377	1,356
2019年5月末	70,384	9,956	69,249	9,795	1,034.132	-	10.029	1,099	12.325	1,350
2019年6月末	69,492	9,830	69,348	9,809	1,046.330	-	10.171	1,114	12.520	1,372

2019年 7 月末	71,679	10,139	70,608	9,988	1,053.232	-	10.257	1,124	12.642	1,385
2019年 8 月末	71,149	10,064	69,956	9,895	1,047.010	-	10.221	1,120	12.617	1,382
2019年 9 月末	69,405	9,817	68,810	9,733	1,045.219	-	10.227	1,120	12.647	1,386
2019年10月末	67,502	9,548	66,519	9,409	1,039.142	-	10.194	1,117	12.624	1,383
2019年11月末	64,967	9,190	63,801	9,025	1,039.222	-	10.210	1,119	12.660	1,387

２．パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ２

	資産総額		純資産総額		１株当たり純資産価格（クラスＡ株式）					
					円建		米ドル建			
					分配型	累積型	分配型		累積型	
	千ポンド	百万円	千ポンド	百万円	円	円	米ドル	円	米ドル	円
第４期末 （２０１０年８月３１日）	94,905	13,424	90,831	12,848	-	-	-	-	-	-
第５期末 （２０１１年８月３１日）	173,787	24,582	171,950	24,322	-	-	8.486	930	9.256	1,014
第６期末 （２０１２年８月３１日）	130,924	18,519	128,267	18,143	1,028.470	-	8.581	940	9.510	1,042
第７期末 （２０１３年８月３１日）	168,508	23,835	164,716	23,299	1,083.426	-	9.043	991	10.193	1,117
第８期末 （２０１４年８月３１日）	262,507	37,132	259,839	36,754	1,159.312	-	9.654	1,058	11.047	1,210
第９期末 （２０１５年８月３１日）	264,925	37,474	262,409	37,118	1,109.135	-	9.250	1,013	10.738	1,176
第10期末 （２０１６年８月３１日）	244,954	34,649	241,372	34,142	1,122.822	-	9.418	1,032	11.137	1,220
第11期末 （２０１７年８月３１日）	189,887	26,860	188,050	26,600	1,156.442	-	9.854	1,080	11.880	1,302
第12期末 （２０１８年８月３１日）	165,442	23,402	163,595	23,141	1,137.866	-	9.897	1,084	12.138	1,330
第13期末 （２０１９年８月３１日）	137,274	19,417	134,944	19,088	1,136.433	-	10.158	1,113	12.705	1,392
2018年12月末	146,911	20,781	145,549	20,588	1,062.189	-	9.324	1,022	11.557	1,266
2019年１月末	145,883	20,635	143,366	20,279	1,091.335	-	9.605	1,052	11.904	1,304
2019年２月末	144,176	20,394	140,796	19,916	1,098.012	-	9.683	1,061	12.002	1,315
2019年３月末	143,110	20,243	141,137	19,964	1,105.618	-	9.771	1,071	12.170	1,333
2019年４月末	140,679	19,899	139,529	19,736	1,116.757	-	9.891	1,084	12.319	1,350
2019年５月末	130,010	18,390	136,270	19,275	1,103.696	-	9.797	1,073	12.202	1,337
2019年６月末	140,204	19,832	139,722	19,764	1,125.939	-	10.018	1,098	12.529	1,373

2019年 7 月末	141,377	19,998	137,828	19,496	1,144.581	-	10.204	1,118	12.763	1,398
2019年 8 月末	137,274	19,417	134,944	19,088	1,136.433	-	10.158	1,113	12.705	1,392
2019年 9 月末	133,165	18,836	130,346	18,437	1,130.365	-	10.125	1,109	12.742	1,396
2019年10月末	126,559	17,902	123,025	17,402	1,120.068	-	10.058	1,102	12.657	1,387
2019年11月末	121,394	17,171	119,915	16,962	1,125.297	-	10.118	1,109	12.733	1,395

３．パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ３

	資産総額		純資産総額		１株当たり純資産価格（クラスＡ株式）					
					円建		米ドル建			
					分配型	累積型	分配型		累積型	
	千ポンド	百万円	千ポンド	百万円	円	円	米ドル	円	米ドル	円
第４期末 （２０１０年８月３１日）	382,103	54,048	362,584	51,288	-	-	-	-	-	-
第５期末 （２０１１年８月３１日）	501,001	70,867	494,512	69,949	-	-	8.169	895	8.788	963
第６期末 （２０１２年８月３１日）	432,147	61,127	426,871	60,381	-	-	8.420	922	9.214	1,009
第７期末 （２０１３年８月３１日）	543,006	76,808	536,812	75,932	1,010.097	-	9.139	1,001	10.172	1,114
第８期末 （２０１４年８月３１日）	619,425	87,618	612,056	86,575	1,092.488	-	9.849	1,079	11.141	1,221
第９期末 （２０１５年８月３１日）	608,407	86,059	601,997	85,152	1,054.244	-	9.503	1,041	10.890	1,193
第10期末 （２０１６年８月３１日）	551,402	77,996	542,450	76,730	1,074.762	-	9.730	1,066	11.351	1,244
第11期末 （２０１７年８月３１日）	465,595	65,858	461,374	65,261	1,148.304	-	10.547	1,156	12.518	1,371
第12期末 （２０１８年８月３１日）	411,312	58,180	405,444	57,350	1,154.530	-	10.831	1,187	13.055	1,430
第13期末 （２０１９年８月３１日）	344,955	48,794	339,190	47,978	1,169.479	-	11.272	1,235	13.849	1,517
2018年12月末	354,476	50,141	350,889	49,633	1,058.162	-	10.017	1,097	12.203	1,337
2019年１月末	359,707	50,881	354,291	50,114	1,095.199	-	10.395	1,139	12.664	1,387
2019年２月末	359,870	50,904	350,837	49,626	1,105.196	-	10.512	1,152	12.806	1,403
2019年３月末	357,854	50,618	354,098	50,087	1,120.496	-	10.680	1,170	13.074	1,432
2019年４月末	359,834	50,899	353,379	49,985	1,139.116	-	10.882	1,192	13.321	1,459
2019年５月末	352,254	49,826	345,560	48,879	1,121.525	-	10.739	1,177	13.147	1,440
2019年６月末	353,533	50,007	352,092	49,803	1,153.714	-	11.072	1,213	13.604	1,490

2019年 7 月末	362,195	51,232	351,075	49,660	1,181.074	-	11.358	1,244	13.956	1,529
2019年 8 月末	344,955	48,794	339,190	47,978	1,169.479	-	11.272	1,235	13.849	1,517
2019年 9 月末	335,314	47,430	330,948	46,813	1,164.444	-	11.243	1,232	13.901	1,523
2019年10月末	320,539	45,340	315,826	44,674	1,148.809	-	11.120	1,218	13.747	1,506
2019年11月末	313,569	44,354	309,596	43,792	1,160.394	-	11.244	1,232	13.900	1,523

４．パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ４

	資産総額		純資産総額		１株当たり純資産価格（クラスＡ株式）					
					円建		米ドル建			
					分配型	累積型	分配型		累積型	
	千ポンド	百万円	千ポンド	百万円	円	円	米ドル	円	米ドル	円
第４期末 （２０１０年８月３１日）	284,769	40,281	271,730	38,436	-	-	-	-	-	-
第５期末 （２０１１年８月３１日）	238,689	33,763	232,784	32,927	-	-	8.378	918	8.475	929
第６期末 （２０１２年８月３１日）	154,356	21,834	152,824	21,617	-	-	8.863	971	8.969	983
第７期末 （２０１３年８月３１日）	140,920	19,933	139,960	19,797	-	-	9.868	1,081	9.985	1,094
第８期末 （２０１４年８月３１日）	157,711	22,308	155,464	21,990	1,053.083	-	11.017	1,207	11.148	1,221
第９期末 （２０１５年８月３１日）	160,772	22,741	159,794	22,603	1,028.088	-	10.735	1,176	10.863	1,190
第10期末 （２０１６年８月３１日）	144,398	20,425	142,123	20,103	1,071.031	-	11.233	1,231	11.364	1,245
第11期末 （２０１７年８月３１日）	118,756	16,798	117,548	16,627	1,189.221	-	12.642	1,385	12.789	1,401
第12期末 （２０１８年８月３１日）	97,140	13,740	95,628	13,527	1,229.941	-	13.347	1,462	13.504	1,479
第13期末 （２０１９年８月３１日）	83,037	11,746	82,023	11,602	1,270.835	-	14.163	1,552	14.334	1,570
2018年12月末	84,972	12,019	83,826	11,857	1,120.754	-	12.270	1,344	12.415	1,360
2019年１月末	86,567	12,245	85,356	12,074	1,166.846	-	12.806	1,403	12.957	1,420
2019年２月末	86,710	12,265	84,283	11,922	1,178.625	-	12.962	1,420	13.114	1,437
2019年３月末	85,822	12,140	85,140	12,043	1,204.597	-	13.277	1,455	13.438	1,472
2019年４月末	86,440	12,227	86,049	12,172	1,229.301	-	13.579	1,488	13.744	1,506
2019年５月末	82,773	11,708	81,075	11,468	1,203.299	-	13.324	1,460	13.485	1,477
2019年６月末	83,568	11,821	82,746	11,704	1,251.996	-	13.895	1,522	14.063	1,541

2019年7月末	85,357	12,074	84,297	11,924	1,289.527	-	14.342	1,571	14.515	1,590
2019年8月末	83,037	11,746	82,023	11,602	1,270.835	-	14.163	1,552	14.334	1,570
2019年9月末	81,688	11,555	80,993	11,456	1,274.524	-	14.230	1,559	14.415	1,579
2019年10月末	78,630	11,122	77,307	10,935	1,254.285	-	14.032	1,537	14.214	1,557
2019年11月末	76,852	10,871	76,037	10,755	1,271.154	-	14.236	1,560	14.421	1,580

５．パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ５

	資産総額		純資産総額		１株当たり純資産価格（クラスＡ株式）					
					円建		米ドル建			
					分配型	累積型	分配型		累積型	
	千ポンド	百万円	千ポンド	百万円	円	円	米ドル	円	米ドル	円
第４期末 （２０１０年８月３１日）	15,829	2,239	15,151	2,143	-	-	-	-	-	-
第５期末 （２０１１年８月３１日）	38,782	5,486	38,003	5,376	-	-	8.113	889	8.121	890
第６期末 （２０１２年８月３１日）	32,076	4,537	31,806	4,499	-	-	8.565	938	8.574	939
第７期末 （２０１３年８月３１日）	69,558	9,839	68,698	9,717	-	-	9.599	1,052	9.609	1,053
第８期末 （２０１４年８月３１日）	94,627	13,385	87,350	12,356	-	-	10.908	1,195	10.920	1,196
第９期末 （２０１５年８月３１日）	67,392	9,533	66,755	9,442	-	-	10.504	1,151	10.517	1,152
第10期末 （２０１６年８月３１日）	54,518	7,712	53,027	7,501	-	-	10.996	1,205	11.004	1,206
第11期末 （２０１７年８月３１日）	46,231	6,539	45,716	6,467	-	-	12.530	1,373	12.539	1,374
第12期末 （２０１８年８月３１日）	38,817	5,491	38,083	5,387	-	-	13.298	1,457	13.307	1,458
第13期末 （２０１９年８月３１日）	30,169	4,267	29,642	4,193	-	-	14.049	1,539	14.060	1,540
2018年12月末	31,516	4,458	31,214	4,415	-	-	12.092	1,325	12.101	1,326
2019年１月末	32,096	4,540	31,483	4,453	-	-	12.649	1,386	12.658	1,387
2019年２月末	32,052	4,534	30,855	4,364	-	-	12.800	1,402	12.809	1,403
2019年３月末	31,525	4,459	31,321	4,430	-	-	13.169	1,443	13.179	1,444
2019年４月末	31,085	4,397	30,633	4,333	-	-	13.513	1,480	13.523	1,482
2019年５月末	29,716	4,203	29,441	4,164	-	-	13.211	1,447	13.220	1,448
2019年６月末	30,127	4,261	30,032	4,248	-	-	13.810	1,513	13.820	1,514

2019年7月末	30,810	4,358	30,610	4,330	-	-	14.299	1,567	14.310	1,568
2019年8月末	30,169	4,267	29,642	4,193	-	-	14.049	1,539	14.060	1,540
2019年9月末	29,826	4,219	29,480	4,170	-	-	14.179	1,553	14.190	1,555
2019年10月末	27,865	3,942	27,498	3,890	-	-	13.952	1,529	13.961	1,530
2019年11月末	27,747	3,925	27,159	3,842	-	-	14.194	1,555	14.204	1,556

【分配の推移】

各計算期間についての分配型クラスの分配の推移は以下のとおりです。累積型クラスについては、分配は行われず、投資収益および発生利益は留保され、再投資されます。

パークレイズ・グローバルベータ１．パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 1

クラス A 株式（分配型）

	1 株当たり分配金		
	円建（円）	米ドル建	
		米ドル	円
第 4 期 自 2009年 9 月 1 日 至 2010年 8 月31日	-	-	-
第 5 期 自 2010年 9 月 1 日 至 2011年 8 月31日	6.085969	0.064214	7
第 6 期 自 2011年 9 月 1 日 至 2012年 8 月31日	13.379655	-	-
第 7 期 自 2012年 9 月 1 日 至 2013年 8 月31日	9.741889	-	-
第 8 期 自 2013年 9 月 1 日 至 2014年 8 月31日	8.992394	-	-
第 9 期 自 2014年 9 月 1 日 至 2015年 8 月31日	9.872714	-	-
第10期 自 2015年 9 月 1 日 至 2016年 8 月31日	8.815387	-	-
第11期 自 2016年 9 月 1 日 至 2017年 8 月31日	11.435462	-	-
第12期 自 2017年 9 月 1 日 至 2018年 8 月31日	13.734637	-	-
第13期 自 2018年 9 月 1 日 至 2019年 8 月31日	12.932731	-	-

２．パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ２

クラスＡ株式（分配型）

	１株当たり分配金		
	円建（円）	米ドル建	
		米ドル	円
第４期 自 2009年 9 月 1 日 至 2010年 8 月31日	-	-	-
第５期 自 2010年 9 月 1 日 至 2011年 8 月31日	9.027917	0.149767	16
第６期 自 2011年 9 月 1 日 至 2012年 8 月31日	15.962342	0.195031	21
第７期 自 2012年 9 月 1 日 至 2013年 8 月31日	11.554449	0.136730	15
第８期 自 2013年 9 月 1 日 至 2014年 8 月31日	14.788825	0.179062	20
第９期 自 2014年 9 月 1 日 至 2015年 8 月31日	15.537845	0.182231	20
第10期 自 2015年 9 月 1 日 至 2016年 8 月31日	12.788918	0.157532	17
第11期 自 2016年 9 月 1 日 至 2017年 8 月31日	17.273497	0.210646	23
第12期 自 2017年 9 月 1 日 至 2018年 8 月31日	21.196520	0.267591	29
第13期 自 2018年 9 月 1 日 至 2019年 8 月31日	22.022830	0.283909	31

3. パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ3

クラスA株式（分配型）

	1株当たり分配金		
	円建（円）	米ドル建	
		米ドル	円
第4期 自 2009年9月1日 至 2010年8月31日	-	-	-
第5期 自 2010年9月1日 至 2011年8月31日	12.330697	0.154853	17
第6期 自 2011年9月1日 至 2012年8月31日	16.210524	0.169682	19
第7期 自 2012年9月1日 至 2013年8月31日	13.627842	0.138074	15
第8期 自 2013年9月1日 至 2014年8月31日	17.850892	0.183940	20
第9期 自 2014年9月1日 至 2015年8月31日	18.899523	0.189182	21
第10期 自 2015年9月1日 至 2016年8月31日	16.066263	0.168951	19
第11期 自 2016年9月1日 至 2017年8月31日	21.261421	0.219828	24
第12期 自 2017年9月1日 至 2018年8月31日	23.977184	0.257130	28
第13期 自 2018年9月1日 至 2019年8月31日	26.330073	0.288293	32

４．パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ４

クラスＡ株式（分配型）

	１株当たり分配金		
	円建（円）	米ドル建	
		米ドル	円
第４期 自 2009年 9 月 1 日 至 2010年 8 月31日	-	-	-
第５期 自 2010年 9 月 1 日 至 2011年 8 月31日	4.839826	0.034129	4
第６期 自 2011年 9 月 1 日 至 2012年 8 月31日	0.211597	-	-
第７期 自 2012年 9 月 1 日 至 2013年 8 月31日	-	0.022881	3
第８期 自 2013年 9 月 1 日 至 2014年 8 月31日	3.613614	0.039417	4
第９期 自 2014年 9 月 1 日 至 2015年 8 月31日	4.297612	0.050958	6
第10期 自 2015年 9 月 1 日 至 2016年 8 月31日	1.902339	0.021860	2
第11期 自 2016年 9 月 1 日 至 2017年 8 月31日	7.076422	0.071746	8
第12期 自 2017年 9 月 1 日 至 2018年 8 月31日	9.920218	0.106903	12
第13期 自 2018年 9 月 1 日 至 2019年 8 月31日	12.278747	0.137658	15

5 . パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 5

クラス A 株式（分配型）

	1 株当たり分配金		
	円建（円）	米ドル建	
		米ドル	円
第 4 期 自 2009年 9 月 1 日 至 2010年 8 月31日	-	-	-
第 5 期 自 2010年 9 月 1 日 至 2011年 8 月31日	5.265674	0.034113	4
第 6 期 自 2011年 9 月 1 日 至 2012年 8 月31日	-	0.011878	1
第 7 期 自 2012年 9 月 1 日 至 2013年 8 月31日	-	-	-
第 8 期 自 2013年 9 月 1 日 至 2014年 8 月31日	-	0.023270	3
第 9 期 自 2014年 9 月 1 日 至 2015年 8 月31日	-	0.029909	3
第10期 自 2015年 9 月 1 日 至 2016年 8 月31日	-	0.001444	0
第11期 自 2016年 9 月 1 日 至 2017年 8 月31日	-	0.053351	6
第12期 自 2017年 9 月 1 日 至 2018年 8 月31日	-	0.106323	12
第13期 自 2018年 9 月 1 日 至 2019年 8 月31日	-	0.111629	12

パークレイズ・マルチマネジャー１．パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 1

クラス A 株式（分配型）

	1 株当たり分配金		
	円建（円）	米ドル建	
		米ドル	円
第 4 期 自 2009年 9 月 1 日 至 2010年 8 月31日	-	-	-
第 5 期 自 2010年 9 月 1 日 至 2011年 8 月31日	-	0.119364	13
第 6 期 自 2011年 9 月 1 日 至 2012年 8 月31日	12.240587	0.133282	15
第 7 期 自 2012年 9 月 1 日 至 2013年 8 月31日	15.061371	0.131687	14
第 8 期 自 2013年 9 月 1 日 至 2014年 8 月31日	12.911647	0.116540	13
第 9 期 自 2014年 9 月 1 日 至 2015年 8 月31日	11.257382	0.099661	11
第10期 自 2015年 9 月 1 日 至 2016年 8 月31日	14.704982	0.137984	15
第11期 自 2016年 9 月 1 日 至 2017年 8 月31日	15.938457	0.146605	16
第12期 自 2017年 9 月 1 日 至 2018年 8 月31日	14.377354	0.134005	15
第13期 自 2018年 9 月 1 日 至 2019年 8 月31日	16.777421	0.161326	18

２．パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 2

クラスA株式（分配型）

	1株当たり分配金		
	円建（円）	米ドル建	
		米ドル	円
第4期 自 2009年9月1日 至 2010年8月31日	-	-	-
第5期 自 2010年9月1日 至 2011年8月31日	-	0.082152	9
第6期 自 2011年9月1日 至 2012年8月31日	14.077877	0.143347	16
第7期 自 2012年9月1日 至 2013年8月31日	0.827516	0.140068	15
第8期 自 2013年9月1日 至 2014年8月31日	16.337449	0.133856	15
第9期 自 2014年9月1日 至 2015年8月31日	17.760790	0.140766	15
第10期 自 2015年9月1日 至 2016年8月31日	20.553852	0.175658	19
第11期 自 2016年9月1日 至 2017年8月31日	21.912911	0.183788	20
第12期 自 2017年9月1日 至 2018年8月31日	19.745640	0.169078	19
第13期 自 2018年9月1日 至 2019年8月31日	21.940960	0.191215	21

3. パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ3

クラスA株式（分配型）

	1株当たり分配金		
	円建（円）	米ドル建	
		米ドル	円
第4期 自 2009年9月1日 至 2010年8月31日	-	-	-
第5期 自 2010年9月1日 至 2011年8月31日	-	0.086181	9
第6期 自 2011年9月1日 至 2012年8月31日	-	0.147720	16
第7期 自 2012年9月1日 至 2013年8月31日	0.048669	0.147332	16
第8期 自 2013年9月1日 至 2014年8月31日	16.899761	0.149852	16
第9期 自 2014年9月1日 至 2015年8月31日	15.548462	0.133902	15
第10期 自 2015年9月1日 至 2016年8月31日	17.874169	0.165370	18
第11期 自 2016年9月1日 至 2017年8月31日	18.806791	0.170294	19
第12期 自 2017年9月1日 至 2018年8月31日	17.736693	0.163574	18
第13期 自 2018年9月1日 至 2019年8月31日	21.950604	0.206061	23

４．パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ４

クラスＡ株式（分配型）

	１株当たり分配金		
	円建（円）	米ドル建	
		米ドル	円
第４期 自 2009年 9 月 1 日 至 2010年 8 月31日	-	-	-
第５期 自 2010年 9 月 1 日 至 2011年 8 月31日	-	-	-
第６期 自 2011年 9 月 1 日 至 2012年 8 月31日	-	-	-
第７期 自 2012年 9 月 1 日 至 2013年 8 月31日	-	-	-
第８期 自 2013年 9 月 1 日 至 2014年 8 月31日	-	-	-
第９期 自 2014年 9 月 1 日 至 2015年 8 月31日	-	-	-
第10期 自 2015年 9 月 1 日 至 2016年 8 月31日	-	-	-
第11期 自 2016年 9 月 1 日 至 2017年 8 月31日	-	-	-
第12期 自 2017年 9 月 1 日 至 2018年 8 月31日	-	-	-
第13期 自 2018年 9 月 1 日 至 2019年 8 月31日	0.417690	0.004697	1

5 . パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 5

クラスA 株式（分配型）

	1 株当たり分配金		
	円建（円）	米ドル建	
		米ドル	円
第4期 自 2009年9月1日 至 2010年8月31日	-	-	-
第5期 自 2010年9月1日 至 2011年8月31日	-	-	-
第6期 自 2011年9月1日 至 2012年8月31日	-	-	-
第7期 自 2012年9月1日 至 2013年8月31日	-	-	-
第8期 自 2013年9月1日 至 2014年8月31日	-	-	-
第9期 自 2014年9月1日 至 2015年8月31日	-	-	-
第10期 自 2015年9月1日 至 2016年8月31日	-	-	-
第11期 自 2016年9月1日 至 2017年8月31日	-	-	-
第12期 自 2017年9月1日 至 2018年8月31日	-	-	-
第13期 自 2018年9月1日 至 2019年8月31日	-	-	-

【自己資本利益率（収益率）の推移】

各計算期間の収益率の推移は以下のとおりです。

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 計算期間末の１株当たり純資産価格（当該計算期間の分配金の合計額を加えた額。）

b = 当該計算期間の直前の計算期間末の１株当たり純資産価格（分配額の額）

パークレイズ・グローバルベータ

１．パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ１

計算期間	収益率（クラスＡ株式）			
	円建		米ドル建	
	分配型 （％）	累積型 （％）	分配型 （％）	累積型 （％）
第４期 自 2009年 9 月 1 日 至 2010年 8 月31日	-		-	
第５期 自 2010年 9 月 1 日 至 2011年 8 月31日	1.75 [*]	-	-	0.48 [*]
第６期 自 2011年 9 月 1 日 至 2012年 8 月31日	1.79	-	-	2.14
第７期 自 2012年 9 月 1 日 至 2013年 8 月31日	1.30	-	-	1.75
第８期 自 2013年 9 月 1 日 至 2014年 8 月31日	5.20	-	-	5.40
第９期 自 2014年 9 月 1 日 至 2015年 8 月31日	1.11	-	-	1.02
第10期 自 2015年 9 月 1 日 至 2016年 8 月31日	3.83	-	-	4.71
第11期 自 2016年 9 月 1 日 至 2017年 8 月31日	4.02	-	-	5.81
第12期 自 2017年 9 月 1 日 至 2018年 8 月31日	0.02	-	-	2.28
第13期 自 2018年 9 月 1 日 至 2019年 8 月31日	1.71	-	-	4.64

* 当該クラスの運用開始日から当該計算期間末までの期間についての収益率です。当初発行価格は、円建（分配型：1,000円）および米ドル建（累積型：11.234米ドル）です。

2. パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 2

計算期間	収益率（クラスA株式）			
	円建		米ドル建	
	分配型 （％）	累積型 （％）	分配型 （％）	累積型 （％）
第4期 自 2009年9月1日 至 2010年8月31日	-		-	
第5期 自 2010年9月1日 至 2011年8月31日	2.89 [*]	-	1.30 [*]	1.22 [*]
第6期 自 2011年9月1日 至 2012年8月31日	2.51	-	2.89	3.05
第7期 自 2012年9月1日 至 2013年8月31日	1.95	-	2.05	2.34
第8期 自 2013年9月1日 至 2014年8月31日	8.68	-	8.97	9.05
第9期 自 2014年9月1日 至 2015年8月31日	3.17	-	3.13	3.23
第10期 自 2015年9月1日 至 2016年8月31日	5.47	-	6.22	6.25
第11期 自 2016年9月1日 至 2017年8月31日	6.69	-	8.42	8.49
第12期 自 2017年9月1日 至 2018年8月31日	1.04	-	3.18	3.25
第13期 自 2018年9月1日 至 2019年8月31日	2.85	-	5.73	5.86

* 当該クラスの運用開始日から当該計算期間末までの期間についての収益率です。当初発行価格は、円建（分配型：1,000円）および米ドル建（分配型：12.057米ドル、累積型：12.003米ドル）です。

3. パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ3

計算期間	収益率（クラスA株式）			
	円建		米ドル建	
	分配型 （％）	累積型 （％）	分配型 （％）	累積型 （％）
第4期 自 2009年9月1日 至 2010年8月31日	-		-	
第5期 自 2010年9月1日 至 2011年8月31日	4.88 [*]	-	1.66 [*]	2.46 [*]
第6期 自 2011年9月1日 至 2012年8月31日	2.70	-	2.98	3.15
第7期 自 2012年9月1日 至 2013年8月31日	5.25	-	5.33	5.58
第8期 自 2013年9月1日 至 2014年8月31日	10.51	-	10.67	10.75
第9期 自 2014年9月1日 至 2015年8月31日	4.11	-	4.31	4.40
第10期 自 2015年9月1日 至 2016年8月31日	7.81	-	8.38	3.22
第11期 自 2016年9月1日 至 2017年8月31日	10.50	-	12.29	25.94
第12期 自 2017年9月1日 至 2018年8月31日	2.46	-	4.71	4.82
第13期 自 2018年9月1日 至 2019年8月31日	3.69	-	6.50	6.68

* 当該クラスの運用開始日から当該計算期間末までの期間についての収益率です。当初発行価格は、円建（分配型：1,000円）および米ドル建（分配型：10.13米ドル、累積型：10.43米ドル）です。

4. パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 4

計算期間	収益率（クラスA株式）			
	円建		米ドル建	
	分配型 (%)	累積型 (%)	分配型 (%)	累積型 (%)
第4期 自 2009年9月1日 至 2010年8月31日	-		-	
第5期 自 2010年9月1日 至 2011年8月31日	6.27 [*]	-	4.05 [*]	4.33 [*]
第6期 自 2011年9月1日 至 2012年8月31日	3.84	-	4.23	4.64
第7期 自 2012年9月1日 至 2013年8月31日	6.63	-	6.67	6.43
第8期 自 2013年9月1日 至 2014年8月31日	12.77	-	12.72	12.51
第9期 自 2014年9月1日 至 2015年8月31日	5.55	-	5.78	5.83
第10期 自 2015年9月1日 至 2016年8月31日	9.69	-	10.18	10.19
第11期 自 2016年9月1日 至 2017年8月31日	13.51	-	15.25	15.26
第12期 自 2017年9月1日 至 2018年8月31日	4.11	-	6.31	6.36
第13期 自 2018年9月1日 至 2019年8月31日	3.53	-	6.34	6.38

* 当該クラスの運用開始日から当該計算期間末までの期間についての収益率です。当初発行価格は、円建（分配型：1,000円）および米ドル建（分配型：10.784米ドル、累積型：14.222米ドル）です。

5. パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ5

計算期間	収益率（クラスA株式）			
	円建		米ドル建	
	分配型 （％）	累積型 （％）	分配型 （％）	累積型 （％）
第4期 自 2009年9月1日 至 2010年8月31日	-		-	
第5期 自 2010年9月1日 至 2011年8月31日	9.66 [*]	-	5.11 [*]	5.46 [*]
第6期 自 2011年9月1日 至 2012年8月31日	4.03	-	4.73	4.97
第7期 自 2012年9月1日 至 2013年8月31日	-		7.62	7.74
第8期 自 2013年9月1日 至 2014年8月31日	-		13.64	13.46
第9期 自 2014年9月1日 至 2015年8月31日	-		5.96	6.01
第10期 自 2015年9月1日 至 2016年8月31日	-		11.84	11.80
第11期 自 2016年9月1日 至 2017年8月31日	-		17.29	17.34
第12期 自 2017年9月1日 至 2018年8月31日	-		6.87	6.94
第13期 自 2018年9月1日 至 2019年8月31日	-		6.23	6.28

* 当該クラスの運用開始日から当該計算期間末までの期間についての収益率です。当初発行価格は、円建（分配型：1,000円）および米ドル建（分配型：10.786米ドル、累積型：13.539米ドル）です。

パークレイズ・マルチマネジャー

１．パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 1

計算期間	収益率（クラスA株式）			
	円建		米ドル建	
	分配型 （％）	累積型 （％）	分配型 （％）	累積型 （％）
第4期 自 2009年9月1日 至 2010年8月31日	-	-	-	-
第5期 自 2010年9月1日 至 2011年8月31日	-	-	1.42 [*]	0.18 [*]
第6期 自 2011年9月1日 至 2012年8月31日	2.86 [*]	-	2.15	2.11
第7期 自 2012年9月1日 至 2013年8月31日	2.90	-	2.92	3.30
第8期 自 2013年9月1日 至 2014年8月31日	5.04	-	5.28	5.43
第9期 自 2014年9月1日 至 2015年8月31日	0.84	-	0.79	0.79
第10期 自 2015年9月1日 至 2016年8月31日	1.84	-	2.56	2.50
第11期 自 2016年9月1日 至 2017年8月31日	2.47	-	4.95	4.98
第12期 自 2017年9月1日 至 2018年8月31日	0.16	-	1.85	1.85
第13期 自 2018年9月1日 至 2019年8月31日	0.77	-	3.56	3.61

* 当該クラスの運用開始日から当該計算期間末までの期間についての収益率です。当初発行価格は、円建（分配型：1,000円）および米ドル建（分配型：9.127米ドル、累積型：10.053米ドル）です。

２．パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 2

計算期間	収益率（クラスA株式）			
	円建		米ドル建	
	分配型 （％）	累積型 （％）	分配型 （％）	累積型 （％）
第4期 自 2009年9月1日 至 2010年8月31日	-		-	
第5期 自 2010年9月1日 至 2011年8月31日	-		0.50 [*]	4.79 [*]
第6期 自 2011年9月1日 至 2012年8月31日	4.25 [*]	-	2.81	2.74
第7期 自 2012年9月1日 至 2013年8月31日	5.42	-	7.02	7.18
第8期 自 2013年9月1日 至 2014年8月31日	8.51	-	8.24	8.38
第9期 自 2014年9月1日 至 2015年8月31日	2.80	-	2.73	2.80
第10期 自 2015年9月1日 至 2016年8月31日	3.09	-	3.72	3.72
第11期 自 2016年9月1日 至 2017年8月31日	4.95	-	6.58	6.67
第12期 自 2017年9月1日 至 2018年8月31日	0.10	-	2.15	2.17
第13期 自 2018年9月1日 至 2019年8月31日	1.80	-	4.57	4.67

* 当該クラスの運用開始日から当該計算期間末までの期間についての収益率です。当初発行価格は、円建（分配型：1,000円）および米ドル建（分配型：8.611米ドル、累積型：9.722米ドル）です。

3. パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ3

計算期間	収益率（クラスA株式）			
	円建		米ドル建	
	分配型 （％）	累積型 （％）	分配型 （％）	累積型 （％）
第4期 自 2009年9月1日 至 2010年8月31日	-	-	-	-
第5期 自 2010年9月1日 至 2011年8月31日	-	-	3.05 [*]	3.62 [*]
第6期 自 2011年9月1日 至 2012年8月31日	-	-	4.88	4.85
第7期 自 2012年9月1日 至 2013年8月31日	1.01 [*]	-	10.29	10.40
第8期 自 2013年9月1日 至 2014年8月31日	9.83	-	9.41	9.53
第9期 自 2014年9月1日 至 2015年8月31日	2.08	-	2.15	2.25
第10期 自 2015年9月1日 至 2016年8月31日	3.64	-	4.13	4.23
第11期 自 2016年9月1日 至 2017年8月31日	8.59	-	10.15	10.28
第12期 自 2017年9月1日 至 2018年8月31日	2.09	-	4.24	4.29
第13期 自 2018年9月1日 至 2019年8月31日	3.20	-	5.97	6.08

* 当該クラスの運用開始日から当該計算期間末までの期間についての収益率です。当初発行価格は、円建（分配型：1,000円）および米ドル建（分配型：8.515米ドル、累積型：9.118米ドル）です。

4. パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ4

計算期間	収益率（クラスA株式）			
	円建		米ドル建	
	分配型 (%)	累積型 (%)	分配型 (%)	累積型 (%)
第4期 自 2009年9月1日 至 2010年8月31日	-	-	-	-
第5期 自 2010年9月1日 至 2011年8月31日	-	-	4.81 [*]	4.72 [*]
第6期 自 2011年9月1日 至 2012年8月31日	-	-	5.79	5.83
第7期 自 2012年9月1日 至 2013年8月31日	-	-	11.34	11.33
第8期 自 2013年9月1日 至 2014年8月31日	5.31 [*]	-	11.64	11.65
第9期 自 2014年9月1日 至 2015年8月31日	2.37	-	2.56	2.56
第10期 自 2015年9月1日 至 2016年8月31日	4.18	-	4.64	4.61
第11期 自 2016年9月1日 至 2017年8月31日	11.04	-	12.54	12.54
第12期 自 2017年9月1日 至 2018年8月31日	3.42	-	5.58	5.59
第13期 自 2018年9月1日 至 2019年8月31日	3.36	-	6.15	6.15

* 当該クラスの運用開始日から当該計算期間末までの期間についての収益率です。当初発行価格は、円建（分配型：1,000円）および米ドル建（分配型：8.801米ドル、累積型：8.895米ドル）です。

5 . パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 5

計算期間	収益率（クラスA株式）			
	円建		米ドル建	
	分配型 （％）	累積型 （％）	分配型 （％）	累積型 （％）
第4期 自 2009年9月1日 至 2010年8月31日	-	-	-	-
第5期 自 2010年9月1日 至 2011年8月31日	-	-	5.42 [*]	7.12 [*]
第6期 自 2011年9月1日 至 2012年8月31日	-	-	5.57	5.58
第7期 自 2012年9月1日 至 2013年8月31日	-	-	12.07	12.07
第8期 自 2013年9月1日 至 2014年8月31日	-	-	13.64	13.64
第9期 自 2014年9月1日 至 2015年8月31日	-	-	3.70	3.69
第10期 自 2015年9月1日 至 2016年8月31日	-	-	4.68	4.63
第11期 自 2016年9月1日 至 2017年8月31日	-	-	13.95	13.95
第12期 自 2017年9月1日 至 2018年8月31日	-	-	6.13	6.12
第13期 自 2018年9月1日 至 2019年8月31日	-	-	5.65	5.66

* 当該クラスの運用開始日から当該計算期間末までの期間についての収益率です。当初発行価格は、米ドル建（分配型：8.578米ドル、累積型：8.744米ドル）です。

6【手続等の概要】

以下は、後記「第三部 外国投資法人の詳細情報、第2 手続等」に記載される事項の概要を記載したものです。

（1）日本における申込（販売）手続等

申込日および申込みの取扱い

販売取扱会社は、取引日^{（注）}でかつ日本における販売会社の営業日に限りファンド株式の申込みの取扱いを行います。代行協会が必要と認める場合、日本において申込みを受付けないことがあります。

（注）「取引日」とは、各ファンド営業日をいい、「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグと英国の通常の完全な銀行営業日（土日および法定休日は除きます。）および取締役が随時決定するその他の日をいいます。

日本における申込受付時間は、原則として午後3時（日本時間）までとします。

販売取扱会社は、外国証券取引口座約款または他所定の約款（以下「口座約款」といいます。）を投資者に交付し、投資者は、口座約款に基づく外国証券取引口座の設定を申込む旨を記載した申込書を販売取扱会社に提出します。

ファンドは、アメリカ人等に該当しない方に限り、ご購入できます。詳しくは、後記「（5）買戻しの制限」の「強制的買戻し」および「定義」の「アメリカ人」「米国人」および「適格保有者」をご確認ください。

申込単位

各サブ・ファンドの各クラスA株式について、各申込金額は、米ドルもしくは日本円での1,000ポンド相当額を最低金額とします。ただし、株数単位での申込とし、米ドルもしくは日本円での1,000ポンド相当額を超える申込金額相当額の株数の申込とします。1株に満たない端株の取扱いは行われません。

詳しくは、販売取扱会社にお問い合わせください。

申込価格（発行価格）および申込手数料

申込価格は、関連する取引日付で計算される各クラスA株式の1株当たり純資産価格とします（ただし、後記「7 管理及び運営の概要、（1）資産の評価、純資産価格の計算 - SSP（Single Swinging Pricing）メソッドによる純資産価格の調整」に記載される価格調整が行なわれる場合があります。）。

（注）ただし、申込時に運用が開始されていないクラスの株式に対する最初の申込みについては、1,000円または10米ドルとします。

申込価格には、販売取扱会社が定める申込手数料が課せられます。消費税等相当額を含めた申込手数料の料率の上限は2.75%（税抜2.5%）です。申込価格および申込手数料については、販売取扱会社にお問い合わせください。

約定日および受渡日

日本の投資者によるファンド株式の購入に関する約定日（以下「国内買付約定日」といいます。）は、ルクセンブルグにおける申込注文の成立を販売取扱会社が確認した日をいい、通常、投資者の申込日の日本における翌々営業日となります。日本の投資者と販売取扱会社との間の受渡日は、国内買付約定日から起算して日本における4営業日目（以下「国内買付受渡日」といいます。）とし、国内買付受渡日において、投資者は申込金額および申込手数料の支払いを行うものとします。

販売取扱会社は、ファンド株式の保管を販売取扱会社に委託した投資者に対し、購入の都度「取引報告書」を交付します。

買付代金の支払は、円または米ドルで支払うものとします。

なお、日本証券業協会の協会員である販売取扱会社は、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」中の「外国投資証券の選別基準」に各サブ・ファンドの株式が適合しなくなったときは、当該ファンド株式の日本における販売を行うことはできません。

（２）マネーロンダリングおよびテロリストへの資金供与の防止

マネーロンダリングおよびテロ資金供与との闘いに関する2004年11月12日法（改正済）、2010年2月1日付大公国規則、2012年12月14日のCSSF規則12-02およびマネーロンダリングおよびテロ資金供与との闘いに関するCSSF通達13/556、15/609および17/650ならびにこれらの各変更または差替を含むが、これらに限定されない、国際規則およびルクセンブルグの法令規則に従い、すべての金融業者は、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の目的でファンドのような投資信託／投資法人が利用されることを防止する義務を負っています。当該規定により、ルクセンブルグの投資信託／投資法人の登録代理人は、ルクセンブルグの法令規則に従い、申込者の本人確認を行うことが義務付けられています。登録代理人は、申込者に対し、本人確認のために必要とみなされる書類の提供を要求することができます。さらに、登録代理人は、ファンドの受任者として、ファンドの法律上および規制上の義務（CRS法を含みますが、これに限定されません。）を遵守するためにファンドが必要とするその他の情報を要求することができます。

申込者からの必要書類の提供が遅れたり、当該書類が提供されなかった場合には、申込みは受諾されず、買戻しの場合には、買戻代金の支払いが遅延することになります。ファンドまたは登録代理人のいずれも、申込者が書類を提供しなかった場合または不完全な書類を提供した場合における取引の処理の遅れや非処理に対する責任を負いません。

適用ある法令規則に基づく継続的な顧客調査義務に従って、株主は、随時、本人確認のための追加書類または更新書類の提供を求められる場合があります。

（３）その他

定款に基づき、取締役は、ファンド株式の発行を実行する権限を有しており、理由の如何に関わらず、ファンド株式のいかなる申込みについてもその全部または一部を受諾または拒絶する絶対的な裁量権を有しています。取締役は、適格保有者ではない者がファンド株式を法的かつ実質的に保有する結果にならないようにするために必要と考える制限を課す権限を有しています。

申込みが拒絶された場合には、受領した代金は、可及的速やかに、電信送金または取締役が決定するその他の方法により（利息、費用または手数料なしに）、当該申込者に返還されます（ただし、当該返還の際に発生する取扱手数料は当該金額から差引かれます。）。

サブ・ファンドの純資産価格の決定が停止されている期間中には、当該サブ・ファンドの株式の発行または割当は行われません。

（４）日本における買戻し手続等

買戻日および買戻しの取扱い

日本における株主は、販売取扱会社を通じて、ファンドに対しその所有するファンド株式の買戻しを請求することができます。

販売取扱会社は、取引日^{（注）}でかつ日本における販売会社の営業日に限りファンド株式の買戻しの取扱いを行います。

（注）「取引日」とは、各ファンド営業日をいい、「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグと英国の通常の完全な銀行営業日（土日および法定休日は除きます。）および取締役が随時決定するその他の日をいいます。

買戻単位

買戻単位は、各サブ・ファンドの各クラスA株式について、1株以上1株単位とします。ただし、各部分的買戻しは米ドルもしくは日本円での250ポンド相当額を最低金額とし、保有残高が米ドルもしくは日本円で1,000ポンド相当額を下回らないことを条件とします。詳しくは、販売取扱会社にお問い合わせください。

買戻価格

買戻価格は、関連する取引日付で計算される各クラスA株式の1株当たり純資産価格とします（ただし、後記「7 管理及び運営の概要、（１）資産の評価、純資産価格の計算 - SSP（Single

Swinging Pricing) メソッドによる純資産価格の調整」に記載される価格調整が行われる場合があります。)。詳しくは、販売取扱会社にお問い合わせください。

買戻手数料は課せられません。

約定日および受渡日

日本の受益者によるファンド株式の買戻請求に関する約定日（以下「国内買戻約定日」といいます。）は、ルクセンブルグにおける買戻請求の成立を販売取扱会社が確認した日をいい、通常、日本の受益者の買戻請求日の日本における翌々営業日となります。日本の受益者と販売取扱会社との間の受渡日は、国内買戻約定日から起算して日本における4営業日目（以下「国内買戻受渡日」といいます。）とし、国内買戻受渡日に、販売取扱会社は、日本の受益者に買戻代金を支払います。

買戻代金の支払いは、原則として円または米ドルによるものとします。

販売取扱会社は、ファンド株式の保管を販売取扱会社に委託した投資者に対し、買戻しの都度「取引報告書」を交付します。

（５）買戻しの制限

取締役会は、一取引日の買戻請求または乗換請求（もしある場合）の合計がサブ・ファンドの発行済株式総数の10%を超える場合、当該サブ・ファンドの株式の買戻しを制限することができます。

強制的買戻し

ファンドは、以下に該当すると判断した場合には、いかなるファンド株式についても、それを強制的に買戻すか、適格保有者への譲渡を要求することができます。（ ）ファンド株式が適格保有者ではない者によって保有されている場合、（ ）ファンド株式の所有者からは除外されているとファンドが合理的に判断するその他の者によってファンド株式が保有されている場合。

またファンドは、株主が保有するクラス株式の純資産価額が当該クラスの最低保有金額を下回る場合には、当該株主が保有する当該クラスの全株式の強制的な買戻しを要求する権利を留保しています。株主が保有するクラス株式の純資産価額が最低保有金額を下回る場合で、ファンドが強制的買戻しの権利を行使することを決定した場合には、ファンドは、当該株主に書面で通知し、その裁量により、最低保有金額の要件を満たすためのファンド株式の追加購入または最低保有金額が低い別のクラスの株式への乗換えを検討するための期間を当該株主に認めることができます。

「適格保有者」の定義については後記「定義」の「適格保有者」をご参照ください。

（６）時間外取引（レイト・トレーディング（Late trading））およびマーケット・タイミング取引

一般的に、レイト・トレーディング（Late trading）とは、該当取引日の取引カットオフ時間より後に申込みまたは買戻請求が受諾され、当該申込みまたは買戻請求が当該取引日に適用される「価格」で執行されることをいいます。

一般的に、マーケット・タイミングとは、時差ならびに純資産価格の決定方法の不完全性および／または欠陥性を利用することにより、投資者がファンド株式の申込みおよび買戻請求を短期間で組織的に行う裁定取引方法をいいます。

ファンドは、時間外取引（レイト・トレーディング（Late trading））およびマーケット・タイミング取引慣行からの投資信託／投資法人の保護に関する2004年6月17日付CSSF通達04／146に記載される関係規定を遵守するものとします。

この点に関して、ファンドが受領する申込みまたは買戻請求は、該当する取引カットオフ時間以後に受諾されることはありません。ただし、すべての注文に取引カットオフ時間を適用し、当該申込みまたは買戻請求を合理的な期間内にルクセンブルグに転送することを約束している仲介機関によって受領された申込みまたは買戻請求はこの限りではありません。さらに、申込みまたは買戻請求は、フォワード・プライシング基準で取扱われます。

ファンドは、マーケット・タイミング取引慣行からファンドおよび株主の利益を保護するために、かかる取引慣行を行っている投資者または当該取引慣行を行っている疑惑がある投資者によるファンド株

式の申込みを拒絶し、必要または適切であると判断する場合にはその裁量で追加的措置を実施する権利を留保しています。

7【管理及び運営の概要】

以下は、後記「第三部 外国投資法人の詳細情報、第3 管理及び運営」に記載される事項の概要を記載したものです。

（１）資産の評価

純資産価格の計算

各サブ・ファンドの純資産総額は、各サブ・ファンドの基準通貨で表示されます。各サブ・ファンドの純資産総額および各サブ・ファンドの各クラスに帰属する純資産総額の計算は、定款に定める下記の評価原則に従って、管理事務代行会社によって行われます。いずれかのサブ・ファンドの純資産総額の決定が停止または延期された場合を除き、各サブ・ファンドの純資産総額、１株当たり純資産価格（複数のクラスが存在するサブ・ファンドの場合には、各クラスに帰属する純資産総額および各クラスの１株当たり純資産価格）の計算は、各評価基準時点で行われ、株主は請求によりこれ入手することができます。各クラスの１株当たり純資産価格は、各サブ・ファンドのクラス間で異なります。「価格」（下記「SSP（Single Swinging Pricing）メソッドによる純資産価格の調整」に定義されます。）は、管理事務代行会社の事務所にて通常の営業時間中に入手可能であり、また投資運用会社のウェブサイトwww.barclaysinvestments.comに日々公表され、更新されます。ルクセンブルグ証券取引所に上場されている各クラスの「価格」は、管理事務代行会社によって、計算後速やかにルクセンブルグ証券取引所に通知されます。

各サブ・ファンドの各クラスに帰属する純資産総額は、各クラスに対する当該サブ・ファンドの資産の比例的割当額から、各クラスに対する当該サブ・ファンドの負債の比例的割当額を控除することにより決定されます。各クラスの１株当たり純資産価格は、当該クラスに帰属する純資産総額を当該クラスの株式数で除すことにより決定され、該当取引通貨で計算され、公表されます。

サブ・ファンドの特定のクラスのために行われる為替リスクのヘッジ取引に関連する費用および負債／利益は、当該クラスに排他的に帰属するものとします。

SSP（Single Swinging Pricing）メソッドによる純資産価格の調整

ファンド株式は、１株当たり純資産価格に等しい単一の価格（申込手数料または買戻手数料は除きます。以下「価格」といいます。）で発行または買戻されます。１株当たり純資産価格は以下の方法で調整される場合があります。上述したとおり、１株当たり純資産価格は、各クラスに帰属する純資産総額を当該クラスの株式数で除すことにより計算されます。価格の算出のために、１株当たり純資産価格は、取引日にはいつでも、サブ・ファンドが当該取引日に正味申込超過ポジションにあるか、または正味買戻超過ポジションにあるかに応じて、下記の方法で調整することができます。取引日にサブ・ファンドまたはサブ・ファンドのクラスの取引がない場合には、「価格」は調整なしの１株当たり純資産価格とします（取締役が適切と判断する四捨五入が行われます）。

１株当たり純資産価格の計算の目的で各サブ・ファンドの資産が評価される基準は上述したとおりです。この基準によれば、上場されている投資対象は、当該投資対象の市場価額（終値）の仲値またはかかる価格がない場合には直近の取引価格で評価され、投資信託／投資法人の受益証券／株式の場合には純資産価格で評価されます。ただし、サブ・ファンドのための資産および投資対象の売買にかかる実際のコストは、「税金および費用」（「定義」をご参照ください。）ならびに原投資対象の売買価格のスプレッド（以下「スプレッド」といいます。）により、１株当たり純資産価格の計算に用いられた市場価額（終値）の仲値、直近の取引価格または純資産価格から乖離する場合があります。かかるコストは、サブ・ファンドの価値に悪影響を及ぼし、一般的に「希薄化」と呼ばれています。

希薄化調整

希薄化の影響を最小化するために、取締役は、１株当たり純資産価格に希薄化調整を行うことができます。

かかる希薄化調整を行うか否かについては、取締役が裁量権を有するものとします。

希薄化調整は、該当サブ・ファンドの株式の申込みまたは買戻しの規模に左右されます。希薄化調整を行わなければ既存株主(申込みの場合)または残存株主(買戻しの場合)が悪影響を受けると判断した場合には、取締役は、その裁量で希薄化調整を行うことができます。特に、希薄化調整は以下の場合に適用されます。

- (a) サブ・ファンドの規模が継続的な減少にある場合(すなわち、買戻請求による正味の流出が生じている場合)
- (b) サブ・ファンドが、その規模に対し大量の正味の申込超過となっている場合
- (c) サブ・ファンドが取引日に正味申込超過ポジションまた正味買戻超過ポジションとなっている場合
- (d) 株主の利益を保護するために希薄化調整が要求されると取締役が判断したその他の場合

希薄化調整は、1株当たり純資産価格に対して、「税金および費用」(「定義」をご参照ください。)ならびにスプレッドを賄うために適切な数値と取締役が判断する数値を、サブ・ファンドが正味申込超過ポジションの場合には加算し、サブ・ファンドが正味買戻超過ポジションの場合には控除することによって行なわれます。その結果得られる金額が、「価格」(取締役が適切と判断する四捨五入が行われます。)となります。希薄化調整は、1株当たり純資産価格の2%を超えないものと予想されます。疑義の回避のために付記すると、同様の状況にある株主は、同一の方法で取扱われるものとします。

希薄化調整が行われる場合、「価格」は、サブ・ファンドが正味申込超過ポジションにある場合には当該調整額分増加し、サブ・ファンドが正味買戻超過ポジションにある場合には当該調整額分減少します。サブ・ファンドの各クラスの「価格」は個別に計算されますが、同一の方法(百分率によります。)により希薄化調整の影響を受けます。

希薄化調整が行われない場合には、サブ・ファンドの総資産に悪影響を及ぼす場合があります。

純資産価格の計算の一時的停止

ファンドは、後記「第三部 外国投資法人の詳細情報、第3 管理及び運営、1 資産管理等の概要、(1) 資産の評価、純資産価格の計算の一時的停止」に記載される状況において、純資産価格の決定を一時停止し、また、その結果としてファンド株式の発行、買戻しおよび乗換を一時停止することができます。

(2) 保管

ファンド株式の保管を販売取扱会社に委託した日本の投資者に販売されたファンド株式は、日本における販売会社の名義で株主名簿に登録され、その所有確認書は日本における販売会社によって保管されます。日本の株主に対しては、販売取扱会社から取引の都度「取引報告書」が交付されます。また定期的に「取引残高報告書」が交付されます。

ただし、日本の株主が自己の責任でファンド株式を保管する場合は、この限りではありません。

(3) 存続期間

ファンドは、存続期間を無期限として設立されました。ファンドは、定款第30条に規定する定款変更方法に準じて採択された株主の決議によって、いつでも解散することができます。

(4) 計算期間

各サブ・ファンドの計算期間は毎年8月31日に終了します。

(5) 解散

ファンドの清算は、通常、臨時株主総会によって決定され、当該総会において清算人が任命され、清算人の権限が決定されます。清算手続きは、ルクセンブルグ法の規定に従って実施され、定款の変更に必要な多数決要件および定足数要件に従うものとします。

ファンドの取締役は、いずれかのサブ・ファンドまたはクラスに関する経済的または政治的な状況の変化によって正当化される場合もしくはいずれかのサブ・ファンドまたはクラスの株主の利益のために要求される場合、またはいずれかのサブ・ファンドまたはクラスの純資産総額が10百万ポンド(または

該当取引通貨建相当額)を下回った場合もしくはいずれかのサブ・ファンドまたはクラスの株主の利益のために要求される場合には、当該サブ・ファンドまたはクラスの清算を決定することができます。

(6) 定款の変更

定款は、1915年法が規定する定足数および多数決要件に従って、随時、株主総会の決議により変更することができます。かかる変更によって、特定のサブ・ファンドまたはクラスの株式の所有者の権利がその他のサブ・ファンドまたはクラスの株式の所有者の権利と比較して影響を受けることになる場合には、当該サブ・ファンドまたはクラスに関して当該定足数および採決要件を満たすことが必要となります。

(7) 株主の権利等

株主の権利

株主がファンドに関し、その株式の権利を直接行使するためには、ファンド株式名義人として登録されていなければなりません。従って、販売取扱会社にファンド株式の保管を委託している日本の株主は、株主名簿に登録されていないため、ファンドに関し、その権利を直接行使することはできません。これら日本の株主は、口座約款に基づき、販売取扱会社をして権利を自己のために行使させることができます。

ファンド株式の保管を販売取扱会社に委託しない日本の株主は本人の責任において権利行使を行うことができます。

株主の有する主な権利は以下のとおりです。

(イ) 株主総会における議決権

(ロ) 分配金受領権

(ハ) 買戻請求権

(ニ) 残余財産分配請求権

(ホ) 書類閲覧権

為替管理上の取扱い

日本の株主に対するファンド株式の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はありません。

本邦における代理人

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号

丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

上記代理人は、ファンドから日本国内において、

(a) ファンドに対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他訴訟関係書類を受領する権限、および

(b) 日本における投資証券の公募、販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されており、また関東財務局長に対する投資証券の募集に関する届出および継続開示ならびに金融庁長官に対する投資証券に関する届出等の代理人は下記のとおりである。

弁護士 三浦 健

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号

丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

裁判管轄等

ファンドは、取締役会の決議により、日本の投資者が取得したファンド株式の取引に関する訴訟は、東京地方裁判所(東京都千代田区霞が関1丁目1番4号)が管轄することを承認しています。

第2【財務ハイライト情報】

「財務ハイライト情報」においては、有価証券届出書「第三部 外国投資法人の詳細情報」の「第5 外国投資法人の経理状況」の「財務諸表」に記載すべき「貸借対照表」、「損益計算書」等（これらの作成に関する重要な会計方針の注記を含みます。）を記載しています。これらの記載事項は、「第三部 外国投資法人の詳細情報」の「第5 外国投資法人の経理状況」の「財務諸表」に記載すべき財務諸表（以下「財務書類」ともいいます。）から抜粋して記載するものです。

以下に掲げる財務書類は、ファンドの直近2計算期間に関するものであり、ルクセンブルグの法令規則および一般に認められた会計原則に準拠して作成されたファンドの原文の財務書類を翻訳したものです。これは、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。

ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるプライスウォーターハウスクーパースソシエテ・コーポラティブの監査を受けており、別紙のとおり監査報告書を受領しています。

ファンドの原文の財務諸表は、各サブ・ファンドの基準通貨（ポンド）ならびに各クラス株式の該当取引通貨（ポンド、米ドル、ユーロ、円）で表示されています。日本文の財務諸表には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。換算は、便宜上、2019年11月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ポンド＝141.45円、1米ドル＝109.56円、1ユーロ＝120.59円）で行われています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

1【貸借対照表】

(1) 2019年 8 月31日に終了した会計年度

パークレイズ・ポートフォリオ

2019年 8 月31日現在合算純資産計算書

	パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 1		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 2		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 3	
	2019年 8 月31日現在		2019年 8 月31日現在		2019年 8 月31日現在	
	(ポンド)	(千円)	(ポンド)	(千円)	(ポンド)	(千円)
資産						
投資有価証券						
(時価)	14,319,873	2,025,546	81,724,814	11,559,975	162,174,957	22,939,648
為替先渡契約に						
かかる未実現利益	19,467	2,754	116,270	16,446	164,342	23,246
先物契約にかかる						
未実現利益	-	-	-	-	-	-
現金預金	52,868	7,478	315,290	44,598	1,189,206	168,213
投資有価証券						
売却未収金	42,856	6,062	-	-	602,208	85,182
ファンド株式						
発行未収金	-	-	238	34	475	67
未収配当金	-	-	-	-	-	-
その他資産	18,760	2,654	41,538	5,876	108,945	15,410
資産合計	14,453,824	2,044,493	82,198,150	11,626,928	164,240,133	23,231,767
負債						
先物契約にかかる						
未実現損失	-	-	-	-	-	-
為替先渡契約に						
かかる未実現損失	164,976	23,336	802,728	113,546	816,272	115,462
当座借越	-	-	-	-	285,561	40,393
投資有価証券						
購入未払金	-	-	-	-	-	-
ファンド株式						
買戻未払金	-	-	-	-	773,301	109,383
その他未払金						
および未払費用	55,531	7,855	180,878	25,585	322,508	45,619
負債合計	220,507	31,191	983,606	139,131	2,197,642	310,856
期末純資産	14,233,317	2,013,303	81,214,544	11,487,797	162,042,491	22,920,910

2019年 8 月31日現在合算純資産計算書（ 続き ）

	パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 4		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 5		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ 1	
	2019年 8 月31日現在		2019年 8 月31日現在		2019年 8 月31日現在	
	(ポンド)	(千円)	(ポンド)	(千円)	(ポンド)	(千円)
資産						
投資有価証券 (時価)	86,854,732	12,285,602	54,142,648	7,658,478	66,715,888	9,436,962
為替先渡契約に かかる未実現利益	53,055	7,505	18,606	2,632	108,693	15,375
先物契約にかかる 未実現利益	-	-	-	-	18,158	2,568
現金預金	647,338	91,566	217,127	30,713	4,271,010	604,134
投資有価証券 売却未収金	-	-	-	-	-	-
ファンド株式 発行未収金	19,464	2,753	-	-	-	-
未収配当金	-	-	-	-	33,839	4,787
その他資産	68,418	9,678	59,367	8,397	1,706	241
資産合計	87,643,007	12,397,103	54,437,748	7,700,219	71,149,294	10,064,068
負債						
先物契約にかかる 未実現損失	-	-	-	-	16,402	2,320
為替先渡契約に かかる未実現損失	346,325	48,988	317,834	44,958	997,933	141,158
当座借越	-	-	-	-	-	-
投資有価証券 購入未払金	776,337	109,813	-	-	-	-
ファンド株式 買戻未払金	-	-	3,544	501	-	-
その他未払金 および未払費用	171,889	24,314	119,686	16,930	179,429	25,380
負債合計	1,294,551	183,114	441,064	62,389	1,193,764	168,858
期末純資産	86,348,456	12,213,989	53,996,684	7,637,831	69,955,530	9,895,210

2019年 8 月31日現在合算純資産計算書（続き）

	パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ 2		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ 3		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ 4	
	2019年 8 月31日現在		2019年 8 月31日現在		2019年 8 月31日現在	
	（ポンド）	（千円）	（ポンド）	（千円）	（ポンド）	（千円）
資産						
投資有価証券 （時価）	133,146,718	18,833,603	332,068,353	46,971,069	75,385,130	10,663,227
為替先渡契約に かかる未実現利益	172,569	24,410	368,599	52,138	46,237	6,540
先物契約にかかる 未実現利益	34,649	4,901	727,102	102,849	218,475	30,903
現金預金	3,845,863	543,997	11,706,659	1,655,907	7,368,903	1,042,331
投資有価証券 売却未収金	-	-	-	-	-	-
ファンド株式 発行未収金	-	-	5,236	741	727	103
未収配当金	73,681	10,422	78,995	11,174	17,717	2,506
その他資産	34	5	145	21	100	14
資産合計	137,273,514	19,417,339	344,955,089	48,793,897	83,037,289	11,745,625
負債						
先物契約にかかる 未実現損失	21,276	3,009	25,256	3,572	17,637	2,495
為替先渡契約に かかる未実現損失	1,596,548	225,832	3,351,142	474,019	659,996	93,356
当座借越	153,584	21,724	752,398	106,427	-	-
投資有価証券 購入未払金	-	-	-	-	-	-
ファンド株式 買戻未払金	44,843	6,343	314,699	44,514	5,970	844
その他未払金 および未払費用	513,641	72,655	1,321,248	186,891	331,003	46,820
負債合計	2,329,892	329,563	5,764,743	815,423	1,014,606	143,516
期末純資産	134,943,622	19,087,775	339,190,346	47,978,474	82,022,683	11,602,109

2019年8月31日現在合算純資産計算書（続き）

	パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ5		リクィッド・ オルタナティブ・ ストラテジーズ		合 算	
	2019年8月31日現在		2019年8月31日現在		2019年8月31日現在	
	(ボンド)	(千円)	(ボンド)	(千円)	(ボンド)	(千円)
資産						
投資有価証券 (時価)	27,867,369	3,941,839	366,848,532	51,890,725	1,401,249,014	198,206,673
為替先渡契約に かかる未実現利益	13,822	1,955	123,711	17,499	1,205,371	170,500
先物契約にかかる 未実現利益	113,830	16,101	-	-	1,112,214	157,323
現金預金	2,158,481	305,317	24,859,008	3,516,307	56,631,753	8,010,561
投資有価証券 売却未収金	-	-	-	-	645,064	91,244
ファンド株式 発行未収金	-	-	1,101,609	155,823	1,127,749	159,520
未収配当金	3,950	559	-	-	208,182	29,447
その他資産	11,485	1,625	22	3	310,520	43,923
資産合計	30,168,937	4,267,396	392,932,882	55,580,356	1,462,489,867	206,869,192
負債						
先物契約にかかる 未実現損失	2,215	313	-	-	82,786	11,710
為替先渡契約に かかる未実現損失	352,079	49,802	59,029	8,350	9,464,862	1,338,805
当座借越	18,821	2,662	98,728	13,965	1,309,092	185,171
投資有価証券 購入未払金	-	-	-	-	776,337	109,813
ファンド株式 買戻未払金	-	-	624,611	88,351	1,766,968	249,938
その他未払金 および未払費用	153,792	21,754	768,631	108,723	4,118,236	582,524
負債合計	526,907	74,531	1,550,999	219,389	17,518,281	2,477,961
期末純資産	29,642,030	4,192,865	391,381,883	55,360,967	1,444,971,586	204,391,231

2019年8月31日現在合算純資産計算書（続き）

		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ1		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ2		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ3	
		（千円）		（千円）		（千円）	
2019年8月31日現在							
純資産（ポンド）		14,233,317	2,013,303	81,214,544	11,487,797	162,042,491	22,920,910
2019年8月31日現在							
1株当たり純資産価格							
	クラス 通貨	（円）		（円）		（円）	
ポンド建クラス							
クラスA - 累積型	ポンド	14.523	2,054	16.085	2,275	15.995	2,262
クラスA - 分配型	ポンド	12.594	1,781	13.451	1,903	15.406	2,179
クラスC - 累積型	ポンド	14.507	2,052	15.923	2,252	20.233	2,862
クラスC - 分配型	ポンド	-	-	14.636	2,070	17.207	2,434
クラスI - 累積型	ポンド	-	-	-	-	-	-
クラスI - 分配型	ポンド	-	-	-	-	-	-
クラスR - 累積型	ポンド	14.628	2,069	17.525	2,479	17.687	2,502
クラスR - 分配型	ポンド	12.531	1,773	15.972	2,259	15.901	2,249
米ドル建クラス							
クラスA - 累積型	米ドル	14.513	1,590	16.626	1,822	15.985	1,751
クラスA - 分配型	米ドル	-	-	14.488	1,587	13.319	1,459
クラスC - 累積型	米ドル	14.502	1,589	15.344	1,681	20.850	2,284
クラスC - 分配型	米ドル	-	-	-	-	13.476	1,476
クラスR - 累積型	米ドル	-	-	15.676	1,717	19.412	2,127
クラスR - 分配型	米ドル	-	-	14.308	1,568	17.994	1,971

2019年 8月31日現在合算純資産計算書（続き）

		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 4		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 5		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ 1	
		（千円）		（千円）		（千円）	
2019年 8月31日現在							
純資産（ポンド）		86,348,456	12,213,989	53,996,684	7,637,831	69,955,530	9,895,210
2019年 8月31日現在							
1株当たり純資産価格							
		クラス 通貨					
		（円）		（円）		（円）	
ポンド建クラス							
クラス A - 累積型	ポンド	19.585	2,770	23.740	3,358	12.757	1,804
クラス A - 分配型	ポンド	21.591	3,054	25.610	3,623	10.311	1,458
クラス C - 累積型	ポンド	22.697	3,210	24.547	3,472	10.976	1,553
クラス C - 分配型	ポンド	17.182	2,430	23.825	3,370	10.422	1,474
クラス I - 累積型	ポンド	-	-	-	-	-	-
クラス I - 分配型	ポンド	-	-	-	-	-	-
クラス R - 累積型	ポンド	18.716	2,647	23.311	3,297	12.858	1,819
クラス R - 分配型	ポンド	17.387	2,459	21.868	3,093	10.517	1,488
米ドル建クラス							
クラス A - 累積型	米ドル	23.071	2,528	23.014	2,521	12.617	1,382
クラス A - 分配型	米ドル	16.957	1,858	17.911	1,962	10.221	1,120
クラス C - 累積型	米ドル	21.264	2,330	26.622	2,917	12.672	1,388
クラス C - 分配型	米ドル	20.546	2,251	25.833	2,830	-	-
クラス R - 累積型	米ドル	22.111	2,422	-	-	10.609	1,162
クラス R - 分配型	米ドル	20.600	2,257	25.472	2,791	10.335	1,132

2019年8月31日現在合算純資産計算書（続き）

		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ2		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ3		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ4	
		（千円）		（千円）		（千円）	
2019年8月31日現在							
純資産（ポンド）		134,943,622	19,087,775	339,190,346	47,978,474	82,022,683	11,602,109
2019年8月31日現在							
1株当たり純資産価格							
		クラス 通貨		（円）		（円）	
ポンド建クラス							
クラスA - 累積型	ポンド	12.965	1,834	14.223	2,012	14.632	2,070
クラスA - 分配型	ポンド	10.333	1,462	11.533	1,631	14.521	2,054
クラスC - 累積型	ポンド	13.426	1,899	15.167	2,145	15.327	2,168
クラスC - 分配型	ポンド	10.886	1,540	12.304	1,740	14.992	2,121
クラスI - 累積型	ポンド	-	-	-	-	16.070	2,273
クラスI - 分配型	ポンド	-	-	13.124	1,856	15.054	2,129
クラスR - 累積型	ポンド	14.010	1,982	15.250	2,157	15.783	2,233
クラスR - 分配型	ポンド	11.163	1,579	12.706	1,797	15.006	2,123
米ドル建クラス							
クラスA - 累積型	米ドル	12.705	1,392	13.849	1,517	14.334	1,570
クラスA - 分配型	米ドル	10.158	1,113	11.272	1,235	14.163	1,552
クラスC - 累積型	米ドル	13.087	1,434	14.389	1,576	-	-
クラスC - 分配型	米ドル	12.319	1,350	13.603	1,490	-	-
クラスR - 累積型	米ドル	11.546	1,265	14.749	1,616	15.036	1,647
クラスR - 分配型	米ドル	10.987	1,204	12.439	1,363	14.770	1,618

2019年8月31日現在合算純資産計算書（続き）

		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ5		リキッド・ オルタナティブ・ ストラテジーズ	
		（千円）		（千円）	
2019年8月31日現在					
純資産（ポンド）		29,642,030	4,192,865	391,381,883	55,360,967
2019年8月31日現在					
1株当たり純資産価格					
		クラス 通貨			
		（円）		（円）	
ポンド建クラス					
クラスA - 累積型	ポンド	14.552	2,058	-	-
クラスA - 分配型	ポンド	14.438	2,042	-	-
クラスC - 累積型	ポンド	15.158	2,144	-	-
クラスC - 分配型	ポンド	15.282	2,162	-	-
クラスI - 累積型	ポンド	-	-	-	-
クラスI - 分配型	ポンド	-	-	-	-
クラスR - 累積型	ポンド	15.439	2,184	11.012	1,558
クラスR - 分配型	ポンド	15.184	2,148	-	-
米ドル建クラス					
クラスA - 累積型	米ドル	14.060	1,540	10.864	1,190
クラスA - 分配型	米ドル	14.049	1,539	-	-
クラスC - 累積型	米ドル	-	-	-	-
クラスC - 分配型	米ドル	-	-	-	-
クラスR - 累積型	米ドル	15.174	1,662	11.288	1,237
クラスR - 分配型	米ドル	14.605	1,600	-	-

2019年8月31日現在合算純資産計算書（続き）

		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ1		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ2		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ3	
		(円)		(円)		(円)	
ユーロ建クラス							
クラスA - 累積型	ユーロ	13.496	1,627	14.679	1,770	18.220	2,197
クラスA - 分配型	ユーロ	-	-	10.908	1,315	13.749	1,658
クラスC - 累積型	ユーロ	-	-	14.269	1,721	18.564	2,239
クラスC - 分配型	ユーロ	-	-	-	-	17.348	2,092
クラスR - 累積型	ユーロ	-	-	14.796	1,784	17.183	2,072
クラスR - 分配型	ユーロ	12.755	1,538	-	-	15.438	1,862
クラスY - 累積型	ユーロ	-	-	-	-	-	-
円建クラス							
クラスA - 分配型	円	1,055.362		1,092.137		1,181.708	

2019年8月31日現在

1株当たり純資産価格

2019年 8 月31日現在合算純資産計算書（続き）

		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 4		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 5		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ 1	
		(円)		(円)		(円)	
ユーロ建クラス							
クラス A - 累積型	ユーロ	20.784	2,506	25.508	3,076	11.704	1,411
クラス A - 分配型	ユーロ	14.392	1,736	-	-	9.522	1,148
クラス C - 累積型	ユーロ	16.881	2,036	23.748	2,864	11.842	1,428
クラス C - 分配型	ユーロ	-	-	21.710	2,618	11.253	1,357
クラス R - 累積型	ユーロ	21.320	2,571	18.878	2,276	11.943	1,440
クラス R - 分配型	ユーロ	-	-	-	-	-	-
クラス Y - 累積型	ユーロ	-	-	-	-	-	-
円建クラス							
クラス A - 分配型	円	1,432.812		-		1,047.010	

2019年 8 月31日現在

1 株当たり純資産価格

2019年8月31日現在合算純資産計算書（続き）

		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ2		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ3		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ4	
		(円)		(円)		(円)	
ユーロ建クラス							
クラスA - 累積型	ユーロ	11.286	1,361	12.194	1,470	12.658	1,526
クラスA - 分配型	ユーロ	9.043	1,090	9.818	1,184	12.529	1,511
クラスC - 累積型	ユーロ	11.659	1,406	12.820	1,546	13.220	1,594
クラスC - 分配型	ユーロ	9.356	1,128	10.522	1,269	13.109	1,581
クラスR - 累積型	ユーロ	12.086	1,457	12.987	1,566	13.185	1,590
クラスR - 分配型	ユーロ	9.781	1,179	10.852	1,309	13.081	1,577
クラスY - 累積型	ユーロ	-	-	12.207	1,472	12.367	1,491
円建クラス							
クラスA - 分配型	円	1,136.433		1,169.479		1,270.835	

2019年8月31日現在

1株当たり純資産価格

2019年8月31日現在合算純資産計算書（続き）

パークレイズ・
マルチマネジャー・
ポートフォリオ5

リキッド・
オルタナティブ・
ストラテジーズ

2019年8月31日現在

1株当たり純資産価格

	クラス 通貨		(円)		(円)
ユーロ建クラス					
クラスA - 累積型	ユーロ	12.312	1,485	9.886	1,192
クラスA - 分配型	ユーロ	12.156	1,466	-	-
クラスC - 累積型	ユーロ	12.652	1,526	-	-
クラスC - 分配型	ユーロ	12.541	1,512	-	-
クラスR - 累積型	ユーロ	13.023	1,570	10.230	1,234
クラスR - 分配型	ユーロ	12.889	1,554	-	-
クラスY - 累積型	ユーロ	12.205	1,472	-	-
円建クラス					
クラスA - 分配型	円	-	-	-	-

2019年 8月31日現在合算純資産計算書（続き）

		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 1	パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 2	パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 3	パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 4
2019年 8月31日現在					
発行済株式数					
	クラス 通貨				
ボンド建クラス					
クラス A - 累積型	ポンド	79,497	295,131	415,420	83,888
クラス A - 分配型	ポンド	34,141	28,937	60,098	24,868
クラス C - 累積型	ポンド	95,913	106,628	397,121	63,099
クラス C - 分配型	ポンド	-	32,503	254,813	43,224
クラス - 累積型	ポンド	-	-	-	-
クラス - 分配型	ポンド	-	-	-	-
クラス R - 累積型	ポンド	68,996	1,097,620	3,383,769	1,861,815
クラス R - 分配型	ポンド	114,796	1,291,748	3,154,241	1,747,368
米ドル建クラス					
クラス A - 累積型	米ドル	62,045	60,390	47,613	12,039
クラス A - 分配型	米ドル	-	114,696	152,336	18,000
クラス C - 累積型	米ドル	491,088	39,028	30,957	64,005
クラス C - 分配型	米ドル	-	-	16,565	90,741
クラス R - 累積型	米ドル	-	633,839	545,987	320,416
クラス R - 分配型	米ドル	-	154,146	375,793	114,360
ユーロ建クラス					
クラス A - 累積型	ユーロ	114,124	202,703	122,533	22,437
クラス A - 分配型	ユーロ	-	28,844	7,527	2,911
クラス C - 累積型	ユーロ	-	256,518	78,279	73,245
クラス C - 分配型	ユーロ	-	-	27,917	-
クラス R - 累積型	ユーロ	-	1,031,848	559,927	206,948
クラス R - 分配型	ユーロ	59,200	-	37,820	-
クラス Y - 累積型	ユーロ	-	-	-	-
円建クラス					
クラス A - 分配型	円	18,000	153,500	185,500	29,000

2019年 8 月31日現在合算純資産計算書（続き）

		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 5	パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ 1	パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ 2	パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ 3
2019年 8 月31日現在 発行済株式数					
	クラス 通貨				
ボンド建クラス					
クラス A - 累積型	ボンド	26,531	297,058	780,997	1,093,849
クラス A - 分配型	ボンド	14,771	339,065	266,145	2,779,767
クラス C - 累積型	ボンド	125,782	378,753	539,659	674,695
クラス C - 分配型	ボンド	28,047	181,485	246,956	870,969
クラス - 累積型	ボンド	-	-	-	-
クラス - 分配型	ボンド	-	-	-	73,455
クラス R - 累積型	ボンド	908,633	209,557	1,231,715	3,470,365
クラス R - 分配型	ボンド	542,246	360,388	1,285,342	3,333,965
米ドル建クラス					
クラス A - 累積型	米ドル	9,317	260,609	1,318,293	1,733,127
クラス A - 分配型	米ドル	22,000	943,606	208,263	1,240,611
クラス C - 累積型	米ドル	8,277	463,920	247,508	551,932
クラス C - 分配型	米ドル	216	-	23,303	379,188
クラス R - 累積型	米ドル	-	2,949	24,314	280,773
クラス R - 分配型	米ドル	247,569	38,876	190,454	936,804
ユーロ建クラス					
クラス A - 累積型	ユーロ	14,402	2,499,905	4,667,507	7,612,795
クラス A - 分配型	ユーロ	-	126,528	518,549	625,953
クラス C - 累積型	ユーロ	6,274	244,398	320,609	298,335
クラス C - 分配型	ユーロ	102,117	257,278	102,265	237,830
クラス R - 累積型	ユーロ	460,364	133,194	212,151	147,004
クラス R - 分配型	ユーロ	-	-	123,952	240,891
クラス Y - 累積型	ユーロ	-	-	-	1,635,064
円建クラス					
クラス A - 分配型	円	-	14,000	75,000	232,000

2019年 8 月31日現在合算純資産計算書（続き）

パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ 4	パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ 5	リクィッド・ オルタナティブ・ ストラテジーズ
-----------------------------------	-----------------------------------	-------------------------------

2019年 8 月31日現在

発行済株式数

	クラス 通貨			
ボンド建クラス				
クラス A - 累積型	ボンド	199,062	62,418	-
クラス A - 分配型	ボンド	471,141	85,613	-
クラス C - 累積型	ボンド	58,431	2,424	-
クラス C - 分配型	ボンド	329,397	36,921	-
クラス - 累積型	ボンド	55,560	-	-
クラス - 分配型	ボンド	17,653	-	-
クラス R - 累積型	ボンド	845,528	534,738	30,274,704
クラス R - 分配型	ボンド	1,150,073	135,377	-
米ドル建クラス				
クラス A - 累積型	米ドル	276,957	41,926	632,515
クラス A - 分配型	米ドル	401,770	128,789	-
クラス C - 累積型	米ドル	-	-	-
クラス C - 分配型	米ドル	-	-	-
クラス R - 累積型	米ドル	10,055	13,519	3,163,654
クラス R - 分配型	米ドル	115,588	78,667	-
ユーロ建クラス				
クラス A - 累積型	ユーロ	1,522,090	201,908	766,121
クラス A - 分配型	ユーロ	105,824	8,089	-
クラス C - 累積型	ユーロ	43,155	35,759	-
クラス C - 分配型	ユーロ	12	37,853	-
クラス R - 累積型	ユーロ	8,023	66,556	1,749,610
クラス R - 分配型	ユーロ	50,043	3,237	-
クラス Y - 累積型	ユーロ	382,635	861,366	-
円建クラス				
クラス A - 分配型	円	113,000	-	-

2019年8月31日現在合算純資産計算書（続き）

	パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ1		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ2		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ3	
	（千円）		（千円）		（千円）	
2018年8月31日現在						
純資産（ポンド）	16,501,576	2,334,148	78,879,057	11,157,443	137,615,869	19,465,765

2018年8月31日現在

1株当たり純資産価格

	クラス 通貨	（円）		（円）		（円）	
ポンド建クラス							
クラス A - 累積型	ポンド	14.105	1,995	15.423	2,182	15.223	2,153
クラス A - 分配型	ポンド	12.385	1,752	13.172	1,863	15.011	2,123
クラス C - 累積型	ポンド	14.074	1,991	15.191	2,149	19.161	2,710
クラス C - 分配型	ポンド	-	-	14.261	2,017	16.682	2,360
クラス - 累積型	ポンド	-	-	-	-	-	-
クラス - 分配型	ポンド	-	-	-	-	-	-
クラス R - 累積型	ポンド	14.178	2,005	16.653	2,356	16.684	2,360
クラス R - 分配型	ポンド	12.299	1,740	15.500	2,192	15.355	2,172
米ドル建クラス							
クラス A - 累積型	米ドル	13.869	1,519	15.706	1,721	14.984	1,642
クラス A - 分配型	米ドル	-	-	13.972	1,531	12.777	1,400
クラス C - 累積型	米ドル	13.845	1,517	14.422	1,580	19.448	2,131
クラス C - 分配型	米ドル	-	-	-	-	12.864	1,409
クラス - 分配型	米ドル	-	-	-	-	-	-
クラス R - 累積型	米ドル	-	-	14.677	1,608	18.032	1,976
クラス R - 分配型	米ドル	-	-	13.675	1,498	17.108	1,874

2019年8月31日現在合算純資産計算書（続き）

		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ4		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ5		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ1	
		（千円）		（千円）		（千円）	
2018年8月31日現在							
純資産（ポンド）		77,767,514	11,000,215	51,445,593	7,276,979	77,511,850	10,964,051
2018年8月31日現在							
1株当たり純資産価格							
		クラス 通貨					
		（円）		（円）		（円）	
ポンド建クラス							
クラスA - 累積型	ポンド	18.660	2,639	22.659	3,205	12.519	1,771
クラスA - 分配型	ポンド	20.757	2,936	24.612	3,481	10.284	1,455
クラスC - 累積型	ポンド	21.517	3,044	23.312	3,297	10.760	1,522
クラスC - 分配型	ポンド	16.515	2,336	22.894	3,238	10.384	1,469
クラス - 累積型	ポンド	-	-	-	-	-	-
クラス - 分配型	ポンド	-	-	-	-	-	-
クラスR - 累積型	ポンド	17.672	2,500	22.050	3,119	12.598	1,782
クラスR - 分配型	ポンド	16.711	2,364	21.011	2,972	10.474	1,482
米ドル建クラス							
クラスA - 累積型	米ドル	21.687	2,376	21.655	2,373	12.177	1,334
クラスA - 分配型	米ドル	16.076	1,761	16.966	1,859	10.025	1,098
クラスC - 累積型	米ドル	19.893	2,179	24.925	2,731	12.218	1,339
クラスC - 分配型	米ドル	19.479	2,134	24.472	2,681	-	-
クラス - 分配型	米ドル	-	-	-	-	-	-
クラスR - 累積型	米ドル	20.595	2,256	24.553	2,690	10.220	1,120
クラスR - 分配型	米ドル	-	-	24.139	2,645	10.122	1,109

2019年 8月31日現在合算純資産計算書（続き）

		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ 2		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ 3		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ 4	
		（千円）		（千円）		（千円）	
2018年 8月31日現在							
純資産（ポンド）		163,595,168	23,140,537	405,443,696	57,350,011	95,628,032	13,526,585
2018年 8月31日現在							
1株当たり純資産価格							
		クラス 通貨		（円）		（円）	
ポンド建クラス							
クラス A - 累積型	ポンド	12.588	1,781	13.619	1,926	13.987	1,978
クラス A - 分配型	ポンド	10.234	1,448	11.262	1,593	13.886	1,964
クラス C - 累積型	ポンド	12.983	1,836	14.451	2,044	14.579	2,062
クラス C - 分配型	ポンド	10.738	1,519	11.955	1,691	14.334	2,028
クラス - 累積型	ポンド	-	-	-	-	15.204	2,151
クラス - 分配型	ポンド	-	-	12.683	1,794	14.397	2,036
クラス R - 累積型	ポンド	13.522	1,913	14.493	2,050	14.975	2,118
クラス R - 分配型	ポンド	10.991	1,555	12.315	1,742	14.352	2,030
米ドル建クラス							
クラス A - 累積型	米ドル	12.138	1,330	13.055	1,430	13.504	1,479
クラス A - 分配型	米ドル	9.897	1,084	10.831	1,187	13.347	1,462
クラス C - 累積型	米ドル	12.454	1,364	13.497	1,479	14.073	1,542
クラス C - 分配型	米ドル	11.951	1,309	13.007	1,425	13.855	1,518
クラス - 分配型	米ドル	-	-	12.179	1,334	-	-
クラス R - 累積型	米ドル	10.967	1,202	13.800	1,512	14.060	1,540
クラス R - 分配型	米ドル	10.640	1,166	11.864	1,300	13.918	1,525

2019年8月31日現在合算純資産計算書（続き）

		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ5		リクィッド・ オルタナティブ・ ストラテジーズ	
		（千円）		（千円）	
2018年8月31日現在					
純資産（ポンド）		38,082,690	5,386,797	398,737,385	56,401,403
2018年8月31日現在					
1株当たり純資産価格					
		クラス 通貨			
		（円）		（円）	
ポンド建クラス					
クラスA - 累積型	ポンド	13.965	1,975	-	-
クラスA - 分配型	ポンド	13.856	1,960	-	-
クラスC - 累積型	ポンド	14.474	2,047	-	-
クラスC - 分配型	ポンド	14.611	2,067	-	-
クラス - 累積型	ポンド	-	-	-	-
クラス - 分配型	ポンド	-	-	-	-
クラスR - 累積型	ポンド	14.706	2,080	10.949	1,549
クラスR - 分配型	ポンド	14.532	2,056	-	-
米ドル建クラス					
クラスA - 累積型	米ドル	13.307	1,458	10.682	1,170
クラスA - 分配型	米ドル	13.298	1,457	-	-
クラスC - 累積型	米ドル	-	-	-	-
クラスC - 分配型	米ドル	-	-	-	-
クラス - 分配型	米ドル	-	-	-	-
クラスR - 累積型	米ドル	14.256	1,562	11.045	1,210
クラスR - 分配型	米ドル	13.784	1,510	-	-

2019年8月31日現在合算純資産計算書（続き）

		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ1		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ2		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ3	
		(円)		(円)		(円)	
ユーロ建クラス							
クラスA - 累積型	ユーロ	13.272	1,600	14.278	1,722	17.581	2,120
クラスA - 分配型	ユーロ	-	-	10.835	1,307	13.583	1,638
クラスC - 累積型	ユーロ	-	-	13.808	1,665	17.823	2,149
クラスC - 分配型	ユーロ	-	-	13.279	1,601	17.051	2,056
クラス - 分配型	ユーロ	-	-	-	-	-	-
クラスR - 累積型	ユーロ	-	-	14.261	1,720	16.434	1,982
クラスR - 分配型	ユーロ	12.690	1,530	13.443	1,621	15.115	1,823
クラスY - 累積型	ユーロ	-	-	-	-	-	-
円建クラス							
クラスA - 分配型	円	1,050.315		1,083.234		1,165.017	

2018年8月31日現在

1株当たり純資産価格

2019年8月31日現在合算純資産計算書（続き）

		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ4		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ5		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ1	
		(円)		(円)		(円)	
ユーロ建クラス							
クラスA - 累積型	ユーロ	20.105	2,424	24.711	2,980	11.636	1,403
クラスA - 分配型	ユーロ	14.049	1,694	-	-	9.622	1,160
クラスC - 累積型	ユーロ	16.250	1,960	22.900	2,762	11.761	1,418
クラスC - 分配型	ユーロ	-	-	21.179	2,554	11.360	1,370
クラス - 分配型	ユーロ	-	-	-	-	-	-
クラスR - 累積型	ユーロ	20.431	2,464	18.125	2,186	11.855	1,430
クラスR - 分配型	ユーロ	-	-	-	-	-	-
クラスY - 累積型	ユーロ	-	-	-	-	-	-
円建クラス							
クラスA - 分配型	円	1,395.775		-		1,055.637	

2018年8月31日現在

1株当たり純資産価格

2019年8月31日現在合算純資産計算書(続き)

		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ2		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ3		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ4	
		(円)		(円)		(円)	
ユーロ建クラス							
クラスA - 累積型	ユーロ	11.100	1,339	11.834	1,427	12.275	1,480
クラスA - 分配型	ユーロ	9.073	1,094	9.717	1,172	12.155	1,466
クラスC - 累積型	ユーロ	11.421	1,377	12.380	1,493	12.756	1,538
クラスC - 分配型	ユーロ	9.349	1,127	10.361	1,249	12.702	1,532
クラス - 分配型	ユーロ	-	-	12.511	1,509	-	-
クラスR - 累積型	ユーロ	11.818	1,425	10.660	1,285	12.691	1,530
クラスR - 分配型	ユーロ	9.754	1,176	11.908	1,436	12.692	1,531
クラスY - 累積型	ユーロ	-	-	-	-	12.053	1,453
円建クラス							
クラスA - 分配型	円	1,137.866		1,154.530		1,229.941	

2019年8月31日現在合算純資産計算書（続き）

パークレイズ・
マルチマネジャー・
ポートフォリオ5

リキッド・
オルタナティブ・
ストラテジーズ

2018年8月31日現在

1株当たり純資産価格

	クラス 通貨	(円)		(円)	
ユーロ建クラス					
クラスA - 累積型	ユーロ	11.991	1,446	10.013	1,207
クラスA - 分配型	ユーロ	11.838	1,428	-	-
クラスC - 累積型	ユーロ	12.261	1,479	-	-
クラスC - 分配型	ユーロ	12.169	1,467	-	-
クラス - 分配型	ユーロ	-	-	-	-
クラスR - 累積型	ユーロ	12.589	1,518	10.309	1,243
クラスR - 分配型	ユーロ	12.519	1,510	-	-
クラスY - 累積型	ユーロ	11.946	1,441	-	-
円建クラス					
クラスA - 分配型	円	-	-	-	-

2019年8月31日現在合算純資産計算書（続き）

		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 1	パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 2	パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 3	パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 4
2018年8月31日現在 発行済株式数	クラス 通貨				
ボンド建クラス					
クラス A - 累積型	ボンド	72,802	328,825	472,687	96,891
クラス A - 分配型	ボンド	34,015	31,284	73,521	15,535
クラス C - 累積型	ボンド	193,510	107,478	422,790	104,974
クラス C - 分配型	ボンド	-	49,585	275,548	44,164
クラス - 累積型	ボンド	-	-	-	-
クラス - 分配型	ボンド	-	-	-	-
クラス R - 累積型	ボンド	70,292	944,792	2,587,107	1,456,478
クラス R - 分配型	ボンド	187,173	1,247,315	3,048,973	1,746,791
米ドル建クラス					
クラス A - 累積型	米ドル	70,170	60,390	89,719	15,845
クラス A - 分配型	米ドル	-	207,621	166,836	34,000
クラス C - 累積型	米ドル	518,562	78,015	47,903	148,249
クラス C - 分配型	米ドル	-	-	16,565	90,741
クラス - 分配型	米ドル	-	-	-	-
クラス R - 累積型	米ドル	-	663,519	412,273	464,834
クラス R - 分配型	米ドル	-	154,226	322,230	-
ユーロ建クラス					
クラス A - 累積型	ユーロ	134,370	225,727	152,860	22,290
クラス A - 分配型	ユーロ	-	28,847	7,436	2,911
クラス C - 累積型	ユーロ	-	422,019	259,724	168,068
クラス C - 分配型	ユーロ	-	4,403	27,269	-
クラス R - 累積型	ユーロ	-	1,059,838	253,790	101,576
クラス R - 分配型	ユーロ	86,942	16,500	37,820	-
クラス Y - 累積型	ユーロ	-	-	-	-
円建クラス					
クラス A - 分配型	円	24,000	117,500	225,500	142,500

2019年 8 月31日現在合算純資産計算書（続き）

		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 5	パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ 1	パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ 2	パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ 3
2018年 8 月31日現在 発行済株式数	クラス 通貨				
ボンド建クラス					
クラス A - 累積型	ボンド	37,663	335,305	882,978	1,197,842
クラス A - 分配型	ボンド	14,669	409,233	318,004	3,013,050
クラス C - 累積型	ボンド	126,150	434,241	769,827	908,832
クラス C - 分配型	ボンド	28,047	181,770	283,406	1,063,143
クラス - 累積型	ボンド	-	-	-	-
クラス - 分配型	ボンド	-	-	-	124,629
クラス R - 累積型	ボンド	714,351	214,465	1,256,479	4,054,915
クラス R - 分配型	ボンド	693,020	338,469	1,723,741	4,413,410
米ドル建クラス					
クラス A - 累積型	米ドル	9,317	326,110	1,425,065	1,866,437
クラス A - 分配型	米ドル	26,500	951,670	364,804	1,359,349
クラス C - 累積型	米ドル	9,970	493,434	468,492	833,357
クラス C - 分配型	米ドル	215	-	72,110	480,030
クラス - 分配型	米ドル	-	-	-	27,069
クラス R - 累積型	米ドル	39,431	24,417	25,425	377,970
クラス R - 分配型	米ドル	225,833	40,972	190,454	974,357
ユーロ建クラス					
クラス A - 累積型	ユーロ	14,402	3,026,155	6,117,187	8,734,607
クラス A - 分配型	ユーロ	-	133,475	579,182	646,103
クラス C - 累積型	ユーロ	39,447	299,598	475,638	343,006
クラス C - 分配型	ユーロ	102,117	335,468	118,552	259,929
クラス R - 累積型	ユーロ	470,680	133,194	395,262	305,279
クラス R - 分配型	ユーロ	-	-	128,675	263,229
クラス Y - 累積型	ユーロ	-	-	-	4,220,774
円建クラス					
クラス A - 分配型	円	-	14,000	75,000	335,000

2019年8月31日現在合算純資産計算書（続き）

		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ4	パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ5	リクィッド・ オルタナティブ・ ストラテジーズ
2018年8月31日現在 発行済株式数	クラス 通貨			
ボンド建クラス				
クラスA - 累積型	ボンド	221,098	64,839	-
クラスA - 分配型	ボンド	494,760	102,254	-
クラスC - 累積型	ボンド	58,431	2,424	-
クラスC - 分配型	ボンド	335,884	36,875	-
クラス - 累積型	ボンド	55,877	-	-
クラス - 分配型	ボンド	17,653	-	-
クラスR - 累積型	ボンド	961,089	548,141	30,484,502
クラスR - 分配型	ボンド	1,367,985	135,940	-
米ドル建クラス				
クラスA - 累積型	米ドル	406,743	66,578	679,105
クラスA - 分配型	米ドル	454,967	146,794	-
クラスC - 累積型	米ドル	163,069	-	-
クラスC - 分配型	米ドル	164,624	-	-
クラス - 分配型	米ドル	-	-	-
クラスR - 累積型	米ドル	10,055	13,519	2,890,534
クラスR - 分配型	米ドル	176,946	128,660	-
ユーロ建クラス				
クラスA - 累積型	ユーロ	1,728,181	241,861	1,092,316
クラスA - 分配型	ユーロ	106,866	8,850	-
クラスC - 累積型	ユーロ	43,156	36,247	-
クラスC - 分配型	ユーロ	11	37,804	-
クラスR - 累積型	ユーロ	8,023	72,389	2,710,902
クラスR - 分配型	ユーロ	50,043	3,237	-
クラスY - 累積型	ユーロ	757,981	1,599,205	-
円建クラス				
クラスA - 分配型	円	113,000	-	-

2【損益計算書】

パークレイズ・ポートフォリオ

2019年8月31日に終了した事業年度の合算損益計算書

	パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ1		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ2		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ3	
	2019年8月31日に 終了した年度		2019年8月31日に 終了した年度		2019年8月31日に 終了した年度	
	(ポンド)	(千円)	(ポンド)	(千円)	(ポンド)	(千円)
収益						
受取配当金 (純額)	216,904	30,681	1,586,252	224,375	3,179,485	449,738
銀行利息	65	9	266	38	551	78
収益合計	216,969	30,690	1,586,518	224,413	3,180,036	449,816
費用						
管理報酬	65,986	9,334	390,897	55,292	697,188	98,617
管理事務代行報酬						
および保管銀行報酬	45,572	6,446	71,964	10,179	92,130	13,032
年次税	7,365	1,042	39,551	5,594	71,940	10,176
専門家報酬	19,105	2,702	19,105	2,702	19,105	2,702
取締役報酬	502	71	3,150	446	6,333	896
為替ヘッジ						
運用会社報酬	-	-	-	-	-	-
当座借越利息	21	3	306	43	225	32
税務・法務報酬	2,646	374	4,024	569	5,678	803
公告手数料	3,227	456	9,318	1,318	17,074	2,415
一般費用	18,298	2,588	34,545	4,886	49,711	7,032
費用合計	162,722	23,017	572,860	81,031	959,384	135,705
費用の免除/返還	(103,156)	(14,591)	(206,740)	(29,243)	(335,118)	(47,402)
投資収益(純額)	157,403	22,265	1,220,398	172,625	2,555,770	361,514
投資有価証券、 先物契約および 為替先渡契約に かかる実現利益 (純額)	424,750	60,081	650,317	91,987	803,972	113,722
投資有価証券に かかる未実現 評価益の変動 (純額)	271,758	38,440	3,284,866	464,644	7,280,261	1,029,793
先物契約にかかる 未実現評価益の 変動(純額)	-	-	-	-	-	-
為替先渡契約に かかる未実現 評価益/(損) の変動(純額)	67,648	9,569	(124,032)	(17,544)	84,288	11,923
運用による資産の 変動(純額)	921,559	130,355	5,031,549	711,713	10,724,291	1,516,951

2019年8月31日に終了した事業年度の合算損益計算書（続き）

	パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ4		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ5		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ1	
	2019年8月31日に 終了した年度		2019年8月31日に 終了した年度		2019年8月31日に 終了した年度	
	(ポンド)	(千円)	(ポンド)	(千円)	(ポンド)	(千円)
収益						
受取配当金						
（純額）	1,623,089	229,586	973,018	137,633	1,191,657	168,560
銀行利息	252	36	220	31	1,028	145
収益合計	1,623,341	229,622	973,238	137,665	1,192,685	168,705
費用						
管理報酬	328,933	46,528	210,852	29,825	398,858	56,418
管理事務代行報酬						
および保管銀行報酬	65,646	9,286	57,127	8,081	104,348	14,760
年次税	38,037	5,380	24,138	3,414	35,583	5,033
専門家報酬	19,105	2,702	19,105	2,702	19,105	2,702
取締役報酬	3,284	465	1,890	267	2,453	347
為替ヘッジ						
運用会社報酬	-	-	-	-	14,170	2,004
当座借越利息	425	60	232	33	2,502	354
税務・法務報酬	16,644	2,354	10,470	1,481	3,783	535
公告手数料	9,727	1,376	6,497	919	7,567	1,070
一般費用	22,412	3,170	40,085	5,670	8,764	1,240
費用合計	504,213	71,321	370,396	52,393	597,133	84,464
費用の免除／返還	(200,024)	(28,293)	(156,430)	(22,127)	-	-
投資収益（純額）	1,319,152	186,594	759,272	107,399	595,552	84,241
投資有価証券、 先物契約および 為替先渡契約に かかる実現利益						
（純額）	1,227,669	173,654	915,556	129,505	2,195,509	310,555
投資有価証券に かかる未実現 評価益／（損）の 変動（純額）	2,929,748	414,413	1,260,077	178,238	(53,219)	(7,528)
先物契約にかかる 未実現評価（損） の変動（純額）	-	-	-	-	(67,550)	(9,555)
為替先渡契約に かかる未実現 評価益／（損） の変動（純額）	113,420	16,043	(157,485)	(22,276)	(391,239)	(55,341)
運用による資産の 変動（純額）	5,589,989	790,704	2,777,420	392,866	2,279,053	322,372

2019年8月31日に終了した事業年度の合算損益計算書（続き）

	パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ2		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ3		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ4	
	2019年8月31日に 終了した年度		2019年8月31日に 終了した年度		2019年8月31日に 終了した年度	
	(ポンド)	(千円)	(ポンド)	(千円)	(ポンド)	(千円)
収益						
受取配当金						
（純額）	3,028,331	428,357	7,422,721	1,049,944	1,633,019	230,991
銀行利息	1,488	210	38,185	5,401	3,543	501
収益合計	3,029,819	428,568	7,460,906	1,055,345	1,636,562	231,492
費用						
管理報酬	1,622,280	229,472	4,404,397	623,002	1,012,324	143,193
管理事務代行報酬						
および保管銀行報酬	102,802	14,541	181,669	25,697	88,692	12,545
年次税	72,093	10,198	179,072	25,330	41,827	5,916
専門家報酬	19,105	2,702	19,105	2,702	19,105	2,702
取締役報酬	4,621	654	12,053	1,705	2,935	415
為替ヘッジ						
運用会社報酬	25,520	3,610	53,742	7,602	11,050	1,563
当座借越利息	3,308	468	1,571	222	771	109
税務・法務報酬	5,138	727	9,457	1,338	4,059	574
公告手数料	11,987	1,696	28,025	3,964	8,430	1,192
一般費用	42,643	6,032	87,062	12,315	31,700	4,484
費用合計	1,909,497	270,098	4,976,153	703,877	1,220,893	172,695
費用の免除／返還	-	-	-	-	-	-
投資収益（純額）	1,120,322	158,470	2,484,753	351,468	415,669	58,796
投資有価証券、 先物契約および 為替先渡契約に かかる実現利益 （純額）	1,298,500	183,673	43,397,486	6,138,574	12,014,438	1,699,442
投資有価証券に かかる未実現 評価益／（損） の変動（純額）	3,091,303	437,265	(27,770,456)	(3,928,131)	(8,142,426)	(1,151,746)
先物契約にかかる 未実現評価（損） ／益の変動（純額）	(23,947)	(3,387)	569,298	80,527	(28,387)	(4,015)
為替先渡契約に かかる未実現 評価（損）／益 の変動（純額）	(319,039)	(45,128)	(319,959)	(45,258)	49,854	7,052
運用による資産の 変動（純額）	5,167,139	730,892	18,361,122	2,597,181	4,309,148	609,529

2019年8月31日に終了した事業年度の合算損益計算書（続き）

	パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ5		リキッド・ オルタナティブ・ ストラテジーズ		合 算	
	2019年8月31日に 終了した年度		2019年8月31日に 終了した年度		2019年8月31日に 終了した年度	
	(ポンド)	(千円)	(ポンド)	(千円)	(ポンド)	(千円)
収益						
受取配当金						
（純額）	526,724	74,505	7,836	1,108	21,389,036	3,025,479
銀行利息	1,257	178	-	-	46,855	6,628
収益合計	527,981	74,683	7,836	1,108	21,435,891	3,032,107
費用						
管理報酬	445,557	63,024	2,008,027	284,035	11,585,299	1,638,741
管理事務代行報酬						
および保管銀行報酬	65,476	9,262	198,689	28,105	1,074,115	151,934
年次税	15,860	2,243	118,672	16,786	644,138	91,113
専門家報酬	19,105	2,702	19,106	2,703	210,156	29,727
取締役報酬	985	139	14,747	2,086	52,953	7,490
為替ヘッジ						
運用会社報酬	5,579	789	-	-	110,061	15,568
当座借越利息	3,131	443	11,852	1,676	24,344	3,443
税務・法務報酬	2,359	334	10,330	1,461	74,588	10,550
公告手数料	4,211	596	36,106	5,107	142,169	20,110
一般費用	18,887	2,672	54,086	7,650	408,193	57,739
費用合計	581,150	82,204	2,471,615	349,610	14,326,016	2,026,415
費用の免除／返還	(39,060)	(5,525)	-	-	(1,040,528)	(147,183)
投資（損失）／						
収益（純額）	(14,109)	(1,996)	(2,463,779)	(348,502)	8,150,403	1,152,875
投資有価証券、						
先物契約および						
為替先渡契約に						
かかる実現利益／						
（損失）（純額）	4,793,640	678,060	(2,551,111)	(360,855)	65,170,726	9,218,399
投資有価証券に						
かかる未実現						
評価（損）／益						
の変動（純額）	(3,657,281)	(517,322)	9,255,224	1,309,151	(12,250,145)	(1,732,783)
先物契約にかかる						
未実現評価（損）						
／益の変動（純額）	(18,908)	(2,675)	-	-	430,506	60,895
為替先渡契約に						
かかる未実現						
評価（損）／益						
の変動（純額）	(83,700)	(11,839)	258,690	36,592	(821,554)	(116,209)
運用による資産の						
変動（純額）	1,019,642	144,228	4,499,024	636,387	60,679,936	8,583,177

財務諸表に対する注記

2019年8月31日に終了した会計年度

重要な会計方針の要約

(a) 財務書類の表示

本財務書類は、投資信託／投資法人に関するルクセンブルグの法令規則およびルクセンブルグで一般に認められた会計原則（ルクセンブルグGAAP）に準拠して作成されています。

(b) 通貨の取扱い

ファンドの報告通貨はポンド（GBP）であり、ファンドの合算財務書類はポンド表示です。しかし、ファンドは、ポンド以外の通貨建ての資産に投資する場合があります。各サブ・ファンドの原資産の通貨エクスポージャーは、為替変動に対する保護の一手段として、該当サブ・ファンドの基準通貨にヘッジすることができます。

外国通貨による取引は、取引日における実勢為替レートで換算されます。

サブ・ファンドの報告通貨以外の通貨で表示されるサブ・ファンドのすべての資産および負債は、2019年8月31日の中央ヨーロッパ時間午後11時現在における入手可能な直近の為替レートにより該当サブ・ファンドの報告通貨に換算されています。

これらの科目の換算より生じる為替差益または差損は、運用実績の決定の際に考慮されます。

ポンド	2019年8月31日現在
ユーロ	1.105880
日本円	129.268702
米ドル	1.217850
スイスフラン	1.205002

(c) 投資有価証券の評価

英文目論見書に従い、本財務書類の目的上、2019年8月31日現在の評価が使用されています。

公設証券取引所への上場が認められている有価証券またはその他規制された市場で取引されている有価証券は、2019年8月31日の中央ヨーロッパ時間午後11時現在における入手可能な直近の市場価格の仲値で評価されています。

オープンエンド型の投資信託／投資法人により発行される受益証券／株式への投資の評価額は、その入手可能な直近の1口／1株当たりの純資産価格とします。

上場取引投資信託／投資法人により発行される受益証券／株式への投資の評価額は、証券取引所において入手可能な直近の1口／1株当たりの価格とします。

有価証券が複数の規制された市場に上場されている場合、当該有価証券の評価は、当該有価証券の主要市場である取引所または当該有価証券の評価に最も公正な基準を提供する取引所より入手した価格を用いて決定されます。

2019年8月31日現在サブ・ファンドのポートフォリオで保有される有価証券が証券取引所または規制された市場で値付または取引されていない場合、または規制された市場で値付または取引されているが、上記に従い決定された価格が入手できないかまたは当該有価証券の公正市場価額を表示していない場合には、その価格は、慎重かつ誠実に決定されるその推定換金価格を基に決定されます。

満期90日以内の流動性商品は、概ね時価に等しい償却原価法を用いて評価されます。

(d) 収益の取扱い

サブ・ファンドの資産には、投資先ファンドからの収益が含まれます。この収益は、関連する源泉税を控除した上で、配当落ち日に認識されます。

預金利息は発生主義で認識されます。

（e）先物契約

ファンドの投資戦略の一環として、ファンドは、先物契約を締結することができます。先物契約の締結の際に差入れられる当初証拠金は、合算純資産計算書の現金預金に含まれます。先物契約は、2019年8月31日現在における反対売買決済コストで評価され、合算純資産計算書および投資明細表に記載されます。未決済の先物契約にかかる未実現利益または損失は、取引日の契約価格と、当該日の中央ヨーロッパ時間午後11時現在の時価の差額として毎日計算されます。投資明細表に開示されるように、約定額は、欧州証券市場監督局（ESMA）により公表されるガイドラインに従い計算され、各金融商品の原資産に対する同等ポジションの市場価値を表しています。

（f）投資有価証券にかかる実現利益または損失（純額）

売却された投資有価証券にかかる実現利益または損失（純額）は、平均原価法で決定されます。

（g）為替先渡契約

為替先渡契約は、満期までの残存期間について、2019年8月31日の中央ヨーロッパ時間午後11時現在の適用先渡レートで評価され、合算純資産計算書および投資明細表に表示されます。

為替先渡契約から生じる利益または損失は、当該契約の決済時点までは未実現利益または損失として表示され、かかる決済時点で当該利益または損失が実現されたものとして報告されます。

（h）証券貸付取引

ファンドは、英文目論見書に記載される条件および制限に従ってのみ、有価証券の貸付取引を行うことができます。

ファンドにより貸し付けられた有価証券に支払われる収益は、当該有価証券の該当借主によりファンドに対し支払われます。

2019年8月31日現在、各サブ・ファンドに貸付有価証券はありません。また各サブ・ファンドは、当会計報告年度中に有価証券の貸付は行っておりません。

(i) 分配金

ファンドは、以下の表に基づき、分配型株式を保有する各サブ・ファンドの株主に対し、通常、該当期間終了後 2 ヶ月以内に、分配金の支払いを宣言し、支払いを行います。

サブ・ファンド	分配金支払の頻度	該当期間末
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 1	毎月	毎月末
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 2	四半期毎	2 月末、5 月末 8 月末、11 月末
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 3	四半期毎	2 月末、5 月末 8 月末、11 月末
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 4	半期毎	2 月末、8 月末
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 5	半期毎	2 月末、8 月末
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 1	毎月	毎月末
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 2	四半期毎	2 月末、5 月末 8 月末、11 月末
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 3	四半期毎	2 月末、5 月末 8 月末、11 月末
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 4	半期毎	2 月末、8 月末
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 5	半期毎	2 月末、8 月末
リキッド・オルタナティブ・ストラテジーズ	年毎	8 月末

分配金は、分配落ちの日にサブ・ファンドにより計上されます。

支払日から 5 年に亘り株主により請求のなかった分配金は、その権利を喪失し、該当サブ・ファンドに帰属します。

（２）2018年８月31日に終了した会計年度

パークレイズ・ポートフォリオ

2018年８月31日現在合算純資産計算書

	パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ １		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ ２		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ ３	
	2018年８月31日現在 (ボンド) (千円)		2018年８月31日現在 (ボンド) (千円)		2018年８月31日現在 (ボンド) (千円)	
資産						
投資有価証券 (時価)	16,422,334	2,322,939	78,871,862	11,156,425	137,159,499	19,401,211
為替先渡契約に かかる未実現利益	9,001	1,273	73,167	10,349	49,051	6,938
先物契約にかかる 未実現利益	-	-	-	-	-	-
現金預金	46,779	6,617	290,674	41,116	480,492	67,966
投資有価証券 売却未収金	33,388	4,723	-	-	-	-
ファンド株式 発行未収金	-	-	39,604	5,602	490,354	69,361
未収配当金	-	-	-	-	-	-
その他資産	271,079	38,344	424,289	60,016	629,488	89,041
資産合計	16,782,581	2,373,896	79,699,596	11,273,508	138,808,884	19,634,517
負債						
為替先渡契約に かかる未実現損失	222,158	31,424	635,593	89,905	785,269	111,076
先物契約にかかる 未実現損失	-	-	-	-	-	-
当座借越	-	-	-	-	23,999	3,395
投資有価証券 購入未払金	-	-	-	-	-	-
ファンド株式 買戻未払金	-	-	3,593	508	90,238	12,764
その他未払金						
および未払費用	58,847	8,324	181,353	25,652	293,510	41,517
負債合計	281,005	39,748	820,539	116,065	1,193,016	168,752
期末純資産	16,501,576	2,334,148	78,879,057	11,157,443	137,615,868	19,465,765

2018年 8 月31日現在合算純資産計算書（続き）

	パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 4		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 5		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ 1	
	2018年 8 月31日現在		2018年 8 月31日現在		2018年 8 月31日現在	
	(ポンド)	(千円)	(ポンド)	(千円)	(ポンド)	(千円)
資産						
投資有価証券 (時価)	78,571,991	11,114,008	51,120,133	7,230,943	72,356,167	10,234,780
為替先渡契約に かかる未実現利益	23,497	3,324	33,290	4,709	1,203	170
先物契約にかかる 未実現利益	-	-	-	-	86,188	12,191
現金預金	191,940	27,150	503,830	71,267	6,158,479	871,117
投資有価証券 売却未収金	-	-	-	-	-	-
ファンド株式 発行未収金	97,557	13,799	-	-	-	-
未収配当金	-	-	-	-	33,559	4,747
その他資産	411,430	58,197	477,961	67,608	4,451	630
資産合計	79,296,415	11,216,478	52,135,214	7,374,526	78,640,047	11,123,635
負債						
為替先渡契約に かかる未実現損失	430,187	60,850	175,033	24,758	499,204	70,612
先物契約にかかる 未実現損失	-	-	-	-	15,819	2,238
当座借越	-	-	-	-	77,495	10,962
投資有価証券 購入未払金	931,527	131,764	376,404	53,242	-	-
ファンド株式 買戻未払金	-	-	19,620	2,775	335,422	47,445
その他未払金						
および未払費用	167,187	23,649	118,564	16,771	200,257	28,326
負債合計	1,528,901	216,263	689,621	97,547	1,128,197	159,583
期末純資産	77,767,514	11,000,215	51,445,593	7,276,979	77,511,850	10,964,051

2018年 8 月31日現在合算純資産計算書（続き）

	パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ 2		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ 3		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ 4	
	2018年 8 月31日現在 (ボンド) (千円)		2018年 8 月31日現在 (ボンド) (千円)		2018年 8 月31日現在 (ボンド) (千円)	
資産						
投資有価証券						
（時価）	156,608,522	22,152,275	396,997,607	56,155,312	87,810,611	12,420,811
為替先渡契約に かかる未実現利益	3,303	467	16,806	2,377	4,032	570
先物契約にかかる 未実現利益	95,214	13,468	838,752	118,641	410,425	58,055
現金預金	8,631,171	1,220,879	13,411,054	1,896,994	8,901,431	1,259,107
投資有価証券						
売却未収金	-	-	-	-	-	-
ファンド株式						
発行未収金	58,967	8,341	6,239	883	971	137
未収配当金	26,046	3,684	-	-	-	-
その他資産	18,335	2,593	41,791	5,911	12,233	1,730
資産合計	165,441,558	23,401,708	411,312,249	58,180,118	97,139,703	13,740,411
負債						
為替先渡契約に かかる未実現損失	1,108,243	156,761	2,679,390	379,000	667,645	94,438
先物契約にかかる 未実現損失	58,054	8,212	717,377	101,473	181,200	25,631
当座借越	37,160	5,256	785,042	111,044	229,225	32,424
投資有価証券						
購入未払金	-	-	-	-	-	-
ファンド株式						
買戻未払金	1,989	281	45,014	6,367	5,200	736
その他未払金						
および未払費用	640,944	90,662	1,641,730	232,223	428,401	60,597
負債合計	1,846,390	261,172	5,868,553	830,107	1,511,671	213,826
期末純資産	163,595,168	23,140,537	405,443,696	57,350,011	95,628,032	13,526,585

2018年 8 月31日現在合算純資産計算書（続き）

	パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ 5		リキッド・ オルタナティブ・ ストラテジーズ		合 算	
	2018年 8 月31日現在		2018年 8 月31日現在		2018年 8 月31日現在	
	(ポンド)	(千円)	(ポンド)	(千円)	(ポンド)	(千円)
資産						
投資有価証券						
（時価）	34,273,819	4,848,032	377,945,019	53,460,323	1,488,137,564	210,497,058
為替先渡契約に かかる未実現利益	1,412	200	17	2	214,779	30,380
先物契約にかかる 未実現利益	197,072	27,876	-	-	1,627,651	230,231
現金預金	4,246,180	600,622	22,458,678	3,176,780	65,320,708	9,239,614
投資有価証券						
売却未収金	-	-	219	31	33,607	4,754
ファンド株式						
発行未収金	-	-	826,338	116,886	1,520,030	215,008
未収配当金	-	-	-	-	59,605	8,431
その他資産	98,743	13,967	22	3	2,389,822	338,040
資産合計	38,817,226	5,490,697	401,230,293	56,754,025	1,559,303,766	220,563,518
負債						
為替先渡契約に かかる未実現損失	255,969	36,207	194,025	27,445	7,652,716	1,082,477
先物契約にかかる 未実現損失	72,190	10,211	-	-	1,044,640	147,764
当座借越	190,149	26,897	21,520	3,044	1,364,590	193,021
投資有価証券						
購入未払金	-	-	-	-	1,307,931	185,007
ファンド株式						
買戻未払金	-	-	1,513,786	214,125	2,014,862	285,002
その他未払金						
および未払費用	216,228	30,585	763,577	108,008	4,710,598	666,314
負債合計	734,536	103,900	2,492,908	352,622	18,095,337	2,559,585
期末純資産	38,082,690	5,386,797	398,737,385	56,401,403	1,541,208,429	218,003,932

パークレイズ・ポートフォリオ

2018年 8 月31日に終了した事業年度の合算損益計算書

	パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 1		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 2		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 3	
	2018年 8 月31日に 終了した年度		2018年 8 月31日に 終了した年度		2018年 8 月31日に 終了した年度	
	(ポンド)	(千円)	(ポンド)	(千円)	(ポンド)	(千円)
収益						
受取配当金 (純額)	175,907	24,882	1,345,673	190,345	2,662,788	376,651
銀行利息	-	-	-	-	-	-
収益合計	175,907	24,882	1,345,673	190,345	2,662,788	376,651
費用						
管理報酬	67,807	9,591	385,322	54,504	666,912	94,335
管理事務代行報酬						
および保管銀行報酬	59,203	8,374	94,871	13,420	109,868	15,541
年次税	7,699	1,089	36,708	5,192	63,619	8,999
専門家報酬	16,661	2,357	16,661	2,357	16,661	2,357
取締役報酬	497	70	2,628	372	4,292	607
為替ヘッジ						
運用会社報酬	-	-	-	-	-	-
当座借越利息	407	58	1,002	142	565	80
税務・法務報酬	2,365	335	2,365	335	2,365	335
公告手数料	5,053	715	14,017	1,983	22,521	3,186
一般費用	3,552	502	10,561	1,494	26,304	3,721
費用合計	163,244	23,091	564,135	79,797	913,107	129,159
費用の免除 / 返還	(107,196)	(15,163)	(196,883)	(27,849)	(292,112)	(41,319)
投資収益 (純額)	119,859	16,954	978,421	138,398	2,041,793	288,812
投資有価証券、 先物契約および 為替先渡契約に かかる実現利益 / (損失) (純額)	192,153	27,180	(21,660)	(3,064)	96,630	13,668
投資有価証券に かかる未実現評価 (損) / 益の変動 (純額)	(154,767)	(21,892)	(89,889)	(12,715)	2,607,699	368,859
為替先渡契約に かかる未実現 評価益の変動 (純額)	8,166	1,155	166,338	23,529	217,852	30,815
先物契約にかかる 未実現評価益の 変動 (純額)	-	-	-	-	-	-
運用による資産の 変動 (純額)	165,411	23,397	1,033,210	146,148	4,963,974	702,154

2018年8月31日に終了した事業年度の合算損益計算書（続き）

	パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 4		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 5		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ 1	
	2018年8月31日に 終了した年度		2018年8月31日に 終了した年度		2018年8月31日に 終了した年度	
	(ポンド)	(千円)	(ポンド)	(千円)	(ポンド)	(千円)
収益						
受取配当金 (純額)	1,368,630	193,593	1,086,127	153,633	1,140,595	161,337
銀行利息	-	-	-	-	6,604	934
収益合計	1,368,630	193,593	1,086,127	153,633	1,147,199	162,271
費用						
管理報酬	326,164	46,136	248,788	35,191	472,719	66,866
管理事務代行報酬						
および保管銀行報酬	82,019	11,602	73,445	10,389	106,534	15,069
年次税	34,739	4,914	27,554	3,898	41,257	5,836
専門家報酬	16,661	2,357	16,661	2,357	16,661	2,357
取締役報酬	2,407	340	1,712	242	2,448	346
為替ヘッジ						
運用会社報酬	-	-	-	-	12,429	1,758
当座借越利息	522	74	-	-	-	-
税務・法務報酬	2,365	335	2,365	335	2,365	335
公告手数料	12,718	1,799	9,414	1,332	13,676	1,934
一般費用	14,643	2,071	9,013	1,275	13,909	1,967
費用合計	492,238	69,627	388,952	55,017	681,998	96,469
費用の免除 / 返還	(178,955)	(25,313)	(136,676)	(19,333)	-	-
投資収益（純額）	1,055,347	149,279	833,851	117,948	465,201	65,803
投資有価証券、 先物契約および 為替先渡契約に かかる実現利益 (純額)	1,166,778	165,041	2,500,080	353,636	1,593,638	225,420
投資有価証券に かかる未実現評価 益 / (損) の変動 (純額)	1,969,258	278,552	(321,515)	(45,478)	(2,431,606)	(343,951)
為替先渡契約に かかる未実現評価 (損) の変動 (純額)	(67,426)	(9,537)	(225,524)	(31,900)	(1,292,576)	(182,835)
先物契約にかかる 未実現評価益の 変動（純額）	-	-	-	-	47,628	6,737
運用による資産の 変動（純額）	4,123,957	583,334	2,786,892	394,206	(1,617,715)	(228,826)

2018年8月31日に終了した事業年度の合算損益計算書（続き）

	パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ 2		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ 3		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ 4	
	2018年8月31日に 終了した年度		2018年8月31日に 終了した年度		2018年8月31日に 終了した年度	
	(ポンド)	(千円)	(ポンド)	(千円)	(ポンド)	(千円)
収益						
受取配当金						
（純額）	3,063,125	433,279	7,102,164	1,004,601	1,628,863	230,403
銀行利息	3,160	447	14,380	2,034	-	-
収益合計	3,066,285	433,726	7,116,544	1,006,635	1,628,863	230,403
費用						
管理報酬	1,996,066	282,344	5,552,161	785,353	1,356,836	191,924
管理事務代行報酬						
および保管銀行報酬	134,914	19,084	231,654	32,767	118,416	16,750
年次税	86,877	12,289	215,671	30,507	54,293	7,680
専門家報酬	16,661	2,357	16,661	2,357	16,661	2,357
取締役報酬	5,186	734	13,126	1,857	3,230	457
為替ヘッジ						
運用会社報酬	21,665	3,065	48,775	6,899	11,378	1,609
当座借越利息	-	-	-	-	-	-
税務・法務報酬	2,365	335	2,365	335	2,365	335
公告手数料	28,335	4,008	61,423	8,688	16,428	2,324
一般費用	29,482	4,170	76,679	10,846	19,623	2,776
費用合計	2,321,551	328,383	6,218,515	879,609	1,599,230	226,211
費用の免除 / 返還	-	-	-	-	-	-
投資収益（純額）	744,734	105,343	898,029	127,026	29,633	4,192
投資有価証券、 先物契約および 為替先渡契約に かかる実現利益 （純額）	7,593,025	1,074,033	28,973,017	4,098,233	10,821,787	1,530,742
投資有価証券に かかる未実現評価 （損）の変動 （純額）	(8,443,146)	(1,194,283)	(19,943,544)	(2,821,014)	(7,048,823)	(997,056)
為替先渡契約に かかる未実現評価 （損）の変動 （純額）	(1,854,214)	(262,279)	(4,271,673)	(604,228)	(818,061)	(115,715)
先物契約にかかる 未実現評価益 / （損）の変動 （純額）	50,863	7,195	(178,078)	(25,189)	128,143	18,126
運用による資産の 変動（純額）	(1,908,738)	(269,991)	5,477,751	774,828	3,112,679	440,288

2018年8月31日に終了した事業年度の合算損益計算書（続き）

	パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ 5		リクィッド・ オルタナティブ・ ストラテジーズ		合 算	
	2018年8月31日に 終了した年度		2018年8月31日に 終了した年度		2018年8月31日に 終了した年度	
	(ポンド)	(千円)	(ポンド)	(千円)	(ポンド)	(千円)
収益						
受取配当金						
（純額）	553,500	78,293	19,950	2,822	20,147,322	2,849,839
銀行利息	477	67	-	-	24,621	3,483
収益合計	553,977	78,360	19,950	2,822	20,171,943	2,853,321
費用						
管理報酬	629,465	89,038	1,707,276	241,494	13,409,516	1,896,776
管理事務代行報酬						
および保管銀行報酬	86,121	12,182	157,309	22,251	1,254,354	177,428
年次税	21,099	2,984	121,417	17,174	710,933	100,561
専門家報酬	16,661	2,357	16,654	2,356	183,264	25,923
取締役報酬	1,269	180	12,164	1,721	48,959	6,925
為替ヘッジ						
運用会社報酬	5,907	836	-	-	100,154	14,167
当座借越利息	-	-	13,167	1,862	15,663	2,216
税務・法務報酬	2,365	335	2,365	335	26,015	3,680
公告手数料	7,932	1,122	55,652	7,872	247,169	34,962
一般費用	8,884	1,257	74,073	10,478	286,723	40,557
費用合計	779,703	110,289	2,160,077	305,543	16,282,750	2,303,195
費用の免除 / 返還	(29,473)	(4,169)	-	-	(941,295)	(133,146)
投資（損失） /						
収益（純額）	(196,253)	(27,760)	(2,140,127)	(302,721)	4,830,488	683,273
投資有価証券、						
先物契約および						
為替先渡契約に						
かかる実現利益						
（純額）	3,976,868	562,528	1,299,250	183,779	58,191,566	8,231,197
投資有価証券に						
かかる未実現						
評価（損）の						
変動（純額）	(2,457,931)	(347,674)	(820,492)	(116,059)	(37,134,756)	(5,252,711)
為替先渡契約に						
かかる未実現						
評価（損）の						
変動（純額）	(508,662)	(71,950)	(88,805)	(12,561)	(8,734,585)	(1,235,507)
先物契約にかかる						
未実現評価益の						
変動（純額）	80,934	11,448	-	-	129,490	18,316
運用による資産の						
変動（純額）	894,956	126,592	(1,750,174)	(247,562)	17,282,203	2,444,568

3【金銭の分配に係る計算書】

該当なし

4【キャッシュ・フロー計算書】

該当なし

第3【外国投資証券事務の概要】

1 ファンド株式の名義書換

ファンド株式の登録・名義書換機関は次のとおりです。

取扱機関 ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ S E

取扱場所 ルクセンブルグ大公国、セニंगाーバーグ L - 1748、ルー・エメー通り 6 番地

日本の株主については、ファンド株式の保管を販売取扱会社に委託している場合、その販売取扱会社を通じて名義書換が行われます。それ以外の株主については本人の責任で手続を行うものとします。

名義書換の費用は徴収されません。

2 株主に対する特典

なし

3 譲渡制限

ファンド株式は自由に譲渡されることができますが、ファンドは、適格保有者以外の者への譲渡を拒否することができます。

4 その他

該当なし

第4【外国投資法人の詳細情報の項目】

後記「第三部 外国投資法人の詳細情報」に記載される事項の項目名は以下のとおりです。

- 第1 外国投資法人の追加情報
 - 1 外国投資法人の沿革
 - 2 役員の状況
 - 3 外国投資法人に係る法制度の概要
 - 4 監督官庁の概要
 - 5 その他
- 第2 手続等
 - 1 申込（販売）手続等
 - 2 買戻し手続等
- 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - （1）資産の評価
 - （2）保管
 - （3）存続期間
 - （4）計算期間
 - （5）その他
 - 2 利害関係人との取引制限
 - 3 投資主・外国投資法人債権者の権利等
 - （1）投資主・外国投資法人債権者の権利
 - （2）為替管理上の取扱い
 - （3）本邦における代理人
 - （4）裁判管轄等
- 第4 関係法人の状況
 - 1 資産運用会社の概況
 - （1）名称、資本金の額及び事業の内容
 - （2）運用体制
 - （3）大株主の状況
 - （4）役員の状況
 - （5）事業の内容及び営業の概況
 - 2 その他の関係法人の概況
 - （1）名称、資本金の額及び事業の内容
 - （2）関係業務の概要
 - （3）資本関係
- 第5 外国投資法人の経理状況
 - 1 財務諸表
 - 貸借対照表
 - 損益計算書
 - 投資有価証券明細表等
 - 2 外国投資法人の現況
 - 純資産額計算書
- 第6 販売及び買戻しの実績

第三部【外国投資法人の詳細情報】

第 1 【外国投資法人の追加情報】

1 【外国投資法人の沿革】

2006年10月13日 ルクセンブルグ法に基づき設立

2011年 1 月 4 日 日本における募集開始

2011年11月25日 ファンドの臨時株主総会において、2011年12月30日付でファンドの英語名を「Barclays Luxembourg Portfolios (Sterling) SICAV」から「Barclays Portfolios SICAV」に変更することを決議。

2011年12月30日 ファンドの英語名の変更により、ファンドの日本語名を「バークレイズ・ルクセンブルグ・ポートフォリオ」から「バークレイズ・ポートフォリオ」に変更。また、各サブ・ファンドの英語名および日本語名を下表のとおり変更。

旧名称	現名称
バークレイズ・ウェルス・グローバル・ベータ	バークレイズ・グローバルベータ
サブ・ファンド名	サブ・ファンド名
バークレイズ・ウェルス・グローバル・ベータ・ポートフォリオ 1 (Barclays Wealth Global Beta Portfolio 1)	バークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 1 (Barclays GlobalBeta Portfolio 1)
バークレイズ・ウェルス・グローバル・ベータ・ポートフォリオ 2 (Barclays Wealth Global Beta Portfolio 2)	バークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 2 (Barclays GlobalBeta Portfolio 2)
バークレイズ・ウェルス・グローバル・ベータ・ポートフォリオ 3 (Barclays Wealth Global Beta Portfolio 3)	バークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 3 (Barclays GlobalBeta Portfolio 3)
バークレイズ・ウェルス・グローバル・ベータ・ポートフォリオ 4 (Barclays Wealth Global Beta Portfolio 4)	バークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 4 (Barclays GlobalBeta Portfolio 4)
バークレイズ・ウェルス・グローバル・ベータ・ポートフォリオ 5 (Barclays Wealth Global Beta Portfolio 5)	バークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 5 (Barclays GlobalBeta Portfolio 5)
バークレイズ・ウェルス・マルチ・マネジャー	バークレイズ・マルチマネジャー
サブ・ファンド名	サブ・ファンド名
バークレイズ・インカム・ポートフォリオ (Barclays Income Portfolio)	バークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 1 (Barclays MultiManager Portfolio 1)
バークレイズ・コーシャス・ポートフォリオ (Barclays Cautious Portfolio)	バークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 2 (Barclays MultiManager Portfolio 2)
バークレイズ・バランス・ポートフォリオ (Barclays Balanced Portfolio)	バークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 3 (Barclays MultiManager Portfolio 3)
バークレイズ・グロース・ポートフォリオ (Barclays Growth Portfolio)	バークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 4 (Barclays MultiManager Portfolio 4)
バークレイズ・アドベンチャラス・グロース・ポートフォリオ (Barclays Adventurous Growth Portfolio)	バークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 5 (Barclays MultiManager Portfolio 5)

2【役員の状況】

ファンドの取締役は、以下のとおりです。

（2020年2月7日現在）

氏名	役職名	主要略歴
クロード・クレマー (Claude Kremer)	取締役	アーレント・アンド・メーデルナッハ法律事務所のパートナー弁護士。彼のプロとしての全キャリアはグローバル・ファンドおよびアセット・マネジメント業界にささげられている。多くの投資法人の取締役を務め、ルクセンブルグ大学でファンド法について教鞭をとる。ルクセンブルグファンド協会（ALFI）および欧州投信・投資顧問業協会（EFAMA）の会長を歴任。ルクセンブルグ在住。
グレゴリー・ニコラス (Grégory Nicolas)	取締役	ファンドロック・マネジメント・カンパニー・エス・エイの取締役およびグループ法務部長。投資信託のあらゆる面（投資戦略および分配、コーポレート・ガバナンスならびに規制関連の課題を含む。）において経験がある。ルクセンブルグファンド協会（ALFI）のような様々な協会ワーキング・グループおよびルクセンブルグコンプライアンス担当役員協会（ALCO）のメンバーである。ルクセンブルグ在住。
ニコラス・オドノーグ (Nicholas O' Donoghue)	取締役	パークレイズ・バンク・ユーケー・ピーエルシーの取締役。 金融業界での経験は16年以上に及び、ウェルス運用業務、投資銀行業務および商業銀行業務を網羅する。英国在住。

（注）上記の取締役のうち、同日現在、ファンド株式を所有している者はいません。

3【外国投資法人に係る法制度の概要】

ファンドの設立準拠法は、ルクセンブルグの1915年8月10日付商事会社法（改正済）（以下「1915年法」といいます。）および投資信託／投資法人に関する2010年12月17日法（以下「2010年法」といいます。）です。2010年法は、ルクセンブルグの契約型、会社型を含むすべての種類の投資信託／投資法人を規制するもので、ルクセンブルグの投資信託／投資法人の組織、税制および監査に関する基本法です。2010年法は、譲渡可能有価証券を投資対象とする投資信託／投資法人（「Undertakings for Collective Investment in Transferable Securities」、以下「UCITS」といいます。）に係る法律、規制および行政上の取扱規定の調整に関する2009年7月13日付欧州議会および欧州理事会の指令2009／65／EC（いわゆる「UCITS IV指令」、以下「指令」といいます。）をルクセンブルグ法により施行したものです。ファンドは、2010年法の下で変動資本を有する会社型投資信託（SICAV）としての資格を有しており、2010年法のパート に準拠します。

SICAVの発行株式は無額面で、最低資本金は、1,250,000ユーロ相当額（SICAVとしての承認取得後6ヵ月以内に達成が義務づけられています。）と定められています。SICAVの資本金は、常にその純資産総額に等しく、その純資産総額の変動および発行済株数の増減に従って変動します。ただし、2010年法は、最低資本金の額の3分の2相当額を下回った場合のファンドの解散に関する手続きを定めています。

1915年法の規定は、2010年法に別段の定めのある場合を除いて、会社全般に関する基本的事項に適用されます。

その他ファンドは、一定の大公勅令および金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」といいます。）の規則ならびに通達等に従っています。

4【監督官庁の概要】

ルクセンブルグの投資信託／投資法人の監督は、CSSFが行います。

監督の主な内容は次の通りです。

登録の届出の受理

（イ）ルクセンブルグ籍のすべての投資信託／投資法人（特定オルタナティブ投資ファンドに関するルクセンブルグの2016年7月23日法に基づく特定オルタナティブ投資ファンドを除きます。）は、CSSFの監督に服し、CSSFに登録しなければなりません。

（ロ）欧州連合（EU）加盟国の監督官庁によって承認されるUCITSは、指令の要件に適合していることが要求されます。ルクセンブルグ以外のEU加盟国で設立されたUCITSについては、支払代理人としてルクセンブルグの金融機関が任命されること、かつ、当該UCITSの設立国である当該EU加盟国の監督官庁によりCSSFに対し所定の書類が提出されること（「通知手続き」）により、ルクセンブルグでその受益証券／株式を販売することができます。当該UCITSの設立国であるEU加盟国の監督官庁が当該UCITSに関する通知をCSSFに送付した旨を当該UCITSに通知した時点より、当該UCITSは、ルクセンブルグの市場にアクセスすることができます。

この登録制度は、投資信託／投資法人の登録届出書または募集説明書或いはその投資有価証券の妥当性または正確性の何れをも、ルクセンブルグの当局が承認または否認することを要求するためのものではありません。これに反する表示をなすことは認められず、かつ、ルクセンブルグの法律の下では違法行為となります。

（ハ）外国法に準拠して設立または運営されているオープン・エンド型投資信託／投資法人がその有価証券を一般投資家向けにルクセンブルグ国内においてまたはルクセンブルグからルクセンブルグ国外へ販売するためには、当該投資信託／投資法人は、その設立国であるEU加盟国において、投資者の保護を保証するために当該国の法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服していることが要求されます。さらに、当該投資信託／投資法人は、2010年法に規定される監督と同等であるとCSSFが判断する監督に服していることが要求されます。

- (二) 特にルクセンブルグの専門投資家に対するEUおよび非EUのオルタナティブ投資ファンドのマーケティングは、代替投資ファンドマネジャーに関する2011年6月8日付指令2011/61/EUおよびその施行規則（以下「AIFM規則」という。）ならびにルクセンブルグ法およびAIFM規則を施行する規則に定められる適用ある規定に従って行われなければなりません。

登録の拒絶または取消

ルクセンブルグ籍の投資信託／投資法人が法令、関係法令規定またはCSSF通達を遵守しない場合、またはルクセンブルグ籍の投資信託／投資法人が公認法定監査人を有しないか、もしくはその監査人が同投資信託／投資法人の株主への報告義務もしくはCSSFへの開示義務を遵守しない場合、登録が拒絶されまたは取消される場合があります。また、ルクセンブルグ籍の投資信託／投資法人のマネジャーまたは当該投資信託／投資法人もしくはその管理会社の取締役がCSSFにより要求される義務の履行に関する十分な保証、信用および専門的能力を提供しない場合、登録は拒絶される場合があります。

登録が拒絶または取消された場合、ルクセンブルグ籍投資信託／投資法人の場合、ルクセンブルグ地方裁判所の決定により検察官が当該投資信託／投資法人の解散および清算を請求することができます（またはCSSFの要求があった場合には、請求するものとされます。）。外国法に基づく投資信託／投資法人は上場を廃止されることがあり、株式の一般への販売も中止されることがあります。

目論見書等に対する査証（VISA）の交付

投資信託／投資法人の受益証券／株式の販売に際し使用される目論見書もしくは説明書等は、その使用の前にCSSFに提出されなければなりません。CSSFは書類が適用法令およびCSSF通達に従っていると考える場合は、申請者に対し異議のないことを通知し、関係書類に査証（VISA）を付してそれを証明します。CSSFの行為を、宣伝に利用することは禁止されています。

財務状況に関する監督

年次報告書および半期報告書（適用ある場合）ならびにその他の書類は、CSSFに提出されなければなりません。投資信託／投資法人の財務状況およびその他の情報ならびに投資者およびCSSFに提供されたその他の情報の正確性を確保するために、ルクセンブルグ籍の投資信託／投資法人の年次報告書に含まれる財務書類は、公認法定監査人の監査を受け、CSSFに提出されなければなりません。公認法定監査人は、投資信託／投資法人の財務に関する情報が財政状態を適正に表示していないと判断した場合には、その旨をCSSFに直ちに報告する義務を負います。さらに、公認法定監査人は、CSSFが要求するすべての情報（投資信託／投資法人の帳簿その他の記録を含みます。）をCSSFに提出しなければなりません。

5【その他】

定款の変更

定款の変更に関しては、1915年法によって規定される定足数と決議要件を満たすことを条件として株主総会の決議が必要です。

事業譲渡または事業譲受

() 合 併

CSSFの事前承認を条件として、ルクセンブルグ内において、または国境を越えて、UCITS間の合併が認められています。

合併は、以下のとおり実行することができます。

- (a) 一もしくは複数のUCITSまたはその投資コンパートメント（「被合併UCITS」）を清算を行うことなく解散させ、その資産および負債の全部を他の既存のUCITSまたはその投資コンパートメント（「譲受側UCITS」）に譲渡することができます。かかる譲渡と交換に、被合併UCITSの受益者には、譲受側UCITSの受益証券が発行されるか、または（適用ある場合）当該受益証券の純資産総額の10%を超えない限度で現金が支払われます。

(b) 二以上のUCITSまたはその投資コンパートメント(「被合併UCITS」)を清算を行うことなく解散させ、その資産および負債の全部を当該被合併UCITSにより構成されるUCITSまたはその投資コンパートメント(「譲受側UCITS」)に譲渡することができます。かかる譲渡と交換に、被合併UCITSの受益者には、譲受側UCITSの受益証券が発行されるか、または適用ある場合には、当該受益証券の純資産総額の10%を超えない限度で現金が支払われます。

(c) 一もしくは複数のUCITSまたはその投資コンパートメント(「被合併UCITS」)を負債の弁済が完了するまで存続させた上、その純資産を同じUCITSの他の投資コンパートメントまたは当該被合併UCITSにより構成されるUCITSまたは他の既存のUCITSもしくはその投資コンパートメント(「譲受側UCITS」)に譲渡することができます。

上記でいう受益証券とは、契約型投資信託(FCP)の受益証券と変動資本を有する投資法人(SICAV)の株式を意味します。

かかる合併は、関連する規制当局の承認を条件として、かつ、定款の規定を遵守している限り(2010年法の規定と矛盾しない場合)認められます。

1915年法の規定は、UCITSの合併には適用されません。

() 資産の譲渡

SICAVの株主またはFCPの管理会社の決定に基づき、UCITSは、その清算手続の中で、その資産の全部または一部を他のUCITSに譲渡することができ、その後、清算手続中のものが清算されます。

UCITSは、特別な状況において、またCSSFおよび適用法により要求される手続に従い(例えば、サブ・ファンドの合併によるかまたは分離により)、その資産の一部を相手方のUCITSに譲渡することができます。

出資の状況その他の重要事項

該当事項なし。

訴訟事件その他の重要事項

2020年2月28日現在、訴訟事件その他ファンドおよび各サブ・ファンドに重要な影響を与えた事実および重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

海外における申込（販売）手続等

（1）申込手続き

申込書

すべての申込者は、ファンドに関する申込書に必要事項を完全に記入し（または取締役が承認する条件に基づき申込書が完全に記入されるよう手配し）、顧客を知るための資料およびマネーロンダリング防止の確認に関連して要求されるすべての裏付書類を提出することが必要です。申込書には、申込金額の送金方法の詳細が記載されています。申込書は、ファンドが別段の決定をした場合を除き取消不能です。申込書および裏付書類をファックスで管理事務代行会社宛に送付した場合には、受信されなかった場合などに附随するリスクは申込者の負担となります。また、ファックスで送信された申込書の原本は、裏付書類と共に、管理事務代行会社に対するファックスの送信日から3営業日以内に管理事務代行会社へ送達される必要があります。申込みは、取締役および管理会社が随時定めるその他の方法により実行することができます。申込書の原本が上記の締切時間までに提供されない場合には、取締役の裁量により、該当するファンド株式が強制的に買戻される場合があります。ただし、管理事務代行会社が申込書の原本を受領するまでは、申込者が買戻請求を行うことはできません。

主販売会社および一定の販売会社は、投資者に対してノミニー業務を提供する場合があります（その資格において、以下「ノミニー」といいます。）、投資者は、この点については、各々の販売会社にお問い合わせください。ファンド株式の申込みは、投資者と当該ノミニーとの間のノミニー契約の条件に基づき行われます。その場合、申込みは当該ノミニーに対して行われ、払込みは当該ノミニーが指定する方法で行われます。当該ノミニーは、ファンド株式の申込みを行い、当該ノミニー契約の条件に基づきファンド株式を保有します。ノミニーを通じてファンド株式を申込み投資者は、関連あるノミニー契約の条項に従って、ノミニーに対して書面による適切な請求書を提出することにより直接的な所有権を請求することができます。

投資者は、投資者自身がその名義にてファンドの株主名簿に登録されている場合にのみ、ファンドに対し、株主としての権利（特に、株主総会に参加する権利）を完全に行使することができます。ノミニーを通じてファンドに投資する投資者の場合（ノミニーは、投資者を代理して、ノミニーの名義にてファンドに投資します。）、当該投資者は、その株主としての権利の一部をファンドに対し直接行使することができない場合があることにご留意ください。

申込みがなされていないクラスの株式に対する申込み

すでに運用が開始されているサブ・ファンドのクラスのうち申込みがなされていないクラスについては、取締役は、（ ）取締役によって設定された期間（当該期間は取締役によって延長または短縮されることができます。）に基づき、当該クラスの運用を開始することを決定するか、（ ）管理事務代行会社によって当該クラスの株式に対する最初の申込みが受領された取引日をもって当該クラスの運用開始日とする旨指示することができます。取締役は、当該クラスの1株当たりの当初申込価格を、10ポンド（もしくは当該クラスの取引通貨建相当額）または関連取引日にすでに申込みがなされている当該サブ・ファンドの他のクラスに適用される1株当たりの申込価格のいずれかに決定することができます。

すでに運用が開始されているクラスの累積型または分配型のいずれかに対して申込みがなされていない場合には、当該種類の株式の運用開始日は、管理事務代行会社によって当該種類の株式に対する最初の申込みが受領された取引日とし、当該種類の株式の1株当たりの当初発行価格は、関連取引日にすでに申込みがなされている当該クラスの他の種類の株式に適用される1株当たりの申込価格とします。

継続販売

申込みのなされていないクラスの設定後の各サブ・ファンドまたは各クラスの株式の申込書は、該当取引日の該当サブ・ファンドのまたは取締役が決定するその他の日の取引カットオフ時間までに管理事務代行会社によって受領される必要があります。すべての申込みは、フォワード・プライシング基準（すなわち、取引カットオフ時間の直後の評価基準時点で計算される１株当たり純資産価格）で取扱われます。上記の締切時間以後に受領された申込みは、通常、翌取引日に取扱われます。

申込価格（発行価格）

申込価格は、申込みの効力が生じる該当取引日の評価基準時点における「価格」です。（「価格」の定義については、後記「第３ 管理及び運営、１ 資産管理等の概要、（１）資産の評価、純資産価格の計算 - SSP（Single Swinging Pricing）メソッドによる純資産価格の調整」をご参照ください。）

最新の１株当たりの「価格」は、各ファンド営業日に、管理事務代行会社の事務所にて通常の営業時間内に入手可能であり、また投資運用会社のウェブサイトwww.barclaysinvestments.comに日々公表されます。

申込手数料

取締役は、いずれのクラスについても、その株式の発行の際には、申込金額の６％を上限とする申込手数料を請求することを授權されています。ただし、現在、取締役は、５.２５％を超える申込手数料を請求しない方針です。申込手数料は仲介機関に支払われます。

端 株

１株当たりの価格に満たない申込金額は申込者に返還されません。申込金額のうち１株当たりの申込価格に満たない金額については端株が発行されます。ただし、１株の０.００１を下回る端株は発行されません。１株の０.００１に満たない申込金額は申込者に返還されず、管理費用を相殺するためにファンドによって留保されます。

（２）申込代金

払込方法

申込代金の払込みは、すべての銀行手数料を支払った上で、取引時に指定された銀行口座宛に電信送金により行うものとします（ただし、現地の銀行業務慣行により電信送金が認められていない場合は除きます。）。その他の支払方法は、取締役および／または管理会社の事前の承認が必要です。申込みが翌取引日まで留保された場合の払込代金に対して利息は支払われません。

払込通貨

申込代金の払込みは、通常、該当サブ・ファンドの該当クラスの取引通貨で行われます。ただし、自由に交換可能なその他の通貨での払込みを株主が希望する場合には、管理事務代行会社は、その裁量により、当該株主のために、当該株主のリスク・費用負担にて、必要な為替取引を手配することができます。かかる為替取引により、ファンド株式の取引に遅延が生じる可能性があります。

払込時期

申込代金は、バークレイズ・マルチマネジャーの各サブ・ファンドについては、該当取引日の後、５ファンド営業日目の営業終了時（中央ヨーロッパ時間）までに、または取締役が決定するその他の期間内に、バークレイズ・グローバルベータの各サブ・ファンドについては、該当取引日の後、４ファンド営業日目の営業終了時（中央ヨーロッパ時間）までに、または取締役が決定するその他の期間内に受領されなければなりません。

期限までに決済がなされない場合、申込みは失効し、申込者の費用負担で取り消される場合があります。有効な決済ができなかった場合、ファンドが債務不履行となった投資者に訴訟を提起する結果となったり、またはファンドにおける当該申込者の既存の保有に対し、当社が負担した費用または損失を控除する結果となる場合があります。取消により生じた剰余金は、ファンドの利益となります。

（３）申込最低金額／保有最低金額

初回申込最低金額

クラスA株式の初回申込最低金額は、1,000ポンド（または該当取引通貨建相当額）です（ただし、管理会社または取締役の裁量により減額することができます。）。

追加申込最低金額

クラスA株式の追加申込最低金額は、250ポンド（または該当取引通貨建相当額）です（ただし、管理会社または取締役の裁量により減額することができます。）。

最低保有金額

株主は、その所有するクラスA株式の一部の買戻しを請求する（またはそれ以外の方法で処分する）場合には、買戻し後の保有残高が1,000ポンド（または該当取引通貨建相当額）を下回らないことを条件とします（ただし、管理会社または取締役の裁量により減額することができます。）。

株主の保有金額が上記金額を下回る場合には、取締役は、当該株主の所有する全ファンド株式を買戻す権限を有します。

取締役または管理会社は、クラスA株式についての初回申込最低金額、追加申込最低金額および最低保有金額を上げることができます。ただし、引上げ後の金額は、当該引上げの効力が生じた日における既存株主の最低保有金額には適用されないものとします。

（４）その他

定款に基づき、取締役は、ファンド株式の発行を実行する権限を有しており、理由の如何に関わらず、ファンド株式のいかなる申込みについてもその全部または一部を受諾または拒絶する絶対的な裁量権を有しています。取締役は、適格保有者ではない者がファンド株式を法的かつ実質的に保有する結果にならないようにするために必要と考える制限を課す権限を有しています。

申込みが拒絶された場合には、受領した代金は、可及的速やかに、電信送金または取締役が決定するその他の方法により（利息、費用または手数料なしに）、当該申込者に返還されます（ただし、当該返還の際に発生する取扱手数料は当該金額から差引かれます。）。

サブ・ファンドの純資産価格の決定が停止されている期間中には、当該サブ・ファンドの株式の発行または割当は行われません。

すべての株式は、記名式で登録され、ファンドの株主名簿への登録によって証明されます。株主には、書面による所有確認書（電磁的様式によるものを含みます。）が発行されます。電磁的様式での所有確認書の発行を希望しない株主には、引続き、書面による様式で発行されます。ファンド株式の券面は発行されません。

（５）マネーロンダリングおよびテロリストへの資金供与の防止

マネーロンダリングおよびテロ資金供与との闘いに関する2004年11月12日法（改正済）、2010年2月1日付大公国規則、2012年12月14日のCSSF規則12 - 02およびマネーロンダリングおよびテロ資金供与との闘いに関するCSSF通達13 / 556、15 / 609および17 / 650ならびにこれらの各変更または差替を含むが、これらに限定されない、国際規則およびルクセンブルグの法令規則に従い、すべての金融業者は、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の目的でファンドのような投資信託 / 投資法人が利用されることを防止する義務を負っています。当該規定により、ルクセンブルグの投資信託 / 投資法人の登録代理人は、ルクセンブルグの法令規則に従い、申込者の本人確認を行うことが義務付けられています。登録代理人は、申込者に対し、本人確認のために必要とみなされる書類の提供を要求することができます。さらに、登録代理人は、ファンドの受任者として、ファンドの法律上および規制上の義務（CRS法を含みますが、これに限定されません。）を遵守するためにファンドが必要とするその他の情報を要求することができます。

申込者からの必要書類の提供が遅れたり、当該書類が提供されなかった場合には、申込みは受諾されず、買戻しの場合には、買戻代金の支払いが遅延することになります。ファンドまたは登録代理人のいずれも、申込者が書類を提供しなかった場合または不完全な書類を提供した場合における取引の処理の遅れや非処理に対する責任は負いません。

適用ある法令規則に基づく継続的な顧客調査義務に従って、株主は、随時、本人確認のための追加書類または更新書類の提供を求められる場合があります。

日本における申込（販売）手続等

日本においては、前記「第一部 証券情報、第1 外国投資証券（外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。）、（8）申込期間」に記載される期間中、同証券情報に従って、同証券情報に記載する各サブ・ファンドのクラスA株式の募集が行われます。

販売取扱会社は、取引日^{（注1）}でかつ日本における販売会社の営業日に限りファンド株式の申込みの取扱いを行います。代行協会が必要と認める場合、日本において申込みを受付けないことがあります。

（注1）「取引日」とは、各ファンド営業日をいい、「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグと英国の通常の完全な銀行営業日（土日および法定休日を除きます。）および取締役が随時決定するその他の日をいいます。

日本における申込受付時間は、原則として午後3時までとします。

販売取扱会社は、外国証券取引口座約款または他所定の約款（以下「口座約款」といいます。）を投資者に交付し、投資者は、口座約款に基づく外国証券取引口座の設定を申込み旨を記載した申込書を販売取扱会社に提出します。

各サブ・ファンドの各クラスA株式について、各申込金額は、米ドルもしくは日本円での1,000ポンド相当額を最低金額とします。ただし、株数単位での申込とし、米ドルもしくは日本円での1,000ポンド相当額を超える申込金額相当額の株数の申込とします。1株に満たない端株の取扱いは行われません。詳しくは、販売取扱会社にお問い合わせください。

申込価格（発行価格）^{（注2）}は、関連する取引日付で計算される各クラスA株式の1株当たり純資産価格とします（ただし、後記「第3 管理及び運営、1 資産管理等の概要、（1）資産の評価、純資産価格の計算 - SSP（Single Swinging Pricing）メソッドによる純資産価格の調整」に記載される価格調整が行われる場合があります。）。

（注2）ただし、申込時に運用が開始されていないクラスの株式に対する最初の申込みについては、1,000円または10米ドルとします。

申込価格には、販売取扱会社が定める申込手数料が課せられます。消費税等相当額を含めた申込手数料の料率の上限は2.75%（税抜2.5%）です。申込価格および申込手数料については、販売取扱会社にお問い合わせください。

日本の投資者によるファンド株式の購入に関する約定日（以下「国内買付約定日」といいます。）は、ルクセンブルグにおける申込注文の成立を販売取扱会社が確認した日をいい、通常、投資者の申込日の日本における翌々営業日となります。日本の投資者と販売取扱会社との間の受渡日は、国内買付約定日から起算して日本における4営業日目（以下「国内買付受渡日」といいます。）とし、国内買付受渡日において、投資者は申込金額および申込手数料の支払いを行うものとします。

販売取扱会社は、ファンド株式の保管を販売取扱会社に委託した投資者に対し、購入の都度「取引報告書」を交付します。

買付代金の支払は、円または米ドルで支払うものとします。

なお、日本証券業協会の協会員である販売取扱会社は、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」中の「外国投資証券の選別基準」に各サブ・ファンドの株式が適合しなくなったときは、当該ファンド株式の日本における販売を行うことはできません。

前記「海外における申込（販売）手続等」における記載も、適宜、日本における申込（販売）手続等にも適用されることがあります。

2【買戻し手続等】

海外における買戻し手続等

（1）買戻請求

すべての株主は、取引日にはいつでも（純資産価格の計算が停止されている期間を除きます。）、管理事務代行会社を買戻請求書を提出することにより、その所有するサブ・ファンドの株式の買戻しをファンドに請求する権利を有します。ファンド株式は、書面による請求書を管理事務代行会社に提出することにより、または取締役が随時定めるその他の方法により買戻されます。すべての買戻請求は、フォワード・プライシング基準（すなわち、取引カットオフ時間の直後の評価基準時点で計算される1株当たり純資産価格）で取扱われます。ファンド株式は、1株当たりの「価格」で買戻されます。（「価格」の定義については、「第3 管理及び運営、1 資産管理等の概要、（1）資産の評価、純資産価格の計算 - SSP（Single Swinging Pricing）メソッドによる純資産価格の調整」をご参照ください。）ノミニーを通じて保有するファンド株式の場合は、買戻請求はノミニー宛てに行われなければなりません。

買戻請求書

買戻しを請求する株主は、取締役が認める様式による明示的な書面による指示書、すなわちファンドに関して取締役および/または管理会社が定めた買戻請求書の様式（以下「買戻請求書」といいます。）を提出する必要があります。

各サブ・ファンドに関する買戻請求書は、該当取引日の取引カットオフ時間までに管理事務代行会社によって受領される必要があります。上記の締切時間以後に受領された買戻請求は、通常、翌取引日における買戻請求として取扱われます。ファンド株式は、取引カットオフ時間の直後の評価基準時点で計算される1株当たりの「価格」で買戻されます。

買戻請求は、原申込みについて決済性資金による払込みが行われ、かつ必要書類がすべて提出されている場合にのみ受諾されます。

買戻請求書は、取締役が別段の決定をした場合を除き取消不能であり、当該株主のリスク負担によりファックスで送付することもできます。

最新の1株当たりの「価格」は、各営業日に、管理事務代行会社の事務所にて通常の営業時間内に入手可能であり、また投資運用会社のウェブサイトwww.barclaysinvestments.comに日々公表されます。

支払方法

買戻代金の支払いは、当該株主のリスクおよび費用負担にて、申込書に記載される銀行口座または申込書提出後に管理事務代行会社に通知された銀行口座に電信送金により行うものとします。その他の支払方法は取締役および/または管理会社の事前の承認が必要です。

支払通貨

買戻代金は、通常、該当するクラスの株式の取引通貨で支払われます。ただし、株主が自由に交換可能なその他の通貨での支払いを希望する場合には、管理事務代行会社は、その裁量により、当該株主のために、当該株主のリスク・費用負担にて、必要な為替取引を手配することができます。

支払時期

ファンド株式の買戻代金は、バークレイズ・マルチマネジャーの各サブ・ファンドについては、通常、該当取引日の後、5ファンド営業日以内に、または取締役が決定するその他の期間（10ファンド営業日を超えることはありません。）内に支払われます。ただし、要求される書類がすべて管理事務代行会社に提出され、受領されていることを条件とします。

バークレイズ・グローバルデータの各サブ・ファンドのファンド株式の買戻代金は、通常、該当取引日の後、4ファンド営業日以内に、または取締役が決定するその他の期間（10ファンド営業日を超えることはありません。）内に支払われます。ただし、要求される書類がすべて管理事務代行会社に提出され、受領されていることを条件とします。

最低買戻金額

取締役または管理会社の裁量に従うことを条件として、クラスA株式の株主が1回の買戻しで買戻しを請求できる最低金額は、合計で250ポンド（または該当取引通貨建相当額）を下回らないものとします。

買戻後のクラスA株式の保有残高の合計額は、（取締役または管理会社の裁量に従うことを条件として）1,000ポンド（または該当取引通貨建相当額）を下回らないものとします。

取締役は、株主の保有残高が上記の金額を下回る場合には、残存株式を買戻す権利を有しています。

強制的買戻し

ファンドは、以下に該当すると判断した場合には、いかなるファンド株式についても、それを強制的に買戻すか、適格保有者への譲渡を要求することができます。（ ）ファンド株式が適格保有者ではない者によって保有されている場合、（ ）ファンド株式の所有者からは除外されているとファンドが合理的に判断するその他の者によってファンド株式が保有されている場合。

またファンドは、株主が保有するクラス株式の純資産価額が当該クラスの最低保有金額を下回る場合には、当該株主が保有する当該クラスの全株式の強制的な買戻しを要求する権利を留保しています。株主が保有するクラス株式の純資産価額が最低保有金額を下回る場合で、ファンドが強制的買戻しの権利を行使することを決定した場合には、ファンドは、当該株主に書面で通知し、その裁量により、最低保有金額の要件を満たすためのファンド株式の追加購入または最低保有金額が低い別のクラスの株式への乗換えを検討するための期間を当該株主に認めることができます。

「適格保有者」の定義については前記の「定義」の「適格保有者」をご参照ください。

（２）ファンド株式の譲渡

本書に記載される制限に従うことを条件として、ファンド株式は自由に譲渡可能で、取締役が承認する書面による様式で譲渡することができます。譲渡の登録に先立って、譲受人は、申込書に必要事項を記入し、ファンドが合理的に要求するその他の情報（例えば、本人確認書類）を提供する必要があります。取締役および／または管理会社は、以下の場合にはファンド株式の譲渡の登録を拒否することができます。

- （a）当該譲渡の結果、ファンド株式が適格保有者ではない者によって法的または実質的に所有されることになるか、所有される可能性があるかと取締役が認識または判断する場合。
- （b）当該譲渡の結果、当該譲渡人または当該譲受人が、最低保有金額に満たない価額のファンド株式の保有者として残ることになるかあるいは登録されることになる場合。

加えて、取締役および／または管理会社は、申込書において以下の表明または合意を行わない者に対してファンド株式の譲渡の登録を拒否することができます。

- （A）アメリカ人ではない旨、またアメリカ人の勘定で、またはアメリカ人を実質的受益者としてファンド株式を購入するものではない旨の表明。
- （B）株主である間にアメリカ人となった場合、あるいはアメリカ人の勘定で、またはアメリカ人を実質的受益者としてファンド株式を保有することになった場合には直ちにファンドに通知する旨の合意。
- （C）本項に規定する表明および合意を行う者以外の者に対してファンド株式に関する持分の売却、担保権設定または譲渡を行わない、申請しない、またはその意図を有さない旨の合意。
- （D）上記の表明および合意の違反があった場合には、ファンドに対して、当該違反に起因する損失、損害または費用を補償する旨の合意。

アメリカ人に対する譲渡、またはアメリカ人の勘定で行う譲渡もしくはアメリカ人が実質的受益者となる譲渡は、ファンドを拘束しないものとします。

疑義の回避のために付記すると、本書中の別段の規定にかかわらず、かつ適用ある場合にファンド株式を強制的に買戻す取締役の権利を損なうことなく、本書中の規定は、ファンド株式の譲渡性に適用されるルクセンブルグ証券取引所の規則の違反を構成するものと解釈されないものとします。

日本における買戻し手続等

日本における株主は、販売取扱会社を通じて、ファンドに対しその所有するファンド株式の買戻しを請求することができます。

販売取扱会社は、取引日^{（注）}でかつ日本における販売会社の営業日に限りファンド株式の買戻しの取扱いを行います。

（注）「取引日」とは、各ファンド営業日をいい、「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグと英国の通常の完全な銀行営業日（土日および法定休日を除きます。）および取締役が随時決定するその他の日をいいます。

買戻し単位は、各サブ・ファンドの各クラスA株式について、1株以上1株単位とします。ただし、各部分的買戻しは米ドルもしくは日本円での250ポンド相当額を最低金額とし、保有残高が米ドルもしくは日本円で1,000ポンド相当額を下回らないことを条件とします。詳しくは、販売取扱会社にお問い合わせください。

買戻し価格は、関連する取引日付で計算される各クラスA株式の1株当たり純資産価格とします（ただし、後記「第3 管理及び運営、1 資産管理等の概要、（1）資産の評価、純資産価格の計算 - SSP（Single Swinging Pricing）メソッドによる純資産価格の調整」に記載される価格調整が行われる場合があります。）。詳しくは、販売取扱会社にお問い合わせください。

買戻し手数料は課せられません。

日本の受益者によるファンド株式の買戻し請求に関する約定日（以下「国内買戻し約定日」といいます。）は、ルクセンブルグにおける買戻し請求の成立を販売取扱会社が確認した日をいい、通常、日本の受益者の買戻し請求日の日本における翌々営業日となります。日本の受益者と販売取扱会社との間の受渡日は、国内買戻し約定日から起算して日本における4営業日目（以下「国内買戻し受渡日」といいます。）とし、国内買戻し受渡日に、販売取扱会社は、日本の受益者に買戻し代金を支払います。

買戻し代金の支払いは、原則として円または米ドルによるものとします。

販売取扱会社は、ファンド株式の保管を販売取扱会社に委託した投資者に対し、買戻しの都度「取引報告書」を交付します。

取締役会は、一取引日の買戻し請求または乗換請求（もしある場合）の合計がサブ・ファンドの発行済株式総数の10%を超える場合、当該サブ・ファンドの株式の買戻しを制限することができます。

前記「海外における買戻し手続等」における記載は、適宜、日本における買戻し手続等にも適用されることがあります。

3【レイト・トレーディング（Late trading）およびマーケット・タイミング取引】

一般的に、時間外取引（レイト・トレーディング（Late trading））とは、該当取引日の取引カットオフ時間より後に申込みまたは買戻し請求が受諾され、当該申込みまたは買戻し請求が当該取引日に適用される「価格」で執行されることをいいます。

一般的に、マーケット・タイミングとは、時差ならびに純資産価格の決定方法の不完全性および／または欠陥性を利用することにより、投資者がファンド株式の申込みおよび買戻し請求を短期間で組織的に行う裁定取引方法をいいます。

ファンドは、時間外取引（レイト・トレーディング（Late trading））およびマーケット・タイミング取引慣行からの投資信託／投資法人の保護に関する2004年6月17日付CSSF通達04/146に記載される関係規定を遵守するものとします。

この点に関して、ファンドが受領する申込みまたは買戻し請求は、該当する取引カットオフ時間以後に受諾されることはありません。ただし、すべての注文に取引カットオフ時間を適用し、当該申込みまたは買戻し請求を合理的な期間内にルクセンブルグに転送することを約束している仲介機関によって受領された申込みまたは買戻し請求はこの限りではありません。さらに、申込みまたは買戻し請求は、フォワード・プライシング基準で取扱われます。

ファンドは、マーケット・タイミング取引慣行からファンドおよび株主の利益を保護するために、かかる取引慣行を行っている投資者または当該取引慣行を行っている疑惑がある投資者によるファンド株式の申込みを拒絶し、必要または適切であると判断する場合にはその裁量で追加的措置を実施する権利を留保しています。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

純資産価格の計算

各サブ・ファンドの純資産総額は、各サブ・ファンドの基準通貨で表示されます。各サブ・ファンドの純資産総額および各サブ・ファンドの各クラスに帰属する純資産総額の計算は、定款に定める下記の評価原則に従って、管理事務代行会社によって行われます。後記「純資産価格の計算の一時的停止」に記載される状況において、いずれかのサブ・ファンドの純資産総額の決定が停止または延期された場合を除き、各サブ・ファンドの純資産総額、1株当たり純資産価格（複数のクラスが存在するサブ・ファンドの場合には、各クラスに帰属する純資産総額および各クラスの1株当たり純資産価格）の計算は、各評価基準時点で行われ、株主は請求によりこれを入手することができます。各クラスの1株当たり純資産価格は、各サブ・ファンドのクラス間で異なります。「価格」（下記「SSP（Single Swinging Pricing）メソッドによる純資産価格の調整」に定義されます。）は、管理事務代行会社の事務所に通常営業時間中に入手可能であり、また投資運用会社のウェブサイト www.barclaysinvestments.com に日々公表され、更新されます。ルクセンブルグ証券取引所に上場されている各クラスの「価格」は、管理事務代行会社によって、計算後速やかにルクセンブルグ証券取引所に通知されます。

各サブ・ファンドの各クラスに帰属する純資産総額は、各クラスに対する当該サブ・ファンドの資産の比例的割当額から、各クラスに対する当該サブ・ファンドの負債の比例的割当額を控除することにより決定されます。各クラスの1株当たり純資産価格は、当該クラスに帰属する純資産総額を当該クラスの株式数で除すことにより決定され、該当取引通貨で計算され、公表されます。

サブ・ファンドの特定のクラスのために行われる為替リスクのヘッジ取引に関連する費用および負債/利益は、当該クラスに排他的に帰属するものとします。

ファンドの資産に適用される評価原則

(a) ファンドの資産は、以下を含むものとします。

- () すべての手持現金、預金および要求払預金（その経過利息およびすべての受取債権を含みます。）
- () すべての為替手形、要求払手形、預金証書、約束手形および受取債権（売却有価証券の未決済収入を含みます。）
- () すべての債券、為替先渡取引、定期手形、株式、投資信託/投資法人/ミューチュアル・ファンドの受益証券または参加持分、ディベンチャー、ディベンチャー・ストック、引受権、ワラント、先物契約、オプション契約、スワップ契約、固定利付証券、変動利付証券、リターンおよび/または買戻金額が指数、価格またはレートを基準に計算される証券、ファンドによって、またはファンドに関して所有または約定されている金融商品ならびにその他の投資対象および証券
- () 純資産価格の決定日より前に宣言済であるがファンドがまだ受領していない、ファンドが受領すべきすべての株式配当および現金配当ならびに現金分配
- () ファンドに帰属する利付証券について発生するすべての経過利息（それらが、当該有価証券の元本金額に含まれているか、または反映されている場合については除きます。）
- () ファンドのその他すべての投資対象
- () ファンドに帰属する設立費用ならびにファンド株式の発行および販売費用の未償却分
- () 取締役によって随時評価され定義される、前払費用を含むあらゆる種類および性質のその他すべてのファンドの資産

(b) ファンドの資産の評価に適用される評価原則は以下のとおりです。

- () 規制された市場に上場されているか、または通常取引されている投資対象は、(下記の()、()および()項に記載される特定の場合を除き) 評価基準時点における当該市場の市場価額(終値)の仲値、それが無い場合には直近の取引価格で評価されます。ただし、
- A. 投資対象が複数の規制された市場に上場されているか、または通常取引されている場合には、取締役は、その絶対的裁量により(ただし、保管銀行の承認を得た上で)、上記の目的のために、当該市場のうち一市場を選択することができます(ただし、当該市場は当該投資対象にとっての主要な市場となっている場合、または当該有価証券の評価のための公正な基準を提供する市場であると取締役が判断した場合に限ります。)。
- B. 規制された市場において上場されているか、または通常取引されている投資対象で、理由の如何に関わらず、該当時点で当該市場の価格が入手できない場合または当該市場の価格が代表的ではないと取締役が判断した場合には、当該投資対象のマーケット・メーカーである適格な者、会社または機関(本目的上、保管銀行の承認を得た者に限ります。)および/または取締役が(本目的上、保管銀行の承認を得た上で)適格であると判断する者によって慎重かつ誠実に見積もられた売却見込金額で評価されます。
- () 規制された市場において上場されていないか通常取引されていない投資対象は、当該投資対象のマーケット・メーカーである適格な者、会社または機関(本目的上、保管銀行の承認を得た者に限ります。)および/または取締役が(本目的上、保管銀行の承認を得た上で)判断するその他の適格な者によって慎重かつ誠実に見積もられた売却見込金額で評価されます。
- () 投資対象がオープン・エンド型の投資信託/投資法人によって発行された受益証券または株式である場合には、当該受益証券/株式の入手可能な直近の純資産価格で評価されます。
- () 手持現金、前払費用、前述の宣言済または発生済の未収現金配当および利息は、その全額が計上されます。ただし、それらの全額の支払いまたは受領が危ぶまれる場合には、その公正な価値を反映するために適切であると取締役が判断し、保管銀行が承認した割引を行った上で計上されるものとします。
- (v) 預金は、その元本金額に取得日または効力発生日からの経過利息を加えた額で評価されます。
- () 財務省証券は、評価基準時点において取引されている、または取引が認められている市場の公式終値で評価されます。ただし、当該価格が入手できない場合には、本目的上保管銀行が承認した適格な者によって慎重かつ誠実に見積もられた売却見込額で評価されます。
- () 債券、短期社債、ディベンチャー・ストック、預金証書、銀行引受手形、商業手形および類似の資産は、かかる資産が取引されている、または取引が認められている市場(すなわち、当該資産が上場または取引されている唯一の市場または取締役が主要な市場であると判断した市場)における公式終値に取得日からの経過利息を加えた額で評価されます。
- () 為替先渡契約の価額は、評価基準時点における実勢為替レートで評価されたポジションから発生する損益で評価されます。
- () 規制された市場で取引される先物契約およびオプションの価額は、当該市場によって決定された決済価格で評価されます。ただし、理由の如何に関わらず、かかる決済価格がない場合または代表的ではない場合には、本目的上保管銀行が承認した適格な者によって慎重かつ誠実に見積もられた売却見込額で評価されます。
- () スワップを含む店頭(OTC)取引の価額は、取引相手方からの相場価格(ただし、かかる相場価格は少なくとも毎日提供され、最低週1回、本目的上保管銀行が承認した、取引相手方の関係人ではない第三者によって承認または確認されるものとします。)または原有価証券または資産に基づく公正価額で評価されます。

- () 上記の各項に関わらず、取締役は、いずれかの投資対象の評価に対して、通貨、適用金利、満期、流通性および／または関連あると判断するその他事項を考慮して、その公正価値を反映するための調整が必要であると判断する場合には、保管銀行の承認を得て、かかる調整を行うことができます。
 - () 特定の価額が上述の規定通り確認できない場合、またはその他の評価方法が当該投資対象の公正価値をより適切に反映する方法であると取締役が判断した場合には、取締役は、保管銀行の承認を得た上で決定するその他の評価方法を採用することができます。
 - () 上記に関わらず、すべての評価について常に、売却された、または売却が約定されたファンドの資産には、当該資産に関してファンドが受領すべき純額が含まれるものとします。ただし、当該金額がその時点で確定されていない場合には、ファンドが受取るべき金額として取締役によって見積もられた純額で評価されるものとし、かかる調整方法は、保管銀行の承認を得るものとします。
- (c) 取締役によって、または取締役の代理人によって誠実に作成されたファンド株式の純資産価格に関するすべての証明書はすべての当事者を拘束するものとします。

SSP (Single Swinging Pricing) メソッドによる純資産価格の調整

ファンド株式は、1株当たり純資産価格に等しい単一の価格（申込手数料または買戻手数料は除きます。以下「価格」といいます。）で発行または買戻されます。1株当たり純資産価格は以下の方法で調整される場合があります。上述したとおり、1株当たり純資産価格は、各クラスに帰属する純資産総額を当該クラスの株式数で除すことにより計算されます。価格の算出のために、1株当たり純資産価格は、取引日にはいつでも、サブ・ファンドが当該取引日に正味申込超過ポジションにあるか、または正味買戻超過ポジションにあるかに応じて、下記の方法で調整することができます。取引日にサブ・ファンドまたはサブ・ファンドのクラスの取引がない場合には、「価格」は調整なしの1株当たり純資産価格とします（取締役が適切と判断する四捨五入が行われます。）。

1株当たり純資産価格の計算の目的で各サブ・ファンドの資産が評価される基準は上述したとおりです。この基準によれば、上場されている投資対象は、当該投資対象の市場価額（終値）の仲値またはかかる価格がない場合には直近の取引価格で評価され、投資信託／投資法人の受益証券／株式の場合には純資産価格で評価されます。ただし、サブ・ファンドのための資産および投資対象の売買にかかる実際のコストは、「税金および費用」（「定義」をご参照ください。）ならびに原投資対象の売買価格のスプレッド（以下「スプレッド」といいます。）により、1株当たり純資産価格の計算に用いられた市場価額（終値）の仲値、直近の取引価格または純資産価格から乖離する場合があります。かかるコストは、サブ・ファンドの価値に悪影響を及ぼし、一般的に「希薄化」と呼ばれています。

希薄化調整

希薄化の影響を最小化するために、取締役は、1株当たり純資産価格に希薄化調整を行うことができます。

かかる希薄化調整を行うか否かについては、取締役が裁量権を有するものとします。

希薄化調整は、該当サブ・ファンドの株式の申込みまたは買戻しの規模に左右されます。希薄化調整を行わなければ既存株主（申込みの場合）または残存株主（買戻しの場合）が悪影響を受けると判断した場合には、取締役は、その裁量で希薄化調整を行うことができます。特に、希薄化調整は以下の場合に適用されます。

- (a) サブ・ファンドの規模が継続的な減少にある場合（すなわち、買戻請求による正味の流出が生じている場合）
- (b) サブ・ファンドが、その規模に対し大量の正味の申込超過となっている場合
- (c) サブ・ファンドが取引日に正味申込超過ポジションまたは正味買戻超過ポジションとなっている場合

（d）株主の利益を保護するために希薄化調整が要求されると取締役が判断したその他の場合

希薄化調整は、1株当たり純資産価格に対して、「税金および費用」（「定義」をご参照ください。）ならびにスプレッドを賄うために適切な数値と取締役が判断する数値を、サブ・ファンドが正味申込超過ポジションの場合には加算し、サブ・ファンドが正味買戻超過ポジションの場合には控除することによって行われます。その結果得られる金額が、「価格」（取締役が適切と判断する四捨五入が行われます。）となります。希薄化調整は、1株当たり純資産価格の2%を超えないものと予想されます。疑義の回避のために付記すると、同様の状況にある株主は、同一の方法で取扱われるものとします。

希薄化調整が行われる場合、「価格」は、サブ・ファンドが正味申込超過ポジションにある場合には当該調整額分増加し、サブ・ファンドが正味買戻超過ポジションにある場合には当該調整額分減少します。サブ・ファンドの各クラスの「価格」は個別に計算されますが、同一の方法（百分率によります。）により希薄化調整の影響を受けます。

希薄化調整が行われない場合には、サブ・ファンドの総資産に悪影響を及ぼす場合があります。

純資産価格の計算の一時的停止

ファンドは、いずれのサブ・ファンドについても、その純資産価格の決定ならびに各クラスの株式の発行および買戻しを停止することができます。

- （a）当該サブ・ファンドの投資対象の重要部分が建値または上場または取引されている主要な市場が閉鎖されている期間（慣習的な週末の休業日または通常の休日を除きます。）、または取引が制限または停止されている期間、または該当する先物取引所または市場での取引が停止されている期間
- （b）政治・経済・軍事・金融上の事由またはファンドの取締役の管理、責任および権限を超える状況の結果、当該サブ・ファンドのいずれかの投資対象の売却または評価が株主全般もしくは当該サブ・ファンドの株主の利益に重大な損害を及ぼすことなく合理的に実行することができないと取締役が判断した期間、または純資産価格が公正に計算できない、またはかかる売却が株主全般または当該サブ・ファンドの株主の利益に重大な損害を及ぼすことになると取締役が判断した期間
- （c）ファンドのいずれかの投資対象の価額を決定する際に通常採用している通信手段または計算手段が故障している期間、または理由の如何に関わらず、当該サブ・ファンドの投資対象またはその他の資産のいずれかの評価が合理的または公正に確定できない期間
- （d）買戻代金の支払いのための資金の送金の実行不可能である期間、またはかかる支払いが通常の価格または通常の為替レートで実行することができないと取締役が判断する期間、申込み、買戻しまたは取引に要する資金または資産の移転が困難である場合または困難となることが予想される期間
- （e）ファンドの解散決議が提案される予定である株主総会の招集通知が公告された場合
- （f）ファンドの子会社を通じて保有する投資対象の価額が正確に決定できない場合
- （g）以下が公表された場合（ ）ファンドまたはサブ・ファンドの解散の決議案が提案される株主総会の招集通知、または一もしくは複数のサブ・ファンドを解散する旨の取締役会の決定、または（ ）当該停止が当該株主の保護のために正当化される範囲で、ファンドまたはサブ・ファンドの合併が提案される株主総会の通知または一もしくは複数のサブ・ファンドを合併する旨の取締役会の決定
- （h）サブ・ファンドのマスターUCITSまたはサブ・ファンドがその資産の大部分を投資している一もしくは複数の投資対象サブ・ファンドが、自主的または当局の要請の如何を問わず、その受益証券の買戻しまたは申込みを一時的に停止している場合。（「マスターUCITS」および「投資対象サブ・ファンド」の定義については、前記「第二部 ファンド情報、第1 ファ

ンドの状況、2 投資方針、(4)投資制限、3. サブ・ファンド間の投資および4. マスター・フィーダー構造」をご参照ください。)

ファンドは、可能な限り、一時停止期間を速やかに解除するために必要な措置を講じるものとします。

いずれかのサブ・ファンドについて、一取引日の買戻請求または乗換請求の合計が当該サブ・ファンドの発行済株式総数の10%を超える場合には、取締役の裁量により、当該取引日における当該サブ・ファンドの買戻または乗換の対象となる株式の総数が各サブ・ファンドの発行済株式総数の10%を超えないように、当該サブ・ファンドの株式に関する各買戻請求または各乗換請求を逡減することができます。逡減された買戻請求または乗換請求は、翌取引日に繰り越され、翌取引日(および必要な場合には後続の全取引日)における後続の買戻請求または乗換請求に先立って実行されます。買戻請求または乗換請求が繰越された場合には、ファンドは、かかる繰越しによって影響を受ける株主に速やかに通知することを確保します。

上記の一時停止の場合には、ファンドは、直ちに(いかなる場合にも当該一時停止が発生したファンド営業日中に)、CSSF、ルクセンブルグ証券取引所および必要な場合にはファンド株式が販売されている国の管轄当局に通知します。一時停止はファンドによって公告され、かつファンド株式の買戻しおよび乗換を請求した株主には、当該株主の書面による買戻請求書および乗換請求書の提出後可及的速やかに通知されます。

(2)【保管】

すべての株式は、記名式で登録され、ファンドの株主名簿への登録によって証明されます。株主には、書面による所有確認書(電磁的様式によるものを含みます。)が発行されます。当該確認書の電磁的様式による発行を請求しない株主は、引き続きハードコピーで受け取ることになります。ファンド株式の券面は発行されません。

ファンド株式の保管を販売取扱会社に委託した日本の投資者に販売されたファンド株式は、日本における販売会社の名義で株主名簿に登録され、その所有確認書は日本における販売会社によって保管されます。日本の株主に対しては、販売取扱会社から取引の都度「取引報告書」が交付されます。また定期的に「取引残高報告書」が交付されます。

ただし、日本の株主が自己の責任でファンド株式を保管する場合は、この限りではありません。

(3)【存続期間】

ファンドは、存続期間を無期限として設立されました。ファンドは、定款第30条に規定する定款変更方法に準じて採択された株主の決議によって、いつでも解散することができます。

(4)【計算期間】

各サブ・ファンドの計算期間は毎年8月31日に終了します。

(5)【その他】

資本の増減等に関する制限

ファンドの資本金は、常にその純資産総額に等しいものとします。

ファンドの資本金は、ファンド株式の発行・買戻しおよびポートフォリオの資産価額の変動の結果、自動的に増減することができます。ただし、2010年法に従って、ファンドの資本金が法定の最低資本金の3分の2相当額を下回った場合、株主総会に解散を提議しなければなりません。

取締役会は、いつでも、制限なく、全額払込済みの追加株式を発行する権限を与えられており、その場合、発行される株式に応募する優先権を既存株主に付与することはありません。

解散、合併および再編

ファンドの清算は、通常、臨時株主総会によって決定され、当該総会において清算人が任命され、清算人の権限が決定されます。清算手続きは、ルクセンブルグ法の規定に従って実施され、定款の変更に必要な多数決要件および定足数要件に従うものとします。

ファンドの資本金が現行の最低資本金額（現在は1,250,000ユーロ相当額）の3分の2を下回った場合には、取締役会は、ファンドの解散案を株主総会に提議しなければなりません。かかる株主総会では、定足数は要求されず、投票された議決権の単純過半数の賛成により決議されます。ファンドの資本金が最低資本金額の4分の1を下回った場合には、ファンドの清算は、かかる目的で取締役により招集された株主総会に出席または代理出席した株主のファンド株式の4分の1の賛成により決議されます。

サブ・ファンドの各クラスについての純清算手取金は、当該クラスの株主にその所有株数に按分比例して分配されます。清算の終了時に株主によって請求されなかった清算金は、ルクセンブルグの供託公庫（Caisse de Consignations）に預託されます。適用される時効期間内に請求されなかった金額は、その請求権を喪失する可能性があります。

ファンドの解散の場合には、当該解散を決議した株主総会により任命され、その権限および報酬が決定された一名または複数の清算人（自然人または法人のいずれかは問いません。）によって清算手続きが実施されます。各サブ・ファンドまたは各クラスに帰属する純清算手取金は、清算人によって、当該サブ・ファンドまたはクラスの株式の保有者にその所有株数に按分比例して分配されます。

ファンドの取締役は、いずれかのサブ・ファンドまたはクラスに関する経済的または政治的な状況の変化によって正当化される場合もしくはいずれかのサブ・ファンドまたはクラスの株主の利益のために要求される場合、またはいずれかのサブ・ファンドまたはクラスの純資産総額が10百万ポンド（または該当取引通貨建相当額）を下回った場合もしくはいずれかのサブ・ファンドまたはクラスの株主の利益のために要求される場合には、当該サブ・ファンドまたはクラスの清算を決定することができます。清算の決定は、清算の効力発生日より前にファンドによって公告され、かかる公告には、清算の理由および清算手続きが記載されます。株主の利益のために、または株主間の平等な取扱いを維持するために取締役が別段の決定を行った場合を除き、当該サブ・ファンドの株主は、その所有株式の買戻しまたは乗換えを引続き請求することができます。当該サブ・ファンドの清算の終了時にその受益者に分配できなかった資産は、その受益者のためにルクセンブルグの供託公庫（Caisse de Consignation）に預託されます。

取締役は、前段落と同じ状況において、一つのサブ・ファンドまたはクラスを2つ以上のサブ・ファンドまたはクラスに分割することにより当該サブ・ファンドまたはクラスの再編成を行うことを決定できます。当該決定は、前段落と同じ方法で公告され、また当該公告には2つ以上の新しいサブ・ファンドまたはクラスに関する情報が含まれるものとします。2つ以上のサブ・ファンドまたはクラスへの分割に係る手続きが開始される前に株主がその所有株式の買戻しを無料で請求できるようにするために（ただし、買戻しの際に繰延申込手数料が課されるクラスの場合はこの限りではありません。）、当該公告は、当該再編成の効力発生日の1ヶ月前までに行われます。

取締役会がサブ・ファンドの合併の決定を当該サブ・ファンドの株主総会に提議することを決定した場合を除き、サブ・ファンドの合併は、2010年法に定める条件に従って、取締役会により決定することができます。かかる株主総会には定足数は要求されず、投票された議決権数の単純過半数の賛成により決定されます。サブ・ファンドの合併の結果ファンドが存在しなくなる場合、またはファンドの合併の場合には、かかる合併は、ファンドの定款の変更のために必要とされる定足数および多数決要件に従って決議される株主総会により決定されるものとします。

上記の合併または分割によって保有者が端株を受領する権利を得ることになる場合で、かつ、参加している決済制度の運営規則により端株の決済ができない場合もしくは当該サブ・ファンドまたはクラスの株式の端株を発行しないことを取締役が決議している場合には、取締役は、当該端株を買戻す

権利を有します。買戻された端株の純資産価額は、10ポンド（または該当取引通貨建相当額）に満たない場合を除き、該当株主に分配されます。

本項に記載される状況および方法によるサブ・ファンドの清算または再編成は、当該サブ・ファンドの株主総会で決定することもできます。かかる株主総会には定足数は要求されず、投票された議決権数の過半数の賛成により、清算または再編成を決定することができます。

定款の変更

定款は、1915年法が規定する定足数および多数決要件に従って、随時、株主総会の決議により変更することができます。かかる変更によって、特定のサブ・ファンドまたはクラスの株式の所有者の権利がその他のサブ・ファンドまたはクラスの株式の所有者の権利と比較して影響を受けることになる場合には、当該サブ・ファンドまたはクラスに関して当該定足数および採決要件を満たすことが必要となります。

定款および定款の変更はすべて、ルクセンブルグのメモリアルに公告され、ルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されています。今後行われる定款の変更は、RESAに公告され、商業および法人登記所に提出されます。

日本の株主に対しては、定款の重要事項の変更は、公告または通知されます。

プーリング運用

- 1) 取締役会は、定款の規定に従い、定款第23条第C項記載の各クラスの株式について設定されたファンド（以下「参加ファンド」といいます。）の全部または一部について、各々の投資セクターを考慮して適切と考える場合には、それらをプールベースで投資し、運用することができます。かかる拡大された資産プール（以下「アセット・プール」といいます。）は、当初、（後述の制限に従って）現金またはその他の資産を参加ファンドからアセット・プールへ移転することにより形成されます。その後、取締役会は、随時、アセット・プールへ追加の資産を移転できるものとします。さらに、取締役会は、該当する参加ファンドの参加額を上限として、アセット・プールから参加ファンドへの移転を行うことができます。現金以外の資産は、該当するアセット・プールの投資セクターに適切な場合に限り、アセット・プールに配分することができます。
- 2) 各参加ファンドに付与されるアセット・プールの資産は、当該参加ファンドによる割当ておよび引出しならびにその他の参加ファンドのために為される割当ておよび引出しを基準に決定されます。現金による出資または引出しが行われる場合、関連する現金の投資により発生する財務手数料および取引・購入費用を反映するために取締役会が適切であると考えた金額分が減少し、または各々アセット・プール中の有価証券もしくはその他の資産の現金化により発生する費用を反映する増額分が増加します。
- 3) アセット・プールの資産について受領された分配金、利息およびその他の収益分配は、受領時におけるアセット・プールの資産に対する権原に比例して直ちに参加ファンドに貸記されます。ファンドの解散時には、アセット・プールの資産はそれぞれの参加ファンドのアセット・プールへの参加に比例して、参加ファンドに割り当てられます。

関係法人との契約の更改等に関する手続

管理会社契約

ファンドまたは管理会社は、他方の当事者に90日以上前の書面による通知を交付することにより、管理会社契約を終了させることができます。

同契約および関連する非契約的義務はルクセンブルグ法に準拠するものとし、ルクセンブルグ法に従って解釈されるものとします。

投資運用契約

管理会社または投資運用会社は、他方の当事者に90日以上前の書面による通知を交付することにより、投資運用契約を終了させることができます。

本契約は、ルクセンブルグ法に準拠し、かつ同法に従い解釈されます。

主販売契約

管理会社、主販売会社またはファンドは、他方の当事者に90日以上前の書面による通知を交付することにより、主販売契約を終了させることができます。

本契約は、ルクセンブルグ法に準拠し、かつ同法に従い解釈されます。

副投資運用契約

投資運用会社は、副投資運用会社に書面による通知を行うことにより、違約金または補償なしに、いつでも副投資運用契約を終了させる権利を有します。当該通知に別途規定のない限り、終了は、投資運用会社が副投資運用会社に書面による終了の通知の受領の速やかな確認を求め、かつこれを受領次第（Eメールまたは電話により）、直ちに発効します。

副投資運用会社は、（A）介入事象（副投資運用契約に定義される）の発生後、違約金または補償なしに、60暦日の書面による通知により、（B）投資運用会社が重大な副投資運用契約違反を犯し、かつ当該違反の回復を求める通知より60暦日以内に治癒されない場合には（治癒できる場合）、投資運用会社に対する書面による通知によりいつでも、または（C）投資運用会社に対する90暦日の書面による通知により、終了させることができます。

本契約およびこれに関連して生じる非契約的取決めは、イングランド法およびウェールズ法に準拠し、かつ同法に従い解釈されるものとします。

保管契約

本契約は、新たな保管銀行の任命を条件に、ファンドから保管銀行へ、または保管銀行からファンドへ6ヶ月以上前の書面による通知を以って、いつでも終了させることができます。

本契約は、あらゆる面において、ルクセンブルグ大公国の法律に従い、これに準拠し、解析かつ解釈されるものとし、ファンド、管理会社、および保管銀行は、各々、ルクセンブルグの排他的管轄に従うことに合意しています。

中央管理事務代行業務契約（修正再表示済）

本契約は、いずれかの当事者よりもう一方の当事者に対し、書面による通知を交付するかまたは郵便料金前払で郵送することにより終了させることができ、（i）ファンドまたは管理会社による終了の場合には、ファンドまたは管理会社によるかかる交付または郵送の日より90暦日後、または（ ）管理事務代行会社による終了の場合には、管理事務代行会社による交付または郵送の日より180暦日後に、かかる終了の効力が発生します。

本契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に従い解釈され、かつこれに準拠するものとし、本契約より生じるいかなる紛争もルクセンブルグ市の裁判所の排他的管轄に服するものとします。

代行協会員契約

ファンドまたは代行協会のいずれも、3ヶ月以上前に書面で通知することによりいつでも同契約を解除できます。ただし、日本において後任代行協会員が指定されることを条件とします。

同契約は日本法に準拠し、日本法に従い解釈されます。

証券取引所への上場

各サブ・ファンドのクラスA（分配型・米ドル建）株式およびクラスA（分配型・円建）株式はルクセンブルグ証券取引所に上場されます。（注）

（注）：パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ1のクラスA（分配型・米ドル建）株式、パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ5のクラスA（分配型・円建）株式およびパークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ5のクラスA（分配型・円建）株式については、株式が発行された場合に上場される予定です。

2【利害関係人との取引制限】

（イ）利益相反

取締役、管理会社、投資運用会社、管理事務代行会社および保管銀行ならびに（適用ある場合には）それらの各持株会社、子会社および関連会社（以下、各々を「利害関係人」といいます。）によって行われる業務は広範囲にわたるため、利益相反が生じる可能性があります。下記の規定に従うことを条件として、利害関係人は、利益相反が生じた場合にも取引を実行することができ、当該取引から得た利益、手数料またはその他の報酬について説明する義務を負いません（ただし、下記を条件とします。）。取引は、株主の最善の利益に合致していなければなりません。利益相反が生じた場合には、取締役は、合理的に可能な限り、それが公平に解決され、投資機会が公平かつ平等に割当てられるように努力します。

上記の一般性を損ねることなく、下記の利益相反が発生する場合があります。

- （ ）利害関係人は、ファンドによって、もしくはファンドの勘定で、もしくはその他ファンドに関連して保有される同一のまたは類似の投資対象を取得または売却する場合があります。
- （ ）利害関係人は、ファンドによって実行された、利害関係人が関係する取引に基づき、ファンドによってまたはファンドのために取得または処分された投資対象を取得、保有または処分することができます。ただし、利害関係人による当該投資対象の取得は、アームズレングスルールに基づく通常の商業的条件で実行されること、またファンドが保有する当該投資対象は、ファンドの利益に鑑みて合理的に可能な限り最善の条件に基づき取得されることを条件とします。
- （ ）各サブ・ファンドが投資するUCITSおよびその他の投資信託／投資法人の運用に係る者または会社は、当該投資信託／投資法人の投資と類似した投資を行う他の顧客の資産を運用している場合があります。従って、かかる顧客との間で同じ取引または投資対象に関連して競合する可能性があります。各顧客のために確保される投資対象または投資機会は、一般的に公平と判断される方法で各々に割当てられますが、割当手続きによっては、投資対象に係る支払価格または受領価格、あるいは取得したポジションの規模に悪影響を与える可能性があります。
- （ ）利害関係人は、本人または代理人としてファンドとの間で取引を行う場合があります。ただし、取引は株主の最善の利益に合致する場合に限るものとし、アームズレングスルールに基づく通常の商業的条件に基づき実行されたものとして行われます。すなわち、
 - A．保管銀行（または保管銀行との取引の場合には取締役）が独立または適格であると認めた者によって当該取引の評価証明書が取得されること。
 - B．当該取引は、組織化された投資取引所において、当該取引所の規則に従って、合理的に取得可能な最善の条件に基づき執行されること。
 - C．上記AおよびBが実務上不可能な場合には、当該取引が株主の最善の利益に合致し、かつアームズレングスルールに基づく通常の商業的条件に基づき実行される旨の原則を遵守していると保管銀行（または保管銀行との取引の場合には取締役）が認めた条件に基づき執行されること。
- （ ）ファンドの取締役の一部は、投資運用会社、主販売会社およびそれらの関連会社に関係しており、または将来に関係する可能性があります。ただし、ファンドの取締役としての資格においては、独立した受託者責任を負うものとして行為し、投資運用会社または同一グループの会社のその他の構成会社の管理の対象とはなりません。疑義の回避のために付記すると、取締役は、例えば、ファンドまたは投資運用会社の取締役または従業員として報酬を受領した結果として生じる利益相反についてファンドに説明する責任を負っていません。
- （ ）管理会社の報酬は、各サブ・ファンドの純資産総額に対する割合に基づきます。管理会社および投資運用会社は、規制された市場において上場または取引されていない投資対象に関して管理事

務代行会社に対して評価業務(サブ・ファンドの純資産総額の計算の補助業務)を提供する場合があります。

- () ファンドは、利害関係人によって管理および/または運用されるその他の投資信託/投資法人に投資する場合があります。投資信託/投資法人の受益証券/株式への投資によりファンドが手数料を受領した場合には、当該手数料は、該当サブ・ファンドの財産の一部となります。
- () ファンドは、利害関係人が発行体である、または利害関係人が顧問人または取引先銀行となっている投資対象を購入または保有する場合があります。
- () 管理会社およびファンドが投資するその他の投資信託/投資対象の運用会社は、自身の投資信託/投資法人に持分を有している場合があります。従って、当該投資信託/投資法人の段階で利益相反が生じる可能性があります。
- () 保管銀行およびその関連会社は、顧客(保管銀行が保管銀行として行為する顧客を含みます。)に様々なサービスを提供しています。例えば、管理会社は、一定の管理事務代行機能(ファンドの会計、評価、計算および登録・名義書換代行業務を含みます。)をファンドに提供するようにノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ S E を任命しました。

したがって、潜在的な利益相反が生じる可能性があり、かかる利益相反は、適切に特定、管理および開示されなければなりません。かかる利益相反に関する規制上の要件を満たすために、保管銀行は、自らが株主の最善の利益のために行っていることを確保する手続を策定しています。保管銀行が株主の最善の利益のために行うことを確保する重要な要素として、保管銀行の関連会社が提供する保管機能と他の業務とは、運用上および組織上分離されています。特に、ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ S E が管理事務代行会社または管理会社の業務を提供する場合、それぞれの機能は、相互取締役職(cross-directorship)をほとんどまたは一切置かない、かつ、別個のリスク、事業およびコンプライアンス資源を有する別個の法主体により提供されます。

保管銀行は、www.atlasmarketinteractive.com/GlobalMarketsandSubcustodiansListingに記載された、ファンドが投資することのできる一定の適格市場において、関連会社または第三者副保管銀行のいずれかに保管業務を委託しています。

よって、保管銀行(もしくはそのいずれかの関連会社)および/またはその副受任者は、自らの業務の過程で、時折ファンド、および/または保管銀行(もしくはそのいずれかの関連会社)が代理する他の法主体の活動との潜在的な利益相反を有することがある、他の金融上のまたは専門的な活動に関与する可能性があります。

関連会社または第三者副保管銀行が任命されているか否かにかかわらず、保管銀行は、かかる副保管銀行について、潜在的に生じうる利益相反の保管銀行による管理を可能にする同一の標準的質問事項およびチェックリストを利用した、定期的なデュー・ディリジェンス審査を引き受けており、また、引き受けるものとします。

保管銀行は、www.atlasmarketinteractive.com/GlobalMarketsandSubcustodiansListingに記載されるいずれかの副受任者への委託の結果として何らかの具体的な利益相反が生じることは予想していません。

しかし、仮に利益相反が生じた場合、保管銀行は、保管契約およびUCITS規則に基づく自らの義務がかかる場合において顧慮し、特に、他の顧客に対する自らの義務を顧慮のうえ、実務上可能な限り、かかる状況により職務の履行が損なわれないこと、および生じる相反が公正に、かつ、株主全体の最善の利益のために解決されることを確保するために合理的な努力を尽くします。

利益相反方針に基づく仕組みが、特定の相反を管理するのに十分ではない場合、保管銀行は、ファンドが保管銀行との取引を継続するか否かを選択できるよう、ファンドに当該相反の性質を知らせます。

誘因報酬

ファンドが常に自身に適用ある法令上の要請のすべて(サービス向上およびファンドの最善の利益義務を損なわないことを含みます。)を遵守することを条件として、ファンドは、報酬、手数料または非

金銭的利益を販売会社および／またはその他の仲介機関などの第三者に支払うことができます。特定のファンド株式のクラスが認可された仲介機関を通じて購入される場合、ファンドまたはその代理として認可された者は、CSSF規則が認める場合、当該仲介機関に当初手数料またはトレイル・コミッションを仲介機関に対して支払うことができます。ファンドはまた、請求に応じて、ファンド株式を購入するにあたり、当初手数料またはトレイル・コミッションが支払われる旨を投資主に知らせます。

ファンドは、自らの裁量により、初期手数料の全部または一部を放棄することができ、また常に自らに適用ある法令要件すべてを遵守することを条件として、ファンドまたはその代理として認可された者は、特定ファンドの保有に関して（認可仲介機関としてファンド株式を保有する投資主を含みます。）、自身の裁量において自身の定期的手数料について現金払戻しを行うことに同意しこれを投資主に支払うことができます。

ファンドが合同ポートフォリオ運用活動一般を行うにあたって、ファンドのための金融商品（以下を参照）について注文を実行するまたは他の事業体に行行を命じる場合を除き、かつファンドが常に自らに適用ある法令要件すべてを遵守することを条件として、ファンドは第三者から、報酬、手数料または非金銭的利益を受領することができます。

ファンドがファンドのための金融商品（以下を参照）について注文を実行し、または他の事業体に行行を命じる場合を除き、ファンドは、第三者（もしくは第三者を代理する者）から報酬、手数料または金銭的利益を受領し保有すること、または非金銭的利益を受領することは一切認められていません（ただし、ファンドが常に自らに適用ある法令要件すべてを遵守することを条件として、特定の受諾可能な少額の非金銭的利益および一定の状況におけるリサーチを除きます。）。

ファンドがファンドの一部もしくは全部に対して提供するサービスに関連して、いずれかの第三者（もしくは第三者を代理する者）から支払われたもしくは提供された何らかの報酬、手数料または金銭的利益を投資運用会社が受領する場合、それらの受領後合理的に可能な限り速やかに、かかるファンドに当該報酬、手数料または金銭的利益を返還するものとします。また、ファンドへの投資者は、ファンドの年次報告書によって報酬、手数料またはその他の金銭的利益について通知されるものとします。

投資運用会社は、報酬、手数料、金銭的利益または非金銭的利益が第三者または第三者を代理して行為する者により支払われまたは提供される場合、報酬、手数料または金銭的利益を受領または保有せず、非金銭的利益を受領しません（ただし、受領可能な少額の非金銭的利益を除きます。）。かかる取決めは、以下の条件に従うものとします。

- （ i ）投資運用会社は、ソフト・コミッションの取決めを締結する際、常に、ファンドおよび管理会社の最善の利益になるように行為すること。
- （ ）提供されるリサーチ・サービスは、投資運用会社の活動と直接関係するものであること。
- （ ）ファンドのためのポートフォリオ取引に関する仲介手数料の支払は、投資運用会社により、個人ではなく事業体であるブローカー・ディーラーに対して行われること。
- （ ）投資運用会社は、自己が受領するサービスの性質を含むソフト・コミッションの取決めに関して管理会社に対して報告書を提供すること。

（ロ）取引手数料の利用

投資運用会社は、仲介取引機関の手数をファンドに請求することができ、当該仲介機関の手数の見返りとして、注文の執行に加えて物品またはサービスを受領する場合があります。

かかる取引手数料の取決めは、以下を条件とします。（ i ）当該物品およびサービスは、ファンドのための取引の実行またはリサーチの提供のいずれかに関連するものであること、（ ）当該物品およびサービスは、当該注文の受益者としてのファンドに対する投資運用会社による業務提供を合理的に補助するものであり、ファンドの最善の利益のために行う投資運用会社の義務の遵守を損なわないものであること、（ ）ファンドのポートフォリオに影響を与える仲介業者の取引に関する手数料は、法人である仲介業者にのみ帰属し、民間の個人には帰属しないこと、（ ）投資運用会社は、取引手数料の

取決めに関する取締役会の報告書を提供すること(受けたサービスの性質を含みます。)、および

()取引手数料の取決めはファンドの定期的な報告書で開示されること。

(ハ) 取締役

(a) ファンドの事業に特別な注意を向ける取締役には、取締役が決定する追加の報酬を支払うことができます(前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、4 手数料等及び税金、(3) 管理報酬等、取締役の報酬および費用」を参照)。

(b) 取締役は、ファンドの取締役であるのと同時に、ファンドのその他の役職またはその他利益を取得する地位に就任することができ、また取締役が決定する条件に基づき、専門的な資格でファンドに対して行為することができます。

(c) 取締役は、その取締役としての地位に関わらず、ルクセンブルグ法の規定に従い、また取締役会に自身の重要な利害の性質および内容を開示することを条件として、

() ファンドまたはその子会社もしくは関連会社あるいはファンドまたはその子会社もしくは関連会社が持分を有する会社との間の取引または契約の当事者となることができます。

() ファンドが後援する法人またはファンドがその他持分を有する法人の取締役もしくはその他役員、従業員、取引または契約の当事者となることでき、またその他持分を有することができます。

() ファンドの取締役であることを理由として、当該役職もしくは雇用または当該取引もしくは契約または当該法人に対する持分から得られる利益についてファンドに報告する義務はないものとします。また、当該持分または利益を理由として、当該取引または契約を回避する義務はないものとします。

3【投資主・外国投資法人債権者の権利等】

（１）【投資主・外国投資法人債権者の権利】

日本の株主の権利行使およびその手続

株主がファンドに関し、その株式の権利を直接行使するためには、ファンド株式名義人として登録されていなければなりません。従って、販売取扱会社にファンド株式の保管を委託している日本の株主は、株主名簿に登録されていないため、ファンドに関し、その権利を直接行使することはできません。これら日本の株主は、口座約款に基づき、販売取扱会社をして権利を自己のために行使させることができます。

ファンド株式の保管を販売取扱会社に委託しない日本の株主は本人の責任において権利行使を行うことができます。

株主の権利

株主の有する主な権利は次のとおりです。

（イ）株主総会における議決権

規定に従って構成されたファンドの株主総会は、ファンドの株主全員を代表します。株主総会の決議は、株主が保有するサブ・ファンドまたはクラスの別にかかわらず、ファンドの株主全員を拘束するものとします。株主総会は、ファンドの経営に関する行為を命令し、実行または正式に承認する広範な権限を有するものとします。

いずれの株式も、サブ・ファンドまたはクラスの別、および各サブ・ファンドまたは各クラスの1株当たり純資産価格にかかわらず、1株式につき1議決権を有しています。株主は、他の者を代理人に任命することによっていずれの株主総会でも議決権を行使することができます。委任状は、書面または電報、テレックス、ファックスもしくは委任の証拠を構成できるその他の電子的手段によることができます。委任状は、特別に取消されない限り、すべての延会について有効とします。さらに、取締役会の裁量により、株主は、株主としての本人確認ができるビデオ会議またはその他の通信手段によって、いずれの株主総会にも参加することができます。ただし、かかる手段は、株主総会における審議が中断なくオンライン上で行われ、当該総会への有効な参加が確保されるような技術的条件を満たすものに限るものとします。ルクセンブルグ法または定款に別段の定めがある場合を除き、適法に招集された株主総会の決議は、投票された議決権数の単純多数決をもって採択されます。投票された議決権には、投票に不参加の株主、投票を棄権した株主または白票または無効票を投じた株主に附随する議決権は含まれません。ルクセンブルグの法令規則に定める条件に基づき、いずれの株主総会の通知においても、当該総会における定足数および過半数が当該総会に先立つ特定の日時（以下「基準日」といいます。）における発行済株式を規準として決定される旨を定めることができ、株主総会へ出席し、その所有株式に附随する議決権を行使できる株主の権利は、基準日現在で当該株主が保有する株式に基づき決定されるものとします。取締役会は、株主総会に参加し、また委任状が有効となるために株主が満たすべきその他すべての条件を決定することができます。株主総会は、ルクセンブルグ法の規定に従い、取締役会の招集により開催されます。

年次株主総会は、ルクセンブルグにおけるファンドの登記上の事務所またはその総会招集通知に指定されるルクセンブルグ内の場所において毎年開催されます。年次株主総会は、毎年12月の第3木曜日の午前11時（ルクセンブルグ時間）に開催されます。当該日がルクセンブルグの営業日ではない場合には、ルクセンブルグの前営業日に開催するものとします。年次株主総会は、ルクセンブルグの法令で認められる場合にはその定められる条件に従い、上記に記載される日時または場所以外の取締役会が決定する日時または場所（ただし、英国は除きます。）で開催することができます。

すべての株主総会の招集通知は、各総会の8日前までにすべての登録株主宛に郵送され、かつRESA（ルクセンブルグにおける公告掲載のための電磁的中央プラットフォーム）および当該総会の

前に決定されるその他のルクセンブルグの新聞紙上に、当該総会開催日の15日前に掲載されます。

あるいは、招集通知は、当該総会の8日前までにすべての登録株主に書留郵便にて送付されることが出来ます。招集通知には、総会の開催日時および場所、議題、参加条件ならびにルクセンブルグ法に定められる定足数要件および多数決規則などの詳細が記載されます。

株主は、請求により、年次株主総会の前に、ファンドの年次財務書類、監査報告書および取締役の年次報告書を入手できます。

定款およびルクセンブルグ法に従って、ファンドに関する株主の決定はすべて、全株主の総会の決議によるものとします。一もしくは複数のサブ・ファンドの株主に影響を及ぼす決定は、ルクセンブルグ法で許容される範囲において、該当するサブ・ファンドの株主のみの決議によることができます。この場合、定款に定められる定足数要件および多数決規則が適用されます。

各株式は、すべての総会または該当サブ・ファンドもしくは該当クラスの集会において1議決権を有します。クラスの権利の変更に伴うすべての定款の変更は、ファンドの株主総会の決議と当該クラスの株主の決議による承認が必要となります。

(ロ) 分配金受領権

株主は、該当クラス株式に関して、株主総会または取締役会で決定した分配金を受領する権利を有します。ただし、5年以内に受領されなかった分配金は、その受領権を失いファンドに帰属します。

(ハ) 買戻請求権

株主は、純資産価格の計算が停止されている期間を除き、ファンド株式の一部または全部の買戻しをいつでも請求することができます。

(ニ) 残余財産分配請求権

ファンド、サブ・ファンドまたはクラスが解散された場合、株主はファンドに対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。ファンドの解散の場合、ファンドの解散を決定した最後の株主総会において清算人が選任され、その清算人によって、清算手続が行われます。

(ホ) 書類閲覧権

株主は、請求により、年次株主総会の前に、ファンドの年次財務書類、監査報告書および取締役会の年次報告書を入手できます。

ファンドは、各会計年度の末日から4ヶ月以内(すなわち、各年の12月31日まで)に年次報告書および監査済年次財務書類を作成し、公表します。無監査の中間報告書(各年2月に終了する期間)は、上半期末日から2ヶ月以内(すなわち、各年の4月30日まで)に公表されます。

以下の書類の写し(随時行われる変更を含みます。)は、ファンドおよび管理会社の登記上の事務所において、土日および法定休日を除く日の通常の営業時間内に、無料で閲覧することができます。

(a) ファンドの定款

(b) 保管契約

(c) 中央管理事務代行業務契約(修正再表示済)

(d) 管理会社契約

(e) 投資運用契約

(f) 主販売契約

(g) ファンドの英文目論見書およびKey Investor Information Documents(重要投資者情報文書)

(h) ファンドの最新の年次財務書類および中間財務書類(発行後速やかに)

(i) 販売会社との間の契約

上記(a)、(g)および(h)の書類の写しは、ファンドおよび管理会社の登記上の事務所または管理事務代行会社の事務所に無料で入手できます。

日本の株主には、販売取扱会社を通じてファンドに関する決算報告書が送付されます。

（２）【為替管理上の取扱い】

日本の株主に対するファンド株式の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はありません。

（３）【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

上記代理人は、ファンドから日本国内において、

- （ａ）ファンドに対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他訴訟関係書類を受領する権限、および
- （ｂ）日本における投資証券の公募、販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されており、また関東財務局長に対する投資証券の募集に関する届出および継続開示ならびに金融庁長官に対する投資証券に関する届出等の代理人は下記のとおりである。

弁護士 三浦 健

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

（４）【裁判管轄等】

ファンドは、取締役会の決議により、日本の投資者が取得したファンド株式の取引に関する訴訟は、東京地方裁判所（東京都千代田区霞が関１丁目１番４号）が管轄することを承認しています。判決の執行手続は、日本法に従って行われます。

第4【関係法人の状況】

1【資産運用会社の概況】

【投資運用会社】

（1）【名称、資本金の額及び事業の内容】

（イ）名称

バークレイズ・インベストメント・ソリューションズ・リミテッド

（Barclays Investment Solutions Limited）（以下「投資運用会社」といいます。）

（ロ）資本金の額

2019年11月末日現在の資本金は、22,325,001ポンド（約32億円）

（ハ）事業の内容

バークレイズ・インベストメント・ソリューションズ・リミテッドは、1992年10月5日に英国で登記された有限会社です（登記番号02752982）。投資運用会社の最終的な親会社は、英国で設立されたバークレイズ・バンク・ユーケー・ピーエルシーです。投資運用会社の登記上の事務所は、英国、E14 5HP ロンドン、チャーチル・プレイス1番地に所在します。投資運用会社の主要事業は、金融業務の提供です。投資運用会社は、英国金融行為規制機構（FCA）により認可され、規制されます。

（2）【運用体制】

管理会社は、ファンドの助言および同意のもと、管理会社と投資運用会社との間の投資運用契約（その時々の変更を含みます。）に基づき、バークレイズ・インベストメント・ソリューションズ・リミテッドをファンドの投資運用会社に任命しています。投資運用会社は、管理会社および取締役会の監督および指図に常に従って、ファンドの資産の投資の運用について責任を負います。

投資運用会社は、管理会社の承認を得て、またFCA規則に従って、副投資運用会社を任命することができます。サブ・ファンドに関する日々の投資運用業務の全部または一部を委託することができます。サブ・ファンドについて複数の副投資運用会社が任命された場合、投資運用会社は、その裁量で決定する割合に応じて当該副投資運用会社間で当該サブ・ファンドの資産を割当てるものとします。いずれの場合においても、副投資運用会社が任命される場合には、CSSFの事前承認が要求されます。

運用管理機能は、バークレイズの様々な機能分野の人材によってなされています。

- 商品（商品管理、商品開発、商品サポート）の一貫した保有、企画および販売（合理化、変更、設定、合併に重点を置く。）
- プロダクト・ファンド・ガバナンス（取締役会の報告、法的規制の変更の管理、金融犯罪の監視）
- ビジネス・オペレーショナル・コントロールおよびコントロール・モニタリング・ユニット（リスク環境、コントロール強化および利益相反の管理）
- 法務（ファンドの目論見書の更新、法定文書の作成、法的見解の提供）
- 投資リスクチームは、ファンドのリスク管理プロセス（ファンドのグローバル・エクスポージャー、市場、流動性、カウンター・パーティ、集中リスク、バリュエーション、コンプライアンス、オペレーショナル・リスク、通貨リスクの監視）、違反の監視および規制リスク報告を含むリスク管理活動を行う。
- 投資運用者（ポートフォリオおよびファンド運用者）は、関連するファンドの目論見書補遺／目論見書に記載されているとおり、投資方針、投資制限、および投資ガイドラインに従って、ファンドの資産／証券を管理する。
- 投資管理業務は、調整、データ管理、担保管理、EMIR（欧州市場インフラ規則）に係る報告業務に重点を置く。

- ・ サービス・デリバリー監視は、ファンド価格の誤り、純資産価格の遅延、業務上の違反、収支破綻、苦情、および金融犯罪の防止に関する経営情報（ハイ・リスク投資家の数、重要な公的地位を有する者（PEP）、疑わしい活動の報告、制裁）を含め、ファンド管理に関して日常的に監視する。
- ・ サプライヤー管理チームは、主要パフォーマンス指標、主要リスク指標を用いてサプライヤーのパフォーマンスを監視する。
- ・ 経理財務部は、ファンドにおける発生費用および予算、ならびにファンドの支払いに関する手配を行い、財務諸表の作成を補佐する。
- ・ コンプライアンス、金融犯罪、税務からの中小企業情報

(3) 【大株主の状況】

(2019年11月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率 (%)
パークレイズ・バンク・ユー ケー・ピーエルシー (Barclays Bank UK PLC)	英国 E14 5HP ロンドン、チャーチ ル・プレイス 1 番地 (1 Churchill Place, London E14 5HP)	22,325,001	100%

(4) 【役員の状況】

(2019年11月末日現在)

氏名	役職名	主要略歴	
マイケル・ジェリー (Michael Jary)	取締役会長 取締役	2018年 1 月 1 日	パークレイズ・バンク・ユーケー・ピーエ ルシー (BARCLAYS BANK UK PLC) 取締役
		2018年 3 月 1 日	パークレイズ・インベストメント・ソ リ्यूションズ・リミテッド (BARCLAYS INVESTMENT SOLUTIONS LIMITED) 取締役
アンドリュー・ラトクリ フ (Andrew Ratcliffe)	取締役	2018年 1 月 1 日	パークレイズ・バンク・ユーケー・ピーエ ルシー (BARCLAYS BANK UK PLC) 取締役
		2018年 3 月 1 日	パークレイズ・インベストメント・ソ リ्यूションズ・リミテッド (BARCLAYS INVESTMENT SOLUTIONS LIMITED) 取締役
ソロモン・ソカー (Solomon Soquar)	取締役	2015年 7 月16日	パークレイズ・アセット・マネジメント・ リミテッド (BARCLAYS ASSET MANAGEMENT LIMITED) 取締役
		2018年 3 月 1 日	パークレイズ・インベストメント・ソ リ्यूションズ・リミテッド (BARCLAYS INVESTMENT SOLUTIONS LIMITED) 取締役
マーク・ニューベリー (Mark Newbery)	取締役	2016年 5 月20日	パークレイズ・アセット・マネジメント・ リミテッド (BARCLAYS ASSET MANAGEMENT LIMITED) 取締役
		2016年 5 月20日	パークレイズ・インベストメント・ソ リ्यूションズ・リミテッド (BARCLAYS INVESTMENT SOLUTIONS LIMITED) 取締役
		2016年11月30日	ジェラルド・マネジメント・サービズ・ リミテッド (GERRARD MANAGEMENT SERVICES LIMITED) 取締役
		2017年11月 6 日	ファーストプラス・ファイナンシャル・グ ループ・ピーエルシー (FIRSTPLUS FINANCIAL GROUP PLC) 取締役

キャサリン・アン・マシュー (Kathryn Ann Matthews)	取締役	2018年2月19日	バークレイズ・バンク・ユーク・ピーエルシー（BARCLAYS BANK UK PLC）取締役
		2018年10月25日	バークレイズ・インベストメント・ソリューションズ・リミテッド（BARCLAYS INVESTMENT SOLUTIONS LIMITED）取締役
ダーク・リー (Dirk Klee)	取締役	2019年2月12日	バークレイズ・インベストメント・ソリューションズ・リミテッド（BARCLAYS INVESTMENT SOLUTIONS LIMITED）取締役

（注）2019年11月末日現在、バークレイズ・インベストメント・ソリューションズ・リミテッドの株式を保有している取締役はいません。

(5) 【事業の内容及び営業の概況】

2019年11月末現在、パークレイズ・インベストメント・ソリューションズ・リミテッドにより運用されている主要な投資法人(純資産総額上位5位)は以下のとおりです。

(2019年11月末現在)

	名 称	基本的性格	設立年月日	純資産総額 (ポンド)	1 株当たり 純資産価格 (ポンド)
1	パークレイズ・マルチマネージャー・ファンドplc - グローバルアクセス エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・デット・ファンド (Barclays Multi-Manager Fund plc - GlobalAccess Emerging Market Local Currency Debt Fund)	オープンエンド型 / アンブレラ型 / 変動資本型投資法人	2012年11月13日	583,459,681	0.789 (クラス A / 分配型)
2	パークレイズ・マルチマネージャー・ファンドplc - グローバルアクセス グローバル・ハイイールド・ボンド・ファンド (Barclays Multi-Manager Fund plc - GlobalAccess Global High Yield Bond Fund)	オープンエンド型 / アンブレラ型 / 変動資本型投資法人	2007年11月27日	537,203,618	1.017 (クラス A / 分配型)
3	パークレイズ・マルチマネージャー・ファンドplc - グローバルアクセス エマージング・マーケット・エクイティ・ファンド (Barclays Multi-Manager Fund plc - GlobalAccess Emerging Market Equity Fund)	オープンエンド型 / アンブレラ型 / 変動資本型投資法人	2007年 8 月29日	457,859,689	0.645 (クラス A / 分配型)
4	パークレイズ・マルチマネージャー・ファンドplc - グローバルアクセス ユーケー・オポチュニティーズ・ファンド (Barclays Multi-Manager Fund plc - GlobalAccess UK Opportunities Fund)	オープンエンド型 / アンブレラ型 / 変動資本型投資法人	2005年12月 8 日	431,245,102	2.242 (クラス A / 分配型)

5	バークレイズ・マルチマネージャー・ファンドplc - グローバルアクセス グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド (Barclays Multi-Manager Fund plc - GlobalAccess Global Corporate Bond Fund)	オープンエンド型 / アンブレラ型 / 変動資本型投資法人	2007年12月4日	402,928,062	0.747 (クラスA / 分配型)
---	---	-------------------------------------	------------	-------------	--------------------------

【副投資運用会社】**（１）【名称、資本金の額及び事業の内容】****（イ）名称**

ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド

（BlackRock Investment Management（UK）Limited（以下「副投資運用会社」といいます。）

（ロ）資本金の額

2018年12月末現在、94.5百万ポンド（約134億円）。

（ハ）事業の内容

副投資運用会社は英国に登録している非公開有限責任会社であり、登録番号は2020394です。本社は英国、EC2N 2DLロンドン、スログモートン通り12番地にあり、英国金融監督庁（FCA）の規制を受けます。ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッドの任命条件は、副投資運用契約に規定されます。

副投資運用会社は、2019年12月31日現在、7兆4,000億米ドル（約810兆7,440億円）の運用資産を有する主要なグローバル資産運用会社であるブラックロック・インク（以下「ブラックロック」といいます。）の一部です。ブラックロックは、顧客の要望を満足させるため、市場および資産クラスのすべての種類に亘って、アクティブ、エンハンスドおよびインデックス戦略を含む、リスクの一連の範囲に亘る金融商品の品揃えを提供しています。ブラックロックはまた、幅広い顧客基盤の機関投資家に対し、リスク管理、助言および企業投資システム・サービスを提供しています。

（２）【運用体制】

副投資運用会社は、投資運用会社の委任を受け、パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ1、パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ2、パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ3、パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ4およびパークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ5の各資産の投資運用業務を行います。

副投資運用会社は定められた投資目的、投資方針および投資制限に従って上記のサブ・ファンドの投資有価証券を運用し、その裁量により当該サブ・ファンドの資産の取得および処分を行います。

設立以来、ブラックロックの中核となる哲学は、副投資運用会社の顧客のニーズが最も重要であり、かつ副投資運用会社の唯一の事業は、顧客に代り顧客の資産を運用することであるという信念に基づいています。

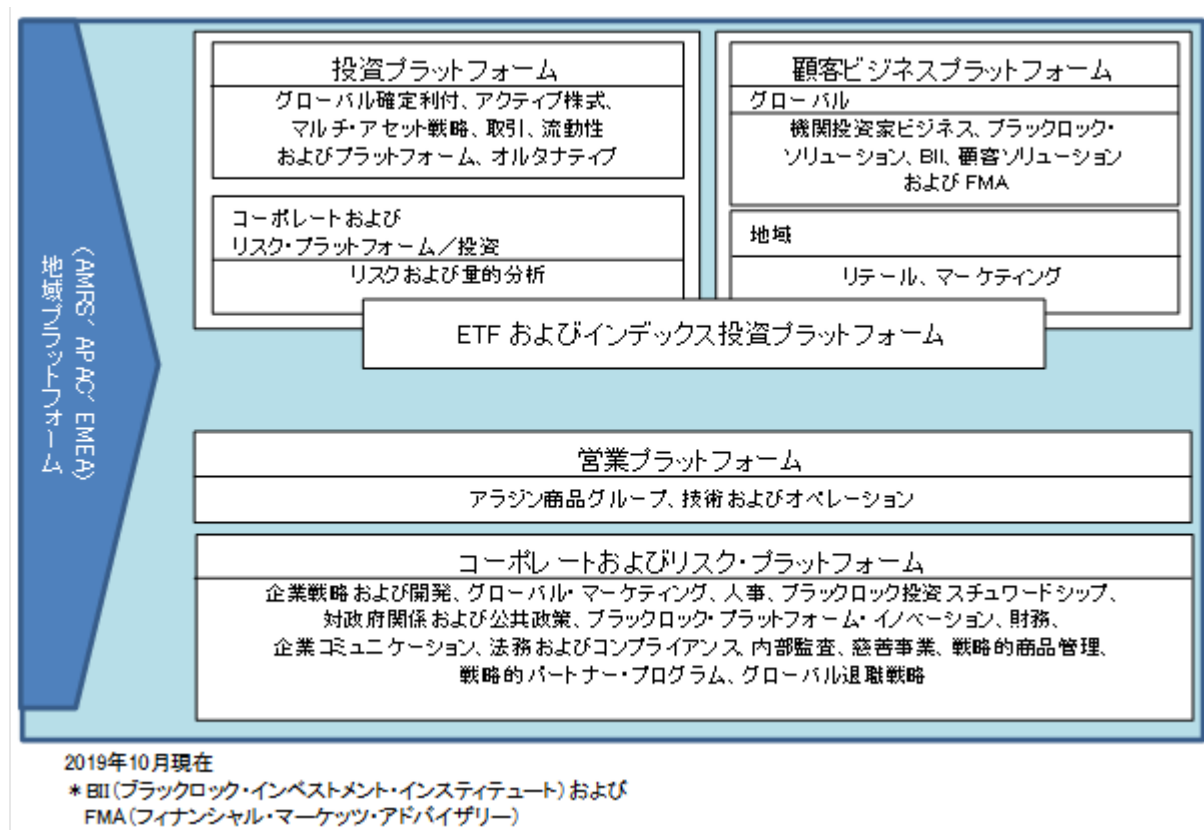
これを枠組みとして、ブラックロックは、グローバル資本市場における優れた専門知識を有する投資専門家のチームを結集させています。ブラックロック・ソリューションを通じ、我々は、内部のユーザーおよびブラックロック・ソリューションの顧客の両方のために、副投資運用会社の技術および分析能力の継続中の進化に重要な資源を引き続き投資します。投資の卓越性および進歩した分析論の副投資運用会社の焦点は、ゆるぎない上級レベルのサービスへのコミットメントにより補完されます。これにより、ダイナミックな顧客関係が築かれることとなり、負債および資産配分ニーズの理解を含むサービスの品揃えをもって副投資運用会社が顧客を支援することを可能にします。

ブラックロックは、すべての機能にわたるパートナーシップ、コミュニケーション、透明性、一貫した基準およびチームワークに重きを置く強固な「ワン・ブラックロック」の文化を有する水平的構造で組織されています。ブラックロックの構造には、顧客のグローバルな要望および地域固有の要望ならびに現地の規制上のニーズの重要性を認識したうえで、地域的な重なりがあります。ブラックロックの構造は、3つの本質的な目標を達成するために設計されています。

- ・ 強固かつ一貫した投資運用成績が引き続き最優先され、変化している投資環境において機会を捕えるための最善の組織となっていることを確保すること

- ・ブラックロックの能力の幅広さを、企業の分析および助言スキルを顧客の事業に綿密に合わせることで、顧客に提供すること、および
- ・投資運用成績および副投資運用会社の顧客に最大の影響を与えることのできる企業のリーダーシップの役割における同社の能力を十分に高めること

ブラックロックの組織的構造の概略は以下の通りです。



ブラックロックの使命は、顧客のためにより良い金融の未来を作り上げ、かつ世界で最も評判の高い投資運用者およびリスク管理者を作り上げることです。今日の市場の成功は、強力なパートナーシップ、より柔軟かつダイナミックな資産配分、強化されたガバナンスおよび完全なリスクおよび機会の理解を必要とします。同社の包括的投資プラットフォームは、副投資運用会社これらの要因を取り巻く投資ソリューションを開発するために顧客およびそのアドバイザーと一緒に働く独自の能力を提供します。

(3) 【大株主の状況】

副投資運用会社の大株主は以下のとおりです。

(2019年11月末現在)

名 称	住 所	発行済株式数に対する所有 株式数の比率
ブラックロック・インク (BlackRock Inc.)	米国 NY 10055 ニューヨーク 55 イースト・フィフティ・ セカンド・ストリート (55 East 52nd Street, New York, NY 10055 United States)	100%

（４）【役員の状況】

副投資運用会社の役員は以下のとおりです。

（2019年12月末現在）

氏 名	役 職	主要略歴
レイチェル・ロード (Rachel Lord)	業務執行取締役	2017年 9 月27日に現職に就任。
ステイシー・マリン (Stacey Mullin)	業務執行取締役	2018年 3 月27日に現職に就任。
ニコラス・ジェームズ・チャ リントン (Nicholas James Charrington)	取締役会長兼 非業務執行取締役	2004年 3 月25日に現職に就任。
ジェームズ・エドワード・ フィッシュウィック (James Edward Fishwick)	業務執行取締役	2011年12月 6 日に現職に就任。
コリン・ロイ・トムソン (Colin Roy Thomson)	業務執行取締役	2012年 2 月24日に現職に就任。
クリスチャン・クローセン (Christian Clausen)	非業務執行取締役	2018年 9 月 5 日に現職に就任。
マーガレット・アン・ヤング (Margaret Anne Young)	非業務執行取締役	2014年 9 月 9 日に現職に就任。
エレノア・ジュディス・ド・ フライタ (Eleanor Judith de Freitas)	非業務執行取締役	2014年 4 月 3 日に現職に就任。

（５）【事業の内容及び営業の概況】

副投資運用会社により運用されている主要な投資法人については公表されていない。

ブラックロックは、強固な財務基盤を有しており、世界中の多様な機関投資家および個人投資家にサービスを提供しています。商品は、直接および金融仲介会社を通じて提供されます。ブラックロックは、幅広い能力およびグローバルな視点を活用し、顧客が投資およびリスク管理の課題に対処し、魅力的な投資機会にアクセスすることができるよう支援することを目指しています。

ブラックロックの2018年の年次報告書および四半期決算公表は、以下のリンクのブラックロックの投資家向け情報サイトにおいて参照することができます。

<http://ir.blackrock.com/>

収益源

ブラックロックの収益はすべて、投資およびリスク管理業務、アドバイザリー業務、分配業務および関連業務から得られます。

ブラックロックは公開会社であるため、公に提供したものの範囲を超えて収益についてコメントすることはできません。

2【その他の関係法人の概況】

(1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

管理会社

ファンドロック・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

(FundRock Management Company S.A.) (管理会社)

(1) 資本金の額

管理会社の株式資本(全額引受済かつ払込済)は、2019年11月末現在、10,000,000ユーロ(約12億円)です。

(2) 事業の内容

管理会社は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき、公開有限責任会社として設立されました。管理会社は、2010年法に基づき、同法第15章に定められた管理会社として行為することをCSSFにより認可されています。

管理会社は、ルクセンブルグの商業・会社登録簿(Registre de Commerce et des Sociétés de Luxembourg)に番号B 104.196で登録されています。

保管銀行、支払代行会社、管理事務代行会社、登録・名義書換代行会社および所在地事務代行会社
ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ SE

(Northern Trust Global Services SE) (保管銀行、支払代行会社、管理事務代行会社、登録・名義書換代行会社および所在地事務代行会社)

(1) 資本金の額

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ SEの発行済株式資本の額は、2019年11月末現在、387,067,791ユーロ(約467億円)です。

(2) 事業の内容

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ SEは、欧州会社として設立された信用機関であり、欧州中央銀行およびCSSFの監督に服し、ルクセンブルグの金融セクターに関する1993年4月5日法、パート1、第1章に従い、ルクセンブルグで認可され、ルクセンブルグの商業登録簿(Luxembourg Business Registers)に番号B 232281で登録されています。登記上の事務所はルクセンブルグ大公国、セニガーバーク L - 1748、ルー・エマー通り6番地にあり、最終的な持株会社は、米国で創立したノーザン・トラスト・コーポレーションになります。

主販売会社

バークレイズ・インベストメント・ソリューションズ・リミテッド

(Barclays Investment Solutions Limited) (主販売会社)

前記「1 資産運用会社の概況、投資運用会社」を参照のこと。

代行協会員および日本における販売会社

S M B C 日興証券株式会社（代行協会員および日本における販売会社）

（１）資本金の額

2020年１月末現在、100億円です。

（２）事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいます。なお、S M B C 日興証券株式会社は証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託証券について、日本における代行協会員業務および販売等の業務を行っています。S M B C 日興証券株式会社は、現在、株式会社三井住友フィナンシャルグループの全額出資子会社です。

（２）【関係業務の概要】

管理会社

ファンドロック・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

（FundRock Management Company S.A.）（管理会社）

ファンドは、ファンドおよび管理会社の間の管理会社契約（その時々の変更を含みます。）に従い、ファンドロック・マネジメント・カンパニー・エス・エイを2010年法の意味する範囲内におけるその管理会社として任命しました。ファンドロック・マネジメント・カンパニー・エス・エイは、取締役会の全体的な監督に従い、ファンドに対する投資運用業務、管理業務および販売業務の提供に責任を負います。

保管銀行、支払代行会社、管理事務代行会社、登録・名義書換代行会社および所在地事務代行会社
ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ S E

（Northern Trust Global Services SE）（保管銀行、支払代行会社、管理事務代行会社、登録・名義書換代行会社および所在地事務代行会社）

ファンドは、ファンドと管理会社と保管銀行との間の保管契約（その時々の変更を含みます。）に基づき、ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ S E をファンド資産の保管銀行に任命しました。

保管契約は、特に、ファンドの各種類の資産の保管および保護預りを含むファンドの資産に関する保管銀行の義務および手続き、定款、英文目論見書およびファンドに関連する他の書類が改訂された場合に適用される手続き、管理会社と保管銀行との間のファンドに関する情報の交換（特に、委託およびファンド株式の申込み／買戻しに関して）、マネーロンダリング防止とテロ資金供与との闘いならびに秘密情報の取扱いに関する適用法令規則の遵守について規定しています。管理会社は保管契約の当事者であり、保管銀行がファンドの保管銀行としての機能を履行することを可能とするために必要とみなされる情報の流れを調節します。

保管銀行は、保管契約の条項に基づき、以下を条件として、その保管義務を委託することができます。（ ）業務の委託が、EU指令およびすべての法令規則およびルクセンブルグにおいて適用あるガイドライン（随時修正される。）（以下「UCITS規則」といいます。）の要件を回避する意図で行われるものではないこと。（ ）保管銀行は、当該委託を行う客観的理由があることを実証できること。（ ）保管銀行は、その業務の一部を委託することを保管銀行が望んでいる第三者の選定および任命に際して、当然求められる技能、配慮および注意をもってそれを行っていること、また保管銀行が保管業務の一部を委託した第三者およびその第三者に委託した事項に関する当該第三者のアレンジに対する定期的な検討と継続的なモニタリングは、常に、当然求められる技能、配慮および注意をもって行われること。保管銀行の責任は、いかなる委託によっても影響を受けません。保管銀行が任命した第三者受任者およびこれら第三者受任者の副受任者の最新の一覧は、

www.atlasmarketinteractive.com/GlobalMarketsandSubcustodiansListingで入手することができます。

保管契約は以下についての保管銀行の責任を定めています。() 保管銀行(または適法に任命されている受任者)により保管されている金融商品の喪失についての保管銀行の責任。ただし、当該喪失が保管銀行の合理的な管理を超える対外的事象の結果として発生したものであり、それを回避するためのすべての合理的な措置にもかかわらず、かかる結果が回避できなかったことを保管銀行が証明できる場合はこの限りではありません。また() UCITS規則に基づくその義務の適正な履行において保管銀行側の過失または故意の不履行の結果生じたその他すべての喪失。

保管契約には、保管銀行(およびその各役員、各従業員、各受任者)のための一定の免責条項が含まれますが、かかる免責には、保管銀行の義務の履行における保管銀行側の過失または故意の不履行に起因する事項は除外されています。

保管銀行の義務

保管銀行は、ファンドの資産の保管を委託されています。保管可能なすべての金融商品は、場合に応じて、各サブ・ファンドにつきファンド名義で開設された分別口座内の保管銀行の帳簿に登録されます。金融商品および現金以外の資産については、保管銀行は、場合に応じて、各サブ・ファンドにつきかかる資産のファンドによる所有を確認しなければなりません。また、保管銀行は、ファンドのキャッシュ・フローが適正に監視されることを確保するものとします。

保管銀行はまた、ルクセンブルグ法および保管契約に従い、

- () ファンド株式の販売、発行、転換、買戻し、償還および取消が、ルクセンブルグ法および定款に従って行われることを確保します。
- () ファンド株式の価値が、ルクセンブルグ法および定款に従って計算されることを確保します。
- () ルクセンブルグ法または定款に抵触しない限り、ファンドおよび管理会社の指示を実行します。
- () ファンドの資産が関与する取引において、通常の期限内に対価がファンドに送金されることを確保します。
- () ファンドの収益がルクセンブルグ法および定款に従って充当されることを確保します。

ファンドの助言および同意のもと、ファンドと管理会社と管理事務代行会社との間の中央管理事務代行業務契約(その時々の変更を含みます。)に基づき、管理会社は、ノーザン・トラスト・グローバル・サービス S E をファンドの管理事務代行会社、登録・名義書換代行会社および所在地事務代行会社に任命しました。

管理事務代行会社は、管理会社の全般的監督の下で、純資産価格の計算およびファンドの財務書類の作成を含むファンドの管理事務代行業務を行います。

主販売会社

バークレイズ・インベストメント・ソリューションズ・リミテッド

(Barclays Investment Solutions Limited)(主販売会社)

ファンドの助言および同意のもと、ファンドと管理会社と主販売会社との間の主販売契約(その時々の変更を含みます。)に基づき、管理会社は、バークレイズ・インベストメント・ソリューションズ・リミテッドを、主販売会社に任命しました。主販売契約に基づき、主販売会社は一もしくは複数の販売会社、販売代理人および/または仲介業者を任命することができます。

代行協会員および日本における販売会社

S M B C 日興証券株式会社(代行協会員および日本における販売会社)

日本証券業協会の規則に基づく代行協会員としての業務ならびにファンドとの販売・買戻契約に基づくファンド株式の販売および買戻しの取扱業務を行います。

（３）【資本関係】

ファンドと上記の各関係法人の間には資本関係はありません。

第5【外国投資法人の経理状況】

1【財務諸表】

以下に掲げる財務書類は、ファンドの直近2計算期間に関するものであり、ルクセンブルグの法令規則および一般に認められた会計原則に準拠して作成されたファンドの原文の財務書類を翻訳したものです。これは、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。

ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるプライスウォーターハウスクーパースソシエテ・コーポラティブの監査を受けており、別紙のとおり監査報告書を受領しています。

ファンドの原文の財務諸表は、各サブ・ファンドの基準通貨（ポンド）ならびに各クラス株式の該当取引通貨（ポンド、米ドル、ユーロ、円）で表示されています。日本文の財務諸表には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。換算は、便宜上、2019年11月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ポンド＝141.45円、1米ドル＝109.56円、1ユーロ＝120.59円）で行われています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【2019年８月31日に終了した会計年度】

【貸借対照表】

パークレイズ・ポートフォリオ

2019年８月31日現在合算純資産計算書

		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 1		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 2		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 3	
	注記	2019年 8 月31日現在 (ボンド)	(千円)	2019年 8 月31日現在 (ボンド)	(千円)	2019年 8 月31日現在 (ボンド)	(千円)
資産							
投資有価証券 (時価)	2(c)	14,319,873	2,025,546	81,724,814	11,559,975	162,174,957	22,939,648
為替先渡契約に かかる未実現利益	2(g)	19,467	2,754	116,270	16,446	164,342	23,246
先物契約にかかる 未実現利益	2(e)	-	-	-	-	-	-
現金預金		52,868	7,478	315,290	44,598	1,189,206	168,213
投資有価証券 売却未収金		42,856	6,062	-	-	602,208	85,182
ファンド株式 発行未収金		-	-	238	34	475	67
未収配当金		-	-	-	-	-	-
その他資産		18,760	2,654	41,538	5,876	108,945	15,410
資産合計		14,453,824	2,044,493	82,198,150	11,626,928	164,240,133	23,231,767
負債							
先物契約にかかる 未実現損失	2(e)	-	-	-	-	-	-
為替先渡契約に かかる未実現損失	2(g)	164,976	23,336	802,728	113,546	816,272	115,462
当座借越		-	-	-	-	285,561	40,393
投資有価証券 購入未払金		-	-	-	-	-	-
ファンド株式 買戻未払金		-	-	-	-	773,301	109,383
その他未払金 および未払費用		55,531	7,855	180,878	25,585	322,508	45,619
負債合計		220,507	31,191	983,606	139,131	2,197,642	310,856
期末純資産		14,233,317	2,013,303	81,214,544	11,487,797	162,042,491	22,920,910

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

2019年 8 月31日現在合算純資産計算書（続き）

	注記	パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 4		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 5		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ 1	
		2019年 8 月31日現在		2019年 8 月31日現在		2019年 8 月31日現在	
		(ポンド)	(千円)	(ポンド)	(千円)	(ポンド)	(千円)
資産							
投資有価証券							
（時価）	2(c)	86,854,732	12,285,602	54,142,648	7,658,478	66,715,888	9,436,962
為替先渡契約に							
かかる未実現利益	2(g)	53,055	7,505	18,606	2,632	108,693	15,375
先物契約にかかる							
未実現利益	2(e)	-	-	-	-	18,158	2,568
現金預金		647,338	91,566	217,127	30,713	4,271,010	604,134
投資有価証券							
売却未収金		-	-	-	-	-	-
ファンド株式							
発行未収金		19,464	2,753	-	-	-	-
未収配当金		-	-	-	-	33,839	4,787
その他資産		68,418	9,678	59,367	8,397	1,706	241
資産合計		87,643,007	12,397,103	54,437,748	7,700,219	71,149,294	10,064,068
負債							
先物契約にかかる							
未実現損失	2(e)	-	-	-	-	16,402	2,320
為替先渡契約に							
かかる未実現損失	2(g)	346,325	48,988	317,834	44,958	997,933	141,158
当座借越		-	-	-	-	-	-
投資有価証券							
購入未払金		776,337	109,813	-	-	-	-
ファンド株式							
買戻未払金		-	-	3,544	501	-	-
その他未払金							
および未払費用		171,889	24,314	119,686	16,930	179,429	25,380
負債合計		1,294,551	183,114	441,064	62,389	1,193,764	168,858
期末純資産		86,348,456	12,213,989	53,996,684	7,637,831	69,955,530	9,895,210

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

2019年8月31日現在合算純資産計算書（続き）

	注記	パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ2		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ3		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ4	
		2019年8月31日現在		2019年8月31日現在		2019年8月31日現在	
		(ポンド)	(千円)	(ポンド)	(千円)	(ポンド)	(千円)
資産							
投資有価証券							
（時価）	2(c)	133,146,718	18,833,603	332,068,353	46,971,069	75,385,130	10,663,227
為替先渡契約に							
かかる未実現利益	2(g)	172,569	24,410	368,599	52,138	46,237	6,540
先物契約にかかる							
未実現利益	2(e)	34,649	4,901	727,102	102,849	218,475	30,903
現金預金		3,845,863	543,997	11,706,659	1,655,907	7,368,903	1,042,331
投資有価証券							
売却未収金		-	-	-	-	-	-
ファンド株式							
発行未収金		-	-	5,236	741	727	103
未収配当金		73,681	10,422	78,995	11,174	17,717	2,506
その他資産		34	5	145	21	100	14
資産合計		137,273,514	19,417,339	344,955,089	48,793,897	83,037,289	11,745,625
負債							
先物契約にかかる							
未実現損失	2(e)	21,276	3,009	25,256	3,572	17,637	2,495
為替先渡契約に							
かかる未実現損失	2(g)	1,596,548	225,832	3,351,142	474,019	659,996	93,356
当座借越		153,584	21,724	752,398	106,427	-	-
投資有価証券							
購入未払金		-	-	-	-	-	-
ファンド株式							
買戻未払金		44,843	6,343	314,699	44,514	5,970	844
その他未払金							
および未払費用		513,641	72,655	1,321,248	186,891	331,003	46,820
負債合計		2,329,892	329,563	5,764,743	815,423	1,014,606	143,516
期末純資産		134,943,622	19,087,775	339,190,346	47,978,474	82,022,683	11,602,109

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

2019年8月31日現在合算純資産計算書（続き）

	注記	パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ5		リクィッド・ オルタナティブ・ ストラテジーズ		合 算	
		2019年8月31日現在		2019年8月31日現在		2019年8月31日現在	
		(ボンド)	(千円)	(ボンド)	(千円)	(ボンド)	(千円)
資産							
投資有価証券							
（時価）	2(c)	27,867,369	3,941,839	366,848,532	51,890,725	1,401,249,014	198,206,673
為替先渡契約に かかる未実現利益	2(g)	13,822	1,955	123,711	17,499	1,205,371	170,500
先物契約にかかる 未実現利益	2(e)	113,830	16,101	-	-	1,112,214	157,323
現金預金		2,158,481	305,317	24,859,008	3,516,307	56,631,753	8,010,561
投資有価証券 売却未収金		-	-	-	-	645,064	91,244
ファンド株式 発行未収金		-	-	1,101,609	155,823	1,127,749	159,520
未収配当金		3,950	559	-	-	208,182	29,447
その他資産		11,485	1,625	22	3	310,520	43,923
資産合計		30,168,937	4,267,396	392,932,882	55,580,356	1,462,489,867	206,869,192
負債							
先物契約にかかる 未実現損失	2(e)	2,215	313	-	-	82,786	11,710
為替先渡契約に かかる未実現損失	2(g)	352,079	49,802	59,029	8,350	9,464,862	1,338,805
当座借越		18,821	2,662	98,728	13,965	1,309,092	185,171
投資有価証券 購入未払金		-	-	-	-	776,337	109,813
ファンド株式 買戻未払金		-	-	624,611	88,351	1,766,968	249,938
その他未払金 および未払費用		153,792	21,754	768,631	108,723	4,118,236	582,524
負債合計		526,907	74,531	1,550,999	219,389	17,518,281	2,477,961
期末純資産		29,642,030	4,192,865	391,381,883	55,360,967	1,444,971,586	204,391,231

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

2019年8月31日現在合算純資産計算書（続き）

		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ1		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ2		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ3	
		（千円）		（千円）		（千円）	
2019年8月31日現在							
純資産（ポンド）		14,233,317	2,013,303	81,214,544	11,487,797	162,042,491	22,920,910
2019年8月31日現在							
1株当たり純資産価格							
		クラス 通貨		（円）		（円）	
ポンド建クラス							
クラスA - 累積型	ポンド	14.523	2,054	16.085	2,275	15.995	2,262
クラスA - 分配型	ポンド	12.594	1,781	13.451	1,903	15.406	2,179
クラスC - 累積型	ポンド	14.507	2,052	15.923	2,252	20.233	2,862
クラスC - 分配型	ポンド	-	-	14.636	2,070	17.207	2,434
クラスI - 累積型	ポンド	-	-	-	-	-	-
クラスI - 分配型	ポンド	-	-	-	-	-	-
クラスR - 累積型	ポンド	14.628	2,069	17.525	2,479	17.687	2,502
クラスR - 分配型	ポンド	12.531	1,773	15.972	2,259	15.901	2,249
米ドル建クラス							
クラスA - 累積型	米ドル	14.513	1,590	16.626	1,822	15.985	1,751
クラスA - 分配型	米ドル	-	-	14.488	1,587	13.319	1,459
クラスC - 累積型	米ドル	14.502	1,589	15.344	1,681	20.850	2,284
クラスC - 分配型	米ドル	-	-	-	-	13.476	1,476
クラスR - 累積型	米ドル	-	-	15.676	1,717	19.412	2,127
クラスR - 分配型	米ドル	-	-	14.308	1,568	17.994	1,971

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

2019年8月31日現在合算純資産計算書（続き）

		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ4		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ5		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ1	
		（千円）		（千円）		（千円）	
2019年8月31日現在							
純資産（ポンド）		86,348,456	12,213,989	53,996,684	7,637,831	69,955,530	9,895,210
2019年8月31日現在							
1株当たり純資産価格							
		クラス 通貨		（円）		（円）	
ポンド建クラス							
クラスA - 累積型	ポンド	19.585	2,770	23.740	3,358	12.757	1,804
クラスA - 分配型	ポンド	21.591	3,054	25.610	3,623	10.311	1,458
クラスC - 累積型	ポンド	22.697	3,210	24.547	3,472	10.976	1,553
クラスC - 分配型	ポンド	17.182	2,430	23.825	3,370	10.422	1,474
クラスI - 累積型	ポンド	-	-	-	-	-	-
クラスI - 分配型	ポンド	-	-	-	-	-	-
クラスR - 累積型	ポンド	18.716	2,647	23.311	3,297	12.858	1,819
クラスR - 分配型	ポンド	17.387	2,459	21.868	3,093	10.517	1,488
米ドル建クラス							
クラスA - 累積型	米ドル	23.071	2,528	23.014	2,521	12.617	1,382
クラスA - 分配型	米ドル	16.957	1,858	17.911	1,962	10.221	1,120
クラスC - 累積型	米ドル	21.264	2,330	26.622	2,917	12.672	1,388
クラスC - 分配型	米ドル	20.546	2,251	25.833	2,830	-	-
クラスR - 累積型	米ドル	22.111	2,422	-	-	10.609	1,162
クラスR - 分配型	米ドル	20.600	2,257	25.472	2,791	10.335	1,132

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

2019年 8月31日現在合算純資産計算書（続き）

		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ 2		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ 3		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ 4	
		（千円）		（千円）		（千円）	
2019年 8月31日現在							
純資産（ポンド）		134,943,622	19,087,775	339,190,346	47,978,474	82,022,683	11,602,109
2019年 8月31日現在							
1株当たり純資産価格							
		クラス 通貨					
		（円）		（円）		（円）	
ポンド建クラス							
クラス A - 累積型	ポンド	12.965	1,834	14.223	2,012	14.632	2,070
クラス A - 分配型	ポンド	10.333	1,462	11.533	1,631	14.521	2,054
クラス C - 累積型	ポンド	13.426	1,899	15.167	2,145	15.327	2,168
クラス C - 分配型	ポンド	10.886	1,540	12.304	1,740	14.992	2,121
クラス I - 累積型	ポンド	-	-	-	-	16.070	2,273
クラス I - 分配型	ポンド	-	-	13.124	1,856	15.054	2,129
クラス R - 累積型	ポンド	14.010	1,982	15.250	2,157	15.783	2,233
クラス R - 分配型	ポンド	11.163	1,579	12.706	1,797	15.006	2,123
米ドル建クラス							
クラス A - 累積型	米ドル	12.705	1,392	13.849	1,517	14.334	1,570
クラス A - 分配型	米ドル	10.158	1,113	11.272	1,235	14.163	1,552
クラス C - 累積型	米ドル	13.087	1,434	14.389	1,576	-	-
クラス C - 分配型	米ドル	12.319	1,350	13.603	1,490	-	-
クラス R - 累積型	米ドル	11.546	1,265	14.749	1,616	15.036	1,647
クラス R - 分配型	米ドル	10.987	1,204	12.439	1,363	14.770	1,618

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

2019年8月31日現在合算純資産計算書（続き）

		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ5		リキッド・ オルタナティブ・ ストラテジーズ	
		（千円）		（千円）	
2019年8月31日現在					
純資産（ポンド）		29,642,030	4,192,865	391,381,883	55,360,967
2019年8月31日現在					
1株当たり純資産価格					
		クラス 通貨			
		（円）		（円）	
ポンド建クラス					
クラスA - 累積型	ポンド	14.552	2,058	-	-
クラスA - 分配型	ポンド	14.438	2,042	-	-
クラスC - 累積型	ポンド	15.158	2,144	-	-
クラスC - 分配型	ポンド	15.282	2,162	-	-
クラスI - 累積型	ポンド	-	-	-	-
クラスI - 分配型	ポンド	-	-	-	-
クラスR - 累積型	ポンド	15.439	2,184	11.012	1,558
クラスR - 分配型	ポンド	15.184	2,148	-	-
米ドル建クラス					
クラスA - 累積型	米ドル	14.060	1,540	10.864	1,190
クラスA - 分配型	米ドル	14.049	1,539	-	-
クラスC - 累積型	米ドル	-	-	-	-
クラスC - 分配型	米ドル	-	-	-	-
クラスR - 累積型	米ドル	15.174	1,662	11.288	1,237
クラスR - 分配型	米ドル	14.605	1,600	-	-

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

2019年8月31日現在合算純資産計算書（続き）

		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ1		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ2		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ3	
		(円)		(円)		(円)	
ユーロ建クラス							
クラスA - 累積型	ユーロ	13.496	1,627	14.679	1,770	18.220	2,197
クラスA - 分配型	ユーロ	-	-	10.908	1,315	13.749	1,658
クラスC - 累積型	ユーロ	-	-	14.269	1,721	18.564	2,239
クラスC - 分配型	ユーロ	-	-	-	-	17.348	2,092
クラスR - 累積型	ユーロ	-	-	14.796	1,784	17.183	2,072
クラスR - 分配型	ユーロ	12.755	1,538	-	-	15.438	1,862
クラスY - 累積型	ユーロ	-	-	-	-	-	-
円建クラス							
クラスA - 分配型	円	1,055.362		1,092.137		1,181.708	

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

2019年8月31日現在合算純資産計算書（続き）

		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ4		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ5		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ1	
		(円)		(円)		(円)	
ユーロ建クラス							
クラスA - 累積型	ユーロ	20.784	2,506	25.508	3,076	11.704	1,411
クラスA - 分配型	ユーロ	14.392	1,736	-	-	9.522	1,148
クラスC - 累積型	ユーロ	16.881	2,036	23.748	2,864	11.842	1,428
クラスC - 分配型	ユーロ	-	-	21.710	2,618	11.253	1,357
クラスR - 累積型	ユーロ	21.320	2,571	18.878	2,276	11.943	1,440
クラスR - 分配型	ユーロ	-	-	-	-	-	-
クラスY - 累積型	ユーロ	-	-	-	-	-	-
円建クラス							
クラスA - 分配型	円	1,432.812		-		1,047.010	

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

2019年8月31日現在合算純資産計算書（続き）

		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ2		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ3		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ4	
		(円)		(円)		(円)	
ユーロ建クラス							
クラスA - 累積型	ユーロ	11.286	1,361	12.194	1,470	12.658	1,526
クラスA - 分配型	ユーロ	9.043	1,090	9.818	1,184	12.529	1,511
クラスC - 累積型	ユーロ	11.659	1,406	12.820	1,546	13.220	1,594
クラスC - 分配型	ユーロ	9.356	1,128	10.522	1,269	13.109	1,581
クラスR - 累積型	ユーロ	12.086	1,457	12.987	1,566	13.185	1,590
クラスR - 分配型	ユーロ	9.781	1,179	10.852	1,309	13.081	1,577
クラスY - 累積型	ユーロ	-	-	12.207	1,472	12.367	1,491
円建クラス							
クラスA - 分配型	円	1,136.433		1,169.479		1,270.835	

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

2019年 8 月31日現在合算純資産計算書（続き）

パークレイズ・
マルチマネジャー・
ポートフォリオ 5

リキッド・
オルタナティブ・
ストラテジーズ

2019年 8 月31日現在

1 株当たり純資産価格

	クラス 通貨		(円)		(円)
ユーロ建クラス					
クラス A - 累積型	ユーロ	12.312	1,485	9.886	1,192
クラス A - 分配型	ユーロ	12.156	1,466	-	-
クラス C - 累積型	ユーロ	12.652	1,526	-	-
クラス C - 分配型	ユーロ	12.541	1,512	-	-
クラス R - 累積型	ユーロ	13.023	1,570	10.230	1,234
クラス R - 分配型	ユーロ	12.889	1,554	-	-
クラス Y - 累積型	ユーロ	12.205	1,472	-	-
円建クラス					
クラス A - 分配型	円	-	-	-	-

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

2019年 8月31日現在合算純資産計算書（続き）

		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 1	パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 2	パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 3	パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 4
2019年 8月31日現在					
発行済株式数					
	クラス 通貨				
ボンド建クラス					
クラス A - 累積型	ポンド	79,497	295,131	415,420	83,888
クラス A - 分配型	ポンド	34,141	28,937	60,098	24,868
クラス C - 累積型	ポンド	95,913	106,628	397,121	63,099
クラス C - 分配型	ポンド	-	32,503	254,813	43,224
クラス - 累積型	ポンド	-	-	-	-
クラス - 分配型	ポンド	-	-	-	-
クラス R - 累積型	ポンド	68,996	1,097,620	3,383,769	1,861,815
クラス R - 分配型	ポンド	114,796	1,291,748	3,154,241	1,747,368
米ドル建クラス					
クラス A - 累積型	米ドル	62,045	60,390	47,613	12,039
クラス A - 分配型	米ドル	-	114,696	152,336	18,000
クラス C - 累積型	米ドル	491,088	39,028	30,957	64,005
クラス C - 分配型	米ドル	-	-	16,565	90,741
クラス R - 累積型	米ドル	-	633,839	545,987	320,416
クラス R - 分配型	米ドル	-	154,146	375,793	114,360
ユーロ建クラス					
クラス A - 累積型	ユーロ	114,124	202,703	122,533	22,437
クラス A - 分配型	ユーロ	-	28,844	7,527	2,911
クラス C - 累積型	ユーロ	-	256,518	78,279	73,245
クラス C - 分配型	ユーロ	-	-	27,917	-
クラス R - 累積型	ユーロ	-	1,031,848	559,927	206,948
クラス R - 分配型	ユーロ	59,200	-	37,820	-
クラス Y - 累積型	ユーロ	-	-	-	-
円建クラス					
クラス A - 分配型	円	18,000	153,500	185,500	29,000

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

2019年 8 月31日現在合算純資産計算書（続き）

		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 5	パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ 1	パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ 2	パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ 3
2019年 8 月31日現在 発行済株式数					
	クラス 通貨				
ボンド建クラス					
クラス A - 累積型	ボンド	26,531	297,058	780,997	1,093,849
クラス A - 分配型	ボンド	14,771	339,065	266,145	2,779,767
クラス C - 累積型	ボンド	125,782	378,753	539,659	674,695
クラス C - 分配型	ボンド	28,047	181,485	246,956	870,969
クラス - 累積型	ボンド	-	-	-	-
クラス - 分配型	ボンド	-	-	-	73,455
クラス R - 累積型	ボンド	908,633	209,557	1,231,715	3,470,365
クラス R - 分配型	ボンド	542,246	360,388	1,285,342	3,333,965
米ドル建クラス					
クラス A - 累積型	米ドル	9,317	260,609	1,318,293	1,733,127
クラス A - 分配型	米ドル	22,000	943,606	208,263	1,240,611
クラス C - 累積型	米ドル	8,277	463,920	247,508	551,932
クラス C - 分配型	米ドル	216	-	23,303	379,188
クラス R - 累積型	米ドル	-	2,949	24,314	280,773
クラス R - 分配型	米ドル	247,569	38,876	190,454	936,804
ユーロ建クラス					
クラス A - 累積型	ユーロ	14,402	2,499,905	4,667,507	7,612,795
クラス A - 分配型	ユーロ	-	126,528	518,549	625,953
クラス C - 累積型	ユーロ	6,274	244,398	320,609	298,335
クラス C - 分配型	ユーロ	102,117	257,278	102,265	237,830
クラス R - 累積型	ユーロ	460,364	133,194	212,151	147,004
クラス R - 分配型	ユーロ	-	-	123,952	240,891
クラス Y - 累積型	ユーロ	-	-	-	1,635,064
円建クラス					
クラス A - 分配型	円	-	14,000	75,000	232,000

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

2019年 8月31日現在合算純資産計算書（続き）

パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ 4	パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ 5	リクィッド・ オルタナティブ・ ストラテジーズ
-----------------------------------	-----------------------------------	-------------------------------

2019年 8月31日現在

発行済株式数

	クラス 通貨			
ボンド建クラス				
クラス A - 累積型	ボンド	199,062	62,418	-
クラス A - 分配型	ボンド	471,141	85,613	-
クラス C - 累積型	ボンド	58,431	2,424	-
クラス C - 分配型	ボンド	329,397	36,921	-
クラス - 累積型	ボンド	55,560	-	-
クラス - 分配型	ボンド	17,653	-	-
クラス R - 累積型	ボンド	845,528	534,738	30,274,704
クラス R - 分配型	ボンド	1,150,073	135,377	-
米ドル建クラス				
クラス A - 累積型	米ドル	276,957	41,926	632,515
クラス A - 分配型	米ドル	401,770	128,789	-
クラス C - 累積型	米ドル	-	-	-
クラス C - 分配型	米ドル	-	-	-
クラス R - 累積型	米ドル	10,055	13,519	3,163,654
クラス R - 分配型	米ドル	115,588	78,667	-
ユーロ建クラス				
クラス A - 累積型	ユーロ	1,522,090	201,908	766,121
クラス A - 分配型	ユーロ	105,824	8,089	-
クラス C - 累積型	ユーロ	43,155	35,759	-
クラス C - 分配型	ユーロ	12	37,853	-
クラス R - 累積型	ユーロ	8,023	66,556	1,749,610
クラス R - 分配型	ユーロ	50,043	3,237	-
クラス Y - 累積型	ユーロ	382,635	861,366	-
円建クラス				
クラス A - 分配型	円	113,000	-	-

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

2019年8月31日現在合算純資産計算書（続き）

		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ1		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ2		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ3	
		(千円)		(千円)		(千円)	
2018年8月31日現在							
純資産（ポンド）		16,501,576	2,334,148	78,879,057	11,157,443	137,615,869	19,465,765
2018年8月31日現在							
1株当たり純資産価格							
		クラス 通貨					
		(円)		(円)		(円)	
ポンド建クラス							
クラスA - 累積型	ポンド	14.105	1,995	15.423	2,182	15.223	2,153
クラスA - 分配型	ポンド	12.385	1,752	13.172	1,863	15.011	2,123
クラスC - 累積型	ポンド	14.074	1,991	15.191	2,149	19.161	2,710
クラスC - 分配型	ポンド	-	-	14.261	2,017	16.682	2,360
クラス - 累積型	ポンド	-	-	-	-	-	-
クラス - 分配型	ポンド	-	-	-	-	-	-
クラスR - 累積型	ポンド	14.178	2,005	16.653	2,356	16.684	2,360
クラスR - 分配型	ポンド	12.299	1,740	15.500	2,192	15.355	2,172
米ドル建クラス							
クラスA - 累積型	米ドル	13.869	1,519	15.706	1,721	14.984	1,642
クラスA - 分配型	米ドル	-	-	13.972	1,531	12.777	1,400
クラスC - 累積型	米ドル	13.845	1,517	14.422	1,580	19.448	2,131
クラスC - 分配型	米ドル	-	-	-	-	12.864	1,409
クラス - 分配型	米ドル	-	-	-	-	-	-
クラスR - 累積型	米ドル	-	-	14.677	1,608	18.032	1,976
クラスR - 分配型	米ドル	-	-	13.675	1,498	17.108	1,874

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

2019年8月31日現在合算純資産計算書（続き）

		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ4		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ5		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ1	
		（千円）		（千円）		（千円）	
2018年8月31日現在							
純資産（ポンド）		77,767,514	11,000,215	51,445,593	7,276,979	77,511,850	10,964,051
2018年8月31日現在							
1株当たり純資産価格							
		クラス 通貨					
		（円）		（円）		（円）	
ポンド建クラス							
クラスA - 累積型	ポンド	18.660	2,639	22.659	3,205	12.519	1,771
クラスA - 分配型	ポンド	20.757	2,936	24.612	3,481	10.284	1,455
クラスC - 累積型	ポンド	21.517	3,044	23.312	3,297	10.760	1,522
クラスC - 分配型	ポンド	16.515	2,336	22.894	3,238	10.384	1,469
クラス - 累積型	ポンド	-	-	-	-	-	-
クラス - 分配型	ポンド	-	-	-	-	-	-
クラスR - 累積型	ポンド	17.672	2,500	22.050	3,119	12.598	1,782
クラスR - 分配型	ポンド	16.711	2,364	21.011	2,972	10.474	1,482
米ドル建クラス							
クラスA - 累積型	米ドル	21.687	2,376	21.655	2,373	12.177	1,334
クラスA - 分配型	米ドル	16.076	1,761	16.966	1,859	10.025	1,098
クラスC - 累積型	米ドル	19.893	2,179	24.925	2,731	12.218	1,339
クラスC - 分配型	米ドル	19.479	2,134	24.472	2,681	-	-
クラス - 分配型	米ドル	-	-	-	-	-	-
クラスR - 累積型	米ドル	20.595	2,256	24.553	2,690	10.220	1,120
クラスR - 分配型	米ドル	-	-	24.139	2,645	10.122	1,109

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

2019年8月31日現在合算純資産計算書（続き）

		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ2		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ3		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ4	
		（千円）		（千円）		（千円）	
2018年8月31日現在							
純資産（ポンド）		163,595,168	23,140,537	405,443,696	57,350,011	95,628,032	13,526,585
2018年8月31日現在							
1株当たり純資産価格							
		クラス 通貨					
		（円）		（円）		（円）	
ポンド建クラス							
クラスA - 累積型	ポンド	12.588	1,781	13.619	1,926	13.987	1,978
クラスA - 分配型	ポンド	10.234	1,448	11.262	1,593	13.886	1,964
クラスC - 累積型	ポンド	12.983	1,836	14.451	2,044	14.579	2,062
クラスC - 分配型	ポンド	10.738	1,519	11.955	1,691	14.334	2,028
クラス - 累積型	ポンド	-	-	-	-	15.204	2,151
クラス - 分配型	ポンド	-	-	12.683	1,794	14.397	2,036
クラスR - 累積型	ポンド	13.522	1,913	14.493	2,050	14.975	2,118
クラスR - 分配型	ポンド	10.991	1,555	12.315	1,742	14.352	2,030
米ドル建クラス							
クラスA - 累積型	米ドル	12.138	1,330	13.055	1,430	13.504	1,479
クラスA - 分配型	米ドル	9.897	1,084	10.831	1,187	13.347	1,462
クラスC - 累積型	米ドル	12.454	1,364	13.497	1,479	14.073	1,542
クラスC - 分配型	米ドル	11.951	1,309	13.007	1,425	13.855	1,518
クラス - 分配型	米ドル	-	-	12.179	1,334	-	-
クラスR - 累積型	米ドル	10.967	1,202	13.800	1,512	14.060	1,540
クラスR - 分配型	米ドル	10.640	1,166	11.864	1,300	13.918	1,525

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

2019年8月31日現在合算純資産計算書（続き）

		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ5		リキッド・ オルタナティブ・ ストラテジーズ	
		（千円）		（千円）	
2018年8月31日現在					
純資産（ポンド）		38,082,690	5,386,797	398,737,385	56,401,403
2018年8月31日現在					
1株当たり純資産価格					
		クラス 通貨			
		（円）		（円）	
ポンド建クラス					
クラスA - 累積型	ポンド	13.965	1,975	-	-
クラスA - 分配型	ポンド	13.856	1,960	-	-
クラスC - 累積型	ポンド	14.474	2,047	-	-
クラスC - 分配型	ポンド	14.611	2,067	-	-
クラス - 累積型	ポンド	-	-	-	-
クラス - 分配型	ポンド	-	-	-	-
クラスR - 累積型	ポンド	14.706	2,080	10.949	1,549
クラスR - 分配型	ポンド	14.532	2,056	-	-
米ドル建クラス					
クラスA - 累積型	米ドル	13.307	1,458	10.682	1,170
クラスA - 分配型	米ドル	13.298	1,457	-	-
クラスC - 累積型	米ドル	-	-	-	-
クラスC - 分配型	米ドル	-	-	-	-
クラス - 分配型	米ドル	-	-	-	-
クラスR - 累積型	米ドル	14.256	1,562	11.045	1,210
クラスR - 分配型	米ドル	13.784	1,510	-	-

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

2019年8月31日現在合算純資産計算書（続き）

		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ1		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ2		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ3	
		(円)		(円)		(円)	
ユーロ建クラス							
クラスA - 累積型	ユーロ	13.272	1,600	14.278	1,722	17.581	2,120
クラスA - 分配型	ユーロ	-	-	10.835	1,307	13.583	1,638
クラスC - 累積型	ユーロ	-	-	13.808	1,665	17.823	2,149
クラスC - 分配型	ユーロ	-	-	13.279	1,601	17.051	2,056
クラス - 分配型	ユーロ	-	-	-	-	-	-
クラスR - 累積型	ユーロ	-	-	14.261	1,720	16.434	1,982
クラスR - 分配型	ユーロ	12.690	1,530	13.443	1,621	15.115	1,823
クラスY - 累積型	ユーロ	-	-	-	-	-	-
円建クラス							
クラスA - 分配型	円	1,050.315		1,083.234		1,165.017	

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

2019年8月31日現在合算純資産計算書（続き）

		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ4		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ5		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ1	
		(円)		(円)		(円)	
ユーロ建クラス							
クラスA - 累積型	ユーロ	20.105	2,424	24.711	2,980	11.636	1,403
クラスA - 分配型	ユーロ	14.049	1,694	-	-	9.622	1,160
クラスC - 累積型	ユーロ	16.250	1,960	22.900	2,762	11.761	1,418
クラスC - 分配型	ユーロ	-	-	21.179	2,554	11.360	1,370
クラス - 分配型	ユーロ	-	-	-	-	-	-
クラスR - 累積型	ユーロ	20.431	2,464	18.125	2,186	11.855	1,430
クラスR - 分配型	ユーロ	-	-	-	-	-	-
クラスY - 累積型	ユーロ	-	-	-	-	-	-
円建クラス							
クラスA - 分配型	円	1,395.775		-		1,055.637	

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

2019年8月31日現在合算純資産計算書（続き）

		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ2		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ3		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ4	
		(円)		(円)		(円)	
ユーロ建クラス							
クラスA - 累積型	ユーロ	11.100	1,339	11.834	1,427	12.275	1,480
クラスA - 分配型	ユーロ	9.073	1,094	9.717	1,172	12.155	1,466
クラスC - 累積型	ユーロ	11.421	1,377	12.380	1,493	12.756	1,538
クラスC - 分配型	ユーロ	9.349	1,127	10.361	1,249	12.702	1,532
クラス - 分配型	ユーロ	-	-	12.511	1,509	-	-
クラスR - 累積型	ユーロ	11.818	1,425	10.660	1,285	12.691	1,530
クラスR - 分配型	ユーロ	9.754	1,176	11.908	1,436	12.692	1,531
クラスY - 累積型	ユーロ	-	-	-	-	12.053	1,453
円建クラス							
クラスA - 分配型	円	1,137.866		1,154.530		1,229.941	

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

2019年8月31日現在合算純資産計算書（続き）

パークレイズ・
マルチマネジャー・
ポートフォリオ5

リキッド・
オルタナティブ・
ストラテジーズ

2018年8月31日現在

1株当たり純資産価格

	クラス 通貨	(円)		(円)	
ユーロ建クラス					
クラスA - 累積型	ユーロ	11.991	1,446	10.013	1,207
クラスA - 分配型	ユーロ	11.838	1,428	-	-
クラスC - 累積型	ユーロ	12.261	1,479	-	-
クラスC - 分配型	ユーロ	12.169	1,467	-	-
クラス - 分配型	ユーロ	-	-	-	-
クラスR - 累積型	ユーロ	12.589	1,518	10.309	1,243
クラスR - 分配型	ユーロ	12.519	1,510	-	-
クラスY - 累積型	ユーロ	11.946	1,441	-	-
円建クラス					
クラスA - 分配型	円	-	-	-	-

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

2019年8月31日現在合算純資産計算書（続き）

		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 1	パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 2	パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 3	パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 4
2018年8月31日現在 発行済株式数	クラス 通貨				
ボンド建クラス					
クラス A - 累積型	ボンド	72,802	328,825	472,687	96,891
クラス A - 分配型	ボンド	34,015	31,284	73,521	15,535
クラス C - 累積型	ボンド	193,510	107,478	422,790	104,974
クラス C - 分配型	ボンド	-	49,585	275,548	44,164
クラス - 累積型	ボンド	-	-	-	-
クラス - 分配型	ボンド	-	-	-	-
クラス R - 累積型	ボンド	70,292	944,792	2,587,107	1,456,478
クラス R - 分配型	ボンド	187,173	1,247,315	3,048,973	1,746,791
米ドル建クラス					
クラス A - 累積型	米ドル	70,170	60,390	89,719	15,845
クラス A - 分配型	米ドル	-	207,621	166,836	34,000
クラス C - 累積型	米ドル	518,562	78,015	47,903	148,249
クラス C - 分配型	米ドル	-	-	16,565	90,741
クラス - 分配型	米ドル	-	-	-	-
クラス R - 累積型	米ドル	-	663,519	412,273	464,834
クラス R - 分配型	米ドル	-	154,226	322,230	-
ユーロ建クラス					
クラス A - 累積型	ユーロ	134,370	225,727	152,860	22,290
クラス A - 分配型	ユーロ	-	28,847	7,436	2,911
クラス C - 累積型	ユーロ	-	422,019	259,724	168,068
クラス C - 分配型	ユーロ	-	4,403	27,269	-
クラス R - 累積型	ユーロ	-	1,059,838	253,790	101,576
クラス R - 分配型	ユーロ	86,942	16,500	37,820	-
クラス Y - 累積型	ユーロ	-	-	-	-
円建クラス					
クラス A - 分配型	円	24,000	117,500	225,500	142,500

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

2019年8月31日現在合算純資産計算書（続き）

		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ5	パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ1	パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ2	パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ3
2018年8月31日現在 発行済株式数	クラス 通貨				
ボンド建クラス					
クラスA - 累積型	ボンド	37,663	335,305	882,978	1,197,842
クラスA - 分配型	ボンド	14,669	409,233	318,004	3,013,050
クラスC - 累積型	ボンド	126,150	434,241	769,827	908,832
クラスC - 分配型	ボンド	28,047	181,770	283,406	1,063,143
クラス - 累積型	ボンド	-	-	-	-
クラス - 分配型	ボンド	-	-	-	124,629
クラスR - 累積型	ボンド	714,351	214,465	1,256,479	4,054,915
クラスR - 分配型	ボンド	693,020	338,469	1,723,741	4,413,410
米ドル建クラス					
クラスA - 累積型	米ドル	9,317	326,110	1,425,065	1,866,437
クラスA - 分配型	米ドル	26,500	951,670	364,804	1,359,349
クラスC - 累積型	米ドル	9,970	493,434	468,492	833,357
クラスC - 分配型	米ドル	215	-	72,110	480,030
クラス - 分配型	米ドル	-	-	-	27,069
クラスR - 累積型	米ドル	39,431	24,417	25,425	377,970
クラスR - 分配型	米ドル	225,833	40,972	190,454	974,357
ユーロ建クラス					
クラスA - 累積型	ユーロ	14,402	3,026,155	6,117,187	8,734,607
クラスA - 分配型	ユーロ	-	133,475	579,182	646,103
クラスC - 累積型	ユーロ	39,447	299,598	475,638	343,006
クラスC - 分配型	ユーロ	102,117	335,468	118,552	259,929
クラスR - 累積型	ユーロ	470,680	133,194	395,262	305,279
クラスR - 分配型	ユーロ	-	-	128,675	263,229
クラスY - 累積型	ユーロ	-	-	-	4,220,774
円建クラス					
クラスA - 分配型	円	-	14,000	75,000	335,000

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

2019年8月31日現在合算純資産計算書（続き）

		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ4	パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ5	リクィッド・ オルタナティブ・ ストラテジーズ
2018年8月31日現在 発行済株式数	クラス 通貨			
ボンド建クラス				
クラスA - 累積型	ボンド	221,098	64,839	-
クラスA - 分配型	ボンド	494,760	102,254	-
クラスC - 累積型	ボンド	58,431	2,424	-
クラスC - 分配型	ボンド	335,884	36,875	-
クラス - 累積型	ボンド	55,877	-	-
クラス - 分配型	ボンド	17,653	-	-
クラスR - 累積型	ボンド	961,089	548,141	30,484,502
クラスR - 分配型	ボンド	1,367,985	135,940	-
米ドル建クラス				
クラスA - 累積型	米ドル	406,743	66,578	679,105
クラスA - 分配型	米ドル	454,967	146,794	-
クラスC - 累積型	米ドル	163,069	-	-
クラスC - 分配型	米ドル	164,624	-	-
クラス - 分配型	米ドル	-	-	-
クラスR - 累積型	米ドル	10,055	13,519	2,890,534
クラスR - 分配型	米ドル	176,946	128,660	-
ユーロ建クラス				
クラスA - 累積型	ユーロ	1,728,181	241,861	1,092,316
クラスA - 分配型	ユーロ	106,866	8,850	-
クラスC - 累積型	ユーロ	43,156	36,247	-
クラスC - 分配型	ユーロ	11	37,804	-
クラスR - 累積型	ユーロ	8,023	72,389	2,710,902
クラスR - 分配型	ユーロ	50,043	3,237	-
クラスY - 累積型	ユーロ	757,981	1,599,205	-
円建クラス				
クラスA - 分配型	円	113,000	-	-

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

2019年8月31日現在合算純資産計算書（続き）

		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ1		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ2		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ3	
		（千円）		（千円）		（千円）	
2017年8月31日現在							
純資産（ポンド）		15,806,355	2,235,809	70,618,017	9,988,919	117,551,839	16,627,708
2017年8月31日現在							
1株当たり純資産価格							
		クラス 通貨					
		（円）		（円）		（円）	
ポンド建クラス							
クラスA - 累積型	ポンド	14.004	1,981	15.152	2,143	14.718	2,082
クラスA - 分配型	ポンド	12.454	1,762	13.197	1,867	14.817	2,096
クラスC - 累積型	ポンド	13.960	1,975	14.851	2,101	18.433	2,607
クラスC - 分配型	ポンド	-	-	14.217	2,011	16.384	2,318
クラス - 累積型	ポンド	-	-	-	-	-	-
クラス - 分配型	ポンド	-	-	-	-	-	-
クラスR - 累積型	ポンド	14.049	1,987	16.216	2,294	15.986	2,261
クラスR - 分配型	ポンド	12.343	1,746	15.391	2,177	15.020	2,125
米ドル建クラス							
クラスA - 累積型	米ドル	13.559	1,486	15.213	1,667	14.295	1,566
クラスA - 分配型	米ドル	-	-	13.800	1,512	12.447	1,364
クラスC - 累積型	米ドル	13.534	1,483	13.902	1,523	18.465	2,023
クラスC - 分配型	米ドル	-	-	-	-	12.463	1,365
クラス - 分配型	米ドル	-	-	-	-	-	-
クラスR - 累積型	米ドル	-	-	14.088	1,543	17.050	1,868
クラスR - 分配型	米ドル	-	-	13.383	1,466	16.520	1,810

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

2019年8月31日現在合算純資産計算書(続き)

		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ4		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ5		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ1	
		(千円)		(千円)		(千円)	
2017年8月31日現在							
純資産(ポンド)		66,602,729	9,420,956	63,633,213	9,000,918	92,945,486	13,147,139
2017年8月31日現在							
1株当たり純資産価格							
		クラス 通貨		(円)		(円)	
ポンド建クラス							
クラスA - 累積型	ポンド	17.759	2,512	21.446	3,034	12.475	1,765
クラスA - 分配型	ポンド	19.882	2,812	23.414	3,312	10.385	1,469
クラスC - 累積型	ポンド	20.377	2,882	21.954	3,105	10.712	1,515
クラスC - 分配型	ポンド	15.818	2,237	21.779	3,081	10.475	1,482
クラス - 累積型	ポンド	-	-	-	-	-	-
クラス - 分配型	ポンド	-	-	-	-	-	-
クラスR - 累積型	ポンド	16.669	2,358	20.684	2,926	12.535	1,773
クラスR - 分配型	ポンド	16.006	2,264	19.987	2,827	10.561	1,494
米ドル建クラス							
クラスA - 累積型	米ドル	20.390	2,234	20.250	2,219	11.955	1,310
クラスA - 分配型	米ドル	15.223	1,668	15.975	1,750	9.975	1,093
クラスC - 累積型	米ドル	18.612	2,039	23.191	2,541	11.985	1,313
クラスC - 分配型	米ドル	18.448	2,021	23.016	2,522	11.730	1,285
クラス - 分配型	米ドル	-	-	-	-	-	-
クラスR - 累積型	米ドル	19.196	2,103	-	-	-	-
クラスR - 分配型	米ドル	-	-	22.592	2,475	10.055	1,102

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

2019年8月31日現在合算純資産計算書（続き）

		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ2		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ3		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ4	
		（千円）		（千円）		（千円）	
2017年8月31日現在							
純資産（ポンド）		188,050,160	26,599,695	461,373,798	65,261,324	117,547,965	16,627,160
2017年8月31日現在							
1株当たり純資産価格							
		クラス 通貨					
		（円）		（円）		（円）	
ポンド建クラス							
クラスA - 累積型	ポンド	12.511	1,770	13.277	1,878	13.462	1,904
クラスA - 分配型	ポンド	10.346	1,463	11.148	1,577	13.365	1,890
クラスC - 累積型	ポンド	12.852	1,818	14.018	1,983	13.962	1,975
クラスC - 分配型	ポンド	10.812	1,529	11.776	1,666	13.749	1,945
クラス - 累積型	ポンド	-	-	14.196	2,008	14.482	2,048
クラス - 分配型	ポンド	-	-	12.424	1,757	13.803	1,952
クラスR - 累積型	ポンド	13.359	1,890	14.024	1,984	14.306	2,024
クラスR - 分配型	ポンド	11.044	1,562	12.099	1,711	13.761	1,946
米ドル建クラス							
クラスA - 累積型	米ドル	11.880	1,302	12.518	1,371	12.789	1,401
クラスA - 分配型	米ドル	9.854	1,080	10.547	1,156	12.642	1,385
クラスC - 累積型	米ドル	12.141	1,330	12.878	1,411	13.260	1,453
クラスC - 分配型	米ドル	11.850	1,298	12.601	1,381	13.076	1,433
クラス - 分配型	米ドル	-	-	11.678	1,279	-	-
クラスR - 累積型	米ドル	10.674	1,169	13.134	1,439	13.214	1,448
クラスR - 分配型	米ドル	10.530	1,154	11.466	1,256	13.132	1,439

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

2019年8月31日現在合算純資産計算書（続き）

		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ5		リキッド・ オルタナティブ・ ストラテジーズ	
		（千円）		（千円）	
2017年8月31日現在					
純資産（ポンド）		45,715,758	6,466,494	265,814,497	37,599,461
2017年8月31日現在					
1株当たり純資産価格					
		クラス 通貨			
		（円）		（円）	
ポンド建クラス					
クラスA - 累積型	ポンド	13.373	1,892	10.686	1,512
クラスA - 分配型	ポンド	13.268	1,877	-	-
クラスC - 累積型	ポンド	13.792	1,951	-	-
クラスC - 分配型	ポンド	13.921	1,969	-	-
クラス - 累積型	ポンド	-	-	-	-
クラス - 分配型	ポンド	-	-	-	-
クラスR - 累積型	ポンド	13.976	1,977	10.958	1,550
クラスR - 分配型	ポンド	13.831	1,956	-	-
米ドル建クラス					
クラスA - 累積型	米ドル	12.539	1,374	10.592	1,160
クラスA - 分配型	米ドル	12.530	1,373	-	-
クラスC - 累積型	米ドル	-	-	-	-
クラスC - 分配型	米ドル	12.791	1,401	-	-
クラス - 分配型	米ドル	-	-	-	-
クラスR - 累積型	米ドル	13.326	1,460	10.897	1,194
クラスR - 分配型	米ドル	12.910	1,414	-	-

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

2019年8月31日現在合算純資産計算書（続き）

		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ1		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ2		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ3	
		(円)		(円)		(円)	
ユーロ建クラス							
クラスA - 累積型	ユーロ	13.311	1,605	14.171	1,709	17.189	2,073
クラスA - 分配型	ユーロ	-	-	10.970	1,323	13.561	1,635
クラスC - 累積型	ユーロ	-	-	13.636	1,644	17.339	2,091
クラスC - 分配型	ユーロ	-	-	13.376	1,613	16.939	2,043
クラスR - 累積型	ユーロ	-	-	14.028	1,692	15.922	1,920
クラスR - 分配型	ユーロ	12.869	1,552	13.486	1,626	14.953	1,803
クラスY - 累積型	ユーロ	-	-	-	-	-	-
円建クラス							
クラスA - 分配型	円	1,064.343		1,093.132		1,160.495	

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

2019年8月31日現在合算純資産計算書(続き)

		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ4		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ5		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ1	
		(円)		(円)		(円)	
ユーロ建クラス							
クラスA - 累積型	ユーロ	19.354	2,334	23.654	2,852	11.712	1,412
クラスA - 分配型	ユーロ	13.616	1,642	-	-	9.815	1,184
クラスC - 累積型	ユーロ	15.564	1,877	21.811	2,630	11.825	1,426
クラスC - 分配型	ユーロ	-	-	20.382	2,458	11.575	1,396
クラスR - 累積型	ユーロ	19.489	2,350	17.196	2,074	11.915	1,437
クラスR - 分配型	ユーロ	-	-	-	-	10.052	1,212
クラスY - 累積型	ユーロ	-	-	-	-	-	-
円建クラス							
クラスA - 分配型	円	1,350.106		-		1,071.717	

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

2019年8月31日現在合算純資産計算書（続き）

		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ2		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ3		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ4	
		(円)		(円)		(円)	
ユーロ建クラス							
クラスA - 累積型	ユーロ	11.137	1,343	11.646	1,404	11.921	1,438
クラスA - 分配型	ユーロ	9.258	1,116	9.709	1,171	11.804	1,423
クラスC - 累積型	ユーロ	11.411	1,376	12.123	1,462	12.326	1,486
クラスC - 分配型	ユーロ	9.502	1,146	10.299	1,242	12.277	1,480
クラスR - 累積型	ユーロ	11.786	1,421	12.219	1,473	-	-
クラスR - 分配型	ユーロ	9.892	1,193	10.571	1,275	12.275	1,480
クラスY - 累積型	ユーロ	-	-	11.778	1,420	11.765	1,419
円建クラス							
クラスA - 分配型	円	1,156.382		1,148.299		1,189.284	

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

2019年8月31日現在合算純資産計算書（続き）

パークレイズ・
マルチマネジャー・
ポートフォリオ5

リキッド・
オルタナティブ・
ストラテジーズ

2017年8月31日現在

1株当たり純資産価格

	クラス 通貨		(円)		(円)
ユーロ建クラス					
クラスA - 累積型	ユーロ	11.587	1,397	10.179	1,227
クラスA - 分配型	ユーロ	11.441	1,380	-	-
クラスC - 累積型	ユーロ	11.791	1,422	-	-
クラスC - 分配型	ユーロ	11.699	1,411	-	-
クラスR - 累積型	ユーロ	12.073	1,456	10.428	1,258
クラスR - 分配型	ユーロ	12.019	1,449	-	-
クラスY - 累積型	ユーロ	11.601	1,399	-	-
円建クラス					
クラスA - 分配型	円	-	-	-	-

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

【損益計算書】

パークレイズ・ポートフォリオ

2019年 8 月31日に終了した事業年度の合算損益計算書

		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 1		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 2		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 3	
		2019年 8 月31日に 終了した年度		2019年 8 月31日に 終了した年度		2019年 8 月31日に 終了した年度	
	注記	(ポンド)	(千円)	(ポンド)	(千円)	(ポンド)	(千円)
収益							
受取配当金							
(純額)	2(d)	216,904	30,681	1,586,252	224,375	3,179,485	449,738
銀行利息	2(d)	65	9	266	38	551	78
収益合計		216,969	30,690	1,586,518	224,413	3,180,036	449,816
費用							
管理報酬	3(a)	65,986	9,334	390,897	55,292	697,188	98,617
管理事務代行報酬							
および保管銀行報酬	5(a)	45,572	6,446	71,964	10,179	92,130	13,032
年次税	4	7,365	1,042	39,551	5,594	71,940	10,176
専門家報酬		19,105	2,702	19,105	2,702	19,105	2,702
取締役報酬		502	71	3,150	446	6,333	896
為替ヘッジ							
運用会社報酬	5(c)	-	-	-	-	-	-
当座借越利息		21	3	306	43	225	32
税務・法務報酬		2,646	374	4,024	569	5,678	803
公告手数料		3,227	456	9,318	1,318	17,074	2,415
一般費用		18,298	2,588	34,545	4,886	49,711	7,032
費用合計		162,722	23,017	572,860	81,031	959,384	135,705
費用の免除 / 返還	5(b)	(103,156)	(14,591)	(206,740)	(29,243)	(335,118)	(47,402)
投資収益 (純額)		157,403	22,265	1,220,398	172,625	2,555,770	361,514
投資有価証券、 先物契約および 為替先渡契約に かかる実現利益							
(純額)		424,750	60,081	650,317	91,987	803,972	113,722
投資有価証券に かかる未実現 評価益の変動							
(純額)		271,758	38,440	3,284,866	464,644	7,280,261	1,029,793
先物契約にかかる 未実現評価益の 変動 (純額)		-	-	-	-	-	-
為替先渡契約に かかる未実現 評価益 / (損)							
の変動 (純額)		67,648	9,569	(124,032)	(17,544)	84,288	11,923
運用による資産の 変動 (純額)		921,559	130,355	5,031,549	711,713	10,724,291	1,516,951

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

2019年8月31日に終了した事業年度の合算損益計算書（続き）

		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ4		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ5		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ1	
		2019年8月31日に 終了した年度		2019年8月31日に 終了した年度		2019年8月31日に 終了した年度	
	注記	(ポンド)	(千円)	(ポンド)	(千円)	(ポンド)	(千円)
収益							
受取配当金							
（純額）	2(d)	1,623,089	229,586	973,018	137,633	1,191,657	168,560
銀行利息	2(d)	252	36	220	31	1,028	145
収益合計		1,623,341	229,622	973,238	137,665	1,192,685	168,705
費用							
管理報酬	3(a)	328,933	46,528	210,852	29,825	398,858	56,418
管理事務代行報酬							
および保管銀行報酬	5(a)	65,646	9,286	57,127	8,081	104,348	14,760
年次税	4	38,037	5,380	24,138	3,414	35,583	5,033
専門家報酬		19,105	2,702	19,105	2,702	19,105	2,702
取締役報酬		3,284	465	1,890	267	2,453	347
為替ヘッジ							
運用会社報酬	5(c)	-	-	-	-	14,170	2,004
当座借越利息		425	60	232	33	2,502	354
税務・法務報酬		16,644	2,354	10,470	1,481	3,783	535
公告手数料		9,727	1,376	6,497	919	7,567	1,070
一般費用		22,412	3,170	40,085	5,670	8,764	1,240
費用合計		504,213	71,321	370,396	52,393	597,133	84,464
費用の免除 / 返還	5(b)	(200,024)	(28,293)	(156,430)	(22,127)	-	-
投資収益（純額）		1,319,152	186,594	759,272	107,399	595,552	84,241
投資有価証券、 先物契約および 為替先渡契約に かかる実現利益							
（純額）		1,227,669	173,654	915,556	129,505	2,195,509	310,555
投資有価証券に かかる未実現 評価益 / （損）の 変動（純額）							
先物契約にかかる 未実現評価（損） の変動（純額）		2,929,748	414,413	1,260,077	178,238	(53,219)	(7,528)
為替先渡契約に かかる未実現 評価益 / （損） の変動（純額）		-	-	-	-	(67,550)	(9,555)
運用による資産の 変動（純額）		113,420	16,043	(157,485)	(22,276)	(391,239)	(55,341)
運用による資産の 変動（純額）		5,589,989	790,704	2,777,420	392,866	2,279,053	322,372

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

2019年8月31日に終了した事業年度の合算損益計算書（続き）

	注記	パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ2 2019年8月31日に 終了した年度		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ3 2019年8月31日に 終了した年度		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ4 2019年8月31日に 終了した年度	
		(ポンド)	(千円)	(ポンド)	(千円)	(ポンド)	(千円)
収益							
受取配当金							
（純額）	2(d)	3,028,331	428,357	7,422,721	1,049,944	1,633,019	230,991
銀行利息	2(d)	1,488	210	38,185	5,401	3,543	501
収益合計		3,029,819	428,568	7,460,906	1,055,345	1,636,562	231,492
費用							
管理報酬	3(a)	1,622,280	229,472	4,404,397	623,002	1,012,324	143,193
管理事務代行報酬							
および保管銀行報酬	5(a)	102,802	14,541	181,669	25,697	88,692	12,545
年次税	4	72,093	10,198	179,072	25,330	41,827	5,916
専門家報酬		19,105	2,702	19,105	2,702	19,105	2,702
取締役報酬		4,621	654	12,053	1,705	2,935	415
為替ヘッジ							
運用会社報酬	5(c)	25,520	3,610	53,742	7,602	11,050	1,563
当座借越利息		3,308	468	1,571	222	771	109
税務・法務報酬		5,138	727	9,457	1,338	4,059	574
公告手数料		11,987	1,696	28,025	3,964	8,430	1,192
一般費用		42,643	6,032	87,062	12,315	31,700	4,484
費用合計		1,909,497	270,098	4,976,153	703,877	1,220,893	172,695
費用の免除 / 返還	5(b)	-	-	-	-	-	-
投資収益（純額）		1,120,322	158,470	2,484,753	351,468	415,669	58,796
投資有価証券、 先物契約および 為替先渡契約に かかる実現利益 （純額）		1,298,500	183,673	43,397,486	6,138,574	12,014,438	1,699,442
投資有価証券に かかる未実現 評価益 / （損） の変動（純額）		3,091,303	437,265	(27,770,456)	(3,928,131)	(8,142,426)	(1,151,746)
先物契約にかかる 未実現評価（損） / 益の変動（純額）		(23,947)	(3,387)	569,298	80,527	(28,387)	(4,015)
為替先渡契約に かかる未実現 評価（損） / 益 の変動（純額）		(319,039)	(45,128)	(319,959)	(45,258)	49,854	7,052
運用による資産の 変動（純額）		5,167,139	730,892	18,361,122	2,597,181	4,309,148	609,529

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

2019年8月31日に終了した事業年度の合算損益計算書（続き）

		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ5		リキッド・ オルタナティブ・ ストラテジーズ		合 算	
		2019年8月31日に 終了した年度		2019年8月31日に 終了した年度		2019年8月31日に 終了した年度	
	注記	(ポンド)	(千円)	(ポンド)	(千円)	(ポンド)	(千円)
収益							
受取配当金							
（純額）	2(d)	526,724	74,505	7,836	1,108	21,389,036	3,025,479
銀行利息	2(d)	1,257	178	-	-	46,855	6,628
収益合計		527,981	74,683	7,836	1,108	21,435,891	3,032,107
費用							
管理報酬	3(a)	445,557	63,024	2,008,027	284,035	11,585,299	1,638,741
管理事務代行報酬							
および保管銀行報酬	5(a)	65,476	9,262	198,689	28,105	1,074,115	151,934
年次税	4	15,860	2,243	118,672	16,786	644,138	91,113
専門家報酬		19,105	2,702	19,106	2,703	210,156	29,727
取締役報酬		985	139	14,747	2,086	52,953	7,490
為替ヘッジ							
運用会社報酬	5(c)	5,579	789	-	-	110,061	15,568
当座借越利息		3,131	443	11,852	1,676	24,344	3,443
税務・法務報酬		2,359	334	10,330	1,461	74,588	10,550
公告手数料		4,211	596	36,106	5,107	142,169	20,110
一般費用		18,887	2,672	54,086	7,650	408,193	57,739
費用合計		581,150	82,204	2,471,615	349,610	14,326,016	2,026,415
費用の免除／返還	5(b)	(39,060)	(5,525)	-	-	(1,040,528)	(147,183)
投資（損失）／ 収益（純額）		(14,109)	(1,996)	(2,463,779)	(348,502)	8,150,403	1,152,875
投資有価証券、 先物契約および 為替先渡契約に かかる実現利益／ （損失）（純額）		4,793,640	678,060	(2,551,111)	(360,855)	65,170,726	9,218,399
投資有価証券に かかる未実現 評価（損）／益 の変動（純額）		(3,657,281)	(517,322)	9,255,224	1,309,151	(12,250,145)	(1,732,783)
先物契約にかかる 未実現評価（損） ／益の変動（純額）		(18,908)	(2,675)	-	-	430,506	60,895
為替先渡契約に かかる未実現 評価（損）／益 の変動（純額）		(83,700)	(11,839)	258,690	36,592	(821,554)	(116,209)
運用による資産の 変動（純額）		1,019,642	144,228	4,499,024	636,387	60,679,936	8,583,177

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

パークレイズ・ポートフォリオ

2019年8月31日に終了した事業年度の合算純資産額変動計算書

	パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ1		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ2		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ3	
	2019年8月31日に 終了した年度		2019年8月31日に 終了した年度		2019年8月31日に 終了した年度	
	(ポンド)	(千円)	(ポンド)	(千円)	(ポンド)	(千円)
期首純資産	16,501,576	2,334,148	78,879,057	11,157,443	137,615,868	19,465,765
投資収益（純額）	157,403	22,265	1,220,398	172,625	2,555,770	361,514
投資有価証券、 先物契約および 為替先渡契約に かかる実現利益 （純額）	424,750	60,081	650,317	91,987	803,972	113,722
当期利益（純額）	17,083,729	2,416,493	80,749,772	11,422,055	140,975,610	19,941,000
ファンド株式 申込手取金	580,813	82,156	7,691,654	1,087,984	32,209,510	4,556,035
ファンド株式 買戻支払金	(3,726,779)	(527,153)	(9,857,457)	(1,394,337)	(17,111,222)	(2,420,382)
ファンド株式の 取引による 手取金（純額）	(3,145,966)	(444,997)	(2,165,803)	(306,353)	15,098,288	2,135,653
投資有価証券に かかる未実現 評価益の変動 （純額）	271,758	38,440	3,284,866	464,644	7,280,261	1,029,793
先物契約にかかる 未実現評価益の 変動（純額）	-	-	-	-	-	-
為替先渡契約に かかる未実現 評価益 / （損） の変動（純額）	67,648	9,569	(124,032)	(17,544)	84,288	11,923
分配金	(43,852)	(6,203)	(530,259)	(75,005)	(1,395,956)	(197,458)
期末純資産	14,233,317	2,013,303	81,214,544	11,487,797	162,042,491	22,920,910

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

2019年8月31日に終了した事業年度の合算純資産額変動計算書（続き）

	パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ4		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ5		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ1	
	2019年8月31日に 終了した年度		2019年8月31日に 終了した年度		2019年8月31日に 終了した年度	
	(ポンド)	(千円)	(ポンド)	(千円)	(ポンド)	(千円)
期首純資産	77,767,514	11,000,215	51,445,593	7,276,979	77,511,850	10,964,051
投資収益（純額）	1,319,152	186,594	759,272	107,399	595,552	84,241
投資有価証券、 先物契約および 為替先渡契約に かかる実現利益 （純額）	1,227,669	173,654	915,556	129,505	2,195,509	310,555
当期利益（純額）	80,314,335	11,360,463	53,120,421	7,513,884	80,302,911	11,358,847
ファンド株式 申込手取金	16,015,959	2,265,457	10,311,423	1,458,551	1,225,102	173,291
ファンド株式 買戻支払金	(12,458,424)	(1,762,244)	(10,246,838)	(1,449,415)	(10,715,905)	(1,515,765)
ファンド株式の 取引による 手取金（純額）	3,557,535	503,213	64,585	9,136	(9,490,803)	(1,342,474)
投資有価証券に かかる未実現 評価益／（損） の変動（純額）	2,929,748	414,413	1,260,077	178,238	(53,219)	(7,528)
先物契約にかかる 未実現評価（損） の変動（純額）	-	-	-	-	(67,550)	(9,555)
為替先渡契約に かかる未実現 評価益／（損） の変動（純額）	113,420	16,043	(157,485)	(22,276)	(391,239)	(55,341)
分配金	(566,582)	(80,143)	(290,914)	(41,150)	(344,570)	(48,739)
期末純資産	86,348,456	12,213,989	53,996,684	7,637,831	69,955,530	9,895,210

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

2019年8月31日に終了した事業年度の合算純資産額変動計算書（続き）

	パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ2		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ3		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ4	
	2019年8月31日に 終了した年度		2019年8月31日に 終了した年度		2019年8月31日に 終了した年度	
	(ポンド)	(千円)	(ポンド)	(千円)	(ポンド)	(千円)
期首純資産	163,595,168	23,140,537	405,443,696	57,350,011	95,628,032	13,526,585
投資収益（純額）	1,120,322	158,470	2,484,753	351,468	415,669	58,796
投資有価証券、 先物契約および 為替先渡契約に かかる実現利益 （純額）	1,298,500	183,673	43,397,486	6,138,574	12,014,438	1,699,442
当期利益（純額）	166,013,990	23,482,679	451,325,935	63,840,054	108,058,139	15,284,824
ファンド株式 申込手取金	4,467,156	631,879	11,523,622	1,630,016	3,054,317	432,033
ファンド株式 買戻支払金	(37,610,203)	(5,319,963)	(93,492,385)	(13,224,498)	(20,764,194)	(2,937,095)
ファンド株式の 取引による 手取金（純額）	(33,143,047)	(4,688,084)	(81,968,763)	(11,594,482)	(17,709,877)	(2,505,062)
投資有価証券に かかる未実現 評価益／（損） の変動（純額）	3,091,303	437,265	(27,770,456)	(3,928,131)	(8,142,426)	(1,151,746)
先物契約にかかる 未実現評価（損） ／益の変動（純額）	(23,947)	(3,387)	569,298	80,527	(28,387)	(4,015)
為替先渡契約に かかる未実現 評価（損）／益 の変動（純額）	(319,039)	(45,128)	(319,959)	(45,258)	49,854	7,052
分配金	(675,638)	(95,569)	(2,645,709)	(374,236)	(204,620)	(28,943)
期末純資産	134,943,622	19,087,775	339,190,346	47,978,474	82,022,683	11,602,109

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

2019年8月31日に終了した事業年度の合算純資産額変動計算書（続き）

	パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ5		リクィッド・ オルタナティブ・ ストラテジーズ		合 算	
	2019年8月31日に 終了した年度		2019年8月31日に 終了した年度		2019年8月31日に 終了した年度	
	(ポンド)	(千円)	(ポンド)	(千円)	(ポンド)	(千円)
期首純資産	38,082,690	5,386,797	398,737,385	56,401,403	1,541,208,429	218,003,932
投資（損失）/ 収益（純額）	(14,109)	(1,996)	(2,463,779)	(348,502)	8,150,403	1,152,875
投資有価証券、 先物契約および 為替先渡契約に かかる実現利益 /（損失）（純額）	4,793,640	678,060	(2,551,111)	(360,855)	65,170,726	9,218,399
当期利益（純額）	42,862,221	6,062,861	393,722,495	55,692,047	1,614,529,558	228,375,206
ファンド株式 申込手取金	424,053	59,982	67,148,746	9,498,190	154,652,355	21,875,576
ファンド株式 買戻支払金	(9,868,826)	(1,395,945)	(79,003,272)	(11,175,013)	(304,855,505)	(43,121,811)
ファンド株式の 取引による 手取金（純額）	(9,444,773)	(1,335,963)	(11,854,526)	(1,676,823)	(150,203,150)	(21,246,236)
投資有価証券に かかる未実現 評価（損）/ 益 の変動（純額）	(3,657,281)	(517,322)	9,255,224	1,309,151	(12,250,145)	(1,732,783)
先物契約にかかる 未実現評価（損） / 益の変動（純額）	(18,908)	(2,675)	-	-	430,506	60,895
為替先渡契約に かかる未実現 評価（損）/ 益 の変動（純額）	(83,700)	(11,839)	258,690	36,592	(821,554)	(116,209)
分配金	(15,529)	(2,197)	-	-	(6,713,629)	(949,643)
期末純資産	29,642,030	4,192,865	391,381,883	55,360,967	1,444,971,586	204,391,231

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

パークレイズ・ポートフォリオ

2019年8月31日に終了した事業年度の合算発行済株式数計算書

	クラス通貨	期首発行済株式数	期中発行数	期中買戻数	期末発行済株式数
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ1					
ボンド建クラス					
クラスA - 累積型	ボンド	72,802	7,726	(1,031)	79,497
クラスA - 分配型	ボンド	34,015	126	-	34,141
クラスC - 累積型	ボンド	193,510	-	(97,597)	95,913
クラスR - 累積型	ボンド	70,292	33,361	(34,657)	68,996
クラスR - 分配型	ボンド	187,173	-	(72,377)	114,796
米ドル建クラス					
クラスA - 累積型	米ドル	70,170	-	(8,125)	62,045
クラスC - 累積型	米ドル	518,562	-	(27,474)	491,088
ユーロ建クラス					
クラスA - 累積型	ユーロ	134,370	-	(20,246)	114,124
クラスR - 分配型	ユーロ	86,942	-	(27,742)	59,200
円建クラス					
クラスA - 分配型	円	24,000	-	(6,000)	18,000

添付の注記は本財務書類と不可分です。

2019年8月31日に終了した事業年度の合算発行済株式数計算書（続き）

	クラス通貨	期首発行済株式数	期中発行数	期中買戻数	期末発行済株式数
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ2					
ボンド建クラス					
クラスA - 累積型	ポンド	328,825	1,016	(34,710)	295,131
クラスA - 分配型	ポンド	31,284	954	(3,301)	28,937
クラスC - 累積型	ポンド	107,478	-	(850)	106,628
クラスC - 分配型	ポンド	49,585	-	(17,082)	32,503
クラスR - 累積型	ポンド	944,792	302,998	(150,170)	1,097,620
クラスR - 分配型	ポンド	1,247,315	78,202	(33,769)	1,291,748
米ドル建クラス					
クラスA - 累積型	米ドル	60,390	-	-	60,390
クラスA - 分配型	米ドル	207,621	75	(93,000)	114,696
クラスC - 累積型	米ドル	78,015	-	(38,987)	39,028
クラスR - 累積型	米ドル	663,519	23,306	(52,986)	633,839
クラスR - 分配型	米ドル	154,226	-	(80)	154,146
ユーロ建クラス					
クラスA - 累積型	ユーロ	225,727	34,346	(57,370)	202,703
クラスA - 分配型	ユーロ	28,847	397	(400)	28,844
クラスC - 累積型	ユーロ	422,019	2,660	(168,161)	256,518
クラスC - 分配型	ユーロ	4,403	-	(4,403)	-
クラスR - 累積型	ユーロ	1,059,838	36,114	(64,104)	1,031,848
クラスR - 分配型	ユーロ	16,500	-	(16,500)	-
円建クラス					
クラスA - 分配型	円	117,500	45,000	(9,000)	153,500

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

2019年8月31日に終了した事業年度の合算発行済株式数計算書（続き）

	クラス通貨	期首発行済株式数	期中発行数	期中買戻数	期末発行済株式数
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ3					
ボンド建クラス					
クラスA - 累積型	ポンド	472,687	1,187	(58,454)	415,420
クラスA - 分配型	ポンド	73,521	997	(14,420)	60,098
クラスC - 累積型	ポンド	422,790	-	(25,669)	397,121
クラスC - 分配型	ポンド	275,548	-	(20,735)	254,813
クラスR - 累積型	ポンド	2,587,107	1,069,241	(272,578)	3,383,770
クラスR - 分配型	ポンド	3,048,973	359,572	(254,304)	3,154,241
米ドル建クラス					
クラスA - 累積型	米ドル	89,719	-	(42,106)	47,613
クラスA - 分配型	米ドル	166,836	-	(14,500)	152,336
クラスC - 累積型	米ドル	47,903	13,055	(30,001)	30,957
クラスC - 分配型	米ドル	16,565	-	-	16,565
クラスR - 累積型	米ドル	412,273	137,180	(3,466)	545,987
クラスR - 分配型	米ドル	322,230	56,101	(2,538)	375,793
ユーロ建クラス					
クラスA - 累積型	ユーロ	152,860	9,163	(39,490)	122,533
クラスA - 分配型	ユーロ	7,436	91	-	7,527
クラスC - 累積型	ユーロ	259,724	-	(181,445)	78,279
クラスC - 分配型	ユーロ	27,269	648	-	27,917
クラスR - 累積型	ユーロ	253,790	396,531	(90,394)	559,927
クラスR - 分配型	ユーロ	37,820	-	-	37,820
円建クラス					
クラスA - 分配型	円	225,500	43,000	(83,000)	185,500

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

2019年8月31日に終了した事業年度の合算発行済株式数計算書（続き）

	クラス通貨	期首発行済株式数	期中発行数	期中買戻数	期末発行済株式数
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ4					
ボンド建クラス					
クラスA - 累積型	ポンド	96,891	991	(13,994)	83,888
クラスA - 分配型	ポンド	15,535	16,379	(7,046)	24,868
クラスC - 累積型	ポンド	104,974	-	(41,875)	63,099
クラスC - 分配型	ポンド	44,164	436	(1,376)	43,224
クラスR - 累積型	ポンド	1,456,478	473,058	(67,721)	1,861,815
クラスR - 分配型	ポンド	1,746,791	98,815	(98,238)	1,747,368
米ドル建クラス					
クラスA - 累積型	米ドル	15,845	-	(3,806)	12,039
クラスA - 分配型	米ドル	34,000	-	(16,000)	18,000
クラスC - 累積型	米ドル	148,249	-	(84,244)	64,005
クラスC - 分配型	米ドル	90,741	-	-	90,741
クラスR - 累積型	米ドル	464,834	115,404	(259,822)	320,416
クラスR - 分配型	米ドル	-	114,360	-	114,360
ユーロ建クラス					
クラスA - 累積型	ユーロ	22,290	147	-	22,437
クラスA - 分配型	ユーロ	2,911	-	-	2,911
クラスC - 累積型	ユーロ	168,068	-	(94,823)	73,245
クラスR - 累積型	ユーロ	101,576	114,480	(9,108)	206,948
円建クラス					
クラスA - 分配型	円	142,500	7,000	(120,500)	29,000

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

2019年8月31日に終了した事業年度の合算発行済株式数計算書（続き）

	クラス通貨	期首発行済株式数	期中発行数	期中買戻数	期末発行済株式数
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ5					
ボンド建クラス					
クラスA - 累積型	ポンド	37,663	269	(11,401)	26,531
クラスA - 分配型	ポンド	14,669	102	-	14,771
クラスC - 累積型	ポンド	126,150	-	(368)	125,782
クラスC - 分配型	ポンド	28,047	-	-	28,047
クラスR - 累積型	ポンド	714,351	289,990	(95,708)	908,633
クラスR - 分配型	ポンド	693,020	93,273	(244,047)	542,246
米ドル建クラス					
クラスA - 累積型	米ドル	9,317	-	-	9,317
クラスA - 分配型	米ドル	26,500	-	(4,500)	22,000
クラスC - 累積型	米ドル	9,970	-	(1,693)	8,277
クラスC - 分配型	米ドル	215	1	-	216
クラスR - 累積型	米ドル	39,431	-	(39,431)	-
クラスR - 分配型	米ドル	225,833	21,736	-	247,569
ユーロ建クラス					
クラスA - 累積型	ユーロ	14,402	-	-	14,402
クラスA - 分配型	ユーロ	-	-	-	-
クラスC - 累積型	ユーロ	39,447	-	(33,173)	6,274
クラスC - 分配型	ユーロ	102,117	-	-	102,117
クラスR - 累積型	ユーロ	470,680	91,144	(101,460)	460,364

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

2019年8月31日に終了した事業年度の合算発行済株式数計算書（続き）

	クラス通貨	期首発行済株式数	期中発行数	期中買戻数	期末発行済株式数
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ1					
ボンド建クラス					
クラスA - 累積型	ポンド	335,305	120	(38,367)	297,058
クラスA - 分配型	ポンド	409,233	3,399	(73,567)	339,065
クラスC - 累積型	ポンド	434,241	-	(55,488)	378,753
クラスC - 分配型	ポンド	181,770	698	(983)	181,485
クラスR - 累積型	ポンド	214,465	-	(4,908)	209,557
クラスR - 分配型	ポンド	338,469	32,834	(10,915)	360,388
米ドル建クラス					
クラスA - 累積型	米ドル	326,110	2,677	(68,178)	260,609
クラスA - 分配型	米ドル	951,670	12,470	(20,534)	943,606
クラスC - 累積型	米ドル	493,434	-	(29,514)	463,920
クラスR - 累積型	米ドル	24,417	-	(21,468)	2,949
クラスR - 分配型	米ドル	40,972	-	(2,096)	38,876
ユーロ建クラス					
クラスA - 累積型	ユーロ	3,026,155	69,483	(595,733)	2,499,905
クラスA - 分配型	ユーロ	133,475	621	(7,568)	126,528
クラスC - 累積型	ユーロ	299,598	-	(55,200)	244,398
クラスC - 分配型	ユーロ	335,468	-	(78,190)	257,278
クラスR - 累積型	ユーロ	133,194	-	-	133,194
円建クラス					
クラスA - 分配型	円	14,000	-	-	14,000

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

2019年8月31日に終了した事業年度の合算発行済株式数計算書（続き）

	クラス通貨	期首発行済株式数	期中発行数	期中買戻数	期末発行済株式数
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ2					
ボンド建クラス					
クラスA - 累積型	ポンド	882,978	3,681	(105,662)	780,997
クラスA - 分配型	ポンド	318,004	4,205	(56,064)	266,145
クラスC - 累積型	ポンド	769,827	-	(230,168)	539,659
クラスC - 分配型	ポンド	283,406	2,348	(38,798)	246,956
クラスR - 累積型	ポンド	1,256,479	157,274	(182,038)	1,231,715
クラスR - 分配型	ポンド	1,723,741	56,688	(495,087)	1,285,342
米ドル建クラス					
クラスA - 累積型	米ドル	1,425,065	3,986	(110,758)	1,318,293
クラスA - 分配型	米ドル	364,804	2,037	(158,578)	208,263
クラスC - 累積型	米ドル	468,492	-	(220,984)	247,508
クラスC - 分配型	米ドル	72,110	-	(48,807)	23,303
クラスR - 累積型	米ドル	25,425	16,791	(17,902)	24,314
クラスR - 分配型	米ドル	190,454	-	-	190,454
ユーロ建クラス					
クラスA - 累積型	ユーロ	6,117,187	107,844	(1,557,524)	4,667,507
クラスA - 分配型	ユーロ	579,182	7,687	(68,320)	518,549
クラスC - 累積型	ユーロ	475,638	-	(155,029)	320,609
クラスC - 分配型	ユーロ	118,552	-	(16,287)	102,265
クラスR - 累積型	ユーロ	395,262	34,710	(217,821)	212,151
クラスR - 分配型	ユーロ	128,675	-	(4,723)	123,952
円建クラス					
クラスA - 分配型	円	75,000	-	-	75,000

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

2019年8月31日に終了した事業年度の合算発行済株式数計算書（続き）

	クラス通貨	期首発行済株式数	期中発行数	期中買戻数	期末発行済株式数
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ3					
ボンド建クラス					
クラスA - 累積型	ポンド	1,197,842	31,605	(135,598)	1,093,849
クラスA - 分配型	ポンド	3,013,050	52,250	(285,533)	2,779,767
クラスC - 累積型	ポンド	908,832	3,283	(237,420)	674,695
クラスC - 分配型	ポンド	1,063,143	12,471	(204,645)	870,969
クラスI - 分配型	ポンド	124,629	-	(51,174)	73,455
クラスR - 累積型	ポンド	4,054,915	294,614	(879,164)	3,470,365
クラスR - 分配型	ポンド	4,413,410	250,625	(1,330,070)	3,333,965
米ドル建クラス					
クラスA - 累積型	米ドル	1,866,437	11,610	(144,920)	1,733,127
クラスA - 分配型	米ドル	1,359,349	23,863	(142,601)	1,240,611
クラスC - 累積型	米ドル	833,357	-	(281,425)	551,932
クラスC - 分配型	米ドル	480,030	7,827	(108,669)	379,188
クラスI - 分配型	米ドル	27,069	-	(27,069)	-
クラスR - 累積型	米ドル	377,970	35,301	(132,498)	280,773
クラスR - 分配型	米ドル	974,357	31,846	(69,399)	936,804
ユーロ建クラス					
クラスA - 累積型	ユーロ	8,734,607	77,470	(1,199,282)	7,612,795
クラスA - 分配型	ユーロ	646,103	11,117	(31,267)	625,953
クラスC - 累積型	ユーロ	343,006	-	(44,671)	298,335
クラスC - 分配型	ユーロ	259,929	28,666	(50,765)	237,830
クラスR - 累積型	ユーロ	305,279	24,669	(182,944)	147,004
クラスR - 分配型	ユーロ	263,229	-	(22,338)	240,891
クラスY - 累積型	ユーロ	4,220,774	59,829	(2,645,539)	1,635,064
円建クラス					
クラスA - 分配型	円	335,000	4,500	(107,500)	232,000

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

2019年8月31日に終了した事業年度の合算発行済株式数計算書（続き）

	クラス通貨	期首発行済株式数	期中発行数	期中買戻数	期末発行済株式数
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ4					
ボンド建クラス					
クラスA - 累積型	ポンド	221,098	4,265	(26,301)	199,062
クラスA - 分配型	ポンド	494,760	829	(24,448)	471,141
クラスC - 累積型	ポンド	58,431	-	-	58,431
クラスC - 分配型	ポンド	335,884	802	(7,289)	329,397
クラスI - 累積型	ポンド	55,877	-	(317)	55,560
クラスI - 分配型	ポンド	17,653	-	-	17,653
クラスR - 累積型	ポンド	961,089	84,247	(199,808)	845,528
クラスR - 分配型	ポンド	1,367,985	51,964	(269,876)	1,150,073
米ドル建クラス					
クラスA - 累積型	米ドル	406,743	3,071	(132,857)	276,957
クラスA - 分配型	米ドル	454,967	93	(53,290)	401,770
クラスC - 累積型	米ドル	163,069	1,427	(164,496)	-
クラスC - 分配型	米ドル	164,624	818	(165,442)	-
クラスR - 累積型	米ドル	10,055	-	-	10,055
クラスR - 分配型	米ドル	176,946	-	(61,358)	115,588
ユーロ建クラス					
クラスA - 累積型	ユーロ	1,728,181	79,777	(285,868)	1,522,090
クラスA - 分配型	ユーロ	106,866	4,339	(5,381)	105,824
クラスC - 累積型	ユーロ	43,156	-	(1)	43,155
クラスC - 分配型	ユーロ	11	1	-	12
クラスR - 累積型	ユーロ	8,023	-	-	8,023
クラスR - 分配型	ユーロ	50,043	-	-	50,043
クラスY - 累積型	ユーロ	757,981	6,806	(382,152)	382,635
円建クラス					
クラスA - 分配型	円	113,000	-	-	113,000

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

2019年8月31日に終了した事業年度の合算発行済株式数計算書（続き）

	クラス通貨	期首発行済株式数	期中発行数	期中買戻数	期末発行済株式数
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ5					
ボンド建クラス					
クラスA - 累積型	ポンド	64,839	5,251	(7,672)	62,418
クラスA - 分配型	ポンド	102,254	-	(16,641)	85,613
クラスC - 累積型	ポンド	2,424	-	-	2,424
クラスC - 分配型	ポンド	36,875	46	-	36,921
クラスR - 累積型	ポンド	548,141	13,594	(26,997)	534,738
クラスR - 分配型	ポンド	135,940	-	(563)	135,377
米ドル建クラス					
クラスA - 累積型	米ドル	66,578	800	(25,452)	41,926
クラスA - 分配型	米ドル	146,794	40	(18,045)	128,789
クラスR - 累積型	米ドル	13,519	-	-	13,519
クラスR - 分配型	米ドル	128,660	-	(49,993)	78,667
ユーロ建クラス					
クラスA - 累積型	ユーロ	241,861	5,024	(44,977)	201,908
クラスA - 分配型	ユーロ	8,850	93	(854)	8,089
クラスC - 累積型	ユーロ	36,247	-	(488)	35,759
クラスC - 分配型	ユーロ	37,804	49	-	37,853
クラスR - 累積型	ユーロ	72,389	-	(5,833)	66,556
クラスR - 分配型	ユーロ	3,237	-	-	3,237
クラスY - 累積型	ユーロ	1,599,205	10,563	(748,402)	861,366

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

2019年8月31日に終了した事業年度の合算発行済株式数計算書（続き）

クラス通貨		期首発行済株式数	期中発行数	期中買戻数	期末発行済株式数
リキッド・オルタナティブ・ストラテジーズ					
ボンド建クラス					
クラスR - 累積型	ポンド	30,484,502	4,797,159	(5,006,957)	30,274,704
米ドル建クラス					
クラスA - 累積型	米ドル	679,105	-	(46,590)	632,515
クラスR - 累積型	米ドル	2,890,534	1,281,748	(1,008,628)	3,163,654
ユーロ建クラス					
クラスA - 累積型	ユーロ	1,092,316	2,279	(328,474)	766,121
クラスR - 累積型	ユーロ	2,710,902	463,905	(1,425,197)	1,749,610

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

[次へ](#)

財務諸表に対する注記

2019年8月31日に終了した会計年度

1. ファンドの概要

パークレイズ・ポートフォリオ（以下「ファンド」といいます。）は、商業会社に関する1915年8月10日法（改正済）の規定に基づき、2006年10月13日に変動資本を有する投資法人として設立され、投資信託／投資法人に関する2010年12月17日法（改正済）のパートIに従って、投資信託／投資法人の公式リストに登録されているオープンエンド型の投資法人です。

ファンドは、個別の資産および負債を有する複数のサブ・ファンド（以下、それぞれを「サブ・ファンド」といいます。）から構成される、変動株式資本を有するアンブレラ型投資法人であり、各サブ・ファンドは、特定の投資目的を有する異なる資産ポートフォリオに関係しています。各サブ・ファンドの資産は、ファンドの帳簿上、ファンドの他の資産から分離されています。

2019年8月31日現在、ファンドは以下の通貨建の11のサブ・ファンドを運用しています。

サブ・ファンド	通貨
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 1	ポンド
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 2	ポンド
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 3	ポンド
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 4	ポンド
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 5	ポンド
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 1	ポンド
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 2	ポンド
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 3	ポンド
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 4	ポンド
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 5	ポンド
リクィッド・オルタナティブ・ストラテジーズ	ポンド

円建の株式を提供しないリクィッド・オルタナティブ・ストラテジーズを除き、各サブ・ファンドは、ポンド建、米ドル建、ユーロ建および円建の株式クラスを提供しています。

ファンドは、管理会社契約に基づき、2019年3月28日付で、ファンドロック・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「ファンドロック」といいます。）をファンドの管理会社（以下「管理会社」といいます。）に任命しました。2019年3月27日までは、パークレイズ・アセット・マネジメント・リミテッド（以下「BAML」といいます。）がファンドの管理会社を務めていました。ファンドロックは、取締役会の全般的な監督に従い、ファンドに対するポートフォリオ管理およびリスク管理業務、管理業務ならびに販売業務の提供、ならびに、より一般的には、管理会社契約に詳細に規定されるファンドの日々の業務運営に責任を負います。

ファンドロックは、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立され、ルクセンブルグ金融監督委員会（以下「CSSF」といいます。）により同法第15章に定められた管理会社として認可されています。したがって、ファンドロックはルクセンブルグの法律および規制を遵守する義務があります。CSSF規則およびファンドの事前の承認に基づき、管理会社はその義務および権限の全部または一部をいずれかの者または事業体に委託することができます。その機能の履行のため、ファンドに対する管理会社の責任は、委託による影響を受けません。管理会社による投資運用機能、販売機能および管理機能の委託に関する詳細な情報は、英文目論見書の該当箇所を参照してください。

管理会社は、管理会社とパークレイズ・インベストメント・ソリューションズ・リミテッドのウェルス・マネジメント部門との間の投資運用契約（随時行われる変更を含みます。）に基づき、同部門を投資運用会社に任命しています。

2. 重要な会計方針の要約

（a）財務書類の表示

本財務書類は、投資信託／投資法人に関するルクセンブルグの法令規則およびルクセンブルグで一般に認められた会計原則（ルクセンブルグGAAP）に準拠して作成されています。

（b）通貨の取扱い

ファンドの報告通貨はポンド（GBP）であり、ファンドの合算財務書類はポンド表示です。しかし、ファンドは、ポンド以外の通貨建ての資産に投資する場合があります。各サブ・ファンドの原資産の通貨エクスポージャーは、為替変動に対する保護の手段として、該当サブ・ファンドの基準通貨にヘッジすることができます。

外国通貨による取引は、取引日における実勢為替レートで換算されます。

サブ・ファンドの報告通貨以外の通貨で表示されるサブ・ファンドのすべての資産および負債は、2019年8月31日の中央ヨーロッパ時間午後11時現在における入手可能な直近の為替レートにより該当サブ・ファンドの報告通貨に換算されています。

これらの科目の換算より生じる為替差益または差損は、運用実績の決定の際に考慮されます。

ポンド	2019年8月31日現在
ユーロ	1.105880
日本円	129.268702
米ドル	1.217850
スイスフラン	1.205002

（c）投資有価証券の評価

英文目論見書に従い、本財務書類の目的上、2019年8月31日現在の評価が使用されています。

公設証券取引所への上場が認められている有価証券またはその他規制された市場で取引されている有価証券は、2019年8月31日の中央ヨーロッパ時間午後11時現在における入手可能な直近の市場価格の仲値で評価されています。

オープンエンド型の投資信託／投資法人により発行される受益証券／株式への投資の評価額は、その入手可能な直近の1口／1株当たりの純資産価格とします。

上場取引投資信託／投資法人により発行される受益証券／株式への投資の評価額は、証券取引所において入手可能な直近の1口／1株当たりの価格とします。

有価証券が複数の規制された市場に上場されている場合、当該有価証券の評価は、当該有価証券の主要市場である取引所または当該有価証券の評価に最も公正な基準を提供する取引所より入手した価格を用いて決定されます。

2019年8月31日現在サブ・ファンドのポートフォリオで保有される有価証券が証券取引所または規制された市場で値付または取引されていない場合、または規制された市場で値付または取引されているが、上記に従い決定された価格が入手できないかまたは当該有価証券の公正市場価額を表示していない場合には、その価格は、慎重かつ誠実に決定されるその推定換金価格を基に決定されます。

満期90日以内の流動性商品は、概ね時価に等しい償却原価法を用いて評価されます。

(d) 収益の取扱い

サブ・ファンドの資産には、投資先ファンドからの収益が含まれます。この収益は、関連する源泉税を控除した上で、配当落ち日に認識されます。

預金利息は発生主義で認識されます。

(e) 先物契約

ファンドの投資戦略の一環として、ファンドは、先物契約を締結することができます。先物契約の締結の際に差入れられる当初証拠金は、合算純資産計算書の現金預金に含まれます。先物契約は、2019年8月31日現在における反対売買決済コストで評価され、合算純資産計算書および投資明細表に記載されます。未決済の先物契約にかかる未実現利益または損失は、取引日の契約価格と、当該日の中央ヨーロッパ時間午後11時現在の時価の差額として毎日計算されます。投資明細表に開示されるように、約定額は、欧州証券市場監督局（ESMA）により公表されるガイドラインに従い計算され、各金融商品の原資産に対する同等ポジションの市場価値を表しています。

(f) 投資有価証券にかかる実現利益または損失（純額）

売却された投資有価証券にかかる実現利益または損失（純額）は、平均原価法で決定されます。

(g) 為替先渡契約

為替先渡契約は、満期までの残存期間について、2019年8月31日の中央ヨーロッパ時間午後11時現在の適用先渡レートで評価され、合算純資産計算書および投資明細表に表示されます。

為替先渡契約から生じる利益または損失は、当該契約の決済時点までは未実現利益または損失として表示され、かかる決済時点で当該利益または損失が実現されたものとして報告されます。

(h) 証券貸付取引

ファンドは、英文目論見書に記載される条件および制限に従ってのみ、有価証券の貸付取引を行うことができます。

ファンドにより貸し付けられた有価証券に支払われる収益は、当該有価証券の該当借主によりファンドに対し支払われます。

2019年8月31日現在、各サブ・ファンドに貸付有価証券はありません。また各サブ・ファンドは、当会計報告年度中に有価証券の貸付は行っておりません。

(i) 分配金

ファンドは、以下の表に基づき、分配型株式を保有する各サブ・ファンドの株主に対し、通常、該当期間終了後2ヶ月以内に、分配金の支払いを宣言し、支払いを行います。

サブ・ファンド	分配金支払の頻度	該当期間末
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 1	毎月	毎月末
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 2	四半期毎	2月末、5月末 8月末、11月末
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 3	四半期毎	2月末、5月末 8月末、11月末
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 4	半期毎	2月末、8月末
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 5	半期毎	2月末、8月末
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 1	毎月	毎月末
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 2	四半期毎	2月末、5月末 8月末、11月末
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 3	四半期毎	2月末、5月末 8月末、11月末
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 4	半期毎	2月末、8月末
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 5	半期毎	2月末、8月末
リキッド・オルタナティブ・ストラテジーズ	年毎	8月末

分配金は、分配落ちの日にサブ・ファンドにより計上されます。

支払日から5年に亘り株主により請求のなかった分配金は、その権利を喪失し、該当サブ・ファンドに帰属します。

3. 管理会社

(a) 管理報酬

管理報酬には、管理会社報酬、投資運用報酬および主販売会社報酬が含まれます。

2019年3月27日まで

義務および責任を遂行するための対価として、前管理会社である「パークレイズ・アセット・マネジメント・リミテッド」は、各サブ・ファンドの各クラスの純資産総額の年率2%を上限とする管理報酬を、適切な領収書で裏付けられる費用と共に受領する権利を有します。各サブ・ファンドの各クラスの現在の管理報酬（年率）は、以下に記載されている通りとなります。かかる報酬は、該当するクラスの日々の純資産価額に基づき毎日発生し、四半期毎に後払いされます。

さらに、管理会社は、ファンドの資産から同社が提供する業務に関連するすべての合理的な実費（通常の商業レートによるものとし、付加価値税（もしあれば）が含まれます。）の払戻しを受ける権利を有するものとします。

義務および責任を遂行するための対価として、投資運用会社および主販売会社は、管理報酬から支払われる報酬を受領する権利を有します。投資運用会社および主販売会社はそれぞれ、自己の報酬の一部を副投資運用会社および副販売会社に対して支払うことができます。

2019年3月28日以降

管理会社報酬

2019年3月28日付で、ファンドロック・マネジメント・カンパニー・エス・エイが管理会社に任命されました。義務および責任を遂行するための対価として、管理会社は、各サブ・ファンドの各クラスの純資産価額の0.016%（年率）の管理会社報酬を受領する権利を有します。これは毎月計算され、四半期毎に支払われます。2019年3月28日から2019年8月31日までの期間において、管理会社報酬の合計金額は98,920ポンドでした。

さらに、管理会社は、ファンドの資産から同社が提供する業務に関連するすべての合理的な実費（通常の商業レートによるものとし、付加価値税（もしあれば）が含まれます。）の払戻しを受ける権利を有するものとします。

管理会社に支払われた報酬は、2019年8月31日に終了した会計年度における合算損益計算書の「管理報酬」の項目に記載されています。

投資運用報酬および主販売会社報酬

2019年8月31日に終了した会計年度における合算損益計算書の「管理報酬」の項目には、義務および責任を遂行するための対価として、投資運用会社および主販売会社に支払われる報酬も含まれています。投資運用会社および主販売会社はそれぞれ、自己の報酬の一部を副投資運用会社および副販売会社に対して支払うことができます。

各サブ・ファンドの各クラスで設定されている現行の「管理報酬」の料率は、以下の表に記載されている通りです。かかる報酬は、該当するクラスの日々の純資産価額に基づき毎日発生し、四半期毎に後払いされます。

サブ・ファンド	管理報酬の料率				
	クラスA	クラスC	クラスI	クラスR	クラスY
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 1	0.55%	0.45%	0.50%まで	0.30%	-
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 2	1.10%	0.70%	0.50%まで	0.35%	-
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 3	1.25%	0.75%	0.50%まで	0.35%	-
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 4	1.25%	0.75%	0.50%まで	0.35%	-
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 5	1.25%	0.75%	0.50%まで	0.35%	-
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 1	0.60%	0.50%	0.35%まで	0.45%	-
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 2	1.35%	0.95%	0.40%まで	0.75%	-
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 3	1.50%	1.00%	0.50%まで	0.75%	2.00%まで
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 4	1.50%	1.00%	0.50%まで	0.75%	2.00%まで
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 5	1.50%	1.00%	0.50%まで	0.75%	2.00%まで
リクィッド・オルタナティブ・ストラテジーズ	1.00%まで	-	-	0.50%	-

(b) 投資先ファンドの管理報酬

各サブ・ファンドが投資する投資先ファンドについて、投資先ファンドの投資運用会社は、最大で下記の年率による管理報酬を受領することができます。

	管理報酬の年率 (%)
Barclays UK Equity Income Fund†	0.75
Barclays UK Lower Cap Fund†	0.85
BlackRock Strategic Funds - BlackRock Global Event Driven Accumulating Fund	0.50
BlackRock Strategic Funds - BlackRock Global Event Driven Income Fund	1.00
DB Platinum IV Systematic Alpha Fund	0.95
GlobalAccess Emerging Market Debt Fund*	0.70
GlobalAccess Emerging Market Equity Fund*	0.95
GlobalAccess Emerging Market Local Currency Debt Fund*	0.75
GlobalAccess Europe (ex-UK) Alpha Fund*	0.75
GlobalAccess Global Corporate Bond Fund*	0.55
GlobalAccess Global Equity Income Fund*	0.75
GlobalAccess Global Government Bond Fund*	0.45
GlobalAccess Global High Yield Bond Fund*	0.70
GlobalAccess Global Short Duration Bond Fund*	0.55
GlobalAccess Japan Fund*	0.80
GlobalAccess Asia Pacific (ex-Japan) Fund*	0.75
GlobalAccess UK Alpha Fund*	0.75
GlobalAccess UK Opportunities Fund*	0.75
GlobalAccess US Equity Fund*	0.57
GlobalAccess US Small & Mid Cap Equity Fund*	0.90
Institutional Cash Series Plc - Institutional Sterling Liquidity Fund	0.13
Institutional Cash Series US Treasury Fund Agency Inc	0.03
IPM UCITS Umbrella ICAV - IPM Systematic Macro UCITS Fund	1.50
iShares \$ Corporate Bond UCITS ETF	0.20
iShares \$ Treasury Bond 1-3yr UCITS ETF USD (Acc)	0.07
iShares \$ Treasury Bond 1-3yr UCITS ETF USD (Dist)	0.07
iShares Core £ Corporate Bond UCITS ETF	0.20
iShares Core € Corporate Bond UCITS ETF	0.20
iShares Core EURO STOXX 50 UCITS ETF	0.10
iShares Core FTSE 100 UCITS ETF	0.07
iShares Core MSCI EM IMI UCITS ETF	0.18
iShares Core MSCI Japan IMI UCITS ETF	0.15
iShares Core MSCI Pacific ex-Japan UCITS ETF	0.20
iShares Core S&P 500 UCITS ETF	0.07
iShares Core USD MSCI EM IMI UCITS ETF - GBP	0.18
iShares Emerging Markets Government Bond Index Fund	0.20
iShares Emerging Markets Index Fund	0.06
iShares Emerging Markets Local Government Bond UCITS ETF	0.50
iShares € Govt Bond 1-3yr UCITS ETF	0.20
iShares Euro Government Bond Index Fund	0.10
iShares Euro Investment Grade Corporate Bond Index Fund	0.12
iShares Europe ex-UK Index Fund	0.00
iShares Global Government Bond UCITS ETF	0.20
iShares Global High Yield Corporate Bond Fund UCITS ETF	0.50
iShares Japan Index Fund	0.00
iShares MSCI Eastern Europe Capped Fund UCITS ETF	0.74

管理報酬の年率

	(%)
iShares MSCI EM Latin America Fund UCITS ETF	0.74
iShares North America Index Fund	0.00
iShares Pacific Index Fund	0.00
iShares UK Credit Bond Index Fund	0.12
iShares UK Gilts 0-5yr UCITS ETF	0.07
iShares UK Index Fund	0.00
iShares US Corporate Bond Index Fund	0.00
iShares US Index Fund	0.00
iShares World Ex-Euro Government Bond Index Fund	0.00
Janus Henderson Horizon Pan European Alpha Fund	1.00
Janus Henderson UK Absolute Return Fund	1.00
Lyxor Dimension IRL - Lyxor/Tiedemann Arbitrage Strategy Fund	1.40
Man Funds VI plc - Man GLG Alpha Select Alternative Fund	0.65
M&G Investment Funds 7 - Global Floating Rate High Yield Fund	0.75
Principal Global Investors	
- Finissterre Unconstrained Emerging Markets Fixed Income Fund	0.55
Royal London Cash Plus Fund	0.11
Schroder Absolute UK Dynamic Fund	1.00
Schroder GAIA Egerton Equity Fund	1.25
Schroder GAIA Two Sigma Diversified Fund	1.40
U Access IRL Trend Macro Fund	1.50
Veritas Global Real Return Fund	0.85

† これらのファンドはパークレイズ・マルチマネジャー・ファンド(UKシリーズ2)の一部を構成します。

* これらのファンドはパークレイズ・マルチマネジャー・ファンド・ピーエルシーの一部を構成します。

4. 税金

現行法令の下では、ファンドの収益またはキャピタル・ゲインに対してルクセンブルグの税金は課税されません。ただし、ファンドには、各サブ・ファンドの純資産価額に対して、各暦四半期末で計算され支払われる、年率0.05%の料率による年次税(taxe d'abonnement)が課税されます。ただし、すでに当該税金の対象となっている他のルクセンブルグの投資信託/投資法人への各サブ・ファンドの投資には課税されず、支払われません。

各サブ・ファンドの機関投資家向のクラス株式については、年次税の年率は0.01%に軽減されます。

各サブ・ファンドが受領する配当収益および利息収益は、発行国において回収不能な源泉税の対象となる場合があります。

５．サブ・ファンドの費用

（a）管理事務代行報酬および保管銀行報酬

当会計年度中、ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ ＳＥ（変更前はノーザン・トラスト・ルクセンブルグ・マネジメント・カンパニー・エス・エイ）は、ファンドと同社との間の管理事務代行契約に従い、管理事務代行会社、登録・名義書換代行会社、所在地事務代行会社として行いました。

当会計年度中、ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ ＳＥ（変更前はノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ・ピーエルシー、ルクセンブルグ支店）は、ファンドと同社との間の保管および支払代行契約に従い、その資産の保管銀行兼支払代行会社として行いました。

管理事務代行会社および保管銀行は、各サブ・ファンドの純資産価額の年率0.25%を上限とする総額の年次報酬を受領する権利を有します。管理事務代行会社は、通常の商業的レートにより、一定の立替払費用、名義書換代行報酬、財務書類の作成費用および登録報酬を受領する権利を有します。保管銀行は、通常の商業的レートにより、副保管報酬、取引手数料および立替払費用の弁済をファンドから受ける権利を有します。

管理事務代行会社および保管銀行の報酬は、各サブ・ファンドの日々の純資産価額に基づき毎日発生し、各サブ・ファンドの資産の中から毎月後払いされます。

（b）費用の上限

以下のファンドは、サブ・ファンドのすべての管理事務費用（管理料、代行手数料、登録料、および保管料）として16bpsの上限を設けています。上限は日々計算されます。

パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 1

パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 2

パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 3

パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 4

パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 5

以下のサブ・ファンドの各クラスで、費用の上限が設けられています。かかる費用の上限は以下の通りです。

ファンド	クラス A（％）	クラス C（％）	クラス R（％）
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 1	0.65	0.55	0.45
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 2	1.35	0.85	0.45
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 3	1.35	0.85	0.45
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 4	1.35	0.85	0.45
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 5	1.35	0.85	0.45

上限は損益計算書の「費用の免除／返還」系列項目に開示されています。

（c）為替ヘッジ運用会社報酬

当会計年度中、投資運用会社は、ファンドおよびサブ・ファンドに為替ヘッジ業務を提供しました。

為替ヘッジ運用会社は、為替ヘッジ付株式クラスに関して締結したすべての為替先渡契約の毎月の純通貨価額の0.10%を上限とする報酬を受領する権利を有します。為替ヘッジ付株式クラスによって負担される、為替ヘッジ運用会社の報酬を含むすべての費用ならびに為替ヘッジ取引の結果為替ヘッジ付株式クラスに発生した利益／損失は、該当するクラスに発生し、当該クラスに帰属／請求されます。

6．リサーチ費用

2018年1月3日に施行された、欧州連合（EU）の金融商品市場指令2004／39／ECの改正版（以下「MiFID 2指令」といいます。）における市場に係る指令2014／65／EUの実施の一環として、ブローカーへの売買手数料の使用に関する改訂ルールが導入されました。これに従って、投資運用会社は今後、投資リサーチの費用をブローカーへの売買手数料から支払うことはありません。

投資運用会社は、ファンドへのサービス提供に関連して第三者から受領したすべてのリサーチ（FCA規則に定義される）について、自身の資金から直接支払いを行います。

2018年9月1日から2019年8月31日までにファンドにおいて生じたリサーチ費用は、すべて投資運用会社により支払われています。

7．関連当事者取引

管理会社、投資運用会社および副投資運用会社ならびにそれらの各関係者は、投資運用会社、副投資運用会社またはそれらの関係者が取り決めを結んだその他の者により、またはかかるその他の者を通じて取引を行うことができます。かかる取引（もしあれば）は通常の業務の一部として、通常の商業的条件で実行されています。

８．希薄化

有価証券の評価は、注記２（ｃ）に記載される方法により評価されます。かかる評価の際にサブ・ファンドの資産の売買にかかる実際の費用が考慮される場合には、原投資対象の売買に係る取引手数料およびスプレッドにより差異が生じます。これらの費用はサブ・ファンドの評価に悪影響を与えるもので、「希薄化」と呼ばれています。

希薄化の影響を緩和するために、取締役会は、その裁量により、１株当たり純資産価格の希薄化調整を行うことができます。調整が必要となるか否かは、当該評価日における当該サブ・ファンドの申込みおよび買戻しの量によります。取締役会は、希薄化調整を行わなければ既存株主（申込みの場合）または残存株主（買戻しの場合）が悪影響を受けると判断した場合には、その裁量により、希薄化調整を行うことができます。希薄化調整は、サブ・ファンドが正味申込超過ポジションにある場合は、税金、手数料およびスプレッドを賄うために適切であると取締役会が判断する数値を１株当たり純資産価格に加算し、サブ・ファンドが正味買戻超過ポジションにある場合には、税金、手数料およびスプレッドを賄うために適切であると取締役会が判断する数値を１株当たり純資産価格から差し引きします。希薄化調整が行われた場合、該当サブ・ファンドが正味申込超過ポジションにある場合には価格が当該調整額分増加し、該当サブ・ファンドが正味買戻超過ポジションにある場合には価格が当該調整額分減少します。これは、日々の申込みと買戻しの数量に従って、毎日行われます。取締役会は、希薄化調整の規模に関して定期的な見直しを行います。適用される基準は0.5%です。2019年８月31日現在、すべてのファンドにおいて適用可能な最大スウィング・ファクターは0.10%です。

2019年８月31日現在の合算純資産につきましては、スウィング・プライシング調整は適用を除外しています。

2019年８月31日現在の１株当たりの資産価格はスウィング・プライシング調整されています。当会計年度において、すべてのファンドにスウィング・プライシング調整が適用されています。

９．投資ポートフォリオの変動

投資ポートフォリオのすべての売買を記載した投資明細表がファンドの登記上の事務所に保管されています。当該明細表は、閲覧が可能であり、かつ写しを入手することができます。

[次へ](#)

10．分配

当会計年度についての分配金は以下の通りです。

	クラス A - 分配型	クラス C - 分配型	クラス I - 分配型	クラス K - 分配型	クラス R - 分配型	クラス Y - 分配型
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 1						
ボンド建クラス						
2018年 9 月17日支払	0.008453	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.008394	該当なし†
2018年10月15日支払	0.042890	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.042592	該当なし†
2018年11月16日支払	0.016639	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.016524	該当なし†
2018年12月17日支払	0.004993	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.004959	該当なし†
2019年 1 月16日支払	0.007936	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.007884	該当なし†
2019年 2 月15日支払	0.007181	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.007135	該当なし†
2019年 3 月15日支払	0.005740	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.005704	該当なし†
2019年 4 月15日支払	0.015942	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.015847	該当なし†
2019年 5 月16日支払	0.013272	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.013193	該当なし†
2019年 6 月17日支払	0.009609	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.009553	該当なし†
2019年 7 月15日支払	0.010934	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.010872	該当なし†
2019年 8 月16日支払	0.010360	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.010302	該当なし†
米ドル建クラス						
2018年 9 月17日支払	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2018年10月15日支払	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2018年11月16日支払	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2018年12月17日支払	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2019年 1 月16日支払	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2019年 2 月15日支払	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2019年 3 月15日支払	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2019年 4 月15日支払	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2019年 5 月16日支払	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2019年 6 月17日支払	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2019年 7 月15日支払	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2019年 8 月16日支払	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
ユーロ建クラス						
2018年 9 月17日支払	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.008587	該当なし†
2018年10月15日支払	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.043935	該当なし†
2018年11月16日支払	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.017208	該当なし†
2018年12月17日支払	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.005282	該当なし†
2019年 1 月16日支払	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.008027	該当なし†
2019年 2 月15日支払	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.007469	該当なし†
2019年 3 月15日支払	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.006011	該当なし†
2019年 4 月15日支払	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.016159	該当なし†
2019年 5 月16日支払	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.013528	該当なし†
2019年 6 月17日支払	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.009518	該当なし†
2019年 7 月15日支払	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.010821	該当なし†
2019年 8 月16日支払	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.010169	該当なし†
円建クラス						
2018年 9 月17日支払	0.706154	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2018年10月15日支払	3.702942	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2018年11月16日支払	1.406738	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2018年12月17日支払	0.440388	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2019年 1 月16日支払	0.653950	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2019年 2 月15日支払	0.607727	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2019年 3 月15日支払	0.501995	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2019年 4 月15日支払	1.322001	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2019年 5 月16日支払	1.113763	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2019年 6 月17日支払	0.760275	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†

	クラスA - 分配型	クラスC - 分配型	クラスI - 分配型	クラスK - 分配型	クラスR - 分配型	クラスY - 分配型
2019年7月15日支払	0.890130	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2019年8月16日支払	0.826668	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 2						
ボンド建クラス						
2018年9月17日支払	0.079520	0.086011	該当なし†	該当なし†	0.093421	該当なし†
2018年12月17日支払	0.071091	0.076975	該当なし†	該当なし†	0.083675	該当なし†
2019年3月15日支払	0.047825	0.051863	該当なし†	該当なし†	0.056448	該当なし†
2019年6月17日支払	0.074469	0.080840	該当なし†	該当なし†	0.088053	該当なし†
米ドル建クラス						
2018年9月17日支払	0.082642	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.080752	該当なし†
2018年12月17日支払	0.073170	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.071636	該当なし†
2019年3月15日支払	0.052443	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.051488	該当なし†
2019年6月17日支払	0.075654	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.074405	該当なし†
ユーロ建クラス						
2018年9月17日支払	0.064783	0.079324	該当なし†	該当なし†	0.080246	該当なし†
2018年12月17日支払	0.058307	0.071461	該当なし†	該当なし†	0.072360	該当なし†
2019年3月15日支払	0.040160	0.049307	該当なし†	該当なし†	0.049980	該当なし†
2019年6月17日支払	0.058658	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
円建クラス						
2018年9月17日支払	6.516962	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2018年12月17日支払	5.787209	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2019年3月15日支払	4.054783	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2019年6月17日支払	5.663876	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 3						
ボンド建クラス						
2018年9月17日支払	0.106220	0.117932	該当なし†	該当なし†	0.108466	該当なし†
2018年12月17日支払	0.086816	0.096493	該当なし†	該当なし†	0.088824	該当なし†
2019年3月15日支払	0.066672	0.074217	該当なし†	該当なし†	0.068403	該当なし†
2019年6月17日支払	0.085110	0.094835	該当なし†	該当なし†	0.087475	該当なし†
米ドル建クラス						
2018年9月17日支払	0.088506	0.089023	該当なし†	該当なし†	0.118308	該当なし†
2018年12月17日支払	0.071628	0.072126	該当なし†	該当なし†	0.095934	該当なし†
2019年3月15日支払	0.058769	0.059268	該当なし†	該当なし†	0.078925	該当なし†
2019年6月17日支払	0.069390	0.070044	該当なし†	該当なし†	0.093356	該当なし†
ユーロ建クラス						
2018年9月17日支払	0.095114	0.119295	該当なし†	該当なし†	0.105666	該当なし†
2018年12月17日支払	0.078255	0.098262	該当なし†	該当なし†	0.087113	該当なし†
2019年3月15日支払	0.061685	0.077569	該当なし†	該当なし†	0.068847	該当なし†
2019年6月17日支払	0.073739	0.092829	該当なし†	該当なし†	0.082456	該当なし†
円建クラス						
2018年9月17日支払	8.213055	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2018年12月17日支払	6.660337	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2019年3月15日支払	5.339434	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2019年6月17日支払	6.117247	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 4						
ボンド建クラス						
2018年9月17日支払	0.101518	0.120599	該当なし†	該当なし†	0.154203	該当なし†
2019年3月15日支払	0.080527	0.103052	該当なし†	該当なし†	0.135755	該当なし†
米ドル建クラス						
2018年9月17日支払	0.074454	0.135298	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2019年3月15日支払	0.063204	0.123663	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
ユーロ建クラス						
2018年9月17日支払	0.067762	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†

	クラスA - 分配型	クラスC - 分配型	クラスI - 分配型	クラスK - 分配型	クラスR - 分配型	クラスY - 分配型
2019年3月15日支払 円建クラス	0.056458	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2018年9月17日支払	6.772540	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2019年3月15日支払	5.506207	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 5						
ボンド建クラス						
2018年9月17日支払	0.091613	0.140332	該当なし†	該当なし†	0.169157	該当なし†
2019年3月15日支払	0.073951	0.122734	該当なし†	該当なし†	0.152162	該当なし†
米ドル建クラス						
2018年9月17日支払	0.059994	0.144129	該当なし†	該当なし†	0.201331	該当なし†
2019年3月15日支払	0.051635	0.132617	該当なし†	該当なし†	0.178023	該当なし†
ユーロ建クラス						
2018年9月17日支払	該当なし†	0.127947	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2019年3月15日支払	該当なし†	0.117412	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
円建クラス						
2018年9月17日支払	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2019年3月15日支払	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 1						
ボンド建クラス						
2018年9月17日支払	0.017899	0.018070	該当なし†	該当なし†	0.018225	該当なし†
2018年10月15日支払	0.010492	0.010595	該当なし†	該当なし†	0.010687	該当なし†
2018年11月16日支払	0.011561	0.011675	該当なし†	該当なし†	0.011777	該当なし†
2018年12月17日支払	0.016070	0.016229	該当なし†	該当なし†	0.016370	該当なし†
2019年1月16日支払	0.010951	0.011061	該当なし†	該当なし†	0.011158	該当なし†
2019年2月15日支払	0.011831	0.011950	該当なし†	該当なし†	0.012055	該当なし†
2019年3月15日支払	0.016864	0.017034	該当なし†	該当なし†	0.017185	該当なし†
2019年4月15日支払	0.010229	0.010334	該当なし†	該当なし†	0.010426	該当なし†
2019年5月16日支払	0.011967	0.012090	該当なし†	該当なし†	0.012198	該当なし†
2019年6月17日支払	0.017067	0.017243	該当なし†	該当なし†	0.017397	該当なし†
2019年7月15日支払	0.014770	0.014926	該当なし†	該当なし†	0.015061	該当なし†
2019年8月16日支払	0.016040	0.016209	該当なし†	該当なし†	0.016355	該当なし†
米ドル建クラス						
2018年9月17日支払	0.017006	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.017163	該当なし†
2018年10月15日支払	0.010334	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.010435	該当なし†
2018年11月16日支払	0.011157	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.011267	該当なし†
2018年12月17日支払	0.015681	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.015835	該当なし†
2019年1月16日支払	0.010659	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.010766	該当なし†
2019年2月15日支払	0.011900	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.012019	該当なし†
2019年3月15日支払	0.016989	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.017160	該当なし†
2019年4月15日支払	0.009872	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.009975	該当なし†
2019年5月16日支払	0.011633	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.011754	該当なし†
2019年6月17日支払	0.016107	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.016276	該当なし†
2019年7月15日支払	0.014680	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.014839	該当なし†
2019年8月16日支払	0.015308	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.015474	該当なし†
ユーロ建クラス						
2018年9月17日支払	0.016562	0.019548	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2018年10月15日支払	0.009886	0.011672	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2018年11月16日支払	0.010941	0.012918	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2018年12月17日支払	0.015240	0.017993	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2019年1月16日支払	0.010072	0.011894	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2019年2月15日支払	0.011243	0.013277	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2019年3月15日支払	0.016189	0.019119	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2019年4月15日支払	0.009464	0.011178	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2019年5月16日支払	0.011144	0.013163	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†

	クラス A - 分配型	クラス C - 分配型	クラス I - 分配型	クラス K - 分配型	クラス R - 分配型	クラス Y - 分配型
2019年 6 月17日支払	0.015454	0.018255	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2019年 7 月15日支払	0.013553	0.016012	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2019年 8 月16日支払	0.014490	0.017120	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
円建クラス						
2018年 9 月17日支払	1.814929	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2018年10月15日支払	1.111605	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2018年11月16日支払	1.192786	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2018年12月17日支払	1.679857	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2019年 1 月17日支払	1.084404	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2019年 2 月15日支払	1.190179	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2019年 3 月15日支払	1.763786	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2019年 4 月15日支払	1.016424	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2019年 5 月16日支払	1.206929	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2019年 6 月17日支払	1.628571	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2019年 7 月15日支払	1.503951	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2019年 8 月16日支払	1.584000	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 2						
ボンド建クラス						
2018年 9 月17日支払	0.059020	0.061868	該当なし†	該当なし†	0.063291	該当なし†
2018年12月17日支払	0.049361	0.051797	該当なし†	該当なし†	0.053016	該当なし†
2019年 3 月15日支払	0.047641	0.050043	該当なし†	該当なし†	0.051246	該当なし†
2019年 6 月17日支払	0.043915	0.046174	該当なし†	該当なし†	0.047307	該当なし†
米ドル建クラス						
2018年 9 月17日支払	0.055512	0.066973	該当なし†	該当なし†	0.059597	該当なし†
2018年12月17日支払	0.046963	0.056720	該当なし†	該当なし†	0.050500	該当なし†
2019年 3 月15日支払	0.048053	0.058094	該当なし†	該当なし†	0.051749	該当なし†
2019年 6 月17日支払	0.040687	0.049238	該当なし†	該当なし†	0.043883	該当なし†
ユーロ建クラス						
2018年 9 月17日支払	0.051515	0.053034	該当なし†	該当なし†	0.055306	該当なし†
2018年12月17日支払	0.043948	0.045291	該当なし†	該当なし†	0.047255	該当なし†
2019年 3 月15日支払	0.043526	0.044900	該当なし†	該当なし†	0.046871	該当なし†
2019年 6 月17日支払	0.037432	0.038654	該当なし†	該当なし†	0.040371	該当なし†
円建クラス						
2018年 9 月17日支払	6.525667	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2018年12月17日支払	5.509520	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2019年 3 月15日支払	5.403253	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2019年 6 月17日支払	4.502520	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 3						
ボンド建クラス						
2018年 9 月17日支払	0.067042	0.071085	0.075313	該当なし†	0.073179	該当なし†
2018年12月17日支払	0.055178	0.058582	0.062153	該当なし†	0.060347	該当なし†
2019年 3 月15日支払	0.051048	0.054265	0.057650	該当なし†	0.055935	該当なし†
2019年 6 月17日支払	0.043356	0.046146	0.049090	該当なし†	0.047595	該当なし†
米ドル建クラス						
2018年 9 月17日支払	0.062675	0.075176	0.070300	該当なし†	0.068526	該当なし†
2018年12月17日支払	0.052171	0.062658	該当なし†	該当なし†	0.057151	該当なし†
2019年 3 月15日支払	0.051314	0.061706	該当なし†	該当なし†	0.056319	該当なし†
2019年 6 月17日支払	0.039901	0.048043	該当なし†	該当なし†	0.043876	該当なし†
ユーロ建クラス						
2018年 9 月17日支払	0.056931	0.060631	該当なし†	該当なし†	0.062346	該当なし†
2018年12月17日支払	0.047865	0.051042	該当なし†	該当なし†	0.052519	該当なし†
2019年 3 月15日支払	0.045464	0.048543	該当なし†	該当なし†	0.049977	該当なし†
2019年 6 月17日支払	0.035968	0.038451	該当なし†	該当なし†	0.039612	該当なし†

	クラス A - 分配型	クラス C - 分配型	クラス I - 分配型	クラス K - 分配型	クラス R - 分配型	クラス Y - 分配型
円建クラス						
2018年 9 月17日支払	6.830851	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2018年12月17日支払	5.680094	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2019年 3 月15日支払	5.341506	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2019年 6 月17日支払	4.098153	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 4						
ボンド建クラス						
2018年 9 月17日支払	- *	0.033071	0.077019	該当なし†	0.055981	該当なし†
2019年 3 月15日支払	0.004968	0.039048	0.075878	該当なし†	0.055997	該当なし†
米ドル建クラス						
2018年 9 月17日支払	- *	0.029483	該当なし†	該当なし†	0.050855	該当なし†
2019年 3 月15日支払	0.004697	0.038100	該当なし†	該当なし†	0.054938	該当なし†
ユーロ建クラス						
2018年 9 月17日支払	- *	0.050926	該当なし†	該当なし†	0.047522	該当なし†
2019年 3 月15日支払	0.004935	0.085702	該当なし†	該当なし†	0.050810	該当なし†
円建クラス						
2018年 9 月17日支払	- *	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2019年 3 月15日支払	0.417690	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 5						
ボンド建クラス						
2018年 9 月17日支払	- *	- *	該当なし†	該当なし†	0.034044	該当なし†
2019年 3 月15日支払	- *	0.017481	該当なし†	該当なし†	0.034463	該当なし†
米ドル建クラス						
2018年 9 月17日支払	- *	該当なし†	- *	該当なし†	0.029912	該当なし†
2019年 3 月15日支払	- *	該当なし†	- *	該当なし†	0.032677	該当なし†
ユーロ建クラス						
2018年 9 月17日支払	- *	- *	該当なし†	該当なし†	0.027624	該当なし†
2019年 3 月15日支払	- *	0.01499	該当なし†	該当なし†	0.030154	該当なし†
円建クラス						
2018年 9 月17日支払	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2019年 3 月15日支払	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
リキッド・オルタナティブ・ストラテジーズ						
ボンド建クラス						
2018年 9 月17日支払	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
米ドル建クラス						
2018年 9 月17日支払	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
ユーロ建クラス						
2018年 9 月17日支払	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
円建クラス						
2018年 9 月17日支払	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†

* 費用が収益を上回ったため、当該株式クラスについては分配金はありませんでした。

† 支払日において、当該株式クラスにおいて株式は発行されていません。

累積型株式については分配金はありませんが、投資収益および発生利益は留保され、再投資されます。

11．為替取引

本注記2（b）に記載のとおり、ファンドの報告通貨はポンドであり、すべてのサブ・ファンドはポンドを報告通貨として使用しています。ファンドまたは各サブ・ファンドは、報告通貨以外の通貨建の資産に投資することがあります。

各サブ・ファンドの原資産の通貨エクスポージャーは、為替変動に対する保護の一手段として、当該サブ・ファンドの報告通貨にヘッジされます。

ファンドは、各サブ・ファンド内に、同じ特徴を有するが当該サブ・ファンドの報告通貨以外の異なる通貨で表示される複数のクラスを設けることができます。報告通貨以外の通貨で表示されるファンド株式は、報告通貨に対してヘッジされます。

ファンドの一定のサブ・ファンドは、一定の株式クラスの通貨をヘッジする目的で為替取引を行うことがあります。これらの為替取引による損益は、各該当株式クラスに割当てられます。

2019年8月31日現在で保有する為替先渡契約は、各サブ・ファンドの投資明細表に記載されており、当該契約に附随する損益は、合算純資産計算書および合算純資産額変動計算書に含まれています。

12．取引費用および仲介手数料

2018年9月1日から2019年8月31日までに発生した各サブ・ファンドの取引費用は、譲渡可能な有価証券、デリバティブまたはその他適格資産の購入または売却に関係します。取引費用には、手数料費用、決済手数料、仲介手数料および預託取引手数料を含みます。手数料費用、決済手数料および仲介手数料は、当年度の合算損益計算書の投資にかかる実現利益（純額）の一部に含まれています。預託取引手数料は、当会計年度の合算損益計算書の管理事務代行報酬および保管銀行報酬の一部に含まれています。2019年8月31日に終了した会計年度中に発生した取引費用は、以下の通りです。

サブ・ファンド	取引費用（ポンド）
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ1	691
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ2	4,428
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ3	7,308
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ4	3,257
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ5	1,882
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ1	1,636
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ2	2,573
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ3	7,914
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ4	2,168
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ5	607
リクィッド・オルタナティブ・ストラテジーズ	15,636

13．世界全体のエクスポージャー

ファンドおよび投資マネジャーは、各サブ・ファンドのポジションのリスクおよびそれらが当該サブ・ファンドのリスクプロファイル全般に寄与する割合を常に監視し測定することを可能にするリスク管理プロセスを採用します。ファンドおよび投資マネジャーは、適用ある場合、店頭デリバティブ商品の正確かつ独立した価格評価のための手続きを採用します。

投資マネジャーは、各サブ・ファンドの世界全体のエクスポージャーの決定に関して、コミットメント法を適用します。

14．当年度における重要事象

エイドリアン・ウッド氏が、2019年11月19日付で、ファンドの取締役を辞任しました。ニコラス・オドノグ氏が、2019年11月20日付で、ファンドの取締役に任命されました。

2019年3月28日付で、ファンドの管理会社は、パークレイズ・アセット・マネジメント・リミテッドからファンドロック・マネジメント・カンパニー・エス・エイに変更されました。

ファンドは、2019年3月に新しい目論見書を発行し、管理会社の変更および取締役の交代を更新しました。

当会計年度において、ノーザン・トラスト・ルクセンブルグ・マネジメント・カンパニー・エス・エイおよびノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ・ピーエルシー、ルクセンブルグ支店は、ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ S Eに変更されました。

当会計年度において、その他に重大なイベントはありませんでした。

15．後発事象

当会計年度末以降、取締役の意見において、2019年8月31日に終了した会計年度の財務書類に対する修正または当該財務書類における開示が要求される重大な事象は生じていません。

【金銭の分配に係る計算書】

該当なし

【キャッシュ・フロー計算書】

該当なし

【投資有価証券明細表等】

パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 1

2019年8月31日現在の投資明細表（ボンド表示）

すべての保有有価証券は別途記載のない限り投資信託／投資法人の受益証券／株式です。

投 資	保有	時価 (ボンド)	純資産に 対する割合 (%)
投資信託／投資法人 100.61%			
Institutional Cash Series US Treasury Fund Agency Inc	3,318,063	2,724,526	19.14
iShares \$ Corporate Bond UCITS ETF	1,372	139,462	0.98
iShares \$ Treasury Bond 1-3yr UCITS ETF USD (Acc)	26,519	2,409,917	16.93
iShares \$ Treasury Bond 1-3yr UCITS ETF USD (Dist)	21,930	2,410,109	16.93
iShares € Govt Bond 1-3yr UCITS ETF	14,880	1,950,826	13.71
iShares Core £ Corporate Bond UCITS ETF	71	10,893	0.08
iShares Core € Corporate Bond UCITS ETF	995	122,096	0.86
iShares Core EURO STOXX 50 UCITS ETF	1,288	128,360	0.90
iShares Core FTSE 100 UCITS ETF	1,731	12,389	0.09
iShares Core MSCI EM IMI UCITS ETF	4,159	90,630	0.64
iShares Core MSCI Japan IMI UCITS ETF	2,069	68,022	0.48
iShares Core MSCI Pacific ex-Japan UCITS ETF	486	58,375	0.41
iShares Core S&P 500 UCITS ETF	359	85,300	0.60
iShares Emerging Markets Government Bond Index Fund	1,945	178,055	1.25
iShares Emerging Markets Index Fund	38,785	493,178	3.46
iShares Emerging Markets Local Government Bond UCITS ETF	5,149	248,878	1.75
iShares Euro Government Bond Index Fund	12,755	119,449	0.84
iShares Euro Investment Grade Corporate Bond Index Fund	8,351	82,738	0.58
iShares Europe ex-UK Index Fund	10,649	160,468	1.13
iShares Global Government Bond UCITS ETF	523	48,934	0.34
iShares Global High Yield Corporate Bond UCITS ETF	5,387	426,711	3.00
iShares Japan Index Fund	7,555	83,544	0.59
iShares North America Index Fund	57,908	1,166,601	8.19
iShares Pacific Index Fund	1,312	17,816	0.12
iShares UK Credit Bond Index Fund	795	10,150	0.07
iShares UK Gilts 0-5yr UCITS ETF	3,869	518,200	3.64
iShares UK Index Fund	7,696	88,056	0.62
iShares US Corporate Bond Index Fund	24,361	205,987	1.45
iShares World Ex-Euro Government Bond Index Fund	31,927	260,203	1.83
投資信託／投資法人合計		14,319,873	100.61
投資有価証券合計（取得原価 12,925,545 ボンド）		14,319,873	100.61

為替先渡契約にかかる未実現利益 0.13%

Sold Euro For Sterling - Maturing 03/10/2019	€2,685,540		
	£2,430,869	281	-
Sold Japanese Yen For Sterling - Maturing 03/10/2019	¥10,692,243		
	£82,789	12	-
Sold Sterling For Canadian Dollars - Maturing 03/10/2019	£14,975		
	CAD\$24,254	2	-
Sold Canadian Dollars For Sterling - Maturing 04/09/2019	CAD\$37,023		
	£23,004	126	-
Sold Euro For Sterling - Maturing 04/09/2019	€2,742,563		
	£2,496,604	16,622	0.12
Sold Sterling For US Dollars - Maturing 04/09/2019	£270,812		
	\$332,111	1,891	0.01
Sold US Dollars For Sterling - Maturing 04/09/2019	\$157,914		

投 資	保有	時価 (ポンド)	純資産に 対する割合 (%)
	£130,119	453	-
Sold Sterling For Japanese Yen - Maturing 04/09/2019	£2,874		
	¥381,704	79	-
Sold Sterling For Japanese Yen - Maturing 19/09/2019	£142		
	¥18,558	1	-
為替先渡契約にかかる未実現利益合計		19,467	0.13
為替先渡契約にかかる未実現損失 (1.15%)			
Sold Japanese Yen For Sterling - Maturing 04/09/2019	¥11,073,947		
	£83,364	(2,302)	(0.02)
Sold Sterling For Euro - Maturing 04/09/2019	£57,803		
	€63,502	(381)	-
Sold US Dollars For Sterling - Maturing 04/09/2019	\$10,520,229		
	£8,578,358	(60,003)	(0.42)
Sold Japanese Yen For Sterling - Maturing 19/09/2019	¥6,332,766		
	£48,574	(433)	-
Sold Sterling For Euro - Maturing 19/09/2019	£2,083,806		
	€2,253,487	(45,233)	(0.32)
Sold Sterling For Japanese Yen - Maturing 19/09/2019	£195,463		
	¥24,939,198	(2,468)	(0.01)
Sold Sterling For US Dollars - Maturing 19/09/2019	£6,464,525		
	\$7,812,922	(52,616)	(0.37)
Sold Canadian Dollars For Sterling - Maturing 03/10/2019	CAD\$37,023		
	£22,858	(3)	-
Sold US Dollars For Sterling - Maturing 03/10/2019	\$10,391,925		
	£8,521,587	(1,537)	(0.01)
為替先渡契約にかかる未実現損失合計		(164,976)	(1.15)
為替先渡契約にかかる未実現損失(純額)合計		(145,509)	(1.02)
ポートフォリオ合計 \$		14,174,364	99.59
その他純資産		58,953	0.41
純資産合計		14,233,317	100.00

これらの未決済の為替先渡契約の相手方はノーザン・トラスト・カンパニー、パークレイズ・バンク・ユーケー・ピーエルシー、ゴールドマン・サックス・インターナショナル、バンク・オブ・アメリカ、トロント・ドミニオン銀行、モルガン・スタンレー、HSBC銀行およびJPモルガン・チェース銀行です。

\$ デリバティブ資産および負債を含みます。

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 2

2019年8月31日現在の投資明細表（ボンド表示）

すべての保有有価証券は別途記載のない限り投資信託／投資法人の受益証券／株式です。

投 資	保有	時価 (ボンド)	純資産に 対する割合 (%)
投資信託／投資法人 100.63%			
iShares \$ Corporate Bond UCITS ETF	18,782	1,909,172	2.35
iShares \$ Treasury Bond 1-3yr UCITS ETF USD (Dist)	140,316	15,420,743	18.99
iShares € Government Bond 1-3yr UCITS ETF	77,081	10,105,620	12.44
iShares Core £ Corporate Bond UCITS ETF	959	147,127	0.18
iShares Core € Corporate Bond UCITS ETF	13,290	1,630,804	2.01
iShares Core EURO STOXX 50 UCITS ETF	12,358	1,231,574	1.52
iShares Core FTSE 100 UCITS ETF	23,558	168,609	0.21
iShares Core MSCI EM IMI UCITS ETF	60,547	1,319,392	1.62
iShares Core MSCI Japan IMI UCITS ETF	38,350	1,260,829	1.55
iShares Core MSCI Pacific ex-Japan UCITS ETF	7,501	900,976	1.11
iShares Core S&P 500 UCITS ETF	3,558	845,393	1.04
iShares Emerging Markets Government Bond Index Fund	22,270	2,039,099	2.51
iShares Emerging Markets Index Fund	336,959	4,284,689	5.28
iShares Emerging Markets Local Government Bond UCITS ETF	57,211	2,765,311	3.41
iShares Euro Government Bond Index Fund	142,156	1,331,303	1.64
iShares Euro Investment Grade Corporate Bond Index Fund	81,266	805,140	0.99
iShares Europe ex-UK Index Fund	157,039	2,366,316	2.91
iShares Global Government Bond UCITS ETF	15,666	1,465,770	1.80
iShares Global High Yield Corporate Bond UCITS ETF	61,209	4,848,438	5.97
iShares Japan Index Fund	59,186	654,504	0.81
iShares North America Index Fund	732,225	14,751,233	18.16
iShares Pacific Index Fund	4,530	61,529	0.08
iShares UK Credit Bond Index Fund	16,313	208,153	0.26
iShares UK Gilts 0-5yr UCITS ETF	33,070	4,429,277	5.45
iShares UK Index Fund	93,595	1,070,928	1.32
iShares US Corporate Bond Index Fund	318,784	2,695,469	3.32
iShares World ex-Euro Government Bond Index Fund	369,006	3,007,416	3.70
投資信託／投資法人合計		81,724,814	100.63
投資有価証券合計（取得原価 72,342,411 ボンド）		81,724,814	100.63

為替先渡契約にかかる未実現利益 0.14%

Sold Euro For Sterling - Maturing 03/10/2019	€17,481,412		
	£15,823,646	1,831	-
Sold Japanese Yen For Sterling - Maturing 03/10/2019	¥149,614,187		
	£1,158,452	167	-
Sold Sterling For Canadian Dollars - Maturing 03/10/2019	£20,080		
	CAD\$32,522	2	-
Sold Canadian Dollars For Sterling - Maturing 04/09/2019	CAD\$206,400		
	£128,243	701	-
Sold Euro For Sterling - Maturing 04/09/2019	€17,993,984		
	£16,378,820	107,626	0.13
Sold Sterling For Japanese Yen - Maturing 04/09/2019	£44,276		
	¥5,881,366	1,222	-
Sold US Dollars For Sterling - Maturing 04/09/2019	\$89,903		
	£73,960	138	-
Sold Sterling For US Dollars - Maturing 04/09/2019	£656,588		
	\$805,207	4,583	0.01

投 資	保有	時価 (ボンド)	純資産に 対する割合 (%)
Sold Euro For Sterling - Maturing 19/09/2019	€8		
	£8	-	-
為替先渡契約にかかる未実現利益合計		116,270	0.14
為替先渡契約にかかる未実現損失 (0.99%)			
Sold Canadian Dollars For Sterling - Maturing 03/10/2019	CAD\$206,400		
	£127,432	(18)	-
Sold US Dollars For Sterling - Maturing 03/10/2019	\$33,740,149		
	£27,667,595	(4,994)	(0.01)
Sold Japanese Yen For Sterling - Maturing 04/09/2019	¥155,495,553		
	£1,170,564	(32,322)	(0.04)
Sold Sterling For Euro - Maturing 04/09/2019	£511,659		
	€560,709	(4,634)	(0.01)
Sold Sterling For US Dollars - Maturing 04/09/2019	£468,094		
	\$568,145	(1,580)	-
Sold US Dollars For Sterling - Maturing 04/09/2019	\$34,585,023		
	£28,201,165	(197,258)	(0.24)
Sold Sterling For Euro - Maturing 19/09/2019	£20,401,533		
	€22,062,795	(442,857)	(0.54)
Sold Sterling For Japanese Yen - Maturing 19/09/2019	£1,305,963		
	¥166,628,714	(16,492)	(0.02)
Sold Sterling For US Dollars - Maturing 19/09/2019	£12,602,447		
	\$15,231,116	(102,573)	(0.13)
為替先渡契約にかかる未実現損失合計		(802,728)	(0.99)
為替先渡契約にかかる未実現損失(純額)合計		(686,458)	(0.85)
ポートフォリオ合計 §		81,038,356	99.78
その他純資産		176,188	0.22
純資産合計		81,214,544	100.00

これらの未決済の為替先渡契約の相手方はノーザン・トラスト・カンパニー、パークレイズ・バンク・ユーケー・ピーエルシー、ゴールドマン・サックス・インターナショナル、バンク・オブ・アメリカ、トロント・ドミニオン銀行およびモルガン・スタンレーです。

§ デリバティブ資産および負債を含みます。

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 3

2019年8月31日現在の投資明細表（債券表示）

すべての保有有価証券は別途記載のない限り投資信託／投資法人の受益証券／株式です。

投 資	保有	時価 (ポンド)	純資産に 対する割合 (%)
投資信託／投資法人 100.08%			
iShares \$ Corporate Bond UCITS ETF	36,263	3,686,099	2.27
iShares \$ Treasury Bond 1-3yr UCITS ETF USD (Dist)	143,275	15,745,937	9.72
iShares € Govt Bond 1-3yr UCITS ETF	78,642	10,310,273	6.36
iShares Core £ Corporate Bond UCITS ETF	1,849	283,668	0.18
iShares Core € Corporate Bond UCITS ETF	26,921	3,303,452	2.04
iShares Core EURO STOXX 50 UCITS ETF	35,041	3,492,116	2.15
iShares Core FTSE 100 UCITS ETF	138,858	993,834	0.61
iShares Core MSCI EM IMI UCITS ETF	149,190	3,251,029	2.01
iShares Core MSCI Japan IMI UCITS ETF	35,231	1,158,286	0.71
iShares Core MSCI Pacific ex-Japan UCITS ETF	12,008	1,442,330	0.89
iShares Core S&P 500 UCITS ETF	18,837	4,475,733	2.76
iShares Emerging Markets Government Bond Index Fund	62,982	5,766,846	3.56
iShares Emerging Markets Index Fund	1,016,393	12,924,197	7.98
iShares Emerging Markets Local Government Bond UCITS ETF	181,270	8,761,740	5.41
iShares Euro Government Bond Index Fund	164,869	1,544,009	0.95
iShares Euro Investment Grade Corporate Bond Index Fund	162,072	1,605,723	0.99
iShares Europe ex-UK Index Fund	438,424	6,606,319	4.08
iShares Global Government Bond UCITS ETF	16,375	1,532,107	0.94
iShares Global High Yield Corporate Bond UCITS ETF	185,467	14,691,064	9.07
iShares Japan Index Fund	369,469	4,085,759	2.52
iShares North America Index Fund	1,274,050	25,666,721	15.84
iShares Pacific Index Fund	86,951	1,181,017	0.73
iShares UK Credit Bond Index Fund	31,411	400,803	0.25
iShares UK Gilts 0-5yr UCITS ETF	33,649	4,506,826	2.78
iShares UK Index Fund	217,607	2,489,908	1.54
iShares US Corporate Bond Index Fund	625,080	5,285,342	3.26
iShares US Index Fund	1,165,115	13,541,520	8.36
iShares World Ex-Euro Government Bond Index Fund	422,366	3,442,299	2.12
投資信託／投資法人合計		162,174,957	100.08
投資有価証券合計（取得原価 140,771,889 ポンド）		162,174,957	100.08
為替先渡契約にかかる未実現利益 0.10%			
Sold Euro For Sterling - Maturing 03/10/2019	€24,242,831		
	£21,943,879	2,540	-
Sold Japanese Yen For Sterling - Maturing 03/10/2019	¥170,577,130		
	£1,320,767	191	-
Sold Canadian Dollars For Sterling - Maturing 04/09/2019	CAD\$239,486		
	£148,801	812	-
Sold Euro For Sterling - Maturing 04/09/2019	€24,978,790		
	£22,736,652	149,396	0.09
Sold Sterling For Japanese Yen - Maturing 04/09/2019	£20,325		
	¥2,699,841	561	-
Sold US Dollars For Sterling - Maturing 04/09/2019	\$90,064		
	£74,092	139	-
Sold Sterling For US Dollars - Maturing 04/09/2019	£1,461,088		
	\$1,792,421	10,703	0.01
為替先渡契約にかかる未実現利益合計		164,342	0.10

投 資	保有	時価 (ポンド)	純資産に 対する割合 (%)
為替先渡契約にかかる未実現損失（0.50%）			
Sold Japanese Yen For Sterling - Maturing 04/09/2019	¥173,276,971		
	£1,304,422	(36,018)	(0.02)
Sold Sterling For Euro - Maturing 04/09/2019	£669,070		
	€735,959	(3,573)	-
Sold Sterling For US Dollars - Maturing 04/09/2019	£331,115		
	\$401,945	(1,070)	-
Sold US Dollars For Sterling - Maturing 04/09/2019	\$53,780,526		
	£43,853,476	(306,741)	(0.19)
Sold Sterling For Euro - Maturing 19/09/2019	£13,288,982		
	€14,371,086	(288,461)	(0.18)
Sold Sterling For Japanese Yen - Maturing 19/09/2019	£1,709,463		
	¥218,111,447	(21,589)	(0.01)
Sold Sterling For US Dollars - Maturing 19/09/2019	£17,880,854		
	\$21,610,514	(145,535)	(0.09)
Sold US Dollars For Sterling - Maturing 19/09/2019	\$828,782		
	£674,646	(5,519)	-
Sold Canadian Dollars For Sterling - Maturing 03/10/2019	CAD\$239,486		
	£147,859	(21)	-
Sold Sterling For Japanese Yen - Maturing 03/10/2019	£26,780		
	¥3,458,615	(4)	-
Sold US Dollars For Sterling - Maturing 03/10/2019	\$52,311,001		
	£42,896,065	(7,741)	(0.01)
為替先渡契約にかかる未実現損失合計		(816,272)	(0.50)
為替先渡契約にかかる未実現損失（純額）合計			
		(651,930)	(0.40)
ポートフォリオ合計 §		161,523,027	99.68
その他純資産		519,464	0.32
純資産合計		162,042,491	100.00

これらの未決済の為替先渡契約の相手方はノーザン・トラスト・カンパニー、パークレイズ・バンク・ユーケー・ピーエルシー、ゴールドマン・サックス・インターナショナル、バンク・オブ・アメリカ、トロント・ドミニオン銀行、モルガン・スタンレー、カナダロイヤル銀行およびJPモルガン・チェース銀行です。

§ デリバティブ資産および負債を含みます。

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 4

2019年8月31日現在の投資明細表（ボンド表示）

すべての保有有価証券は別途記載のない限り投資信託／投資法人の受益証券／株式です。

投 資	保有	時価 (ボンド)	純資産に 対する割合 (%)
投資信託／投資法人 100.59%			
iShares \$ Corporate Bond UCITS ETF	11,244	1,142,942	1.32
iShares \$ Treasury Bond 1-3yr UCITS ETF USD (Dist)	40,478	4,448,536	5.15
iShares € Government Bond 1-3yr UCITS ETF	22,621	2,965,701	3.44
iShares Core £ Corporate Bond UCITS ETF	565	86,681	0.10
iShares Core € Corporate Bond UCITS ETF	8,277	1,015,663	1.18
iShares Core EURO STOXX 50 UCITS ETF	19,353	1,928,681	2.23
iShares Core FTSE 100 UCITS ETF	95,885	686,268	0.79
iShares Core MSCI EM IMI UCITS ETF	138,885	3,026,471	3.50
iShares Core MSCI Japan IMI UCITS ETF	28,413	934,131	1.08
iShares Core MSCI Pacific ex-Japan UCITS ETF	9,432	1,132,916	1.31
iShares Core S&P 500 UCITS ETF	29,263	6,952,985	8.05
iShares Emerging Markets Government Bond Index Fund	33,917	3,105,541	3.60
iShares Emerging Markets Index Fund	790,932	10,057,289	11.65
iShares Emerging Markets Local Government Bond UCITS ETF	88,811	4,292,706	4.97
iShares Euro Government Bond Index Fund	41,589	389,484	0.45
iShares Euro Investment Grade Corporate Bond Index Fund	27,915	276,569	0.32
iShares Europe ex-UK Index Fund	333,317	5,022,538	5.82
iShares Global Government Bond UCITS ETF	5,953	556,985	0.65
iShares Global High Yield Corporate Bond UCITS ETF	92,158	7,299,946	8.46
iShares Japan Index Fund	246,056	2,721,006	3.15
iShares North America Index Fund	737,739	14,862,317	17.21
iShares Pacific Index Fund	52,079	707,372	0.82
iShares UK Credit Bond Index Fund	5,715	72,926	0.09
iShares UK Gilts 0-5yr UCITS ETF	9,554	1,279,629	1.48
iShares UK Index Fund	150,898	1,726,603	2.00
iShares US Corporate Bond Index Fund	109,007	921,702	1.07
iShares US Index Fund	720,867	8,378,259	9.70
iShares World Ex-Euro Government Bond Index Fund	105,875	862,885	1.00
投資信託／投資法人合計		86,854,732	100.59
投資有価証券合計（取得原価 74,080,970 ボンド）		86,854,732	100.59

為替先渡契約にかかる未実現利益 0.06%

Sold Euro For Sterling - Maturing 03/10/2019	€7,928,945		
	£7,177,041	830	-
Sold Japanese Yen For Sterling - Maturing 03/10/2019	¥46,917,958		
	£363,283	53	-
Sold Sterling For Canadian Dollars - Maturing 03/10/2019	£16,780		
	CAD\$27,178	2	-
Sold Canadian Dollars For Sterling - Maturing 04/09/2019	CAD\$106,701		
	£66,297	362	-
Sold Sterling For US Dollars - Maturing 04/09/2019	£183,508		
	\$225,332	1,516	-
Sold Euro For Sterling - Maturing 04/09/2019	€7,995,290		
	£7,277,583	47,783	0.06
Sold US Dollars For Sterling - Maturing 19/09/2019	\$902,071		
	£742,808	2,496	-
Sold Euro For Sterling - Maturing 19/09/2019	€189,245		
	£171,210	13	-

投 資	保有	時価 (ポンド)	純資産に 対する割合 (%)
為替先渡契約にかかる未実現利益合計		53,055	0.06
為替先渡契約にかかる未実現損失 (0.40%)			
Sold Japanese Yen For Sterling - Maturing 04/09/2019	¥46,917,958		
	£353,196	(9,753)	(0.01)
Sold Sterling For Euro - Maturing 04/09/2019	£77,320		
	€85,247	(235)	-
Sold Sterling For US Dollars - Maturing 04/09/2019	£146,362		
	\$177,485	(626)	-
Sold US Dollars For Sterling - Maturing 04/09/2019	\$18,860,474		
	£15,379,123	(107,572)	(0.13)
Sold Japanese Yen For Sterling - Maturing 19/09/2019	¥1,292,756		
	£9,945	(59)	-
Sold Sterling For Euro - Maturing 19/09/2019	£5,761,755		
	€6,230,925	(125,071)	(0.15)
Sold Sterling For Japanese Yen - Maturing 19/09/2019	£329,743		
	¥42,072,183	(4,164)	-
Sold Sterling For US Dollars - Maturing 19/09/2019	£11,806,275		
	\$14,268,875	(96,093)	(0.11)
Sold Canadian Dollars For Sterling - Maturing 03/10/2019	CAD\$106,701		
	£65,877	(10)	-
Sold US Dollars For Sterling - Maturing 03/10/2019	\$18,545,667		
	£15,207,819	(2,742)	-
為替先渡契約にかかる未実現損失合計		(346,325)	(0.40)
為替先渡契約にかかる未実現損失(純額)合計		(293,270)	(0.34)
ポートフォリオ合計 \$		86,561,462	100.25
その他純負債		(213,006)	(0.25)
純資産合計		86,348,456	100.00

これらの未決済の為替先渡契約の相手方はノーザン・トラスト・カンパニー、パークレイズ・バンク・ユーケー・ピーエルシー、ゴールドマン・サックス・インターナショナル、バンク・オブ・アメリカ、トロント・ドミニオン銀行およびモルガン・スタンレーです。

\$ デリバティブ資産および負債を含みます。

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 5

2019年8月31日現在の投資明細表（ボンド表示）

すべての保有有価証券は別途記載のない限り投資信託／投資法人の受益証券／株式です。

投 資	保有	時価 (ボンド)	純資産に 対する割合 (%)
投資信託／投資法人 100.27%			
iShares \$ Corporate Bond UCITS ETF	1,272	129,298	0.24
iShares \$ Treasury Bond 1-3yr UCITS ETF USD (Dist)	17,151	1,884,897	3.49
iShares € Government Bond 1-3yr UCITS ETF	9,422	1,235,261	2.29
iShares Core £ Corporate Bond UCITS ETF	34	5,216	0.01
iShares Core € Corporate Bond UCITS ETF	897	110,070	0.20
iShares Core EURO STOXX 50 UCITS ETF	4,312	429,725	0.80
iShares Core FTSE 100 UCITS ETF	17,965	128,579	0.24
iShares Core MSCI Japan IMI UCITS ETF	12,796	420,693	0.78
iShares Core MSCI Pacific ex-Japan UCITS ETF	4,116	494,390	0.91
iShares Core S&P 500 UCITS ETF	10,711	2,544,969	4.71
iShares Core USD MSCI EM IMI UCITS ETF - GBP	171,110	3,728,692	6.90
iShares Emerging Markets Government Bond Index Fund	11,937	1,092,976	2.02
iShares Emerging Markets Index Fund	647,241	8,230,160	15.24
iShares Emerging Markets Local Government Bond UCITS ETF	32,855	1,588,056	2.94
iShares Euro Government Bond Index Fund	15,999	149,831	0.28
iShares Euro Investment Grade Corporate Bond Index Fund	19,620	194,382	0.36
iShares Europe ex-UK Index Fund	295,520	4,453,001	8.25
iShares Global Government Bond UCITS ETF	1,141	106,756	0.20
iShares Global High Yield Corporate Bond UCITS ETF	34,175	2,707,043	5.01
iShares Japan Index Fund	194,706	2,153,148	3.99
iShares North America Index Fund	485,332	9,777,396	18.11
iShares Pacific Index Fund	59,134	803,196	1.49
iShares UK Credit Bond Index Fund	2,782	35,501	0.07
iShares UK Gilts 0-5yr UCITS ETF	4,042	541,371	1.00
iShares UK Index Fund	135,800	1,553,845	2.88
iShares US Corporate Bond Index Fund	74,147	626,947	1.16
iShares US Index Fund	738,167	8,579,331	15.89
iShares World ex-Euro Government Bond Index Fund	53,732	437,918	0.81
投資信託／投資法人合計		54,142,648	100.27
投資有価証券合計（取得原価 45,220,208 ボンド）		54,142,648	100.27
為替先渡契約にかかる未実現利益 0.03%			
Sold Euro For Sterling - Maturing 03/10/2019	€2,918,844		
	£2,642,048	305	-
Sold Japanese Yen For Sterling - Maturing 03/10/2019	¥18,782,361		
	£145,431	21	-
Sold Canadian Dollars For Sterling - Maturing 04/09/2019	CAD\$31,405		
	£19,513	107	-
Sold Euro For Sterling - Maturing 04/09/2019	€2,867,864		
	2,611,008	17,721	0.03
Sold Japanese Yen For Sterling - Maturing 04/09/2019	¥767,172		
	£5,945	10	-
Sold US Dollars For Sterling - Maturing 04/09/2019	\$174,475		
	£143,707	442	-
為替先渡契約にかかる未実現利益合計		18,606	0.03

投 資	保有	時価 (ポンド)	純資産に 対する割合 (%)
為替先渡契約にかかる未実現損失 (0.58%)			
Sold Canadian Dollars For Sterling - Maturing 03/10/2019	CAD\$31,405		
	£19,389	(3)	-
Sold Japanese Yen For Sterling - Maturing 04/09/2019	¥18,015,189		
	£135,618	(3,745)	-
Sold US Dollars For Sterling - Maturing 04/09/2019	\$6,908,516		
	£5,633,311	(39,403)	(0.07)
Sold Sterling For Euro - Maturing 19/09/2019	£10,424,101		
	€11,272,918	(226,276)	(0.42)
Sold Sterling For US Dollars - Maturing 19/09/2019	£5,817,661		
	\$7,031,132	(47,351)	(0.09)
Sold US Dollars For Sterling - Maturing 03/10/2019	\$7,137,025		
	£5,852,503	(1,056)	-
為替先渡契約にかかる未実現損失合計		(317,834)	(0.58)
為替先渡契約にかかる未実現損失(純額)合計		(299,228)	(0.55)
ポートフォリオ合計 \$		53,843,420	99.72
その他純資産		153,264	0.28
純資産合計		53,996,684	100.00

これらの未決済の為替先渡契約の相手方はノーザン・トラスト・カンパニー、パークレイズ・バンク・ユーケー・ビーエルシー、ゴールドマン・サックス・インターナショナル、バンク・オブ・アメリカ、モルガン・スタンレーおよびカナダロイヤル銀行です。

\$ デリバティブ資産および負債を含みます。

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 1

2019年8月31日現在の投資明細表（債券表示）

すべての保有有価証券は別途記載のない限り投資信託／投資法人の受益証券／株式です。

投 資	保有	時価 (ポンド)	純資産に 対する割合 (%)
投資信託／投資法人 95.37%			
Barclays UK Equity Income Fund†	146,982	676,394	0.97
GlobalAccess Emerging Market Debt Fund*	1,073,463	1,138,822	1.63
GlobalAccess Emerging Market Equity Fund*	3,489,189	2,982,710	4.26
GlobalAccess Emerging Market Local Currency Debt Fund*	2,884,528	1,494,550	2.14
GlobalAccess Europe (ex-UK) Alpha Fund*	770,523	1,420,860	2.03
GlobalAccess Global Corporate Bond Fund*	3,064,200	3,052,865	4.36
GlobalAccess Global Equity Income Fund*	1,646,800	2,705,912	3.87
GlobalAccess Global Government Bond Fund*	6,088,900	6,493,986	9.28
GlobalAccess Global High Yield Bond Fund*	2,588,000	2,428,939	3.47
GlobalAccess Global Short Duration Bond Fund*	9,563,500	13,458,812	19.24
GlobalAccess Japan Fund*	980,200	1,174,248	1.68
GlobalAccess US Equity Fund*	190,800	5,302,630	7.58
Institutional Cash Series Plc - Institutional Sterling Liquidity Fund	11,641,705	11,641,705	16.64
Royal London Cash Plus Fund	12,717,664	12,743,455	18.22
投資信託／投資法人合計		66,715,888	95.37
投資有価証券合計（取得原価 62,765,809 ポンド）		66,715,888	95.37
先物契約にかかる未実現利益 0.03%#			
Topix Index Future Expiry September 2019	(4)	16,554	0.02
US 10 Year Note Future Expiry December 2019	(25)	1,604	0.01
先物契約にかかる未実現利益合計		18,158	0.03
先物契約にかかる未実現損失（0.03%）#			
Euro Stoxx 50 Future Expiry September 2019	(12)	(5,317)	(0.01)
S&P 500 Emini Index Future Expiry September 2019	(9)	(11,085)	(0.02)
先物契約にかかる未実現損失合計		(16,402)	(0.03)
先物契約にかかる未実現利益（純額）合計		1,756	0.00
為替先渡契約にかかる未実現利益 0.15%			
Sold Euro For Sterling - Maturing 06/09/2019	€870,083		
	£800,444	13,665	0.02
Sold Japanese Yen For Sterling - Maturing 06/09/2019	¥63,959,142		
	£497,114	2,337	-
Sold US Dollars For Sterling - Maturing 06/09/2019	\$33,116,006		
	£27,254,065	61,880	0.09
Sold US Dollars For Sterling - Maturing 17/09/2019	\$9,683,160		
	£7,963,030	15,545	0.02
Sold Euro For Sterling - Maturing 17/09/2019	€1,376,704		
	£1,260,589	15,266	0.02
為替先渡契約にかかる未実現利益合計		108,693	0.15
為替先渡契約にかかる未実現損失（1.42%）			
Sold Sterling For Euro - Maturing 06/09/2019	£406,515		
	€437,877	(10,561)	(0.01)
Sold Sterling For Euro - Maturing 17/09/2019	£36,505,803		

投 資	保有	時価 (ポンド)	純資産に 対する割合 (%)
	€39,423,000	(845,007)	(1.21)
Sold Sterling For Japanese Yen - Maturing 17/09/2019	£114,940		
	¥14,749,642	(806)	-
Sold Sterling For US Dollars - Maturing 17/09/2019	£23,933,367		
	\$28,987,772	(141,559)	(0.20)
為替先渡契約にかかる未実現損失合計		(997,933)	(1.42)
為替先渡契約にかかる未実現損失(純額)合計		(889,240)	(1.27)
ポートフォリオ合計 §		65,828,404	94.10
その他純資産		4,127,126	5.90
純資産合計		69,955,530	100.00

これらの未決済の先物契約の相手方はゴールドマン・サックス・インターナショナルです。

これらの未決済の為替先渡契約の相手方はパークレイズ・バンク・ユーケー・ピーエルシーおよびスイス・ユニオン銀行です。

§ デリバティブ資産および負債を含みます。

† このファンドはパークレイズ・マルチマネジャー・ファンド(UKシリーズ2)の一部を構成します。

* これらのファンドはパークレイズ・マルチマネジャー・ファンド・ピーエルシーの一部を構成します。

先物契約の約定の絶対額は4,030,403ポンドで、証拠金額201,003ポンドは、合算純資産計算書の現金預金および当座借越の各残高に開示されています。

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 2

2019年8月31日現在の投資明細表（債券表示）

すべての保有有価証券は別途記載のない限り投資信託／投資法人の受益証券／株式です。

投 資	保有	時価 (ポンド)	純資産に 対する割合 (%)
投資信託／投資法人 98.67%			
Barclays UK Equity Income Fund†	359,771	1,655,629	1.23
GlobalAccess Asia Pacific (ex-Japan) Fund*	751,500	2,049,559	1.52
GlobalAccess Emerging Market Debt Fund*	3,406,312	3,613,708	2.68
GlobalAccess Emerging Market Equity Fund*	10,123,070	8,653,638	6.41
GlobalAccess Emerging Market Local Currency Debt Fund*	9,607,389	4,977,839	3.69
GlobalAccess Europe (ex-UK) Alpha Fund*	2,800,491	5,164,163	3.83
GlobalAccess Global Corporate Bond Fund*	13,033,222	12,985,009	9.62
GlobalAccess Global Equity Income Fund*	6,231,200	10,238,692	7.59
GlobalAccess Global Government Bond Fund*	16,693,700	17,804,309	13.19
GlobalAccess Global High Yield Bond Fund*	7,412,900	6,957,297	5.16
GlobalAccess Global Short Duration Bond Fund*	13,181,438	18,550,373	13.75
GlobalAccess Japan Fund*	3,142,400	3,764,493	2.79
GlobalAccess US Equity Fund*	673,600	18,720,396	13.87
M&G Investment Funds 7 - Global Floating Rate High Yield	1,910,000	1,812,781	1.34
Royal London Cash Plus Fund	16,166,047	16,198,832	12.00
投資信託／投資法人合計		133,146,718	98.67
投資有価証券合計（取得原価 122,818,175 ポンド）		133,146,718	98.67
先物契約にかかる未実現利益 0.03%#			
Topix Index Future Expiry September 2019	(8)	33,109	0.03
US 10 Year Note Future Expiry December 2019	(24)	1,540	-
先物契約にかかる未実現利益合計		34,649	0.03
先物契約にかかる未実現損失（0.02%）#			
Euro Stoxx 50 Future Expiry September 2019	(23)	(10,191)	(0.01)
S&P 500 Emini Index Future Expiry September 2019	(9)	(11,085)	(0.01)
先物契約にかかる未実現損失合計		(21,276)	(0.02)
先物契約にかかる未実現利益（純額）合計		13,373	0.01
為替先渡契約にかかる未実現利益 0.12%			
Sold Euro For Sterling - Maturing 06/09/2019	€1,661,708		
	£1,528,710	26,098	0.02
Sold Japanese Yen For Sterling - Maturing 06/09/2019	¥132,299,554		
	£1,028,280	4,834	-
Sold US Dollars For Sterling - Maturing 06/09/2019	\$73,426,223		
	£60,428,877	137,203	0.10
Sold Euro For Sterling - Maturing 17/09/2019	€484,615		
	£442,325	3,957	-
Sold US Dollars For Sterling - Maturing 17/09/2019	\$74,245		
	£61,414	477	-
為替先渡契約にかかる未実現利益合計		172,569	0.12
為替先渡契約にかかる未実現損失（1.18%）			
Sold Sterling For Euro - Maturing 06/09/2019	£766,000		
	€825,259	(19,753)	(0.02)
Sold Sterling For US Dollars - Maturing 06/09/2019	£1,321,827		

投 資	保有	時価 (ポンド)	純資産に 対する割合 (%)
	\$1,609,028	(623)	-
Sold Sterling For Euro - Maturing 17/09/2019	£61,202,149		
	€66,072,102	(1,435,422)	(1.06)
Sold Sterling For Japanese Yen - Maturing 17/09/2019	£661,776		
	¥84,922,012	(4,639)	-
Sold Sterling For US Dollars - Maturing 17/09/2019	£20,323,221		
	\$24,595,833	(136,111)	(0.10)
為替先渡契約にかかる未実現損失合計		(1,596,548)	(1.18)
為替先渡契約にかかる未実現損失(純額)合計		(1,423,979)	(1.06)
ポートフォリオ合計 §		131,736,112	97.62
その他純資産		3,207,510	2.38
純資産合計		134,943,622	100.00

これらの未決済の先物契約の相手方はゴールドマン・サックス・インターナショナルです。

これらの未決済の為替先渡契約の相手方はパークレイズ・バンク・ユーケー・ピーエルシーおよびスイス・ユニオン銀行です。

§ デリバティブ資産および負債を含みます。

† このファンドはパークレイズ・マルチマネジャー・ファンド(UKシリーズ2)の一部を構成します。

* これらのファンドはパークレイズ・マルチマネジャー・ファンド・ピーエルシーの一部を構成します。

先物契約の絶対約定額は4,754,703ポンドで、証拠金額472,830ポンドは、合算純資産計算書の現金預金および当座借越の各残高に開示されています。

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 3

2019年8月31日現在の投資明細表（ボンド表示）

すべての保有有価証券は別途記載のない限り投資信託／投資法人の受益証券／株式です。

投 資	保有	時価 (ボンド)	純資産に 対する割合 (%)
投資信託／投資法人 97.90%			
Barclays UK Lower Cap Fund†	704,974	2,628,215	0.78
GlobalAccess Asia Pacific (ex-Japan) Fund*	6,105,500	16,651,477	4.91
GlobalAccess Emerging Market Debt Fund*	11,907,466	12,632,462	3.72
GlobalAccess Emerging Market Equity Fund*	28,816,108	24,633,257	7.26
GlobalAccess Emerging Market Local Currency Debt Fund*	36,802,338	19,068,254	5.62
GlobalAccess Europe (ex-UK) Alpha Fund*	14,198,774	26,182,830	7.72
GlobalAccess Global Corporate Bond Fund*	33,387,689	33,264,179	9.81
GlobalAccess Global Government Bond Fund*	33,686,400	35,927,509	10.59
GlobalAccess Global High Yield Bond Fund*	27,652,034	25,952,516	7.65
GlobalAccess Global Short Duration Bond Fund*	12,246,700	17,234,907	5.08
GlobalAccess Japan Fund*	14,065,800	16,850,371	4.97
GlobalAccess UK Alpha Fund*	1,896,018	3,862,253	1.14
GlobalAccess UK Opportunities Fund*	1,466,497	4,383,833	1.29
GlobalAccess US Equity Fund*	2,270,100	63,089,624	18.60
GlobalAccess US Small & Mid Cap Equity Fund*	13,543,700	23,062,966	6.80
M&G Investment Funds 7 - Global Floating Rate High Yield Fund	7,000,000	6,643,700	1.96
投資信託／投資法人合計		332,068,353	97.90
投資有価証券合計（取得原価 298,996,068 ボンド）		332,068,353	97.90
先物契約にかかる未実現利益 0.22%#			
Emini S&P 500 Index Future Expiry September 2019	123	150,467	0.05
Emini Russell 2000 Index Mini Future Expiry September 2019	(230)	412,181	0.12
Topix Index Future Expiry September 2019	(38)	157,269	0.05
US 10 Year Note Future Expiry December 2019	(112)	7,185	-
先物契約にかかる未実現利益合計		727,102	0.22
先物契約にかかる未実現損失（0.01%）#			
Euro Stoxx 50 Future Expiry September 2019	(57)	(25,256)	(0.01)
先物契約にかかる未実現損失合計		(25,256)	(0.01)
先物契約にかかる未実現利益（純額）合計		701,846	0.21
為替先渡契約にかかる未実現利益 0.11%			
Sold US Dollars For Sterling - Maturing 06/09/2019	\$145,475,943		
	£119,724,911	271,835	0.08
Sold Euro For Sterling - Maturing 06/09/2019	€4,205,663		
	£3,869,054	66,052	0.02
Sold Japanese Yen For Sterling - Maturing 06/09/2019	¥614,359,163		
	£4,775,022	22,448	0.01
Sold Euro For Sterling - Maturing 17/09/2019	€1,777,497		
	£1,615,633	7,766	-
Sold US Dollars For Sterling - Maturing 17/09/2019	\$199,345		
	£164,112	498	-
為替先渡契約にかかる未実現利益合計		368,599	0.11

投 資	保有	時価 (ポンド)	純資産に 対する割合 (%)
為替先渡契約にかかる未実現損失 (0.99%)			
Sold Sterling For Euro - Maturing 17/09/2019	£123,266,474		
	€133,074,340	(2,891,648)	(0.85)
Sold Sterling For US Dollars - Maturing 17/09/2019	£55,896,443		
	\$67,647,716	(374,359)	(0.11)
Sold Sterling For Euro - Maturing 06/09/2019	£1,913,925		
	€2,062,321	(49,056)	(0.02)
Sold Sterling For Japanese Yen - Maturing 17/09/2019	£2,136,688		
	¥274,189,219	(14,976)	(0.01)
Sold US Dollars For Sterling - Maturing 17/09/2019	\$1,511,434		
	£1,228,770	(11,745)	-
Sold Euro For Sterling - Maturing 17/09/2019	€3,319,652		
	£2,998,242	(4,609)	-
Sold Sterling For US Dollars - Maturing 06/09/2019	£1,958,953		
	\$2,380,297	(4,446)	-
Sold Japanese Yen For Sterling - Maturing 17/09/2019	¥6,584,064		
	£50,645	(303)	-
為替先渡契約にかかる未実現損失合計		(3,351,142)	(0.99)
為替先渡契約にかかる未実現損失(純額)合計		(2,982,543)	(0.88)
ポートフォリオ合計 §		329,787,656	97.23
その他純資産		9,402,690	2.77
純資産合計		339,190,346	100.00

これらの未決済の先物契約の相手方はゴールドマン・サックス・インターナショナルです。

これらの未決済の為替先渡契約の相手方はパークレイズ・バンク・ユーケー・ピーエルシーおよびスイス・ユニオン銀行です。

§ デリバティブ資産および負債を含みます。

† このファンドはパークレイズ・マルチマネジャー・ファンド(UKシリーズ2)の一部を構成します。

* これらのファンドはパークレイズ・マルチマネジャー・ファンド・ピーエルシーの一部を構成します。

先物契約の絶対約定額は44,554,572ポンドで、証拠金額1,135,934ポンドは、合算純資産計算書の現金預金および当座借越の各残高に開示されています。

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 4

2019年8月31日現在の投資明細表（債券表示）

すべての保有有価証券は別途記載のない限り投資信託／投資法人の受益証券／株式です。

投 資	保有	時価 (ポンド)	純資産に 対する割合 (%)
投資信託／投資法人 91.91%			
Barclays UK Lower Cap Fund†	112,766	420,403	0.51
GlobalAccess Asia Pacific (ex-Japan) Fund*	2,385,000	6,504,590	7.93
GlobalAccess Emerging Market Debt Fund*	2,876,088	3,051,201	3.72
GlobalAccess Emerging Market Equity Fund*	8,028,792	6,863,359	8.37
GlobalAccess Emerging Market Local Currency Debt Fund*	8,156,238	4,225,960	5.15
GlobalAccess Europe (ex-UK) Alpha Fund*	4,283,360	7,898,605	9.63
GlobalAccess Global Corporate Bond Fund*	3,519,500	3,506,480	4.27
GlobalAccess Global Government Bond Fund*	4,547,100	4,849,612	5.91
GlobalAccess Global High Yield Bond Fund*	6,404,100	6,010,498	7.33
GlobalAccess Japan Fund*	4,008,100	4,801,574	5.85
GlobalAccess UK Alpha Fund*	539,516	1,099,012	1.34
GlobalAccess UK Opportunities Fund*	490,027	1,464,849	1.79
GlobalAccess US Equity Fund*	553,643	15,386,608	18.76
GlobalAccess US Small & Mid Cap Equity Fund*	3,818,200	6,501,844	7.93
iShares MSCI Eastern Europe Capped Fund UCITS ETF	23,424	474,691	0.58
iShares MSCI EM Latin America Fund UCITS ETF	59,719	835,757	1.02
M&G Investment Funds 7 - Global Floating Rate High Yield Fund	1,570,000	1,490,087	1.82
投資信託／投資法人合計		75,385,130	91.91
投資有価証券合計（取得原価 68,110,349 ポンド）		75,385,130	91.91
先物契約にかかる未実現利益 0.26%#			
Emini Russell 2000 Index Future Expiry September 2019	(58)	103,941	0.13
Emini S&P 500 Index Future Expiry September 2019	69	84,408	0.10
Topix Index Future Expiry September 2019	(7)	28,971	0.03
US 10 Year Note Future Expiry December 2019	(18)	1,155	-
先物契約にかかる未実現利益合計		218,475	0.26
先物契約にかかる未実現損失（0.02%）#			
Emini S&P 500 Index Future Expiry September 2019	5	(11,434)	(0.01)
Euro Stoxx 50 Index Future Expiry September 2019	(14)	(6,203)	(0.01)
先物契約にかかる未実現損失合計		(17,637)	(0.02)
先物契約にかかる未実現利益（純額）合計		200,838	0.24
為替先渡契約にかかる未実現利益 0.06%			
Sold US Dollars For Sterling - Maturing 06/09/2019	\$13,683,699		
	£11,261,516	25,569	0.03
Sold Euro For Sterling - Maturing 06/09/2019	€1,059,238		
	£974,460	16,636	0.02
Sold Japanese Yen For Sterling - Maturing 06/09/2019	¥93,061,649		
	£723,309	3,400	0.01
Sold US Dollars For Sterling - Maturing 17/09/2019	\$47,064		
	£38,946	318	-
Sold Euro For Sterling - Maturing 17/09/2019	€116,021		
	£105,263	314	-

投 資	保有	時価 (ポンド)	純資産に 対する割合 (%)
為替先渡契約にかかる未実現利益合計		46,237	0.06
為替先渡契約にかかる未実現損失 (0.81%)			
Sold Sterling For Euro - Maturing 17/09/2019	£24,558,622		
	€26,512,746	(576,033)	(0.70)
Sold Sterling For US Dollars - Maturing 17/09/2019	£9,442,290		
	\$11,427,371	(63,238)	(0.08)
Sold Sterling For Euro - Maturing 06/09/2019	£505,854		
	€545,083	(12,958)	(0.02)
Sold Sterling For Japanese Yen - Maturing 17/09/2019	£1,108,075		
	¥142,193,029	(7,767)	(0.01)
為替先渡契約にかかる未実現損失合計		(659,996)	(0.81)
為替先渡契約にかかる未実現損失(純額)合計		(613,759)	(0.75)
ポートフォリオ合計 \$		74,972,209	91.40
その他純資産		7,050,474	8.60
純資産合計		82,022,683	100.00

これらの未決済の先物契約の相手方はゴールドマン・サックス・インターナショナルです。

これらの未決済の為替先渡契約の相手方はパークレイズ・バンク・ユーケー・ピーエルシーおよびスイス・ユニオン銀行です。

§ デリバティブ資産および負債を含みます。

† このファンドはパークレイズ・マルチマネジャー・ファンド(UKシリーズ2)の一部を構成します。

* これらのファンドはパークレイズ・マルチマネジャー・ファンド・ピーエルシーの一部を構成します。

先物契約の絶対約定額は15,221,864ポンドで、証拠金額514,458ポンドは、合算純資産計算書の現金預金および当座借越の各残高に開示されています。

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 5

2019年8月31日現在の投資明細表（ボンド表示）

すべての保有有価証券は別途記載のない限り投資信託／投資法人の受益証券／株式です。

投資	保有	時価 (ボンド)	純資産に 対する割合 (%)
投資信託／投資法人 94.01%			
Barclays UK Lower Cap Fund†	61,587	229,603	0.77
GlobalAccess Asia Pacific (ex-Japan) Fund*	904,000	2,465,471	8.32
GlobalAccess Emerging Market Debt Fund*	621,916	659,782	2.23
GlobalAccess Emerging Market Equity Fund*	5,285,633	4,518,388	15.24
GlobalAccess Emerging Market Local Currency Debt Fund*	1,782,195	923,402	3.12
GlobalAccess Europe (ex-UK) Alpha Fund*	1,711,906	3,156,789	10.65
GlobalAccess Global Corporate Bond Fund*	792,500	789,569	2.66
GlobalAccess Global Government Bond Fund*	1,053,100	1,123,161	3.79
GlobalAccess Global High Yield Bond Fund*	1,432,300	1,344,270	4.53
GlobalAccess Japan Fund*	2,023,900	2,424,566	8.18
GlobalAccess UK Alpha Fund*	185,788	378,457	1.28
GlobalAccess UK Opportunities Fund*	177,053	529,269	1.79
GlobalAccess US Equity Fund*	207,300	5,761,191	19.44
GlobalAccess US Small & Mid Cap Equity Fund*	1,628,000	2,772,249	9.35
iShares MSCI Eastern Europe Capped Fund UCITS ETF	7,341	148,766	0.50
iShares MSCI EM Latin America Fund UCITS ETF	22,169	310,251	1.04
M&G Investment Funds 7 - Global Floating Rate High Yield Fund	350,000	332,185	1.12
投資信託／投資法人合計		27,867,369	94.01
投資有価証券合計（取得原価 25,082,059 ボンド）		27,867,369	94.01
先物契約にかかる未実現利益 0.39%#			
Emini Russell 2000 Index Mini Future Expiry September 2019	(24)	43,010	0.15
S&P 500 Emini Index Future Expiry September 2019	34	41,592	0.14
Topix Index Future Expiry September 2019	(7)	28,971	0.10
US 10 Year Note Future Expiry December 2019	(4)	257	-
先物契約にかかる未実現利益合計		113,830	0.39
先物契約にかかる未実現損失（0.01%）#			
Euro Stoxx 50 Future Expiry September 2019	(5)	(2,215)	(0.01)
先物契約にかかる未実現損失合計		(2,215)	(0.01)
先物契約にかかる未実現利益（純額）合計		111,615	0.38
為替先渡契約にかかる未実現利益 0.04%			
Sold Euro For Sterling - Maturing 06/09/2019	€514,039		
	£472,897	8,072	0.03
Sold Japanese Yen For Sterling - Maturing 06/09/2019	¥102,296,982		
	£795,089	3,738	0.01
Sold US Dollars For Sterling - Maturing 06/09/2019	\$860,866		
	£708,482	1,609	-
Sold Euro For Sterling - Maturing 17/09/2019	€142,598		
	£129,392	403	-
為替先渡契約にかかる未実現利益合計		13,822	0.04
為替先渡契約にかかる未実現損失（1.18%）			
Sold Sterling For Euro - Maturing 17/09/2019	£13,821,658		
	€14,921,462	(324,178)	(1.09)
Sold Sterling For US Dollars - Maturing 17/09/2019	£3,060,962		

投資	保有	時価 (ポンド)	純資産に 対する割合 (%)
	\$3,704,477	(20,500)	(0.07)
Sold Sterling For Euro - Maturing 06/09/2019	£289,390		
	€311,846	(7,401)	(0.02)
為替先渡契約にかかる未実現損失合計		(352,079)	(1.18)
為替先渡契約にかかる未実現損失（純額）合計		(338,257)	(1.14)
ポートフォリオ合計 §		27,640,727	93.25
その他純資産		2,001,303	6.75
純資産合計		29,642,030	100.00

これらの未決済の先物契約の相手方はゴールドマン・サックス・インターナショナルです。

これらの未決済の為替先渡契約の相手方はパークレイズ・バンク・ユーケー・ピーエルシーおよびスイス・ユニオン銀行です。

§ デリバティブ資産および負債を含みます。

† このファンドはパークレイズ・マルチマネジャー・ファンド（UKシリーズ2）の一部を構成します。

* これらのファンドはパークレイズ・マルチマネジャー・ファンド・ピーエルシーの一部を構成します。

先物契約の絶対約定額は6,869,111ポンドで、証拠金額276,720ポンドは、合算純資産計算書の現金預金および当座借越の各残高に開示されています。

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

[次へ](#)

Financial Statements

Statement of Net Assets as at 31 August 2019

		Barclays GlobalBeta Portfolio 1	Barclays GlobalBeta Portfolio 2	Barclays GlobalBeta Portfolio 3	Barclays GlobalBeta Portfolio 4	Barclays GlobalBeta Portfolio 5	Barclays MultiManager Portfolio 1
		As at 31 August 2019 GBP	As at 31 August 2019 GBP	As at 31 August 2019 GBP	As at 31 August 2019 GBP	As at 31 August 2019 GBP	As at 31 August 2019 GBP
	Notes						
Net assets at market value	2(c)	14,319,873	81,724,814	162,174,957	86,854,732	54,142,648	66,715,888
Net gain on forward foreign exchange							
	2(g)	19,467	116,270	164,342	53,055	18,606	108,693
Net gain on futures contracts	2(e)	-	-	-	-	-	18,158
Bank		52,868	315,290	1,189,206	647,338	217,127	4,271,010
Due for investments sold		42,856	-	602,208	-	-	-
Due for shares issued		-	238	475	19,464	-	-
Assets receivable		-	-	-	-	-	33,839
Assets		18,760	41,538	108,945	68,418	59,367	1,706
Net assets		14,453,824	82,198,150	164,240,133	87,643,007	54,437,748	71,149,294
Net loss on futures contracts	2(e)	-	-	-	-	-	16,402
Net loss on forward foreign exchange							
	2(g)	164,976	802,728	816,272	346,325	317,834	997,933
Net draft		-	-	285,561	-	-	-
Due for investments purchased		-	-	-	776,337	-	-
Due for shares redeemed		-	-	773,301	-	3,544	-
Liabilities and accrued expenses		55,531	180,878	322,508	171,889	119,686	179,429
Liabilities		220,507	983,606	2,197,642	1,294,551	441,064	1,193,764
Net assets at the end of the financial year		14,233,317	81,214,544	162,042,491	86,348,456	53,996,684	69,955,530

Accompanying notes on pages 60 to 80 form an integral part of these financial statements.

Financial Statements (continued)

Statement of Net Assets as at 31 August 2019 (continued)

		Barclays MultiManager Portfolio 2	Barclays MultiManager Portfolio 3	Barclays MultiManager Portfolio 4	Barclays MultiManager Portfolio 5	Liquid Alternative Strategies	Combined
		As at 31 August 2019	As at 31 August 2019	As at 31 August 2019	As at 31 August 2019	As at 31 August 2019	As at 31 August 2019
	Notes	GBP	GBP	GBP	GBP	GBP	GBP
Net assets at market value	2(c)	133,146,718	332,068,353	75,385,130	27,867,369	366,848,532	1,401,249,014
Net gain on forward foreign exchange							
	2(g)	172,569	368,599	46,237	13,822	123,711	1,205,371
Net gain on futures contracts	2(e)	34,649	727,102	218,475	113,830	-	1,112,214
Bank		3,845,863	11,706,659	7,368,903	2,158,481	24,859,008	56,631,753
Provision for investments sold		-	-	-	-	-	645,064
Provision for shares issued		-	5,236	727	-	1,101,609	1,127,749
Receivables		73,681	78,995	17,717	3,950	-	208,182
Assets		34	145	100	11,485	22	310,520
Net assets		137,273,514	344,955,089	83,037,289	30,168,937	392,932,882	1,462,489,867
Net loss on futures contracts	2(e)	21,276	25,256	17,637	2,215	-	82,786
Net loss on forward foreign exchange							
	2(g)	1,596,548	3,351,142	659,996	352,079	59,029	9,464,862
Draft		153,584	752,398	-	18,821	98,728	1,309,092
Provision for investments purchased		-	-	-	-	-	776,337
Provision for shares redeemed		44,843	314,699	5,970	-	624,611	1,766,968
Liabilities and accrued expenses		513,641	1,321,248	331,003	153,792	768,631	4,118,236
Liabilities		2,329,892	5,764,743	1,014,606	526,907	1,550,999	17,518,281
Net assets at the end of the financial year		134,943,622	339,190,346	82,022,683	29,642,030	391,381,883	1,444,971,586

Accompanying notes on pages 60 to 80 form an integral part of these financial statements.

*Financial Statements (continued)***Statement of Net Assets as at 31 August 2019 (continued)**

		Barclays GlobalBeta Portfolio 1	Barclays GlobalBeta Portfolio 2	Barclays GlobalBeta Portfolio 3	Barclays GlobalBeta Portfolio 4	Barclays GlobalBeta Portfolio 5	Barclays MultiManager Portfolio 1	Barclays MultiManager Portfolio 2	Barclays MultiManager Portfolio 3	Barclays MultiManager Portfolio 4	Barclays MultiManager Portfolio 5	Alt
Net assets at												
31 August 2019 (GBP)		14,233,317	81,214,544	162,042,491	86,348,456	53,996,684	69,955,530	134,943,622	339,190,346	82,022,683	29,642,030	391,3
Net assets per share at 31 August 2019												
	Class currency											
ion	GBP	14.523	16.085	15.995	19.585	23.740	12.757	12.965	14.223	14.632	14.552	
a	GBP	12.594	13.451	15.406	21.591	25.610	10.311	10.333	11.533	14.521	14.438	
on	GBP	14.507	15.923	20.233	22.697	24.547	10.976	13.426	15.167	15.327	15.158	
a	GBP	-	14.636	17.207	17.182	23.825	10.422	10.886	12.304	14.992	15.282	
on	GBP	-	-	-	-	-	-	-	-	16.070	-	
	GBP	-	-	-	-	-	-	-	13.124	15.054	-	
on	GBP	14.628	17.525	17.687	18.716	23.311	12.858	14.010	15.250	15.783	15.439	
a	GBP	12.531	15.972	15.901	17.387	21.868	10.517	11.163	12.706	15.006	15.184	
ion	USD	14.513	16.626	15.985	23.071	23.014	12.617	12.705	13.849	14.334	14.060	
a	USD	-	14.488	13.319	16.957	17.911	10.221	10.158	11.272	14.163	14.049	
on	USD	14.502	15.344	20.850	21.264	26.622	12.672	13.087	14.389	-	-	
a	USD	-	-	13.476	20.546	25.833	-	12.319	13.603	-	-	
on	USD	-	15.676	19.412	22.111	-	10.609	11.546	14.749	15.036	15.174	
a	USD	-	14.308	17.994	20.600	25.472	10.335	10.987	12.439	14.770	14.605	

Company notes on pages 60 to 80 form an integral part of these financial statements.

PORTFOLIOS SICAV AUDITED ANNUAL REPORT 2019

Financial Statements (continued)

Statement of Net Assets as at 31 August 2019 (continued)

		Barclays GlobalBeta Portfolio 1	Barclays GlobalBeta Portfolio 2	Barclays GlobalBeta Portfolio 3	Barclays GlobalBeta Portfolio 4	Barclays GlobalBeta Portfolio 5	Barclays MultiManager Portfolio 1	Barclays MultiManager Portfolio 2	Barclays MultiManager Portfolio 3	Barclays MultiManager Portfolio 4	Barclays MultiManager Portfolio 5	Alt Str
Net assets per share at 31 August 2019 (continued)												
	Class currency											
ion	EUR	13.496	14.679	18.220	20.784	25.508	11.704	11.286	12.194	12.658	12.312	
a	EUR	-	10.908	13.749	14.392	-	9.522	9.043	9.818	12.529	12.156	
on	EUR	-	14.269	18.564	16.881	23.748	11.842	11.659	12.820	13.220	12.652	
a	EUR	-	-	17.348	-	21.710	11.253	9.356	10.522	13.109	12.541	
on	EUR	-	14.796	17.183	21.320	18.878	11.943	12.086	12.987	13.185	13.023	
a	EUR	12.755	-	15.438	-	-	-	9.781	10.852	13.081	12.889	
on	EUR	-	-	-	-	-	-	-	12.207	12.367	12.205	
a	JPY	1,055,362	1,092,137	1,181,708	1,432,812	-	1,047,010	1,136,433	1,169,479	1,270,835	-	
Shares in issue at 31 August 2019												
ion	GBP	79,497	295,131	415,420	83,888	26,531	297,058	780,997	1,093,849	199,062	62,418	
a	GBP	34,141	28,937	60,098	24,868	14,771	339,065	266,145	2,779,767	471,141	85,613	
on	GBP	95,913	106,628	397,121	63,099	125,782	378,753	539,659	674,695	58,431	2,424	
a	GBP	-	32,503	254,813	43,224	28,047	181,485	246,956	870,969	329,397	36,921	
on	GBP	-	-	-	-	-	-	-	-	55,560	-	
a	GBP	-	-	-	-	-	-	-	73,455	17,653	-	
on	GBP	68,996	1,097,620	3,383,769	1,861,815	908,633	209,557	1,231,715	3,470,365	845,528	534,738	30,2
a	GBP	114,796	1,291,748	3,154,241	1,747,368	542,246	360,388	1,285,342	3,333,965	1,150,073	135,377	

Accompanying notes on pages 60 to 80 form an integral part of these financial statements.

Financial Statements (continued)

Statement of Net Assets as at 31 August 2019 (continued)

		Barclays GlobalBeta Portfolio 1	Barclays GlobalBeta Portfolio 2	Barclays GlobalBeta Portfolio 3	Barclays GlobalBeta Portfolio 4	Barclays GlobalBeta Portfolio 5	Barclays MultiManager Portfolio 1	Barclays MultiManager Portfolio 2	Barclays MultiManager Portfolio 3	Barclays MultiManager Portfolio 4	Barclays MultiManager Portfolio 5	Alt
Assets in issue at 31 August 2019 (continued)												
	Class Currency											
ion	USD	62,045	60,390	47,613	12,039	9,317	260,609	1,318,293	1,733,127	276,957	41,926	6
a	USD	-	114,696	152,336	18,000	22,000	943,606	208,263	1,240,611	401,770	128,789	
on	USD	491,088	39,028	30,957	64,005	8,277	463,920	247,508	551,932	-	-	
a	USD	-	-	16,565	90,741	216	-	23,303	379,188	-	-	
on	USD	-	633,839	545,987	320,416	-	2,949	24,314	280,773	10,055	13,519	3,1
a	USD	-	154,146	375,793	114,360	247,569	38,876	190,454	936,804	115,588	78,667	
ion	EUR	114,124	202,703	122,533	22,437	14,402	2,499,905	4,667,507	7,612,795	1,522,090	201,908	7
a	EUR	-	28,844	7,527	2,911	-	126,528	518,549	625,953	105,824	8,089	
on	EUR	-	256,518	78,279	73,245	6,274	244,398	320,609	298,335	43,155	35,759	
a	EUR	-	-	27,917	-	102,117	257,278	102,265	237,830	12	37,853	
on	EUR	-	1,031,848	559,927	206,948	460,364	133,194	212,151	147,004	8,023	66,556	1,7
a	EUR	59,200	-	37,820	-	-	-	123,952	240,891	50,043	3,237	
on	EUR	-	-	-	-	-	-	-	1,635,064	382,635	861,366	
a	JPY	18,000	153,500	185,500	29,000	-	14,000	75,000	232,000	113,000	-	

Company notes on pages 60 to 80 form an integral part of these financial statements.

PORTFOLIOS SICAV AUDITED ANNUAL REPORT 2019

Financial Statements (continued)

Statement of Net Assets as at 31 August 2019 (continued)

		Barclays GlobalBeta Portfolio 1	Barclays GlobalBeta Portfolio 2	Barclays GlobalBeta Portfolio 3	Barclays GlobalBeta Portfolio 4	Barclays GlobalBeta Portfolio 5	Barclays MultiManager Portfolio 1	Barclays MultiManager Portfolio 2	Barclays MultiManager Portfolio 3	Barclays MultiManager Portfolio 4	Barclays MultiManager Portfolio 5	Li Alterna Strateg
Net assets as at 31 August 2019 (GBP)		16,501,576	78,879,057	137,615,868	77,767,514	51,445,593	77,511,850	163,595,168	405,443,696	95,628,032	38,082,690	398,737,100
Net assets per share at 31 August 2018	Class Currency											
on	GBP	14.105	15.423	15.223	18.660	22.659	12.519	12.588	13.619	13.987	13.965	-
on	GBP	12.385	13.172	15.011	20.757	24.612	10.284	10.234	11.262	13.886	13.856	-
on	GBP	14.074	15.191	19.161	21.517	23.312	10.760	12.983	14.451	14.579	14.474	-
on	GBP	-	14.261	16.682	16.515	22.894	10.384	10.738	11.955	14.334	14.611	-
on	GBP	-	-	-	-	-	-	-	-	15.204	-	-
on	GBP	-	-	-	-	-	-	-	12.683	14.397	-	-
on	GBP	14.178	16.653	16.684	17.672	22.050	12.598	13.522	14.493	14.975	14.706	10.9
on	GBP	12.299	15.500	15.355	16.711	21.011	10.474	10.991	12.315	14.352	14.532	-
on	USD	13.869	15.706	14.984	21.687	21.655	12.177	12.138	13.055	13.504	13.307	10.6
on	USD	-	13.972	12.777	16.076	16.966	10.025	9.897	10.831	13.347	13.298	-
on	USD	13.845	14.422	19.448	19.893	24.925	12.218	12.454	13.497	14.073	-	-
on	USD	-	-	12.864	19.479	24.472	-	11.951	13.007	13.855	-	-
on	USD	-	-	-	-	-	-	-	12.179	-	-	-
on	USD	-	14.677	18.032	20.595	24.553	10.220	10.967	13.800	14.060	14.256	11.0
on	USD	-	13.675	17.108	-	24.139	10.122	10.640	11.864	13.918	13.784	-
on	EUR	13.272	14.278	17.581	20.105	24.711	11.636	11.100	11.834	12.275	11.991	10.0
on	EUR	-	10.835	13.583	14.049	-	9.622	9.073	9.717	12.155	11.838	-
on	EUR	-	13.808	17.823	16.250	22.900	11.761	11.421	12.380	12.756	12.261	-
on	EUR	-	13.279	17.051	-	21.179	11.360	9.349	10.361	12.702	12.169	-
on	EUR	-	-	-	-	-	-	-	12.511	-	-	-
on	EUR	-	14.261	16.434	20.431	18.125	11.855	11.818	10.660	12.691	12.589	10.3
on	EUR	12.690	13.443	15.115	-	-	-	9.754	11.908	12.692	12.519	-
on	EUR	-	-	-	-	-	-	-	-	12.053	11.946	-

Notes on pages 60 to 80 form an integral part of these financial statements.

PORTFOLIOS SICAV AUDITED ANNUAL REPORT 2019

Financial Statements (continued)

Statement of Net Assets as at 31 August 2019 (continued)

		Barclays GlobalBeta Portfolio 1	Barclays GlobalBeta Portfolio 2	Barclays GlobalBeta Portfolio 3	Barclays GlobalBeta Portfolio 4	Barclays GlobalBeta Portfolio 5	Barclays MultiManager Portfolio 1	Barclays MultiManager Portfolio 2	Barclays MultiManager Portfolio 3	Barclays MultiManager Portfolio 4	Barclays MultiManager Portfolio 5	Alt Str
Net assets per share at 31 August 2018 (continued)												
	Class Currency											
	JPY	1,050,315	1,083,234	1,165,017	1,395,775	-	1,055,637	1,137,866	1,154,530	1,229,941	-	
Net assets in issue at 31 August 2018												
ion	GBP	72,802	328,825	472,687	96,891	37,663	335,305	882,978	1,197,842	221,098	64,839	
a	GBP	34,015	31,284	73,521	15,535	14,669	409,233	318,004	3,013,050	494,760	102,254	
on	GBP	193,510	107,478	422,790	104,974	126,150	434,241	769,827	908,832	58,431	2,424	
a	GBP	-	49,585	275,548	44,164	28,047	181,770	283,406	1,063,143	335,884	36,875	
on	GBP	-	-	-	-	-	-	-	-	55,877	-	
	GBP	-	-	-	-	-	-	-	124,629	17,653	-	
on	GBP	70,292	944,792	2,587,107	1,456,478	714,351	214,465	1,256,479	4,054,915	961,089	548,141	30,4
a	GBP	187,173	1,247,315	3,048,973	1,746,791	693,020	338,469	1,723,741	4,413,410	1,367,985	135,940	
ion	USD	70,170	60,390	89,719	15,845	9,317	326,110	1,425,065	1,866,437	406,743	66,578	6
a	USD	-	207,621	166,836	34,000	26,500	951,670	364,804	1,359,349	454,967	146,794	
on	USD	518,562	78,015	47,903	148,249	9,970	493,434	468,492	833,357	163,069	-	
a	USD	-	-	16,565	90,741	215	-	72,110	480,030	164,624	-	
	USD	-	-	-	-	-	-	-	27,069	-	-	
on	USD	-	663,519	412,273	464,834	39,431	24,417	25,425	377,970	10,055	13,519	2,8
a	USD	-	154,226	322,230	-	225,833	40,972	190,454	974,357	176,946	128,660	

Company notes on pages 60 to 80 form an integral part of these financial statements.

PORTFOLIOS SICAV AUDITED ANNUAL REPORT 2019

*Financial Statements (continued)***Statement of Net Assets as at 31 August 2019 (continued)**

		Barclays GlobalBeta Portfolio 1	Barclays GlobalBeta Portfolio 2	Barclays GlobalBeta Portfolio 3	Barclays GlobalBeta Portfolio 4	Barclays GlobalBeta Portfolio 5	Barclays MultiManager Portfolio 1	Barclays MultiManager Portfolio 2	Barclays MultiManager Portfolio 3	Barclays MultiManager Portfolio 4	Barclays MultiManager Portfolio 5	Alt Str
Assets in issue at 31 August 2018 (continued)												
ion	EUR	134,370	225,727	152,860	22,290	14,402	3,026,155	6,117,187	8,734,607	1,728,181	241,861	1,0
a	EUR	-	28,847	7,436	2,911	-	133,475	579,182	646,103	106,866	8,850	
on	EUR	-	422,019	259,724	168,068	39,447	299,598	475,638	343,006	43,156	36,247	
a	EUR	-	4,403	27,269	-	102,117	335,468	118,552	259,929	11	37,804	
on	EUR	-	1,059,838	253,790	101,576	470,680	133,194	395,262	305,279	8,023	72,389	2,7
a	EUR	86,942	16,500	37,820	-	-	-	128,675	263,229	50,043	3,237	
on	EUR	-	-	-	-	-	-	-	4,220,774	757,981	1,599,205	
a	JPY	24,000	117,500	225,500	142,500	-	14,000	75,000	335,000	113,000	-	
Liabilities as at 31 August 2018 (continued)												
(GBP)		15,806,355	70,618,017	117,551,839	66,602,729	63,633,213	92,945,486	188,050,160	461,373,798	117,547,965	45,715,758	265,8
Net assets per share at 31 August 2017												
	Class Currency											
ion	GBP	14.004	15.152	14.718	17.759	21.446	12.475	12.511	13.277	13.462	13.373	
a	GBP	12.454	13.197	14.817	19.882	23.414	10.385	10.346	11.148	13.365	13.268	
on	GBP	13.960	14.851	18.433	20.377	21.954	10.712	12.852	14.018	13.962	13.792	
a	GBP	-	14.217	16.384	15.818	21.779	10.475	10.812	11.776	13.749	13.921	
on	GBP	-	-	-	-	-	-	-	14.196	14.482	-	
a	GBP	-	-	-	-	-	-	-	12.424	13.803	-	
on	GBP	14.049	16.216	15.986	16.669	20.684	12.535	13.359	14.024	14.306	13.976	
a	GBP	12.343	15.391	15.020	16.006	19.987	10.561	11.044	12.099	13.761	13.831	

Accompanying notes on pages 60 to 80 form an integral part of these financial statements.

PORTFOLIOS SICAV AUDITED ANNUAL REPORT 2019

Financial Statements (continued)

Statement of Net Assets as at 31 August 2019 (continued)

		Barclays GlobalBeta Portfolio 1	Barclays GlobalBeta Portfolio 2	Barclays GlobalBeta Portfolio 3	Barclays GlobalBeta Portfolio 4	Barclays GlobalBeta Portfolio 5	Barclays MultiManager Portfolio 1	Barclays MultiManager Portfolio 2	Barclays MultiManager Portfolio 3	Barclays MultiManager Portfolio 4	Barclays MultiManager Portfolio 5	Alt Str
per share at 31 August 2017 (continued)												
	Class											
	Currency											
ion	USD	13.559	15.213	14.295	20.390	20.250	11.955	11.880	12.518	12.789	12.539	
a	USD	-	13.800	12.447	15.223	15.975	9.975	9.854	10.547	12.642	12.530	
on	USD	13.534	13.902	18.465	18.612	23.191	11.985	12.141	12.878	13.260	-	
a	USD	-	-	12.463	18.448	23.016	11.730	11.850	12.601	13.076	12.791	
	USD	-	-	-	-	-	-	-	11.678	-	-	
on	USD	-	14.088	17.050	19.196	-	-	10.674	13.134	13.214	13.326	
a	USD	-	13.383	16.520	-	22.592	10.055	10.530	11.466	13.132	12.910	
ion	EUR	13.311	14.171	17.189	19.354	23.654	11.712	11.137	11.646	11.921	11.587	
a	EUR	-	10.970	13.561	13.616	-	9.815	9.258	9.709	11.804	11.441	
on	EUR	-	13.636	17.339	15.564	21.811	11.825	11.411	12.123	12.326	11.791	
a	EUR	-	13.376	16.939	-	20.382	11.575	9.502	10.299	12.277	11.699	
on	EUR	-	14.028	15.922	19.489	17.196	11.915	11.786	12.219	-	12.073	
a	EUR	12.869	13.486	14.953	-	-	10.052	9.892	10.571	12.275	12.019	
on	EUR	-	-	-	-	-	-	-	11.778	11.765	11.601	
a	JPY	1,064.343	1,093.132	1,160.495	1,350.106	-	1,071.717	1,156.382	1,148.299	1,189.284	-	

Companying notes on pages 60 to 80 form an integral part of these financial statements.

*Financial Statements (continued)***Income Statement of Operations for the financial year ended 31 August 2019**

		Barclays GlobalBeta Portfolio 1	Barclays GlobalBeta Portfolio 2	Barclays GlobalBeta Portfolio 3	Barclays GlobalBeta Portfolio 4	Barclays GlobalBeta Portfolio 5	Barclays MultiManager Portfolio 1
	Notes	Year ended 31 August 2019 GBP	Year ended 31 August 2019 GBP	Year ended 31 August 2019 GBP	Year ended 31 August 2019 GBP	Year ended 31 August 2019 GBP	Year ended 31 August 2019 GBP
Net income	2(d)	216,904	1,586,252	3,179,485	1,623,089	973,018	1,191,657
Interest	2(d)	65	266	551	252	220	1,028
Income		216,969	1,586,518	3,180,036	1,623,341	973,238	1,192,685
Management fees	3(a)	65,986	390,897	697,188	328,933	210,852	398,858
Administration and depositary fees	5(a)	45,572	71,964	92,130	65,646	57,127	104,348
Personnel	4	7,365	39,551	71,940	38,037	24,138	35,583
Initial fees		19,105	19,105	19,105	19,105	19,105	19,105
Fees		502	3,150	6,333	3,284	1,890	2,453
Hedging manager's fees	5(c)	-	-	-	-	-	14,170
Draft interest		21	306	225	425	232	2,502
Legal fees		2,646	4,024	5,678	16,644	10,470	3,783
Other fees		3,227	9,318	17,074	9,727	6,497	7,567
Expenses		18,298	34,545	49,711	22,412	40,085	8,764
Expenses		162,722	572,860	959,384	504,213	370,396	597,133
Reimbursement of expenses	5(b)	(103,156)	(206,740)	(335,118)	(200,024)	(156,430)	-
Net income		157,403	1,220,398	2,555,770	1,319,152	759,272	595,552
Net gain on investments, futures contracts and foreign exchange contracts		424,750	650,317	803,972	1,227,669	915,556	2,195,509
Change in unrealised appreciation/(depreciation) on investments		271,758	3,284,866	7,280,261	2,929,748	1,260,077	(53,219)
Change in unrealised depreciation on futures contracts		-	-	-	-	-	(67,550)
Change in unrealised appreciation/(depreciation) on foreign exchange contracts		67,648	(124,032)	84,288	113,420	(157,485)	(391,239)
Net movement from operations		921,559	5,031,549	10,724,291	5,589,989	2,777,420	2,279,053

Accompanying notes on pages 60 to 80 form an integral part of these financial statements.

PORTFOLIOS SICAV AUDITED ANNUAL REPORT 2019

*Financial Statements (continued)***Income Statement of Operations for the financial year ended 31 August 2019 (continued)**

		Barclays MultiManager Portfolio 2	Barclays MultiManager Portfolio 3	Barclays MultiManager Portfolio 4	Barclays MultiManager Portfolio 5	Liquid Alternative Strategies	Combined
		Year ended 31 August 2019 GBP	Year ended 31 August 2019 GBP	Year ended 31 August 2019 GBP	Year ended 31 August 2019 GBP	Year ended 31 August 2019 GBP	Year ended 31 August 2019 GBP
	Notes						
Net income	2(d)	3,028,331	7,422,721	1,633,019	526,724	7,836	21,389,036
Interest	2(d)	1,488	38,185	3,543	1,257	-	46,855
Net income		3,029,819	7,460,906	1,636,562	527,981	7,836	21,435,891
Management fees	3(a)	1,622,280	4,404,397	1,012,324	445,557	2,008,027	11,585,299
Administration and depositary fees	5(a)	102,802	181,669	88,692	65,476	198,689	1,074,115
Commission	4	72,093	179,072	41,827	15,860	118,672	644,138
Initial fees		19,105	19,105	19,105	19,105	19,106	210,156
Other fees		4,621	12,053	2,935	985	14,747	52,953
Hedging manager's fees	5(c)	25,520	53,742	11,050	5,579	-	110,061
Draft interest		3,308	1,571	771	3,131	11,852	24,344
Legal fees		5,138	9,457	4,059	2,359	10,330	74,588
Other fees		11,987	28,025	8,430	4,211	36,106	142,169
Expenses		42,643	87,062	31,700	18,887	54,086	408,193
Net expenses		1,909,497	4,976,153	1,220,893	581,150	2,471,615	14,326,016
Reimbursement of fees	5(b)	-	-	-	(39,060)	-	(1,040,528)
Net investment income/(loss)		1,120,322	2,484,753	415,669	(14,109)	(2,463,779)	8,150,403
Net gain/(loss) on investments, futures contracts and foreign exchange contracts		1,298,500	43,397,486	12,014,438	4,793,640	(2,551,111)	65,170,726
Change in unrealised appreciation/(depreciation) on investments		3,091,303	(27,770,456)	(8,142,426)	(3,657,281)	9,255,224	(12,250,145)
Change in unrealised (depreciation)/appreciation on contracts		(23,947)	569,298	(28,387)	(18,908)	-	430,506
Change in unrealised (depreciation)/appreciation on foreign exchange contracts		(319,039)	(319,959)	49,854	(83,700)	258,690	(821,554)
Net movement from operations		5,167,139	18,361,122	4,309,148	1,019,642	4,499,024	60,679,936

Accompanying notes on pages 60 to 80 form an integral part of these financial statements.

PORTFOLIOS SICAV AUDITED ANNUAL REPORT 2019

*Financial Statements (continued)***Statement of Changes in Net Assets for the financial year ended 31 August 2019**

	Barclays GlobalBeta Portfolio 1	Barclays GlobalBeta Portfolio 2	Barclays GlobalBeta Portfolio 3	Barclays GlobalBeta Portfolio 4	Barclays GlobalBeta Portfolio 5	Barclays MultiManager Portfolio 6
Year ended 31 August 2019 GBP	Year ended 31 August 2019 GBP	Year ended 31 August 2019 GBP	Year ended 31 August 2019 GBP	Year ended 31 August 2019 GBP	Year ended 31 August 2019 GBP	Year ended 31 August 2019 GBP
Assets at the beginning of the financial year	16,501,576	78,879,057	137,615,868	77,767,514	51,445,593	77,511,850
Investment income	157,403	1,220,398	2,555,770	1,319,152	759,272	595,552
Net gain on investments, futures contracts and foreign exchange contracts	424,750	650,317	803,972	1,227,669	915,556	2,195,509
Net change for the financial year	17,083,729	80,749,772	140,975,610	80,314,335	53,120,421	80,302,911
Net change from subscription of shares	580,813	7,691,654	32,209,510	16,015,959	10,311,423	1,225,102
Net change for shares redeemed	(3,726,779)	(9,857,457)	(17,111,222)	(12,458,424)	(10,246,838)	(10,715,905)
Net change from share transactions (fees and commissions)/proceeds from share transactions	(3,145,966)	(2,165,803)	15,098,288	3,557,535	64,585	(9,490,803)
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on investments	271,758	3,284,866	7,280,261	2,929,748	1,260,077	(53,219)
Net change in unrealised depreciation on futures contracts	-	-	-	-	-	(67,550)
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on foreign exchange contracts	67,648	(124,032)	84,288	113,420	(157,485)	(391,239)
Net change from share transactions (fees and commissions)	(43,852)	(530,259)	(1,395,956)	(566,582)	(290,914)	(344,570)
Assets at the end of the financial year	14,233,317	81,214,544	162,042,491	86,348,456	53,996,684	69,955,530

Accompanying notes on pages 60 to 80 form an integral part of these financial statements.

PORTFOLIOS SICAV AUDITED ANNUAL REPORT 2019

*Financial Statements (continued)***Statement of Changes in Net Assets for the financial year ended 31 August 2019 (continued)**

	Barclays MultiManager Portfolio 2	Barclays MultiManager Portfolio 3	Barclays MultiManager Portfolio 4	Barclays MultiManager Portfolio 5	Liquid Alternative Strategies	Combined
Year ended 31 August 2019 GBP	Year ended 31 August 2019 GBP	Year ended 31 August 2019 GBP	Year ended 31 August 2019 GBP	Year ended 31 August 2019 GBP	Year ended 31 August 2019 GBP	Year ended 31 August 2019 GBP
Assets at the beginning of the financial year	163,595,168	405,443,696	95,628,032	38,082,690	398,737,385	1,541,208,429
Investment income/(loss)	1,120,322	2,484,753	415,669	(14,109)	(2,463,779)	8,150,403
Realised gain/(loss) on investments, futures contracts and foreign exchange contracts	1,298,500	43,397,486	12,014,438	4,793,640	(2,551,111)	65,170,726
Net change for the financial year	166,013,990	451,325,935	108,058,139	42,862,221	393,722,495	1,614,529,558
Net change from subscription of shares	4,467,156	11,523,622	3,054,317	424,053	67,148,746	154,652,355
Net change for shares redeemed	(37,610,203)	(93,492,385)	(20,764,194)	(9,868,826)	(79,003,272)	(304,855,505)
Net change (payments)/proceeds from share transactions	(33,143,047)	(81,968,763)	(17,709,877)	(9,444,773)	(11,854,526)	(150,203,150)
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on investments	3,091,303	(27,770,456)	(8,142,426)	(3,657,281)	9,255,224	(12,250,145)
Net change in unrealised (depreciation)/appreciation on futures contracts	(23,947)	569,298	(28,387)	(18,908)	-	430,506
Net change in unrealised (depreciation)/appreciation on foreign exchange contracts	(319,039)	(319,959)	49,854	(83,700)	258,690	(821,554)
Net change in provisions	(675,638)	(2,645,709)	(204,620)	(15,529)	-	(6,713,629)
Assets at the end of the financial year	134,943,622	339,190,346	82,022,683	29,642,030	391,381,883	1,444,971,586

Accompanying notes on pages 60 to 80 form an integral part of these financial statements.

*Financial Statements (unaudited) (continued)***Combined Statement of Changes in Issued Shares for the financial year ended 31 August 2019**

	Class	Balance at	Issued during	Redeemed during	Balance at end of
	Currency	beginning of year	year	year	year
Barclays GlobalBeta Portfolio 1					
GBP classes					
A - Accumulation	GBP	72,802	7,726	(1,031)	79,497
A - Distribution	GBP	34,015	126	-	34,141
C - Accumulation	GBP	193,510	-	(97,597)	95,913
R - Accumulation	GBP	70,292	33,361	(34,657)	68,996
R - Distribution	GBP	187,173	-	(72,377)	114,796
USD classes					
A - Accumulation	USD	70,170	-	(8,125)	62,045
C - Accumulation	USD	518,562	-	(27,474)	491,088
EUR classes					
A - Accumulation	EUR	134,370	-	(20,246)	114,124
R - Distribution	EUR	86,942	-	(27,742)	59,200
JPY classes					
A - Distribution	JPY	24,000	-	(6,000)	18,000
Barclays GlobalBeta Portfolio 2					
GBP classes					
A - Accumulation	GBP	328,825	1,016	(34,710)	295,131
A - Distribution	GBP	31,284	954	(3,301)	28,937
C - Accumulation	GBP	107,478	-	(850)	106,628
C - Distribution	GBP	49,585	-	(17,082)	32,503
R - Accumulation	GBP	944,792	302,998	(150,170)	1,097,620
R - Distribution	GBP	1,247,315	78,202	(33,769)	1,291,748
USD classes					
A - Accumulation	USD	60,390	-	-	60,390
A - Distribution	USD	207,621	75	(93,000)	114,696
C - Accumulation	USD	78,015	-	(38,987)	39,028
R - Accumulation	USD	663,519	23,306	(52,986)	633,839
R - Distribution	USD	154,226	-	(80)	154,146
EUR classes					
A - Accumulation	EUR	225,727	34,346	(57,370)	202,703
A - Distribution	EUR	28,847	397	(400)	28,844
C - Accumulation	EUR	422,019	2,660	(168,161)	256,518
C - Distribution	EUR	4,403	-	(4,403)	-
R - Accumulation	EUR	1,059,838	36,114	(64,104)	1,031,848
R - Distribution	EUR	16,500	-	(16,500)	-
JPY classes					
A - Distribution	JPY	117,500	45,000	(9,000)	153,500

The accompanying notes on pages 60 to 80 form an integral part of these financial statements.

*Financial Statements (unaudited) (continued)***Combined Statement of Changes in Issued Shares for the financial year ended 31 August 2019**

	Class Currency	Balance at beginning of year	Issued during year	Redeemed during year	Balance at end of year
Barclays GlobalBeta Portfolio 3					
GBP classes					
A - Accumulation	GBP	472,687	1,187	(58,454)	415,420
A - Distribution	GBP	73,521	997	(14,420)	60,098
C - Accumulation	GBP	422,790	-	(25,669)	397,121
C - Distribution	GBP	275,548	-	(20,735)	254,813
R - Accumulation	GBP	2,587,107	1,069,241	(272,578)	3,383,770
R - Distribution	GBP	3,048,973	359,572	(254,304)	3,154,241
USD classes					
A - Accumulation	USD	89,719	-	(42,106)	47,613
A - Distribution	USD	166,836	-	(14,500)	152,336
C - Accumulation	USD	47,903	13,055	(30,001)	30,957
C - Distribution	USD	16,565	-	-	16,565
R - Accumulation	USD	412,273	137,180	(3,466)	545,987
R - Distribution	USD	322,230	56,101	(2,538)	375,793
EUR classes					
A - Accumulation	EUR	152,860	9,163	(39,490)	122,533
A - Distribution	EUR	7,436	91	-	7,527
C - Accumulation	EUR	259,724	-	(181,445)	78,279
C - Distribution	EUR	27,269	648	-	27,917
R - Accumulation	EUR	253,790	396,531	(90,394)	559,927
R - Distribution	EUR	37,820	-	-	37,820
JPY classes					
A - Distribution	JPY	225,500	43,000	(83,000)	185,500
Barclays GlobalBeta Portfolio 4					
GBP classes					
A - Accumulation	GBP	96,891	991	(13,994)	83,888
A - Distribution	GBP	15,535	16,379	(7,046)	24,868
C - Accumulation	GBP	104,974	-	(41,875)	63,099
C - Distribution	GBP	44,164	436	(1,376)	43,224
R - Accumulation	GBP	1,456,478	473,058	(67,721)	1,861,815
R - Distribution	GBP	1,746,791	98,815	(98,238)	1,747,368
USD classes					
A - Accumulation	USD	15,845	-	(3,806)	12,039
A - Distribution	USD	34,000	-	(16,000)	18,000
C - Accumulation	USD	148,249	-	(84,244)	64,005
C - Distribution	USD	90,741	-	-	90,741
R - Accumulation	USD	464,834	115,404	(259,822)	320,416
R - Distribution	USD	-	114,360	-	114,360
EUR classes					
A - Accumulation	EUR	22,290	147	-	22,437
A - Distribution	EUR	2,911	-	-	2,911
C - Accumulation	EUR	168,068	-	(94,823)	73,245
R - Accumulation	EUR	101,576	114,480	(9,108)	206,948
JPY classes					
A - Distribution	JPY	142,500	7,000	(120,500)	29,000

The accompanying notes on pages 60 to 80 form an integral part of these financial statements.

*Financial Statements (unaudited) (continued)***Combined Statement of Changes in Issued Shares for the financial year ended 31 August 2019**

	Class Currency	Balance at beginning of year	Issued during year	Redeemed during year	Balance at end of year
Barclays GlobalBeta Portfolio 5					
GBP classes					
A - Accumulation	GBP	37,663	269	(11,401)	26,531
A - Distribution	GBP	14,669	102	-	14,771
C - Accumulation	GBP	126,150	-	(368)	125,782
C - Distribution	GBP	28,047	-	-	28,047
R - Accumulation	GBP	714,351	289,990	(95,708)	908,633
R - Distribution	GBP	693,020	93,273	(244,047)	542,246
USD classes					
A - Accumulation	USD	9,317	-	-	9,317
A - Distribution	USD	26,500	-	(4,500)	22,000
C - Accumulation	USD	9,970	-	(1,693)	8,277
C - Distribution	USD	215	1	-	216
R - Accumulation	USD	39,431	-	(39,431)	-
R - Distribution	USD	225,833	21,736	-	247,569
EUR classes					
A - Accumulation	EUR	14,402	-	-	14,402
A - Distribution	EUR	-	-	-	-
C - Accumulation	EUR	39,447	-	(33,173)	6,274
C - Distribution	EUR	102,117	-	-	102,117
R - Accumulation	EUR	470,680	91,144	(101,460)	460,364
Barclays MultiManager Portfolio 1					
GBP classes					
A - Accumulation	GBP	335,305	120	(38,367)	297,058
A - Distribution	GBP	409,233	3,399	(73,567)	339,065
C - Accumulation	GBP	434,241	-	(55,488)	378,753
C - Distribution	GBP	181,770	698	(983)	181,485
R - Accumulation	GBP	214,465	-	(4,908)	209,557
R - Distribution	GBP	338,469	32,834	(10,915)	360,388
USD classes					
A - Accumulation	USD	326,110	2,677	(68,178)	260,609
A - Distribution	USD	951,670	12,470	(20,534)	943,606
C - Accumulation	USD	493,434	-	(29,514)	463,920
R - Accumulation	USD	24,417	-	(21,468)	2,949
R - Distribution	USD	40,972	-	(2,096)	38,876
EUR classes					
A - Accumulation	EUR	3,026,155	69,483	(595,733)	2,499,905
A - Distribution	EUR	133,475	621	(7,568)	126,528
C - Accumulation	EUR	299,598	-	(55,200)	244,398
C - Distribution	EUR	335,468	-	(78,190)	257,278
R - Accumulation	EUR	133,194	-	-	133,194
JPY classes					
A - Distribution	JPY	14,000	-	-	14,000

The accompanying notes on pages 60 to 80 form an integral part of these financial statements.

*Financial Statements (unaudited) (continued)***Combined Statement of Changes in Issued Shares for the financial year ended 31 August 2019**

	Class	Balance at	Issued during	Redeemed during	Balance at end of
	Currency	beginning of year	year	year	year
Barclays MultiManager Portfolio 2					
GBP classes					
A - Accumulation	GBP	882,978	3,681	(105,662)	780,997
A - Distribution	GBP	318,004	4,205	(56,064)	266,145
C - Accumulation	GBP	769,827	-	(230,168)	539,659
C - Distribution	GBP	283,406	2,348	(38,798)	246,956
R - Accumulation	GBP	1,256,479	157,274	(182,038)	1,231,715
R - Distribution	GBP	1,723,741	56,688	(495,087)	1,285,342
USD classes					
A - Accumulation	USD	1,425,065	3,986	(110,758)	1,318,293
A - Distribution	USD	364,804	2,037	(158,578)	208,263
C - Accumulation	USD	468,492	-	(220,984)	247,508
C - Distribution	USD	72,110	-	(48,807)	23,303
R - Accumulation	USD	25,425	16,791	(17,902)	24,314
R - Distribution	USD	190,454	-	-	190,454
EUR classes					
A - Accumulation	EUR	6,117,187	107,844	(1,557,524)	4,667,507
A - Distribution	EUR	579,182	7,687	(68,320)	518,549
C - Accumulation	EUR	475,638	-	(155,029)	320,609
C - Distribution	EUR	118,552	-	(16,287)	102,265
R - Accumulation	EUR	395,262	34,710	(217,821)	212,151
R - Distribution	EUR	128,675	-	(4,723)	123,952
JPY classes					
A - Distribution	JPY	75,000	-	-	75,000
Barclays MultiManager Portfolio 3					
GBP classes					
A - Accumulation	GBP	1,197,842	31,605	(135,598)	1,093,849
A - Distribution	GBP	3,013,050	52,250	(285,533)	2,779,767
C - Accumulation	GBP	908,832	3,283	(237,420)	674,695
C - Distribution	GBP	1,063,143	12,471	(204,645)	870,969
I - Distribution	GBP	124,629	-	(51,174)	73,455
R - Accumulation	GBP	4,054,915	294,614	(879,164)	3,470,365
R - Distribution	GBP	4,413,410	250,625	(1,330,070)	3,333,965
USD classes					
A - Accumulation	USD	1,866,437	11,610	(144,920)	1,733,127
A - Distribution	USD	1,359,349	23,863	(142,601)	1,240,611
C - Accumulation	USD	833,357	-	(281,425)	551,932
C - Distribution	USD	480,030	7,827	(108,669)	379,188
I - Distribution	USD	27,069	-	(27,069)	-
R - Accumulation	USD	377,970	35,301	(132,498)	280,773
R - Distribution	USD	974,357	31,846	(69,399)	936,804
EUR classes					
A - Accumulation	EUR	8,734,607	77,470	(1,199,282)	7,612,795
A - Distribution	EUR	646,103	11,117	(31,267)	625,953
C - Accumulation	EUR	343,006	-	(44,671)	298,335
C - Distribution	EUR	259,929	28,666	(50,765)	237,830
R - Accumulation	EUR	305,279	24,669	(182,944)	147,004
R - Distribution	EUR	263,229	-	(22,338)	240,891
Y - Accumulation	EUR	4,220,774	59,829	(2,645,539)	1,635,064
JPY classes					
A - Distribution	JPY	335,000	4,500	(107,500)	232,000

The accompanying notes on pages 60 to 80 form an integral part of these financial statements.

*Financial Statements (unaudited) (continued)***Combined Statement of Changes in Issued Shares for the financial year ended 31 August 2019**

	Class Currency	Balance at beginning of year	Issued during year	Redeemed during year	Balance at end of year
Barclays MultiManager Portfolio 4					
GBP classes					
A - Accumulation	GBP	221,098	4,265	(26,301)	199,062
A - Distribution	GBP	494,760	829	(24,448)	471,141
C - Accumulation	GBP	58,431	-	-	58,431
C - Distribution	GBP	335,884	802	(7,289)	329,397
I - Accumulation	GBP	55,877	-	(317)	55,560
I - Distribution	GBP	17,653	-	-	17,653
R - Accumulation	GBP	961,089	84,247	(199,808)	845,528
R - Distribution	GBP	1,367,985	51,964	(269,876)	1,150,073
USD classes					
A - Accumulation	USD	406,743	3,071	(132,857)	276,957
A - Distribution	USD	454,967	93	(53,290)	401,770
C - Accumulation	USD	163,069	1,427	(164,496)	-
C - Distribution	USD	164,624	818	(165,442)	-
R - Accumulation	USD	10,055	-	-	10,055
R - Distribution	USD	176,946	-	(61,358)	115,588
EUR classes					
A - Accumulation	EUR	1,728,181	79,777	(285,868)	1,522,090
A - Distribution	EUR	106,866	4,339	(5,381)	105,824
C - Accumulation	EUR	43,156	-	(1)	43,155
C - Distribution	EUR	11	1	-	12
R - Accumulation	EUR	8,023	-	-	8,023
R - Distribution	EUR	50,043	-	-	50,043
Y - Accumulation	EUR	757,981	6,806	(382,152)	382,635
JPY classes					
A - Distribution	JPY	113,000	-	-	113,000

Barclays MultiManager Portfolio 5

GBP classes					
A - Accumulation	GBP	64,839	5,251	(7,672)	62,418
A - Distribution	GBP	102,254	-	(16,641)	85,613
C - Accumulation	GBP	2,424	-	-	2,424
C - Distribution	GBP	36,875	46	-	36,921
R - Accumulation	GBP	548,141	13,594	(26,997)	534,738
R - Distribution	GBP	135,940	-	(563)	135,377
USD classes					
A - Accumulation	USD	66,578	800	(25,452)	41,926
A - Distribution	USD	146,794	40	(18,045)	128,789
R - Accumulation	USD	13,519	-	-	13,519
R - Distribution	USD	128,660	-	(49,993)	78,667
EUR classes					
A - Accumulation	EUR	241,861	5,024	(44,977)	201,908
A - Distribution	EUR	8,850	93	(854)	8,089
C - Accumulation	EUR	36,247	-	(488)	35,759
C - Distribution	EUR	37,804	49	-	37,853
R - Accumulation	EUR	72,389	-	(5,833)	66,556
R - Distribution	EUR	3,237	-	-	3,237
Y - Accumulation	EUR	1,599,205	10,563	(748,402)	861,366

The accompanying notes on pages 60 to 80 form an integral part of these financial statements.

*Financial Statements (unaudited) (continued)***Combined Statement of Changes in Issued Shares for the financial year ended 31 August 2019**

	Class Currency	Balance at beginning of year	Issued during year	Redeemed during year	Balance at end of year
Liquid Alternative Strategies					
GBP classes					
R - Accumulation	GBP	30,484,502	4,797,159	(5,006,957)	30,274,704
USD classes					
A - Accumulation	USD	679,105	-	(46,590)	632,515
R - Accumulation	USD	2,890,534	1,281,748	(1,008,628)	3,163,654
EUR classes					
A - Accumulation	EUR	1,092,316	2,279	(328,474)	766,121
R - Accumulation	EUR	2,710,902	463,905	(1,425,197)	1,749,610

The accompanying notes on pages 60 to 80 form an integral part of these financial statements

BARCLAYS PORTFOLIOS SICAV AUDITED ANNUAL REPORT 2019

59

Notes to the Financial Statements

For the financial year ended 31 August 2019

1. Description of the Company

Barclays Portfolios SICAV (the "Company") is an open-ended investment company, incorporated as a Société d'investissement à Capital Variable on 13 October 2006, under the provisions of the amended law of 10 August 1915 concerning commercial companies and registered on the official list of undertakings for collective investment pursuant to Part I of the amended law of 17 December 2010, relating to undertakings for collective investment.

The Company is an umbrella investment company with variable share capital comprising separate sub-funds of assets and liabilities (each a "Fund"), each of which relates to a different portfolio of assets with specific investment objectives. The assets of each Fund are segregated in the Company's books from the other assets of the Company.

As at 31 August 2019, the Company has eleven launched Funds denominated in the following currencies:

Funds	Currency
Barclays GlobalBeta Portfolio 1	GBP
Barclays GlobalBeta Portfolio 2	GBP
Barclays GlobalBeta Portfolio 3	GBP
Barclays GlobalBeta Portfolio 4	GBP
Barclays GlobalBeta Portfolio 5	GBP
Barclays MultiManager Portfolio 1	GBP
Barclays MultiManager Portfolio 2	GBP
Barclays MultiManager Portfolio 3	GBP
Barclays MultiManager Portfolio 4	GBP
Barclays MultiManager Portfolio 5	GBP
Liquid Alternative Strategies	GBP

Each Fund offers share classes in GBP, USD, EUR and JPY except for Liquid Alternative Strategies which does not offer shares in JPY.

The Company has appointed FundRock Management Company S.A. ("FundRock") to serve as its management company (the "Management Company") from 28 March 2019 pursuant to the Management Company Agreement. Barclays Asset Management Limited ("BAML") served as the Company's Management Company until 27 March 2019. FundRock is responsible, subject to the overall supervision of the Directors, for the provision of portfolio and risk management services, administrative services and marketing services to the Company, and more generally for the day-to-day management of the affairs of the Company as further described in the Management Company Agreement.

FundRock is organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and approved as Chapter 15 Management Company by the CSSF, therefore it has to comply with Luxembourg laws and regulations. In accordance with the CSSF Rules and with the prior approval of the Company, the Management Company may delegate all or part of its duties and powers to any person or entity. The Management Company's liability to the Company for the performance of such functions shall not be affected by the delegation. Please refer to the sections in the Prospectus for further information regarding the delegation by the Management Company of the investment management, distribution and administration functions.

Please refer to the sections in the Prospectus for further information regarding the delegation by the Management Company of the investment management, distribution and administration functions.

Notes to the Financial Statements (continued)

For the financial year ended 31 August 2019

1. Description of the Company (continued)

The Management Company has appointed Barclays Investment Solutions Limited, Wealth Management division, as its investment manager pursuant to an Investment Management Agreement, as amended from time to time, between the Management Company and the Investment Manager.

2. Summary of Significant Accounting Policies

(a) Presentation of financial statements

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg regulations relating to undertakings for collective investment and Luxembourg Generally Accepted Accounting Principles ("Lux GAAP").

(b) Treatment of Currencies

The reporting currency of the Company is sterling ("GBP") and the Company's combined financial statements are shown in Sterling. The Company may, however, invest in assets denominated in currencies other than sterling. The currency exposure of the underlying assets of each Fund may be hedged back into the reference currency of the relevant Fund to provide an element of protection against currency fluctuation.

Transactions in foreign currencies are translated at the rate of exchange ruling on the date of the transaction.

All assets and liabilities of the Funds' expressed in a currency other than the Funds' reporting currency are translated into the relevant Fund's reporting currency at the last available exchange rate as of 11.00 p.m. Central European Time ("CET") on 31 August 2019.

The exchange gain or loss arising from the translation of these items is taken into account in the determination of the results of operations.

GBP	As at 31 August 2019
Euro	1.105880
Japanese yen	129.268702
United States dollar	1.217850
Swiss Franc	1.205002

(c) Valuation of Investments

In accordance with the Prospectus, the valuation at 31 August 2019 has been used for the purpose of these Financial Statements.

Securities admitted to an official exchange listing in or dealt in on another regulated market are valued at the last available mid-market price as of 11.00 p.m. CET on 31 August 2019.

The value of any investment, which is a unit or share, issued by an open-ended collective investment undertaking shall be the latest available net asset value of such unit or share.

The value of any investment, which is a unit or share, issued by an exchange traded collective investment undertaking shall be the latest available stock exchange price of such unit or share.

If a security is listed on more than one regulated market, the value of the security will be determined using the price obtained from the exchange that is the main market for such a security or which provides the fairest criteria for valuing such securities.

Notes to the Financial Statements (continued)

For the financial year ended 31 August 2019

2. Summary of Significant Accounting Policies (continued)

(c) Valuation of Investments (continued)

In the event that any of the securities held in a Fund's portfolio on 31 August 2019 are not quoted or dealt in any stock exchange or regulated market or if, with respect to securities quoted or dealt in on a regulated market, the price, determined as described above, is not available or not representative of the fair market value of the relevant securities, the value thereof will be determined on the basis of the probable realisation value thereof determined prudently and in good faith.

Liquidity instruments with an original maturity of 90 days or less are valued using the amortised cost method, which approximates market value.

(d) Treatment of Income

The assets of the Funds include income from the underlying funds. This income is recognised on an ex-dividend date and is net of any related withholding tax.

Deposit interest is recognised on an accruals basis.

(e) Futures Contracts

As part of the Company's investment strategy, the Company may enter into futures contracts. Initial margin deposits made upon entering into futures contracts are included in cash at bank in the Combined Statement of Net Assets. Futures contracts are valued at the cost of closing out at 31 August 2019 and are shown on the Combined Statement of Net Assets and the Portfolio Statements. The unrealised gain or loss on open futures contracts is calculated as the difference between the contract price at trade date and the current day price at 11.00 p.m. CET on a daily basis. Commitment, as disclosed in the Portfolio Statements, has been calculated according to the guidelines issued by the European Securities and Market Authority ("ESMA") and represents the market value of an equivalent position in the assets underlying each financial instrument.

(f) Net Realised Gains or Losses on Investments

The net realised gain or loss on investment securities sold is determined on the average cost basis.

(g) Forward Foreign Exchange Contracts

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable on 31 August 2019 at 11.00 p.m. CET for the remaining period until maturity and are shown on the Combined Statement of Net Assets and the Portfolio Statements.

Gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are shown as unrealised gains or losses until the settlement of the contract when the gain or loss is reported as realised.

(h) Security Lending Transactions

The Company may engage in securities lending transactions only subject to the conditions and restrictions stated in the Prospectus.

Income paid on securities lent by the Company will be paid by the relevant borrower of such securities to the Company.

As of 31 August 2019, the Funds had no securities on loan and no securities were lent during the reported financial year.

Notes to the Financial Statements (continued)

For the financial year ended 31 August 2019

2. Summary of Significant Accounting Policies (continued)

(i) Distributions

The Company will declare and pay dividends to Shareholders of each Fund holding distribution shares on the basis set out below, usually within two months following the end of the relevant period.

Fund	Frequency of Dividend		Relevant Period
	Payment		End
Barclays GlobalBeta Portfolio 1	Monthly		End of each month
Barclays GlobalBeta Portfolio 2	Quarterly	End of February, May, August and November	
Barclays GlobalBeta Portfolio 3	Quarterly	End of February, May, August and November	
Barclays GlobalBeta Portfolio 4	Half-yearly	End of February and August	
Barclays GlobalBeta Portfolio 5	Half-yearly	End of February and August	
Barclays MultiManager Portfolio 1	Monthly		End of each month
Barclays MultiManager Portfolio 2	Quarterly	End of February, May, August and November	
Barclays MultiManager Portfolio 3	Quarterly	End of February, May, August and November	
Barclays MultiManager Portfolio 4	Half-yearly	End of February and August	
Barclays MultiManager Portfolio 5	Half-yearly	End of February and August	
Liquid Alternative Strategies	Annually		End of August

Distributions are recorded by the Fund on the ex-dividend date.

Distributions which have remained unclaimed by Shareholders for over five years will be forfeited to the benefit of the relevant Fund.

3. Manager

(a) Management Fees

The Management Fees include the Management Company Fee, the Investment Management Fee and the Lead Distributor Fee.

Until 27 March 2019

In payment for carrying out its duties and responsibilities the former Management Company "Barclays Asset Management Limited" is entitled to receive a management fee of up to 2% calculated as a percentage per annum of the Net Asset Value of each Class of the relevant Fund, together with properly vouched expenses. The current annual management fee for each Class of the relevant Fund is as set out on the following page. Such fee will be accrued daily based on the daily Net Asset Value of the relevant Class and will be paid quarterly in arrears.

In addition, the Management Company shall also be entitled to be repaid all of its reasonable disbursements out of the assets of the Company relating to the services it provides which shall be at normal commercial rates together with the value added tax, if any, thereon.

In payment for carrying out their duties and responsibilities, the Investment Manager and the Lead Distributor are entitled to receive a fee payable from the management fee. The Investment Manager and the Lead Distributor may each pay a portion of their fees to the Sub-Investment Manager and the Sub-Distributors.

As from 28 March 2019

Management Company Fee

As from 28 March 2019, FundRock Management Company S.A. has been appointed as Management Company. In payment for carrying out its duties and responsibilities the Management Company is entitled to receive a Management Company fee of 1.6 basis points calculated as a percentage per annum of the Net Asset Value of each Class of each Sub-Fund. This amount is calculated monthly and paid quarterly. For the period from 28 March 2019 until 31 August 2019, the total amount accrued for this fee was £98,920.

Notes to the Financial Statements (continued)

For the financial year ended 31 August 2019

3. Manager (continued)

(a) Management Fees (continued)

In addition, the Management Company shall also be entitled to be repaid all of its reasonable disbursements out of the assets of the Company relating to the services it provides which shall be at normal commercial rates together with the value added tax, if any, thereon.

The fee paid to the Management Company is included in caption "Management Fee" of the Combined Statement of Operations for the financial year ended 31 August 2019.

Investment Management Fee and Lead Distributor Fee

The caption "Management Fee" of the Combined Statement of Operations for the financial year ended 31 August 2019 also includes the fee paid to the Investment Manager and the Lead Distributor for carrying out their duties and responsibilities. The Investment Manager and the Lead Distributor may each pay a portion of their fees to the Sub-Investment Manager and the Sub-Distributors.

The current annual "Management Fee" rates for each Class of the relevant Fund is as set out on the following table. Such fee will be accrued daily based on the daily Net Asset Value of the relevant Class and will be paid quarterly in arrears.

Funds	Management fee rates				
	Class A	Class C	Class I	Class R	Class Y
Barclays GlobalBeta Portfolio 1	0.55%	0.45%	up to 0.50%	0.30%	-
Barclays GlobalBeta Portfolio 2	1.10%	0.70%	up to 0.50%	0.35%	-
Barclays GlobalBeta Portfolio 3	1.25%	0.75%	up to 0.50%	0.35%	-
Barclays GlobalBeta Portfolio 4	1.25%	0.75%	up to 0.50%	0.35%	-
Barclays GlobalBeta Portfolio 5	1.25%	0.75%	up to 0.50%	0.35%	-
Barclays MultiManager Portfolio 1	0.60%	0.50%	up to 0.35%	0.45%	-
Barclays MultiManager Portfolio 2	1.35%	0.95%	up to 0.40%	0.75%	-
Barclays MultiManager Portfolio 3	1.50%	1.00%	up to 0.50%	0.75%	up to 2.00%
Barclays MultiManager Portfolio 4	1.50%	1.00%	up to 0.50%	0.75%	up to 2.00%
Barclays MultiManager Portfolio 5	1.50%	1.00%	up to 0.50%	0.75%	up to 2.00%
Liquid Alternative Strategies	up to 1.00%	-	-	0.50%	-

(b) Management Fees of Underlying Funds

For the underlying funds in which the Funds invest, the Investment manager of the underlying funds can receive a maximum annual management fee as detailed below:

	Annual Management fees in %
Barclays UK Equity Income Fund†	0.75%
Barclays UK Lower Cap Fund†	0.85%
BlackRock Strategic Funds - BlackRock Global Event Driven Accumulating Fund	0.50%
BlackRock Strategic Funds - BlackRock Global Event Driven Income Fund	1.00%
DB Platinum IV Systematic Alpha Fund	0.95%
GlobalAccess Emerging Market Debt Fund*	0.70%
GlobalAccess Emerging Market Equity Fund*	0.95%
GlobalAccess Emerging Market Local Currency Debt Fund*	0.75%
GlobalAccess Europe (ex-UK) Alpha Fund*	0.75%
GlobalAccess Global Corporate Bond Fund*	0.55%
GlobalAccess Global Equity Income Fund*	0.75%
GlobalAccess Global Government Bond Fund*	0.45%

Notes to the Financial Statements (continued)

For the financial year ended 31 August 2019

3. Manager (continued)

(b) Management Fees of Underlying Funds (continued)

For the underlying funds in which the Funds invest, the investment manager of the underlying funds can receive a maximum annual management fee as detailed below:

	Annual Management fees in %
GlobalAccess Global High Yield Bond Fund*	0.70%
GlobalAccess Global Short Duration Bond Fund*	0.55%
GlobalAccess Japan Fund*	0.80%
GlobalAccess Asia Pacific (ex-Japan) Fund*	0.75%
GlobalAccess UK Alpha Fund*	0.75%
GlobalAccess UK Opportunities Fund*	0.75%
GlobalAccess US Equity Fund*	0.57%
GlobalAccess US Small & Mid Cap Equity Fund*	0.90%
Institutional Cash Series Plc - Institutional Sterling Liquidity Fund	0.13%
Institutional Cash Series US Treasury Fund Agency Inc	0.03%
IPM UCITS Umbrella ICAV - IPM Systematic Macro UCITS Fund	1.50%
iShares \$ Corporate Bond UCITS ETF	0.20%
iShares \$ Treasury Bond 1-3yr UCITS ETF USD (Acc)	0.07%
iShares \$ Treasury Bond 1-3yr UCITS ETF USD (Dist)	0.07%
iShares Core E Corporate Bond UCITS ETF	0.20%
iShares Core € Corporate Bond UCITS ETF	0.20%
iShares Core EURO STOXX 50 UCITS ETF	0.10%
iShares Core FTSE 100 UCITS ETF	0.07%
iShares Core MSCI EM IMI UCITS ETF	0.18%
iShares Core MSCI Japan IMI UCITS ETF	0.15%
iShares Core MSCI Pacific ex-Japan UCITS ETF	0.20%
iShares Core S&P 500 UCITS ETF	0.07%
iShares Core USD MSCI EM IMI UCITS ETF - GBP	0.18%
iShares Emerging Markets Government Bond Index Fund	0.20%
iShares Emerging Markets Index Fund	0.06%
iShares Emerging Markets Local Government Bond UCITS ETF	0.50%
iShares € Govt Bond 1-3yr UCITS ETF	0.20%
iShares Euro Government Bond Index Fund	0.10%
iShares Euro Investment Grade Corporate Bond Index Fund	0.12%
iShares Europe ex-UK Index Fund	0.00%
iShares Global Government Bond UCITS ETF	0.20%
iShares Global High Yield Corporate Bond Fund UCITS ETF	0.50%
iShares Japan Index Fund	0.00%
iShares MSCI Eastern Europe Capped Fund UCITS ETF	0.74%
iShares MSCI EM Latin America Fund UCITS ETF	0.74%
iShares North America Index Fund	0.00%
iShares Pacific Index Fund	0.00%
iShares UK Credit Bond Index Fund	0.12%
iShares UK Gilts 0-5yr UCITS ETF	0.07%
iShares UK Index Fund	0.00%
iShares US Corporate Bond Index Fund	0.00%
iShares US Index Fund	0.00%
iShares World Ex-Euro Government Bond Index Fund	0.00%

Notes to the Financial Statements (continued)

For the financial year ended 31 August 2019

3. Manager (continued)

(b) Management Fees of Underlying Funds (continued)

For the underlying funds in which the Funds invest, the investment manager of the underlying funds can receive a maximum annual management fee as detailed below:

	Annual Management fees in %
Janus Henderson Horizon Pan European Alpha Fund	1.00%
Janus Henderson UK Absolute Return Fund	1.00%
Lyxor Dimension IRL - Lyxor/Tiedemann Arbitrage Strategy Fund	1.40%
Man Funds VI plc - Man GLG Alpha Select Alternative Fund	0.65%
M&G Investment Funds 7 - Global Floating Rate High Yield Fund	0.75%
Principal Global Investors - Finistere Unconstrained Emerging Markets Fixed Income Fund	0.55%
Royal London Cash Plus Fund	0.11%
Schroder Absolute UK Dynamic Fund	1.00%
Schroder GAIA Egerton Equity Fund	1.25%
Schroder GAIA Two Sigma Diversified Fund	1.40%
U Access IRL Trend Macro Fund	1.50%
Veritas Global Real Return Fund	0.85%

† These funds form part of Barclays Multi-Manager Fund (UK Series 2).

* These funds form part of Barclays Multi-Manager Funds PLC.

4. Taxation

Under current legislation and regulations, the Company is not subject to Luxembourg taxes on income or capital gains. However, the Company is subject to a "taxe d'abonnement" on the net asset value of each Fund, at an annual rate of 0.05%, calculated and payable at the end of each calendar quarter provided that this tax is not applied to, and is not payable on, the investments of the Funds in other Luxembourg undertakings for collective investments which have already been subject to such tax.

For classes of Shares of Funds which are reserved for Institutional Investors, the "taxe d'abonnement" annual rate is reduced to 0.01%.

Dividend and interest income received by the Funds may be subject to non-recoverable withholding tax in the countries of origin.

5. Fund Expenses

(a) Administration and Depositary Fees

During the financial year, Northern Trust Global Services SE (formerly Northern Trust Luxembourg Management Company S.A.) acted as Administrator, Registrar, Domiciliary and Transfer Agent, pursuant to an administration agreement between the Company and the Administrator.

During the financial year, Northern Trust Global Services SE (formerly Northern Trust Global Services PLC (Luxembourg Branch)) acted as Depositary of its assets and Paying Agent pursuant to a Depositary and paying agent agreement between Company and the Depositary.

The Administrator and the Depositary were entitled to an aggregate annual fee not to exceed 0.25% of the net asset value of each Fund. The Administrator was entitled to certain out-of-pocket expenses, transfer agency fees, financial statement preparation charges and registrar fees at normal commercial rates. The Depositary was entitled to recover from the Company, sub-custody fees, transaction charges and out-of-pocket expenses at normal commercial rates.

The fees of the Administrator and Depositary accrued daily based on the daily net asset value of each Fund and were paid monthly in arrears out of the assets of each Fund.

Notes to the Financial Statements (continued)

For the financial year ended 31 August 2019

5. Fund Expenses (continued)

(b) Cap on Expenses

There is a cap to all administrative expenses (administrative, transfer agency, registrar and custody fees) at 16bps for the Funds listed below. The cap is calculated daily.

Barclays MultiManager Portfolio 1
Barclays MultiManager Portfolio 2
Barclays MultiManager Portfolio 3
Barclays MultiManager Portfolio 4
Barclays MultiManager Portfolio 5

The expenses are capped at a share class level for the Funds listed below:

Funds	Class A	Class C	Class R
Barclays GlobalBeta Portfolio 1	0.65%	0.55%	0.45%
Barclays GlobalBeta Portfolio 2	1.35%	0.85%	0.45%
Barclays GlobalBeta Portfolio 3	1.35%	0.85%	0.45%
Barclays GlobalBeta Portfolio 4	1.35%	0.85%	0.45%
Barclays GlobalBeta Portfolio 5	1.35%	0.85%	0.45%

These caps have been disclosed within the 'waiver/reimbursement of fees' line in the statement of operations.

(c) Currency Hedging Manager's Fees

During the financial year, the Investment Manager provided currency hedging services to the Company and the Funds.

The Currency Hedging Manager was entitled to a fee not to exceed 0.10% of the net monthly currency value of all forward foreign exchange contracts entered into in respect of the hedged share classes. All costs, including the fees of the Currency Hedging Manager, which were incurred by the hedged share classes and gains/losses which were made by the hedged share classes as a result of hedging transactions entered into, were accrued and attributed/charged to the relevant class or classes.

6. Research Costs

In line with the introduction of revised rules in respect of the use of dealing commission as part of the implementation of the Directive 2014/65/EU on Markets in Financial Instruments and amending Directive 2004/39/EC ("MiFID II"), effective from 3 January 2018, the Investment Manager no longer pays for its investment research via dealing commission.

The Investment Manager will pay directly out of its own resources for all research (as defined in the FCA Rules) received from third parties in connection with the provision of its services to the Company.

Research costs incurred from 1 September 2018 to 31 August 2019 by the Fund are fully paid by the Investment Manager.

7. Related Party Transactions

The Management Company, the Investment Manager and the Sub-Investment Manager(s) and any of their respective connected persons may affect transactions by or through the agency of another person with whom the Investment Manager, the Sub-Investment Manager(s) or any of their Connected Persons have an arrangement. Such transactions, if any, have been entered into the ordinary course of business and on normal commercial terms.

Notes to the Financial Statements (continued)

For the financial year ended 31 August 2019

8. Dilution

For valuation purposes, the securities are valued as outlined in note 2(c). When these values are taken into account with the actual cost of buying or selling assets for a Fund, differences arise due to dealing charges and spreads from buying and selling of the underlying investments. These costs have an adverse effect on the value of a Fund and are known as "dilution".

To mitigate the effects of dilution, the Directors may, at their discretion, make a dilution adjustment to the Net Asset Value per Share. The requirement to make any adjustment will depend on the volume of subscriptions and redemptions in the relevant Fund on the valuation day. The Directors may at their discretion make a dilution adjustment if, in their opinion, the existing Shareholders, in case of subscriptions, or the remaining Shareholders, in case of redemptions, might otherwise be adversely affected. The dilution adjustment will involve adding to, when a Fund is in a net subscription position, and deducting from, when a Fund is in a net redemption position, the Net Asset Value per Share such figure as the Directors consider represents an appropriate figure to meet duties, charges and spreads. Where a dilution adjustment is made, it will increase the price where the relevant Fund is in a net subscription position and decrease the price where the relevant Fund is in a net redemption position. This is a daily process, subject to the daily volume of subscriptions and redemptions. The Directors review on a periodic basis the size of the dilution adjustment. The threshold used for the application is 0.5%. As at 31 August 2019 the maximum applicable swing factor, among all Funds, is 0.10%.

The Combined Net Assets as at 31 August 2019, as disclosed on page 40 to 41, exclude the swing price adjustment.

The Net Asset Value per Share as at 31 August 2019, as disclosed on pages 42 to 43, include the swing price adjustment. All Funds applied swing price adjustments during the financial year.

9. Change in Investment Portfolio

The list containing all the sales and purchases of the investment portfolios is available at the registered office of the Company where it may be inspected and copies may be obtained.

to the Financial Statements (continued)

Financial year ended 31 August 2019

Distributions

Distributions for the financial year were as follows:

	Class A - Distributions	Class C - Distributions	Class I - Distributions	Class K - Distributions	Class R - Distributions	Class S - Distributions
GlobalBeta Portfolio 1						
Classes						
on 17 September 2018	0.008453	N/A†	N/A†	N/A†	0.008394	N/A†
on 15 October 2018	0.042890	N/A†	N/A†	N/A†	0.042592	N/A†
on 16 November 2018	0.016639	N/A†	N/A†	N/A†	0.016524	N/A†
on 17 December 2018	0.004993	N/A†	N/A†	N/A†	0.004959	N/A†
on 16 January 2019	0.007936	N/A†	N/A†	N/A†	0.007884	N/A†
on 15 February 2019	0.007181	N/A†	N/A†	N/A†	0.007135	N/A†
on 15 March 2019	0.005740	N/A†	N/A†	N/A†	0.005704	N/A†
on 15 April 2019	0.015942	N/A†	N/A†	N/A†	0.015847	N/A†
on 16 May 2019	0.013272	N/A†	N/A†	N/A†	0.013193	N/A†
on 17 June 2019	0.009609	N/A†	N/A†	N/A†	0.009553	N/A†
on 15 July 2019	0.010934	N/A†	N/A†	N/A†	0.010872	N/A†
on 16 August 2019	0.010360	N/A†	N/A†	N/A†	0.010302	N/A†
Classes						
on 17 September 2018	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
on 15 October 2018	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
on 16 November 2018	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
on 17 December 2018	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
on 16 January 2019	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
on 15 February 2019	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
on 15 March 2019	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
on 15 April 2019	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
on 16 May 2019	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
on 17 June 2019	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
on 15 July 2019	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
on 16 August 2019	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†

PORTFOLIOS SICAV AUDITED ANNUAL REPORT 2019

to the Financial Statements (continued)

Financial year ended 31 August 2019

Distributions (continued)

Distributions for the financial year were as follows:

	Class A - Distributions	Class C - Distributions	Class I - Distributions	Class K - Distributions	Class R - Distributions	Class S - Distributions
Parks GlobalBeta Portfolio 1 (continued)						
Distributions by month						
on 17 September 2018	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	0.008587	N/A†
on 15 October 2018	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	0.043935	N/A†
on 16 November 2018	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	0.017208	N/A†
on 17 December 2018	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	0.005282	N/A†
on 16 January 2019	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	0.008027	N/A†
on 15 February 2019	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	0.007469	N/A†
on 15 March 2019	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	0.006011	N/A†
on 15 April 2019	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	0.016159	N/A†
on 16 May 2019	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	0.013528	N/A†
on 17 June 2019	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	0.009518	N/A†
on 15 July 2019	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	0.010821	N/A†
on 16 August 2019	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	0.010169	N/A†
Distributions by quarter						
on 17 September 2018	0.706154	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
on 15 October 2018	3.702942	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
on 16 November 2018	1.406738	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
on 17 December 2018	0.440388	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
on 16 January 2019	0.653950	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
on 15 February 2019	0.607727	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
on 15 March 2019	0.501995	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
on 15 April 2019	1.322001	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
on 16 May 2019	1.113763	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
on 17 June 2019	0.760275	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
on 15 July 2019	0.890130	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
on 16 August 2019	0.826668	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†

PORTFOLIOS SICAV AUDITED ANNUAL REPORT 2019

to the Financial Statements (continued)

Financial year ended 31 August 2019

Distributions (continued)

Distributions for the financial year were as follows:

	Class A - Distributions	Class C - Distributions	Class I - Distributions	Class K - Distributions	Class R - Distributions	Class Distributions
Praxis GlobalBeta Portfolio 2						
Classes						
on 17 September 2018	0.079520	0.086011	N/A†	N/A†	0.093421	N/A†
on 17 December 2018	0.071091	0.076975	N/A†	N/A†	0.083675	N/A†
on 15 March 2019	0.047825	0.051863	N/A†	N/A†	0.056448	N/A†
on 17 June 2019	0.074469	0.080840	N/A†	N/A†	0.088053	N/A†
Classes						
on 17 September 2018	0.082642	N/A†	N/A†	N/A†	0.080752	N/A†
on 17 December 2018	0.073170	N/A†	N/A†	N/A†	0.071636	N/A†
on 15 March 2019	0.052443	N/A†	N/A†	N/A†	0.051488	N/A†
on 17 June 2019	0.075654	N/A†	N/A†	N/A†	0.074405	N/A†
Classes						
on 17 September 2018	0.064783	0.079324	N/A†	N/A†	0.080246	N/A†
on 17 December 2018	0.058307	0.071461	N/A†	N/A†	0.072360	N/A†
on 15 March 2019	0.040160	0.049307	N/A†	N/A†	0.049980	N/A†
on 17 June 2019	0.058658	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Classes						
on 17 September 2018	6.516962	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
on 17 December 2018	5.787209	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
on 15 March 2019	4.054783	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
on 17 June 2019	5.663876	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Praxis GlobalBeta Portfolio 3						
Classes						
on 17 September 2018	0.106220	0.117932	N/A†	N/A†	0.108466	N/A†
on 17 December 2018	0.086816	0.096493	N/A†	N/A†	0.088824	N/A†
on 15 March 2019	0.066672	0.074217	N/A†	N/A†	0.068403	N/A†
on 17 June 2019	0.085110	0.094835	N/A†	N/A†	0.087475	N/A†

PORTFOLIOS SICAV AUDITED ANNUAL REPORT 2019

to the Financial Statements (continued)

Financial year ended 31 August 2019

Distributions (continued)

Distributions for the financial year were as follows:

	Class A - Distributions	Class C - Distributions	Class I - Distributions	Class K - Distributions	Class R - Distributions	Class Distributions
Parks GlobalBeta Portfolio 3 (continued)						
Classes						
on 17 September 2018	0.088506	0.089023	N/A†	N/A†	0.118308	N/A†
on 17 December 2018	0.071628	0.072126	N/A†	N/A†	0.095934	N/A†
on 15 March 2019	0.058769	0.059268	N/A†	N/A†	0.078925	N/A†
on 17 June 2019	0.069390	0.070044	N/A†	N/A†	0.093356	N/A†
Classes						
on 17 September 2018	0.095114	0.119295	N/A†	N/A†	0.105666	N/A†
on 17 December 2018	0.078255	0.098262	N/A†	N/A†	0.087113	N/A†
on 15 March 2019	0.061685	0.077569	N/A†	N/A†	0.068847	N/A†
on 17 June 2019	0.073739	0.092829	N/A†	N/A†	0.082456	N/A†
Classes						
on 17 September 2018	8.213055	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
on 17 December 2018	6.660337	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
on 15 March 2019	5.339434	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
on 17 June 2019	6.117247	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Parks GlobalBeta Portfolio 4						
Classes						
on 17 September 2018	0.101518	0.120599	N/A†	N/A†	0.154203	N/A†
on 15 March 2019	0.080527	0.103052	N/A†	N/A†	0.135755	N/A†
Classes						
on 17 September 2018	0.074454	0.135298	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
on 15 March 2019	0.063204	0.123663	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Classes						
on 17 September 2018	0.067762	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
on 15 March 2019	0.056458	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Classes						
on 17 September 2018	6.772540	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
on 15 March 2019	5.506207	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†

PORTFOLIOS SICAV AUDITED ANNUAL REPORT 2019

to the Financial Statements (continued)

Financial year ended 31 August 2019

Distributions (continued)

Distributions for the financial year were as follows:

	Class A - Distributions	Class C - Distributions	Class I - Distributions	Class K - Distributions	Class R - Distributions	Class Distributions
Praxis GlobalBeta Portfolio 5						
Classes						
on 17 September 2018	0.091613	0.140332	N/A†	N/A†	0.169157	N
on 15 March 2019	0.073951	0.122734	N/A†	N/A†	0.152162	N
Classes						
on 17 September 2018	0.059994	0.144129	N/A†	N/A†	0.201331	N
on 15 March 2019	0.051635	0.132617	N/A†	N/A†	0.178023	N
Classes						
on 17 September 2018	N/A†	0.127947	N/A†	N/A†	N/A†	N
on 15 March 2019	N/A†	0.117412	N/A†	N/A†	N/A†	N
Classes						
on 17 September 2018	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N
on 15 March 2019	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N
Praxis MultiManager Portfolio 1						
Classes						
on 17 September 2018	0.017899	0.018070	N/A†	N/A†	0.018225	N
on 15 October 2018	0.010492	0.010595	N/A†	N/A†	0.010687	N
on 16 November 2018	0.011561	0.011675	N/A†	N/A†	0.011777	N
on 17 December 2018	0.016070	0.016229	N/A†	N/A†	0.016370	N
on 16 January 2019	0.010951	0.011061	N/A†	N/A†	0.011158	N
on 15 February 2019	0.011831	0.011950	N/A†	N/A†	0.012055	N
on 15 March 2019	0.016864	0.017034	N/A†	N/A†	0.017185	N
on 15 April 2019	0.010229	0.010334	N/A†	N/A†	0.010426	N
on 16 May 2019	0.011967	0.012090	N/A†	N/A†	0.012198	N
on 17 June 2019	0.017067	0.017243	N/A†	N/A†	0.017397	N
on 15 July 2019	0.014770	0.014926	N/A†	N/A†	0.015061	N
on 16 August 2019	0.016040	0.016209	N/A†	N/A†	0.016355	N

PORTFOLIOS SICAV AUDITED ANNUAL REPORT 2019

to the Financial Statements (continued)

Financial year ended 31 August 2019

Distributions (continued)

Distributions for the financial year were as follows:

	Class A - Distributions	Class C - Distributions	Class I - Distributions	Class K - Distributions	Class R - Distributions	Class Distributions
Parks MultiManager Portfolio 1 (continued)						
Classes						
on 17 September 2018	0.017006	N/A†	N/A†	N/A†	0.017163	N/A†
on 15 October 2018	0.010334	N/A†	N/A†	N/A†	0.010435	N/A†
on 16 November 2018	0.011157	N/A†	N/A†	N/A†	0.011267	N/A†
on 17 December 2018	0.015681	N/A†	N/A†	N/A†	0.015835	N/A†
on 16 January 2019	0.010659	N/A†	N/A†	N/A†	0.010766	N/A†
on 15 February 2019	0.011900	N/A†	N/A†	N/A†	0.012019	N/A†
on 15 March 2019	0.016989	N/A†	N/A†	N/A†	0.017160	N/A†
on 15 April 2019	0.009872	N/A†	N/A†	N/A†	0.009975	N/A†
on 16 May 2019	0.011633	N/A†	N/A†	N/A†	0.011754	N/A†
on 17 June 2019	0.016107	N/A†	N/A†	N/A†	0.016276	N/A†
on 15 July 2019	0.014680	N/A†	N/A†	N/A†	0.014839	N/A†
on 16 August 2019	0.015308	N/A†	N/A†	N/A†	0.015474	N/A†
Classes						
on 17 September 2018	0.016562	0.019548	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
on 15 October 2018	0.009886	0.011672	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
on 16 November 2018	0.010941	0.012918	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
on 17 December 2018	0.015240	0.017993	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
on 16 January 2019	0.010072	0.011894	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
on 15 February 2019	0.011243	0.013277	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
on 15 March 2019	0.016189	0.019119	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
on 15 April 2019	0.009464	0.011178	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
on 16 May 2019	0.011144	0.013163	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
on 17 June 2019	0.015454	0.018255	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
on 15 July 2019	0.013553	0.016012	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
on 16 August 2019	0.014490	0.017120	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†

PORTFOLIOS SICAV AUDITED ANNUAL REPORT 2019

to the Financial Statements (continued)

Financial year ended 31 August 2019

Distributions (continued)

Distributions for the financial year were as follows:

	Class A - Distributions	Class C - Distributions	Class I - Distributions	Class K - Distributions	Class R - Distributions	Class Distributions
Parks MultiManager Portfolio 1 (continued)						
Classes						
on 17 September 2018	1.814929	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
on 15 October 2018	1.111605	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
on 16 November 2018	1.192786	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
on 17 December 2018	1.679857	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
on 17 January 2019	1.084404	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
on 15 February 2019	1.190179	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
on 15 March 2019	1.763786	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
on 15 April 2019	1.016424	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
on 16 May 2019	1.206929	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
on 17 June 2019	1.628571	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
on 15 July 2019	1.503951	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
on 16 August 2019	1.584000	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Parks MultiManager Portfolio 2						
Classes						
on 17 September 2018	0.059020	0.061868	N/A†	N/A†	0.063291	N/A†
on 17 December 2018	0.049361	0.051797	N/A†	N/A†	0.053016	N/A†
on 15 March 2019	0.047641	0.050043	N/A†	N/A†	0.051246	N/A†
on 17 June 2019	0.043915	0.046174	N/A†	N/A†	0.047307	N/A†
Classes						
on 17 September 2018	0.055512	0.066973	N/A†	N/A†	0.059597	N/A†
on 17 December 2018	0.046963	0.056720	N/A†	N/A†	0.050500	N/A†
on 15 March 2019	0.048053	0.058094	N/A†	N/A†	0.051749	N/A†
on 17 June 2019	0.040687	0.049238	N/A†	N/A†	0.043883	N/A†

PORTFOLIOS SICAV AUDITED ANNUAL REPORT 2019

to the Financial Statements (continued)

Financial year ended 31 August 2019

Distributions (continued)

Distributions for the financial year were as follows:

	Class A - Distributions	Class C - Distributions	Class I - Distributions	Class K - Distributions	Class R - Distributions	Class Distributions
Praxis MultiManager Portfolio 2 (continued)						
Classes						
on 17 September 2018	0.051515	0.053034	N/A†	N/A†	0.055306	N/A†
on 17 December 2018	0.043948	0.045291	N/A†	N/A†	0.047255	N/A†
on 15 March 2019	0.043526	0.044900	N/A†	N/A†	0.046871	N/A†
on 17 June 2019	0.037432	0.038654	N/A†	N/A†	0.040371	N/A†
Classes						
on 17 September 2018	6.525667	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
on 17 December 2018	5.509520	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
on 15 March 2019	5.403253	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
on 17 June 2019	4.502520	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Praxis MultiManager Portfolio 3						
Classes						
on 17 September 2018	0.067042	0.071085	0.075313	N/A†	0.073179	N/A†
on 17 December 2018	0.055178	0.058582	0.062153	N/A†	0.060347	N/A†
on 15 March 2019	0.051048	0.054265	0.057650	N/A†	0.055935	N/A†
on 17 June 2019	0.043356	0.046146	0.049090	N/A†	0.047595	N/A†
Classes						
on 17 September 2018	0.062675	0.075176	0.070300	N/A†	0.068526	N/A†
on 17 December 2018	0.052171	0.062658	N/A†	N/A†	0.057151	N/A†
on 15 March 2019	0.051314	0.061706	N/A†	N/A†	0.056319	N/A†
on 17 June 2019	0.039901	0.048043	N/A†	N/A†	0.043876	N/A†
Classes						
on 17 September 2018	0.056931	0.060631	N/A†	N/A†	0.062346	N/A†
on 17 December 2018	0.047865	0.051042	N/A†	N/A†	0.052519	N/A†
on 15 March 2019	0.045464	0.048543	N/A†	N/A†	0.049977	N/A†
on 17 June 2019	0.035968	0.038451	N/A†	N/A†	0.039612	N/A†

PORTFOLIOS SICAV AUDITED ANNUAL REPORT 2019

to the Financial Statements (continued)

Financial year ended 31 August 2019

Distributions (continued)

Distributions for the financial year were as follows:

	Class A - Distributions	Class C - Distributions	Class I - Distributions	Class K - Distributions	Class R - Distributions	Class S - Distributions
Parlay MultiManager Portfolio 3 (continued)						
Classes						
on 17 September 2018	6.830851	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
on 17 December 2018	5.680094	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
on 15 March 2019	5.341506	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
on 17 June 2019	4.098153	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Parlay MultiManager Portfolio 4						
Classes						
on 17 September 2018	-*	0.033071	0.077019	N/A†	0.055981	N/A†
on 15 March 2019	0.004968	0.039048	0.075878	N/A†	0.055997	N/A†
Classes						
on 17 September 2018	-*	0.029483	N/A†	N/A†	0.050855	N/A†
on 15 March 2019	0.004697	0.038100	N/A†	N/A†	0.054938	N/A†
Classes						
on 17 September 2018	-*	0.050926	N/A†	N/A†	0.047522	N/A†
on 15 March 2019	0.004935	0.085702	N/A†	N/A†	0.050810	N/A†
Classes						
on 17 September 2018	-*	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
on 15 March 2019	0.417690	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Parlay MultiManager Portfolio 5						
Classes						
on 17 September 2018	-*	-*	N/A†	N/A†	0.034044	N/A†
on 15 March 2019	-*	0.017481	N/A†	N/A†	0.034463	N/A†
Classes						
on 17 September 2018	-*	N/A†	-*	N/A†	0.029912	N/A†
on 15 March 2019	-*	N/A†	-*	N/A†	0.032677	N/A†

PORTFOLIOS SICAV AUDITED ANNUAL REPORT 2019

to the Financial Statements (continued)

Financial year ended 31 August 2019

Distributions (continued)

Distributions for the financial year were as follows:

	Class A - Distributions	Class C - Distributions	Class I - Distributions	Class K - Distributions	Class R - Distributions	Class S - Distributions
Parks MultiManager Portfolio 5 (continued)						
Classes						
on 17 September 2018	-*	-*	N/A†	N/A†	0.027624	N/A†
on 15 March 2019	-*	0.01499	N/A†	N/A†	0.030154	N/A†
Classes						
on 17 September 2018	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
on 15 March 2019	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Alternative Strategies						
Classes						
on 17 September 2018	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Classes						
on 17 September 2018	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Classes						
on 17 September 2018	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Classes						
on 17 September 2018	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†

No expenses exceeding income, there was no distribution for these share classes.

Shares in issue as at the payment date in this share class.

Distribution is declared on Accumulation shares but investment income and profit earned is retained and re-invested.

Notes to the Financial Statements (continued)

For the financial year ended 31 August 2019

11. Foreign Exchange Transactions

As stated in Note 2(b), the reporting currency of the Company is Sterling and all Funds use Sterling as their reporting currency. The Company or the Funds may invest in assets denominated in currencies other than their reporting currency.

The currency exposure of the underlying assets of each Fund may be hedged back into the reporting currency of the relevant Fund to provide an element of protection against currency fluctuation.

The Company may offer within a Fund, several Classes with the same characteristics but denominated in different currencies than the Fund's reporting currency. Shares denominated in currencies other than the reporting currency are hedged against the reporting currency.

Certain Funds of the Company may enter into foreign exchange transactions for the purpose of hedging the currency of certain share classes. Gains and losses of these foreign exchange transactions are allocated to the respective share classes.

Forward foreign exchange contracts held as at 31 August 2019 are shown in the Portfolio Statement of each Fund and gains and losses associated with such contracts are included in the combined statement of net assets and combined statement of changes in net assets.

12. Transaction Costs and Broker Fees

Each Fund's transaction costs incurred from 1 September 2018 to 31 August 2019, relate to the purchase or sale of transferable securities, derivatives or other eligible assets. Transaction costs include commission costs, settlement fees, broker fees and depositary transaction fees. Commission costs, settlement fees and broker fees are included as part of net realised gain on investments in the Combined Statement of Operations for the financial year. Depositary transaction fees are included as part of administration and depositary fees in the Combined Statement of Operations for the financial year. Transaction costs incurred for the financial year ended 31 August 2019 were as follows:

Fund	Transaction Costs GBP
Barclays GlobalBeta Portfolio 1	691
Barclays GlobalBeta Portfolio 2	4,428
Barclays GlobalBeta Portfolio 3	7,308
Barclays GlobalBeta Portfolio 4	3,257
Barclays GlobalBeta Portfolio 5	1,882
Barclays MultiManager Portfolio 1	1,636
Barclays MultiManager Portfolio 2	2,573
Barclays MultiManager Portfolio 3	7,914
Barclays MultiManager Portfolio 4	2,168
Barclays MultiManager Portfolio 5	607
Liquid Alternative Strategies	15,636

13. Global Exposure

The Company and the Investment Manager employs a risk-management process which enables it to monitor and measure at any time the risk of the positions and their contribution to the overall risk profile of each Fund. The Company and the Investment Manager employs, if applicable, a process for accurate and independent assessment of the value of any over the counter derivative instrument.

The Investment Manager applies the commitment approach with respect to the determination of the global exposure of each Fund.

Notes to the Financial Statements (continued)

For the financial year ended 31 August 2019

14. Significant Events in the Financial Year

Adrian Wood resigned as Director of the Company on 19 November 2019. Nick O'Donoghue was appointed as a Director of the Company on 20 November 2019.

FundRock Management Company S.A. replaced Barclays Asset Management Limited as the Company's Management Company from 28 March 2019.

The Company issued a new prospectus in March 2019 to update for the change of Management Company and the change of Directors.

Northern Trust Luxembourg Management Company S.A. and Northern Trust Global Services PLC (Luxembourg Branch) changed to Northern Trust Global Services SE during the financial year.

There have been no other significant events during the financial year.

15. Post Balance Sheet Events

There have been no significant events since the financial year end which, in the opinion of the Directors require an amendment to or disclosure in the Financial Statements for the financial year ended 31 August 2019.

Barclays GlobalBeta Portfolio 1

Portfolio Statement

As at 31 August 2019 (expressed in GBP)

All securities held are shares in investment funds unless otherwise stated.

Investments	Holdings	Market Value GBP	% of Net Asset Value
Investment funds: 100.61%			
Institutional Cash Series US Treasury Fund Agency Inc	3,318,063	2,724,526	19.14
iShares \$ Corporate Bond UCITS ETF	1,372	139,462	0.98
iShares \$ Treasury Bond 1-3yr UCITS ETF USD (Acc)	26,519	2,409,917	16.93
iShares \$ Treasury Bond 1-3yr UCITS ETF USD (Dist)	21,930	2,410,109	16.93
iShares € Govt Bond 1-3yr UCITS ETF	14,880	1,950,826	13.71
iShares Core E Corporate Bond UCITS ETF	71	10,893	0.08
iShares Core E Corporate Bond UCITS ETF	995	122,096	0.86
iShares Core EURO STOXX 50 UCITS ETF	1,288	128,360	0.90
iShares Core FTSE 100 UCITS ETF	1,731	12,389	0.09
iShares Core MSCI EM IMI UCITS ETF	4,159	90,630	0.64
iShares Core MSCI Japan IMI UCITS ETF	2,069	68,022	0.48
iShares Core MSCI Pacific ex-Japan UCITS ETF	486	58,375	0.41
iShares Core S&P 500 UCITS ETF	359	85,300	0.60
iShares Emerging Markets Government Bond Index Fund	1,945	178,055	1.25
iShares Emerging Markets Index Fund	38,785	493,178	3.46
iShares Emerging Markets Local Government Bond UCITS ETF	5,149	248,878	1.75
iShares Euro Government Bond Index Fund	12,755	119,449	0.84
iShares Euro Investment Grade Corporate Bond Index Fund	8,351	82,738	0.58
iShares Europe ex-UK Index Fund	10,649	160,468	1.13
iShares Global Government Bond UCITS ETF	523	48,934	0.34
iShares Global High Yield Corporate Bond UCITS ETF	5,387	426,711	3.00
iShares Japan Index Fund	7,555	83,544	0.59
iShares North America Index Fund	57,908	1,166,601	8.19
iShares Pacific Index Fund	1,312	17,816	0.12
iShares UK Credit Bond Index Fund	795	10,150	0.07
iShares UK Gilts 0-5yr UCITS ETF	3,869	518,200	3.64
iShares UK Index Fund	7,696	88,056	0.62
iShares US Corporate Bond Index Fund	24,361	205,987	1.45
iShares World Ex-Euro Government Bond Index Fund	31,927	260,203	1.83
Total investment funds		14,319,873	100.61
Portfolio of investments			
(cost GBP 12,925,545)		14,319,873	100.61

Unrealised gains on forward foreign exchange contracts: 0.13%

Sold Euro For Sterling - Maturing 03/10/2019	€2,685,540		
	£2,430,869	281	-
Sold Japanese Yen For Sterling - Maturing 03/10/2019	¥10,692,243		
	£82,789	12	-
Sold Sterling For Canadian Dollars - Maturing 03/10/2019	£14,975		
	CAD\$24,254	2	-
Sold Canadian Dollars For Sterling - Maturing 04/09/2019	CAD\$37,023		
	£23,004	126	-

Barclays GlobalBeta Portfolio 1

Portfolio Statement (continued)

As at 31 August 2019 (expressed in GBP)

Investments		Market Value GBP	% of Net Asset Value
Unrealised gains on forward foreign exchange contracts: 0.13% (continued)			
Sold Euro For Sterling - Maturing 04/09/2019	€2,742,563		
	£2,496,604	16,622	0.12
Sold Sterling For US Dollars - Maturing 04/09/2019	£270,812		
	\$332,111	1,891	0.01
Sold US Dollars For Sterling - Maturing 04/09/2019	\$157,914		
	£130,119	453	-
Sold Sterling For Japanese Yen - Maturing 04/09/2019	£2,874		
	¥381,704	79	-
Sold Sterling For Japanese Yen - Maturing 19/09/2019	£142		
	¥18,558	1	-
Total unrealised gain on forward foreign exchange contracts		19,467	0.13
Unrealised losses on forward foreign exchange contracts: (1.15%)			
Sold Japanese Yen For Sterling - Maturing 04/09/2019	¥11,073,947		
	£83,364	(2,302)	(0.02)
Sold Sterling For Euro - Maturing 04/09/2019	£57,803		
	€63,502	(381)	-
Sold US Dollars For Sterling - Maturing 04/09/2019	\$10,520,229		
	£8,578,358	(60,003)	(0.42)
Sold Japanese Yen For Sterling - Maturing 19/09/2019	¥6,332,766		
	£48,574	(433)	-
Sold Sterling For Euro - Maturing 19/09/2019	£2,083,806		
	€2,253,487	(45,233)	(0.32)
Sold Sterling For Japanese Yen - Maturing 19/09/2019	£195,463		
	¥24,939,198	(2,468)	(0.01)
Sold Sterling For US Dollars - Maturing 19/09/2019	£6,464,525		
	\$7,812,922	(52,616)	(0.37)
Sold Canadian Dollars For Sterling - Maturing 03/10/2019	CAD\$37,023		
	£22,858	(3)	-
Sold US Dollars For Sterling - Maturing 03/10/2019	\$10,391,925		
	£8,521,587	(1,537)	(0.01)
Total unrealised loss on forward foreign exchange contracts		(164,976)	(1.15)
Total net unrealised loss on forward foreign exchange contracts		(145,509)	(1.02)
Total Portfolios§		14,174,364	99.59
Other net assets		58,953	0.41
Total net assets		14,233,317	100.00

The Northern Trust Company, Barclays Bank UK PLC, Goldman Sachs International, Bank of America, Toronto-Dominion Bank, Morgan Stanley HSBC bank PLC and JP Morgan Chase Bank are the counterparty to these open forward foreign exchange contracts.

§ Including derivative assets and liabilities.

The accompanying notes on pages 60 to 80 form an integral part of these financial statements.

BARCLAYS PORTFOLIOS SICAV AUDITED ANNUAL REPORT 2019

Barclays GlobalBeta Portfolio 2

Portfolio Statement

As at 31 August 2019 (expressed in GBP)

All securities held are shares in investment funds unless otherwise stated.

Investments	Holdings	Market Value GBP	% of Net Asset Value
Investment funds: 100.63%			
iShares \$ Corporate Bond UCITS ETF	18,782	1,909,172	2.35
iShares \$ Treasury Bond 1-3yr UCITS ETF USD (Dist)	140,316	15,420,743	18.99
iShares € Government Bond 1-3yr UCITS ETF	77,081	10,105,620	12.44
iShares Core E Corporate Bond UCITS ETF	959	147,127	0.18
iShares Core E Corporate Bond UCITS ETF	13,290	1,630,804	2.01
iShares Core EURO STOXX 50 UCITS ETF	12,358	1,231,574	1.52
iShares Core FTSE 100 UCITS ETF	23,558	168,609	0.21
iShares Core MSCI EM IMI UCITS ETF	60,547	1,319,392	1.62
iShares Core MSCI Japan IMI UCITS ETF	38,350	1,260,829	1.55
iShares Core MSCI Pacific ex-Japan UCITS ETF	7,501	900,976	1.11
iShares Core S&P 500 UCITS ETF	3,558	845,393	1.04
iShares Emerging Markets Government Bond Index Fund	22,270	2,039,099	2.51
iShares Emerging Markets Index Fund	336,959	4,284,689	5.28
iShares Emerging Markets Local Government Bond UCITS ETF	57,211	2,765,311	3.41
iShares Euro Government Bond Index Fund	142,156	1,331,303	1.64
iShares Euro Investment Grade Corporate Bond Index Fund	81,266	805,140	0.99
iShares Europe ex-UK Index Fund	157,039	2,366,316	2.91
iShares Global Government Bond UCITS ETF	15,666	1,465,770	1.80
iShares Global High Yield Corporate Bond UCITS ETF	61,209	4,848,438	5.97
iShares Japan Index Fund	59,186	654,504	0.81
iShares North America Index Fund	732,225	14,751,233	18.16
iShares Pacific Index Fund	4,530	61,529	0.08
iShares UK Credit Bond Index Fund	16,313	208,153	0.26
iShares UK Gilts 0-5yr UCITS ETF	33,070	4,429,277	5.45
iShares UK Index Fund	93,595	1,070,928	1.32
iShares US Corporate Bond Index Fund	318,784	2,695,469	3.32
iShares World ex-Euro Government Bond Index Fund	369,006	3,007,416	3.70
Total investment funds		81,724,814	100.63
Portfolio of investments			
(cost GBP 72,342,411)		81,724,814	100.63

Unrealised gains on forward foreign exchange contracts: 0.14%

Sold Euro For Sterling - Maturing 03/10/2019	€17,481,412		
	£15,823,646	1,831	-
Sold Japanese Yen For Sterling - Maturing 03/10/2019	¥149,614,187		
	£1,158,452	167	-
Sold Sterling For Canadian Dollars - Maturing 03/10/2019	€20,080		
	CAD\$32,522	2	-
Sold Canadian Dollars For Sterling - Maturing 04/09/2019	CAD\$206,400		
	£128,243	701	-
Sold Euro For Sterling - Maturing 04/09/2019	€17,993,984		
	£16,378,820	107,626	0.13
Sold Sterling For Japanese Yen - Maturing 04/09/2019	£44,276		

*Barclays GlobalBeta Portfolio 2**Portfolio Statement (continued)*

As at 31 August 2019 (expressed in GBP)

Investments	Holdings	Market Value GBP	% of Net Asset Value
Unrealised gains on forward foreign exchange contracts: 0.14% (continued)			
	¥5,881,366	1,222	-
Sold US Dollars For Sterling - Maturing 04/09/2019	\$89,903		
	£73,960	138	-
Sold Sterling For US Dollars - Maturing 04/09/2019	£656,588		
	\$805,207	4,583	0.01
Sold Euro For Sterling - Maturing 19/09/2019	€8		
	£8	-	-
Total unrealised gain on forward foreign exchange contracts		116,270	0.14
Unrealised losses on forward foreign exchange contracts: (0.99%)			
Sold Canadian Dollars For Sterling - Maturing 03/10/2019	CAD\$206,400		
	£127,432	(18)	-
Sold US Dollars For Sterling - Maturing 03/10/2019	\$33,740,149		
	£27,667,595	(4,994)	(0.01)
Sold Japanese Yen For Sterling - Maturing 04/09/2019	¥155,495,553		
	£1,170,564	(32,322)	(0.04)
Sold Sterling For Euro - Maturing 04/09/2019	€511,659		
	€560,709	(4,634)	(0.01)
Sold Sterling For US Dollars - Maturing 04/09/2019	£468,094		
	\$568,145	(1,580)	-
Sold US Dollars For Sterling - Maturing 04/09/2019	\$34,585,023		
	£28,201,165	(197,258)	(0.24)
Sold Sterling For Euro - Maturing 19/09/2019	€20,401,533		
	€22,062,795	(442,857)	(0.54)
Sold Sterling For Japanese Yen - Maturing 19/09/2019	£1,305,963		
	¥166,628,714	(16,492)	(0.02)
Sold Sterling For US Dollars - Maturing 19/09/2019	£12,602,447		
	\$15,231,116	(102,573)	(0.13)
Total unrealised loss on forward foreign exchange contracts		(802,728)	(0.99)
Total net unrealised loss on forward foreign exchange contracts		(686,458)	(0.85)
Total portfolios§		81,038,356	99.78
Other net assets		176,188	0.22
Total net assets		81,214,544	100.00

The Northern Trust Company, Barclays Bank UK PLC, Goldman Sachs International, Bank of America, Toronto-Dominion Bank and Morgan Stanley are the counterparty to these open forward foreign exchange contracts.

§ Including derivative assets and liabilities.

The accompanying notes on pages 60 to 80 form an integral part of these financial statements.

Barclays GlobalBeta Portfolio 3

Portfolio Statement

As at 31 August 2019 (expressed in GBP)

All securities held are shares in investment funds unless otherwise stated.

Investments	Holdings	Market Value GBP	% of Net Asset Value
Investment funds: 100.08%			
iShares \$ Corporate Bond UCITS ETF	36,263	3,686,099	2.27
iShares \$ Treasury Bond 1-3yr UCITS ETF USD (Dist)	143,275	15,745,937	9.72
iShares € Govt Bond 1-3yr UCITS ETF	78,642	10,310,273	6.36
iShares Core £ Corporate Bond UCITS ETF	1,849	283,668	0.18
iShares Core € Corporate Bond UCITS ETF	26,921	3,303,452	2.04
iShares Core EURO STOXX 50 UCITS ETF	35,041	3,492,116	2.15
iShares Core FTSE 100 UCITS ETF	138,858	993,834	0.61
iShares Core MSCI EM IMI UCITS ETF	149,190	3,251,029	2.01
iShares Core MSCI Japan IMI UCITS ETF	35,231	1,158,286	0.71
iShares Core MSCI Pacific ex-Japan UCITS ETF	12,008	1,442,330	0.89
iShares Core S&P 500 UCITS ETF	18,837	4,475,733	2.76
iShares Emerging Markets Government Bond Index Fund	62,982	5,766,846	3.56
iShares Emerging Markets Index Fund	1,016,393	12,924,197	7.98
iShares Emerging Markets Local Government Bond UCITS ETF	181,270	8,761,740	5.41
iShares Euro Government Bond Index Fund	164,869	1,544,009	0.95
iShares Euro Investment Grade Corporate Bond Index Fund	162,072	1,605,723	0.99
iShares Europe ex-UK Index Fund	438,424	6,606,319	4.08
iShares Global Government Bond UCITS ETF	16,375	1,532,107	0.94
iShares Global High Yield Corporate Bond UCITS ETF	185,467	14,691,064	9.07
iShares Japan Index Fund	369,469	4,085,759	2.52
iShares North America Index Fund	1,274,050	25,666,721	15.84
iShares Pacific Index Fund	86,951	1,181,017	0.73
iShares UK Credit Bond Index Fund	31,411	400,803	0.25
iShares UK Gilts 0-5yr UCITS ETF	33,649	4,506,826	2.78
iShares UK Index Fund	217,607	2,489,908	1.54
iShares US Corporate Bond Index Fund	625,080	5,285,342	3.26
iShares US Index Fund	1,165,115	13,541,520	8.36
iShares World Ex-Euro Government Bond Index Fund	422,366	3,442,299	2.12
Total investment funds		162,174,957	100.08
Portfolio of investments			
(cost GBP 140,771,889)		162,174,957	100.08

Unrealised gains on forward foreign exchange contracts: 0.10%

Sold Euro For Sterling - Maturing 03/10/2019	€24,242,831		
	£21,943,879	2,540	-
Sold Japanese Yen For Sterling - Maturing 03/10/2019	¥170,577,130		
	£1,320,767	191	-
Sold Canadian Dollars For Sterling - Maturing 04/09/2019	CAD\$239,486		
	£148,801	812	-
Sold Euro For Sterling - Maturing 04/09/2019	€24,978,790		
	£22,736,652	149,396	0.09
Sold Sterling For Japanese Yen - Maturing 04/09/2019	£20,325		
	¥2,699,841	561	-
Sold US Dollars For Sterling - Maturing 04/09/2019	\$90,064		
	£74,092	139	-

*Barclays GlobalBeta Portfolio 3**Portfolio Statement (continued)*

As at 31 August 2019 (expressed in GBP)

Investments	Holdings	Market Value GBP	% of Net Asset Value
Unrealised gains on forward foreign exchange contracts: 0.10% (continued)			
Sold Sterling For US Dollars - Maturing 04/09/2019	£1,461,088		
	\$1,792,421	10,703	0.01
Total unrealised gain on forward foreign exchange contracts		164,342	0.10
Unrealised losses on forward foreign exchange contracts: (0.50%)			
Sold Japanese Yen For Sterling - Maturing 04/09/2019	¥173,276,971		
	£1,304,422	(36,018)	(0.02)
Sold Sterling For Euro - Maturing 04/09/2019	€669,070		
	€735,959	(3,573)	-
Sold Sterling For US Dollars - Maturing 04/09/2019	£331,115		
	\$401,945	(1,070)	-
Sold US Dollars For Sterling - Maturing 04/09/2019	\$53,780,526		
	£43,853,476	(306,741)	(0.19)
Sold Sterling For Euro - Maturing 19/09/2019	€13,288,982		
	€14,371,086	(288,461)	(0.18)
Sold Sterling For Japanese Yen - Maturing 19/09/2019	£1,709,463		
	¥218,111,447	(21,589)	(0.01)
Sold Sterling For US Dollars - Maturing 19/09/2019	£17,880,854		
	\$21,610,514	(145,535)	(0.09)
Sold US Dollars For Sterling - Maturing 19/09/2019	\$828,782		
	£674,646	(5,519)	-
Sold Canadian Dollars For Sterling - Maturing 03/10/2019	CAD\$239,486		
	£147,859	(21)	-
Sold Sterling For Japanese Yen - Maturing 03/10/2019	£26,780		
	¥3,458,615	(4)	-
Sold US Dollars For Sterling - Maturing 03/10/2019	\$52,311,001		
	£42,896,065	(7,741)	(0.01)
Total unrealised loss on forward foreign exchange contracts		(816,272)	(0.50)
Total net unrealised loss on forward foreign exchange contracts		(651,930)	(0.40)
Total portfolios§		161,523,027	99.68
Other net assets		519,464	0.32
Total net assets		162,042,491	100.00

The Northern Trust Company, Barclays Bank UK PLC, Goldman Sachs International, Bank of America, Toronto-Dominion Bank, Morgan Stanley, Royal Bank of Canada and JP Morgan Chase Bank are the counterparty to these open forward foreign exchange contracts.

§ Including derivative assets and liabilities.

The accompanying notes on pages 60 to 80 form an integral part of these financial statements.

Barclays GlobalBeta Portfolio 4

Portfolio Statement

As at 31 August 2019 (expressed in GBP)

All securities held are shares in investment funds unless otherwise stated.

Investments	Holdings	Market Value GBP	% of Net Asset Value
Investment funds: 100.59%			
iShares \$ Corporate Bond UCITS ETF	11,244	1,142,942	1.32
iShares \$ Treasury Bond 1-3yr UCITS ETF USD (Dist)	40,478	4,448,536	5.15
iShares € Government Bond 1-3yr UCITS ETF	22,621	2,965,701	3.44
iShares Core € Corporate Bond UCITS ETF	565	86,681	0.10
iShares Core € Corporate Bond UCITS ETF	8,277	1,015,663	1.18
iShares Core EURO STOXX 50 UCITS ETF	19,353	1,928,681	2.23
iShares Core FTSE 100 UCITS ETF	95,885	686,268	0.79
iShares Core MSCI EM IMI UCITS ETF	138,885	3,026,471	3.50
iShares Core MSCI Japan IMI UCITS ETF	28,413	934,131	1.08
iShares Core MSCI Pacific ex-Japan UCITS ETF	9,432	1,132,916	1.31
iShares Core S&P 500 UCITS ETF	29,263	6,952,985	8.05
iShares Emerging Markets Government Bond Index Fund	33,917	3,105,541	3.60
iShares Emerging Markets Index Fund	790,932	10,057,289	11.65
iShares Emerging Markets Local Government Bond UCITS ETF	88,811	4,292,706	4.97
iShares Euro Government Bond Index Fund	41,589	389,484	0.45
iShares Euro Investment Grade Corporate Bond Index Fund	27,915	276,569	0.32
iShares Europe ex-UK Index Fund	333,317	5,022,538	5.82
iShares Global Government Bond UCITS ETF	5,953	556,985	0.65
iShares Global High Yield Corporate Bond UCITS ETF	92,158	7,299,946	8.46
iShares Japan Index Fund	246,056	2,721,006	3.15
iShares North America Index Fund	737,739	14,862,317	17.21
iShares Pacific Index Fund	52,079	707,372	0.82
iShares UK Credit Bond Index Fund	5,715	72,926	0.09
iShares UK Gilts 0-5yr UCITS ETF	9,554	1,279,629	1.48
iShares UK Index Fund	150,898	1,726,603	2.00
iShares US Corporate Bond Index Fund	109,007	921,702	1.07
iShares US Index Fund	720,867	8,378,259	9.70
iShares World Ex-Euro Government Bond Index Fund	105,875	862,885	1.00
Total investment funds		86,854,732	100.59
Portfolio of investments			
(cost GBP 74,080,970)		86,854,732	100.59

Unrealised gains on forward foreign exchange contracts: 0.06%

Sold Euro For Sterling - Maturing 03/10/2019	€7,928,945		
	£7,177,041	830	-
Sold Japanese Yen For Sterling - Maturing 03/10/2019	¥46,917,958		
	£363,283	53	-
Sold Sterling For Canadian Dollars - Maturing 03/10/2019	£16,780		
	CAD\$27,178	2	-
Sold Canadian Dollars For Sterling - Maturing 04/09/2019	CAD\$106,701		
	£66,297	362	-
Sold Sterling For US Dollars - Maturing 04/09/2019	£183,508		
	\$225,332	1,516	-
Sold Euro For Sterling - Maturing 04/09/2019	€7,995,290		
	£7,277,583	47,783	0.06

BARCLAYS PORTFOLIOS SICAV AUDITED ANNUAL REPORT 2019

*Barclays GlobalBeta Portfolio 4**Portfolio Statement (continued)*

As at 31 August 2019 (expressed in GBP)

Investments	Holdings	Market Value GBP	% of Net Asset Value
Unrealised gains on forward foreign exchange contracts: 0.06% (continued)			
Sold US Dollars For Sterling - Maturing 19/09/2019	\$902,071		
	£742,808	2,496	-
Sold Euro For Sterling - Maturing 19/09/2019	€189,245		
	£171,210	13	-
Total unrealised gain on forward foreign exchange contracts		53,055	0.06
Unrealised loss on forward foreign exchange contracts: (0.40%)			
Sold Japanese Yen For Sterling - Maturing 04/09/2019	¥46,917,958		
	£353,196	(9,753)	(0.01)
Sold Sterling For Euro - Maturing 04/09/2019	€77,320		
	£85,247	(235)	-
Sold Sterling For US Dollars - Maturing 04/09/2019	£146,362		
	\$177,485	(626)	-
Sold US Dollars For Sterling - Maturing 04/09/2019	\$18,860,474		
	£15,379,123	(107,572)	(0.13)
Sold Japanese Yen For Sterling - Maturing 19/09/2019	¥1,292,756		
	£9,945	(59)	-
Sold Sterling For Euro - Maturing 19/09/2019	£5,761,755		
	€6,230,925	(125,071)	(0.15)
Sold Sterling For Japanese Yen - Maturing 19/09/2019	£329,743		
	¥42,072,183	(4,164)	-
Sold Sterling For US Dollars - Maturing 19/09/2019	£11,806,275		
	\$14,268,875	(96,093)	(0.11)
Sold Canadian Dollars For Sterling - Maturing 03/10/2019	CAD\$106,701		
	£65,877	(10)	-
Sold US Dollars For Sterling - Maturing 03/10/2019	\$18,545,667		
	£15,207,819	(2,742)	-
Total unrealised loss on forward foreign exchange contracts		(346,325)	(0.40)
Total net unrealised loss on forward foreign exchange contracts		(293,270)	(0.34)
Total portfolios§		86,561,462	100.25
Other net assets		(213,006)	(0.25)
Total net assets		86,348,456	100.00

The Northern Trust Company, Barclays Bank UK PLC, Goldman Sachs International, Bank of America, Toronto-Dominion Bank and Morgan Stanley are the counterparty to these open forward foreign exchange contracts.

§ Including derivative assets and liabilities.

The accompanying notes on pages 60 to 80 form an integral part of these financial statements.

Barclays GlobalBeta Portfolio 5

Portfolio Statement

As at 31 August 2019 (expressed in GBP)

All securities held are shares in investment funds unless otherwise stated.

Investments	Holdings	Market Value GBP	% of Net Asset Value
Investment funds: 100.27%			
iShares \$ Corporate Bond UCITS ETF	1,272	129,298	0.24
iShares \$ Treasury Bond 1-3yr UCITS ETF USD (Dist)	17,151	1,884,897	3.49
iShares € Government Bond 1-3yr UCITS ETF	9,422	1,235,261	2.29
iShares Core £ Corporate Bond UCITS ETF	34	5,216	0.01
iShares Core € Corporate Bond UCITS ETF	897	110,070	0.20
iShares Core EURO STOXX 50 UCITS ETF	4,312	429,725	0.80
iShares Core FTSE 100 UCITS ETF	17,965	128,579	0.24
iShares Core MSCI Japan IMI UCITS ETF	12,796	420,693	0.78
iShares Core MSCI Pacific ex-Japan UCITS ETF	4,116	494,390	0.91
iShares Core S&P 500 UCITS ETF	10,711	2,544,969	4.71
iShares Core USD MSCI EM IMI UCITS ETF - GBP	171,110	3,728,692	6.90
iShares Emerging Markets Government Bond Index Fund	11,937	1,092,976	2.02
iShares Emerging Markets Index Fund	647,241	8,230,160	15.24
iShares Emerging Markets Local Government Bond UCITS ETF	32,855	1,588,056	2.94
iShares Euro Government Bond Index Fund	15,999	149,831	0.28
iShares Euro Investment Grade Corporate Bond Index Fund	19,620	194,382	0.36
iShares Europe ex-UK Index Fund	295,520	4,453,001	8.25
iShares Global Government Bond UCITS ETF	1,141	106,756	0.20
iShares Global High Yield Corporate Bond UCITS ETF	34,175	2,707,043	5.01
iShares Japan Index Fund	194,706	2,153,148	3.99
iShares North America Index Fund	485,332	9,777,396	18.11
iShares Pacific Index Fund	59,134	803,196	1.49
iShares UK Credit Bond Index Fund	2,782	35,501	0.07
iShares UK Gilts 0-5yr UCITS ETF	4,042	541,371	1.00
iShares UK Index Fund	135,800	1,553,845	2.88
iShares US Corporate Bond Index Fund	74,147	626,947	1.16
iShares US Index Fund	738,167	8,579,331	15.89
iShares World ex-Euro Government Bond Index Fund	53,732	437,918	0.81
Total investment funds		54,142,648	100.27
Portfolio of investments			
(cost GBP 45,220,208)		54,142,648	100.27

Unrealised gains on forward foreign exchange contracts: 0.03%

Sold Euro For Sterling - Maturing 03/10/2019	€2,918,844		
	£2,642,048	305	-
Sold Japanese Yen For Sterling - Maturing 03/10/2019	¥18,782,361		
	£145,431	21	-
Sold Canadian Dollars For Sterling - Maturing 04/09/2019	CAD\$31,405		
	£19,513	107	-
Sold Euro For Sterling - Maturing 04/09/2019	€2,867,864		
	2,611,008	17,721	0.03
Sold Japanese Yen For Sterling - Maturing 04/09/2019	¥767,172		
	£5,945	10	-

*Barclays GlobalBeta Portfolio 5**Portfolio Statement (continued)*

As at 31 August 2019 (expressed in GBP)

Investments	Holdings	Market Value GBP	% of Net Asset Value
Unrealised gains on forward foreign exchange contracts: 0.03% (continued)			
Sold US Dollars For Sterling - Maturing 04/09/2019	\$174,475		
	£143,707	442	-
Total unrealised gain on forward foreign exchange contracts		18,606	0.03
Unrealised losses on forward foreign exchange contracts: (0.58%)			
Sold Canadian Dollars For Sterling - Maturing 03/10/2019	CAD\$31,405		
	£19,389	(3)	-
Sold Japanese Yen For Sterling - Maturing 04/09/2019	¥18,015,189		
	£135,618	(3,745)	-
Sold US Dollars For Sterling - Maturing 04/09/2019	\$6,908,516		
	£5,633,311	(39,403)	(0.07)
Sold Sterling For Euro - Maturing 19/09/2019	€10,424,101		
	£11,272,918	(226,276)	(0.42)
Sold Sterling For US Dollars - Maturing 19/09/2019	\$5,817,661		
	\$7,031,132	(47,351)	(0.09)
Sold US Dollars For Sterling - Maturing 03/10/2019	\$7,137,025		
	£5,852,503	(1,056)	-
Total unrealised loss on forward foreign exchange contracts		(317,834)	(0.58)
Total net unrealised loss on forward foreign exchange contracts		(299,228)	(0.55)
Total portfolios§		53,843,420	99.72
Other net assets		153,264	0.28
Total net assets		53,996,684	100.00

The Northern Trust Company, Barclays Bank UK PLC, Goldman Sachs International, Bank of America, Morgan Stanley and Royal Bank of Canada are the counterparty to these open forward foreign exchange contracts.

§ Including derivative assets and liabilities.

The accompanying notes on pages 60 to 80 form an integral part of these financial statements.

Barclays MultiManager Portfolio 1

Portfolio Statement

As at 31 August 2019 (expressed in GBP)

All securities held are shares in investment funds unless otherwise stated.

Investments	Holdings	Market Value GBP	% of Net Asset Value
Investment funds: 95.37%			
Barclays UK Equity Income Fund†	146,982	676,394	0.97
GlobalAccess Emerging Market Debt Fund*	1,073,463	1,138,822	1.63
GlobalAccess Emerging Market Equity Fund*	3,489,189	2,982,710	4.26
GlobalAccess Emerging Market Local Currency Debt Fund*	2,884,528	1,494,550	2.14
GlobalAccess Europe (ex-UK) Alpha Fund*	770,523	1,420,860	2.03
GlobalAccess Global Corporate Bond Fund*	3,064,200	3,052,865	4.36
GlobalAccess Global Equity Income Fund*	1,646,800	2,705,912	3.87
GlobalAccess Global Government Bond Fund*	6,088,900	6,493,986	9.28
GlobalAccess Global High Yield Bond Fund*	2,588,000	2,428,939	3.47
GlobalAccess Global Short Duration Bond Fund*	9,563,500	13,458,812	19.24
GlobalAccess Japan Fund*	980,200	1,174,248	1.68
GlobalAccess US Equity Fund*	190,800	5,302,630	7.58
Institutional Cash Series Plc - Institutional Sterling Liquidity Fund	11,641,705	11,641,705	16.64
Royal London Cash Plus Fund	12,717,664	12,743,455	18.22
Total investment funds		66,715,888	95.37
Portfolio of investments (cost GBP 62,765,809)		66,715,888	95.37
Unrealised gains on future contracts: 0.03%#			
Topix Index Future Expiry September 2019	(4)	16,554	0.02
US 10 Year Note Future Expiry December 2019	(25)	1,604	0.01
Total unrealised gain on futures contracts		18,158	0.03
Unrealised losses on future contracts: (0.03)%#			
Euro Stoxx 50 Future Expiry September 2019	(12)	(5,317)	(0.01)
S&P 500 Emini Index Future Expiry September 2019	(9)	(11,085)	(0.02)
Total unrealised loss on futures contracts		(16,402)	(0.03)
Total net unrealised gain on futures contracts		1,756	0.00
Unrealised gains on forward foreign exchange contracts: 0.15%			
Sold Euro For Sterling - Maturing 06/09/2019	€870,083		
	£800,444	13,665	0.02
Sold Japanese Yen For Sterling - Maturing 06/09/2019	¥63,959,142		
	£497,114	2,337	-
Sold US Dollars For Sterling - Maturing 06/09/2019	\$33,116,006		
	£27,254,065	61,880	0.09
Sold US Dollars For Sterling - Maturing 17/09/2019	\$9,683,160		
	£7,963,030	15,545	0.02
Sold Euro For Sterling - Maturing 17/09/2019	€1,376,704		
	£1,260,589	15,266	0.02
Total unrealised gains on forward foreign exchange contracts		108,693	0.15

*Barclays MultiManager Portfolio 1**Portfolio Statement (continued)*

As at 31 August 2019 (expressed in GBP)

Investments	Holdings	Market Value GBP	% of Net Asset Value
Unrealised losses on forward foreign exchange contracts: (1.42%)			
Sold Sterling For Euro - Maturing 06/09/2019	£406,515		
	€437,877	(10,561)	(0.01)
Sold Sterling For Euro - Maturing 17/09/2019	£36,505,803		
	€39,423,000	(845,007)	(1.21)
Sold Sterling For Japanese Yen - Maturing 17/09/2019	£114,940		
	¥14,749,642	(806)	-
Sold Sterling For US Dollars - Maturing 17/09/2019	£23,933,367		
	\$28,987,772	(141,559)	(0.20)
Total unrealised losses on forward foreign exchange contracts		(997,933)	(1.42)
Total net unrealised loss on forward foreign exchange contracts		(889,240)	(1.27)
Total portfolios§		65,828,404	94.10
Other net assets		4,127,126	5.90
Total net assets		69,955,530	100.00

Goldman Sachs International is the counterparty to these open futures contracts.

Barclays Bank UK PLC and Union Bank of Switzerland are the counterparties to these open forward foreign exchange contracts.

§ Including derivative assets and liabilities.

† This fund forms part of Barclays Multi-Manager Fund (UK Series 2).

* These funds form part of Barclays Multi-Manager Funds PLC.

The commitment on futures contracts in absolute terms amounts to GBP 4,030,408, the margin amounts to GBP 201,003 are disclosed in the cash at bank and bank overdraft balances on the combined statement of net assets.

The accompanying notes on pages 60 to 80 form an integral part of these financial statements.

Barclays MultiManager Portfolio 2

Portfolio Statement

As at 31 August 2019 (expressed in GBP)

All securities held are shares in investment funds unless otherwise stated.

Investments	Holdings	Market Value GBP	% of Net Asset Value
Investment funds: 98.67%			
Barclays UK Equity Income Fund†	359,771	1,655,629	1.23
GlobalAccess Asia Pacific (ex-Japan) Fund*	751,500	2,049,559	1.52
GlobalAccess Emerging Market Debt Fund*	3,406,312	3,613,708	2.68
GlobalAccess Emerging Market Equity Fund*	10,123,070	8,653,638	6.41
GlobalAccess Emerging Market Local Currency Debt Fund*	9,607,389	4,977,839	3.69
GlobalAccess Europe (ex-UK) Alpha Fund*	2,800,491	5,164,163	3.83
GlobalAccess Global Corporate Bond Fund*	13,033,222	12,985,009	9.62
GlobalAccess Global Equity Income Fund*	6,231,200	10,238,692	7.59
GlobalAccess Global Government Bond Fund*	16,693,700	17,804,309	13.19
GlobalAccess Global High Yield Bond Fund*	7,412,900	6,957,297	5.16
GlobalAccess Global Short Duration Bond Fund*	13,181,438	18,550,373	13.75
GlobalAccess Japan Fund*	3,142,400	3,764,493	2.79
GlobalAccess US Equity Fund*	673,600	18,720,396	13.87
M&G Investment Funds 7 - Global Floating Rate High Yield	1,910,000	1,812,781	1.34
Royal London Cash Plus Fund	16,166,047	16,198,832	12.00
Total investment funds		133,146,718	98.67
Portfolio of investments			
(cost GBP 122,818,175)		133,146,718	98.67
Unrealised gains on future contracts: 0.03%#			
Topix Index Future Expiry September 2019	(8)	33,109	0.03
US 10 Year Note Future Expiry December 2019	(24)	1,540	-
Total unrealised gain on futures contracts		34,649	0.03
Unrealised losses on future contracts: (0.02%)#			
Euro Stoxx 50 Future Expiry September 2019	(23)	(10,191)	(0.01)
S&P 500 Emini Index Future Expiry September 2019	(9)	(11,085)	(0.01)
Total unrealised loss on futures contracts		(21,276)	(0.02)
Total net unrealised gain on futures contracts		13,373	0.01
Unrealised gains on forward foreign exchange contracts: 0.12%			
Sold Euro For Sterling - Maturing 06/09/2019	€1,661,708		
	£1,528,710	26,098	0.02
Sold Japanese Yen For Sterling - Maturing 06/09/2019	¥132,299,554		
	£1,028,280	4,834	-
Sold US Dollars For Sterling - Maturing 06/09/2019	\$73,426,223		
	£60,428,877	137,203	0.10

Barclays MultiManager Portfolio 2

Portfolio Statement (continued)

As at 31 August 2019 (expressed in GBP)

Investments	Holdings	Market Value GBP	% of Net Asset Value
Unrealised gains on forward foreign exchange contracts: 0.12%			
Sold Euro For Sterling - Maturing 17/09/2019	€484,615		
	€442,325	3,957	-
Sold US Dollars For Sterling - Maturing 17/09/2019	\$74,245		
	€61,414	477	-
Total unrealised gains on forward foreign exchange contracts		172,569	0.12
Unrealised losses on forward foreign exchange contracts: (1.18%)			
Sold Sterling For Euro - Maturing 06/09/2019	€766,000		
	€825,259	(19,753)	(0.02)
Sold Sterling For US Dollars - Maturing 06/09/2019	€1,321,827		
	\$1,609,028	(623)	-
Sold Sterling For Euro - Maturing 17/09/2019	€61,202,149		
	€66,072,102	(1,435,422)	(1.06)
Sold Sterling For Japanese Yen - Maturing 17/09/2019	€661,776		
	¥84,922,012	(4,639)	-
Sold Sterling For US Dollars - Maturing 17/09/2019	€20,323,221		
	\$24,595,833	(136,111)	(0.10)
Total unrealised losses on forward foreign exchange contracts		(1,596,548)	(1.18)
Total net unrealised loss on forward foreign exchange contracts		(1,423,979)	(1.06)
Total portfolios[§]		131,736,112	97.62
Other net assets		3,207,510	2.38
Total net assets		134,943,622	100.00

Goldman Sachs International is the counterparty to these open futures contracts.

Barclays Bank UK PLC and Union Bank of Switzerland are the counterparties to these open forward foreign exchange contracts.

[§] Including derivative assets and liabilities.

[†] This fund forms part of Barclays Multi-Manager Fund (UK Series 2).

^{*} These funds form part of Barclays Multi-Manager Funds PLC.

[#] The absolute commitment on futures contracts in amounts to GBP 4,754,703, the margin amounts to GBP 472,830 are disclosed in the cash at bank and bank overdraft balances on the combined statement of net assets.

The accompanying notes on pages 60 to 80 form an integral part of these financial statements.

Barclays MultiManager Portfolio 3

Portfolio Statement

As at 31 August 2019 (expressed in GBP)

All securities held are shares in investment funds unless otherwise stated.

Investments	Holdings	Market Value GBP	% of Net Asset Value
Investment Funds: 97.90%			
Barclays UK Lower Cap Fund†	704,974	2,628,215	0.78
GlobalAccess Asia Pacific (ex-Japan) Fund*	6,105,500	16,651,477	4.91
GlobalAccess Emerging Market Debt Fund*	11,907,466	12,632,462	3.72
GlobalAccess Emerging Market Equity Fund*	28,816,108	24,633,257	7.26
GlobalAccess Emerging Market Local Currency Debt Fund*	36,802,338	19,068,254	5.62
GlobalAccess Europe (ex-UK) Alpha Fund*	14,198,774	26,182,830	7.72
GlobalAccess Global Corporate Bond Fund*	33,387,689	33,264,179	9.81
GlobalAccess Global Government Bond Fund*	33,686,400	35,927,509	10.59
GlobalAccess Global High Yield Bond Fund*	27,652,034	25,952,516	7.65
GlobalAccess Global Short Duration Bond Fund*	12,246,700	17,234,907	5.08
GlobalAccess Japan Fund*	14,065,800	16,850,371	4.97
GlobalAccess UK Alpha Fund*	1,896,018	3,862,253	1.14
GlobalAccess UK Opportunities Fund*	1,466,497	4,383,833	1.29
GlobalAccess US Equity Fund*	2,270,100	63,089,624	18.60
GlobalAccess US Small & Mid Cap Equity Fund*	13,543,700	23,062,966	6.80
M&G Investment Funds 7 - Global Floating Rate High Yield Fund	7,000,000	6,643,700	1.96
Total investment funds		332,068,353	97.90
Portfolio of investments			
(cost GBP 298,996,068)		332,068,353	97.90
Unrealised gains on future contracts: 0.22%#			
Emini S&P 500 Index Future Expiry September 2019	123	150,467	0.05
Emini Russell 2000 Index Mini Future Expiry September 2019	(230)	412,181	0.12
Topix Index Future Expiry September 2019	(38)	157,269	0.05
US 10 Year Note Future Expiry December 2019	(112)	7,185	-
Total unrealised gain on futures contracts		727,102	0.22
Unrealised losses on future contracts: (0.01)%#			
Euro Stoxx 50 Future Expiry September 2019	(57)	(25,256)	(0.01)
Total unrealised loss on futures contracts		(25,256)	(0.01)
Total net unrealised gain on futures contracts		701,846	0.21
Unrealised gains on forward foreign exchange contracts: 0.11%			
Sold US Dollars For Sterling - Maturing 06/09/2019	\$145,475,943		
	£119,724,911	271,835	0.08
Sold Euro For Sterling - Maturing 06/09/2019	€4,205,663		
	£3,869,054	66,052	0.02
Sold Japanese Yen For Sterling - Maturing 06/09/2019	¥614,359,163		
	£4,775,022	22,448	0.01
Sold Euro For Sterling - Maturing 17/09/2019	€1,777,497		
	£1,615,633	7,766	-
Sold US Dollars For Sterling - Maturing 17/09/2019	\$199,345		
	£164,112	498	-
Total unrealised gains on forward foreign exchange contracts		368,599	0.11

BARCLAYS PORTFOLIOS SICAV AUDITED ANNUAL REPORT 2019

30

*Barclays MultiManager Portfolio 3**Portfolio Statement (continued)*

As at 31 August 2019 (expressed in GBP)

Investments	Holdings	Market Value GBP	% of Net Asset Value
Unrealised losses on forward foreign exchange contracts: (0.99%)			
Sold Sterling For Euro - Maturing 17/09/2019	£123,266,474		
	€133,074,340	(2,891,648)	(0.85)
Sold Sterling For US Dollars - Maturing 17/09/2019	£55,896,443		
	\$67,647,716	(374,359)	(0.11)
Sold Sterling For Euro - Maturing 06/09/2019	£1,913,925		
	€2,062,321	(49,056)	(0.02)
Sold Sterling For Japanese Yen - Maturing 17/09/2019	£2,136,688		
	¥274,189,219	(14,976)	(0.01)
Sold US Dollars For Sterling - Maturing 17/09/2019	\$1,511,434		
	£1,228,770	(11,745)	-
Sold Euro For Sterling - Maturing 17/09/2019	€3,319,652		
	£2,998,242	(4,609)	-
Sold Sterling For US Dollars - Maturing 06/09/2019	£1,958,953		
	\$2,380,297	(4,446)	-
Sold Japanese Yen For Sterling - Maturing 17/09/2019	¥6,584,064		
	£50,645	(303)	-
Total unrealised losses on forward foreign exchange contracts		(3,351,142)	(0.99)
Total net unrealised loss on forward foreign exchange contracts		(2,982,543)	(0.88)
Total portfolios§		329,787,656	97.23
Other net assets		9,402,690	2.77
Total net assets		339,190,346	100.00

Goldman Sachs International is the counterparty to these open futures contracts.

Barclays Bank UK PLC and Union Bank of Switzerland are the counterparties to these open forward foreign exchange contracts.

§ Including derivative assets and liabilities.

† This fund forms part of Barclays Multi-Manager Fund (UK Series 2).

* These funds form part of Barclays Multi-Manager Funds PLC.

The absolute commitment on futures contracts in amounts to GBP 44,554,572, the margin amounts to GBP 1,135,934 are disclosed in the cash at bank and bank overdraft balances on the combined statement of net assets.

The accompanying notes on pages 60 to 80 form an integral part of these financial statements.

Barclays MultiManager Portfolio 4

Portfolio Statement

As at 31 August 2019 (expressed in GBP)

All securities held are shares in investment funds unless otherwise stated.

Investments	Holdings	Market Value GBP	% of Net Asset Value
Investment Funds - 91.91%			
Barclays UK Lower Cap Fund†	112,766	420,403	0.51
GlobalAccess Asia Pacific (ex-Japan) Fund*	2,385,000	6,504,590	7.93
GlobalAccess Emerging Market Debt Fund*	2,876,088	3,051,201	3.72
GlobalAccess Emerging Market Equity Fund*	8,028,792	6,863,359	8.37
GlobalAccess Emerging Market Local Currency Debt Fund*	8,156,238	4,225,960	5.15
GlobalAccess Europe (ex-UK) Alpha Fund*	4,283,360	7,898,605	9.63
GlobalAccess Global Corporate Bond Fund*	3,519,500	3,506,480	4.27
GlobalAccess Global Government Bond Fund*	4,547,100	4,849,612	5.91
GlobalAccess Global High Yield Bond Fund*	6,404,100	6,010,498	7.33
GlobalAccess Japan Fund*	4,008,100	4,801,574	5.85
GlobalAccess UK Alpha Fund*	539,516	1,099,012	1.34
GlobalAccess UK Opportunities Fund*	490,027	1,464,849	1.79
GlobalAccess US Equity Fund*	553,643	15,386,608	18.76
GlobalAccess US Small & Mid Cap Equity Fund*	3,818,200	6,501,844	7.93
iShares MSCI Eastern Europe Capped Fund UCITS ETF	23,424	474,691	0.58
iShares MSCI EM Latin America Fund UCITS ETF	59,719	835,757	1.02
M&G Investment Funds 7 - Global Floating Rate High Yield Fund	1,570,000	1,490,087	1.82
Total investment funds		75,385,130	91.91
Portfolio of investments			
(cost GBP 68,110,349)		75,385,130	91.91
Unrealised gains on future contracts: 0.26%#			
Emini Russell 2000 Index Future Expiry September 2019	(58)	103,941	0.13
Emini S&P 500 Index Future Expiry September 2019	69	84,408	0.10
Topix Index Future Expiry September 2019	(7)	28,971	0.03
US 10 Year Note Future Expiry December 2019	(18)	1,155	-
Total unrealised gains on futures contracts		218,475	0.26
Unrealised losses on future contracts: (0.02)%#			
Emini S&P 500 Index Future Expiry September 2019	5	(11,434)	(0.01)
Euro Stoxx 50 Index Future Expiry September 2019	(14)	(6,203)	(0.01)
Total unrealised losses on futures contracts		(17,637)	(0.02)
Total net unrealised gain on futures contracts		200,838	0.24

*Barclays MultiManager Portfolio 4**Portfolio Statement (continued)*

As at 31 August 2019 (expressed in GBP)

Investments	Holdings	Market Value GBP	% of Net Asset Value
Unrealised gains on forward foreign exchange contracts: 0.06%			
Sold US Dollars For Sterling - Maturing 06/09/2019	\$13,683,699		
	£11,261,516	25,569	0.03
Sold Euro For Sterling - Maturing 06/09/2019	€1,059,238		
	£974,460	16,636	0.02
Sold Japanese Yen For Sterling - Maturing 06/09/2019	¥93,061,649		
	£723,309	3,400	0.01
Sold US Dollars For Sterling - Maturing 17/09/2019	\$47,064		
	£38,946	318	-
Sold Euro For Sterling - Maturing 17/09/2019	€116,021		
	£105,263	314	-
Total unrealised gains on forward foreign exchange contracts		46,237	0.06
Unrealised losses on forward foreign exchange contracts: (0.81%)			
Sold Sterling For Euro - Maturing 17/09/2019	£24,558,622		
	€26,512,746	(576,033)	(0.70)
Sold Sterling For US Dollars - Maturing 17/09/2019	£9,442,290		
	\$11,427,371	(63,238)	(0.08)
Sold Sterling For Euro - Maturing 06/09/2019	£505,854		
	€545,083	(12,958)	(0.02)
Sold Sterling For Japanese Yen - Maturing 17/09/2019	£1,108,075		
	¥142,193,029	(7,767)	(0.01)
Total unrealised losses on forward foreign exchange contracts		(659,996)	(0.81)
Total net unrealised loss on forward foreign exchange contracts		(613,759)	(0.75)
Total portfolios§		74,972,209	91.40
Other net assets		7,050,474	8.60
Total net assets		82,022,683	100.00

Goldman Sachs International is the counterparty to these open futures contracts.

Barclays Bank UK PLC and Union Bank of Switzerland are the counterparties to these open forward foreign exchange contracts.

§ Including derivative assets and liabilities.

† This fund forms part of Barclays Multi-Manager Fund (UK Series 2).

* These funds form part of Barclays Multi-Manager Funds PLC.

The absolute commitment on futures contracts in amounts to GBP 15,221,864, the margin amounts to GBP 514,458 are disclosed in the cash at bank and bank overdraft balances on the combined statement of net assets.

The accompanying notes on pages 60 to 80 form an integral part of these financial statements.

Barclays MultiManager Portfolio 5

Portfolio Statement

As at 31 August 2019 (expressed in GBP)

All securities held are shares in investment funds unless otherwise stated.

Investments	Holdings	Market Value GBP	% of Net Asset Value
Investment funds: 94.01%			
Barclays UK Lower Cap Fund†	61,587	229,603	0.77
GlobalAccess Asia Pacific (ex-Japan) Fund*	904,000	2,465,471	8.32
GlobalAccess Emerging Market Debt Fund*	621,916	659,782	2.23
GlobalAccess Emerging Market Equity Fund*	5,285,633	4,518,388	15.24
GlobalAccess Emerging Market Local Currency Debt Fund*	1,782,195	923,402	3.12
GlobalAccess Europe (ex-UK) Alpha Fund*	1,711,906	3,156,789	10.65
GlobalAccess Global Corporate Bond Fund*	792,500	789,569	2.66
GlobalAccess Global Government Bond Fund*	1,053,100	1,123,161	3.79
GlobalAccess Global High Yield Bond Fund*	1,432,300	1,344,270	4.53
GlobalAccess Japan Fund*	2,023,900	2,424,566	8.18
GlobalAccess UK Alpha Fund*	185,788	378,457	1.28
GlobalAccess UK Opportunities Fund*	177,053	529,269	1.79
GlobalAccess US Equity Fund*	207,300	5,761,191	19.44
GlobalAccess US Small & Mid Cap Equity Fund*	1,628,000	2,772,249	9.35
iShares MSCI Eastern Europe Capped Fund UCITS ETF	7,341	148,766	0.50
iShares MSCI EM Latin America Fund UCITS ETF	22,169	310,251	1.04
M&G Investment Funds 7 - Global Floating Rate High Yield Fund	350,000	332,185	1.12
Total investment funds		27,867,369	94.01
Portfolio of Investments			
(cost GBP 25,082,059)		27,867,369	94.01
Unrealised gains on future contracts: 0.39%#			
Emini Russell 2000 Index Mini Future Expiry September 2019	(24)	43,010	0.15
S&P 500 Emini Index Future Expiry September 2019	34	41,592	0.14
Topix Index Future Expiry September 2019	(7)	28,971	0.10
US 10 Year Note Future Expiry December 2019	(4)	257	-
Total unrealised gains on futures contracts		113,830	0.39
Unrealised losses on future contracts (0.01%)#			
Euro Stoxx 50 Future Expiry September 2019	(5)	(2,215)	(0.01)
Total unrealised losses on futures contracts		(2,215)	(0.01)
Total net unrealised gain on futures contracts		111,615	0.38
Unrealised gains on forward foreign exchange contracts: 0.04%			
Sold Euro For Sterling - Maturing 06/09/2019	€514,039		
	£472,897	8,072	0.03
Sold Japanese Yen For Sterling - Maturing 06/09/2019	¥102,296,982		
	£795,089	3,738	0.01
Sold US Dollars For Sterling - Maturing 06/09/2019	\$860,866		
	£708,482	1,609	-
Sold Euro For Sterling - Maturing 17/09/2019	€142,598		
	£129,392	403	-
Total unrealised gains on forward foreign exchange contracts		13,822	0.04

*Barclays MultiManager Portfolio 5**Portfolio Statement (continued)*

As at 31 August 2019 (expressed in GBP)

Investments	Holdings	Market Value GBP	% of Net Asset Value
Unrealised losses on forward foreign exchange contracts: (1.18%)			
Sold Sterling For Euro - Maturing 17/09/2019	£13,821,658		
	€14,921,462	(324,178)	(1.09)
Sold Sterling For US Dollars - Maturing 17/09/2019	£3,060,962		
	\$3,704,477	(20,500)	(0.07)
Sold Sterling For Euro - Maturing 06/09/2019	£289,390		
	€311,846	(7,401)	(0.02)
Total unrealised losses on forward foreign exchange contracts		(352,079)	(1.18)
Total net unrealised loss on forward foreign exchange contracts		(338,257)	(1.14)
Total portfolios§		27,640,727	93.25
Other net assets		2,001,303	6.75
Total net assets		29,642,030	100.00

Goldman Sachs International is the counterparty to these open futures contracts.

Barclays Bank UK PLC and Union Bank of Switzerland are the counterparties to these open forward foreign exchange contracts.

§ Including derivative assets and liabilities.

† This fund forms part of Barclays Multi-Manager Fund (UK Series 2).

* These funds form part of Barclays Multi-Manager Funds PLC.

The absolute commitment on futures contracts in amounts to GBP 6,869,111, the margin amounts to GBP 276,720 are disclosed in the cash at bank and bank overdraft balances on the combined statement of net assets.

The accompanying notes on pages 60 to 80 form an integral part of these financial statements.

（２）【2018年８月31日に終了した会計年度】

【貸借対照表】

パークレイズ・ポートフォリオ

2018年８月31日現在合算純資産計算書

		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 1		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 2		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 3	
	注記	2018年 8 月31日現在 (ボンド)	(千円)	2018年 8 月31日現在 (ボンド)	(千円)	2018年 8 月31日現在 (ボンド)	(千円)
資産							
投資有価証券 (時価)	2(c)	16,422,334	2,322,939	78,871,862	11,156,425	137,159,499	19,401,211
為替先渡契約に かかる未実現利益	2(g)	9,001	1,273	73,167	10,349	49,051	6,938
先物契約にかかる 未実現利益	2(e)	-	-	-	-	-	-
現金預金		46,779	6,617	290,674	41,116	480,492	67,966
投資有価証券 売却未収金		33,388	4,723	-	-	-	-
ファンド株式 発行未収金		-	-	39,604	5,602	490,354	69,361
未収配当金		-	-	-	-	-	-
その他資産		271,079	38,344	424,289	60,016	629,488	89,041
資産合計		16,782,581	2,373,896	79,699,596	11,273,508	138,808,884	19,634,517
負債							
為替先渡契約に かかる未実現損失	2(g)	222,158	31,424	635,593	89,905	785,269	111,076
先物契約にかかる 未実現損失	2(e)	-	-	-	-	-	-
当座借越		-	-	-	-	23,999	3,395
投資有価証券 購入未払金		-	-	-	-	-	-
ファンド株式 買戻未払金		-	-	3,593	508	90,238	12,764
その他未払金 および未払費用		58,847	8,324	181,353	25,652	293,510	41,517
負債合計		281,005	39,748	820,539	116,065	1,193,016	168,752
期末純資産		16,501,576	2,334,148	78,879,057	11,157,443	137,615,868	19,465,765

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

2018年 8 月31日現在合算純資産計算書（続き）

	注記	パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 4		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 5		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ 1	
		2018年 8 月31日現在		2018年 8 月31日現在		2018年 8 月31日現在	
		(ポンド)	(千円)	(ポンド)	(千円)	(ポンド)	(千円)
資産							
投資有価証券							
（時価）	2(c)	78,571,991	11,114,008	51,120,133	7,230,943	72,356,167	10,234,780
為替先渡契約に							
かかる未実現利益	2(g)	23,497	3,324	33,290	4,709	1,203	170
先物契約にかかる							
未実現利益	2(e)	-	-	-	-	86,188	12,191
現金預金		191,940	27,150	503,830	71,267	6,158,479	871,117
投資有価証券							
売却未収金		-	-	-	-	-	-
ファンド株式							
発行未収金		97,557	13,799	-	-	-	-
未収配当金		-	-	-	-	33,559	4,747
その他資産		411,430	58,197	477,961	67,608	4,451	630
資産合計		79,296,415	11,216,478	52,135,214	7,374,526	78,640,047	11,123,635
負債							
為替先渡契約に							
かかる未実現損失	2(g)	430,187	60,850	175,033	24,758	499,204	70,612
先物契約にかかる							
未実現損失	2(e)	-	-	-	-	15,819	2,238
当座借越		-	-	-	-	77,495	10,962
投資有価証券							
購入未払金		931,527	131,764	376,404	53,242	-	-
ファンド株式							
買戻未払金		-	-	19,620	2,775	335,422	47,445
その他未払金							
および未払費用		167,187	23,649	118,564	16,771	200,257	28,326
負債合計		1,528,901	216,263	689,621	97,547	1,128,197	159,583
期末純資産		77,767,514	11,000,215	51,445,593	7,276,979	77,511,850	10,964,051

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

2018年 8 月31日現在合算純資産計算書（続き）

		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ 2		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ 3		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ 4	
	注記	2018年 8 月31日現在 (ボンド)	(千円)	2018年 8 月31日現在 (ボンド)	(千円)	2018年 8 月31日現在 (ボンド)	(千円)
資産							
投資有価証券							
(時価)	2(c)	156,608,522	22,152,275	396,997,607	56,155,312	87,810,611	12,420,811
為替先渡契約に							
かかる未実現利益	2(g)	3,303	467	16,806	2,377	4,032	570
先物契約にかかる							
未実現利益	2(e)	95,214	13,468	838,752	118,641	410,425	58,055
現金預金		8,631,171	1,220,879	13,411,054	1,896,994	8,901,431	1,259,107
投資有価証券							
売却未収金		-	-	-	-	-	-
ファンド株式							
発行未収金		58,967	8,341	6,239	883	971	137
未収配当金		26,046	3,684	-	-	-	-
その他資産		18,335	2,593	41,791	5,911	12,233	1,730
資産合計		165,441,558	23,401,708	411,312,249	58,180,118	97,139,703	13,740,411
負債							
為替先渡契約に							
かかる未実現損失	2(g)	1,108,243	156,761	2,679,390	379,000	667,645	94,438
先物契約にかかる							
未実現損失	2(e)	58,054	8,212	717,377	101,473	181,200	25,631
当座借越		37,160	5,256	785,042	111,044	229,225	32,424
投資有価証券							
購入未払金		-	-	-	-	-	-
ファンド株式							
買戻未払金		1,989	281	45,014	6,367	5,200	736
その他未払金							
および未払費用		640,944	90,662	1,641,730	232,223	428,401	60,597
負債合計		1,846,390	261,172	5,868,553	830,107	1,511,671	213,826
期末純資産		163,595,168	23,140,537	405,443,696	57,350,011	95,628,032	13,526,585

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

2018年 8 月31日現在合算純資産計算書（続き）

		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ 5		リキッド・ オルタナティブ・ ストラテジーズ		合 算	
	注記	2018年 8 月31日現在 (ポンド)	(千円)	2018年 8 月31日現在 (ポンド)	(千円)	2018年 8 月31日現在 (ポンド)	(千円)
資産							
投資有価証券 (時価)	2(c)	34,273,819	4,848,032	377,945,019	53,460,323	1,488,137,564	210,497,058
為替先渡契約に かかる未実現利益	2(g)	1,412	200	17	2	214,779	30,380
先物契約にかかる 未実現利益	2(e)	197,072	27,876	-	-	1,627,651	230,231
現金預金		4,246,180	600,622	22,458,678	3,176,780	65,320,708	9,239,614
投資有価証券 売却未収金		-	-	219	31	33,607	4,754
ファンド株式 発行未収金		-	-	826,338	116,886	1,520,030	215,008
未収配当金		-	-	-	-	59,605	8,431
その他資産		98,743	13,967	22	3	2,389,822	338,040
資産合計		38,817,226	5,490,697	401,230,293	56,754,025	1,559,303,766	220,563,518
負債							
為替先渡契約に かかる未実現損失	2(g)	255,969	36,207	194,025	27,445	7,652,716	1,082,477
先物契約にかかる 未実現損失	2(e)	72,190	10,211	-	-	1,044,640	147,764
当座借越		190,149	26,897	21,520	3,044	1,364,590	193,021
投資有価証券 購入未払金		-	-	-	-	1,307,931	185,007
ファンド株式 買戻未払金		-	-	1,513,786	214,125	2,014,862	285,002
その他未払金 および未払費用		216,228	30,585	763,577	108,008	4,710,598	666,314
負債合計		734,536	103,900	2,492,908	352,622	18,095,337	2,559,585
期末純資産		38,082,690	5,386,797	398,737,385	56,401,403	1,541,208,429	218,003,932

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

【損益計算書】

パークレイズ・ポートフォリオ

2018年8月31日に終了した事業年度の合算損益計算書

		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 1		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 2		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 3	
		2018年8月31日に 終了した年度		2018年8月31日に 終了した年度		2018年8月31日に 終了した年度	
	注記	(ポンド)	(千円)	(ポンド)	(千円)	(ポンド)	(千円)
収益							
受取配当金							
(純額)	2(d)	175,907	24,882	1,345,673	190,345	2,662,788	376,651
銀行利息	2(d)	-	-	-	-	-	-
収益合計		175,907	24,882	1,345,673	190,345	2,662,788	376,651
費用							
管理報酬	3(a)	67,807	9,591	385,322	54,504	666,912	94,335
管理事務代行報酬							
および保管銀行報酬	5(a)	59,203	8,374	94,871	13,420	109,868	15,541
年次税	4	7,699	1,089	36,708	5,192	63,619	8,999
専門家報酬		16,661	2,357	16,661	2,357	16,661	2,357
取締役報酬		497	70	2,628	372	4,292	607
為替ヘッジ							
運用会社報酬	5(c)	-	-	-	-	-	-
当座借越利息		407	58	1,002	142	565	80
税務・法務報酬		2,365	335	2,365	335	2,365	335
公告手数料		5,053	715	14,017	1,983	22,521	3,186
一般費用		3,552	502	10,561	1,494	26,304	3,721
費用合計		163,244	23,091	564,135	79,797	913,107	129,159
費用の免除 / 返還	5(b)	(107,196)	(15,163)	(196,883)	(27,849)	(292,112)	(41,319)
投資収益(純額)		119,859	16,954	978,421	138,398	2,041,793	288,812
投資有価証券、 先物契約および 為替先渡契約に かかる実現利益 / (損失)(純額)		192,153	27,180	(21,660)	(3,064)	96,630	13,668
投資有価証券に かかる未実現評価 (損) / 益の変動 (純額)		(154,767)	(21,892)	(89,889)	(12,715)	2,607,699	368,859
為替先渡契約に かかる未実現 評価益の変動 (純額)		8,166	1,155	166,338	23,529	217,852	30,815
先物契約にかかる 未実現評価益の 変動(純額)		-	-	-	-	-	-
運用による資産の 変動(純額)		165,411	23,397	1,033,210	146,148	4,963,974	702,154

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

2018年8月31日に終了した事業年度の合算損益計算書（続き）

		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 4		パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 5		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ 1	
		2018年8月31日に 終了した年度		2018年8月31日に 終了した年度		2018年8月31日に 終了した年度	
	注記	(ポンド)	(千円)	(ポンド)	(千円)	(ポンド)	(千円)
収益							
受取配当金 (純額)	2(d)	1,368,630	193,593	1,086,127	153,633	1,140,595	161,337
銀行利息	2(d)	-	-	-	-	6,604	934
収益合計		1,368,630	193,593	1,086,127	153,633	1,147,199	162,271
費用							
管理報酬	3(a)	326,164	46,136	248,788	35,191	472,719	66,866
管理事務代行報酬							
および保管銀行報酬	5(a)	82,019	11,602	73,445	10,389	106,534	15,069
年次税	4	34,739	4,914	27,554	3,898	41,257	5,836
専門家報酬		16,661	2,357	16,661	2,357	16,661	2,357
取締役報酬		2,407	340	1,712	242	2,448	346
為替ヘッジ							
運用会社報酬	5(c)	-	-	-	-	12,429	1,758
当座借越利息		522	74	-	-	-	-
税務・法務報酬		2,365	335	2,365	335	2,365	335
公告手数料		12,718	1,799	9,414	1,332	13,676	1,934
一般費用		14,643	2,071	9,013	1,275	13,909	1,967
費用合計		492,238	69,627	388,952	55,017	681,998	96,469
費用の免除／返還	5(b)	(178,955)	(25,313)	(136,676)	(19,333)	-	-
投資収益（純額）		1,055,347	149,279	833,851	117,948	465,201	65,803
投資有価証券、 先物契約および 為替先渡契約に かかる実現利益 (純額)		1,166,778	165,041	2,500,080	353,636	1,593,638	225,420
投資有価証券に かかる未実現評価 益／（損）の変動 (純額)		1,969,258	278,552	(321,515)	(45,478)	(2,431,606)	(343,951)
為替先渡契約に かかる未実現評価 （損）の変動 (純額)		(67,426)	(9,537)	(225,524)	(31,900)	(1,292,576)	(182,835)
先物契約にかかる 未実現評価益の 変動（純額）		-	-	-	-	47,628	6,737
運用による資産の 変動（純額）		4,123,957	583,334	2,786,892	394,206	(1,617,715)	(228,826)

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

2018年8月31日に終了した事業年度の合算損益計算書（続き）

		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ 2		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ 3		パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ 4	
		2018年8月31日に 終了した年度		2018年8月31日に 終了した年度		2018年8月31日に 終了した年度	
	注記	(ポンド)	(千円)	(ポンド)	(千円)	(ポンド)	(千円)
収益							
受取配当金 (純額)	2(d)	3,063,125	433,279	7,102,164	1,004,601	1,628,863	230,403
銀行利息	2(d)	3,160	447	14,380	2,034	-	-
収益合計		3,066,285	433,726	7,116,544	1,006,635	1,628,863	230,403
費用							
管理報酬	3(a)	1,996,066	282,344	5,552,161	785,353	1,356,836	191,924
管理事務代行報酬							
および保管銀行報酬	5(a)	134,914	19,084	231,654	32,767	118,416	16,750
年次税	4	86,877	12,289	215,671	30,507	54,293	7,680
専門家報酬		16,661	2,357	16,661	2,357	16,661	2,357
取締役報酬		5,186	734	13,126	1,857	3,230	457
為替ヘッジ							
運用会社報酬	5(c)	21,665	3,065	48,775	6,899	11,378	1,609
当座借越利息		-	-	-	-	-	-
税務・法務報酬		2,365	335	2,365	335	2,365	335
公告手数料		28,335	4,008	61,423	8,688	16,428	2,324
一般費用		29,482	4,170	76,679	10,846	19,623	2,776
費用合計		2,321,551	328,383	6,218,515	879,609	1,599,230	226,211
費用の免除 / 返還	5(b)	-	-	-	-	-	-
投資収益（純額）		744,734	105,343	898,029	127,026	29,633	4,192
投資有価証券、 先物契約および 為替先渡契約に かかる実現利益 (純額)		7,593,025	1,074,033	28,973,017	4,098,233	10,821,787	1,530,742
投資有価証券に かかる未実現評価 (損)の変動 (純額)		(8,443,146)	(1,194,283)	(19,943,544)	(2,821,014)	(7,048,823)	(997,056)
為替先渡契約に かかる未実現評価 (損)の変動 (純額)		(1,854,214)	(262,279)	(4,271,673)	(604,228)	(818,061)	(115,715)
先物契約にかかる 未実現評価益 / (損)の変動 (純額)		50,863	7,195	(178,078)	(25,189)	128,143	18,126
運用による資産の 変動（純額）		(1,908,738)	(269,991)	5,477,751	774,828	3,112,679	440,288

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

2018年8月31日に終了した事業年度の合算損益計算書（続き）

	注記	パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ 5		リキッド・ オルタナティブ・ ストラテジーズ		合 算	
		2018年8月31日に 終了した年度		2018年8月31日に 終了した年度		2018年8月31日に 終了した年度	
		(ポンド)	(千円)	(ポンド)	(千円)	(ポンド)	(千円)
収益							
受取配当金							
（純額）	2(d)	553,500	78,293	19,950	2,822	20,147,322	2,849,839
銀行利息	2(d)	477	67	-	-	24,621	3,483
収益合計		553,977	78,360	19,950	2,822	20,171,943	2,853,321
費用							
管理報酬	3(a)	629,465	89,038	1,707,276	241,494	13,409,516	1,896,776
管理事務代行報酬							
および保管銀行報酬	5(a)	86,121	12,182	157,309	22,251	1,254,354	177,428
年次税	4	21,099	2,984	121,417	17,174	710,933	100,561
専門家報酬		16,661	2,357	16,654	2,356	183,264	25,923
取締役報酬		1,269	180	12,164	1,721	48,959	6,925
為替ヘッジ							
運用会社報酬	5(c)	5,907	836	-	-	100,154	14,167
当座借越利息		-	-	13,167	1,862	15,663	2,216
税務・法務報酬		2,365	335	2,365	335	26,015	3,680
公告手数料		7,932	1,122	55,652	7,872	247,169	34,962
一般費用		8,884	1,257	74,073	10,478	286,723	40,557
費用合計		779,703	110,289	2,160,077	305,543	16,282,750	2,303,195
費用の免除／返還	5(b)	(29,473)	(4,169)	-	-	(941,295)	(133,146)
投資（損失）／							
収益（純額）		(196,253)	(27,760)	(2,140,127)	(302,721)	4,830,488	683,273
投資有価証券、							
先物契約および							
為替先渡契約に							
かかる実現利益							
（純額）		3,976,868	562,528	1,299,250	183,779	58,191,566	8,231,197
投資有価証券に							
かかる未実現							
評価（損）の							
変動（純額）		(2,457,931)	(347,674)	(820,492)	(116,059)	(37,134,756)	(5,252,711)
為替先渡契約に							
かかる未実現							
評価（損）の							
変動（純額）		(508,662)	(71,950)	(88,805)	(12,561)	(8,734,585)	(1,235,507)
先物契約にかかる							
未実現評価益の							
変動（純額）		80,934	11,448	-	-	129,490	18,316
運用による資産の							
変動（純額）		894,956	126,592	(1,750,174)	(247,562)	17,282,203	2,444,568

添付の注記は本財務諸表と不可分です。

財務諸表に対する注記

2018年8月31日に終了した会計年度

1. ファンドの概要

パークレイズ・ポートフォリオ（以下「ファンド」といいます。）は、商業会社に関する1915年8月10日法（改正済）の規定に基づき、2006年10月13日に変動資本を有する投資法人として設立され、投資信託／投資法人に関する2010年12月17日法（改正済）のパートIに従って、投資信託／投資法人の公式リストに登録されているオープンエンド型の投資法人です。

ファンドは、個別の資産および負債を有する複数のサブ・ファンド（以下、それぞれを「サブ・ファンド」といいます。）から構成される、変動株式資本を有するアンブレラ型投資法人であり、各サブ・ファンドは、特定の投資目的を有する異なる資産ポートフォリオに関係しています。各サブ・ファンドの資産は、ファンドの帳簿上、ファンドの他の資産から分離されています。

2018年8月31日現在、ファンドは以下の通貨建の11のサブ・ファンドを運用しています。

サブ・ファンド	通貨
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 1	ポンド
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 2	ポンド
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 3	ポンド
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 4	ポンド
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 5	ポンド
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 1	ポンド
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 2	ポンド
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 3	ポンド
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 4	ポンド
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 5	ポンド
リキッド・オルタナティブ・ストラテジーズ	ポンド

円建の株式を提供しないリキッド・オルタナティブ・ストラテジーズを除き、各サブ・ファンドは、ポンド建、米ドル建、ユーロ建および円建の株式クラスを提供しています。

ファンドは、ファンドとパークレイズ・アセット・マネジメント・リミテッド（以下「BAML」といいます。）との間の管理会社契約に基づき、BAMLをファンドの管理会社（以下「管理会社」といいます。）に任命しました。BAMLは、取締役会の全般的な監督に従い、ファンドに対するポートフォリオ管理およびリスク管理業務、管理業務ならびに販売業務の提供、ならびに、より一般的には、管理会社契約に詳細に規定されるファンドの日々の業務運営に責任を負います。

管理会社は、欧州議会および欧州理事会の指令2009 / 65 / EC（随時行われる改正を含み、「指令」といいます。）のサービス提供の自由の条項に基づいて、ファンドの管理会社として行為します。2010年法の関係規定（以下「2010年法規則」といいます。）に従い、管理会社は、その組織に関連して英国金融行動監視機構（FCA）規則（2010年法規則の目的上、管理会社の本国加盟国の規則にあたります。）を遵守することが要求されますが、それには業務委託の取決め、リスク管理手続、慎重性規則・監督、管理会社が指令に基づき認可されたUCITSを管理・運用する際に適用される慎重性規則ならびに管理会社の報告要件が含まれます。FCA規則に従い、かつファンドの事前の承認を得た上で、管理会社は、その義務および権限の全部または一部をいかなる者またはいかなる事業体に対しても委託することができます。管理会社がファンドに対して当該機能を履行する責任は、かかる委託によって影響を受けないものとします。管理会社によ

る投資運用機能、販売機能および管理機能の委託に関する詳細な情報は、英文目論見書の該当箇所を参照してください。

管理会社は、管理会社とパークレイズ・インベストメント・ソリューションズ・リミテッドのウェルス・マネジメント部門との間の投資運用契約（随時行われる変更を含みます。）に基づき、同部門を投資運用会社に任命しています。

２．重要な会計方針の要約

（a）財務書類の表示

本財務書類は、投資信託／投資法人に関するルクセンブルグの法令規則およびルクセンブルグで一般に認められた会計原則（ルクセンブルグGAAP）に準拠して作成されています。

（b）通貨の取扱い

ファンドの報告通貨はポンドであり、ファンドの合算財務書類はポンド表示です。しかし、ファンドは、ポンド以外の通貨建ての資産に投資する場合があります。各サブ・ファンドの原資産の通貨エクスポージャーは、為替変動に対する保護の一手段として、該当サブ・ファンドの基準通貨にヘッジすることができます。

外国通貨による取引は、取引日における実勢為替レートで換算されます。

サブ・ファンドの報告通貨以外の通貨で表示されるサブ・ファンドのすべての資産および負債は、2018年8月31日の中央ヨーロッパ時間午後11時現在における入手可能な直近の為替レートにより該当サブ・ファンドの報告通貨に換算されています。

これらの科目の換算より生じる為替差益または差損は、運用実績の決定の際に考慮されます。

ポンド	2018年8月31日現在
ユーロ	1.117100
香港ドル	10.201583
日本円	144.122780
米ドル	1.299750
スイスフラン	1.256980

（c）投資有価証券の評価

英文目論見書に従い、本財務書類の目的上、2018年8月31日現在の評価が使用されています。

公設証券取引所への上場が認められている有価証券またはその他規制された市場で取引されている有価証券は、2018年8月31日の中央ヨーロッパ時間午後11時現在における入手可能な直近の市場価格の仲値で評価されています。

オープンエンド型の投資信託／投資法人により発行される受益証券／株式への投資の評価額は、その入手可能な直近の1口／1株当たりの純資産価格とします。

上場取引投資信託／投資法人により発行される受益証券／株式への投資の評価額は、証券取引所において入手可能な直近の1口／1株当たりの価格とします。

有価証券が複数の規制された市場に上場されている場合、当該有価証券の評価は、当該有価証券の主要市場である取引所または当該有価証券の評価に最も公正な基準を提供する取引所より入手した価格を用いて決定されます。

2018年8月31日現在サブ・ファンドのポートフォリオで保有される有価証券が証券取引所または規制された市場で値付または取引されていない場合、または規制された市場で値付または取引されているが、上記に従い決定された価格が入手できないかまたは当該有価証券の公正市場価額を表示していない場合には、その価格は、慎重かつ誠実に決定されるその推定換金価格を基に決定されます。

満期90日以内の流動性商品は、概ね時価に等しい償却原価法を用いて評価されます。

（d）収益の取扱い

サブ・ファンドの資産には、投資先ファンドからの収益が含まれます。この収益は、関連する源泉税を控除した上で、配当落ち日に認識されます。

預金利息は発生主義で認識されます。

（e）先物契約

ファンドの投資戦略の一環として、ファンドは、先物契約を締結することができます。先物契約の締結の際に差入れられる当初証拠金は、合算純資産計算書の現金預金に含まれます。先物契約は、2018年8月31日現在における反対売買決済コストで評価され、合算純資産計算書および投資明細表に記載されます。未決済の先物契約にかかる未実現利益または損失は、取引日の契約価格と、当該日の中央ヨーロッパ時間午後11時現在の時価の差額として毎日計算されます。投資明細表に開示されるように、約定額は、欧州証券市場監督局（ESMA）により公表されるガイドラインに従い計算され、各金融商品の原資産に対する同等ポジションの市場価値を表しています。

（f）投資有価証券にかかる実現利益または損失（純額）

売却された投資有価証券にかかる実現利益または損失（純額）は、平均原価法で決定されます。

（g）為替先渡契約

為替先渡契約は、満期までの残存期間について、2018年8月31日の中央ヨーロッパ時間午後11時現在の適用先渡レートで評価され、合算純資産計算書および投資明細表に表示されます。

為替先渡契約から生じる利益または損失は、当該契約の決済時点までは未実現利益または損失として表示され、かかる決済時点で当該利益または損失が実現されたものとして報告されます。

（h）証券貸付取引

ファンドは、英文目論見書に記載される条件および制限に従ってのみ、有価証券の貸付取引を行うことができます。

ファンドにより貸し付けられた有価証券に支払われる収益は、当該有価証券の該当借主によりファンドに対し支払われます。

2018年8月31日現在、各サブ・ファンドに貸付有価証券はありません。また各サブ・ファンドは、当会計報告年度中に有価証券の貸付は行っておりません。

（i）分配金

ファンドは、以下の表に基づき、分配型株式を保有する各サブ・ファンドの株主に対し、通常、該当期間終了後2ヶ月以内に、分配金の支払いを宣言し、支払いを行います。

サブ・ファンド	分配金支払の頻度	該当期間末
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 1	毎月	毎月末
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 2	四半期毎	2月末、5月末 8月末、11月末
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 3	四半期毎	2月末、5月末 8月末、11月末
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 4	半期毎	2月末、8月末
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 5	半期毎	2月末、8月末
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 1	毎月	毎月末
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 2	四半期毎	2月末、5月末 8月末、11月末
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 3	四半期毎	2月末、5月末 8月末、11月末
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 4	半期毎	2月末、8月末
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 5	半期毎	2月末、8月末
リキッド・オルタナティブ・ストラテジーズ	年毎	8月末

分配金は、分配落ちの日にサブ・ファンドにより計上されます。

支払日から5年に亘り株主により請求のなかった分配金は、その権利を喪失し、該当サブ・ファンドに帰属します。

(j) 設立費用

その設立または組成に関連してファンドが負担した費用は、繰延され、5年の期間に亘り定額法で償却されます。これらの設立費用は「その他の資産」に含まれます。

3. 管理会社

(a) 管理報酬

管理会社契約に従い、また管理会社契約の要項を条件として、年次管理報酬は、各サブ・ファンドの各クラスの純資産額の割合とし、適切な領収書で裏付けられる費用と共に支払われます。投資運用会社および販売会社の各報酬は、管理報酬から支払われます。管理会社は、ファンドに対し、投資運用会社、副投資運用会社および販売会社にファンドの資産から直接これらの報酬を支払うことを指示することができます。かかる場合には、管理会社に支払われるべき管理報酬はそれに応じて減額されます。管理報酬は、各クラスの日々の純資産価額に基づき毎日発生し、四半期毎（またはファンドとの間で合意されるそれより長い期間毎）に後払いされます。

管理会社契約の規定に従い、管理会社は、以下に定める年率による報酬を受領する権利を有します。当該報酬は各サブ・ファンドの日々の純資産価額に基づき、毎日発生します。当該報酬は四半期毎に後払いで支払われます。

サブ・ファンド	管理報酬の料率				
	クラス A	クラス C	クラス I	クラス R	クラス Y
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 1	0.55%	0.45%	0.50%まで	0.30%	-
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 2	1.10%	0.70%	0.50%まで	0.35%	-
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 3	1.25%	0.75%	0.50%まで	0.35%	-
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 4	1.25%	0.75%	0.50%まで	0.35%	-
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 5	1.25%	0.75%	0.50%まで	0.35%	-
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 1	0.60%	0.50%	0.35%まで	0.45%	-
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 2	1.35%	0.95%	0.40%まで	0.75%	-

管理報酬の料率

サブ・ファンド	クラスA	クラスC	クラスI	クラスR	クラスY
パークレイズ・マルチマネジャー・ ポートフォリオ 3	1.50%	1.00%	0.50%まで	0.75%	2.00%まで
パークレイズ・マルチマネジャー・ ポートフォリオ 4	1.50%	1.00%	0.50%まで	0.75%	2.00%まで
パークレイズ・マルチマネジャー・ ポートフォリオ 5	1.50%	1.00%	0.50%まで	0.75%	2.00%まで
リキッド・オルタナティブ・ ストラテジーズ	1.00%まで	-	-	0.50%	-

(b) 投資先ファンドの管理報酬

各サブ・ファンドが投資する投資先ファンドについて、投資先ファンドの投資運用会社は、最大で下記の年率による管理報酬を受領することができます。

	管理報酬の年率 (%)
Barclays UK Equity Income Fund†	0.75
Barclays UK Lower Cap Fund†	0.90
BlackRock Strategic Funds - BlackRock Global Event Driven Fund	0.50
Boussard & Gavaudan SICAV - Absolute Return Fund	1.00
DB Platinum IV Systematic Alpha Fund	0.95
GlobalAccess Emerging Market Debt Fund*	0.70
GlobalAccess Emerging Market Equity Fund*	0.95
GlobalAccess Emerging Market Local Currency Debt Fund*	0.75
GlobalAccess Europe (ex-UK) Alpha Fund*	0.75
GlobalAccess Global Corporate Bond Fund*	0.55
GlobalAccess Global Equity Income Fund*	0.75
GlobalAccess Global Government Bond Fund*	0.45
GlobalAccess Global High Yield Bond Fund*	0.70
GlobalAccess Global Short Duration Bond Fund*	0.55
GlobalAccess Japan Fund*	0.80
GlobalAccess Pacific Rim (ex-Japan) Fund*	0.75
GlobalAccess UK Alpha Fund*	0.75
GlobalAccess UK Opportunities Fund*	0.75
GlobalAccess US Equity Fund*	0.50
GlobalAccess US Small & Mid Cap Equity Fund*	0.90
GlobalAccess US Value Fund*	0.65
HI Numen Credit Fund	1.50
Institutional Cash Series Plc - Institutional Sterling Liquidity Fund	0.75
iShares \$ Corporate Bond UCITS ETF	0.20
iShares \$ Treasury Bond 1-3yr UCITS ETF USD (Acc)	0.20
iShares \$ Treasury Bond 1-3yr UCITS ETF USD (Dist)	0.20
iShares Core £ Corporate Bond UCITS ETF	0.20
iShares Core € Corporate Bond UCITS ETF	0.20
iShares Core EURO STOXX 50 UCITS ETF	0.10
iShares Core FTSE 100 UCITS ETF	0.07
iShares Core MSCI EM IMI UCITS ETF	0.18
iShares Core MSCI Japan IMI UCITS ETF	0.20
iShares Core MSCI Pacific ex-Japan UCITS ETF	0.20
iShares Core S&P 500 UCITS ETF	0.07
iShares Emerging Markets Government Bond Index Fund	0.20
iShares Emerging Markets Index Fund	0.30
iShares Emerging Markets Local Government Bond UCITS ETF	0.50

管理報酬の年率

(%)

iShares € Govt Bond 1-3yr UCITS ETF	0.20
iShares € Govt Bond 1-3yr UCITS ETF GBP	0.20
iShares Euro Government Bond Index Fund	0.10
iShares Euro Investment Grade Corporate Bond Index Fund	0.15
iShares Europe ex-UK Index Fund	0.30
iShares Global Corporate Bond Fund UCITS ETF	0.25
iShares Global Government Bond UCITS ETF	0.20
iShares Global High Yield Corporate Bond UCITS ETF	0.50
iShares Japan Index Fund	0.30
iShares MSCI Eastern Europe Capped Fund UCITS ETF	0.74
iShares MSCI EM Latin America Fund UCITS ETF	0.74
iShares North America Index Fund	0.30
iShares Pacific Index Fund	0.30
iShares S&P 500 Minimum Volatility UCITS ETF	0.20
iShares UK Credit Bond Index Fund	0.15
iShares UK Gilts 0-5yr UCITS ETF	0.20
iShares UK Index Fund	0.30
iShares US Corporate Bond Index Fund	該当なし
iShares US Index Fund	0.30
iShares USD Treasury Bond 1-3 Year Fund UCITS ETF Distributing	0.20
iShares US Index Fund	0.30
iShares World Ex-Euro Government Bond Index Fund	該当なし
Janus Henderson Horizon Pan European Alpha Fund	1.00
Janus Henderson UK Absolute Return Fund	1.00
Legg Mason Western Asset Macro Opportunities Bond Fund	1.00
LFIS Vision UCITS Credit	1.63
Lyxor Russell 1000 Growth UCITS ETF	1.40
Majedie Asset Tortoise Fund	1.50
Royal London Cash Plus Fund	0.12
Schroder Absolute UK Dynamic Fund	1.00
Schroder GAIA Egerton Equity Fund	1.25
Schroder GAIA Two Sigma Diversified Fund	1.40
U Access IRL Trend Macro Fund	1.50
Veritas Global Real Return Fund	0.85

† これらのファンドはパークレイズ・マルチマネジャー・ファンド（UKシリーズ2）の一部を構成します。

* これらのファンドはパークレイズ・マルチマネジャー・ファンド・ピーエルシーの一部を構成します。

4. 税金

現行法令の下では、ファンドの収益またはキャピタル・ゲインに対してルクセンブルグの税金は課税されません。ただし、ファンドには、各サブ・ファンドの純資産価額に対して、各暦四半期末で計算され支払われる、年率0.05%の料率による年次税（taxe d'abonnement）が課税されます。ただし、すでに当該税金の対象となっている他のルクセンブルグの投資信託／投資法人への各サブ・ファンドの投資には課税されず、支払われません。

各サブ・ファンドの機関投資家向けのクラス株式については、年次税の年率は0.01%に軽減されます。

各サブ・ファンドが受領する配当収益および利息収益は、発行国において回収不能な源泉税の対象となる場合があります。

５．サブ・ファンドの費用

（a）管理事務代行報酬および保管銀行報酬

当年度中、ノーザン・トラスト・ルクセンブルグ・マネジメント・カンパニー・エス・エイは、ファンドと同社との間の管理事務代行契約に従い、管理事務代行会社、登録・名義書換代行会社、所在地事務代行会社として行いました。

当年度中、ノーザン・トラスト・グローバル・サービシズ・ピーエルシー、ルクセンブルグ支店は、ファンドと同社との間の保管および支払代行契約に従い、その資産の保管銀行兼支払代行会社として行いました。

管理事務代行会社および保管銀行は、各サブ・ファンドの純資産価額の年率0.25%を上限とする総額の年次報酬を受領する権利を有します。管理事務代行会社は、通常の商業的レートにより、一定の立替払費用、名義書換代行報酬、財務書類の作成費用および登録報酬を受領する権利を有します。保管銀行は、通常の商業的レートにより、副保管報酬、取引手数料および立替払費用の弁済をファンドから受ける権利を有します。管理事務代行会社および保管銀行の報酬は、各サブ・ファンドの日々の純資産価額に基づき毎日発生し、各サブ・ファンドの資産の中から毎月後払いされます。

（b）費用の上限

管理会社は、サブ・ファンドのすべての管理事務費用として以下のファンドに16bpsの上限を設けることに合意しています（管理料、代行手数料、登録料、および保管料）。上限は日々計算され、費用はサブ・ファンドに返金されます。

パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 1

パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 2

パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 3

パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 4

パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 5

管理会社は、以下のサブ・ファンドの各株式クラスの全費用について自主的に上限を設けることに合意しています。かかる費用の上限は以下の通りです。

ファンド	クラスA（％）	クラスC（％）	クラスR（％）
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 1	0.65	0.55	0.45
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 2	1.35	0.85	0.45
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 3	1.35	0.85	0.45
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 4	1.35	0.85	0.45
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 5	1.35	0.85	0.45

上限は損益計算書の「費用の免除／返還」系列項目に開示されております。

BAMLは、定期的に、サブ・ファンドに対して追加経費の払戻しを行います。

（c）為替ヘッジ運用会社報酬

当年度中、投資運用会社は、ファンドおよびサブ・ファンドに為替ヘッジ業務を提供しました。

為替ヘッジ運用会社は、為替ヘッジ付株式クラスに関して締結したすべての為替先渡契約の毎月の純通貨価額の0.10％を上限とする報酬を受領する権利を有します。為替ヘッジ付株式クラスによって負担される、為替ヘッジ運用会社の報酬を含むすべての費用ならびに為替ヘッジ取引の結果為替ヘッジ付株式クラスに発生した利益／損失は、該当するクラスに発生し、当該クラスに帰属／請求されます。

6．ソフト・コミッションの状況

投資運用会社および副投資運用会社は、ブローカーとソフト・コミッションの取り決めを結ぶことができ、これに基づき投資運用会社および副投資運用会社は、投資判断をサポートするため使用される特定の商品およびサービスを受領することができます。投資運用会社および副投資運用会社は、これらのサービスにつき直接支払いを行いませんが、各サブ・ファンドのために、ブローカーと合意した金額の取引を行います。各サブ・ファンドはこれらの取引につき手数料を支払います。各サブ・ファンドのために使用される商品およびサービスには以下が含まれます。

）経済的要因、傾向を含む調査および分析サービスならびに投資判断をサポートするために使用されるコンピューター・サービス

）顧客のために運用される投資有価証券に関連する保管サービス

）パフォーマンスおよび評価サービス

当年度中、ソフト・コミッションの取り決めはありませんでした。

7．関連当事者取引

管理会社、投資運用会社および副投資運用会社ならびにそれらの各関係者は、投資運用会社、副投資運用会社またはそれらの関係者が取り決めを結んだその他の者により、またはかかるその他の者を通じて取引を行うことができます。かかる取引（もし、あれば）は通常の業務の一部として、通常の商業的条件で実行されています。

８．希薄化

有価証券の評価は、注記２（ｃ）に記載される方法により評価されます。かかる評価の際にサブ・ファンドの資産の売買にかかる実際の費用が考慮される場合には、原投資対象の売買に係る取引手数料およびスプレッドにより差異が生じます。これらの費用はサブ・ファンドの評価に悪影響を与えるもので、「希薄化」と呼ばれています。

希薄化の影響を緩和するために、取締役会は、その裁量により、１株当たり純資産価格の希薄化調整を行うことができます。調整が必要となるか否かは、当該評価日における当該サブ・ファンドの申込みおよび買戻しの量によります。取締役会は、希薄化調整を行わなければ既存株主（申込みの場合）または残存株主（買戻しの場合）が悪影響を受けると判断した場合には、その裁量により、希薄化調整を行うことができます。希薄化調整は、サブ・ファンドが正味申込超過ポジションにある場合は、税金、手数料およびスプレッドを賄うために適切であると取締役会が判断する数値を１株当たり純資産価格に加算し、サブ・ファンドが正味買戻超過ポジションにある場合には、税金、手数料およびスプレッドを賄うために適切であると取締役会が判断する数値を１株当たり純資産価格から差し引きします。希薄化調整が行われた場合、該当サブ・ファンドが正味申込超過ポジションにある場合には価格が当該調整額分増加し、該当サブ・ファンドが正味買戻超過ポジションにある場合には価格が当該調整額分減少します。これは、日々の申込みと買戻しの数量に従って、毎日行われます。取締役会は、希薄化調整の規模に関して定期的な見直しを行います。

2018年８月31日現在、サブ・ファンドのパークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ４の純資産価額にスウィング・プライシングが適用されています。

2018年８月31日現在の合算純資産につきましては、スウィング・プライシング調整は適用を除外しています。

2018年８月31日現在の１株当たりの資産価格はスウィング・プライシング調整されています。

９．投資ポートフォリオの変動

投資ポートフォリオのすべての売買を記載した投資明細表がファンドの登記上の事務所に保管されています。当該明細表は、閲覧が可能であり、かつ写しを入手することができます。

[次へ](#)

10．分配

当期についての分配金は以下の通りです。

	クラス A - 分配型	クラス C - 分配型	クラス I - 分配型	クラス K - 分配型	クラス R - 分配型	クラス Y - 分配型
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 1						
ボンド建クラス						
2017年 9 月15日支払	0.016147	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.015995	該当なし†
2017年10月17日支払	0.045355	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.044943	該当なし†
2017年11月16日支払	0.007252	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.007186	該当なし†
2017年12月15日支払	0.006766	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.006704	該当なし†
2018年 1 月16日支払	0.012878	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.012765	該当なし†
2018年 2 月15日支払	0.009273	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.009194	該当なし†
2018年 3 月15日支払	0.012432	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.012329	該当なし†
2018年 4 月18日支払	0.012848	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.012782	該当なし†
2018年 5 月16日支払	0.009537	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.009488	該当なし†
2018年 6 月15日支払	0.005722	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.005693	該当なし†
2018年 7 月17日支払	0.010254	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.010185	該当なし†
2018年 8 月16日支払	0.009335	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.009270	該当なし†
米ドル建クラス						
2017年 9 月15日支払	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2017年10月17日支払	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2017年11月16日支払	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2017年12月15日支払	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2018年 1 月16日支払	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2018年 2 月15日支払	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2018年 3 月15日支払	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2018年 4 月18日支払	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2018年 5 月16日支払	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2018年 6 月15日支払	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2018年 7 月17日支払	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2018年 8 月16日支払	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
ユーロ建クラス						
2017年 9 月15日支払	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.016002	該当なし†
2017年10月17日支払	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.047810	該当なし†
2017年11月16日支払	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.007679	該当なし†
2017年12月15日支払	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.007079	該当なし†
2018年 1 月16日支払	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.013265	該当なし†
2018年 2 月15日支払	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.009688	該当なし†
2018年 3 月15日支払	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.012760	該当なし†
2018年 4 月18日支払	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.013362	該当なし†
2018年 5 月16日支払	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.009902	該当なし†
2018年 6 月15日支払	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.005932	該当なし†
2018年 7 月17日支払	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.010484	該当なし†
2018年 8 月16日支払	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.009475	該当なし†
円建クラス						
2017年 9 月15日支払	1.362400	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2017年10月17日支払	4.059900	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2017年11月16日支払	0.648543	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2017年12月15日支払	0.603771	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2018年 1 月16日支払	1.126171	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2018年 2 月15日支払	0.826400	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2018年 3 月15日支払	1.029333	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2018年 4 月18日支払	1.105700	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2018年 5 月16日支払	0.827717	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2018年 6 月15日支払	0.473917	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†

	クラス A - 分配型	クラス C - 分配型	クラス I - 分配型	クラス K - 分配型	クラス R - 分配型	クラス Y - 分配型
2018年 7 月17日支払	0.875525	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2018年 8 月16日支払	0.795260	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 2						
ボンド建クラス						
2017年 9 月15日支払	0.098280	0.105786	該当なし†	該当なし†	0.114453	該当なし†
2017年12月15日支払	0.056663	0.061049	該当なし†	該当なし†	0.066099	該当なし†
2018年 3 月15日支払	0.045097	0.048660	該当なし†	該当なし†	0.052751	該当なし†
2018年 6 月15日支払	0.056844	0.061394	該当なし†	該当なし†	0.066606	該当なし†
米ドル建クラス						
2017年 9 月15日支払	0.101350	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.098153	該当なし†
2017年12月15日支払	0.061925	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.060072	該当なし†
2018年 3 月15日支払	0.047271	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.046001	該当なし†
2018年 6 月15日支払	0.057045	該当なし†	該当なし†	該当なし†	0.055597	該当なし†
ユーロ建クラス						
2017年 9 月15日支払	0.078464	0.096324	該当なし†	該当なし†	0.095586	該当なし†
2017年12月15日支払	0.049131	0.060414	該当なし†	該当なし†	0.059922	該当なし†
2018年 3 月15日支払	0.037246	0.045930	該当なし†	該当なし†	0.045495	該当なし†
2018年 6 月15日支払	0.047332	0.057865	該当なし†	該当なし†	0.058470	該当なし†
円建クラス						
2017年 9 月15日支払	8.020781	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2017年12月15日支払	4.971890	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2018年 3 月15日支払	3.618660	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2018年 6 月15日支払	4.585189	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 3						
ボンド建クラス						
2016年 9 月15日支払	0.105313	0.116342	該当なし†	該当なし†	0.106577	該当なし†
2016年12月15日支払	0.077198	0.085374	該当なし†	該当なし†	0.078275	該当なし†
2017年 3 月15日支払	0.054121	0.059944	該当なし†	該当なし†	0.055026	該当なし†
2017年 6 月15日支払	0.069948	0.077553	該当なし†	該当なし†	0.071247	該当なし†
米ドル建クラス						
2017年 9 月15日支払	0.087538	0.087573	該当なし†	該当なし†	0.116000	該当なし†
2017年12月15日支払	0.067615	0.067701	該当なし†	該当なし†	0.089759	該当なし†
2018年 3 月15日支払	0.045575	0.045741	該当なし†	該当なし†	0.060671	該当なし†
2018年 6 月15日支払	0.056402	0.056656	該当なし†	該当なし†	0.075208	該当なし†
ユーロ建クラス						
2017年 9 月15日支払	0.092104	0.114957	該当なし†	該当なし†	0.101393	該当なし†
2017年12月15日支払	0.073455	0.091764	該当なし†	該当なし†	0.081016	該当なし†
2018年 3 月15日支払	0.049176	0.061530	該当なし†	該当なし†	0.054393	該当なし†
2018年 6 月15日支払	0.064037	0.080201	該当なし†	該当なし†	0.070960	該当なし†
円建クラス						
2017年 9 月15日支払	8.163667	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2017年12月15日支払	6.381791	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2018年 3 月15日支払	4.105896	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2018年 6 月15日支払	5.325830	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 4						
ボンド建クラス						
2017年 9 月15日支払	0.087254	0.108000	該当なし†	該当なし†	0.140569	該当なし†
2018年 3 月15日支払	0.040506	0.071704	該当なし†	該当なし†	0.104436	該当なし†
米ドル建クラス						
2017年 9 月15日支払	0.072740	0.133723	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2018年 3 月15日支払	0.034163	0.088910	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
ユーロ建クラス						
2017年 9 月15日支払	0.059927	該当なし†	該当なし†	該当なし†		該当なし†

	クラスA - 分配型	クラスC - 分配型	クラスI - 分配型	クラスK - 分配型	クラスR - 分配型	クラスY - 分配型
2018年 3 月15日支払 円建クラス	0.029857	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2017年 9 月15日支払	6.844729	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2018年 3 月15日支払	3.075489	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 5						
ボンド建クラス						
2017年 9 月15日支払	0.082445	0.130619	該当なし†	該当なし†	0.157969	該当なし†
2018年 3 月15日支払	0.037891	0.089753	該当なし†	該当なし†	0.122244	該当なし†
米ドル建クラス						
2017年 9 月15日支払	0.076876	0.144316	該当なし†	該当なし†	0.096748	該当なし†
2018年 3 月15日支払	0.029447	0.112619	該当なし†	該当なし†	0.118682	該当なし†
ユーロ建クラス						
2017年 9 月15日支払	該当なし†	0.119325	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2018年 3 月15日支払	該当なし†	0.087815	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
円建クラス						
2017年 9 月15日支払	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2018年 3 月15日支払	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 1						
ボンド建クラス						
2017年 9 月15日支払	0.016251	0.016389	該当なし†	該当なし†	0.016522	該当なし†
2017年10月17日支払	0.009855	0.009941	該当なし†	該当なし†	0.010022	該当なし†
2017年11月16日支払	0.010712	0.010805	該当なし†	該当なし†	0.010894	該当なし†
2017年12月15日支払	0.012299	0.012406	該当なし†	該当なし†	0.012508	該当なし†
2018年 1 月16日支払	0.009253	0.009336	該当なし†	該当なし†	0.009414	該当なし†
2018年 2 月15日支払	0.009885	0.009974	該当なし†	該当なし†	0.010057	該当なし†
2018年 3 月15日支払	0.012653	0.012768	該当なし†	該当なし†	0.012874	該当なし†
2018年 4 月18日支払	0.008105	0.008180	該当なし†	該当なし†	0.008249	該当なし†
2018年 5 月16日支払	0.009461	0.009548	該当なし†	該当なし†	0.009629	該当なし†
2018年 6 月15日支払	0.012779	0.012898	該当なし†	該当なし†	0.013006	該当なし†
2018年 7 月16日支払	0.012960	0.013084	該当なし†	該当なし†	0.013195	該当なし†
2018年 8 月16日支払	0.013832	0.013964	該当なし†	該当なし†	0.014083	該当なし†
米ドル建クラス						
2017年 9 月15日支払	0.015525	0.018251	該当なし†	該当なし†	0.015644	該当なし†
2017年10月16日支払	0.009825	0.011554	該当なし†	該当なし†	0.009904	該当なし†
2017年11月16日支払	0.010561	0.012421	該当なし†	該当なし†	0.010647	該当なし†
2017年12月15日支払	0.012149	0.014288	該当なし†	該当なし†	0.012247	該当なし†
2018年 1 月17日支払	0.008863	0.010424	該当なし†	該当なし†	0.008938	該当なし†
2018年 2 月15日支払	0.010052	0.011824	該当なし†	該当なし†	0.010138	該当なし†
2018年 3 月15日支払	0.012345	0.014522	該当なし†	該当なし†	0.012450	該当なし†
2018年 4 月17日支払	0.007998	0.009409	該当なし†	該当なし†	0.008069	該当なし†
2018年 5 月16日支払	0.009166	0.010785	該当なし†	該当なし†	0.009248	該当なし†
2018年 6 月15日支払	0.011858	0.013950	該当なし†	該当なし†	0.011963	該当なし†
2018年 7 月17日支払	0.012468	0.014672	該当なし†	該当なし†	0.012583	該当なし†
2018年 8 月16日支払	0.013195	0.015527	該当なし†	該当なし†	0.013317	該当なし†
ユーロ建クラス						
2017年 9 月15日支払	0.014593	0.017206	該当なし†	該当なし†	0.014942	該当なし†
2017年10月17日支払	0.009717	0.011460	該当なし†	該当なし†	0.009953	該当なし†
2017年11月16日支払	0.010582	0.012480	該当なし†	該当なし†	0.010838	該当なし†
2017年12月15日支払	0.011839	0.013963	該当なし†	該当なし†	0.012125	該当なし†
2018年 1 月17日支払	0.008647	0.010200	該当なし†	該当なし†	0.008860	該当なし†
2018年 2 月15日支払	0.009373	0.011057	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2018年 3 月15日支払	0.011858	0.013989	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2018年 4 月18日支払	0.007709	0.009096	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2018年 5 月16日支払	0.008991	0.010609	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†

	クラス A - 分配型	クラス C - 分配型	クラス I - 分配型	クラス K - 分配型	クラス R - 分配型	クラス Y - 分配型
2018年 6 月15日支払	0.012085	0.014260	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2018年 7 月17日支払	0.012071	0.014247	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2018年 8 月16日支払	0.012778	0.015082	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
円建クラス						
2017年 9 月15日支払	1.662214	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2017年10月17日支払	1.079100	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2017年11月16日支払	1.168321	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2017年12月15日支払	1.320500	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2018年 1 月17日支払	0.952686	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2018年 2 月15日支払	1.042893	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2018年 3 月15日支払	1.260857	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2018年 4 月18日支払	0.847534	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2018年 5 月16日支払	0.997679	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2018年 6 月15日支払	1.278000	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2018年 7 月17日支払	1.337891	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2018年 8 月16日支払	1.429679	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†

パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 2

ボンド建クラス

2017年 9 月15日支払	0.573800	0.059905	該当なし†	該当なし†	0.061158	該当なし†
2017年12月15日支払	0.042729	0.044655	該当なし†	該当なし†	0.045612	該当なし†
2018年 3 月15日支払	0.036803	0.038501	該当なし†	該当なし†	0.039346	該当なし†
2018年 6 月15日支払	0.039022	0.040863	該当なし†	該当なし†	0.041782	該当なし†

米ドル建クラス

2017年 9 月15日支払	0.054395	0.065351	該当なし†	該当なし†	0.058041	該当なし†
2017年12月15日支払	0.042821	0.051497	該当なし†	該当なし†	0.045761	該当なし†
2018年 3 月15日支払	0.035709	0.042990	該当なし†	該当なし†	0.038218	該当なし†
2017年 6 月15日支払	0.036153	0.043573	該当なし†	該当なし†	0.038755	該当なし†

ユーロ建クラス

2017年 9 月15日支払	0.048590	0.049819	該当なし†	該当なし†	0.051824	該当なし†
2017年12月15日支払	0.040086	0.041143	該当なし†	該当なし†	0.042834	該当なし†
2018年 3 月15日支払	0.032721	0.033617	該当なし†	該当なし†	0.035022	該当なし†
2018年 6 月15日支払	0.035071	0.036068	該当なし†	該当なし†	0.037594	該当なし†

円建クラス

2017年 9 月15日支払	6.372220	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2017年12月15日支払	5.105791	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2018年 3 月15日支払	3.991642	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2018年 6 月15日支払	4.275987	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†

パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 3

ボンド建クラス

2017年 9 月15日支払	0.057384	0.060543	0.063789	該当なし†	0.062164	該当なし†
2017年12月15日支払	0.041498	0.043838	0.046252	該当なし†	0.045041	該当なし†
2018年 3 月15日支払	0.032471	0.034345	0.036285	該当なし†	0.035309	該当なし†
2018年 6 月15日支払	0.039955	0.042311	0.044765	該当なし†	0.043529	該当なし†

米ドル建クラス

2017年 9 月15日支払	0.054056	0.064501	該当なし†	該当なし†	0.058657	該当なし†
2017年12月15日支払	0.041347	0.049399	0.045586	該当なし†	0.044949	該当なし†
2018年 3 月15日支払	0.031323	0.037476	0.034952	該当なし†	0.034120	該当なし†
2018年 6 月15日支払	0.036848	0.044138	0.041220	該当なし†	0.040212	該当なし†

ユーロ建クラス

2017年 9 月15日支払	0.047266	0.050082	該当なし†	該当なし†	0.051369	該当なし†
2017年12月15日支払	0.037945	0.040255	該当なし†	該当なし†	0.041317	該当なし†
2018年 3 月15日支払	0.028107	0.029856	該当なし†	該当なし†	0.030664	該当なし†
2018年 6 月15日支払	0.034979	0.037202	該当なし†	該当なし†	0.038232	該当なし†

	クラスA - 分配型	クラスC - 分配型	クラスI - 分配型	クラスK - 分配型	クラスR - 分配型	クラスY - 分配型
円建クラス						
2017年9月15日支払	5.871452	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2017年12月15日支払	4.576342	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2018年3月15日支払	3.248321	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2018年6月15日支払	4.040578	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 4						
ボンド建クラス						
2017年9月15日支払	- *	0.022359	0.057567	該当なし†	0.039169	該当なし†
2018年3月15日支払	- *	- *	0.033278	該当なし†	0.012684	該当なし†
米ドル建クラス						
2017年9月15日支払	- *	0.020639	該当なし†	該当なし†	0.036843	該当なし†
2018年3月15日支払	- *	- *	該当なし†	該当なし†	0.012731	該当なし†
ユーロ建クラス						
2017年9月15日支払	- *	0.016946	該当なし†	該当なし†	0.031141	該当なし†
2018年3月15日支払	- *	- *	該当なし†	該当なし†	0.011419	該当なし†
円建クラス						
2017年9月15日支払	- *	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2018年3月15日支払	- *	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 5						
ボンド建クラス						
2017年9月15日支払	- *	- *	該当なし†	該当なし†	0.019376	該当なし†
2018年3月15日支払	- *	- *	該当なし†	該当なし†	- *	該当なし†
米ドル建クラス						
2017年9月15日支払	- *	該当なし†	- *	該当なし†	0.015720	該当なし†
2018年3月15日支払	- *	該当なし†	- *	該当なし†	- *	該当なし†
ユーロ建クラス						
2017年9月15日支払	- *	- *	該当なし†	該当なし†	0.012972	該当なし†
2018年3月15日支払	- *	- *	該当なし†	該当なし†	- *	該当なし†
円建クラス						
2017年9月15日支払	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
2018年3月15日支払	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†
リキッド・オルタナティブ・ストラテジーズ						
ボンド建クラス						
2017年9月15日支払	- *	該当なし†	該当なし†	該当なし†	- *	該当なし†
米ドル建クラス						
2017年9月15日支払	- *	該当なし†	該当なし†	該当なし†	- *	該当なし†
ユーロ建クラス						
2017年9月15日支払	- *	該当なし†	該当なし†	該当なし†	- *	該当なし†
円建クラス						
2017年9月15日支払	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†	該当なし†

* 費用が収益を上回ったため、当該株式クラスについては分配金はありませんでした。

† 支払日において、当該株式クラスにおいて株式は発行されていません。

累積型株式については分配金はありませんが、投資収益および発生利益は留保され、再投資されます。

[次へ](#)

11. 為替取引

本注記2（b）に記載のとおり、ファンドの報告通貨はポンドであり、すべてのサブ・ファンドはポンドを報告通貨として使用しています。ファンドまたは各サブ・ファンドは、報告通貨以外の通貨建の資産に投資することがあります。

各サブ・ファンドの原資産の通貨エクスポージャーは、為替変動に対する保護の一手段として、当該サブ・ファンドの報告通貨にヘッジされます。

ファンドは、各サブ・ファンド内に、同じ特徴を有するが当該サブ・ファンドの報告通貨以外の異なる通貨で表示される複数のクラスを設けることができます。報告通貨以外の通貨で表示されるファンド株式は、報告通貨に対してヘッジされます。

ファンドの一定のサブ・ファンドは、一定の株式クラスの通貨をヘッジする目的で為替取引を行うことがあります。これらの為替取引による損益は、各該当株式クラスに割当てられます。

2018年8月31日現在で保有する為替先渡契約は、各サブ・ファンドの投資明細表に記載されており、当該契約に附随する損益は、合算純資産計算書および合算純資産額変動計算書に含まれています。

12. 取引費用および仲介手数料

2017年9月1日から2018年8月31日までに発生した各サブ・ファンドの取引費用は、譲渡可能な有価証券、デリバティブまたはその他適格資産の購入または売却に関係します。取引費用には、手数料費用、決済手数料、仲介手数料および預託取引手数料を含みます。手数料費用、決済手数料および仲介手数料は、当年度の合算損益計算書の投資にかかる実現利益（純額）の一部に含まれています。預託取引手数料は、当年度の合算損益計算書の管理事務代行報酬および保管銀行報酬の一部に含まれています。2018年8月31日に終了した年度中に発生した取引費用は、以下の通りです。

サブ・ファンド	取引費用（ポンド）
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ1	693
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ2	4,562
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ3	2,260
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ4	1,381
パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ5	340
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ1	2,037
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ2	12,284
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ3	28,432
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ4	8,233
パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ5	3,456
リウィッド・オルタナティブ・ストラテジーズ	9

13．世界全体のエクスポージャー

本投資法人および投資マネジャーは、各サブ・ファンドのポジションのリスクおよびそれらが当該サブ・ファンドのリスクプロファイル全般に寄与する割合を常に監視し測定することを可能にするリスク管理プロセスを採用します。本投資法人および投資マネジャーは、適用ある場合、店頭デリバティブ商品の正確かつ独立した価格評価のための手続きを採用します。

投資マネジャーは、各サブ・ファンドの世界全体のエクスポージャーの決定に関して、コミットメント法を適用します。

14．当年度における重要事象

本投資法人の法定監査法人は、2017年11月22日付けで、エルヴィンガー・ホス・ブルーセン・ソシエテ・アノニム（ルクセンブルグ、L - 1340 ルクセンブルグ、プレイス・ウィンストン・チャーチル2）からアーレント・メーデルナッハ・エスエー（ルクセンブルグ、L - 2082 ルクセンブルグ、アベニュー・J F ケネディ41A）に変更されました。

ウィリアム・マッサット氏が、2017年9月18日付けで、本投資法人の取締役を辞任しました。フィリップ・ホス氏が2017年11月17日付けで本投資法人の取締役を辞任し、クロード・クレマー氏が2017年11月17日付けで本投資法人の取締役に任命されました。

2018年4月1日付けで、投資運用会社は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーからパークレイズ・インベストメント・ソリューションズ・リミテッドに変更されました。

15．後発事象

当年度末以降、取締役の意見において、2018年8月31日に終了した年度の財務書類に対する修正または当該財務書類における開示が要求される重大な事象は生じていません。

[次へ](#)

Financial Statements

Combined statement of Net Assets as at 31 August 2018

	Notes	Barclays GlobalBeta Portfolio 1 As at 31 August 2018 GBP	Barclays GlobalBeta Portfolio 2 As at 31 August 2018 GBP	Barclays GlobalBeta Portfolio 3 As at 31 August 2018 GBP	Barclays GlobalBeta Portfolio 4 As at 31 August 2018 GBP	Barclays GlobalBeta Portfolio 5 As at 31 August 2018 GBP	Barclays MultiManager Portfolio 1 As at 31 August 2018 GBP
Assets							
Investment at market value	2(c)	16,422,334	78,871,862	137,159,499	78,571,991	51,120,133	72,356,167
Unrealised gain on forward foreign exchange contracts	2(g)	9,001	73,167	49,051	23,497	33,290	1,203
Unrealised gain on futures contracts	2(e)	-	-	-	-	-	86,188
Cash at bank		46,779	290,674	480,492	191,940	503,830	6,158,479
Receivable for investments sold		33,388	-	-	-	-	-
Receivable for shares issued		-	39,604	490,354	97,557	-	-
Dividends receivable		-	-	-	-	-	-
Other assets		271,079	424,289	629,488	411,430	477,961	33,559
Total assets		16,782,581	79,699,596	138,808,884	79,296,415	52,135,214	78,640,047
Liabilities							
Unrealised loss on forward foreign exchange contracts	2(g)	222,158	635,593	785,269	430,187	175,033	499,204
Unrealised loss on futures contracts	2(e)	-	-	-	-	-	15,819
Bank overdraft		-	-	23,999	-	-	77,495
Payable for investments purchased		-	-	-	931,527	376,404	-
Payable for shares redeemed		-	3,593	90,238	-	19,620	335,422
Other payables and accrued expenses		58,847	181,353	293,510	167,187	118,564	200,257
Total liabilities		281,005	820,539	1,193,016	1,528,901	689,621	1,128,197
Net assets at the end of the year		16,501,576	78,879,057	137,615,868	77,767,514	51,445,593	77,511,850

The accompanying notes on pages 70 to 90 form an integral part of these financial statements.

BARCLAYS PORTFOLIOS SICAV AUDITED ANNUAL REPORT 2018

Financial Statements (continued)

Combined statement of Net Assets as at 31 August 2018 (continued)

	Notes	Barclays MultiManager Portfolio 2	Barclays MultiManager Portfolio 3	Barclays MultiManager Portfolio 4	Barclays MultiManager Portfolio 5	Liquid Alternative Strategies	Combined
		As at 31 August 2018	As at 31 August 2018	As at 31 August 2018	As at 31 August 2018	As at 31 August 2018	As at 31 August 2018
		GBP	GBP	GBP	GBP	GBP	GBP
Assets							
Investment at market value	2(c)	156,608,522	396,997,607	87,810,611	34,273,819	377,945,019	1,488,137,564
Unrealised gain on forward foreign exchange contracts	2(g)	3,303	16,806	4,032	1,412	17	214,779
Unrealised gain on futures contracts	2(e)	95,214	838,752	410,425	197,072	-	1,627,651
Cash at bank		8,631,171	13,411,054	8,901,431	4,246,180	22,458,678	65,320,708
Receivable for investments sold		-	-	-	-	219	33,607
Receivable for shares issued		58,967	6,239	971	-	826,338	1,520,030
Dividends receivable		26,046	-	-	-	-	59,605
Other assets		18,335	41,791	12,233	98,743	22	2,389,822
Total assets		165,441,558	411,312,249	97,139,703	38,817,226	401,230,293	1,559,303,766
Liabilities							
Unrealised loss on forward foreign exchange contracts	2(g)	1,108,243	2,679,390	667,645	255,969	194,025	7,652,716
Unrealised loss on futures contracts	2(e)	58,054	717,377	181,200	72,190	-	1,044,640
Bank overdraft		37,160	785,042	229,225	190,149	21,520	1,364,590
Payable for investments purchased		-	-	-	-	-	1,307,931
Payable for shares redeemed		1,989	45,014	5,200	-	1,513,786	2,014,862
Other payables and accrued expenses		640,944	1,641,730	428,401	216,228	763,577	4,710,598
Total liabilities		1,846,390	5,868,553	1,511,671	734,536	2,492,908	18,095,337
Net assets at the end of the year		163,595,168	405,443,696	95,628,032	38,082,690	398,737,385	1,541,208,429

The accompanying notes on pages 70 to 90 form an integral part of these financial statements.

BARCLAYS PORTFOLIOS SICAV AUDITED ANNUAL REPORT 2018

Financial Statements (continued)

Combined statement of Operations for the financial year ended 31 August 2018

	Notes	Barclays GlobalBeta Portfolio 1	Barclays GlobalBeta Portfolio 2	Barclays GlobalBeta Portfolio 3	Barclays GlobalBeta Portfolio 4	Barclays GlobalBeta Portfolio 5	Barclays MultiManager Portfolio 1
		Year ended 31 August 2018	Year ended 31 August 2018	Year ended 31 August 2018	Year ended 31 August 2018	Year ended 31 August 2018	Year ended 31 August 2018
		GBP	GBP	GBP	GBP	GBP	GBP
Income							
Net dividend income	2(d)	175,907	1,345,673	2,662,788	1,368,630	1,086,127	1,140,595
Bank interest	2(d)	-	-	-	-	-	6,604
Total income		175,907	1,345,673	2,662,788	1,368,630	1,086,127	1,147,199
Expenses							
Management fees	3(a)	67,807	385,322	666,912	326,164	248,788	472,719
Administration and depositary fees	5(a)	59,203	94,871	109,868	82,019	73,445	106,534
Taxe d'abonnement	4	7,699	36,708	63,619	34,739	27,554	41,257
Professional fees		16,661	16,661	16,661	16,661	16,661	16,661
Directors' fees		497	2,628	4,292	2,407	1,712	2,448
Currency hedging manager's fees	5(c)	-	-	-	-	-	12,429
Bank overdraft interest		407	1,002	565	522	-	-
Tax and legal fees		2,365	2,365	2,365	2,365	2,365	2,365
Publication fees		5,053	14,017	22,521	12,718	9,414	13,676
General expenses		3,552	10,561	26,304	14,643	9,013	13,909
Total expenses		163,244	564,135	913,107	492,238	388,952	681,998
Waiver/Reimbursement of expenses	5(b)	(107,196)	(196,883)	(292,112)	(178,955)	(136,676)	-
Net investment income		119,859	978,421	2,041,793	1,055,347	833,851	465,201
Net realised gain/(loss) on investments, futures contracts and forward foreign exchange contracts		192,153	(21,660)	96,630	1,166,778	2,500,080	1,593,638
Net change in unrealised (depreciation)/appreciation on investments		(154,767)	(89,889)	2,607,699	1,969,258	(321,515)	(2,431,606)
Net change in unrealised (depreciation)/appreciation on forward foreign exchange contracts		8,166	166,338	217,852	(67,426)	(225,524)	(1,292,576)
Net change in unrealised appreciation on futures contracts		-	-	-	-	-	47,628
Net fund movement from operations		165,411	1,033,210	4,963,974	4,123,957	2,786,892	(1,617,715)

The accompanying notes on pages 70 to 90 form an integral part of these financial statements.

BARCLAYS PORTFOLIOS SICAV AUDITED ANNUAL REPORT 2018

Financial Statements (continued)

Combined statement of Operations for the financial year ended 31 August 2018 (continued)

	Notes	Barclays MultiManager Portfolio 2	Barclays MultiManager Portfolio 3	Barclays MultiManager Portfolio 4	Barclays MultiManager Portfolio 5	Liquid Alternative Strategies	Combined
		Year ended 31 August 2018 GBP	Year ended 31 August 2018 GBP	Year ended 31 August 2018 GBP	Year ended 31 August 2018 GBP	Year ended 31 August 2018 GBP	Year ended 31 August 2018 GBP
Income							
Net dividend income	2(d)	3,063,125	7,102,164	1,628,863	553,500	19,950	20,147,322
Bank interest	2(d)	3,160	14,380	-	477	-	24,621
Total income		3,066,285	7,116,544	1,628,863	553,977	19,950	20,171,943
Expenses							
Management fees	3(a)	1,996,066	5,552,161	1,356,836	629,465	1,707,276	13,409,516
Administration and depositary fees	5(a)	134,914	231,654	118,416	86,121	157,309	1,254,354
Taxe d'abonnement	4	86,877	215,671	54,293	21,099	121,417	710,933
Professional fees		16,661	16,661	16,661	16,661	16,654	183,264
Directors' fees		5,186	13,126	3,230	1,269	12,164	48,959
Currency hedging manager's fees	5(c)	21,665	48,775	11,378	5,907	-	100,154
Bank overdraft interest		-	-	-	-	13,167	15,663
Tax and legal fees		2,365	2,365	2,365	2,365	2,365	26,015
Publication fees		28,335	61,423	16,428	7,932	55,652	247,169
General expenses		29,482	76,679	19,623	8,884	74,073	286,723
Total expenses		2,321,551	6,218,515	1,599,230	779,703	2,160,077	16,282,750
Waiver/Reimbursement of fees	5(b)	-	-	-	(29,473)	-	(941,295)
Net investment income/(loss)		744,734	898,029	29,633	(196,253)	(2,140,127)	4,830,488
Net realised gain on investments, futures contracts and forward foreign exchange contracts		7,593,025	28,973,017	10,821,787	3,976,868	1,299,250	58,191,566
Net change in unrealised depreciation on investments		(8,443,146)	(19,943,544)	(7,048,823)	(2,457,931)	(820,492)	(37,134,756)
Net change in unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts		(1,854,214)	(4,271,673)	(818,061)	(508,662)	(88,805)	(8,734,585)
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on futures contracts		50,863	(178,078)	128,143	80,934	-	129,490
Net fund movement from operations		(1,908,738)	5,477,751	3,112,679	894,956	(1,750,174)	17,282,203

The accompanying notes on pages 70 to 90 form an integral part of these financial statements.

BARCLAYS PORTFOLIOS SICAV AUDITED ANNUAL REPORT 2018

Notes to the Financial Statements

For the financial year ended 31 August 2018

1. Description of the Company

Barclays Portfolios SICAV (the "Company") is an open-ended investment company, incorporated as a Société d'Investissement à Capital Variable on 13 October 2006, under the provisions of the amended law of 10 August 1915 concerning commercial companies and registered on the official list of undertakings for collective investment pursuant to Part I of the amended law of 17 December 2010, relating to undertakings for collective investment.

The Company is an umbrella investment company with variable share capital comprising separate sub-funds of assets and liabilities (each a "Fund"), each of which relates to a different portfolio of assets with specific investment objectives. The assets of each Fund are segregated in the Company's books from the other assets of the Company.

As at 31 August 2018, the Company has eleven launched Funds denominated in the following currencies:

Funds	Currency
Barclays GlobalBeta Portfolio 1	GBP
Barclays GlobalBeta Portfolio 2	GBP
Barclays GlobalBeta Portfolio 3	GBP
Barclays GlobalBeta Portfolio 4	GBP
Barclays GlobalBeta Portfolio 5	GBP
Barclays MultiManager Portfolio 1	GBP
Barclays MultiManager Portfolio 2	GBP
Barclays MultiManager Portfolio 3	GBP
Barclays MultiManager Portfolio 4	GBP
Barclays MultiManager Portfolio 5	GBP
Liquid Alternative Strategies	GBP

Each Fund offers share classes in GBP, USD, EUR and JPY except for Liquid Alternative Strategies which does not offer shares in JPY.

The Company has appointed Barclays Asset Management Limited ("BAML") to serve as its management company (the "Management Company") pursuant to a Management Company Agreement between the Company and the Management Company. BAML is responsible, subject to the overall supervision of the Directors, for the provision of portfolio and risk management services, administrative services and marketing services to the Company, and more generally for the day-to-day management of the affairs of the Company as further described in the Management Company Agreement.

The Management Company acts as the management company of the Company under the freedom to provide services provisions of the Directive 2009/65/EC of the European Parliament and of the Council, as amended, supplemented, consolidated or otherwise modified from time to time (the "Directive"). In accordance with the relevant provisions of the 2010 Law (the "Regulations"), the Management Company will be required to comply with the Financial Conduct Authority ("FCA") Rules (being the rules of the Management Company's 'home member state' for the purposes of the Regulations) in relation to the organisation of the Management Company, including its delegation arrangements, risk management procedures, prudential rules and supervision, applicable prudential rules regarding the Management Company's management of UCITS authorised under the Directive and the Management Company's reporting requirements. In accordance with the FCA Rules and with the prior approval of the Company, the Management Company may delegate all or part of its duties and powers to any person or entity. The Management Company's liability to the Company for the performance of such functions shall not be affected by the delegation.

Notes to the Financial Statements (continued)

For the financial year ended 31 August 2018

1. Description of the Company (continued)

Please refer to the sections in the Prospectus for further information regarding the delegation by the Management Company of the investment management, distribution and administration functions.

The Management Company has appointed Barclays Investment Solutions Limited, Wealth Management division, as its investment manager pursuant to an Investment Management Agreement, as amended from time to time, between the Management Company and the Investment Manager.

2. Summary of Significant Accounting Policies

(a) Presentation of financial statements

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg regulations relating to undertakings for collective investment and Luxembourg Generally Accepted Accounting Principles ('Lux GAAP').

(b) Treatment of Currencies

The reporting currency of the Company is Sterling and the Company's combined financial statements are shown in Sterling. The Company may, however, invest in assets denominated in currencies other than Sterling. The currency exposure of the underlying assets of each Fund may be hedged back into the reference currency of the relevant Fund to provide an element of protection against currency fluctuation.

Transactions in foreign currencies are translated at the rate of exchange ruling on the date of the transaction.

All assets and liabilities of the Funds' expressed in a currency other than the Funds' reporting currency are translated into the relevant Fund's reporting currency at the last available exchange rate as of 11.00 p.m. Central European Time ("CET") on 31 August 2018.

The exchange gain or loss arising from the translation of these items is taken into account in the determination of the results of operations.

GBP	As at 31 August 2018
Euro	1.117100
Hong Kong dollar	10.201583
Japanese yen	144.122780
United States dollar	1.299750
Swiss Franc	1.256980

(c) Valuation of Investments

In accordance with the Prospectus, the valuation at 31 August 2018 has been used for the purpose of these Financial Statements.

Securities admitted to an official exchange listing in or dealt in on another regulated market are valued at the last available mid-market price as of 11.00 p.m. CET on 31 August 2018.

The value of any investment, which is a unit or share, issued by an open-ended collective investment undertaking shall be the latest available net asset value of such unit or share.

The value of any investment, which is a unit or share, issued by an exchange traded collective investment undertaking shall be the latest available stock exchange price of such unit or share.

Notes to the Financial Statements (continued)

For the financial year ended 31 August 2018

2. Summary of Significant Accounting Policies (continued)

(c) Valuation of Investments (continued)

If a security is listed on more than one regulated market, the value of the security will be determined using the price obtained from the exchange that is the main market for such a security or which provides the fairest criteria for valuing such securities.

In the event that any of the securities held in a Fund's portfolio on 31 August 2018 are not quoted or dealt in any stock exchange or regulated market or if, with respect to securities quoted or dealt in on a regulated market, the price, determined as described above, is not available or not representative of the fair market value of the relevant securities, the value thereof will be determined on the basis of the probable realisation value thereof determined prudently and in good faith.

Liquidity instruments with an original maturity of 90 days or less are valued using the amortised cost method, which approximates market value.

(d) Treatment of Income

The assets of the Funds include income from the underlying funds. This income is recognised on an ex-dividend date and is net of any related withholding tax.

Deposit interest is recognised on an accruals basis.

(e) Futures Contracts

As part of the Company's investment strategy, the Company may enter into futures contracts. Initial margin deposits made upon entering into futures contracts are included in cash at bank in the Combined Statement of Net Assets. Futures contracts are valued at the cost of closing out at 31 August 2018 and are shown on the Combined Statement of Net Assets and the Portfolio Statements. The unrealised gain or loss on open futures contracts is calculated as the difference between the contract price at trade date and the current day price at 11.00 p.m. CET on a daily basis. Commitment, as disclosed in the Portfolio Statements, has been calculated according to the guidelines issued by the European Securities and Market Authority ("ESMA") and represents the market value of an equivalent position in the assets underlying each financial instrument.

(f) Net Realised Gains or Losses on Investments

The net realised gain or loss on investment securities sold is determined on the average cost basis.

(g) Forward Foreign Exchange Contracts

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable on 31 August 2018 at 11.00 p.m. CET for the remaining period until maturity and are shown on the Combined Statement of Net Assets and the Portfolio Statements.

Gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are shown as unrealised gains or losses until the settlement of the contract when the gain or loss is reported as realised.

(h) Security Lending Transactions

The Company may engage in securities lending transactions only subject to the conditions and restrictions stated in the Prospectus.

Income paid on securities lent by the Company will be paid by the relevant borrower of such securities to the Company.

As of 31 August 2018, the Funds had no securities on loan and no securities were lent during the reported financial year.

Notes to the Financial Statements (continued)

For the financial year ended 31 August 2018

2. Summary of Significant Accounting Policies (continued)

(i) Distributions

The Company will declare and pay dividends to Shareholders of each Fund holding distribution shares on the basis set out below, usually within two months following the end of the relevant period.

Fund	Frequency of Dividend Payment	Relevant Period End
Barclays GlobalBeta Portfolio 1	Monthly	End of each month
Barclays GlobalBeta Portfolio 2	Quarterly	End of February, May, August and November
Barclays GlobalBeta Portfolio 3	Quarterly	End of February, May, August and November
Barclays GlobalBeta Portfolio 4	Half-yearly	End of February and August
Barclays GlobalBeta Portfolio 5	Half-yearly	End of February and August
Barclays MultiManager Portfolio 1	Monthly	End of each month
Barclays MultiManager Portfolio 2	Quarterly	End of February, May, August and November
Barclays MultiManager Portfolio 3	Quarterly	End of February, May, August and November
Barclays MultiManager Portfolio 4	Half-yearly	End of February and August
Barclays MultiManager Portfolio 5	Half-yearly	End of February and August
Liquid Alternative Strategies	Annually	End of August

Distributions are recorded by the Fund on the ex-dividend date.

Distributions which have remained unclaimed by Shareholders for over five years, will be forfeited to the benefit of the relevant Fund.

(j) Organisation Expenses

Costs incurred by the Company in connection with its organisation or formation are deferred and are being amortised on a straight-line basis over a five-year period. These organisation expenses are included in "Other assets".

3. Manager

(a) Management Fees

In accordance with and subject to the terms of the Management Company Agreement, the annual management fee will be a percentage of the net asset of each class of the relevant Fund, together with properly vouched expenses. Fees payable to the Investment Manager and Distributors will be payable out of the management fee. The management company may instruct the Company to pay any of these fees to the Investment Manager, Sub-Investment Manager and Distributors directly out of the assets of the Company. In such case, the management fee due to the management company is reduced accordingly. Such fee will be accrued daily based on the daily Net Asset Value of the relevant Class and will be paid quarterly in arrears or at such lengthier intervals as may be agreed with the Company.

Pursuant to the provisions of the Management Company Agreement, the Manager is entitled to a fee at the annual rates set out below. The fee will be accrued daily based on the daily Net Asset Value of the relevant Fund. Such fee will be paid on a quarterly basis in arrears.

Notes to the Financial Statements (continued)

For the financial year ended 31 August 2018

3. Manager (continued)

(a) Management Fees (continued)

Funds	Management fee rates				
	Class A	Class C	Class I	Class R	Class Y
Barclays GlobalBeta Portfolio 1	0.55%	0.45%	up to 0.50%	0.30%	-
Barclays GlobalBeta Portfolio 2	1.10%	0.70%	up to 0.50%	0.35%	-
Barclays GlobalBeta Portfolio 3	1.25%	0.75%	up to 0.50%	0.35%	-
Barclays GlobalBeta Portfolio 4	1.25%	0.75%	up to 0.50%	0.35%	-
Barclays GlobalBeta Portfolio 5	1.25%	0.75%	up to 0.50%	0.35%	-
Barclays MultiManager Portfolio 1	0.60%	0.50%	up to 0.35%	0.45%	-
Barclays MultiManager Portfolio 2	1.35%	0.95%	up to 0.40%	0.75%	-
Barclays MultiManager Portfolio 3	1.50%	1.00%	up to 0.50%	0.75%	up to 2.00%
Barclays MultiManager Portfolio 4	1.50%	1.00%	up to 0.50%	0.75%	up to 2.00%
Barclays MultiManager Portfolio 5	1.50%	1.00%	up to 0.50%	0.75%	up to 2.00%
Liquid Alternative Strategies	up to 1.00%	-	-	0.50%	-

(b) Management Fees of Underlying Funds

For the underlying funds in which the Funds invest, the investment manager of the underlying funds can receive a maximum annual management fee as detailed below:

	Annual Management fees in %
Barclays UK Equity Income Fund†	0.75%
Barclays UK Lower Cap Fund†	0.90%
BlackRock Strategic Funds - BlackRock Global Event Driven Fund	0.50%
Boussard & Gavaudan SICAV - Absolute Return Fund	1.00%
DB Platinum IV Systematic Alpha Fund	0.95%
GlobalAccess Emerging Market Debt Fund*	0.70%
GlobalAccess Emerging Market Equity Fund*	0.95%
GlobalAccess Emerging Market Local Currency Debt Fund*	0.75%
GlobalAccess Europe (ex-UK) Alpha Fund*	0.75%
GlobalAccess Global Corporate Bond Fund*	0.55%
GlobalAccess Global Equity Income Fund*	0.75%
GlobalAccess Global Government Bond Fund*	0.45%
GlobalAccess Global High Yield Bond Fund*	0.70%
GlobalAccess Global Short Duration Bond Fund*	0.55%
GlobalAccess Japan Fund*	0.80%
GlobalAccess Pacific Rim (ex-Japan) Fund*	0.75%
GlobalAccess UK Alpha Fund*	0.75%
GlobalAccess UK Opportunities Fund*	0.75%
GlobalAccess US Equity Fund*	0.50%
GlobalAccess US Small & Mid Cap Equity Fund*	0.90%
GlobalAccess US Value Fund*	0.65%
HI Numen Credit Fund	1.50%

Notes to the Financial Statements (continued)

For the financial year ended 31 August 2018

3. Manager (continued)

(b) Management Fees of Underlying Funds (continued)

For the underlying funds in which the Funds invest, the investment manager of the underlying funds can receive a maximum annual management fee as detailed below:

	Annual Management fees in %
Institutional Cash Series Plc - Institutional Sterling Liquidity Fund	0.75%
iShares \$ Corporate Bond UCITS ETF	0.20%
iShares \$ Treasury Bond 1-3yr UCITS ETF USD (Acc)	0.20%
iShares \$ Treasury Bond 1-3yr UCITS ETF USD (Dist)	0.20%
iShares Core E Corporate Bond UCITS ETF	0.20%
iShares Core E Corporate Bond UCITS ETF	0.20%
iShares Core EURO STOXX 50 UCITS ETF	0.10%
iShares Core FTSE 100 UCITS ETF	0.07%
iShares Core MSCI EM IMI UCITS ETF	0.18%
iShares Core MSCI Japan IMI UCITS ETF	0.20%
iShares Core MSCI Pacific ex-Japan UCITS ETF	0.20%
iShares Core S&P 500 UCITS ETF	0.07%
iShares Emerging Markets Government Bond Index Fund	0.20%
iShares Emerging Markets Index Fund	0.30%
iShares Emerging Markets Local Government Bond UCITS ETF	0.50%
iShares E Govt Bond 1-3yr UCITS ETF	0.20%
iShares E Govt Bond 1-3yr UCITS ETF GBP	0.20%
iShares Euro Government Bond Index Fund	0.10%
iShares Euro Investment Grade Corporate Bond Index Fund	0.15%
iShares Europe ex-UK Index Fund	0.30%
iShares Global Corporate Bond Fund UCITS ETF	0.25%
iShares Global Government Bond UCITS ETF	0.20%
iShares Global High Yield Corporate Bond UCITS ETF	0.50%
iShares Japan Index Fund	0.30%
iShares MSCI Eastern Europe Capped Fund UCITS ETF	0.74%
iShares MSCI EM Latin America Fund UCITS ETF	0.74%
iShares North America Index Fund	0.30%
iShares Pacific Index Fund	0.30%
iShares S&P 500 Minimum Volatility UCITS ETF	0.20%
iShares UK Credit Bond Index Fund	0.15%
iShares UK Gilts 0-5yr UCITS ETF	0.20%
iShares UK Index Fund	0.30%
iShares US Corporate Bond Index Fund	N/A
iShares US Index Fund	0.30%
iShares USD Treasury Bond 1-3 Year Fund UCITS ETF Distributing	0.20%
iShares US Index Fund	0.30%
iShares World Ex-Euro Government Bond Index Fund	N/A

Notes to the Financial Statements (continued)

For the financial year ended 31 August 2018

3. Manager (continued)

(b) Management Fees of Underlying Funds (continued)

For the underlying funds in which the Funds invest, the investment manager of the underlying funds can receive a maximum annual management fee as detailed below:

	Annual Management fees in %
Janus Henderson Horizon Pan European Alpha Fund	1.00%
Janus Henderson UK Absolute Return Fund	1.00%
Legg Mason Western Asset Macro Opportunities Bond Fund	1.00%
LFIS Vision UCITS Credit	1.63%
Lyxor Russell 1000 Growth UCITS ETF	1.40%
Majedie Asset Tortoise Fund	1.50%
Royal London Cash Plus Fund	0.12%
Schroder Absolute UK Dynamic Fund	1.00%
Schroder GAIA Egerton Equity Fund	1.25%
Schroder GAIA Two Sigma Diversified Fund	1.40%
U Access IRL Trend Macro Fund	1.50%
Veritas Global Real Return Fund	0.85%

† These funds form part of Barclays Multi-Manager Fund (UK Series 2).

* These funds form part of Barclays Multi-Manager Funds PLC.

4. Taxation

Under current legislation and regulations, the Company is not subject to Luxembourg taxes on income or capital gains. However, the Company is subject to a "taxe d'abonnement" on the net asset value of each Fund, at an annual rate of 0.05%, calculated and payable at the end of each calendar quarter provided that this tax is not applied to, and is not payable on, the investments of the Funds in other Luxembourg undertakings for collective investments which have already been subject to such tax.

For classes of Shares of Funds which are reserved for Institutional Investors, the "taxe d'abonnement" annual rate is reduced to 0.01%.

Dividend and interest income received by the Funds may be subject to non-recoverable withholding tax in the countries of origin.

5. Fund Expenses

(a) Administration and Depositary Fees

During the year, Northern Trust Luxembourg Management Company S.A. acted as Administrator, Registrar, Domiciliary and Transfer Agent, pursuant to an administration agreement between the Company and the Administrator.

During the year, Northern Trust Global Services PLC (Luxembourg Branch) acted as Depositary of its assets and Paying Agent pursuant to a Depositary and paying agent agreement between Company and the Depositary.

The Administrator and the Depositary were entitled to an aggregate annual fee not to exceed 0.25% of the net asset value of each Fund. The Administrator was entitled to certain out-of-pocket expenses, transfer agency fees, financial statement preparation charges and registrar fees at normal commercial rates. The Depositary was entitled to recover from the Company, sub-custody fees, transaction charges and out-of-pocket expenses at normal commercial rates. The fees of the Administrator and Depositary accrued daily based on the daily net asset value of each Fund and were paid monthly in arrears out of the assets of each Fund.

Notes to the Financial Statements (continued)

For the financial year ended 31 August 2018

5. Fund Expenses (continued)

(b) Cap on Expenses

The Management Company has agreed to cap all administrative expenses (administrative, transfer agency, registrar and custody fees) at 16bps for the Funds listed below. The cap is calculated daily and the expense is refunded to the Funds.

Barclays MultiManager Portfolio 1
Barclays MultiManager Portfolio 2
Barclays MultiManager Portfolio 3
Barclays MultiManager Portfolio 4
Barclays MultiManager Portfolio 5

The Management Company has agreed to cap on a voluntary basis all expenses at a share class level for the Funds listed below. The expenses are capped as follows:

Funds	Class A	Class C	Class R
Barclays GlobalBeta Portfolio 1	0.65%	0.55%	0.45%
Barclays GlobalBeta Portfolio 2	1.35%	0.85%	0.45%
Barclays GlobalBeta Portfolio 3	1.35%	0.85%	0.45%
Barclays GlobalBeta Portfolio 4	1.35%	0.85%	0.45%
Barclays GlobalBeta Portfolio 5	1.35%	0.85%	0.45%

These caps have been disclosed within the 'Waiver/Reimbursement of fees' line in the Statement of Operations.

Barclays Asset Management Limited will reimburse the Funds for any additional expenses on a regular basis.

(c) Currency Hedging Manager's Fees

During the year, the Investment Manager provided currency hedging services to the Company and the Funds.

The Currency Hedging Manager was entitled to a fee not to exceed 0.10% of the net monthly currency value of all forward foreign exchange contracts entered into in respect of the hedged share classes. All costs, including the fees of the Currency Hedging Manager, which were incurred by the hedged share classes and gains/losses which were made by the hedged share classes as a result of hedging transactions entered into were accrued and attributed/charged to the relevant class or classes.

6. Statement of Soft Commission

The Investment Manager and the Sub-Investment Manager can enter into soft commission arrangements with brokers, under which certain goods and services used to support investment decision-making, can be received by the Investment Manager and the Sub-Investment Manager. The Investment Manager and the Sub-Investment Manager would not make direct payment for these services, but would transact an agreed amount of business with the brokers on behalf of the Funds. Commission would be paid by the Funds on these transactions. The goods and services used for the Funds may include the following:

- i) Research and analytical services, including economic factors, trends and computer services used to support investment making decisions.
- ii) Safe custody services in relation to investments managed for clients.
- iii) Performance and valuation services.

During the year, there have been no soft commission arrangements.

Notes to the Financial Statements (continued)

For the financial year ended 31 August 2018

7. Related Party Transactions

The Management Company, the Investment Manager and the Sub-Investment Manager(s) and any of their respective connected persons may affect transactions by or through the agency of another person with whom the Investment Manager, the Sub-Investment Manager(s) or any of their Connected Persons have an arrangement. Such transactions, if any, have been entered into the ordinary course of business and on normal commercial terms.

8. Dilution

For valuation purposes, the securities are valued as outlined in note 2(c). When these values are taken into account with the actual cost of buying or selling assets for a Fund, differences arise due to dealing charges and spreads from buying and selling of the underlying investments. These costs have an adverse effect on the value of a Fund and are known as "dilution".

To mitigate the effects of dilution, the Directors may, at their discretion, make a dilution adjustment to the Net Asset Value per Share. The requirement to make any adjustment will depend on the volume of subscriptions and redemptions in the relevant Fund on the valuation day. The Directors may at their discretion make a dilution adjustment if, in their opinion, the existing Shareholders, in case of subscriptions, or the remaining Shareholders, in case of redemptions, might otherwise be adversely affected. The dilution adjustment will involve adding to, when a Fund is in a net subscription position, and deducting from, when a Fund is in a net redemption position, the Net Asset Value per Share such figure as the Directors consider represents an appropriate figure to meet duties, charges and spreads. Where a dilution adjustment is made, it will increase the price where the relevant Fund is in a net subscription position and decrease the price where the relevant Fund is in a net redemption position. This is a daily process, subject to the daily volume of subscriptions and redemptions. The Directors review on a periodic basis the size of the dilution adjustment.

As at 31 August 2018, swing pricing was applied on the Net Asset Value of the Sub-Fund Barclays GlobalBeta Portfolio 4.

The combined Net Assets as at 31 August 2018, as disclosed on page 45, exclude the swing price adjustment.

The Net Asset Value per Share as at 31 August 2018, as disclosed on pages 47 to 48 include the swing price adjustment.

9. Change in Investment Portfolio

The list containing all the sales and purchases of the investment portfolios is on deposit at the registered office of the Company where it may be inspected and copies may be obtained.

Notes to the Financial Statements (continued)

For the financial year ended 31 August 2018

10. Distributions

The distributions for the year were as follows:

Barclays GlobalBeta Portfolio 1					
	Class A - Distributions	Class C - Distributions	Class I - Distributions	Class K - Distributions	Class R - Distributions
GBP Classes					
Paid on 15 September 2017	0.016147	N/A†	N/A†	N/A†	0.015995
Paid on 17 October 2017	0.045355	N/A†	N/A†	N/A†	0.044943
Paid on 16 November 2017	0.007252	N/A†	N/A†	N/A†	0.007186
Paid on 15 December 2017	0.006766	N/A†	N/A†	N/A†	0.006704
Paid on 16 January 2018	0.012878	N/A†	N/A†	N/A†	0.012765
Paid on 15 February 2018	0.009273	N/A†	N/A†	N/A†	0.009194
Paid on 15 March 2018	0.012432	N/A†	N/A†	N/A†	0.012329
Paid on 18 April 2018	0.012848	N/A†	N/A†	N/A†	0.012782
Paid on 16 May 2018	0.009537	N/A†	N/A†	N/A†	0.009488
Paid on 15 June 2018	0.005722	N/A†	N/A†	N/A†	0.005693
Paid on 17 July 2018	0.010254	N/A†	N/A†	N/A†	0.010185
Paid on 16 August 2018	0.009335	N/A†	N/A†	N/A†	0.009270
USD Classes					
Paid on 15 September 2017	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 17 October 2017	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 16 November 2017	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 15 December 2017	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 16 January 2018	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 15 February 2018	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 15 March 2018	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 18 April 2018	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 16 May 2018	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 15 June 2018	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 17 July 2018	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 16 August 2018	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†

BARCLAYS PORTFOLIOS SICAV AUDITED ANNUAL REPORT 2018

Notes to the Financial Statements (continued)

For the financial year ended 31 August 2018

10. Distributions (continued)

The distributions for the year were as follows:

Barclays GlobalBeta Portfolio 1 (Continued)

	Class A - Distributions	Class C - Distributions	Class I - Distributions	Class K - Distributions	Class R - Distributions	Class Y - Distributions
EUR Classes						
Paid on 15 September 2017	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	0.016002	N/A†
Paid on 17 October 2017	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	0.047810	N/A†
Paid on 16 November 2017	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	0.007679	N/A†
Paid on 15 December 2017	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	0.007079	N/A†
Paid on 16 January 2018	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	0.013265	N/A†
Paid on 15 February 2018	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	0.009688	N/A†
Paid on 15 March 2018	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	0.012760	N/A†
Paid on 18 April 2018	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	0.013362	N/A†
Paid on 16 May 2018	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	0.009902	N/A†
Paid on 15 June 2018	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	0.005932	N/A†
Paid on 17 July 2018	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	0.010484	N/A†
Paid on 16 August 2018	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	0.009475	N/A†
JPY Classes						
Paid on 15 September 2017	1.362400	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 17 October 2017	4.059900	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 16 November 2017	0.648543	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 15 December 2017	0.603771	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 16 January 2018	1.126171	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 15 February 2018	0.826400	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 15 March 2018	1.029333	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 18 April 2018	1.105700	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 16 May 2018	0.827717	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 15 June 2018	0.473917	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 17 July 2018	0.875525	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 16 August 2018	0.795260	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†

BARCLAYS PORTFOLIOS SICAV AUDITED ANNUAL REPORT 2018

Notes to the Financial Statements (continued)

For the financial year ended 31 August 2018

10. Distributions (continued)

The distributions for the year were as follows:

	Class A - Distributions	Class C - Distributions	Class I - Distributions	Class K - Distributions	Class R - Distributions	Class Y - Distributions
Barclays GlobalBeta Portfolio 2						
GBP Classes						
Paid on 15 September 2017	0.098280	0.105786	N/A†	N/A†	0.114453	N/A†
Paid on 15 December 2017	0.056663	0.061049	N/A†	N/A†	0.066099	N/A†
Paid on 15 March 2018	0.045097	0.048660	N/A†	N/A†	0.052751	N/A†
Paid on 15 June 2018	0.056844	0.061394	N/A†	N/A†	0.066606	N/A†
USD Classes						
Paid on 15 September 2017	0.101350	N/A†	N/A†	N/A†	0.098153	N/A†
Paid on 15 December 2017	0.061925	N/A†	N/A†	N/A†	0.060072	N/A†
Paid on 15 March 2018	0.047271	N/A†	N/A†	N/A†	0.046001	N/A†
Paid on 15 June 2018	0.057045	N/A†	N/A†	N/A†	0.055597	N/A†
EUR Classes						
Paid on 15 September 2017	0.078464	0.096324	N/A†	N/A†	0.095586	N/A†
Paid on 15 December 2017	0.049131	0.060414	N/A†	N/A†	0.059922	N/A†
Paid on 15 March 2018	0.037246	0.045930	N/A†	N/A†	0.045495	N/A†
Paid on 15 June 2018	0.047332	0.057865	N/A†	N/A†	0.058470	N/A†
JPY Classes						
Paid on 15 September 2017	8.020781	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 15 December 2017	4.971890	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 15 March 2018	3.618660	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 15 June 2018	4.585189	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Barclays GlobalBeta Portfolio 3						
GBP Classes						
Paid on 15 September 2016	0.105313	0.116342	N/A†	N/A†	0.106577	N/A†
Paid on 15 December 2016	0.077198	0.085374	N/A†	N/A†	0.078275	N/A†
Paid on 15 March 2017	0.054121	0.059944	N/A†	N/A†	0.055026	N/A†
Paid on 15 June 2017	0.069948	0.077553	N/A†	N/A†	0.071247	N/A†

BARCLAYS PORTFOLIOS SICAV AUDITED ANNUAL REPORT 2018

Notes to the Financial Statements (continued)

For the financial year ended 31 August 2018

10. Distributions (continued)

The distributions for the year were as follows:

Barclays GlobalBeta Portfolio 3 (Continued)					
	Class A - Distributions	Class C - Distributions	Class I - Distributions	Class K - Distributions	Class Y - Distributions
USD Classes					
Paid on 15 September 2017	0.087538	0.087573	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 15 December 2017	0.067615	0.067701	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 15 March 2018	0.045575	0.045741	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 15 June 2018	0.056402	0.056656	N/A†	N/A†	N/A†
EUR Classes					
Paid on 15 September 2017	0.092104	0.114957	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 15 December 2017	0.073455	0.091764	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 15 March 2018	0.049176	0.061530	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 15 June 2018	0.064037	0.080201	N/A†	N/A†	N/A†
JPY Classes					
Paid on 15 September 2017	8.163667	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 15 December 2017	6.381791	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 15 March 2018	4.105896	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 15 June 2018	5.325830	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Barclays GlobalBeta Portfolio 4					
GBP Classes					
Paid on 15 September 2017	0.087254	0.108000	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 15 March 2018	0.040506	0.071704	N/A†	N/A†	N/A†
USD Classes					
Paid on 15 September 2017	0.072740	0.133723	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 15 March 2018	0.034163	0.088910	N/A†	N/A†	N/A†
EUR Classes					
Paid on 15 September 2017	0.059927	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 15 March 2018	0.029857	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
JPY Classes					
Paid on 15 September 2017	6.844729	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 15 March 2018	3.075489	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†

BARCLAYS PORTFOLIOS SICAV AUDITED ANNUAL REPORT 2018

Notes to the Financial Statements (continued)

For the financial year ended 31 August 2018

10. Distributions (continued)

The distributions for the year were as follows:

	Class A - Distributions	Class C - Distributions	Class I - Distributions	Class K - Distributions	Class R - Distributions	Class Y - Distributions
Barclays GlobalBeta Portfolio 5						
GBP Classes						
Paid on 15 September 2017	0.082445	0.130619	N/A†	N/A†	0.157969	N/A†
Paid on 15 March 2018	0.037891	0.089753	N/A†	N/A†	0.122244	N/A†
USD Classes						
Paid on 15 September 2017	0.076876	0.144316	N/A†	N/A†	0.096748	N/A†
Paid on 15 March 2018	0.029447	0.112619	N/A†	N/A†	0.118682	N/A†
EUR Classes						
Paid on 15 September 2017	N/A†	0.119325	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 15 March 2018	N/A†	0.087815	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
JPY Classes						
Paid on 15 September 2017	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 15 March 2018	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Barclays MultiManager Portfolio 1						
GBP Classes						
Paid on 15 September 2017	0.016251	0.016389	N/A†	N/A†	0.016522	N/A†
Paid on 17 October 2017	0.009855	0.009941	N/A†	N/A†	0.010022	N/A†
Paid on 16 November 2017	0.010712	0.010805	N/A†	N/A†	0.010894	N/A†
Paid on 15 December 2017	0.012299	0.012406	N/A†	N/A†	0.012508	N/A†
Paid on 16 January 2018	0.009253	0.009336	N/A†	N/A†	0.009414	N/A†
Paid on 15 February 2018	0.009885	0.009974	N/A†	N/A†	0.010057	N/A†
Paid on 15 March 2018	0.012653	0.012768	N/A†	N/A†	0.012874	N/A†
Paid on 18 April 2018	0.008105	0.008180	N/A†	N/A†	0.008249	N/A†
Paid on 16 May 2018	0.009461	0.009548	N/A†	N/A†	0.009629	N/A†
Paid on 15 June 2018	0.012779	0.012898	N/A†	N/A†	0.013006	N/A†
Paid on 16 July 2018	0.012960	0.013084	N/A†	N/A†	0.013195	N/A†
Paid on 16 August 2018	0.013832	0.013964	N/A†	N/A†	0.014083	N/A†

BARCLAYS PORTFOLIOS SICAV AUDITED ANNUAL REPORT 2018

Notes to the Financial Statements (continued)

For the financial year ended 31 August 2018

10. Distributions (continued)

The distributions for the year were as follows:

Barclays MultiManager Portfolio 1 (Continued)

USD Classes

Paid on 15 September 2017
Paid on 16 October 2017
Paid on 16 November 2017
Paid on 15 December 2017
Paid on 17 January 2018
Paid on 15 February 2018
Paid on 15 March 2018
Paid on 17 April 2018
Paid on 16 May 2018
Paid on 15 June 2018
Paid on 17 July 2018
Paid on 16 August 2018

EUR Classes

Paid on 15 September 2017
Paid on 17 October 2017
Paid on 16 November 2017
Paid on 15 December 2017
Paid on 17 January 2018
Paid on 15 February 2018
Paid on 15 March 2018
Paid on 18 April 2018
Paid on 16 May 2018
Paid on 15 June 2018
Paid on 17 July 2018
Paid on 16 August 2018

	Class A - Distributions	Class C - Distributions	Class I - Distributions	Class K - Distributions	Class R - Distributions	Class Y - Distributions
Paid on 15 September 2017	0.015525	0.018251	N/A†	N/A†	0.015644	N/A†
Paid on 16 October 2017	0.009825	0.011554	N/A†	N/A†	0.009904	N/A†
Paid on 16 November 2017	0.010561	0.012421	N/A†	N/A†	0.010647	N/A†
Paid on 15 December 2017	0.012149	0.014288	N/A†	N/A†	0.012247	N/A†
Paid on 17 January 2018	0.008863	0.010424	N/A†	N/A†	0.008938	N/A†
Paid on 15 February 2018	0.010052	0.011824	N/A†	N/A†	0.010138	N/A†
Paid on 15 March 2018	0.012345	0.014522	N/A†	N/A†	0.012450	N/A†
Paid on 17 April 2018	0.007998	0.009409	N/A†	N/A†	0.008069	N/A†
Paid on 16 May 2018	0.009166	0.010785	N/A†	N/A†	0.009248	N/A†
Paid on 15 June 2018	0.011858	0.013950	N/A†	N/A†	0.011963	N/A†
Paid on 17 July 2018	0.012468	0.014672	N/A†	N/A†	0.012583	N/A†
Paid on 16 August 2018	0.013195	0.015527	N/A†	N/A†	0.013317	N/A†
Paid on 15 September 2017	0.014593	0.017206	N/A†	N/A†	0.014942	N/A†
Paid on 17 October 2017	0.009717	0.011460	N/A†	N/A†	0.009953	N/A†
Paid on 16 November 2017	0.010582	0.012480	N/A†	N/A†	0.010838	N/A†
Paid on 15 December 2017	0.011839	0.013963	N/A†	N/A†	0.012125	N/A†
Paid on 17 January 2018	0.008647	0.010200	N/A†	N/A†	0.008860	N/A†
Paid on 15 February 2018	0.009373	0.011057	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 15 March 2018	0.011858	0.013989	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 18 April 2018	0.007709	0.009096	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 16 May 2018	0.008991	0.010609	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 15 June 2018	0.012085	0.014260	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 17 July 2018	0.012071	0.014247	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 16 August 2018	0.012778	0.015082	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†

Notes to the Financial Statements (continued)

For the financial year ended 31 August 2018

10. Distributions (continued)

The distributions for the year were as follows:

Barclays MultiManager Portfolio 1 (Continued)

	Class A - Distributions	Class C - Distributions	Class I - Distributions	Class K - Distributions	Class R - Distributions	Class Y - Distributions
JPY Classes						
Paid on 15 September 2017	1.662214	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 17 October 2017	1.079100	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 16 November 2017	1.168321	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 15 December 2017	1.320500	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 17 January 2018	0.952686	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 15 February 2018	1.042893	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 15 March 2018	1.260857	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 18 April 2018	0.847534	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 16 May 2018	0.997679	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 15 June 2018	1.278000	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 17 July 2018	1.337891	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 16 August 2018	1.429679	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Barclays MultiManager Portfolio 2						
GBP Classes						
Paid on 15 September 2017	0.573800	0.059905	N/A†	N/A†	0.061158	N/A†
Paid on 15 December 2017	0.042729	0.044655	N/A†	N/A†	0.045612	N/A†
Paid on 15 March 2018	0.036803	0.038501	N/A†	N/A†	0.039346	N/A†
Paid on 15 June 2018	0.039022	0.040863	N/A†	N/A†	0.041782	N/A†
USD Classes						
Paid on 15 September 2017	0.054395	0.065351	N/A†	N/A†	0.058041	N/A†
Paid on 15 December 2017	0.042821	0.051497	N/A†	N/A†	0.045761	N/A†
Paid on 15 March 2018	0.035709	0.042990	N/A†	N/A†	0.038218	N/A†
Paid on 15 June 2017	0.036153	0.043573	N/A†	N/A†	0.038755	N/A†

BARCLAYS PORTFOLIOS SICAV AUDITED ANNUAL REPORT 2018

Notes to the Financial Statements (continued)

For the financial year ended 31 August 2018

10. Distributions (continued)

The distributions for the year were as follows:

Barclays MultiManager Portfolio 2 (Continued)

	Class A - Distributions	Class C - Distributions	Class I - Distributions	Class K - Distributions	Class R - Distributions	Class Y - Distributions
EUR Classes						
Paid on 15 September 2017	0.048590	0.049819	N/A†	N/A†	0.051824	N/A†
Paid on 15 December 2017	0.040086	0.041143	N/A†	N/A†	0.042834	N/A†
Paid on 15 March 2018	0.032721	0.033617	N/A†	N/A†	0.035022	N/A†
Paid on 15 June 2018	0.035071	0.036068	N/A†	N/A†	0.037594	N/A†
JPY Classes						
Paid on 15 September 2017	6.372220	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 15 December 2017	5.105791	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 15 March 2018	3.991642	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 15 June 2018	4.275987	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Barclays MultiManager Portfolio 3						
GBP Classes						
Paid on 15 September 2017	0.057384	0.060543	0.063789	N/A†	0.062164	N/A†
Paid on 15 December 2017	0.041498	0.043838	0.046252	N/A†	0.045041	N/A†
Paid on 15 March 2018	0.032471	0.034345	0.036285	N/A†	0.035309	N/A†
Paid on 15 June 2018	0.039955	0.042311	0.044765	N/A†	0.043529	N/A†
USD Classes						
Paid on 15 September 2017	0.054056	0.064501	N/A†	N/A†	0.058657	N/A†
Paid on 15 December 2017	0.041347	0.049399	0.045586	N/A†	0.044949	N/A†
Paid on 15 March 2018	0.031323	0.037476	0.034952	N/A†	0.034120	N/A†
Paid on 15 June 2018	0.036848	0.044138	0.041220	N/A†	0.040212	N/A†
EUR Classes						
Paid on 15 September 2017	0.047266	0.050082	N/A†	N/A†	0.051369	N/A†
Paid on 15 December 2017	0.037945	0.040255	N/A†	N/A†	0.041317	N/A†
Paid on 15 March 2018	0.028107	0.029856	N/A†	N/A†	0.030664	N/A†
Paid on 15 June 2018	0.034979	0.037202	N/A†	N/A†	0.038232	N/A†

BARCLAYS PORTFOLIOS SICAV AUDITED ANNUAL REPORT 2018

Notes to the Financial Statements (continued)

For the financial year ended 31 August 2018

10. Distributions (continued)

The distributions for the year were as follows:

Barclays MultiManager Portfolio 3 (continued)

	Class A - Distributions	Class C - Distributions	Class I - Distributions	Class K - Distributions	Class R - Distributions	Class Y - Distributions
JPY Classes						
Paid on 15 September 2017	5,871,452	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 15 December 2017	4,576,342	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 15 March 2018	3,248,321	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 15 June 2018	4,040,578	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†

Barclays MultiManager Portfolio 4

GBP Classes						
Paid on 15 September 2017	.*	0.022359	0.057567	N/A†	0.039169	N/A†
Paid on 15 March 2018	.*	.*	0.033278	N/A†	0.012684	N/A†
USD Classes						
Paid on 15 September 2017	.*	0.020639	N/A†	N/A†	0.036843	N/A†
Paid on 15 March 2018	.*	.*	N/A†	N/A†	0.012731	N/A†
EUR Classes						
Paid on 15 September 2017	.*	0.016946	N/A†	N/A†	0.031141	N/A†
Paid on 15 March 2018	.*	.*	N/A†	N/A†	0.011419	N/A†
JPY Classes						
Paid on 15 September 2017	.*	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 15 March 2018	.*	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†

Barclays MultiManager Portfolio 5

GBP Classes						
Paid on 15 September 2017	.*	.*	N/A†	N/A†	0.019376	N/A†
Paid on 15 March 2018	.*	.*	N/A†	N/A†	.*	N/A†
USD Classes						
Paid on 15 September 2017	.*	N/A†	.*	N/A†	0.015720	N/A†
Paid on 15 March 2018	.*	N/A†	.*	N/A†	.*	N/A†

BARCLAYS PORTFOLIOS SICAV AUDITED ANNUAL REPORT 2018

Notes to the Financial Statements (continued)

For the financial year ended 31 August 2018

10. Distributions (continued)

The distributions for the year were as follows:

Barclays MultiManager Portfolio 5 (continued)

	Class A - Distributions	Class C - Distributions	Class I - Distributions	Class K - Distributions	Class R - Distributions	Class Y - Distributions
EUR Classes						
Paid on 15 September 2017	.*	.*	N/A†	N/A†	0.012972	N/A†
Paid on 15 March 2018	.*	.*	N/A†	N/A†	.*	N/A†
JPY Classes						
Paid on 15 September 2017	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Paid on 15 March 2018	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†
Liquid Alternative Strategies						
GBP Classes						
Paid on 15 September 2017	.*	N/A†	N/A†	N/A†	.*	N/A†
USD Classes						
Paid on 15 September 2017	.*	N/A†	N/A†	N/A†	.*	N/A†
EUR Classes						
Paid on 15 September 2017	.*	N/A†	N/A†	N/A†	.*	N/A†
JPY Classes						
Paid on 15 September 2017	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†	N/A†

*Due to expenses exceeding income, there was no distribution for these share classes.

† No shares in issue as at the payment date in this share class.

No distribution is declared on Accumulation shares but investment income and profit earned is retained and re-invested.

Notes to the Financial Statements (continued)

For the financial year ended 31 August 2018

11. Foreign Exchange Transactions

As stated in Note 2(b), the reporting currency of the Company is Sterling and all Funds use Sterling as their reporting currency. The Company or the Funds may invest in assets denominated in currencies other than their reporting currency.

The currency exposure of the underlying assets of each Fund may be hedged back into the reporting currency of the relevant Fund to provide an element of protection against currency fluctuation.

The Company may offer within a Fund, several Classes with the same characteristics but denominated in different currencies than the Fund's reporting currency. Shares denominated in currencies other than the reporting currency are hedged against the reporting currency.

Certain Funds of the Company may enter into foreign exchange transactions for the purpose of hedging the currency of certain share classes. Gains and losses of these foreign exchange transactions are allocated to the respective share classes.

Forward foreign exchange contracts held as at 31 August 2018 are shown in the Portfolio Statement of each Fund and gains and losses associated with such contracts are included in the Combined Statement of Net Assets and Combined Statement of Changes in Net Assets.

12. Transaction Costs and Broker Fees

Each Fund's transaction costs incurred from 1 September 2017 to 31 August 2018, relate to the purchase or sale of transferable securities, derivatives or other eligible assets. Transaction costs include commission costs, settlement fees, broker fees and depositary transaction fees. Commission costs, settlement fees and broker fees are included as part of net realised gain on investments in the Combined Statement of Operations for the year. Depositary transaction fees are included as part of administration and depositary fees in the Combined Statement of Operations for the year. Transaction costs incurred for the year ended 31 August 2018 were as follows:

Fund	Transaction
	Costs GBP
Barclays GlobalBeta Portfolio 1	693
Barclays GlobalBeta Portfolio 2	4,562
Barclays GlobalBeta Portfolio 3	2,260
Barclays GlobalBeta Portfolio 4	1,381
Barclays GlobalBeta Portfolio 5	340
Barclays MultiManager Portfolio 1	2,037
Barclays MultiManager Portfolio 2	12,284
Barclays MultiManager Portfolio 3	28,432
Barclays MultiManager Portfolio 4	8,233
Barclays MultiManager Portfolio 5	3,456
Liquid Alternative Strategies	9

Notes to the Financial Statements (continued)

For the financial year ended 31 August 2018

13. Global Exposure

The Company and the Investment Manager employs a risk-management process which enables it to monitor and measure at any time the risk of the positions and their contribution to the overall risk profile of each Fund. The Company and the Investment Manager employs, if applicable, a process for accurate and independent assessment of the value of any over the counter derivative instrument.

The Investment Manager applies the commitment approach with respect to the determination of the global exposure of each Fund.

14. Significant Events in the Year

Effective from 22 November 2017, the legal advisors to the Company, Elvinger Hoss Prussen, Société anonyme, 2, place Winston Churchill, L-1340 Luxembourg, Luxembourg changed to Arendt & Medernach, S.A., 41A, avenue J.F. Kennedy, L-2082 Luxembourg, Luxembourg.

William Mussat resigned as a Director of the Company on 18 September 2017. Philippe Hoss resigned as a Director of the Company on 17 November 2017 and Claude Kremer was appointed as a Director of the Company on 17 November 2017.

Barclays Bank PLC changed to Barclays Investment Solutions Limited with effect as of 1 April 2018.

15. Post Balance Sheet Events

There have been no significant events since the year end which, in the opinion of the Directors require an amendment to or disclosure in the Financial Statements for the year ended 31 August 2018.

2【外国投資法人の現況】

【純資産額計算書】

パークレイズ・グローバルベータ

1. パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 1

(2019年11月末現在)

	ポンド (ただし、クラス別の数値については各該当取引通貨)	千円 (ただし、1株当たりの数値については円)
a. 資産総額	13,306,267.56	1,882,172
b. 負債総額	64,173.66	9,077
c. 純資産総額 (a - b)	13,242,093.90	1,873,094
d. 純資産総額		
クラスA (分配型・円建)	18,812,794.88	-
クラスA (累積型・円建)	-	-
クラスA (分配型・米ドル建)	-	-
クラスA (累積型・米ドル建)	786,114.88	86,127
e. 発行済株数		
クラスA (分配型・円建)	18,000.00 株	
クラスA (累積型・円建)	- 株	
クラスA (分配型・米ドル建)	- 株	
クラスA (累積型・米ドル建)	54,044.27 株	
f. 1株当たり純資産価格 (d / e)		
クラスA (分配型・円建)	1,045.155	-
クラスA (累積型・円建)	-	-
クラスA (分配型・米ドル建)	-	-
クラスA (累積型・米ドル建)	14.546	1,594

2. パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ2

(2019年11月末現在)

	ポンド (ただし、クラス別の数値については各該当取引通貨)	千円 (ただし、1株当たりの数値については円)
a. 資産総額	76,442,141.71	10,812,741
b. 負債総額	287,238.30	40,630
c. 純資産総額 (a - b)	76,154,903.41	10,772,111
d. 純資産総額		
クラスA (分配型・円建)	184,731,537.59	-
クラスA (累積型・円建)	-	-
クラスA (分配型・米ドル建)	1,653,439.86	181,151
クラスA (累積型・米ドル建)	944,220.63	103,449
e. 発行済株数		
クラスA (分配型・円建)	171,000.00 株	
クラスA (累積型・円建)	- 株	
クラスA (分配型・米ドル建)	114,713.56 株	
クラスA (累積型・米ドル建)	56,806.50 株	
f. 1株当たり純資産価格 (d / e)		
クラスA (分配型・円建)	1,080.301	-
クラスA (累積型・円建)	-	-
クラスA (分配型・米ドル建)	14.414	1,579
クラスA (累積型・米ドル建)	16.622	1,821

3. パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ3

(2019年11月末現在)

	ポンド (ただし、クラス別の数値については各該当取引通貨)	千円 (ただし、1株当たりの数値については円)
a. 資産総額	159,118,217.87	22,507,272
b. 負債総額	340,457.06	48,158
c. 純資産総額 (a - b)	158,777,760.81	22,459,114
d. 純資産総額		
クラスA (分配型・円建)	197,138,026.65	-
クラスA (累積型・円建)	-	-
クラスA (分配型・米ドル建)	2,020,429.79	221,358
クラスA (累積型・米ドル建)	762,437.30	83,533
e. 発行済株数		
クラスA (分配型・円建)	168,500.00 株	
クラスA (累積型・円建)	- 株	
クラスA (分配型・米ドル建)	152,335.74 株	
クラスA (累積型・米ドル建)	47,612.54 株	
f. 1株当たり純資産価格 (d / e)		
クラスA (分配型・円建)	1,169.958	-
クラスA (累積型・円建)	-	-
クラスA (分配型・米ドル建)	13.263	1,453
クラスA (累積型・米ドル建)	16.013	1,754

4. パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 4

(2019年11月末現在)

	ポンド (ただし、クラス別の数値については各該当取引通貨)	千円 (ただし、1株当たりの数値については円)
a. 資産総額	85,753,139.00	12,129,782
b. 負債総額	198,845.16	28,127
c. 純資産総額 (a - b)	85,554,293.84	12,101,655
d. 純資産総額		
クラス A (分配型・円建)	41,339,509.39	-
クラス A (累積型・円建)	-	-
クラス A (分配型・米ドル建)	304,942.67	33,410
クラス A (累積型・米ドル建)	278,727.42	30,537
e. 発行済株数		
クラス A (分配型・円建)	29,000.00 株	
クラス A (累積型・円建)	- 株	
クラス A (分配型・米ドル建)	18,000.00 株	
クラス A (累積型・米ドル建)	12,039.31 株	
f. 1株当たり純資産価格 (d / e)		
クラス A (分配型・円建)	1,425.500	-
クラス A (累積型・円建)	-	-
クラス A (分配型・米ドル建)	16.941	1,856
クラス A (累積型・米ドル建)	23.151	2,536

5. パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 5

(2019年11月末現在)

	ポンド (ただし、クラス別の数値については各該当取引通貨)	千円 (ただし、1株当たりの数値については円)
a. 資産総額	55,377,157.22	7,833,099
b. 負債総額	514,745.21	72,811
c. 純資産総額 (a - b)	54,862,412.01	7,760,288
d. 純資産総額		
クラス A (分配型・円建)	-	-
クラス A (累積型・円建)	-	-
クラス A (分配型・米ドル建)	395,008.52	43,277
クラス A (累積型・米ドル建)	215,767.45	23,639
e. 発行済株数		
クラス A (分配型・円建)	- 株	
クラス A (累積型・円建)	- 株	
クラス A (分配型・米ドル建)	22,000.00 株	
クラス A (累積型・米ドル建)	9,317.14 株	
f. 1株当たり純資産価格 (d / e)		
クラス A (分配型・円建)	-	-
クラス A (累積型・円建)	-	-
クラス A (分配型・米ドル建)	17.955	1,967
クラス A (累積型・米ドル建)	23.158	2,537

パークレイズ・マルチマネジャー

1. パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ1

(2019年11月末現在)

	ポンド (ただし、クラス別の数値については各該当取引通貨)	千円 (ただし、1株当たりの数値については円)
a. 資産総額	64,966,727.38	9,189,544
b. 負債総額	1,165,947.12	164,923
c. 純資産総額 (a - b)	63,800,780.26	9,024,620
d. 純資産総額		
クラスA (分配型・円建)	14,549,116.91	-
クラスA (累積型・円建)	-	-
クラスA (分配型・米ドル建)	8,698,596.07	953,018
クラスA (累積型・米ドル建)	3,183,651.14	348,801
e. 発行済株数		
クラスA (分配型・円建)	14,000.00 株	
クラスA (累積型・円建)	- 株	
クラスA (分配型・米ドル建)	851,993.81 株	
クラスA (累積型・米ドル建)	251,478.25 株	
f. 1株当たり純資産価格 (d / e)		
クラスA (分配型・円建)	1,039.222	-
クラスA (累積型・円建)	-	-
クラスA (分配型・米ドル建)	10.210	1,119
クラスA (累積型・米ドル建)	12.660	1,387

2. パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ2

(2019年11月末現在)

	ポンド (ただし、クラス別の数値については各該当取引通貨)	千円 (ただし、1株当たりの数値については円)
a. 資産総額	121,394,410.21	17,171,239
b. 負債総額	1,479,051.02	209,212
c. 純資産総額 (a - b)	119,915,359.19	16,962,028
d. 純資産総額		
クラスA (分配型・円建)	75,394,935.69	-
クラスA (累積型・円建)	-	-
クラスA (分配型・米ドル建)	1,837,142.88	201,277
クラスA (累積型・米ドル建)	16,273,706.90	1,782,947
e. 発行済株数		
クラスA (分配型・円建)	67,000.00 株	
クラスA (累積型・円建)	- 株	
クラスA (分配型・米ドル建)	181,570.98 株	
クラスA (累積型・米ドル建)	1,278,046.19 株	
f. 1株当たり純資産価格 (d / e)		
クラスA (分配型・円建)	1,125.297	-
クラスA (累積型・円建)	-	-
クラスA (分配型・米ドル建)	10.118	1,109
クラスA (累積型・米ドル建)	12.733	1,395

3. パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ3

(2019年11月末現在)

	ポンド (ただし、クラス別の数値については各該当取引通貨)	千円 (ただし、1株当たりの数値については円)
a. 資産総額	313,569,284.18	44,354,375
b. 負債総額	3,972,786.65	561,951
c. 純資産総額 (a - b)	309,596,497.53	43,792,425
d. 純資産総額		
クラスA (分配型・円建)	257,607,543.27	-
クラスA (累積型・円建)	-	-
クラスA (分配型・米ドル建)	13,979,857.04	1,531,633
クラスA (累積型・米ドル建)	21,914,572.58	2,400,961
e. 発行済株数		
クラスA (分配型・円建)	222,000.00 株	
クラスA (累積型・円建)	- 株	
クラスA (分配型・米ドル建)	1,243,320.51 株	
クラスA (累積型・米ドル建)	1,576,576.61 株	
f. 1株当たり純資産価格 (d / e)		
クラスA (分配型・円建)	1,160.394	-
クラスA (累積型・円建)	-	-
クラスA (分配型・米ドル建)	11.244	1,232
クラスA (累積型・米ドル建)	13.900	1,523

4. パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 4

(2019年11月末現在)

	ポンド (ただし、クラス別の数値については各該当取引通貨)	千円 (ただし、1株当たりの数値については円)
a. 資産総額	76,852,105.97	10,870,730
b. 負債総額	815,063.78	115,291
c. 純資産総額 (a - b)	76,037,042.19	10,755,440
d. 純資産総額		
クラス A (分配型・円建)	143,640,457.55	-
クラス A (累積型・円建)	-	-
クラス A (分配型・米ドル建)	5,722,668.18	626,976
クラス A (累積型・米ドル建)	3,807,717.20	417,173
e. 発行済株数		
クラス A (分配型・円建)	113,000.00 株	
クラス A (累積型・円建)	- 株	
クラス A (分配型・米ドル建)	401,974.04 株	
クラス A (累積型・米ドル建)	264,044.16 株	
f. 1株当たり純資産価格 (d / e)		
クラス A (分配型・円建)	1,271.154	-
クラス A (累積型・円建)	-	-
クラス A (分配型・米ドル建)	14.236	1,560
クラス A (累積型・米ドル建)	14.421	1,580

5 . パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 5

(2019年11月末現在)

	ポンド (ただし、クラス別の数値については各該当取引通貨)	千円 (ただし、1株当たりの数値については円)
a . 資産総額	27,747,243.99	3,924,848
b . 負債総額	587,935.38	83,163
c . 純資産総額 (a - b)	27,159,308.61	3,841,684
d . 純資産総額		
クラス A (分配型・円建)	-	-
クラス A (累積型・円建)	-	-
クラス A (分配型・米ドル建)	1,295,768.64	141,964
クラス A (累積型・米ドル建)	594,538.67	65,138
e . 発行済株数		
クラス A (分配型・円建)	- 株	
クラス A (累積型・円建)	- 株	
クラス A (分配型・米ドル建)	91,289.14 株	
クラス A (累積型・米ドル建)	41,856.43 株	
f . 1株当たり純資産価格 (d / e)		
クラス A (分配型・円建)	-	-
クラス A (累積型・円建)	-	-
クラス A (分配型・米ドル建)	14.194	1,555
クラス A (累積型・米ドル建)	14.204	1,556

第6【販売及び買戻しの実績】

各計算期間について、販売および買戻しの実績ならびに期末の発行済株式数は以下のとおりです。

（注1）販売株数および買戻株数には乗換数を含みます。

（注2）（ ）内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済株式数ですが、本邦内において販売会社に外国証券取引口座約款に基づき保管を委託している株式以外の口数は含まれません。

パークレイズ・グローバルベータ

1. パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ1

計算期間	クラスA株式					
	販売株数	買戻株数	発行済株数	販売株数	買戻株数	発行済株数
（第4期） 自 2009年9月1日 至 2010年8月31日	-					
（第5期） 自 2010年9月1日 至 2011年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	30,000 (30,000)	0 (0)	30,000 (30,000)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	11,079 (0)	11,079 (0)	0 (0)	217,478 (0)	4,391 (0)	213,087 (0)
（第6期） 自 2011年9月1日 至 2012年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	14,500 (14,500)	0 (0)	44,500 (44,500)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	-			8,726 (0)	2,640 (0)	219,173 (0)
（第7期） 自 2012年9月1日 至 2013年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	0 (0)	20,000 (20,000)	24,500 (24,500)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	-			0 (0)	45,593 (0)	173,581 (0)
（第8期） 自 2013年9月1日 至 2014年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	0 (0)	10,000 (10,000)	14,500 (14,500)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	-			16,407 (0)	23,554 (0)	166,434 (0)
（第9期） 自 2014年9月1日 至 2015年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	20,000 (20,000)	0 (0)	34,500 (34,500)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	-			8,001 (0)	146,377 (0)	28,058 (0)
（第10期） 自 2015年9月1日 至 2016年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	0 (0)	10,000 (10,000)	24,500 (24,500)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	-			8,125 (0)	16,407 (0)	19,776 (0)
（第11期） 自 2016年9月1日 至 2017年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	6,000 (6,000)	20,000 (20,000)	10,500 (10,500)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	-			0 (0)	0 (0)	19,776 (0)
（第12期） 自 2017年9月1日 至 2018年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	13,500 (13,500)	0 (0)	24,000 (24,000)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	-			50,394 (0)	0 (0)	70,170 (0)
（第13期） 自 2018年9月1日 至 2019年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	0 (0)	6,000 (6,000)	18,000 (18,000)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	-			0 (0)	8,125 (0)	62,045 (0)

2. パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ2

計算期間	クラスA株式					
	販売株数	買戻株数	発行済株数	販売株数	買戻株数	発行済株数
(第4期) 自 2009年9月1日 至 2010年8月31日	-					
(第5期) 自 2010年9月1日 至 2011年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	98,500 (98,500)	0 (0)	98,500 (98,500)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	100,754 (97,500)	0 (0)	100,754 (97,500)	64,232 (0)	31,992 (0)	32,240 (0)
(第6期) 自 2011年9月1日 至 2012年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	134,000 (134,000)	0 (0)	232,500 (232,500)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	56,165 (29,000)	0 (0)	156,919 (126,500)	0 (0)	7,211 (0)	25,029 (0)
(第7期) 自 2012年9月1日 至 2013年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	35,000 (35,000)	37,500 (37,500)	230,000 (230,000)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	545 (500)	67,000 (67,000)	90,464 (60,000)	98,744 (0)	0 (0)	123,773 (0)
(第8期) 自 2013年9月1日 至 2014年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	0 (0)	30,000 (30,000)	200,000 (200,000)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	48 (0)	38,108 (11,000)	52,404 (49,000)	41,523 (0)	0 (0)	165,296 (0)
(第9期) 自 2014年9月1日 至 2015年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	65,000 (65,000)	94,000 (94,000)	171,000 (171,000)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	194,548 (194,500)	17,500 (17,500)	229,453 (226,000)	7,377 (0)	92,075 (0)	80,598 (0)
(第10期) 自 2015年9月1日 至 2016年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	49,500 (49,500)	30,000 (30,000)	190,500 (190,500)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	44 (0)	0 (0)	229,497 (226,000)	0 (0)	4,600 (0)	75,998 (0)
(第11期) 自 2016年9月1日 至 2017年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	0 (0)	115,000 (115,000)	75,500 (75,500)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	55 (0)	67,000 (67,000)	162,552 (159,000)	0 (0)	8,231 (0)	67,767 (0)
(第12期) 自 2017年9月1日 至 2018年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	66,500 (66,500)	24,500 (24,500)	117,500 (117,500)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	95,069 (95,000)	50,000 (50,000)	207,621 (204,000)	0 (0)	7,377 (0)	60,390 (0)
(第13期) 自 2018年9月1日 至 2019年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	45,000 (45,000)	9,000 (9,000)	153,500 (153,500)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	75 (0)	93,000 (93,000)	114,696 (111,000)	0 (0)	0 (0)	60,390 (0)

3. パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ3

計算期間	クラスA株式					
	販売株数	買戻株数	発行済株数	販売株数	買戻株数	発行済株数
(第4期) 自 2009年9月1日 至 2010年8月31日	-					
(第5期) 自 2010年9月1日 至 2011年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	455,500 (455,500)	0 (0)	455,500 (455,500)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	1,565,215 (1,474,000)	19,279 (0)	1,545,936 (1,474,000)	244,383 (0)	29,300 (0)	215,083 (0)
(第6期) 自 2011年9月1日 至 2012年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	255,000 (255,000)	2,500 (2,500)	708,000 (708,000)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	218,888 (182,000)	51,924 (0)	1,712,900 (1,656,000)	34,475 (0)	42,631 (0)	206,927 (0)
(第7期) 自 2012年9月1日 至 2013年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	35,000 (35,000)	0 (0)	743,000 (743,000)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	146,531 (146,500)	593,751 (564,500)	1,265,679 (1,238,000)	28,832 (0)	48,476 (0)	187,283 (0)
(第8期) 自 2013年9月1日 至 2014年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	111,000 (111,000)	15,000 (15,000)	839,000 (839,000)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	127,000 (127,000)	1,180,843 (1,163,000)	211,836 (202,000)	43,032 (0)	68,007 (0)	162,308 (0)
(第9期) 自 2014年9月1日 至 2015年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	93,000 (93,000)	258,000 (258,000)	674,000 (674,000)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	159,500 (159,500)	0 (0)	371,336 (361,500)	40,035 (0)	39,640 (0)	162,703 (0)
(第10期) 自 2015年9月1日 至 2016年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	0 (0)	88,000 (88,000)	586,000 (586,000)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	10,000 (10,000)	39,000 (39,000)	342,336 (332,500)	3,914 (0)	31,664 (0)	134,953 (0)
(第11期) 自 2016年9月1日 至 2017年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	0 (0)	304,000 (304,000)	282,000 (282,000)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	3,000 (3,000)	192,000 (192,000)	153,336 (143,500)	9,580 (0)	54,814 (0)	89,719 (0)
(第12期) 自 2017年9月1日 至 2018年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	115,000 (115,000)	171,500 (171,500)	225,500 (225,500)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	45,000 (45,000)	31,500 (31,500)	166,836 (157,000)	0 (0)	0 (0)	89,719 (0)
(第13期) 自 2018年9月1日 至 2019年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	43,000 (43,000)	83,000 (83,000)	185,500 (185,500)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	0 (0)	14,500 (14,500)	152,336 (142,500)	0 (0)	42,106 (0)	47,613 (0)

４．パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ４

計算期間	クラスA株式					
	販売株数	買戻株数	発行済株数	販売株数	買戻株数	発行済株数
(第4期) 自 2009年9月1日 至 2010年8月31日	-					
(第5期) 自 2010年9月1日 至 2011年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	97,000 (97,000)	0 (0)	97,000 (97,000)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	48,671 (35,000)	3,671 (0)	45,000 (35,000)	108,642 (0)	45,621 (0)	63,021 (0)
(第6期) 自 2011年9月1日 至 2012年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	17,000 (17,000)	0 (0)	114,000 (114,000)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	46,000 (46,000)	55,500 (45,500)	35,500 (35,500)	16,587 (0)	5,745 (0)	73,863 (0)
(第7期) 自 2012年9月1日 至 2013年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	0 (0)	35,500 (35,500)	78,500 (78,500)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	118,000 (118,000)	135,500 (135,500)	18,000 (18,000)	16,302 (0)	3,142 (0)	87,024 (0)
(第8期) 自 2013年9月1日 至 2014年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	70,000 (70,000)	0 (0)	148,500 (148,500)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	8,000 (8,000)	0 (0)	26,000 (26,000)	3,720 (0)	47,927 (0)	42,817 (0)
(第9期) 自 2014年9月1日 至 2015年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	120,500 (120,500)	70,000 (70,000)	199,000 (199,000)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	11,500 (11,500)	0 (0)	37,500 (37,500)	7,902 (0)	14,449 (0)	36,270 (0)
(第10期) 自 2015年9月1日 至 2016年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	0 (0)	56,500 (56,500)	142,500 (142,500)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	38,500 (38,500)	8,000 (8,000)	68,000 (68,000)	0 (0)	19,209 (0)	17,061 (0)
(第11期) 自 2016年9月1日 至 2017年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	0 (0)	100,000 (100,000)	42,500 (42,500)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	0 (0)	34,000 (34,000)	34,000 (34,000)	0 (0)	0 (0)	17,061 (0)
(第12期) 自 2017年9月1日 至 2018年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	120,000 (120,000)	20,000 (20,000)	142,500 (142,500)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	0 (0)	0 (0)	34,000 (34,000)	0 (0)	1,216 (0)	15,845 (0)
(第13期) 自 2018年9月1日 至 2019年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	7,000 (7,000)	120,500 (120,500)	29,000 (29,000)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	0 (0)	16,000 (16,000)	18,000 (18,000)	0 (0)	3,806 (0)	12,039 (0)

5. パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ5

計算期間	クラスA株式					
	販売株数	買戻株数	発行済株数	販売株数	買戻株数	発行済株数
(第4期) 自 2009年9月1日 至 2010年8月31日	-					
(第5期) 自 2010年9月1日 至 2011年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	118,500 (118,500)	0 (0)	118,500 (118,500)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	63,124 (39,000)	0 (0)	63,124 (39,000)	68,419 (0)	16,768 (0)	51,651 (0)
(第6期) 自 2011年9月1日 至 2012年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	0 (0)	0 (0)	118,500 (118,500)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	50,582 (50,000)	0 (0)	113,706 (89,000)	7,788 (0)	7,397 (0)	52,042 (0)
(第7期) 自 2012年9月1日 至 2013年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	0 (0)	118,500 (118,500)	0 (0)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	32,015 (31,500)	38,000 (38,000)	107,721 (82,500)	13,509 (0)	0 (0)	65,551 (0)
(第8期) 自 2013年9月1日 至 2014年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	-			-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	41,201 (41,000)	98,922 (73,500)	50,000 (50,000)	0 (0)	13,352 (0)	52,199 (0)
(第9期) 自 2014年9月1日 至 2015年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	-			-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	54,500 (54,500)	50,000 (50,000)	54,500 (54,500)	0 (0)	37,915 (0)	14,284 (0)
(第10期) 自 2015年9月1日 至 2016年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	-			-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	104,500 (104,500)	154,500 (154,500)	4,500 (4,500)	0 (0)	0 (0)	14,284 (0)
(第11期) 自 2016年9月1日 至 2017年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	-			-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	0 (0)	0 (0)	4,500 (4,500)	0 (0)	4,967 (0)	9,317 (0)
(第12期) 自 2017年9月1日 至 2018年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	-			-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	22,000 (22,000)	0 (0)	26,500 (26,500)	0 (0)	0 (0)	9,317 (0)
(第13期) 自 2018年9月1日 至 2019年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	-			-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	0 (0)	4,500 (4,500)	22,000 (22,000)	0 (0)	0 (0)	9,317 (0)

パークレイズ・マルチマネジャー

１．パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ１

計算期間	クラスA株式					
	販売株数	買戻株数	発行済株数	販売株数	買戻株数	発行済株数
(第4期) 自 2009年9月1日 至 2010年8月31日	-					
(第5期) 自 2010年9月1日 至 2011年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	-			-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	829,309 (0)	31,938 (0)	797,371 (0)	81,152 (0)	0 (0)	81,152 (0)
(第6期) 自 2011年9月1日 至 2012年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	4,500 (4,500)	0 (0)	4,500 (4,500)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	27,175 (0)	208,335 (0)	616,211 (0)	0 (0)	0 (0)	81,152 (0)
(第7期) 自 2012年9月1日 至 2013年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	120,000 (120,000)	0 (0)	124,500 (124,500)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	42,363 (12,000)	40,878 (0)	617,697 (12,000)	0 (0)	81,122 (0)	30 (0)
(第8期) 自 2013年9月1日 至 2014年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	0 (0)	0 (0)	124,500 (124,500)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	632,199 (626,000)	131,981 (0)	1,117,916 (638,000)	53,672 (0)	0 (0)	53,702 (0)
(第9期) 自 2014年9月1日 至 2015年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	9,500 (9,500)	120,000 (120,000)	14,000 (14,000)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	22,441 (0)	156,642 (17,500)	963,215 (620,500)	36,907 (0)	17,752 (0)	72,857 (0)
(第10期) 自 2015年9月1日 至 2016年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	0 (0)	0 (0)	14,000 (14,000)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	2,338 (0)	21,065 (0)	944,488 (620,500)	490,566 (0)	93,478 (0)	469,945 (0)
(第11期) 自 2016年9月1日 至 2017年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	0 (0)	0 (0)	14,000 (14,000)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	2,263 (0)	0 (0)	946,751 (620,500)	9,968 (0)	120,552 (0)	359,361 (0)
(第12期) 自 2017年9月1日 至 2018年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	0 (0)	0 (0)	14,000 (14,000)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	93,538 (92,000)	88,619 (0)	951,670 (712,500)	2,488 (0)	35,740 (0)	326,110 (0)
(第13期) 自 2018年9月1日 至 2019年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	0 (0)	0 (0)	14,000 (14,000)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	12,470 (0)	20,534 (20,500)	943,606 (692,000)	2,677 (0)	68,178 (0)	260,609 (0)

2. パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ2

計算期間	クラスA株式					
	販売株数	買戻株数	発行済株数	販売株数	買戻株数	発行済株数
(第4期) 自 2009年9月1日 至 2010年8月31日	-					
(第5期) 自 2010年9月1日 至 2011年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	-			-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	1,027,534 (0)	145,750 (0)	881,784 (0)	61,287 (0)	20,797 (0)	40,490 (0)
(第6期) 自 2011年9月1日 至 2012年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	20,000 (20,000)	0 (0)	20,000 (20,000)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	44,947 (0)	109,750 (0)	816,981 (0)	44,672 (0)	2,871 (0)	82,291 (0)
(第7期) 自 2012年9月1日 至 2013年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	42,500 (42,500)	20,000 (20,000)	42,500 (42,500)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	50,238 (31,500)	104,005 (0)	763,215 (31,500)	351,130 (0)	114,630 (0)	318,791 (0)
(第8期) 自 2013年9月1日 至 2014年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	206,000 (206,000)	0 (0)	248,500 (248,500)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	174,783 (144,000)	299,062 (0)	638,936 (175,500)	443,802 (0)	6,163 (0)	756,430 (0)
(第9期) 自 2014年9月1日 至 2015年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	173,500 (173,500)	0 (0)	422,000 (422,000)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	4,874 (0)	193,986 (0)	449,824 (175,500)	158,921 (0)	54,122 (0)	861,229 (0)
(第10期) 自 2015年9月1日 至 2016年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	0 (0)	194,000 (194,000)	228,000 (228,000)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	59,811 (0)	35,491 (0)	474,144 (175,500)	1,247,443 (0)	263,551 (0)	1,845,121 (0)
(第11期) 自 2016年9月1日 至 2017年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	0 (0)	173,500 (173,500)	54,500 (54,500)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	53,631 (0)	177,854 (155,500)	349,921 (20,000)	122,679 (0)	303,308 (0)	1,664,492 (0)
(第12期) 自 2017年9月1日 至 2018年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	47,000 (47,000)	26,500 (26,500)	75,000 (75,000)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	87,410 (72,000)	72,527 (0)	364,804 (92,000)	21,257 (0)	260,685 (0)	1,425,065 (0)
(第13期) 自 2018年9月1日 至 2019年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	0 (0)	0 (0)	75,000 (75,000)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	2,037 (0)	158,578 (45,000)	208,263 (47,000)	3,986 (0)	110,758 (0)	1,318,293 (0)

3. パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ3

計算期間	クラスA株式					
	販売株数	買戻株数	発行済株数	販売株数	買戻株数	発行済株数
(第4期) 自 2009年9月1日 至 2010年8月31日	-					
(第5期) 自 2010年9月1日 至 2011年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	-			-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	5,757,523 (0)	694,893 (0)	5,062,630 (0)	388,560 (0)	9,495 (0)	379,065 (0)
(第6期) 自 2011年9月1日 至 2012年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	-			-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	150,895 (0)	830,905 (0)	4,382,620 (0)	18,309 (0)	6,710 (0)	390,664 (0)
(第7期) 自 2012年9月1日 至 2013年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	14,500 (14,500)	0 (0)	14,500 (14,500)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	478,663 (400,000)	659,296 (0)	4,201,986 (400,000)	160,402 (0)	99,429 (0)	451,637 (0)
(第8期) 自 2013年9月1日 至 2014年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	470,500 (470,500)	379,000 (379,000)	106,000 (106,000)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	120,106 (41,500)	1,973,715 (0)	2,348,377 (441,500)	496,140 (0)	235,738 (0)	712,039 (0)
(第9期) 自 2014年9月1日 至 2015年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	151,000 (151,000)	61,000 (61,000)	196,000 (196,000)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	196,213 (146,500)	838,102 (383,500)	1,706,488 (204,500)	379,647 (0)	173,941 (0)	917,745 (0)
(第10期) 自 2015年9月1日 至 2016年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	162,000 (162,000)	165,000 (165,000)	193,000 (193,000)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	164,040 (56,500)	187,456 (0)	1,683,072 (261,000)	1,869,311 (0)	253,263 (0)	2,533,793 (0)
(第11期) 自 2016年9月1日 至 2017年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	8,500 (8,500)	39,000 (39,000)	162,500 (162,500)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	24,443 (0)	195,246 (33,000)	1,512,269 (228,000)	102,342 (0)	635,759 (0)	2,000,376 (0)
(第12期) 自 2017年9月1日 至 2018年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	240,000 (240,000)	67,500 (67,500)	335,000 (335,000)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	76,100 (37,500)	229,020 (10,000)	1,359,349 (255,500)	64,058 (0)	197,997 (0)	1,866,437 (0)
(第13期) 自 2018年9月1日 至 2019年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	4,500 (4,500)	107,500 (107,500)	232,000 (232,000)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	23,863 (0)	142,601 (15,000)	1,240,611 (240,500)	11,610 (0)	144,920 (0)	1,733,127 (0)

４．パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ４

計算期間	クラスA株式					
	販売株数	買戻株数	発行済株数	販売株数	買戻株数	発行済株数
(第4期) 自 2009年9月1日 至 2010年8月31日	-					
(第5期) 自 2010年9月1日 至 2011年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	-			-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	1,396,020 (0)	213,388 (0)	1,182,632 (0)	10,374 (0)	4,373 (0)	6,001 (0)
(第6期) 自 2011年9月1日 至 2012年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	-			-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	13,907 (0)	181,787 (0)	1,014,752 (0)	30,781 (0)	0 (0)	36,782 (0)
(第7期) 自 2012年9月1日 至 2013年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	-			-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	120,315 (80,000)	110,165 (0)	1,024,902 (80,000)	61,496 (0)	0 (0)	98,278 (0)
(第8期) 自 2013年9月1日 至 2014年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	188,000 (188,000)	0 (0)	188,000 (188,000)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	621,446 (617,500)	469,179 (80,000)	1,177,169 (617,500)	84,966 (0)	0 (0)	183,244 (0)
(第9期) 自 2014年9月1日 至 2015年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	307,500 (307,500)	39,000 (39,000)	456,500 (456,500)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	92,000 (92,000)	219,908 (22,500)	1,049,261 (687,000)	90,211 (0)	40,536 (0)	232,919 (0)
(第10期) 自 2015年9月1日 至 2016年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	0 (0)	0 (0)	456,500 (456,500)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	16,247 (0)	38,343 (17,500)	1,027,165 (669,500)	450,835 (0)	54,274 (0)	629,480 (0)
(第11期) 自 2016年9月1日 至 2017年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	0 (0)	134,500 (134,500)	322,000 (322,000)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	0 (0)	11,430 (0)	1,015,735 (669,500)	14,766 (0)	193,911 (0)	450,335 (0)
(第12期) 自 2017年9月1日 至 2018年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	13,000 (13,000)	222,000 (222,000)	113,000 (113,000)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	53 (0)	560,821 (517,500)	454,967 (152,000)	3,410 (0)	47,001 (0)	406,743 (0)
(第13期) 自 2018年9月1日 至 2019年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	0 (0)	0 (0)	113,000 (113,000)	-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	93 (0)	53,290 (0)	401,770 (152,000)	3,071 (0)	132,857 (0)	276,957 (0)

5. パークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ5

計算期間	クラスA株式					
	販売株数	買戻株数	発行済株数	販売株数	買戻株数	発行済株数
(第4期) 自 2009年9月1日 至 2010年8月31日	-					
(第5期) 自 2010年9月1日 至 2011年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	-			-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	306,793 (0)	48,552 (0)	258,241 (0)	10,988 (0)	0 (0)	10,988 (0)
(第6期) 自 2011年9月1日 至 2012年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	-			-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	4,626 (0)	26,058 (0)	236,809 (0)	0 (0)	0 (0)	10,988 (0)
(第7期) 自 2012年9月1日 至 2013年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	-			-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	130,686 (100,000)	61,562 (0)	305,933 (100,000)	4,031 (0)	0 (0)	15,019 (0)
(第8期) 自 2013年9月1日 至 2014年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	-			-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	948 (0)	85,480 (0)	221,401 (100,000)	25,120 (0)	4,031 (0)	36,108 (0)
(第9期) 自 2014年9月1日 至 2015年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	-			-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	0 (0)	94,673 (50,000)	126,728 (50,000)	3,605 (0)	0 (0)	39,713 (0)
(第10期) 自 2015年9月1日 至 2016年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	-			-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	2,908 (0)	18,164 (0)	111,472 (50,000)	53,904 (0)	22,351 (0)	71,266 (0)
(第11期) 自 2016年9月1日 至 2017年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	-			-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	0 (0)	0 (0)	111,472 (50,000)	164 (0)	8,769 (0)	62,661 (0)
(第12期) 自 2017年9月1日 至 2018年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	-			-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	37,843 (37,500)	2,521 (0)	146,794 (87,500)	4,409 (0)	492 (0)	66,578 (0)
(第13期) 自 2018年9月1日 至 2019年8月31日	円建・分配型			円建・累積型		
	-			-		
	米ドル建・分配型			米ドル建・累積型		
	40 (0)	18,045 (13,000)	128,789 (74,500)	800 (0)	25,452 (0)	41,926 (0)

第四部【特別情報】

第1【投資法人制度の概要】

（2020年2月11日付）

定 義

2002年法	投資信託に関する2002年12月20日法（随時改正および補足済）
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法（随時改正および補足済）
1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法（随時改正および補足済）
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日法
2016年法	リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法（随時改正および補足済）
AIF	指令2011/61/EU第4条第1項（a号）に記載される投資信託（その投資コンパートメントを含む。）であり、以下に該当するオルタナティブ投資ファンドをいう。 （a）多数の投資家から資本を調達し、当該投資家の利益のために定められた投資方針に従って当該資本を投資することを目的とする。 （b）指令2009/65/EC第5条に基づく許認可を要しない。 ルクセンブルクにおいて、この用語は、2013年法第1条第39項に規定するオルタナティブ投資ファンドを意味する。
AIFM	その通常の事業活動として一または複数のAIFを運用する法人であるオルタナティブ投資ファンド運用者をいう。
CSSF	ルクセンブルク監督当局である金融監督委員会
EC	欧州共同体
EEC	欧州経済共同体（現在はECが継承）
ESMA	欧州証券市場監督局
EU	欧州連合（特に、ECにより構成）
FCP	契約型投資信託
加盟国	EU加盟国または欧州経済地域を形成する契約の当事者であるその他の国
パート ファンド	2010年法パート に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（通達2009/65/ECをルクセンブルク法に導入）。かかるファンドは、一般に「UCITS」と称する。
パート ファンド	2010年法パート に基づく投資信託
SICAF	固定資本を有する投資法人
SICAV	変動資本を有する投資法人
2007年法	専門投資信託に関する2007年2月13日法（随時改正および補足済）
UCI	投資信託
UCITS	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託

ルクセンブルクにおける投資信託制度の概要

ルクセンブルクにおいて契約型の投資信託は1959年に初めて設定され、2019年10月末日現在でファンド数は1,364、その純資産総額は8,396億3,300万ユーロ（101兆2,513億円）に達している。

投資法人型のファンドは1959年から1960年にかけてはじめて設定され、このタイプの代表的なファンドとして、パン・ホールディング（Pan - Holding）、セレクトッド・リスクス・インベストメンツ（Selected Risks Investments）およびコモンウェルス・アンド・ヨーロッパ・インベストメント・トラスト（Commonwealth and European Investment Trust）があげられる。オープン・エンドの仕組みを有する投資法人型のファンドは1967年から1968年にかけて初めて設立された。その最初のファンドはユナイテッド・ステイツ・トラスト・インベストメント・ファンド（United States Trust Investment Fund）である。2019年10月末日現在で、ルクセンブルクにおける投資法人の数は2,123、その純資産総額は、3兆6,484億9,400万ユーロ（439兆9,719億円）に達している。

ルクセンブルクの監督当局が発表した統計によるとルクセンブルクにおける投資信託の純資産総額の推移は、以下のようになっている。

	契約型投資信託		投資法人		合計	
	2000年までは 億ルクセンブルク・フラン で2001年以降 は億ユーロ	億円	2000年までは 億ルクセンブルク・フラン で2001年以降 は億ユーロ	億円	2000年までは 億ルクセンブルク・フラン で2001年以降 は億ユーロ	億円
1981年末	1,126	3,018	557	1,493	1,684	4,513
1982	1,249	3,347	644	1,726	1,893	5,073
1983	1,769	4,741	1,264	3,388	3,033	8,128
1984	2,467	6,612	1,511	4,049	3,978	10,661
1985	3,592	9,627	2,720	7,290	6,312	16,916
1986	5,375	14,405	4,686	12,558	10,062	26,966
1987	5,309	14,228	6,036	16,176	11,345	30,405
1988	10,484	28,097	10,898	29,207	21,382	57,304
1989	13,865	37,158	15,778	42,285	29,644	79,446
1990	13,917	37,298	14,248	38,185	28,165	75,482
1991	22,202	59,501	19,368	51,906	41,570	111,408
1992	42,486	113,862	25,060	67,161	67,546	181,023
1993	61,061	163,643	38,610	103,475	99,671	267,118
1994	62,182	166,648	37,659	100,926	99,841	267,574
1995	66,428	178,027	37,991	101,816	104,419	279,843
1996	75,607	202,627	47,549	127,431	123,156	330,058
1997	90,752	243,215	67,286	180,326	158,038	423,542
1998	109,263	292,825	87,129	233,506	196,392	526,331
1999	155,628	417,083	140,676	377,012	296,304	794,095
2000	186,689	500,327	166,118	445,196	352,807	945,523
2001	4,821	581,364	4,463	538,193	9,284	1,119,558
2002	4,358	525,531	4,087	492,851	8,445	1,018,383
2003	4,662	562,191	4,871	587,394	9,533	1,149,584
2004	5,040	607,774	6,023	726,314	11,062	1,333,967

2005	6,243	752,843	9,009	1,086,395	15,252	1,839,239
2006	6,813	821,580	11,635	1,403,065	18,449	2,224,765
2007	7,487	902,857	13,107	1,580,573	20,594	2,483,430
2008	5,672	683,986	9,925	1,196,856	15,597	1,880,842
2009	6,018	725,711	12,391	1,494,231	18,410	2,220,062
2010	6,522	786,488	15,468	1,865,286	21,990	2,651,774
2011	6,096	735,117	14,869	1,793,053	20,965	2,528,169
2012	6,691	806,868	17,147	2,067,757	23,832	2,873,901
2013	6,922	834,724	19,180	2,312,916	26,238	3,164,040
2014	7,627	919,740	23,153	2,792,020	31,277	3,771,693
2015	8,299	1,000,776	27,137	3,272,451	35,436	4,273,227
2016	8,371	1,009,459	29,043	3,502,295	37,413	4,511,634
2017	8,641	1,042,018	32,489	3,917,849	41,130	4,959,867
2018	7,956	959,414	32,135	3,875,160	40,091	4,834,574
2019	8,396	1,012,474	36,485	4,399,726	44,881	5,412,200

（注）2001年1月1日まで、すなわちユーロ導入以前の期間の数値についてのルクセンブルク・フランの円貨換算は、2002年1月1日から2002年6月30日までの間において適用される日本銀行の裁定外国為替相場（1ルクセンブルク・フラン＝2.68円）により、ユーロの円貨換算は、2019年11月29日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝120.59円）による。

ルクセンブルクの投資信託の監督は、公的機関によってなされている。この機関は、当初は、銀行および信用取引ならびに証券発行を規制する1965年6月19日付勅令に基づき権限を有しており、その後投資信託の監督に関する1972年12月22日付勅令に従って権限を有した銀行監査官であった。かかる監督権限は、その後1983年5月20日法によりルクセンブルク金融庁（以下「IML」という。）に付託され（IMLは同法30条に従った銀行監査官の後継機関である。）、IMLは1998年4月22日法に従いルクセンブルク中央銀行（以下「中央銀行」という。）となった。1999年1月1日以降、監督権限は、1998年12月23日法によって中央銀行から分離され新設された公的機関であるCSSFによって行使されている。CSSFは、過去中央銀行に付託されていた、銀行、金融セクターで営業するその他の機関および投資信託に関する監督、ならびに証券取引所理事長に付託されていた、ルクセンブルク証券取引所および証券の公募ならびにルクセンブルク証券取引所への証券上場に関するすべての監督権限を行使している。

．ルクセンブルクの投資信託の形態

1. 前書き

1.1 一般

1988年4月1日までは、ルクセンブルクのすべての形態のファンドは、投資信託に関する1983年8月25日法、商事会社に関する1915年8月10日法（随時改正および補足済）（以下「1915年法」という。）ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設定されていた。

1.2 UCITS / UCI

1983年8月25日法は廃止され、これに代わり投資信託に関する1988年3月30日法（改正済）（以下「1988年3月30日法」という。）が制定された。1988年3月30日法は、通達85 / 611 / EEC（以下「UCITS通達」という。）の規定をルクセンブルク国内法として制定し、また、ルクセンブルクの投資信託制度についてのその他の改正を盛り込んだものである。

投資信託に関する2002年12月20日法（以下「2002年法」という。）により、ルクセンブルクは、UCITS通達を改正する通達2001 / 107 / ECおよび通達2001 / 108 / ECを実施した。2002年法は、2002年12月31日にメモリアルに公告され、2003年1月1日から施行された。

経過規定に従い、2002年法は、ただちに1988年3月30日法に代わるものではなく、1988年3月30日法は2004年2月13日まで全体として効力を有し、UCITSに適用される経過規定として2007年2月13日まで効力を有していた。

投資信託に関する2010年12月17日法（以下「2010年法」という。）により、ルクセンブルクは、2009年7月13日付指令2009 / 65 / EC（以下「UCITS 指令」といい、預託機能、報酬方針および制裁に関する2014年7月23日付指令2014 / 91 / EU（以下「UCITS 指令」という）により改正された。）を実施した。2010年法は、2010年12月24日にメモリアルに公告され、2011年1月1日から施行されたが、2012年7月1日より2002年法を完全に置き換えた。2010年法は、UCITS 指令を施行する2016年5月10日法により改正された。

1.3 専門投資信託

その証券が一般に募集されることを予定しない投資信託に関する1991年7月19日法（以下「1991年法」という。）は、ルクセンブルクの成文法に基づく、機関投資家に限定される規制UCIを導入した。専門投資信託に関する2007年2月13日法は、2007年2月13日より1991年法を廃止し、これに取って代わった（以下、併せて「2007年法」という。）。これによりその証券が一般に募集されることを予定しない投資信託に代わり、専門投資信託（以下「SIF」という。）が導入された。

2007年法は、直近ではオルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日法（以下「2013年法」という。）により改正された。

SIFは、かかるピークルへの投資に係るリスクを正確に評価できる情報に精通した投資家に対して提供される。SIFは、リスク拡散の原則に従う投資信託であり、したがってUCIに区分されている。SIFは企業構造および投資規則の点でより柔軟性が高いだけでなく、とりわけCSSFに認可されるためにプロモーターを必要とせず、監督義務がより緩やかである。適格投資家には機関投資家およびプロの投資家のみならず、十分な知識を有する個人投資家も含まれる。

1.4 リザーブド・オルタナティブ投資ファンド

リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法は、2013年法と2010年法の両方を修正し、新たな形態のAIFであるリザーブド・オルタナティブ投資ファンド（以下「RAIF」という。）を導入した。RAIFは、AIFMDの範囲内で認可されたAIFMにより管理され、その受益証券は「十分な情報を得た」投資家に留保される。その結果、RAIFは、CSSFによる事前の認可も継続的な（直接的）健全性監督も受けない。

2 ．投資信託に関する2010年12月17日法

2.1. 一般規定とその範囲

2.1.1. 2010年法は、5つのパートから構成されている。

パート UCITS（以下「パート 」という。）

パート その他のUCI（以下「パート 」という。）

パート 外国のUCI（以下「パート 」という。）

パート 管理会社（以下「パート 」という。）

パート UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定（以下「パート 」という。）

2010年法は、パート が適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」（以下「UCITS」という。）とパート が適用される「その他の投資信託」（以下「UCI」という。）を区分して取り扱っている。

2.1.2. 欧州連合（以下「EU」という。）のいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法パート に基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「パート ファンド」という。）としての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その株式または受益証券を自由に販売することができる。

2.1.3. 2010年法第2条第2項は、同法第3条に従い、パート ファンドとみなされるファンドを、以下のよう

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券および／または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とするファンド、ならびに
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻されるファンド（受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。）。

2.1.4. 2010年法第3条は、同法第2条のUCIの定義に該当するが、パート ファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。

a) クローズド・エンド型のUCI

b) EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCI

c) 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売しうるUCI

d) 2010年法第5章によりパート ファンドに課される投資方針がその投資および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCI

2.1.5. 上記d)の分類は、2003年1月22日付CSSF通達03/88（2002年法に関連して示達されたものだが、2010年法に関しても有効である。）によって以下のとおり定義されている。

a) 2002年法第41条第1項（現2010年法第41条第1項）に規定されている譲渡性のある証券以外の証券および／またはその他の流動性のある金融資産に、純資産の20%以上を投資することができる投資方針を有する投資信託

b) 純資産の20%以上をハイリスク・キャピタルに投資することができる投資方針を有する投資信託。ハイリスク・キャピタルへの投資とは、設立間もない会社またはまだ発展途上にある会社の証券に対する投資を意味する。

c) 投資目的で純資産の25%以上を継続的に借り入れることができるという投資方針を有する投資信託（以下「レバレッジ・ファンド」という。）

d) 複数のコンパートメントから成り、その一つが投資または借入方針を理由に、2002年法のパート （現在は2010年法のパート ）の条項を充足していない投資信託

2.1.6. 2010年法は、他の条項と共にUCITSの投資方針および投資制限について特別の要件を規定しているが、投資信託としての可能な法律上の形態は、パート ファンドおよびパート ファンドのいずれについても同じである。

投資信託には以下の形態がある。

- 1) 契約型投資信託 (fonds commun de placement (FCP), common fund)
- 2) 投資法人 (investment companies)、これは
 - 変動資本を有する投資法人 (以下「SICAV」という。) である場合と、
 - 固定資本を有する投資法人 (以下「SICAF」という。) である場合がある。

上記の種類の投資信託は、2010年法、1915年法ならびに共有および一般契約法に関する民法の一部の規定に従って設定されている。

監督は現在CSSFによりなされている。

2.2. それぞれの型の投資信託の主要な特性の概要

2010年法第9条、第11条、第23条、第41条、第42条、第44条、第91条および第174条は、特定の要件を規定し、または、大公規則もしくはCSSF規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

(注) 2018年1月25日現在、かかる規制は制定されていない。ただし、2010年法第174条 (かつての2002年12月20日法第129条) にいう年次税の適用条件および基準を定める2003年4月14日大公規則を除く。

2.2.1. 契約型投資信託

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、管理会社および保管受託銀行の三要素から成り立っている。

ファンドの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の複合投資からなる、2010年法第41条第1項に規定される譲渡性のある証券およびその他の金融資産の分割できない集合体である。申込者はその投資によって平等に利益および残余財産の分配に参加する権利を有する。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は株主ではなく、その権利は投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法 (すなわち、民法第1134条、第1710条、第1779条、第1787条および第1984条を含むがこれらに限られない。) および2010年法に従っている。

投資家は、FCPに投資することにより投資家自らと管理会社との間に確立される契約上の関係に同意する。かかる関係は、FCPの約款 (以下を参照のこと。) に基づく。投資家は、投資を行ったことにより、FCPの受益証券 (以下「受益証券」という。) を受領することができ、当該投資家を「受益者」と称する。

受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格 (約款にその詳細が規定される。) に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、受益証券を表章する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

受益証券の買戻請求は、いつでも行うことができるが、約款に買戻請求の停止に関する規定がある場合はこれに従い、また、2010年法第12条に従い買戻請求が停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づいている。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。これは特に約款の修正の場合に生じる。

分配方針は約款の定めに従う。

主な要件は以下のとおりである。

- FCPの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額はFCPとしての許可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、CSSF規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、FCPの運用管理業務を約款の枠組みに従って執行する。UCITSは2010年法第15章の適用を受ける管理会社によって管理され、パート が適用される「その他の投資信託」は2010年法第16章の適用を受ける管理会社によって管理される。
- 発行価格および買戻価格は、パート ファンドの場合、少なくとも1か月に2度計算されなければならない。パート が適用される「その他の投資信託」については、少なくとも1か月に1

度計算されなければならない。ただし、欧州委員会は、UCITSについては、受益者の利益を損なわないことを条件に、この頻度を月に1回に減らすことを許可することができ、パート が適用される「その他の投資信託」については、正当な理由がある申請に基づき、適用除外を認めることができる。

- 約款には以下の事項が記載される。

- (a) FCPの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
- (b) 提案されている特定の目的に従った投資方針およびその基準
- (c) 分配方針
- (d) 管理会社がFCPから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
- (e) 公告に関する規定
- (f) FCPの会計期間
- (g) 法令に基づく場合以外のFCPの解散事由
- (h) 約款変更手続
- (i) 受益証券発行手続
- (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

(注) 2010年法パート に基づくFCPに関しては、管理会社は、特別な事情があり、かつ、受益者の利益を考慮して停止が正当化される場合、受益証券の買戻しを一時停止することができる。いかなる場合も、純資産価格計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が全体として受益者の利益となる場合、特に、FCPの活動および運営に関する法律、規則または合意において規定がないときは、CSSFはこれらの停止を命ずることができる。

2.2.1.1. 投資制限

A) FCPに適用される投資制限に関しては、2010年法は、パート ファンドの資格を有する投資信託に適用される制限とその他のUCIに適用される制限とを明確に区別している。

パート ファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52条に規定されており、主な規則および制限は以下のとおりである。

(1) UCITSは、証券取引所に上場されていないまたは定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%まで投資することができる。ただし、かかる証券取引所または他の規制された市場がEU加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるUCITSの約款または設立文書に規定されていなければならない。

(2) UCITSは、通達2009 / 65 / ECに従い認可されたUCITSまたは同通達第1条第2項第1号および / または第2号に規定する範囲のその他のUCIの受益証券に（設立国がEU加盟国であるか否かにかかわらず）投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。

- かかるその他のUCIは、CSSFがEU法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものであり、かつ、監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
- かかるその他のUCIの受益者に対する保護水準はUCITSの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分離保有、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が通達2009 / 65 / ECの要件と同等であること。
- かかるUCIの業務が、報告期間の資産、債務、収益および運用の評価が可能であるような形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
- 取得が予定されているUCITSまたはその他のUCIが、その設立文書に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に、合計でその資産の10%超を投資しないこと。

(3) UCITSは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引きおろすことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関がEU加盟国に登録事務所を有するか、非加盟国に登録事務所がある場合はEU法の規定と同等とCSSFが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。

(4) UCITSは、上記(1)に記載する規制ある市場で取引される金融デリバティブ商品（現金決済商品と同等のものを含む。）および / または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品（以下「OTCデリバティブ」という。）に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。

- UCITSが投資することができる商品の裏づけとなるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
- OTCデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、CSSFが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
- OTCデリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、UCITSの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。

デリバティブ商品を利用するUCITSに適用される条件および制限について、CSSFは、2007年8月2日付CSSF通達07 / 308を發布し、同通達は財務上のリスク、すなわち全体的エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を列挙している。さらに、通達では、洗練されたUCITSと洗練されていないUCITSを

区別しデリバティブ商品の各々の利用の違いを規定している。通達は、これに関連し、CSSFに提供すべき最低限の情報についても概説している。

デリバティブ商品を利用するUCITSに適用される条件および制限について、CSSFは、リスク管理ならびにリスク管理手続の内容および形式に関する2011年5月30日付通達11/512を發布した。通達は、特に2010年7月28日および2011年4月14日付CESR/ESMAガイドラインならびに2010年12月22日付CSSF規則10-4をもってリスク管理に係る法的枠組みに関して行われた主な変更を記載している。

(5) UCITSは、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制ある市場で取引されていないもので、2010年法第1条(すなわち上記(1))に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。

- 1) 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
- 2) 上記(1)に記載される規制ある市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
- 3) EC法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともEC法が規定するのと同程度厳格とCSSFが判断する慎重なルールに服し、これに適合する発行体により発行または保証される短期金融商品
- 4) CSSFが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、1)ないし3)項に規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、発行体は、資本および準備金が少なくとも10,000,000ユーロを有し、通達78/660/EECに従い年次財務書類を公表する会社、または一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのピークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。

(6) UCITSは、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。

(7) 投資法人として組成されているUCITSは、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。

(8) UCITSは、流動資産を保有することもできる。

(9)(a) UCITSは、常時、ポートフォリオのポジション・リスクおよび全体的リスク状況への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。UCITSはまた、OTCデリバティブ商品の価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。UCITSは、CSSFが規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプ、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、CSSFに定期的に報告しなければならない。

(b) UCITSは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段をCSSFが定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。これらの運用がデリバティブ商品の利用に関するものである場合、これらの条件および上限は、2010年法の規定に従うものとする。

いかなる場合においても、UCITSは、UCITSの約款または英文目論見書に定められた投資目的から逸脱してはならない。

(c) UCITSは、デリバティブ商品に関する全体的エクスポージャーが、ポートフォリオの総資産価額を超過しないよう確保しなければならない。

当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、市場動向の可能性およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。

UCITSは、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)、(12)および(13)に規定する投資制限を超過してはならない。UCITSが指数ベースの金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する制限と合計する必要はない。

譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブを内包する場合は、本項の要件への適合については、かかるデリバティブも勘案しなければならない。

(10)(a) UCITSは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。

UCITSは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。UCITSの取引の相手方に対するOTCデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記(3)に記載する与信機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてならない。

(b) UCITSがその資産の5%を超えて投資する発行体について、UCITSが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのOTCデリバティブ取引には適用されない。

上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、UCITSは、純資産の20%以上を同一発行体に投資することになる場合、以下のいずれかを組み合わせてはならない。

- 譲渡性のある証券もしくは短期金融商品
- 預金および/または
- OTCデリバティブ取引において発生するエクスポージャー

(c) 上記(a)の第1文に記載される制限は、EU加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。

(d) 上記(a)の第1文に記載される制限は、その登録事務所がEU加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、これらの債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の有効全期間中、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払に充てられる、債券に附随する請求をカバーできる資産に投資されなければならない。

UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。

CSSFは、本(10)に定める基準を遵守した債券の発行に関する本(10)(d)の第1項で言及される法律および監督上の取決めに従い、本(10)(d)の第1項に記載する債券の種類ならびに承認済みの発行銘柄の種類のリストをESMAに送付するものとする。

(e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、本項に記載される40%の制限の計算には含まれない。

(a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金またはデリバティブ商品への投資は、当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

通達83/349/EECまたは公認の国際会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては同一発行体とみなされる。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%まで投資することができる。

(11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、UCITSの設立文書に従って、その投資方針の目的が(以下のベースで)CSSFの承認する株式または債務証券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および/または債券への投資については、20%まで引き上げることができる。

- 指数の構成が十分多様化していること
- 指数が関連する市場のベンチマークとして適切であること
- 指数は適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制ある市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、同一発行体にのみ許される。

(12) (a) (10)にかかわらず、CSSFは、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、EU加盟国、その地方自治体、EU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する、異なる譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

CSSFは、(10)および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、一銘柄が全額の30%をこえることはできない。

(b) (a)に記載するUCITSは、その設立文書において、明示的に、その純資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関につき説明しなければならない。

(c) さらに、(a)に記載するUCITSは、その目論見書および販売文書の中に、かかる許可に注意を促し、その純資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を示す明確な説明を記載しなければならない。

(13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得することができるが、一つのUCITSまたはその他のUCIの受益証券にその純資産の20%を超えて投資することはできない。

この投資制限の適用目的のため、2010年法第181条に定める複数のコンパートメントを有するUCIの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていなければならない。

(b) UCITS以外のUCIの受益証券への投資は、合計して、当該UCITSの資産の30%を超えてはならない。

UCITSがUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得した場合、UCITSまたはその他のUCIのそれぞれの資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。

- (c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されているその他のUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかるその他のUCITSおよび/またはUCIの受益証券への当該UCITSの投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。

その他のUCITSおよび/またはその他のUCIにその資産の相当部分を投資するUCITSは、その目論見書において、当該UCITS自身ならびに投資を予定するその他のUCITSおよび/またはその他のUCIの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。また、その年次報告書において、当該UCITS自身ならびに投資するUCITSおよび/またはその他のUCIの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。

- (14)(a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。

- (b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債務証券指数に追随する投資を行う場合、目論見書および必要な場合その他の販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。

- (c) UCITSの純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合はその他の販売文書において、当該UCITSの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。

- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なりスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。

- (15)(a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年法パート に該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうるような議決権付株式を取得してはならない。

- (b) さらに、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。

() 同一発行体の議決権のない株式の10%

() 同一発行体の債務証券の10%

() 同一UCITSまたは2010年法第2条第2項の意味におけるその他のUCIの受益証券の25%

() 一発行体の短期金融商品の10%

上記()ないし()の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。

- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。

1) EU加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品

2) EU非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品

- 3) 一または複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品
- 4) EU非加盟国で設立された会社の資本における株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、EU非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
- 5) 子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が存在する国における管理、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- (16)(a) UCITSは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に附随する引受権の行使にあたり、本章の制限に適合する必要はない。
- リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可されたUCITSには、認可を受けた日から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。
- (b) 上記(a)の制限がUCITSの監督の及ばない理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
- (c) 発行体が複数のコンパートメントを有する法主体であって、コンパートメントの資産が、当該コンパートメントの投資家ならびに当該コンパートメントの創設、運用および解散に関し生ずる請求権を有する債権者に排他的に留保される場合、各コンパートメントは、(10)、(11)および(13)に記載されるリスク分散規定の適用上、個別の発行体とみなされる。
- (17)(a) 投資法人またはFCPのために行う管理会社もしくは保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。
- (b)(a)にかかわらず、
- 1) UCITSは、借入れが一時的な場合は、その資産の10%まで借入れをすることができる。
- 2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。この場合、この借入れと1)による借入れの合計は、UCITSの資産の15%を超過してはならない。
- (18)(a) 上記(1)ないし(8)の適用を害することなく、投資法人またはFCPのために行う管理会社もしくは保管受託銀行は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となってはならない。
- (b)(a)は、当該投資法人、管理会社または保管受託銀行が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品で一部払込済のものを取得することを妨げるものではない。
- (19) 投資法人またはFCPのために行う管理会社もしくは保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。

(20) UCITSのコンパートメントは、UCITSのフィーダー・ファンド(以下「フィーダー」という。)またはかかるUCITS(以下「マスター」という。)のコンパートメントのフィーダー・ファンドとなることができるが、かかるUCITS自体はフィーダー・ファンドとなったりまたはフィーダー・ファンドの受益証券を保有したりしてはならない。かかる場合、フィーダーは、その資産の少なくとも85%をマスターの受益証券に投資するものとする。フィーダーは、15%を超える資産を以下の一または複数のものに投資することができない。

- 2010年法第41条第2項第2段落に従う補助的な流動資産
- 2010年法第41条第1項g)および第42条第2項および第3項に従う金融デリバティブ商品(ヘッジ目的のためにのみ利用可能)
- フィーダーが投資法人である場合は、その事業を直接行う上で必須の動産および不動産

フィーダーとしての資格を有するUCITSのコンパートメントが、マスターの受益証券に投資する場合、フィーダーは、マスターから、申込手数料、償還手数料、または後払販売手数料、転換手数料を一切請求されない。

コンパートメントがフィーダーとしての資格を有する場合、フィーダーがマスターの受益証券への投資を理由に支払うコストのすべての報酬および償還(ならびにフィーダーおよびマスター双方の手数料合計)の記載が、目論見書において開示されるものとする。年次報告書において、UCITSは、フィーダーおよびマスターの双方の手数料合計についての明細を記載するものとする。

UCITSのコンパートメントが、別のUCITSのマスター・ファンドとしての資格を有する場合、フィーダーであるUCITSは、マスターから、申込手数料、償還手数料、または後払販売手数料、転換手数料を一切請求されない。

(21) UCIのコンパートメントが、目論見書だけでなく約款または設立証書に規定されている条件に従って、以下の条件に基づき同一のUCI(以下「ターゲット・ファンド」という。)内の一または複数のコンパートメントにより発行される予定のまたは発行された証券を申し込み、取得し、および/または保有する場合がある。

- ターゲット・ファンドが、反対に、ターゲット・ファンドの投資先であるコンパートメントに投資することはない。
- 合計でターゲット・ファンドの10%を超える資産を、その他のターゲット・ファンドの受益証券に投資することはできない。
- ターゲット・ファンドの譲渡可能証券に附随する議決権は、投資期間中は停止される。
- いかなる場合も、これらの証券がUCIに保有されている限り、それらの価額は、2010年法により課されている純資産の最低値を確認する目的でのUCIの純資産の計算について考慮されない。

2010年法に加えて、以下の法的文書もまた考慮されなければならない。

- 一定の定義の明確化に関するUCITS通達およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU通達2007/16/CE(以下「2007/16通達」という。)を、ルクセンブルクにおいて実施する、2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則(以下「大公規則」という。)
- 大公規則を参照してかかる大公規則の条文を明確化する2008年11月26日付CSSF通達08/380により改正済である、2008年2月19日に示達されたCSSF通達08/339(以下「通達」という。)

通達は、2002年法の関連規定の意味の範囲内で、かつ大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産とみなせるか否かを評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。

- 特定の証券貸借取引においてUCIが利用することのできる技法と商品の詳細について示した、2008年6月4日に示達されたCSSF通達08 / 356

通達は、特に、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を一新している。通達は、UCITSのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどう保管すべきか定めている。通達は、証券貸借取引によってUCITSのポートフォリオ管理業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨に再度言及している。最後に、通達は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

- 2008年11月26日に、CSSFは、CSSF通達08 / 380（以下「通達08 / 380」という。）を発行し、UCITSによる投資適格資産に関するCESRのガイドラインを規定し、UCITSによる投資適格資産に関する、通達08 / 339を通じて委員会により公表された2007年3月付の参照番号CESR / 07 - 044のCESRのガイドラインを取り消し置き換えた。

通達08 / 380は、効率的なポートフォリオ管理を目的とした技術および商品に関するUCITSによる投資適格資産についてのCESRのガイドライン文書の改訂にのみ注意を喚起する。通達08 / 380は、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技術および手段には、金融担保取決めに関する指令2002 / 47 / ECの規定に基づく担保、レボ、受領した保証および証券貸付が含まれるが、これらに限定されないことを示している。UCITS指令第21条の規定を遵守する要件は、特に、UCITSがレボまたは証券貸付の利用を承認された場合、これらの運用はUCITSのグローバル・エクスポージャーを計算する際に考慮されなければならないことを意味する。

- 2010年12月22日に、組織上の要件、利益相反、事業の運営、リスク管理および預託機関と管理会社との間の契約の内容に関するCSSF規則No.10 - 04が発行された。
- CSSF規則No.10 - 04に加えて、ファンドの合併、マスター・フィーダー構造および通知手続に関する一定の規定に関するUCITS指令を施行する2010年7月1日付指令2010 / 44 / EUを置き換える、CSSF規則No.10 - 05（以下「CSSF規則No.10 - 05」という。）が採択された。
- CSSF規則No.10 - 04の発行後、CSSFはまた、2011年5月30日付でCSSF通達11 / 512を発行し、リスク管理に関する主な規制上の変更を示し、また、UCITSのグローバル・エクスポージャーおよび取引相手方リスクのリスク計測と計算に関するESMAガイドライン10 - 788を提示した。この通達は、リスク管理規則を明確にし、CSSFに伝達するリスク管理プロセスの内容と形式を規定することを目的とする。
- 2011年1月10日に、CSSF規則No.10 - 04、CSSF規則No.10 - 05および2010年法に関する実施措置を定めるCSSF回通達11 / 498が採択された。本通達の目的は、（ ）2010年法の仕組み、（ ）指令2009 / 65 / ECおよび2010年法によって導入された原理上の革新、および（ ）2010年法の経過規定を要約することである。
- 2011年4月15日に、ルクセンブルク法に準拠するUCITSが他の加盟国でその受益証券を販売することを希望し、またルクセンブルクでその受益証券を販売することを希望する他の加盟国のUCITSが従うべき新しい通知手続に関してCSSF通達11 / 509が発行された。
- 2013年2月18日、CSSFは、ETFおよびその他のUCITSに関するESMAガイドライン2012 / 832のルクセンブルク法への施行に関するCSSF通達13 / 559を發布した。ESMAは、2012年12月18日に、EUの公用語の翻訳版と併せて、自己の最終かつ統合版のETFおよびその

他のUCITSに関するESMAガイドライン一式を公表した。同ガイドラインは、その公表から2か月後の2013年2月18日に発効した。同ガイドラインは2014年8月1日付で公表されたESMAガイドラインにより更新された。

CSSF通達13 / 559により、ESMAガイドライン2012 / 832のルクセンブルク規制への施行がなされている。同通達において、CSSFはまた、ESMAガイドラインの原則規定の概要を提示されている。

- 2014年6月27日に、法廷外での苦情の解決に関する2013年10月15日付CSSF規則N° 13 - 02に関する詳細を規定したCSSF通達14 / 589が発行された。
- 2014年7月22日に、オープンエンド型投資信託に重大な変動が生じた場合の投資家の保護に関してCSSF通達14 / 591が発行された。
- 2014年12月2日に、欧州短期金融市場ファンドの共通定義に関するCESRガイドライン（CESR / 10 - 049）の見直しに関するESMAの見解に関して、CSSF通達14 / 598が発行された。
- 2015年3月27日に、税務情報の自動交換および税務問題におけるマネーロンダリング防止の進展に関するCSSF通達15 / 609が発行された。
- 2015年4月16日に、マネジメント・ボード / 戦略文書の編集、配布およびコンサルティングを認めるシステムの外部委託に関連するリスクの管理に関するCSSF通達15 / 611が発行された。
- 2015年12月3日に、CSSF - U1.1に対する新しい月次報告に関してCSSF通達15 / 627が発行された。
- 2015年12月28日に、休眠口座または非活動口座に関してCSSF通達15 / 631が発行された。
- 2016年10月11日に、投資信託およびすべてのUCITSまたは該当する場合はその管理会社について2010年法パートIに基づきUCITSの預託機関として活動する信用機関に適用される処分に関してCSSF通達16 / 644が発行された。
- 2018年8月23日に、ルクセンブルグ法に準拠する投資ファンドのマネージャーの認可と組織に関してCSSF通達18 / 698が発行された。

B) パートI ファンドに該当しないIFCPに適用される制限は、2010年法第91条第1項に従い、CSSF規則によって決定され得る。当該CSSF規則は、特に、以下の事項を決定することができる。

- a) 契約型投資信託の受益証券の発行価額および償還価額の決定のための最低期間
- b) 契約型投資信託の資産のうち流動資産でなければならないものの最低比率
- c) 証券取引所に上場されていないか、類似のセーフガードを提供する組織化された市場で取引されていない譲渡性のある証券に投資することができる契約型投資信託の資産の最大比率
- d) 契約型投資信託が保有することのできる同一発行体が発行する同種証券の最大比率
- e) 同一発行体が発行する証券に投資することができる契約型投資信託の資産の最大割合。ただし、設立されて間もない契約型投資信託は、リスク分散の原則の遵守を確保しつつ、その認可の日から6か月間、この(e)の規定を逸脱することができる。
- f) 契約型投資信託が他のUCIの証券に投資することができる条件およびその場合の最大比率
- g) 契約型投資信託が借入れを承認された場合の総資産に対する最大比率および当該借入れの条件。

(注) かかるCSSF規則は未だ出されていない。

2.2.1.2. 管理会社

パートI ファンドのみを管理するすべての管理会社には、2010年法第16章が適用される。

パートI ファンドを管理する管理会社には、2010年法第15章が適用される（以下を参照のこと。）。

2010年法第15章または第16章に規定される条件のいずれかに従う管理会社は、パート のUCIを管理することができる。

2.2.1.2.1 2010年法第16章

同法第125 - 1条、第125 - 2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。2010年法は、同法第125 - 1条に服する管理会社と同法第125 - 2条に従う管理会社とを区別している。

(1) 2010年法第125 - 1条に服する管理会社

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、ルクセンブルクの官報(以下「RESA」という。)において公告される。

2010年法第125 - 2条の適用を損なうことなく、本(1)に従い認可を受ける管理会社は、以下の活動にのみ従事することができる。

(a) 指令2011 / 61 / EUに規定するAIF以外の投資ビークルの管理を確保すること

(b) 指令2011 / 61 / EUに規定するAIFとしての資格を有する、一または複数の契約型投資信託または変動資本を有する一または複数の投資法人もしくは固定資本を有する投資法人について、2010年法第89条第2項に規定する管理会社の機能を確保すること。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および/または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人(いずれも、単数か複数かを問わない。)のために、2010年法第88 - 2条第2項a)に従い外部AIFMを任命しなければならない。

(c) 自らの資産が管理下に置かれる一または複数のAIFの管理が、2013年法第3条第2項に規定される閾値の1つを上回らないよう確保すること。かかる場合、当該管理会社は、以下を行わなければならない。

- 自らが管理するAIFについてCSSFに確認すること

- 自らが管理するAIFの投資戦略に関する情報を、CSSFに提供すること

- CSSFが体系的なリスクを効果的に監視できるようにするため、自らが取引する主要商品ならびに自らが管理するAIFの元本エクスポージャーおよび最も重要な集中的投資対象に係る情報を、CSSFに定期的に提供すること

前記の閾値条件を充足しなくなった場合および当該管理会社が2010年法第88 - 2条第2項a)に規定する外部AIFMを任命しなかった場合、または管理会社が2013年法に従うことを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第2章に規定される手続に従い、30暦日以内に、CSSFに認可を申請しなければならない。指令2011 / 61 / EUに規定するAIF以外の投資ビークルが当該ビークルに関する特定セクターに係る法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる状況においても、上記(b)または(c)に記載される業務を遂行することなく、上記(a)に記載される業務のみを遂行することを認可されないものとする。管理会社自身の資産の管理事務については、附随的な性質のものに限定されなければならない。管理会社は、UCIの管理以外の活動に従事してはならない(ただし、自らの資産の運用は附随的に行うことができる)。当該投資信託の少なくとも一つはルクセンブルク法に準拠するUCIでなければならない。

当該管理会社の本店(中央管理機構)および登録事務所は、ルクセンブルクに所在しなければならない。

第16章の規定に服する管理会社は、事業のより効率的な運営のため、自らの機能のいくつかをかける管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) 管理会社はCSSFに対し適切な方法で通知しなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社の適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、UCIが管理されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。
- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり、かつ、これが慎重な監督に服している国外の事業体に付与される場合、CSSFと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- e) (c)の条件が充足されない場合、当該委託は、CSSFによる事前承認が得られた後にのみ、効力を有することができる。
- f) 投資運用の中核的機能に関わる権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。

本(1)の範囲内に該当し、本(1)第4段落目(b)において記載される活動を遂行する管理会社は、当該管理会社による任命を受けた外部AIFM自身が、前記の機能を引き受けていない範囲において、事業のより効率的な運営のため、管理事務および販売に係る自らの一または複数の機能にかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件を遵守しなければならない。

- a) CSSFは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社の適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資家の最善の利益のために行い、または契約型投資信託、変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人が管理されることを妨げてはならない。

CSSFは以下の条件で管理会社に認可を付与する。

- a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、CSSF規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。かかる資金は管理会社の永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。

(注)：現在はかかる規則は存在しない。

- b) 第129条第5項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に充たし、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有していなければならない。
- c) 管理会社の株主またはパートナーの身元情報がCSSFに提供されなければならない。CSSFは株主に、とりわけ自己資産に関する要件について、適用法上定められる慎重な要件に管理会社が適合する/適合する予定を保証するスポンサーシップ・レターを要求することができる。
- d) 申請書に管理会社の組織、統制および内部手続が記載されなければならない。

完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

CSSFは、以下の場合、第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することがある。

- a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて第16章に定められる活動を中止する場合。
- b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ／または組織的に違反した場合。
- e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。

管理会社は、自らのために、管理するUCIの資産を使用してはならない。

管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有する、一または複数の外部の監査人に委ねることが条件とされる。外部監査人の変更は事前にCSSFの承認を得なければならない。

管理するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

(2) 2010年法第125 - 2条に服する管理会社

管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有する、承認された一または複数の外部の監査人に委ねることが条件とされる。承認された監査人に関する変更は事前にCSSFの承認を得なければならない。

2010年法第88 - 2条第2項a)に規定する外部AIFMを任命することなく、任命を受けた管理会社として、指令2011 / 61 / EUに規定する一または複数のAIFを管理し、第16章に基づき認可を受けた管理会社は、管理下にある資産が2013年法第3条第2項に規定される閾値の1つを上回った場合、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMとして、CSSFによる事前認可も得なければならない。

当該管理会社は、2013年法第5条第4項に記載される附随的業務および同法別紙に記載される活動にのみ従事できる。

自らが管理するAIFに関し、管理会社は、任命を受けた管理会社として、自らに適用される範囲で、2013年法により規定されるすべての規則に従う。

2.2.1.2.2 2010年法第15章

同法第101条ないし第124条は、第15章に基づき存続する管理会社に適用される以下の規則および要件を定めている。

A. 業務を行うための条件

(1) 第15章の意味における管理会社の業務の開始は、CSSFの事前の認可に服する。2010年法に基づき管理会社に付与される認可はすべての加盟国において有効である。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録

の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、RESAにおいて公告される。

- (2) 管理会社は、通達2009 / 65 / ECに従い認可されるUCITSの管理以外の活動に従事してはならない。ただし、通達に定められていないその他のUCIの管理であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、通達2009 / 65 / ECの下でその他の加盟国において販売することはできない。

UCITSの管理のための活動は、2010年法別表 に記載されているが、すべてが列挙されているものではない。

(注) 当該リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売が含まれている。

- (3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

(a) ポートフォリオが金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)の附属書のセクションBに列挙される商品を含む場合において、投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う当該投資ポートフォリオの管理(年金基金が保有するものも含む)

(b) 附随的業務としての、金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)の附属書のセクションBに列挙される商品に関する投資顧問業務ならびにUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務

管理会社は、本章に基づき本項に記載された業務のみの提供または(a)の業務を認可されることなく附随的業務のみの提供を認可されることはない。

- (4) 上記(2)からの一部修正として、指令2011 / 61 / EUに規定するAIFのAIFMとして任命され、ルクセンブルクに自らの登記上の事務所を有し、かつ、第15章に基づき認可を受けた管理会社はまた、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMとして、CSSFによる事前認可も得なければならない。管理会社が当該認可を申請する場合、当該管理会社は、本項(7)に基づき認可を申請するに際し、自らがCSSFに対して既に提供済みである情報または書類の提供が免除される。ただし、当該情報または書類が最新のものであることを条件とする。関連する管理会社は、2013年法別紙 に記載される活動および2010年法第101条に基づき認可に服するUCITSの追加的な管理活動にのみ従事することができる。運用するAIFの管理活動の趣旨において、かかる管理会社は、金融商品に関連する注文の受領および伝達を構成する2013年法第5条第4項に規定する附随的業務を行うこともできる。本(4)に規定するAIFのAIFMとして任命を受けた管理会社は、自らに適用される範囲で、2013年法により規定されるすべての規則に従う。

- (5) 金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)第1-1条、第37-1条および第37-3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。

上記(3)(a)で定める業務を提供する管理会社は、さらに、投資会社および信用機関の資本の十分性に関する、欧州議会および2006年6月14日会議の通達2006 / 49 / ECを実施するルクセンブルク規則を遵守しなければならない。

- (6) 管理会社が支払不能となった場合、上記(2)(3)の申請に基づき管理される資産は、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

- (7) CSSFは、管理会社を以下の条件の下に認可する。

(a) 管理会社の当初資本金は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロなければならない。

- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオ

が250,000,000ユーロを超える額について、かかる額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しない。

- 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。
 - () 管理会社が運用するFCP(管理会社が運用機能を委託したかかるFCPのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)
 - () 管理会社が指定管理会社とされた投資法人
 - () 管理会社が運用するUCI(管理会社が運用機能を委託したかかるUCIのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)
- これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、通達2006/49/EC第21条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%を限度にのみ追加することができる。信用機関または保険機関は、EU加盟国またはCSSFがEC法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

- (b) (a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。
- (c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、良好な評価を十分に充たし、管理会社が管理するUCITSに関し十分な経験を有していなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者は、CSSFに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも二名により決定されなければならない。
- (d) 認可の申請は、管理会社の組織、統制および内部手続を記載した活動計画を添付しなければならない。
- (e) 中央管理機構と登録事務所はルクセンブルクに所在しなければならない。
- (f) 管理会社の業務を遂行する者は、当該UCITSまたはUCIの種類に関して、2010年法第129条第5項の規定する意味において、十分な経験を有する者でなければならない。
- (8) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。
CSSFは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督機能を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。
CSSFは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。
- (9) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (10) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

- (11) CSSFは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。
- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。
 - (b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - (d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、通達2006/49/ECの施行の結果である金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）に適合しない場合。
 - (e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
 - (f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。
- (12) 管理会社が、（2010年法第116条に従い）集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、CSSFは、管理会社の認可を撤回する前に、UCITS所在加盟国の監督当局と協議する。
- (13) CSSFは、一定の適格関与または関与額を有する、管理会社の株主またはメンバー（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社への一定の関与資格は、上記金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）第18条の規定と同様の規定に服する。
- CSSFは、管理会社の健全で慎重な管理の必要性を勘案し、上記の株主またはメンバーの適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。
- 関係する他の加盟国の権限のある当局は、以下のいずれかの管理会社の認可について事前に協議されるものとする。
- (a) 他の加盟国において認可された他の管理会社、投資会社、信用機関または保険会社の子会社
 - (b) 他の加盟国において認可された他の管理会社、投資会社、信用機関または保険会社の親会社の子会社、または
 - (c) 他の加盟国において認可された他の管理会社、投資会社、信用機関または保険会社を支配する者と同じ自然人または法人によって支配される管理会社
- (14) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有する一または複数の外部の監査人に委ねることが条件とされる。
- (15) 承認された監査人の変更は、事前にCSSFの承認を得なければならない。
- (16) 1915年法および同法第140条により定められる監督監査人の規定は、2010年法第15章に従い、管理会社に対しては適用されない。
- (17) CSSFは、承認された監査人の権限付与および管理会社の年次会計書類に関する監査報告書の内容について範囲を定めることができる。
- (18) 承認された監査人は、管理会社の年次報告書に記載される会計情報の監査または管理会社もしくはUCIに関するその他の法的作業を行う際に認識した一切の事実または決定が、以下の事項に該当する可能性がある場合、CSSFに対し速やかに報告しなければならない。
- 2010年法または2010年法の施行のために導入される規則の重大な違反を構成する場合
 - 管理会社の継続的な機能を阻害するか、または管理会社の事業活動に出資する主体の継続的な機能を阻害する場合
 - 会計書類の証明の拒否またはかかる証明に対する留保の表明に至る場合
- 承認された監査人はまた、(16)に記載される管理会社に関する義務の履行において、年次報告書に記載される会計情報の監査または支配関係により管理会社と親密な関係を

有するその他の主体に関するか、もしくは管理会社の事業活動に出資する主体と親密な関係を有するその他の主体に関してその他の法的作業を行う際に認識した、（16）に列挙した基準を満たす管理会社に関する一切の事実または決定をCSSFに対し速やかに報告する義務を有する。承認された監査人は、その義務の遂行にあたり、管理会社の報告書またはその他の書類において投資家またはCSSFに提供された情報が管理会社の財務状況および資産・負債を正確に記載していないと認識した場合には、監査人は直ちにCSSFに報告する義務を負う。

承認された監査人は、CSSFに対して、監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての点についてのCSSFが要求するすべての情報または証明を提供しなければならない。

承認された監査人がCSSFに対し誠実に行う本項に記載される事実または決定の開示は、契約によって課される職業上の守秘義務または情報開示に対する制限の違反を構成せず、かつ承認された監査人のいかなる責任をも発生させるものではない。

CSSFは、承認された監査人の権限付与および管理会社の年次会計に関する監査報告書の内容について範囲を定めることができる。

CSSFは、承認された監査人に対し、管理会社の活動および運営の一または複数の特定の側面の管理を行うよう求めることができる。かかる管理は、当該管理会社の費用負担において行われる。

B．ルクセンブルクに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

- （1）管理会社は、常に上記（1）ないし（7）に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は（6）（a）に特定されるレベルを下回ってはならない。それにもかかわらず、その事態が生じ、正当な事由がある場合、CSSFは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

管理会社の健全性監督は、管理会社が2010年法第1条に定義する支店を設立するか、または他の加盟国でサービスを提供するか否かにかかわらず、CSSFの責任とする。ただし、UCITS指令のホスト国である加盟国の当局に責任を与える規定は損なうものではない。

管理会社の適格な保有については、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）第18条が投資会社について定めた規則と同じものに服するものとする。

2010年法の目的において、1993年4月5日法第18条にある「会社・投資会社」および「投資会社」は、「管理会社」と読み替えられる。

- （2）管理会社が管理するUCITSの性格に関し、またUCITSの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、管理会社は、通達2009/65/ECに従い、以下を義務づけられる。

- （a）健全な管理上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部管理メカニズム（特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、UCITSに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が管理するUCITSの資産が設立文書および現行の法規定に従い投資されていることを確保するものとする。

- （b）管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反により害されるUCITSまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。

- (3)(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている各管理会社は、
- () 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が管理するUCITSの受益証券に投資してはならない。
 - () (3)の業務に関し、金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)に基づく投資家補償スキームに関する通達97/9/ECを施行する2000年7月27日法の規定に服する。
- (4) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の機能を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件のすべてに適合しなければならない。
- a) 管理会社は、CSSFに上記を適切に報告しなければならない。CSSFは、UCITS所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
 - b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、管理会社が投資家の最善の利益のために活動し、UCITSがそのように管理されることを妨げてはならない。
 - c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。
 - d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、CSSFおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
 - e) 投資運用の中核的機能に関する権限は、預託機関または受益者の管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
- 第15章において参照される管理会社は、健全で効率的なリスク管理に合致し、またこれを促進し、かつ、管理会社が運営するUCITSのリスク・プロファイル、ファンドの規則または設立文書に合致しないリスクをとることを奨励せず、あたUCITSの最善の利益のために行動する管理会社の義務の遵守を妨げない、報酬に関する方針および慣行を定め、適用するものとする。
- 報酬に関する方針および慣行には、給与および裁量的年金給付の固定および変動の構成要素を含むものとする。
- 報酬に関する方針および慣行は、上級管理職、リスク・テイカー、管理職ならびに上級管理職の報酬階層に該当する総報酬を受け取る従業員およびその専門的活動が管理会社またはその管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼすリスク・テイカーを含む、スタッフ区分に適用されるものとする。
- f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
 - g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、機能が委託された者に常に追加的指示を付与し、投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
 - h) 委託される機能の性格を勘案し、機能が委託される者は、当該機能を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
 - i) UCITSの目論見書は、管理会社が委託した機能を列挙しなければならない。

管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に機能を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが郵便受けとなるような形の機能委託をしてはならない。

- (5) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範の遵守にあたり、以下を行う。
- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が管理するUCITSの最善の利益および市場の誠実性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。
 - (b) 管理会社が管理するUCITSの最善の利益および市場の誠実性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。
 - (c) 事業活動の適切な遂行に必要な資源と手続を保有し、効率的に使用しなければならない。
 - (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が管理するUCITSが公正に取り扱われるよう確保しなければならない。
 - (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務に適合し、投資家の最善の利益および市場の誠実性を促進しなければならない。
- (6) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを管理する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。
- 管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。
- (7) 管理会社は、金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)第1条第1項に規定する専属代理人を任命する権限を付与される。管理会社が専属代理人を任命する場合、当該管理会社は、2010年法に基づき許可される活動の制限内において、金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)第37 - 8条に基づく投資会社に適用される規則と同一の規則を遵守しなければならない。本段落を適用する目的において、同法第37 - 8条における「投資会社」の文言は、「管理会社」として読まれるものとする。

C . 設立の権利および業務提供の自由

- (1) 通達2009 / 65 / ECに従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店を設置しまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルクで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルクで行うための手続および条件を定めている。上記に記載される支店の設置または業務提供は、いかなる認可要件または寄付による資本の提供要件もしくはこれと同等の効力を有するその他の手段の提供要件にも服さない。
- 上記に規定される制限の範囲内において、ルクセンブルクにおいて設定されたUCITSは、指令2009 / 65 / EC第16条第3項の規定に従い、管理会社を自由に指定することができ、または同指令に基づき他の加盟国において許認可を受けた管理会社により、自由に管理されることができる。
- (2) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店を設置しまたは業務提供の自由に基づき、他のEU加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

管理会社に関して適用される規制は、2018年8月23日付CSSF通達18 / 698 (以下「通達」という。) によりさらに処理される。かかる通達は、2010年法第15章に従う、ルクセンブルク法に基づく全ルクセンブルク籍管理会社ならびに2010年法第27条および2010年7月1日付欧州委員会指令2010 / 43 / EUを置換するCSSF規制10 - 4に規定する管理会社を指定していない全投資法人に適用ある、CSSF通達03 / 108および05 / 185を置換する2012年10月24日付CSSF通達12 / 546に

取って代わることをその目的とする。同通達は、管理会社および自己管理投資法人（以下「SIAG」という。）の認可の取得ならびに維持に係る条件が単一の文書に集約されることを目的として、CSSF通達11 / 508を組み入れている。さらに、当該通達は、認可に係る特定条件（特に、自己の資金の再利用、経営体、中央管理事務に関する取決めおよび委任規則に関するものを含む。）に関して追加的な説明を提示している。

また通達の規定により、業務プログラムをCSSFに提出することが必要であり、同通達は、業務プログラムに含まれるべき情報の種類を一般的に規定している。

通達はさらに、人的資源について、管理会社は原則として職務を達成し、委託した業務を監督するために必要な技能、知識および専門性を有するルクセンブルクの職員を雇用しなければならないと明記している。ただし、通達の規定により、特例として、職員は他の機関から派遣または提供されることが可能である。

管理会社の業務を遂行する者について、通達では、少なくとも業務を遂行する者を2名とし、かかる2名はルクセンブルクを本拠としなければならないと規定している。また、かかる2名のいずれも、管理会社が管理会社を務めるUCITSの保管銀行の従業員であってはならないと規定されている。2名は、業務契約により管理会社の従業員になるかまたは管理会社と関連性を有することができる。業務を遂行する者は、管理されるUCITSまたはUCIに必要な高い評価および専門的な実績において条件を満たさなければならない。また、通達は業務を遂行する者が管理委員会を構成することを規定している。

管理会社は、配分された責務を果たすために必要な技能、知識および専門性を有する人材を雇用し、特定の配置のもとに、第三者により実施される活動を効果的に監視するために必要な資質および専門性を維持しなければならない。

管理会社の職員は、原則として同社により雇用されるが、CSSFは、管理会社と同じグループに属する企業または第三者企業によりメンバーが派遣されまたは対応可能であることに同意することができる。管理会社は、多くの職務の遂行責任者である職員が、常に特定の職務を着実に、誠実に、専門的に遂行する立場にあることを保証する。

さらに、通達では、管理会社がその機能の一部の委任を認められるため充足すべき条件を詳細に記載している。その中心となるのは、管理会社の職員および特に業務遂行の責任を負う者が、管理会社から機能を委任された者を監視することができるように用意されるべきシステムおよび取決めである。これについて、通達はまた、かかる業務を遂行する者が、機能の委任先が実行する業務を監督するため受領すべき報告書の種類を指示している。さらに、管理会社の業務を遂行する者は常にUCITSに関する会計書類をリアルタイムでまたは簡易な請求手続で入手できなければならないとも規定している。

通達では、投資運用機能を保管銀行に委託することができないと規定している。通達は、法律と同様に、EU非加盟国の企業が当該EU非加盟国において慎重な監督に服している場合にのみ、投資運用機能にかかる企業に委託できると重ねて規定している。

最後に、この通達には、四半期ごとにCSSFに提出する必要のある6つの明細表の附属書が含まれている。提供されるべき情報は、管理会社の財務状況および活動に関するものである。

本通達の適用範囲は、海外に設立された支店および駐在員事務所に及ぶ。

（１）取締役会

取締役会の構成に関して、通達は、銀行が管理会社の株主であり、この銀行が管理会社が管理する1つまたは複数のファンドについて保管受託銀行の機能を担う場合、管理会社の取締役会が主として「保管受託銀行」の業務ラインの代表者によって構成されていないことを確保しなければならないと規定する。

また、SICAVが管理会社を任命した場合、両社の取締役会は主に同一人物で構成されないことが推奨される。

さらに、通達は、管理会社の取締役会のすべての構成員が、自らの職務に必要な時間と注意を払うことを要求している。したがって、取締役会の各構成員は、自らの職務を適切に遂行するために必要なその他の専門的職務（例えば、他の会社におけるその他の任務）の数を制限することを確保しなければならない。

（２）業務遂行者／運営委員会

２名の業務遂行者の任命に関する要件は、大部分が変更されないままである。当該業務遂行者は、原則としてルクセンブルクに永住しなければならない（ルクセンブルクに原則として毎日通勤する場合を含む。）。実際、業務遂行者はCSSFに対する窓口であり、CSSFは直接これらの者に連絡できる可能性を持たなければならない一方、業務遂行者はCSSFに必要なすべての情報をCSSFに提供できるのでなければならない。

CSSFは、管理会社の活動の性質、規模、および複雑さを考慮した上で、あらかじめ正当に裏付けられた免除要請を通じて、管理会社の業務遂行者のうち１人のみがルクセンブルクに永住することに同意することができる。

CSSFは引き続き、異なる責任領域（例えば、リスク管理、ポートフォリオ管理、中央管理およびカストディアン、コンプライアンス、内部監査）を、委任された機能に責任を有する異なる業務遂行者に割り当てることを要求している。それにもかかわらず、CSSFは、異なる機能を割り当てる際に、潜在的な利益相反を回避すべきであると明記している（例えば、リスク引受け（ポートフォリオ管理）の機能と、これらと同じリスクの独立した管理は、同一の業務遂行者に割り当ててはならない）。

内部組織について、業務遂行者は運営委員会を設置するものとする。運営委員会は、日常の業務に関する限り、管理会社の目的を達成する責任を負う。

通達は、さらに、運営委員会が負う責任に関するガイドラインを規定する。

CSSFは、業務遂行者が管理会社の活動を単独で行うことを期待しているのではないが、そのような業務遂行者がルクセンブルクで働く十分な適格なスタッフによって補佐されることを要求する。

（３）株主

特定の要件は、管理会社の適格な保有を有する１名の株主または構成員が、管理会社が管理する投資ファンドのうちの１つの保管受託銀行である場合に生じうる。

通達は、管理会社は、この保有から生じる可能性のあるすべての利益相反を特定しなければならず、管理会社の利益相反管理方針に定められた手続きに従って、それらを回避するよう努めなければならないと規定する。

また、上記のとおり、管理会社の取締役会は、主として「保管受託銀行」の業務ラインの代表者によって構成されてはならない。

通達はまた、CSSFは現在、その発行者において、管理会社として認可される事業体が健全性要件、特に自己資金に関する要件を遵守することを保証する旨の書簡を（認可を受ける事業体の適格な保有を有する主要株主または構成員から）を要求することができると規定する。

（４）自己資金

CSSFは、最低限の自己資金が管理会社の永久的な処分に充てられ、必要に応じて利用可能であることを要求する。

通達は現在、投機的なポジションを含まない範囲において、自己資金を流動性資産または流動性短期資産に容易に転換できる資産に投資できることを明確にしている。

（５）中央管理と内部統制

すべての管理会社は、ルクセンブルクに「意思決定センター」と「管理センター」からなる本社を置かなければならない。このことは、管理会社がルクセンブルクに自らの事務所を置かなければならないことを意味している。

（６）手続および方針

CSSFは、いつでも、一定の手続およびその他の方針（例えば、個人取引に関する手続、利益相反管理方針、議決権行使戦略、行為規則に関する手続、取り決めおよび方針など）の写しを要求する権利を留保する。

通達は、健全かつ効率的な運用を促進するために、すべての管理会社がCSSF通達10 / 437に準拠した報酬方針を実施しなければならないことを改めて求めている。

（ 7 ）委任

通達は、管理会社が一定の条件の下で、第三者（以下「委任先」という。）に一つまたは複数の任務を委任することを明確に許可する。

管理会社は、CSSF規則10 - 04に定める組織、利益相反および行動規範の各分野における要件を遵守するために、委任先が適切な措置を講じていることを確認し、モニタリングしなければならない。管理会社は、委任先によるこれらの要求事項の遵守を効果的に監視しなければならない。特に、受益者名簿の維持を含め、ポートフォリオ管理および / または管理代行事務を第三者に委託する場合、運用会社は、規則10 - 04第 8 条、第 9 条、第15条および第16条の要件を満たすために、すべての委託先が適切な電子システムを有していることを、関係の開始時から継続的に監視しなければならない。特に、業務遂行者およびスタッフが、委任先によって実施された活動を文書化したデータを支配しアクセスすることを可能にする取り決めが実施されなければならない。

しかしながら、通達は、管理会社が委任できない特定のタスクの非網羅的なリストを提供している。

（ 8 ）通達は、恒久的リスク管理機能、恒久的コンプライアンス機能および内部監査の実施に関するさらなる指針を提供する。

（ 9 ）比例の原則

通達は、管理会社がCSSF規則10 - 04に定める一定の要件の適用において比例の原則を援用することができることを改めて規定している。

設立権および役務提供の自由

第15章に基づき認可された管理会社が、支店を設立することなく、UCITSのホーム加盟国以外の加盟国において2010年法の附属書 に定めるとおりに管理するUCITSの受益証券のみを販売することを提案する場合、当該販売は、2010年法第 6 章の要件にのみ従うものとする。

UCITS指令に従って認可された管理会社は、支店の設立または役務提供の自由のいずれかにより、ルクセンブルクにおいてその認可を受けた活動を行うことができる。2010年法は、ルクセンブルクにおいてそのような活動を実施するための手続と条件を定めている。

2010年法第15章に基づき認可された管理会社は、支店の設置または役務提供の自由のいずれかにより、他の加盟国の領域内で事業を行うことができる。2010年法は、他の加盟国においてそのような活動を実施するための手続と条件を定めている。

2.2.1.3. 保管受託銀行

CSSFにより承認された約款に定められる保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、保管受託銀行またはその指定する者がFCPの有するすべての証券および現金を保管することにつき責任を負う。保管受託銀行は、FCPの資産の日々の管理に関するすべての業務を行う。

保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- FCPのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻しおよび消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。

- 受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること（パート ファンドのみ）。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- FCPの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- FCPの収益が約款に従って使用されるようにすること。

UCITS 指令（以下に定義される。）に基づき、預託機関は、預託機関または保管中の金融商品の保管を委任した第三者により生じた損失について、ファンドおよび受益者に対して責任を負う。保管中の金融商品に損失が生じたときは、預託機関は、ファンドまたはファンドを代理する管理会社に対し、不当な遅滞なく、同一または相当する種類の金融商品を返還しなければならない。預託機関は、損失がその合理的な支配を超える外部事象の結果として生じ、それに反するすべての合理的な努力にもかかわらず結果として避けられなかったであろうことを証明することができる場合には、責任を負わない。

保管受託銀行は、ルクセンブルク法に従い、管理会社および受益者に対し、その義務の正当と認められない不履行または不適切な履行の結果蒙った損失につき責任を負う。

保管受託銀行の受益者に対する責任は、管理会社を通じて直接または間接的に追求される。ただし、これは二重の賠償または受益者の不平等な取扱いをもたらすものではない。

保管受託銀行の責任は、保管にかかる資産の全部または一部を副保管受託銀行に委託したことにより影響を受けない。

保管受託銀行は、ルクセンブルクに登録事務所を有するか、外国会社のルクセンブルク支店でなければならない。パート ファンドの保管受託銀行は、その登録事務所は他のEU加盟国に所在するものでなければならない。保管受託銀行は、金融セクターに関する1993年4月5日ルクセンブルク法（改正済）に定める金融機関でなければならない。

保管受託銀行の取締役および業務を遂行する者は、十分良好な評価および該当するUCITSに関する経験を有していなければならない。このため、業務を遂行する者およびその後継者の身元情報はCSSFに直ちに報告されなければならない。

「業務を遂行する者」とは、法律または設立文書に基づき、預託機関を代表するか、または預託機関の活動の遂行を事実上決定する者をいう。

預託機関は、要請があった場合、預託機関がその義務の履行にあたり得たもので、FCPが2010年法を遵守しているかをCSSFが監視するために必要であるすべての情報を、CSSFに対し提供するように求められる。

預託機能に関するUCITSに関する法律、規則および行政規定の調整に関する指令2009 / 65 / ECを改正する欧州議会および理事会の指令を先取りして、CSSFは、UCITSの預託機関として活動するルクセンブルクの信用機関に適用される規定を明確にすることを目的とした通達14 / 587を2014年7月11日に公表した（以下「通達14 / 587」という。）。CSSFは、プリンシプル・ベース・アプローチから離れ、UCITSの預託機能を管理するためのより規範的で詳細な規則を制定した。通達14 / 587の結果、通達91 / 75の第E章はもはやUCITSには適用されないが、AIFMDの範囲に属さないすべてのファンドには適用される。現在UCITSの預託機関として活動しているルクセンブルクの信用機関は、CSSFの新たな要件に合わせて業務体制を整備しなかった。

2014年7月23日、欧州理事会は、2016年3月18日までに加盟国が実施しなければならないUCITS指令の最終文を正式に採択した。UCITS 指令は、UCITSの預託機関の機能と責任を明確にし、過度のリスクテイクを制限するためにUCITSの管理会社のための報酬の方針のパラメーターを提供し、国内規定の違反に関する最低限の行政上の制裁を調和させるものである。

UCITS のレベル2の措置は、2015年12月17日に公表され、2016年10月13日を効力発生日とする。

2016年5月10日、ルクセンブルク議会は、法律（以下「UCITS 法」という。）をルクセンブルクの法律として通過させた。

UCITS 法は、UCITS 指令の施行を超える一つの修正を提案する。これは、ルクセンブルクで設立され、2010年法パート に準拠し、かつ、2013年法の預託制度またはCSSF通達91 / 75に服するUCIが、その運用資産が2013年法に規定される基準を上回るか下回るかに応じて、（管理下にある資産とは無関係に）UCITSのための新しくより厳格な預託制度に今後服するべきものであることを示唆している。

また、UCITS 法は、2013年法の一部改正を提案している。とりわけ、オルタナティブ投資ファンドの運用者に要件として、その会計書類を会計監査人に監査させる義務や、非中核的サービスの条項に関する明確化が含まれる。

2016年7月29日、ルクセンブルク議会に法案が提出された。このいわゆる「オムニバス」法に従って、ルクセンブルクの一般投資家に販売される2010年法パート の制度に基づくUCIは、UCITSの預託機関の制度の適用対象となるべきものとされる。

2016年10月11日、CSSFは、UCITSの保管受託銀行として活動するルクセンブルクの信用機関ならびにすべてのルクセンブルクのUCITSおよびUCITSのために活動する管理会社に宛てて通達16 / 644を公表した。新通達は、UCITS レベル2の措置と矛盾する通達14 / 587のいかなる規定も撤回し、2010年法およびUCITS レベル2の措置に規定される預託機関に関する規則の一部に関して明確化する。特に、保管の手続や特定の状況（UCITSがデリバティブに投資する場合、担保を受領する場合など）に関して、組織上の要件を明確化された。

2.2.1.4. 関係法人

（ ）投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、FCPの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、この契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

管理会社による委託または投資運用会社の中核的機能は上記2.2.1.2.2の（21）に従う。

（ ）販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および／または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる（ただし、その義務はない。）。

現行のFCPの目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

2.2.2. 会社型投資信託

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、通常、公開有限責任会社（sociétés anonymes）として設立されてきた。

公開有限責任会社の主な特徴は以下のとおりである。

この形態で設立された投資法人のすべての株式は同一の額面金額をもち、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の株式の割合に関連して定款中に定められることがある議決権の制限に従い、株主は株主総会において1株につき1票の議決権を有する。1915年8月10日法は、また公開有限責任会社が無議決権株式および複数議決権株式を発行できる旨規定する。

会社の資本金は、定額であることを要し、会社設立時に全額引き受けられることが必要であり、資本金は、取締役会によって、株主総会が決定した定款に定める授權資本の額まで引き上げることができる。かかる増資は、定款に記載された株主総会による授權の枠内で取締役会の決定に従い、1度に行うこともできるし、随時、一部を行うこともできる。通常、発行は、額面金額に発行差金（プレミアム）を加えた価格で行われ、その合計額はその時点における純資産価格を下回することは

できない。また、株主総会による当初の授權資本の公告後5年以内に発行されなかった授權資本部分については、株主総会による再授權が必要となる。株主は、株主総会が上記再授權毎に行う特定の決議により放棄することのできる優先的新株引受権を有する。

ただし、上記の特徴は、2010年法に従うすべての会社型投資信託に完全に適用されるものではない。実際、かかる特徴は、固定資本を有する投資法人には適用されるが、変動資本を有する投資法人については、以下に定めるとおり完全には適用されない。

2.2.2.1. 変動資本を有する投資法人（SICAV）

2010年法に従い変動資本を有する投資法人（société d'investissement à capital variable、以下「SICAV」という。）の形態を有する会社型投資信託を設立することができる。

SICAVは、株主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、株式を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した定款を有する公開有限責任会社（société anonyme）として定義されている。

SICAVは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない限度で適用される。

SICAVの定款およびその修正は、出頭した当事者が決定するフランス語、ドイツ語または英語で作成された特別公証証書に記録される。本証書が英語によるものである場合は、布告11年プレリアル24の規定の適用を免除することにより、登録当局に提出されたときに、当該証書に公用語への翻訳文を添付する要件は適用されない。本要件はまた、SICAVの株主総会の議事録を記録した公正証書またはSICAVに関する合併提案書など、公証証書に記録しなければならないその他の証書にも適用されない。

SICAVは、1915年8月10日法の適用が除外されることにより、年次決算書、独立監査人の報告書、運用報告書および年次株主総会の招集通知と同時に監督ボードが登録株主に対して提出したコメント（該当する場合）を送付する必要はない。招集通知には、株主にこれらの書類を提供する場所および実務上の取り決めを記載し、各株主が年次決算書、独立監査人の報告書、運用報告書および監督ボードが提出したコメント（該当する場合）を株主に送付するよう要請することができることを明記するものとする。

株主総会の招集通知には、株主総会の定足数および過半数は、株主総会の5日前（以下「基準日」という。）の午前0時（ルクセンブルク時間）時点の発行済株式に基づいて決定される旨を定めることができる。株主が株主総会に出席し、その株式の議決権を行使する権利は、基準日において当該株主が保有する株式に基づいて決定される。

SICAVは次の仕組みを有する。

株式は、定款に規定された発行または買戻しの日の純資産価格で継続的にSICAVによって発行され買い戻される。発行株式は無額面で全額払い込まなければならない。資本は株式の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。新株発行の場合、定款が明示の規程により新株優先引受権を認めない限り、既存株主はかかる権利を主張できない。

2010年法は、特定の要件を規定しているが、その中でも重要な事項は以下のとおりである。

- 管理会社を指定しないSICAVの最低資本金は認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したSICAVを含めすべてのSICAVの資本金は、認可後6か月以内に1,250,000ユーロに達しなければならない。CSSF規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる（注：本書の日付において、かかるCSSF規則は発行されていない。）。
- 取締役および監査人ならびにそれらの変更はCSSFに届け出ることを要し、CSSFの異議のないことを条件とすること。
- 定款中にこれに反する規定がない場合、SICAVはいつでも株式を発行することができること。
- 定款に定める範囲で、SICAVは、株主の求めに応じて株式を買い戻すこと。

- 株式は、SICAVの純資産総額を発行済株式数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻されること。この価格は、費用および手数料を加えることによって、株式発行の場合増額し、株式買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額はCSSF規則により決定することができる（このような最高限度額の割合は決定されていないので、かかる費用および手数料の妥当性および慣行に従いCSSFが決定する。）。
- 通常の期間内にSICAVの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限りSICAVの株式を発行しないこと。
- 定款中に発行および買戻しに関する支払の時間的制限を規定し、SICAVの資産評価の原則および方法を特定すること。
- 定款中に、法律上の原因による場合に反しないよう発行および買戻しが停止される場合の条件を特定すること。
- 定款中に発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定すること（パート ファンドについては最低1か月に2回、またはCSSFが許可する場合は1か月に1回とし、パート 以外のファンドについては最低1か月に1回とする。）。
- 定款中にSICAVが負担する費用の性質を規定すること。
- SICAVの株式は、全額払込済でなければならない、その価値を表示してはならない。

2.2.2.2. オープン・エンド型のその他の会社型投資法人

過去においては、ルクセンブルク法に基づいて設立されたクローズド・エンド型の会社型投資法人においては、買戻取引を容易にするため別に子会社として買戻会社を設ける投資法人の仕組みが用いられてきた。

しかしながら、買戻会社の株式買戻義務は常に、自己資金とファンドからの借入金の範囲内に限定されている。買戻会社の株式は、通常、1株の資格株を除き、全額をファンドが所有している。この借入金は、ファンドの利益金、繰越利益金および払込剰余金または法定準備金以外の準備金の額を超えることができない。

最近では、買戻会社を有しない投資法人が設立されているが、その定款に、株主の請求があれば株式を買い戻す義務がある旨規定し、オープン・エンド型の仕組みを定めている。

ファンドによるファンド自身の株式の買戻しは、通常、純資産価格に基づき（買戻手数料を課され、または課されずに）販売目論見書に記載されかつ定款に定められた手続に従って買い戻される。ただし、純資産価格の計算が停止されている場合は、買戻しも停止される。

ファンドによって買い戻され、所有されているファンドの株式には議決権および配当請求権がなく、また、ファンドの解散による残余財産請求権もない。ただし、これらの株式は発行されているものとして取扱われ、再販売することもできる。

オープン・エンド型の会社型の投資法人においては、株主総会で決議された増資に関する授權に従い、取締役会が定期的に株式を発行することができる。株式の発行は、ファンド株式の募集終了後1か月以内にまたは株式募集開始から遅くとも3か月以内に、取締役会またはその代理人によってルクセンブルクの公証人の面前で陳述され、さらに1か月以内にRESAに公告するため地方裁判所の記録部に届出られなければならない。

（注）SICAVは、会社の資本金の変更を公告する義務を有しない。

2.2.2.3. 投資制限

上記2.2.1.1.記載の契約型投資信託に適用される投資制限は、会社型投資信託にほぼ同様に適用される。

2.2.2.4. 保管受託銀行

会社型投資法人の資産の保管は、保管受託銀行に委託されなければならない。預託機関の責任は、預託機関がその保管する資産の全部または一部を第三者に委託したことによって影響を受け

ない。預託機関は、ルクセンブルク法に従い、会社型投資信託および株主に対し、その不当な債務の不履行または不適切な履行の結果として被った損失につき責任を負うものとする。

保管受託銀行の業務は以下のとおりである。

- ファンドによりまたはファンドのために行われる株式の販売、発行、買戻しおよび消却が法律およびファンドの定款に従って執行されるようにすること。
- ファンド資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- ファンドの収益が定款に従って使用されるようにすること。

SICAVが管理会社を指定した場合において、管理会社所在加盟国が、SICAVの所在加盟国と同一でない場合、預託機関は、預託機関が2010年法第33条第1項、第2項および第3項、前項ならびに預託機関に関連するその他の法律、規則または行政規定に記載される機能を遂行しうるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

預託機関は、CSSFの要請に基づき、預託機関が職務の遂行において入手した、CSSFがSICAVによる2010年法の遵守を監視するために必要なすべての情報を提供することが要求される。

預託機関としての役割を果たすにあたり、預託機関は、株主の利益のためにのみ行動しなければならない。

2.2.2.5. 関係法人

投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記2.2.1.4.「関係法人」中の記載事項は、実質的に、ファンドの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

2.2.2.6. パート ファンドである会社型投資信託の追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にSICAVに関し定められているが、パート ファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) SICAVが、通達2009 / 65 / ECに従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、SICAVの組織および内部手続を記載した活動計画を添付しなければならない。
- SICAVの業務を遂行する者は、十分に良好な評価を得ており、当該SICAVが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、業務を遂行する者およびその地位の後継者は、その氏名がCSSFに直ちに報告されなければならない。SICAVの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務を遂行する者」とは、法律もしくは設立文書に基づきSICAVを代理するか、またはSICAVの方針を実質的に決定する者をいう。
- さらに、SICAVと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。

CSSFは、また、SICAVが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督機能を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

SICAVは、CSSFに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

SICAVは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、SICAVの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

CSSFは、SICAVが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該SICAVに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合。
 - (b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ／または組織的に違反した場合。
 - (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合
- (2) 上記2.2.1.2.2.の(21)および(22)に定める規定は、通達2009 / 65 / ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVに適用される。ただし、「管理会社」をSICAVと読み替える。

SICAVは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

- (3) 通達2009 / 65 / ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVは、2018年8月23日付通達18 / 698に基づいて、ルクセンブルク法に準拠する投資ファンドのマネージャーの認可および組織について適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、CSSFは、SICAVの性格にも配慮し、当該SICAVが健全な管理上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部管理メカニズム（特に、当該SICAVの従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、当該SICAVに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が管理するSICAVの資産が設立文書および現行の法規定に従い投資されていることを確保するものとする。

2.3. ルクセンブルクにおける投資信託に関する追加の法規定

2.3.1. 設立に関する法律および法令

2.3.1.1. 1915年法

1915年法は、（FCPおよび／または非セルフ・マネージドSICAV）の管理会社、および（2010年法により明確に適用除外されていない限り）SICAVの形態をとるか公開有限責任会社（société anonyme）の形態をとるかにかかわらず投資法人自身（および会社型投資信託における買戻子会社（もしあれば））に対し適用される。

以下は、公開有限責任会社の形態をとった場合についてのものであるが、SICAVにもある程度適用される。

2.3.1.1.1. 会社設立の要件（1915年法第420の1条）

最低1名の株主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000.00ユーロ相当額である。

2.3.1.1.2. 定款の必要的記載事項（1915年法第420の15条）

定款には、以下の事項の記載が必要とされる。

- () 定款が自然人もしくは法人またはその代理人により署名された場合における当該自然人または法人の身元
- () 会社の形態および名称
- () 登録事務所の所在地
- () 会社の目的
- () 発行済資本および授權資本（もしあれば）の額
- () 当初払込済の発行済資本の額

() 発行済資本および授權資本を構成する株式の種類の記事

() 記名式または無記名式の株式の形態および転換権（もしあれば）に対する制限規定

() 現金払込み以外の出資の内容および条件、出資者の氏名ならびに監査人の報告書の結論

(注) 1915年法に基づき、現物出資については、通常、会社設立証書または資本金増加証書と共に結論が公表される特別監査報告書の中に記載されるものとする。

() 発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由

() 資本の一部を構成しない株式（もしあれば）およびかかる株式に附随する権利に関する記載

() 取締役および監査役の選任に関する規約が法の効力を制限する場合、その規約およびかかる者の権限の記載

() 会社の存続期間

() 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬（その種類を問わない。）の見積

2.3.1.1.3. 公募により設立される会社に対する追加要件（1915年法第420の17条）

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

() 設立定款案を公正証書の形式で作成し、これをRESAに公告すること

() 応募者は、会社設立のための設立定款案の公告から 3 か月以内に開催される定時総会に招集されること

2.3.1.1.4. 発起人および取締役の責任（1915年法第420の19条および第420の23）

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が当該法律の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

2.3.1.2. 2010年法

2010年法は2012年 7 月 1 日に2002年12月20日法を完全に書き換えた。

投資信託に関する2010年法には、契約型投資信託の設定および運用、会社型投資信託の設立ならびにルクセンブルクの投資信託の登録に関する要件についての規定がある。

2.3.1.2.1. 設定および設立のための要件

上記に記載された株式の全額払込みに関する特定要件が必要とされている。

2.3.1.2.2. 定款の必要的記載事項

この点に関する主要な要件は上記2.3.1.1.2.に記載されている。

2.3.1.3. ルクセンブルクにおける投資信託の認可・登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルク内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

() 次の投資信託はルクセンブルクのCSSFから正式な認可を受けることを要する。

- ルクセンブルクの投資信託は、設立または設定の日から 1 か月以内に認可を受けること。
- EU加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託、および他のEU加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。）でないものについては、その証券がルクセンブルク大公国内またはルクセンブルク大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。

() 認可を受けたUCIは、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。上記2.1.3および2.1.4に記載される投資ファンドは、設立から 1 か月以内にかかるリストへの記入を申請しなければならない。

() ルクセンブルク法、規則およびCSSFの通達の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。CSSFのかかる決定に対し不服がある場合には、行政裁判所（tribunal administratif）に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から 1 か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルクの地方裁判所は、検察官またはCSSFの要請に基づき、該当するルクセンブルクのUCIの解散および清算を決定する。

2.3.1.3.1. 1972年12月22日付大公規則に規定する投資信託（fonds d'investissement）の定義は、1991年 1月21日付IML通達91 / 75の中の一定の基準により解釈の指針を与えられている。なお、上記定義によれば、投資信託とは、「その法的形態の如何にかかわらず、すべての契約型ファンド、すべての投資法人およびその他の同様の実体を有し、証券または譲渡性の有無を問わずその他の証書、およびかかる証券もしくは証書を表章しまたはその取得権を与える一切の証書の公募または私募によって公衆から調達した資金を集散的に投資することを目的とするもの」とされている。上記の定義は、2010年法の第 5 条、第25条、第38条、第89条、第93条および第97条の規定と本質的に同様である。

2.3.1.3.2. 1945年10月17日大公規則は銀行監督官の職を創立したが、1983年 5月20日法によって創立された金融庁（Institut Monétaire Luxembourgeois）（IML）によりとってかわられた。IMLは、1998年 4月22日法によりルクセンブルク中央銀行に名称変更され、また1998年12月23日法により、投資信託を規制し監督する権限は、CSSFに移転された。

2010年法に規制される投資信託に関連するCSSFの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

2.3.1.3.3. 2010年法第21章は、投資法人（または、FCPの場合は管理会社）に、投資家に提供されるべき情報という観点から義務を課している。

従って、投資法人／管理会社（FCPの場合）は、目論見書、年次報告書および半期報告書を公表しなければならない（監査済年次報告書および監査済または未監査の半期報告書が、それぞれ4か月および2か月以内に公表されなければならない。）。パート ファンドについては、年次報告書の公表に関する期限が4か月から6か月に延長され、かつ、半期報告書の公表に関する期限が3か月に延長される（2010年法第150条第2項）。

パート ファンドに関しては、投資法人／管理会社（FCPの場合）は、投資家向けの重要投資家情報の記載を含む文書（ルクセンブルク語、フランス語、ドイツ語または英語）（以下「KII」という。）を作成しなければならない（2010年法の第159条を参照のこと）。KIIは、該当するUCITSの本質的な特徴について適切な情報を含んでいなければならない、募集される投資商品の性質およびリスクについて投資家が合理的に理解することができ、結果として、提供された情報に基づき投資決定ができるように記載されなければならない。

KIIは、該当するUCITSについて、以下の必須要素に関する情報を提供する。

- (a) UCITSの識別情報
- (b) 投資目的および投資方針の簡単な説明
- (c) 過去の運用実績の提示、または該当する場合は運用実績のシナリオ
- (d) 原価および関連手数料
- (e) 関連するUCITSへの投資に伴うリスクに関連する適切な指針および警告を含む、投資についてのリスク／利益プロファイル。

これらの必須要素は、他の文書を参照することなく投資家にとって理解しやすいものでなければならない。

KIIは、提案されている投資に関する追加情報の入手場所および入手方法（請求に応じていつでも無料により、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を入手できる場所および方法、ならびにかかる情報を投資家が入手できる言語を含むが、それらに限らない。）を明示する。

KIIは、簡潔に、かつ、非専門用語により記載される。比較できるように共通の形式により作成され、かつ、小口投資家が理解しやすいように提示される。

KIIは、当該UCITSが2010年法第54条に従いその受益証券を販売する旨通知されている場合は、すべての加盟国において、翻訳以外の変更または追補なしに使用される。

2010年法第21章は、さらに以下の要件を定めている（2010年法第155条および第156条）。

- UCIはその目論見書および目論見書の変更ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない。
- 目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書は、請求により無料で投資家に提供されなければならない。
- 目論見書は、耐久性ある媒体またはウェブサイトで交付することができる。ハード・コピーは、いずれの場合も、投資家の請求により無料で提供される。
- 年次報告書および半期報告書は、目論見書およびUCITSに関するKIIに指定された方法により投資家が入手できる。年次報告書および半期報告書のハード・コピーは、いずれの場合も、投資家の請求により無料で提供される。

2.3.1.4. 2010年法によるその他の要件

- () 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルクのファンドはその活動を行うためにはCSSFの認可を受けなければならない旨規定している。

- () 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書および保管銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。これらの条件のほか、かつ、2013年法第3条に規定される一部修正に従い、2010年法パート に服するUCIは、2010年法第88 - 2条第2項 a) に従い任命を受ける外部AIFMが同条に基づき事前に認可を受けた場合にのみ認可されるものとする。2010年法パート に服する、同法第88 - 2条第2項 b) に規定する内部的に管理されるUCIは、同法第129条第1項に基づき要求される認可のほか、かつ、2013年法第3条に規定される一部修正に従い、2010年法第88 - 2条第2項 b) に従い認可を受けなければならない。

- () 外国で使用する目論見書等が当該国の証券取引法に基づいてCSSFに提出された場合の事前の意見確認

CSSFの監督に服する投資信託が定めるルクセンブルクの目論見書は、CSSFに事前の意見確認を得るために提出することが要求されている。

2005年4月6日付CSSF通達05 / 177 (2002年法体制において発令されているが2010年法の下でも適用される。) に基づき、販売用資料、それが利用される外国の権限ある当局によって監督されていない場合であっても、意見を求めるために、かかる文書をCSSFに提出する必要はない。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような宣伝資料を発行してはならず、および必要に応じてこれらの業務に固有の特定のリスクにつき言及することにより、ルクセンブルク内外の金融界の行為準則を引き続き遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルクの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられる外国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

- () 目論見書の記載内容

目論見書は、投資家に提案された投資について投資家が知識に基づいた判断を行えるようにするための必要な情報、特に附随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資商品の如何にかかわらず、投資信託のリスク面について明確かつ容易に理解できる説明を含むものでなければならない。この目論見書は、少なくとも2010年法添付スケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

- () 誤導的な表示の禁止

2010年法第153条は、目論見書の必須要素は常に更新されなければならない旨規定している。

- () 財務状況の報告および監査

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は前営業年度の貸借対照表、損益計算書を毎年株主に提出し、かつ貸借対照表および損益計算書が商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、投資信託が年次報告書に記載される財務情報は承認された監査人 (réviser d'entreprises agréé) による監査を受けなければならない旨規定している。監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類に投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、監査人は直ちにCSSFに報告する義務を負う。監査人は、CSSFに対して、監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての点についてCSSFが要求するすべての情報または証明を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なCSSF通達02 / 81に基づき、CSSFは、監査人 (réviser d'entreprises agréé) に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文報告書」を作成するよう求めている。CSSF通達02 / 81により、監査人はかか

る長文報告書において、UCIの運用（その中央管理事務および保管者を含む。）および（資金洗浄防止規則、評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について）監督手が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的にみることでありと述べている。

（ ）財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨規定する。さらに、ファンドは、請求に応じて、管理会社の所在加盟国の管轄当局にこれらの文書を提出しなければならない。

IML通達97 / 136（CSSF通達08 / 348により改正）に基づき、2002年法（現在の2010年法）に基づきルクセンブルクで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。さらに、2015年12月3日、CSSFは、CSSF - U1.1報告に対する新たな月次報告に関する通達15 / 627を発行した。

（ ）違反に対する罰則規定

ルクセンブルクの1915年法および2010年法に基づき、投資信託の管理・運営に対して形式を問わず責任を有する1人または複数の取締役もしくはその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および／または5万ユーロ以下の罰金刑に処される。

2.4. 合併

2010年法によれば、ルクセンブルクで設立されたUCITSは、吸収される側のUCITSとしてもまたは吸収する側のUCITSとしても、UCITSまたはUCITSのその他のコンパートメントとの、国境を越える合併または国内合併の対象となる可能性がある。

合併には3種類ある。

- UCITS（またはそのうちの一または複数のコンパートメント）（以下「吸収される側のUCITS」という。）が、清算することなく、資産および負債の全部を別の既存のUCITS（以下「吸収する側のUCITS」という。）に移転する場合
- 2つ以上のUCITS（またはその／それらの一または複数のコンパートメント）が、清算することなく、資産および負債の全部を、設立した新たなUCITSに移転する場合
- 負債が消滅するまで存続する一または複数のUCITS（またはコンパートメント）が、自らが設立した同一のUCITSの別のコンパートメントまたは別のUCITS（またはコンパートメント）に資産を移転する場合

吸収される側のUCITS（一部または全部が吸収される）がルクセンブルクで設立された場合、合併はCSSFから事前の承認を受ける。

吸収する側のUCITSがルクセンブルクで設立された場合、CSSFの役割は、吸収される側のUCITSの所在国規制機関と緊密に共同して、当該UCITSの投資家の利益を保護することである。

吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITS双方の預託機関（複数の場合もある。）は、合併の条件のドラフト（特に、合併の種類、合併日付、および移転される資産を記載しているもの）がUCITS文書だけでなく2010年法を遵守していることを、声明書において個別に確認しなければならない。

吸収される側のUCITSがルクセンブルクにある場合、2010年法第67条は、CSSFは以下の一連の情報を提供されていなければならないと定めている。

- a) 吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSにより正式に承認された、合併案の共通の条件のドラフト
- b) 目論見書および吸収する側のUCITSが別の加盟国で設立された場合、通達2009 / 65 / EC第78条において言及されている、目論見書および重要投資家情報の最新情報

c) 2010年法第70条に従い、2010年法第69条第1項a)、f)およびg)に記載されている詳細が2010年法および約款またはそれぞれのUCITSの設立証書の要件を遵守していることを立証したという、吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSの各預託機関による声明書。吸収する側のUCITSが別の加盟国で設立された場合、吸収する側のUCITSの預託機関により発行されたこの声明書は、通達2009/65/EC第41条に従い、2010年法第40条第1項a)、f)およびg)に記載された詳細が、通達2009/65/ECおよびUCITSの約款または設立証書の要件を遵守していることが立証されていることを確認するものである。

d) 吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSがそれぞれの受益者に提供することを予定している、合併案に関する情報

ファイルの記入が完了すると、CSSFは吸収する側のUCITSの規制機関と連絡を取り、20就業日以内に承認される。

吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSがルクセンブルクにある場合、それらの受益者は、自己の投資対象に関する影響可能性に対し説明を受けた上で決定し、ならびに2010年法第66条第4項および第73条に基づく自己の権利を行使することを可能にする等の、合併案に関する適切かつ正確な情報を提供されるものとする。

2010年法第73条(1)によれば、吸収される側のUCITSおよび/または吸収する側のUCITSがルクセンブルクで設立された場合、受益者は、投資回収費用に応じるためにUCITSにより留保されるものを除き、手数料なしに、自己の受益証券の買戻しまたは償還を請求する権利、または可能な場合には、類似する投資方針を有し、かつ同じ管理会社により管理されている別のUCITSの受益証券、または当該管理会社が共通の経営陣もしくは支配権により関連しもしくは実質的に直接もしくは間接保有により関連しているその他の会社により管理されている別のUCITSの受益証券に転換することを請求する権利を有する。この権利は、吸収される側のUCITSの受益者および吸収する側のUCITSの受益者が2010年法第72条に従い合併案につき情報を提供された時点から有効となるものとし、2010年法第75条第1項で言及されている交換率を計算する日付の5就業日前に消滅するものとする。

以下の項を損なうことなく、ルクセンブルクで法人形態で設立されたUCITSの設立文書は、受益者総会または取締役会または重役会（該当する場合）のうちの誰が、別のUCITSとの合併の発効日を決定する資格を有するかを予定しておかなければならない。ルクセンブルクで設立されたFCPの法的形態を有するUCITSについては、これらのUCITSの管理会社は、約款で別途規定されていない限り、別のUCITSとの合併の発効日を決定する資格を有する。約款または設立証書が受益者総会による承認を規定している場合、これらの文書は、適用される定足数要件および多数要件を規定しなければならない。ただし、受益者による合併の共通の条件のドラフトの承認については、かかる承認は、総会に出席または代理出席している受益者による投票総数の75%を超えることまでは必要としないが、少なくとも単純過半数により採用されなければならない。

約款または設立証書に特定の規定がない場合、合併は、コモン・ファンドの法的形態を有する吸収される側のUCITSの管理会社により、および法人形態の吸収される側のUCITSの総会に出席または代理出席している受益者の投票総数の単純過半数により決定する受益者総会により、承認されなければならない。

吸収される側のUCITSが消滅する投資法人である場合の合併については、合併の発効日は、定款（本項の規定が適用されることが了解されている。）に規定されている定足数要件および多数要件に従い決定を行う吸収される側のUCITSの受益者総会により決定されなければならない。

消滅する吸収される側のUCITSについては、合併の発効日は、公正証書により記録されなければならない。

合併するUCITSが消滅する契約型投資信託である合併については、約款に別段の定めがある場合を除き、合併の効力発生日を当該UCITSの管理会社が決定しなければならない。合併により消滅する契約型投資信託については、1915年法の規定に基づき、合併の効力発生日に関する決定は、商業および法人

登記所に宣言されなければならない、かつ、当該決定の商業および法人登記所への宣言の通知の方法によりRESAに公告されなければならない。

合併が上記規定により受益者の承認を要求する限りにおいて、当該UCITSの約款または設立証書が別途規定していない限り、合併に係るコンパートメントの受益者の承認のみが必要であるものとする。

2.5 清算

2.5.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルク法の下で設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

FCPまたはSICAVの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきFCPが終了した場合または株主決議によって会社型投資信託が解散された場合には、定款または約款の規定に基づいて清算が行われる。以下の特別な場合には法の規定が適用される。

2.5.1.1. FCPの強制的・自動的解散

- a . 約款で定められていた期間が満了した場合。
- b . 管理会社または保管受託銀行がその機能を停止し、その後2か月以内にそれらが代替されない場合。
- c . 管理会社が破産宣告を受けた場合。
- d . 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合。

（注）純資産価額が最低額の3分の2を下回っても自動的に清算されないが、CSSFは清算を命じることができる。この場合、管理会社が清算を行う。

2.5.1.2. SICAVについては以下の場合には特別株主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a . 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数は特になく、単純多数決によって決定される。
- b . 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数は特になく、当該投資信託の解散の決定はかかる総会に出席した株主の株式数の4分の1をもって決定される。

総会は、純資産が最低資本金の3分の2または4分の1（場合による）を下回ったことが確認された日から40日以内に開催されるように招集されなければならない。

2.5.1.3. ルクセンブルク法の下で存続するすべての投資信託は、CSSFによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

2.5.2. 清算の方法

2.5.2.1. 通常の清算（裁判所の命令によらないもの）

清算は、通常次の者により行われる。

a) FCP

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定（もしあれば）に基づき受益者によって選任された清算人。

b) 会社型投資信託

株主総会によって選任された清算人。

清算は、CSSFがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする（2010年法第145条第1項）。

清算人がその就任を拒否し、またはCSSFが提案された清算人の選任を承認しない場合は、CSSFを含む利害関係者は、他の清算人の選任を地方裁判所の商事部門に申請することができる。

清算の終了時に、受益者または株主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルクの国立機関である“Caisse de Consignation”にエスクロー預託され、ルクセンブルクの法

令に従いその時点で予見される期間内において、権限を有する者は同機関より受領することができる。

2016年8月10日、1915年法第1100の1条が改正され、簡易な清算手続が導入された。当該手続は、その受益証券のすべてを単一の受益者が保有する会社のみ利用することができる。この手続は、会社が行う手続について形式的な要件を緩和するが、通常の清算と同様、清算は依然としてCSSFの監督下にある。

2.5.2.2. 裁判所の命令による清算

地方裁判所商事部門は、CSSFの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いCSSFの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記2.5.2.1.に記載された方法で預託される。

2.6. 税制

以下は現在ルクセンブルクにおいて有効な法律の一定の側面（ただし網羅的ではない）についての理解に基づくものである。

2.6.1. ファンドの税制

2.6.1.1. 固定登録税

出資税に関する会社に応用ある規則を改定する2008年12月19日法に従い、設立に際しては、ルクセンブルクの全会社に対して、75ユーロの固定登録税が課税される。

2.6.1.2. 年次税

2010年法第174条第1項に従い、ルクセンブルクの法律の下に存続する投資信託は、以下の場合を除き純資産価額に対して年率0.05%の年次税を各四半期末に支払う。

2010年法第174条第2項に従い、以下の投資信託については、年率0.01%に軽減されている。

- 短期金融商品への集団的投資および信用機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルクの投資信託
- 金融機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルクの投資信託
- 2010年法に規定された複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメントおよびUCI内で発行された証券の個別のクラス、または複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメント内で発行された証券の個別のクラス。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は機関投資家によって保有されなければならない。

第174条における「短期金融商品」の概念は、2010年法第41条の投資制限における概念より広いものであり、1996年12月24日付大公規則において、譲渡可能証券であるか否かにかかわらず、債券、譲渡性預金証書（CD）、預託証券およびその他類似のすべての証券を含む一切の債務証券および債務証書として定義されている。ただし、関係する投資信託による取得時に、当該証券の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券に関係する金融商品を考慮した上で、12か月を超えない場合、または当該証券の要項で、当該証券の金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められている場合に限られる。

2010年法第175条はまた、ルクセンブルクの投資信託の資産のうち他のルクセンブルクの投資信託に投資された部分についておよび以下のタイプの投資信託の個々のコンパートメントについて免責を規定している。

- その受益証券が機関投資家の保有と限定される場合
- その専属的目的が短期金融商品への集合的投資および信用機関への預金である場合
- その投資対象の満期までの加重残余期間が90日を超えない場合
- 公認の格付機関から最高の格付を受け得ると認められた場合

最後に、2010年法第175条により、その受益証券が以下に該当するUCIについても、かかる免税が同様に適用される。（ ）従業員のため同一グループの主導により創設された専門年金機関または同様の投資ピークル、（ ）従業員に年金給付を提供するため自らが保有するファンドに投資するグループ会社、（ ）主な目的が小規模金融マイクロファイナンス機関への投資であるUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント、ならびに（ ）（a）その証券が定期的に営業し、公認され、かつ公開されている一つ以上の証券取引所もしくは別の規制市場において上場または取引されているか、または（b）一つ以上の指数の運用実績を複製することを唯一の目的とするUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメントに対して限定されるUCIである。

2.6.2. 日本の受益者への課税関係

現在のルクセンブルク法のもとにおいては、契約型および会社型の投資信託ともに、投資信託自体または投資信託の株主もしくは受益者が、当該ファンドの株式または受益証券について、通常の所得税、株式譲渡益課税（キャピタル・ゲイン課税）、資産税または相続税を課せられることはな

い。ただし、当該株主または受益者がルクセンブルク大公国に住所、居所また恒久的施設を有している場合およびかつルクセンブルクの居住者であった特定の者については、この限りでない。契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当および利子の支払国において源泉課税を受けることがある。

2.6.3. 付加価値税

現行のルクセンブルク付加価値税（以下「VAT」という。）の法制に基づき、法人型の投資信託（すなわち、SICAV、SICAFまたはSICAR）および契約型の投資信託（すなわち、FCP）は、VATの目的で課税対象者としての地位を有する。したがって、投資ファンドは、ルクセンブルクにおいて付加価値税の控除を受ける権利なしに、付加価値税の課税対象者とみなされる。

ルクセンブルクでは、ファンド・マネジメント・サービスとして適格なサービスに対して、付加価値税の免除が適用される。そのような投資信託（またはFCPの場合はその管理会社）に提供されるその他のサービスは、潜在的にVATを引き起こし、ルクセンブルクの投資信託／その管理会社のVAT登録を必要とする可能性がある。そのようなVAT登録の結果、投資信託／その管理会社は、ルクセンブルクにおいて海外から購入した課税サービス（または一定の商品）に支払うべきと扱われるVATを自己評価する義務を履行する立場にたつ。

ルクセンブルクでは、投資ファンドの受益者に対する支払いに関して、そのような支払いが投資ファンドの受益証券の購入に関するものであり、従って、投資ファンドに提供される課税サービスに対するものとして受領される対価を構成しない限りにおいて、原則としてVAT債務は発生しない。2016年9月30日、ルクセンブルクのVAT当局は、企業の取締役のVATの状況およびその活動に対するVATの取扱いに関する通達第781号（以下「通達第781号」という。）を公表した。

通達第781号において、ルクセンブルクのVAT当局は、独立取締役がVATの対象者であることを改めて強調した。さらに、通達第781号は、使用者のために取締役として行動する従業員は付加価値税の対象とならず、したがって付加価値税の登録義務を負わないことを明確にした。付加価値税（もしあれば）の登録義務は使用者にある。

しかしながら、通達第781号は、会社形態の投資ファンドの取締役およびマネージャーの報酬、管理会社またはジェネラル・パートナーの取締役およびマネージャーの報酬（後者の場合、ジェネラル・パートナーの企業活動に関するものを除く）に対する付加価値税の免除の適用に関しては触れていない。欧州の法理によれば、VATの免除は、関連するサービスがファンドの運営にとって「特別かつ不可欠な」ものとして適格な場合に与えられる。

管理会社の取締役に支払われる報酬は、管理会社（契約型投資信託／FCPおよび管理会社を指定した法人）のファンドの管理に関する部分は免除されるべきである一方、管理会社（法人）の経営に関する部分は付加価値税の対象となる。管理会社の取締役は、付加価値税の免除の適用を実証できる立場になければならない。

2.6.4. 共通報告基準（以下「CRS」という。）

本条において使用される大文字で始まる用語は、本書に別段の定めがない限り、以下に定義されるCRS法に規定される意味を有する。

2014年12月9日、欧州理事会は、EU加盟国間の金融口座情報の自動交換を規定している課税分野における行政協力に関する2011年2月15日付指令2011/16/EUを改正する指令2014/107/EUを採択した（以下「DAC指令」という。）。上記の指令の適用は、OECDのCRSを実行し、2016年1月1日付でEU内での自動的な情報交換を一般化するものである。

さらに、ルクセンブルクは、CRSの下で自動的に情報を交換するため、OECDの多国間の権限ある当局間の契約（以下「多国間契約」という。）に署名した。この多国間協定に基づき、ルクセンブルクは2016年1月1日付で他の参加国・地域と金融口座情報を自動的に交換している。CRS法は、ルクセンブルク法におけるCRSを導入するDAC指令と共同で、この多国間協定を実施する。

CRS法の条件に基づき、ファンドは毎年、LTA、名称、住所、居住加盟国、TIN、ならびに（ ） CRS法の意味における口座保有者である各報告対象者の場合および（ ） CRS法の意味における受動的な金融機関事業体の場合、報告対象者である各支配対象者の生年月日および出生地に報告することを要求されることがあえう。LTAは、当該情報を外国の税務当局に開示することができる。

ファンドがCRS法に基づく報告義務を履行する能力は、各投資家がファンドに各投資家の直接または間接的な所有者に関する情報を含む情報を、必要な根拠書類とともに提供することに依存する。ファンドの要請に応じて、各投資家はファンドにかかる情報を提供することに同意するものとする。

ファンドは、CRS法によって課される税金または罰金を回避するため、課された義務を履行しようとするが、ファンドがこれらの義務を履行できることを保証することはできない。ファンドがCRS法の結果として課税または罰金の対象となった場合、投資家が保有する持分の価値は重大な損失を被る可能性がある。

ファンドの文書要求を遵守しない投資家は、当該投資家による情報提供の不履行に起因してファンドまたは管理会社に課される税金および罰金を負担させられることがあり、また、ファンドはその独自の裁量によって当該投資家の持分を償還することができる。

投資家は、CRS法が投資に与える影響について、自らの税務顧問に相談したり、専門的な助言を求めるべきである。

2.6.5. FATCA

FATCAの実施プロセスの一環として、ルクセンブルクは、2015年7月24日付のルクセンブルク法により実施されたモデル 政府間協定（「IGA」）を締結した。この協定は、ルクセンブルクに所在するIGAの意味における金融機関が、必要に応じて、IGAの意味における特定米国人およびFATCAを遵守していないおよび非米国金融機関が保有する金融口座に関する情報を報告することを義務付けている。

ファンドは、IGAおよびルクセンブルク法に基づく外国金融機関（以下「FFI」という。）である。この地位には、ファンドがすべての投資家に関する情報を定期的に入手し、検証する義務が含まれる。ファンドの要請に応じて、各投資家は、IGAの意味における金融機関以外の外国事業体（以下「NFFE」という。）の場合、当該NFFEの所有権について一定の閾値を超えた直接的または間接的所有者を含む一定の情報を、必要な根拠書類とともに提供することに同意するものとする。同様に、各投資家は、例えば、新しい郵送先住所または新しい居住先住所など、その地位に影響を及ぼす情報を30日以内にファンドに積極的に提供することに同意するものとする。

FATCAおよび実施されたIGAは、IGAの条件に基づいて、ファンドが投資家の名前、住所および納税者識別番号（入手可能な場合）ならびに口座残高、収益および総収入（非網羅的リスト）などの情報をLTAに開示する義務を負う可能性がある。当該情報は、LTAにより米国内国歳入庁に報告される。

さらに、ファンドは個人データの処理に責任を負い、各受益者はLTAに通知されたデータにアクセスし、必要に応じて当該データを修正する権利を有する。ファンドが入手したデータは、個人データの処理に関する個人保護に関するルクセンブルクの2002年8月2日法（改正済）に従って処理されるものとする。

ファンドは、FATCAの源泉徴収税の賦課を回避するため、課された義務を履行しようとするが、ファンドがこれらの義務を履行できるという保証はない。FATCA制度によってファンドが源泉徴収税の対象となった場合、投資家が保有する持分の価値は重大な損失を被る可能性がある。ファンドが各投資家からかかる情報を入手し、それをLTAに送付しない場合、米国の源泉所得の支払いならびに米国の源泉金利および配当を生じさせる可能性のある財産またはその他の資産の売却収入に対して、30%の源泉徴収税が課される可能性がある。

ファンドの書面による要請に従わない投資家は、当該投資家による情報提供の不履行に起因してファンドに課される税金を負担させられることがあり、ファンドはその独自の裁量により、当該投資家の持分を償還することができる。

仲介者を通じて投資を行う投資家は、仲介者がこの米国の源泉徴収税および報告制度を遵守するかどうか、またどのように遵守するかを確認するように注意すべきである。

投資家は、上記の要件に関して米国税務顧問に相談するか、専門的な助言を求めるべきである。

3. ルクセンブルクの専門投資信託（以下「SIF」という。）

2007年2月13日、ルクセンブルク議会は、専門投資信託に関する2007年2月13日法を採択した。

専門投資信託に関する2007年2月13日法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、洗練された投資家向けの投資信託のための新法を定めることであった。

既存の機関投資信託は、自動的に2007年2月13日付で、専門投資信託に関する2007年2月13日法に準拠するSIFになった。

2007年法は、直近では2013年法により改正された。

3.1 範囲

SIF制度は、（ ）その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定されるUCIおよび（ ）その設立文書によりSIF制度に服するUCIに特別に適用される。

さらに、SIFは、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりUCIとしての適格性も有している。かかる地位は、特に通達2003 / 71 / EC等の各種欧州通達（いわゆる「目論見書通達」。）の適用可能性の有無について重要性を有する。

SIFは、当該ピークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

2007年法では、機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守ることを書面で確約する投資家で、125,000ユーロ以上の投資を行う投資家か、または予定されている投資およびそのリスクを評価する能力を有することを証明する、金融機関の業務の遂行および追求に関する通達2006 / 48 / ECに定める金融機関、金融商品市場に関する通達2004 / 39 / ECに定める投資会社もしくはUCITSに関連する法律、規則および行政規定の調整に関する通達2001 / 107 / ECに定める管理会社が行った査定から利益を得られる投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家がSIFへの投資を認められることを意味する。

SIF制度に従うためには、具体的に、設立文書（定款または約款）に当該趣旨を明確に記載するかまたは投資ピークルの募集書類を提出しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ピークルが、必ずしもSIF制度に準拠するとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ピークルは、例えば、ルクセンブルク会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

3.2 法的構或および機能にかかる規則

3.2.1. 法律上の形態および利用可能な仕組み

3.2.1.1. 法律上の形態

2007年法は、特に、契約型投資信託（以下「FCP」という。）および変動資本を有する投資法人（以下「SICAV」という。）について言及しているが、SIFが設立される際の基盤となる法律上の形態を制限していない。

・ 契約型投資信託

特性の要約については、FCPの機能に関する上記2.2.1項を参照のこと。

FCPへの投資家は、約款がその可能性を規定している場合にのみ、およびその範囲で議決権を行使することができる。

・ 投資法人（SICAVまたはSICAF）

特性の要約については、SICAVの機能に関する上記2.2.2項を参照のこと。

2007年法に基づき、SICAVは、2010年法に準拠するSICAVの場合のように有限責任会社である必要はない。SICAVの形態で創設されるSIFは、2007年法が列挙する会社の形態、すなわち、公開有限責任会社、株式による有限責任パートナーシップ、一般有限責任パートナーシップ、特別有限責任パートナーシップ、非公開有限責任会社または公開有限責任会社として設立される共同組合のうち一形態を採用することができる。

2007年法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、ルクセンブルクの1915年法の条項に服する。しかし、2007年法は、SIFについて柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.2.1.2. 複数クラスの仕組み

2007年法は、特に、複数のコンパートメントを有するSIF（いわゆる「アンブレラ・ファンド」。）を創設できると規定している。

さらに、SIF内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたSIFのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を創設することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または分配方針について異なる特徴を持つことがある。

3.2.1.3 資本構造

2007年法の規定により、SIFの最低資本金は1,250,000ユーロである。かかる最低額は、SIFの認可から12か月以内に達成されなければならない。これに対し、2010年法に準拠するUCIについては6か月以内である。FCPIに関する場合を除き、かかる最低額とは、純資産額よりもむしろ、発行済資本に支払済の発行プレミアムを加えた額である。

SIFは会社型の形態において、一部払込済の株式／受益証券を発行することができる。株式は、発行時に1株につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定株式資本または変動株式資本を有するSIFを設立することができる。さらに、SIFは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく（買戻しおよび／または申込みについて）オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

3.2.2 証券の発行および買戻し

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年法に準拠するUCIに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、2007年法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還（該当する場合。）に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課せずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2010年法に準拠するSICAVまたはFCPの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、新制度の下で、SIFは、（例えば、SIFが発行したワラントの行使時に）所定の確定価格で株式を発行ことができ、または（例えば、クローズド・エンド型SIFの場合にディスカウント額を減じるため）純資産価格を下回る価格で株式を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

SIFは会社型の形態において、一部払込済株式を発行することができ、そのため、異なるトランシェの申込みは、申込みの約定により当初申込時に確認された新規株式の継続申込みによってのみならず、一部払込済株式（当初発行された株式の発行価格の残額は追加の割賦で支払われる。）によっても行うことができる。

3.3 投資規制

EU圏外の統一UCIについて定める2010年法パート と同様に、2007年法は、SIFが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、CSSFの承認を受けていることを条件にあらゆる種類の資産に投資しかつあらゆる種類の投資戦略を追求するピークルが、本制度を選択することができる。

SIFはリスク分散原則を遵守する。2007年法は、特別な投資規則または投資制限を規定していないが、CSSFは、通達CSSF 07 / 309を、専門投資信託におけるリスク分散に関して発行し、そこで専門投資信託がリスク分散原則を遵守するために従う投資制限について詳しく述べている。

アンブレラ型SIFのコンパートメントは、管理規則または設立証書および目論見書に定められる条件に従い、以下の条件に基づき同一SIF（以下「対象ファンド」という。）内の一または複数のコンパートメントにより発行されるまたは発行された証券を引き受け、取得し、および／または保有することができる。

- 対象ファンドは、順次、対象ファンドが投資するコンパートメントには投資しない。
- 対象ファンドの証券に附随する議決権は、適切な会計処理や定期報告を損なうことなく、投資期間中停止される。
- いずれの場合も、SIFがかかる証券を保有する限り、2007年法上定められる純資産額の最低額を確認する目的にかかるSIFの純資産額の計算について、当該証券の価額は考慮されない。

3.4 規制上の側面

3.4.1 慎重な制度

SIFは、CSSFによる恒久的監督に服する規制されたピークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家に対して保証する必要があるものと同様の保護までは要しないという事実を照らし、SIFは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2010年法に従うUCIの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2010年法に従うUCIについて、CSSFは、SIFの設立文書、SIFの取締役／マネジャー、中央管理事務代行会社、保管銀行および監査人の選任を承認しなければならない。SIFの存続期間中、設立文書の変更および取締役または上記の業務提供者の変更もまた、CSSFの承認を必要とする。

2007年法の規定により、SIFは、CSSFによる規制当局の承認を得て初めて創設することができる。

3.4.2 保管受託銀行

2010年法の対象となるUCIと同様、SIFは資産の保管を信用機関である預金機関または、金融セクターに関する1993年4月5日法の意味における投資会社に委託しなければならない。投資会社は、当該投資会社が2013年法第19条第3項に規定する条件を満たす場合に限り、預託機関としての資格を有するものとする。

最初の投資日から5年間に償還請求権を行使することができないISICAVのうち、主たる投資方針に従い、2013年法第19条第8項a)号に基づき保管されなければならない資産に一般に投資しないか、または、同法第24条に基づき投資先企業の支配権を潜在的に取得するために発行体もしくは非上場会社に一般的に投資するものについては、その預託機関は、金融セクターに関する1993年4月5日法修正第26条の意味における金融商品以外の資産の専門的預託機関としての地位にあって、ルクセンブルク法に準拠する主体でもよい。

資産の保管は、「監督」を意味すると理解されるべきである。すなわち、預託機関は、常にSIFの資産の投資方法ならびに当該資産が利用できる場所および方法を承知していなければならない。これは資産の物理的な安全保管を地域の副預託機関に委ねることを妨げるものではない。

2007年法は、保管受託銀行に対し、2010年法により課されるファンドの一定の運用に関する追加の監視職務の遂行を要求していない。こうした保管受託銀行の職務の軽減は、プライム・ブローカーの相当の関与に照らし、ヘッジ・ファンドとの関連でとりわけ有益であると思われる。

下記3.4.4に詳述されるとおり、2007年法に基づき、投資運用の中核的機能に関する権限は預託機関に付与することができない。

3.4.3 監査人

SIFの年次財務書類は、十分な専門経験を有すると認められるルクセンブルクの独立監査人による監査を受けなければならない。

3.4.4 機能の委託

SIFは、事業のより効率的な遂行のため、SIFを代理してその一または複数の機能を遂行する権限を第三者に委託することができる。当該場合、2013年6月30日までに、以下の条件を遵守しなければならない。

- a) CSSFは、上記につき適切に報告を受けなければならない。
- b) 当該権限付与がSIFに対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、SIFが投資家の最善の利益のために活動し、またはSIFがそのように管理されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資ポートフォリオ運用に関するものである場合、当該権限付与は、投資ポートフォリオ運用について認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する自然人または法人のみに付与される。当該権限付与が慎重な監督に服する国外の自然人または法人に付与される場合、CSSFおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
- d) 上記(c)の条件を充足しない場合、委託は、CSSFが機能が委託された自然人または法人の選任を承認する場合に限り、有効となる。当該場合、かかる者は、当該SIFのタイプに関し十分に良好な評価と十分な経験を有していなければならない。
- e) SIFの取締役会は、機能が委託された自然人または法人が、当該機能を遂行する適格性と能力を有する者でなければならないこと、また、慎重に選任されることを定めることができる。
- f) SIFの取締役会が、委託された活動を常に効率的に監督することができる方策が存在しなければならない。
- g) 当該権限付与は、SIFの取締役会が、機能が委託された自然人または法人に常に指示を付与し、投資家の利益に適う場合には直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- h) 投資運用の中核的機能に関する権限は、預託機関に付与してはならない。
- i) SIFの目論見書は、委託された機能を列挙しなければならない。

3.4.5 リスクの管理

SIFは、ポートフォリオのすべてのリスク概要における自己の投資ポジションおよび自己の持分に伴うリスクを適切な方法により発見、判定、管理および監視するために、適切なリスク管理システムを実施しなければならない。

3.4.6 利益相反

SIFは、更に、必要に応じて、SIFとSIFの事業活動に寄与している者、またはSIFに直接または間接に関係する者との間で発生する利益相反により投資家の利益が損なわれるリスクを最小限に抑える方法で構築および組織されなければならない。利益相反の可能性がある場合、SIFは、投資家の利益の保護を確保する。SIFは、利益相反のリスクを最小限に抑える適切な措置を実施しなければならない。

3.4.7 投資家に提供すべき情報および報告要件

募集書類が作成されなければならない。ただし、2007年法は、かかる書類の内容の最少限度について明確に定めていない。募集書類の継続的更新は要求されないが、当該書類の必須要素は、新規証券が新規投資家に対し発行される際に更新されなければならない。

SIFは、監査済年次報告書をその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

SIFは、ルクセンブルク会社法が課す連結決算書を作成する義務を免除されている。

募集書類および最新の年次報告書は、請求があれば、申込者に無償で提供される。年次報告書は、請求があれば、投資家に無償で提供される。

3.5 SIFの税制の特徴

以下は現在ルクセンブルクにおいて有効な法律の一定の側面（ただし網羅的ではない）についての理解に基づくものである。

SIFは、0.01%（2010年法に基づき存続する大部分のUCIについては、0.05%）の年次税を課される。かかる税金は、各暦四半期末に評価される純資産総額に基づき決定される。2010年法と同様の方法により、2007年法は、当該税金を課される他のルクセンブルクUCIに投資された資産部分、一定の機関のキャッシュ・ファンドおよび年金プール・ファンドに対し年次税を免除している。後者に関しては、2013年法は（2010年法とは異なり）年金制度に留保されるクラスであっても免除を認めることにより革新をもたらした。マイクロ・ファイナンス機関への投資を主たる目的とする複数のコンパートメントを有する専門投資ファンドの個別のコンパートメントおよび個別の専門投資ファンドについても、年次税が免除される。

SIFが受け取る所得および実現するキャピタル・ゲインに対し、税金は課されない。

会社型SIFは、設立時に75ユーロの登録税を支払われなければならない。

4. リザーブド・オルタナティブ投資ファンド

リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法は、2013年法と2010年法の両方を修正し、新たな形態のAIFであるリザーブド・オルタナティブ投資ファンド（以下「RAIF」という。）を導入した。RAIFは、AIFMDの範囲内で認可されたAIFMにより管理され、その受益証券は「十分な情報を得た」投資家に留保される。その結果、RAIFは、CSSFによる事前の認可も継続的な（直接的）健全性監督も受けない。

RAIFレジームの重要な特徴は、以下のように要約することができる。

法的構造の柔軟性 ルクセンブルクのすべての法人、パートナーシップおよび契約上の法的形態が利用可能である。RAIFは可変資本構成を選択することもできる。さらに、RAIFは、アンブレラ構造を組織することもできる（すなわち、複数のコンパートメントまたはサブファンドを有する。）。リスク分散の要件は、RAIFが適格リスク・キャピタル投資のみに投資することを選択する場合を除き、SIFに適用される要件と整合したものとなっており、この場合、リスク分散の要件は適用されない。RAIFは、採用できるファンド戦略に限定はなく、いかなる資産クラスにも投資することができるうえ、一定の条件下では資産ポートフォリオの分散も要求されない。

適格投資家 RAIFは、十分な情報を得た投資家が利用できる。このカテゴリーには、機関投資家、プロフェッショナル投資家、一定の最低金額（125,000ユーロ）を投資する投資家または十分な情報を得た投資家として適格な投資家が含まれる。

RAIFは、CSSFの監督対象とならない。SIFまたはSICARと異なり、RAIFは、CSSFによる事前の認可に服さずまた健全性監督を受けることはない。RAIFは、その設立または設立から10日以内にルクセンブルクの商業・会社登録簿に登録しなければならない。

承認されたAIFMを任命しなければならないこと RAIFは自動的にAIFの資格を取得し、ルクセンブルク、他のEU加盟国または（AIFMD運用パスポートが第三国の運用者に利用可能になった場合における）第三国に設立されたAIFMを任命しなければならない。

税制 RAIFは、0.01%の税率での年次税（さまざまな免除規定に服する。）またはSICARに適用される税制（すなわち、リスク・キャピタルの収益および増大に適用される節税に完全に服する。）に服する。AIF運用サービスに対する付加価値税の免除も適用される。

転換 既存のSIF、SICARおよび規制されないAIFは、投資家および（該当する場合）CSSFから適切な承認を得ることを条件に、RAIF制度を選択することができる。

第2【外国投資証券の様式】

ファンド株式は、記名式でのみ発行され、申込者には所有確認書のみが送付されます。ファンドは、券面を発行しません。

第3【その他】

- (1) 交付目論見書および請求目論見書の表紙にファンド、投資運用会社、販売取扱会社のロゴ・マークを表示し、図案を使用することがあります。また、「パークレイズ・ポートフォリオ」を略した各サブ・ファンドの名称およびファンドの形態を記載することがあります。
- (2) 契約締結前交付書面の要件を満たすため、交付目論見書の冒頭に、「目論見書補完書面」として、ファンドのリスク、手数料、ファンドに係る金融商品取引契約および金融商品取引業者の概要等を記載することがあります。また、サブ・ファンドのお取引に関しては金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はない旨を記載することがあります。
- (3) 交付目論見書の表紙裏に以下を記載することがあります。
 - (イ) 交付目論見書は、金融商品取引法第15条第2項の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書です。
 - (ロ) 価格変動リスク等、ファンドのリスクの詳細については、交付目論見書の「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク」をご確認下さい。
 - (ハ) ファンドの株式は、預貯金や保険契約にはあたりませんので、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱うファンドの株式は投資者保護基金の対象でもありません。
 - (ニ) 投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、1株当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。ファンドは、預貯金とは異なります。
 - (ホ) 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- (4) 請求目論見書の表紙裏に以下を記載することがあります。
 - (イ) 請求目論見書は、金融商品取引法第15条第3項の規定により、投資者の皆様から請求された場合に交付されるものであり、請求を行った場合には投資者の皆様がその旨の記録をしておくこととなっております。
 - (ロ) 価格変動リスク等、ファンドのリスクの詳細については、交付目論見書の「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク」をご確認ください。
 - (ハ) ファンドの株式は、預貯金や保険契約にはあたりませんので、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱うファンドの株式は投資者保護基金の対象でもありません。
 - (ニ) 原文（英文）の財務書類は、請求目論見書に記載されておきませんが、有価証券届出書には記載されております。
 - (ホ) 投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、1株当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。ファンドは、預貯金とは異なります。
 - (ヘ) 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

「累積型株式」	分配金の支払いを行わないファンドの株式をいいます。
「管理事務代行会社」	ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ S E、および／またはCSSFの要件に従ってファンドの管理事務代行会社として任命されたその他の者をいいます。
「監査人」	プライスウォーターハウスクーパース、ソシエテ・コオペラティブ、ルクセンブルグをいいます。
「定款」	ファンドの定款（その時々の変更を含みます。）をいいます。
「バークレイズ・グループ」	投資運用会社および英国の1985年会社法の第262条の目的上同グループのメンバー会社とみなされるその他の会社をいいます。
「基準通貨」	各サブ・ファンドの評価が行われる通貨をいいます（ただし、取締役により随時変更される場合があります。）。
「取締役会」	ファンドの取締役会をいいます。
「管理会社の取締役会」	管理会社の取締役会をいいます。
「ファンド営業日」	ルクセンブルグと英国の通常の完全な銀行営業日（土日および法定休日を除きます。）および取締役が随時定めるその他の日をいいます。
「クラス」 / 「クラス株式」	ファンドの株式のクラスをいいます。
「クラス A 株式」	クラス A 分配型株式および／またはクラス A 累積型株式をいいます。
「CSSF」	ルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）をいいます。
「CSSF規則」	CSSFの規則（随時変更されます。）をいいます。
「ファンド」	バークレイズ・ポートフォリオ（英文名：Barclays Portfolios SICAV）をいいます。
「為替ヘッジ運用会社」	投資運用会社および／またはCSSFの要件に従ってファンドまたは該当サブ・ファンドの為替ヘッジ取引業務を提供する者として任命されたその他の者をいいます。
「取引カットオフ時間」	関連する取引日または取締役が決定するその他の日の14時30分（中央ヨーロッパ時間）をいいます。

「取引日」	別段の規定があるサブ・ファンドを除き、各ファンド営業日をいいます。
「保管銀行」	ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ S E、および／またはCSSFの事前の承認を得て、ファンドの保管銀行として任命されたその他の者をいいます。
「指令」「EU指令」	譲渡可能有価証券を投資対象とする投資信託／投資法人に関する法律、規制および行政上の取扱規定の調整に関する2009年7月13日付欧州議会および欧州理事会の指令2009／65／ECをいいます（今後随時行われる改正を含みます。）
「直接的な投資対象」	投資信託／投資法人の受益証券／株式以外の各サブ・ファンドの投資対象をいいます。
「取締役」	ファンドの全取締役をいいます。
「海外における販売会社」	ファンド株式を販売する者または販売のアレンジを行う者として主販売会社が任命した者または会社をいいます。
「日本における販売会社」	S M B C 日興証券株式会社をいいます。
「分配型株式」	株主に分配金を支払うファンドの株式をいいます。
「税金および費用」	各サブ・ファンドに関連して、すべての公租公課、取引仲介手数料および銀行手数料、利息、保管銀行または副保管銀行の手数料（売却および購入に関して）、譲渡報酬、登録報酬、ならびに各サブ・ファンドの資産の当初の取得およびその増減またはファンド株式の創設、発行、販売、乗換えもしくは買戻しまたは投資対象の売買に係るその他すべての税金、費用および手数料をいいますが、ファンド株式の販売および買付の際に代理機関に支払われる手数料または各サブ・ファンドの株式の純資産価格の確定の際に考慮される手数料、税金またはその他の費用は含まれません。
「適格国」	EU加盟国、OECD加盟国、ヨーロッパ経済地域加盟国、および各サブ・ファンドの投資目的に関連して取締役会が適切と判断するその他の国をいいます。
「EU」	ヨーロッパ連合をいいます。
「EU加盟国」	EUの加盟国（特定の時点によらない）をいう。EUの加盟国以外の国で、欧州経済地域の創設に関する協定を締結した国は、当該協定および関連条約に規定される制限の範囲内で、EUの加盟国と同等とみなされます。

「EUR」「ユーロ」「€」	ユーロの導入に関する1998年5月3日付理事会規則（EC）N0.974 / 98に定められるヨーロッパの単一通貨単位をいいます。
「ETF」（上場投資信託 / 投資法人）	選択された指数のパフォーマンスへの連動を追求し、一または複数の主要証券取引所で取引される上場投資信託 / 投資法人をいいます。
「FCA」	英国の金融行為庁またはその後任の機関をいいます。
「FCA規則」	随時改正されうるFCAの規則をいいます。
「サブ・ファンド」	CSSFの事前の承認を得て、一または複数のクラスのために設定された、各々の投資目的に従って運用される資産ポートフォリオをいいます。
「為替ヘッジ付クラス」	サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨で表示される株式クラスをいいます。
「機関投資家」	2010年法第174条の意味するところに該当する機関投資家をいいます（ただし、CSSFによるその時々解釈に従うものとします。）。
「仲介機関」	海外における販売会社および / または同社が任命した販売代理人および / または仲介機関をいいます。
「投資対象」	法令規則および定款で認められている各投資対象をいいます。
「投資運用会社」	パークレイズ・インベストメント・ソリューションズ・リミテッドおよび / またはファンドによる同意およびCSSFの要件に従い、管理会社によりファンドもしくはサブ・ファンドの投資運用会社として任命されたその他の者をいいます。

「重要投資者情報文書」	各クラス株式の重要投資者情報文書をいいます。
「主販売会社」	パークレイズ・インベストメント・ソリューションズ・リミテッドおよび／またはファンドの同意を得た上で、かつ、CSSFの要件に従い、ファンドに対して販売業務を提供するために管理会社により任命されたその他の者をいいます。
「管理会社」	ファンドロック・マネジメント・カンパニー・エス・エイをいいます。
「MiFID 2」	欧州の金融商品市場指令の改正版（以下「MiFID 2指令」といいます。）、各国に委任されMiFID 2指令に基づき制定される欧州連合施行規則、MiFID 2指令の施行のために欧州連合参加国により導入される法律および規則、ならびに欧州連合金融商品市場規則（600 / 2014）をいいます。
「最低保有金額」	各クラス株式の最低保有金額をいいます。
「最低買戻金額」	各クラス株式の最低買戻金額をいいます（初回買戻しまたは追加買戻しの両方に適用されます。）。
「最低申込金額」	各クラス株式の最低申込金額をいいます（初回申込みまたは追加申込みの両方に適用されます。）。
「純資産総額」「純資産」	定款に従って決定されるファンド、サブ・ファンドまたはクラス（文脈により）の純資産総額をいいます。文脈によっては、各クラスに帰属する純資産総額をいいます。
「1株当たり純資産価格」 「純資産価格」	各サブ・ファンドの純資産総額をその株式数で除して得られる額をいいます。サブ・ファンドに複数のクラスが存在する場合、各クラスの1株当たり純資産価格は、各クラスに帰属する純資産総額を各クラスの発行済株式数で除して得られる額をいいます。
「正味買戻超過ポジション」	一取引日において買戻合計金額が申込合計金額を超過している場合をいいます。
「正味申込超過ポジション」	一取引日において申込合計金額が買戻合計金額を超過している場合をいいます。
「OECD」	経済協力開発機構をいいます。
「認められている非UCITS」	UCITSとして適格ではないが、法令規則に基づきルクセンブルグ籍UCITSが投資を認められている投資信託／投資法人をいいます。

「価格」	本書の「SSP (Single Swinging Pricing) メソッドによる純資産価格の調整」に定義されます。
「適格保有者」	以下を除く自然人、法人または事業体をいいます。 () アメリカ人、() 米国従業員退職所得保証法 (ERISA) に基づくプラン、() ファンド株式の取得または保有によっていずれかの国または政府当局の法律または要件に違反することになる自然人、法人または事業体、() ファンド株式の保有者から除外されているか、または取締役が除外されていると合理的に判断したか (例えば、特定の請求にも係らず、登録住所の確認または更新を行わないことなどを理由として)、またはファンド株式の取得もしくは保有によってファンドに本来負担する必要のない税金債務を発生させるかもしくは金銭的な不利益を負担させることになると取締役が判断した自然人、法人または事業体、() 上記 () ないし () に記載される自然人、法人または事業体のための保管人、ノミニーまたは受託者。
「取引通貨」	各クラス株式の各表示通貨をいいます (ただし、取締役によって随時変更される場合があります。)。
「規制された市場」	指令2004 / 39 / ECの第 4 条第1.14項に定義される市場または適格国において規制され、定期的取引が行われ、公認かつ一般に公開されているその他の市場をいいます。
「法令規則」	2010年法ならびにルクセンブルグの現在または将来の適用法令またはその施行規則、通達およびCSSFの見解をいいます。
「ファンド株式」「株式」	各サブ・ファンドに関して発行された、ファンドの無額面株式をいいます。
「株主」「ファンド株主」	ファンド株式の登録保有者をいいます。 (注) 販売取扱会社にファンド株式の保管を委託している日本の実質上の株主は、ファンドの株主名簿上の登録株主ではありません。
「GBP」「ポンド」 「英国ポンド」「英ポンド」 「 」	英国の法定通貨をいいます。

「副投資運用会社」	投資運用会社の任命によって、バークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ1、バークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ2、バークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ3、バークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ4およびバークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ5の投資運用を再委託されたブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッドおよび／または投資運用会社に任命されたその他の者をいいます。
「UCI」	指令第1条（2）項（a）および（b）の意味に該当するその他の投資信託／投資法人をいいます。
「UCITS」	指令に基づき設立された譲渡可能有価証券を投資対象とする投資信託／投資法人をいいます。
「英国」	グレート・ブリテンおよび北アイルランド連合王国をいいます。
「USD」／「米ドル」／ 「ドル」／「\$」	アメリカ合衆国の法定通貨をいいます。

「アメリカ人」「米国人」

以下の定義を有するものとします：

（ a ）アメリカ合衆国の市民または居住者（「グリーンカード」保有者を含みます。）。（ b ）アメリカ合衆国の法律に基づき組織され、もしくは設立された、またはアメリカ合衆国に本店を有するパートナーシップ、会社、有限責任会社または同様の事業体、またはアメリカ合衆国連邦所得税法に基づきそのように課税される、またはそのように納税申告の対象となる事業体。（ c ）執行者、管財人または受託者がアメリカ人である財産または信託。ただし、以下の（ 1 ）、（ 2 ）を除きます。

（ 1 ）受託者として行為する専門の受託者がアメリカ人である信託の場合には、信託財産に関し、アメリカ人でない受託者が単独または共同の投資裁量権を有し、かつ信託の受益者のいずれもアメリカ人でない（かつ信託が取消可能である場合は、委託者が存在しない）こと。（ 2 ）執行者または管財人として行為する専門の受託者がアメリカ人である財産の場合には、アメリカ人でない財産の執行者または管財人が財産の資産に関し、単独または共同の投資裁量権を有し、かつ財産が外国法に準拠していること。（ d ）その収益がアメリカ合衆国以外を源泉として生じた財産は、アメリカ合衆国の取引または事業に事実上関連するものではなく、これにより支払われるアメリカ合衆国所得税を計算する目的上、総収益に含まれること。（ e ）アメリカ合衆国に所在する外国事業体の代理店または支店。（ f ）アメリカ合衆国内の裁判所が信託の管理事務について主要な監督を行うことができる場合の信託、且つ 1 名以上のアメリカ人が信託のすべての実質的決定を統制する権限を有していること。

（ g ）アメリカ人の利益のために、またはアメリカ人の勘定でアメリカ合衆国の内外に所在する取引業者またはその他の受託者が保有する投資一任口座または非投資一任口座もしくは類似の口座（財産または信託以外）。（ h ）アメリカ合衆国で組織され、設立され、または居住する（個人の場合）取引業者またはその他の受託者が保有する投資一任口座または類似の口座（財産または信託を除きます。）。ただし、アメリカ合衆国で組織され、設立され、居住する（個人の場合）アメリカ合衆国の取引業者またはその他の専門の受託者が非アメリカ人の利益のために、または非アメリカ人の勘定で保有する投資一任口座または類似の口座（財産または信託を除きます。）であること。（ i ）随時有効であるアメリカ合衆国の所得税法に基づいて、分配金が支払われない場合でも収益の一部についてアメリカ人に課税がなされる場合、市民権、本籍、居所、または住所にかかわらず、その企業、会社またはその他の団体（ただし、受動的海外投資会社を除きます。）。（ j ）パートナーシップ、会社またはその他の団体。ただし、（ A ）海外の裁判管轄の法律に基づいて組織されている、または設立されていること、および（ B ）主に 1933

年アメリカ合衆国証券法に基づいて登録されていない有価証券（ただし、サブ・ファンドの株式を含むもののそれらに限りません。）に投資する目的でアメリカ人またはその他の者によって所有されも

しくは組織されているものとします。ただし、自然人、財産または信託ではない（1933年法に基づくルール501（a）に定義されている）適格投資家によって組織され、設立され、所有されているものではないものとします。（k）従業員給付制度。ただし、かかる従業員給付制度は、アメリカ合衆国以外の国の法律、ならびにかかる国の慣行および文書に従って設立および管理されていないものとします。（l）年金制度。ただし、かかる年金制度は、アメリカ合衆国以外で組織され本店がアメリカ合衆国以外にある団体の従業員、役員および本人のためのものではないものとします。（m）商品プール、投資会社またはその他の類似の団体（アメリカ合衆国以外で組織され、本店がアメリカ合衆国以外にある団体の従業員、役員および本人のための年金制度以外のものとします。）等の主に消極的投資のために組織された団体において、（1）（アメリカ合衆国商品取引法に基づく規則4.7で定義する）適格者ではないアメリカ人が、かかる団体の受益権のうち合計で10%以上を表章する参加受益権を保有している場合、または、（2）参加者がアメリカ人以外、運営者がアメリカ合衆国商品先物取引委員会のパート4の一定の要件を免除されている商品プールに対するアメリカ人による投資を主たる目的として、促進することである場合。および（n）その役員または取締役を通じて行為するファンドが決定する株式の所有または株式の所有の勧誘がアメリカ合衆国の証券法またはアメリカ合衆国のいずれかの州もしくは他の裁判管轄の証券法を侵害することがある他の者もしくは他の団体。

「アメリカ人」には、たとえ前述の分類に該当する者または団体であったとしても、かかる者について役員または取締役を通して行為するファンドが行った株式の所有または株式の所有の勧誘が、アメリカ合衆国の証券法またはアメリカ合衆国の州もしくは他の裁判管轄の証券法を侵害しないと判断したものは含まないものとします。

「評価基準時点」	各取引日の23時（中央ヨーロッパ時間）をいいます。
「1933年法」	1933年米国証券法（改正済）をいいます。
「1940年法」	1940年米国投資会社法（改正済）をいいます。
「2010年法」	ルクセンブルグの投資信託／投資法人に関する2010年12月17日法（改正済）をいいます。

監 査 報 告 書

パークレイズ・ポートフォリオの株主各位

我々の意見

我々の意見では、添付の本財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令および規制要件に従って、パークレイズ・ポートフォリオ（以下「ファンド」といいます。）およびその各サブ・ファンドの2019年8月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正な概観を与えるものです。

我々の監査対象

ファンドの財務書類は以下から構成されています。

- ・ 2019年8月31日現在の合算純資産計算書
- ・ 2019年8月31日現在の投資明細表
- ・ 同日に終了した年度の合算損益計算書
- ・ 同日に終了した年度の合算純資産額変動計算書
- ・ 重要な会計方針の要約を含む、財務諸表の注記

意見の根拠

我々は、金融監督委員会（CSSF）がルクセンブルグに採択した、監査専門家に関する2016年7月23日付の法律（2016年7月23日法）および国際監査基準（ISA）に従って監査を実施しました。CSSFがルクセンブルグに採択した2016年7月23日法およびISAに基づく我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する公認監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項で詳述されています。

我々が入手した監査証拠は、我々の意見の基礎を提供するために十分かつ適切であると、我々は考えています。

我々は、CSSFがルクセンブルグに採択した、国際会計士倫理基準審議会による職業会計士の倫理規程（IESBA規程）、および我々の財務書類の監査に関する倫理的要件に従って、ファンドから独立しています。また、我々は、かかる倫理的要件に基づくその他の倫理的責任を果たしています。

その他の情報

ファンドの取締役会は、その他の情報に責任を有しています。その他の情報は、年次報告書に記載されている情報で構成されますが、財務書類および当該財務書類に対する我々の監査報告書は含まれません。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としていないため、我々は当該その他の情報に対し、いかなる形式の保証の結論も表明しません。

財務書類監査に関連する我々の責任は、上記に示したその他の情報を通読し、その過程において、当該その他の情報と財務書類または我々が監査を通じて得た知識との間に重要な相違がないかどうか、または重要な虚偽記載が存在する兆候がないかどうかを検討することにあります。我々の実施した手続きに基づき、当

該その他の情報に重要な虚偽記載が存在するとの結論に至った場合、我々はその事実を報告することが求められます。この点に関して、我々が報告すべき事項はありません。

財務書類に関するファンドの取締役会の責任

ファンドの取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令および規制要件に従った本財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正によるか誤謬によるかにかかわらず、重要な虚偽記載がない財務書類の作成のために必要であるとファンドの取締役会が判断した内部統制について責任を負っています。

財務書類の作成において、ファンドの取締役会は、ファンドおよびその各サブ・ファンドの継続企業としての存続能力の評価、該当する場合には継続企業の前提に関する事項の開示、継続企業の前提による会計処理の実施に責任を有します。ただし、ファンドの取締役会がファンドを清算またはいずれかのサブ・ファンドの終了、もしくは業務を停止する意思を有する場合、またはそれ以外に現実的な代替手段がない場合はこの限りではありません。

財務書類の監査に関する公認監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の監査の目的は、財務書類全体に対し、不正によるか誤謬によるかにかかわらず、重要な虚偽記載がないかどうかに関する合理的な保証を得て、我々の意見を含む監査報告書を作成することにあります。合理的な保証は、高い水準の保証ではありますが、CSSFがルクセンブルグに採択した、2016年7月23日法およびISAに準拠した監査によって、重要な虚偽記載が存在する場合にそれが常に発見されることを確約するものではありません。虚偽記載は、不正または誤謬により発生する可能性があり、個別にまたは総体的に、これらの財務書類の内容に基づく財務書類利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断されます。

CSSFがルクセンブルグに採択した、2016年7月23日法およびISAに準拠した監査の一環として、監査の実施中、我々は職業的専門家としての判断を行使し、職業的懐疑心を保持します。その他、我々は以下のことを行います。

- ・ 不正によるか誤謬によるかにかかわらず、財務書類の重要な虚偽記載のリスクの特定および評価、当該リスクに対応した監査手続きの立案および実施、ならびに我々の意見の根拠となる十分かつ適切な監査証拠の入手を行います。不正には、共謀、文書の偽造、意図的な不作為、虚偽の表示、または内部統制の無効化を伴う可能性があるため、不正による重要な虚偽記載を発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽記載を発見できないリスクよりも高くなります。
- ・ 状況に応じて適切な監査手続きを立案するために、監査に関連する内部統制を理解します。ただし、これは、ファンドの内部統制の有効性に対する意見を表明するためではありません。
- ・ 使用されている会計方針の妥当性およびファンドの取締役会によって行われた会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価します。
- ・ ファンドの取締役会が継続企業の前提により会計処理を行うことの妥当性について、また、入手した監査証拠に基づいて、ファンドまたはいずれかのサブ・ファンドが継続企業として存続するための能力に重大な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が存在するか否かについて、結

論を下します。重要な不確実性が存在するとの結論に至った場合は、我々の監査報告書において財務書類の関連する開示事項を参照するよう注意を喚起するか、または、かかる開示が不適切であった場合、我々は監査意見を修正する必要があります。我々の結論は監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいて導き出されたものです。しかし、将来の事象や状況によっては、ファンドまたはいずれかのサブ・ファンドが継続企業として存続できなくなる可能性があります。

- ・ 開示事項を含む全体的な財務書類の表示、構成および内容を評価するとともに、財務書類が基礎となる取引および事象を、適正な表示を実現する方法で表わしているかどうかを評価します。

我々は、その他の事項とともに、監査で予定されている範囲および実施時期、ならびに我々が監査において特定した内部統制の重大な不備を含む監査上の重要な発見事項についてガバナンス責任者に報告します。

ルクセンブルグ、2019年12月20日

プライスウォーターハウスクーパース、ソシエテ・コーペラティブ
代表者
アンドレア・モントレソーリ

Audit Report

To the Shareholders of Barclays Portfolios SICAV

Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of Barclays Portfolios SICAV (the “Fund”) and of each of its sub-funds as at 31 August 2019, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

What we have audited

The Fund’s financial statements comprise:

- the combined statement of net assets as at 31 August 2019;
- the portfolio statements as at 31 August 2019;
- the combined statement of operations for the year then ended;
- the combined statement of changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants’ Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Directors of the Fund is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Fund for the financial statements

The Board of Directors of the Fund is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Fund determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Fund is responsible for assessing the Fund's and each of its sub-funds' ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Fund either intends to liquidate the Fund or close any of its sub-funds or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;

- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Fund;
- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Fund's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's or any of its sub-funds' ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund or any of its sub-funds to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Luxembourg, 20 December 2019

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by

Andrea Montresori

（＊）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。

監 査 報 告 書

パークレイズ・ポートフォリオの株主各位

我々の意見

我々の意見では、添付の本財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令および規制要件に従って、パークレイズ・ポートフォリオおよびその各サブ・ファンド（以下「ファンド」といいます。）の2018年8月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正な概観を与えるものです。

我々の監査対象

ファンドの財務書類は以下から構成されています。

- ・ 2018年8月31日現在の合算純資産計算書
- ・ 2018年8月31日現在の投資明細表
- ・ 同日に終了した年度の合算損益計算書
- ・ 同日に終了した年度の合算純資産額変動計算書
- ・ 重要な会計方針の要約を含む、財務諸表の注記

意見の根拠

我々は、金融監督委員会（CSSF）がルクセンブルグに採択した、監査専門家に関する2016年7月23日付の法律（2016年7月23日法）および国際監査基準（ISA）に従って監査を実施しました。これらの法律および基準に基づく我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する公認監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項で詳述されています。

我々が入手した監査証拠は、我々の意見の基礎を提供するために十分かつ適切であると、我々は考えています。

我々は、CSSFがルクセンブルグに採択した、国際会計士倫理基準審議会による職業会計士の倫理規程（IESBA規程）、および我々の財務書類の監査に関する倫理的要件に従って、ファンドから独立しています。また、我々は、かかる倫理的要件に基づくその他の倫理的責任を果たしています。

その他の情報

ファンドの取締役会は、その他の情報に責任を有しています。その他の情報は、年次報告書に記載されている情報で構成されますが、財務書類および当該財務書類に対する我々の監査報告書は含まれません。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としていないため、我々は当該その他の情報に対し、いかなる形式の保証の結論も表明しません。

財務書類監査に関連する我々の責任は、上記に示したその他の情報を通読し、その過程において、当該その他の情報と財務書類または我々が監査を通じて得た知識との間に重要な相違がないかどうか、または重要な虚偽記載が存在する兆候がないかどうかを検討することにあります。我々の実施した手続きに基づき、当

該その他の情報に重要な虚偽記載が存在するとの結論に至った場合、我々はその事実を報告することが求められます。この点に関して、我々が報告すべき事項はありません。

財務書類に関するファンドの取締役会の責任

ファンドの取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令および規制要件に従った本財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正によるか誤謬によるかにかかわらず、重要な虚偽記載がない財務書類の作成のために必要であるとファンドの取締役会が判断した内部統制について責任を負っています。

財務書類の作成において、ファンドの取締役会は、ファンドの継続企業としての存続能力の評価、該当する場合には継続企業の前提に関する事項の開示、継続企業の前提による会計処理の実施に責任を有します。ただし、ファンドの取締役会がファンドを清算、もしくは業務を停止する意思を有する場合、またはそれ以外に現実的な代替手段がない場合はこの限りではありません。

財務書類の監査に関する公認監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の監査の目的は、財務書類全体に対し、不正によるか誤謬によるかにかかわらず、重要な虚偽記載がないかどうかに関する合理的な保証を得て、我々の意見を含む監査報告書を作成することにあります。合理的な保証は、高い水準の保証ではありますが、CSSFがルクセンブルグに採択した、2016年7月23日法およびISAに準拠した監査によって、重要な虚偽記載が存在する場合にそれが常に発見されることを確約するものではありません。虚偽記載は、不正または誤謬により発生する可能性があり、個別にまたは総体的に、これらの財務書類の内容に基づく財務書類利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断されます。

CSSFがルクセンブルグに採択した、2016年7月23日法およびISAに準拠した監査の一環として、監査の実施中、我々は職業的専門家としての判断を行使し、職業的懐疑心を保持します。その他、我々は以下のことを行います。

- ・ 不正によるか誤謬によるかにかかわらず、財務書類の重要な虚偽記載のリスクの特定および評価、当該リスクに対応した監査手続きの立案および実施、ならびに我々の意見の根拠となる十分かつ適切な監査証拠の入手を行います。不正には、共謀、文書の偽造、意図的な不作為、虚偽の表示、または内部統制の無効化を伴う可能性があるため、不正による重要な虚偽記載を発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽記載を発見できないリスクよりも高くなります。

- ・ 状況に応じて適切な監査手続きを立案するために、監査に関連する内部統制を理解します。ただし、これは、ファンドの内部統制の有効性に対する意見を表明するためではありません。
- ・ 使用されている会計方針の妥当性およびファンドの取締役会によって行われた会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価します。
- ・ ファンドの取締役会が継続企業の前提により会計処理を行うことの妥当性について、また、入手した監査証拠に基づいて、ファンドが継続企業として存続するための能力に重大な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が存在するか否かについて、結論を下します。重要な不確実性が存在するとの結論に至った場合は、我々の監査報告書において財務書類の関連する開示事項を参照するよう注意を喚起するか、または、かかる開示が不適切であった場合、我々は監査意見を修正する必要があります。我々の結論は監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいて導き出されたものです。しかし、将来の事象や状況によっては、ファンドが継続企業として存続できなくなる可能性があります。
- ・ 開示事項を含む全体的な財務書類の表示、構成および内容を評価するとともに、財務書類が基礎となる取引および事象を、適正な表示を実現する方法で表わしているかどうかを評価します。

我々は、その他の事項とともに、監査で予定されている範囲および実施時期、ならびに我々が監査において特定した内部統制の重大な不備を含む監査上の重要な発見事項についてガバナンス責任者に報告します。

ルクセンブルグ、2018年12月12日

プライスウォーターハウスクーパース、ソシエテ・コーペラティブ

代表者

ジョン・マイケル・デラーノ

Audit Report

To the Shareholders of Barclays Portfolios SICAV

Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of Barclays Portfolios SICAV and of each of its sub-funds (the “Fund”) as at 31 August 2018, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

What we have audited

The Fund’s financial statements comprise:

- the combined statement of net assets as at 31 August 2018;
- the portfolio statements as at 31 August 2018;
- the combined statement of operations for the year then ended;
- the combined statement of changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under those Law and standards are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants’ Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Directors of the Fund is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Fund for the financial statements

The Board of Directors of the Fund is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Fund determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Fund is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Fund either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;

- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Fund;
- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Fund's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Luxembourg, 12 December 2018

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by

John Michael Delano

（＊）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。